河内長野市地域防災計画

河内長野市防災会議

第１編　総則

第２編　災害予防対策編

第３編　災害応急対策編

第４編　災害復旧・復興対策編

付編１　東海地震関連情報に伴う応急対策編

付編２　東南海・南海地震防災対策推進計画編

河内長野市地域防災計画

平成26年４月修正

河内長野市危機管理課

〒586-8501
河内長野市原町一丁目１番１号
0721-53-1111（代表）

【 目　次 】

第1編　総則

第1章　計画の目的と方針……1-1

第1節　計画の目的……1-1

第2節　計画の概要……1-2

1. 計画の構成と内容……1-2

2. 他の計画及び諸法令に基づく計画との関係……1-2

3. 計画の修正と習熟……1-3

4. 計画の進捗の把握……1-4

第3節　防災に関する基本方針……1-4

1. 基本目標……1-5

2. 行政の責務と市民の心構え……1-6

3. 防災施策の大綱……1-6

第2章　河内長野市の概況と災害想定……1-9

第1節　河内長野市の概況……1-9

1. 自然･社会的条件……1-9

2. 災害履歴……1-10

第2節　災害の想定……1-12

1. 想定災害……1-12

2. 地震被害想定……1-14

3. 災害の発生する時間帯･季節が異なる場合の留意事項……1-19

第3章　防災関係機関と市民･事業者の役割……1-20

第1節　防災関係機関の業務大綱……1-20

1. 河内長野市……1-20

2. 大阪府……1-23

3. 大阪府警察（河内長野警察署）……1-24

4. 指定地方行政機関……1-24

5. 自衛隊（陸上自衛隊第三師団）……1-24

6. 指定公共機関及び指定地方公共機関……1-24

7. 公共的団体その他の防災上重要な施設の管理者……1-25

第2節　市民･事業者の基本的責務……1-26

第2編　災害予防対策編

第1章　災害に強い人づくり……2-1

第1節　自主防災体制を整備(支援)する……2-1
1. 市民の自主防災組織の結成及び育成を行う……2-1
2. 事業所の自主防災組織の育成を行う……2-3
3. 自主防災組織の救助活動を支援する……2-3

第2節　市民の防災意識の高揚を図る……2-4
1. 市民の防災知識の普及啓発を図る……2-5
2. 学校における防災教育を行う……2-6
3. 災害教訓を伝承する……2-6

第3節　企業防災を推進する……2-7
1. 企業防災対策を推進する……2-7

第4節　災害要因、被害想定及び防災体制等についての調査研究を行う……2-8
1. 災害危険箇所の調査を行う……2-8
2. 防災対策の研究を行う……2-9

第2章　災害に強いまちづくり……2-10

第1節　都市の防災機能を強化する……2-10
1. 防災空間の整備を図る……2-11
2. 都市基盤施設の防災機能を強化する……2-12
3. 木造密集市街地の整備促進を図る……2-12
4. 土木構造物の耐震対策を強化する……2-12
5. ライフラインの災害予防対策を強化する……2-13
6. 電力施設設備の強化・保全を図る……2-14
7. ガス施設設備の強化・保全を図る……2-14
8. 電気通信施設設備の強化・保全を図る……2-15

第2節　建築物の耐震対策を強化する……2-16
1. 建築物の耐震対策を強化する……2-17
2. 建築物の安全性に関する指導と福祉的整備を推進する……2-17
3. 地下空間の浸水防止を啓発する……2-18
4. 文化財を災害から保護する……2-18

第3節　火災予防対策を推進する……2-19
1. 火災予防のための指導を実施する……2-19
2. 火災予防検査を実施する……2-20
3. 建築物等の火災予防対策を強化する……2-20
4. 林野の火災予防対策を強化する……2-21

第4節　ライフライン確保体制を整備する……2-22
1. 上水道の防災対策を強化する……2-23
2. 下水道の防災対策を強化する……2-23

3. 市民への広報活動を行う……2-24
4. 電力防災対策を強化する……2-24
5. ガス防災対策を強化する……2-25
6. LPガス防災対策強化する……2-26
7. 通信防災対策を強化する……2-26

第5節 交通確保体制を整備する……2-27
1. 道路施設の交通確保のための体制を整備する……2-28
2. 鉄軌道施設の交通確保のための体制を整備する……2-28
3. 乗合旅客自動車の交通確保のための体制を整備する……2-28

第6節 水害予防対策を強化する……2-28
1. 河川の改修を推進する……2-29
2. 水害防止対策を強化する……2-29
3. 地下空間の浸水災害対策を推進する……2-30
4. 下水道の雨水対策を強化する……2-30
5. 農地の湛水被害を防止する……2-31

第7節 土砂災害の予防対策を推進する……2-32
1. 急傾斜地崩壊対策を強化する……2-34
2. 地すべり対策を強化する……2-34
3. 土石流対策（砂防）を強化する……2-34
4. 山地災害対策を強化する……2-35
5. 宅地造成工事規制区域内における工事許可申請を受ける……2-35
6. 土砂災害警戒区域等における防災対策を推進する……2-35
7. 警戒避難体制を整備する……2-36
8. 複合災害への対応に備える……2-37

第8節 危険物等の災害予防対策を強化する……2-38
1. 危険物災害予防対策を強化する……2-39
2. 高圧ガス災害予防対策を強化する……2-39
3. 火薬類災害予防対策を強化する……2-39
4. 毒物・劇物災害予防対策を強化する……2-39
5. 放射性同位元素にかかる災害予防対策を強化する……2-40

第3章 災害への適切な対応……2-41

第1節 市及び関係機関の防災体制を整備する……2-41
1. 組織体制と配備体制を整備する……2-41
2. 防災拠点機能等の確保、充実を推進する……2-43
3. 地域防災拠点を整備する……2-43
4. 装備資機材等の備蓄を推進する……2-44
5. 防災訓練を実施する……2-44
6. 職員等の防災対応力の向上を図る……2-45
7. 広域防災体制を整備する……2-45
8. 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制を整備する……2-45
9. 自治体被災による行政機能の低下等への対策を推進する……2-46

第2節 情報収集伝達体制を強化する……2-47
1. 災害情報収集伝達システムの基盤整備を推進する……2-47
2. 土砂災害情報相互通報システムの整備を推進する……2-48
3. 災害広報体制を整備する……2-48
4. 報道機関との協力体制を確保する……2-49
5. 災害時の広聴体制を整備する……2-49

第3節 消防･救急救助体制を確保する……2-50
1. 消防力の充実を図る……2-50
2. 広域消防応援体制を確保する……2-51
3. 連携体制を確保する……2-51
4. 消防の広域化及び消防･救急無線のデジタル化を整備する……2-51

第4節 災害時医療体制を整備する……2-52
1. 医療救護活動の構築を図る……2-52
2. 医療機関の情報伝達体制を整備する……2-53
3. 現地医療体制を整備する……2-53
4. 後方医療体制を整備する……2-54
5. 医薬品等を確保する……2-55
6. 緊急輸送手段を確保する……2-55
7. 関係機関との協力体制を確立する……2-56

第5節 緊急輸送体制を整備する……2-56
1. 陸上輸送体制を整備する……2-57
2. 輸送手段の確保体制を整備する……2-57
3. 交通規制･管制体制を整備する……2-58
4. 災害時用臨時ヘリポートを指定する……2-58

第6節 要配慮者、避難行動要支援者の支援体制を推進する……2-59
1.「福祉のまちづくり」としての整備･改善を推進する……2-60
2. 社会福祉施設等における対策を強化する……2-60
3. 在宅の避難行動要支援者への対策を強化する……2-61
4. 避難行動要支援者の避難支援体制を整備する……2-62
5. 福祉避難所における避難体制を整備する……2-65
6. 福祉サービスの継続と関係機関の連携を強化する……2-65
7. 外国人等への対策を強化する……2-65

第7節 避難収容体制を整備する……2-66
1. 避難地･避難路を選定する……2-67
2. 避難地･避難路の安全性の向上を図る……2-68
3. 避難所の選定と運営管理体制を整備する……2-68
4. 避難誘導体制を整備する……2-70
5. 応急仮設住宅等の事前準備を行う……2-70

第8節 二次災害防止体制を整備する……2-72
1. 応急危険度判定体制を整備する……2-72
2. 斜面判定制度の活用を図る……2-73

第9節 帰宅困難者対策を推進する……2-73
1. 帰宅困難者対策を推進する……2-73
第10節 生活物資の備蓄体制を整備する……2-74
1. 給水体制を確保する……2-75
2. 食糧・生活必需品の備蓄・供給体制を整備する……2-76
第11節 ボランティアの活動環境を整備する……2-78
1. 受入れ窓口を整備する……2-78
2. 事前登録を推進する……2-79
3. ボランティアコーディネーターを育成する……2-79
4. 活動支援体制を整備する……2-79
5. 多様な人材の協力……2-79
第4章 第四次地震防災緊急事業五箇年計画の推進……2-80

第3編　災害応急対策編

第1章 応急活動体制の確立……3-1

第1節　応急活動体制を確立する……3-1
1. 災害警戒本部を設置・運営する……3-1
2. 災害対策本部を設置・運営する……3-2
3. 職員を動員配備する（地震）……3-5
4. 職員を動員配備する（風水害）……3-10

第2章 応援の要請……3-14

第1節 広域応援要請及び要員確保を行う……3-14
1. 応援を要請する……3-14
2. 職員の派遣を要請する……3-15
3. 応援を受入れる……3-15
4. 労働力を確保する……3-16
5. 要員の災害対策を確立する……3-17

第2節 自衛隊に災害派遣を要請する……3-18
1. 自衛隊に災害派遣を要請する……3-18
2. 府・自衛隊の判断による災害派遣を受ける……3-19
3. 派遣部隊を受入れる……3-20
4. 派遣部隊等の撤収を要請する……3-21

第3章 情報の収集・伝達……3-22

第1節 地震に関する情報を収集・伝達する……3-22
1. 地震に関する情報等を収集・伝達する……3-22

第2節 気象予報等の情報を収集・伝達する……3-24
1. 気象予警報等を収集する……3-24
2. 気象予警報等を伝達する……3-28
3. 水防警報を発する……3-34
4. 雨量・水位等に関する情報を収集する……3-34
5. 水害・土砂災害の警戒体制をとる……3-35
6. ライフライン・交通等の警戒体制をとる……3-39
7. 火災警報を発令する……3-40
8. その他の異常現象を措置する……3-40

第3節 被害情報を収集・伝達する……3-41
1. 初動情報を把握する……3-42
2. 被害状況等を把握する……3-42
3. 被害状況を関係機関に報告する……3-43
4. 被害状況を大阪府等に報告する……3-44
5. 異常現象を通報する……3-45
6. 通信手段を確保する……3-45

第4節 災害時における通信連絡を実施する……3-47
1. 通信連絡窓口を設置する……3-47
2. 通信連絡手段を確立する……3-47

第4章 災害情報の広報・広聴……3-50

第1節 災害広報を行う……3-50
1. 災害広報を行う……3-50
2. 報道機関と連携する……3-51
3. 広報資料を収集する……3-52
4. 広聴活動を行う……3-52

第5章 消防・救助活動及び医療救護の実施……3-53

第1節 消防･救急救助活動を実施する……3-53
1. 消防・救急救助活動を実施する……3-53

第2節 医療救護を実施する……3-54
1. 医療救護を行う……3-55
2. 医療情報の収集活動を行う……3-55
3. 現地医療対策を確立する……3-55
4. 後方医療対策を確立する……3-57
5. 災害医療機関の役割を確立する……3-58
6. 医療器具、医薬品等を調達する……3-58
7. 助産救護活動を行う……3-59
8. 長期医療を行う……3-59
9. 救護所・救護医療機関の応急復旧を行う……3-59
10. 個別疾病対策を講ずる……3-59

第6章 緊急輸送体制及び交通規制の実施……3-60

第1節 緊急輸送を実施する……3-60
1. 緊急輸送体制を確立する……3-60
2. 緊急輸送手段を確保する……3-60
3. 緊急交通路を確保する……3-61
4. 緊急通行車両を確認する……3-62
5. 輸送基地を確保する……3-62

第2節 交通規制を実施する……3-62
1. 交通規制体制を確立する……3-63
2. 交通規制を行う……3-64
3. 交通規制措置を広報する……3-65
4. 道路交通を確保する……3-65

第7章 避難行動要支援者対策……3-66

第1節 避難行動要支援者の被災状況の把握等を行う……3-66
1. 避難行動要支援者の安否確認を行う……3-66

２．避難行動要支援者を避難所等へ移送する……3-66
３．避難行動要支援者の被災状況とニーズを把握する……3-66
４．被災した避難行動要支援者への支援活動を行う……3-67

第８章　避難活動の実施……3-68

第１節　避難対策を実施する……3-68
１．避難準備情報・一時避難情報・避難勧告・避難指示の体制を確立する……3-68
２．避難情報伝達、準備、誘導を行う（地震時）……3-72
３．避難情報伝達、準備、誘導を行う（風水害時）……3-74
４．警戒区域を設定する……3-75

第２節　避難所を開設・運営する……3-77
１．避難所を開設する……3-77
２．避難所を運営する……3-78
３．学校・社会福祉施設等において避難を実施する……3-81
４．他地域へ避難する……3-81
５．避難所の早期解消に取り組む……3-82

第９章　被災者の生活支援……3-83

第１節　災害救助法を適用する……3-83
１．災害救助法を適用する……3-83
２．災害救助法による救助を行う……3-84

第２節　飲料水を供給する……3-85
１．災害時給水体制を確立する……3-85
２．給水活動を行う……3-86
３．医療機関・福祉施設等への緊急給水を行う……3-87
４．応援体制を確立する……3-87

第３節　食糧を供給する……3-88
１．災害時食糧供給体制を確立する……3-88
２．市民へ食糧を供給する……3-90
３．医療機関・福祉施設等への食糧の緊急供給を行う……3-91
４．応援体制を確立する……3-91

第４節　生活必需品等を供給する……3-92
１．災害時生活必需品供給体制を確立する……3-92
２．市民へ生活必需品を供給する……3-94
３．応援体制を確立する……3-94

第１０章　自発的支援の受入れ……3-95

第１節　ボランティアを受入れる……3-95
１．受入窓口を開設する……3-95
２．活動拠点を提供する……3-95

第2節 義援金等を受付・配分する……3-96
1. 義援金を受付・配分する……3-96
2. 義援物資を受入れ・保管・配分・輸送を行う……3-96
3. 義援物資提供の際に配慮する……3-97
4. 支援金について広報を行う……3-97
5. 小包郵便料金を免除する……3-97

第3節 海外からの支援を受入れる……3-98
1. 府と連携して対応する……3-98
2. 支援を受入れる……3-98

第11章 メンタルケア（こころのケア）対策……3-99

第1節 こころのケア対策を行う……3-99
1. こころのケアのための体制を確立する……3-99
2. 巡回相談を行う……3-99
3. こころの健康相談等を行う……3-99

第12章 ライフラインの復旧……3-100

第1節 ライフライン関係の応急対策を実施する……3-100
1.災害時ライフライン情報を収集・伝達する……3-100
2.ライフライン復旧連絡部会を設置する……3-101
3.上水道を復旧する……3-101
4.下水道を復旧する……3-103
5.電力を復旧する……3-103
6.ガスを復旧する……3-103
7.電気通信を復旧する……3-104
8.鉄道を復旧する……3-105
9.バスを復旧する……3-105
10.道路を復旧する……3-105

第13章 二次災害の防止……3-107

第1節 二次災害を防止する……3-107
1. 公共施設の二次災害を防止する……3-107
2. 応急工事を行う……3-108
3. 民間建築物・宅地の二次災害を防止する……3-108
4. 危険物等の二次災害を防止する……3-108
5. 放射性物質の二次災害を防止する……3-109
6. 地下空間浸水災害の対策活動を行う……3-109

第14章 捜索活動と遺体の収容・火葬……3-110

第1節 行方不明者を捜索する……3-110
1. 行方不明者を捜索する……3-110

第2節 遺体を収容・火葬する……3-110

1. 遺体を収容する……3-111
2. 遺体を火葬する……3-111
3. 応援を要請する……3-112

第15章　廃棄物処理と保健衛生……3-113

第1節 廃棄物を処理する……3-113
1. ごみ・災害廃棄物を処理する……3-113
2. 道路障害物を除去する……3-114
3. 住宅関係障害物を除去する……3-115

第2節 防疫･し尿処理を行う……3-115
1. 防疫対策を実施する……3-115
2. し尿を処理する……3-118
3. 動物の保護等を行う……3-118

第16章　文教対策の実施……3-119

第1節 学校教育を再開する……3-119
1. 実施責任者を定める……3-119
2. 学校における体制を確立する……3-119
3. 児童・生徒等を保護する……3-121
4. 応急教育を実施する……3-121
5. 就学等に関する措置を実施する……3-122
6. 給食に関する措置を実施する……3-122
7. 教育施設の応急整備を行う……3-123
8. 災害後の環境衛生を確保する……3-123
9. 児童・生徒の「こころのケア」対策を行う……3-123

第2節 文化財の災害応急対策を行う……3-123
1. 文化財の災害応急対策を行う……3-124

第17章　社会秩序の維持……3-125

第1節 社会秩序を維持する……3-125
1. 市民への呼びかけを行う……3-125
2. 警察による公共の安全と秩序維持のための警察活動を実施する……3-125
3. 物価の安定及び物資の安定供給を図る……3-125

第18章　その他災害応急対策……3-127

第1節 土砂災害・洪水応急対策……3-127
1. 河川施設、ため池農業用施設における応急対策を実施する……3-127
2. 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設における応急対策を実施する……3-127
3. その他公共土木施設における応急対策を実施する……3-128

第2節 林野火災応急対策……3-128
1.　火災の警戒を実施する……3-129
2.　火災通報等を行う……3-129
3. 活動体制を確立する……3-130

４．林野火災対策資料を作成する……3-131
第3節 市街地災害応急対策……3-131
１．ガス漏洩事故対策を実施する……3-131
２．火災等の対策を実施する……3-132
３．広域応援体制を確立する……3-132
４．中高層建築物、地階を有する建築物の管理者等による措置を実施する……3-132
５．通報連絡体制を確立する……3-133
第4節 危険物等災害応急対策……3-133
１．危険物災害応急対策を実施する……3-134
２．高圧ガス災害応急対策を実施する……3-135
３．火薬類災害応急対策を実施する……3-136
４．毒物、劇物災害応急対策を実施する……3-137
第5節 大規模交通災害（航空機事故、鉄道事故、自動車事故）応急対策……3-138
１．応急対策を実施する……3-138
第6節 原子力災害対策……3-141
１．原子力災害応急対策を推進する……3-141
２．広域避難者を受入れる……3-143
３．放射線災害応急対策を実施する……3-144
第7節 その他災害応急対策……3-145

第4編　災害復旧・復興対策編

第1章　被災者の生活再建支援……4-1

第1節　住宅を確保する……4-1

1. 住宅対策を実施する……4-1

2. 公共住宅への一時入居を実施する……4-2

3. 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理を行う……4-2

4. 住宅の確保・支援を行う……4-3

第2節　被災者の生活を確保する……4-4

1. 災害弔慰金等を支給する……4-4

2. 罹災証明書を交付する……4-5

3. 被災者生活再建支援金を支給する……4-5

4. 災害援護資金・生活資金等を貸付する……4-6

5. 租税等の減免及び徴収猶予等の措置を行う……4-7

6. 医療費の負担等を行う……4-7

7. 雇用機会を確保する……4-7

第3節　激甚災害の指定を受ける……4-8

1. 激甚災害指定による財政援助を受ける……4-8

第2章　地域支援……4-9

第1節　農産物災害応急対策を確立する……4-9

1. 農業施設応急対策を実施する……4-9

2. 農作物応急対策を実施する……4-9

3. 林産物応急対策を実施する……4-10

4. 畜産等応急対策を実施する……4-10

第2節　中小企業の復興支援を行う……4-10

1. 資金需要の把握・調査等を行う……4-11

2. 資金の融資措置を行う……4-11

3. 中小企業者に対する金融制度を周知する……4-11

第3節　農林業関係者の復興支援を行う……4-11

1. 資金需要の把握・調査を行う……4-12

2. 資金の融資措置を行う……4-12

3. 融資制度を周知する……4-12

第3章　復興……4-13

第1節　復興の基本方針を作成する……4-13

1. 基本方針を決定する……4-13

2. 原状に復旧する……4-13

3. 被害を調査する……4-13

4. 復興計画を作成する……4-14

5. 公共施設等を復旧する……4-14

付編１　東海地震関連情報に伴う応急対応

第１章　総則……付1−1

第１節　目的……付1−1

第２節　基本方針……付1−1

第２章　東海地震注意情報が発表された時の措置……付1−2

第１節　東海地震注意情報の伝達……付1−2

第２節　警戒態勢の準備……付1−2

第３章　警戒宣言が発せられた時の対応措置……付1−3

第１節　東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達……付1−3

第２節　警戒態勢の確立……付1−4

第３節　広報……付1−5

第４節　救援・救護……付1−5

第５節　警備・交通対策……付1−6

第６節　公共輸送等対策……付1−6

第７節　消防・水防・土砂災害対策……付1−6

第８節　危険物施設等対策……付1−7

第９節　避難対策……付1−8

第１０節　ライフライン対策……付1−8

第１１節　学校・医療機関・社会福祉施設対策……付1−9

第１２節　劇場・高層建築物等対策……付1−11

第１３節　社会秩序の維持……付1−11

第４章　市民、事業所等のとるべき措置……付1−12

付編2　東南海・南海地震防災対策推進計画編

第1章　総則……付2-1

第1節　推進計画の目的……付2-1

第2節　推進計画の性格と役割……付2-1

第3節　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱……付2-1

第2章　災害対策本部の設置等……付2-2

第1節　災害対策本部の設置等……付2-2

第2節　本部等の組織及び運営……付2-2

第3節　災害応急対策要員の参集……付2-2

1. 参集・配備計画……付2-2

2. 自主参集……付2-2

第3章　地震発生時の応急対策等……付2-3

第1節　地震発生時の応急対策……付2-3

1. 情報の収集・伝達……付2-3

2. 消火活動・救助救急活動・医療活動……付2-3

3. 輸送活動……付2-3

4. 物資調達……付2-3

5. 施設の緊急点検・巡視……付2-4

6. 二次災害防止等……付2-4

7. 保健衛生活動・防疫活動……付2-4

8. 帰宅困難者対策……付2-4

第2節　資機材、人員等の配備手配……付2-5

1. 物資等の調達手配……付2-5

2. 人員の配備……付2-5

3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置……付2-5

第3節　他機関に対する応援要請等……付2-6

1. 応援協定の運用……付2-6

2. 自衛隊の災害派遣要請の要求等……付2-7

3. 消防、警察の広域応援の受入れ……付2-8

第4章　津波からの円滑な避難の確保に関する事項……付2-9

第5章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画……付2-10

第1節　施設等の整備方針……付2-10

第2節　建築物、構造物等の耐震化……付2-10

1. 市施設の耐震化……付2-10

2. 一般建築物耐震化の促進……付2-10

第3節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備……付2-11
1．避難地……付2-11
2．避難路……付2-11
3．消防用施設等の整備……付2-11
4．消防活動用道路の整備……付2-11
5．老朽住宅密集地の整備……付2-11
6．緊急交通路の整備……付2-11
7．社会福祉施設における整備……付2-12
8．公立小･中学校等における整備……付2-12
9．飲料水を確保する施設の整備……付2-12
10．その他……付2-12

第6章　防災訓練計画……付2-13
第1節　東南海･南海地震を想定した防災訓練の実施……付2-13
第2節　学校における防災訓練の実施……付2-13

第7章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画……付2-14
第1節　地域防災力の向上……付2-14
1．家庭での防災対策の周知徹底……付2-14
2．企業の防災活動の促進……付2-15
3．市の措置……付2-15
第2節　地域防災上必要な教育及び広報に関する計画……付2-15
1．市職員に対する教育……付2-15
2．住民等に対する教育及び広報……付2-16
3．児童、生徒等に対する教育……付2-17
4．防災上重要な施設の管理者に対する教育……付2-17
5．相談窓口の設置……付2-17

第8章　東南海･南海地震等の時間差発生による災害拡大防止……付2-18
第1節　東南海　･南海地震が時間差発生した場合への対応……付2-18
1．対応方針……付2-18
2．応急危険度判定の迅速化等……付2-18
第2節　東海地震関連情報が発表された場合への対応……付2-18
1．東海地震関連情報発表時……付2-18

第１編　総　　則

第１編　総　則

第１章　計画の目的と方針

第１節　計画の目的……1-1
第２節　計画の概要……1-2
第３節　防災に関する基本方針……1-4

第２章　河内長野市の概況と災害想定

第１節　河内長野市の概況……1-9
第２節　災害の想定……1-12

第３章　防災関係機関と市民・事業者の役割

第１節　防災関係機関の業務大綱……1-20
第２節　市民・事業者の基本的責務……1-26

第１章　計画の目的と方針

第１節　計画の目的

河内長野市地域防災計画は、災害対策基本法第42条（市町村地域防災計画）及び東南海・南海地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第６条（推進計画）の規定に基づき、市域にかかる災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等に関し、市及び関係機関（市域に関係する公共的団体をいう）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって災害から市民の生命・財産・生活を守るとともに、防災行政の強力な推進を図ることを目的とする。

第２節　計画の概要

１　計画の構成と内容

この計画は、総則、災害予防対策編、災害応急対策編、災害復旧・復興対策編、付編として、東海地震関連情報に伴う応急対応、東南海・南海地震防災対策推進計画編及び資料編（別冊）から構成されている。各編で対応する内容は、次の通りとする。

構　　成	内　　容
総則	計画の目的を明らかにし、市及び防災関係各機関等の責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱を定める。
災害予防対策編	災害の未然防止対策、市民への啓発活動及び災害発生直後の応急対策・復旧対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて明記し、平常時にとるべき防災活動全般についての総合的な計画を定める。
災害応急対策編	大規模な地震災害、風水害、土砂災害及びその他の災害に対応するため、災害を想定しての防ぎょ措置、災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合の防ぎょ措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助等の措置について基本的な計画を定める。
災害復旧・復興対策編	災害発生後における、市民の生活安定のための措置、公共施設の災害復旧等について基本的な計画を定める。
付編１・東海地震関連情報に伴う応急対応	東海地震関連情報に伴う社会混乱の防止につとめ、本市及び市民、事業者等のとるべき適切な対応措置・警戒体制について定め、市民の生命、身体、財産等の安全を確保する為の措置について基本的な計画を定める。
付編２・東南海・南海地震防災対策推進計画編	今世紀前半にも発生が懸念されている東南海・南海地震について、本市は、地震発生時の震度が６弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成15年12月の中央防災会議において、「東南海・南海地震の防災対策推進地域」に指定された。このことから、「東南海・南海地震防災対策推進計画」を策定し、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、当該地域における地震防災対策について定める。
資　料　編（別冊）	各対策の実施に必要な法令・様式・資料等を収録する。

２　他の計画及び諸法令に基づく計画との関係

(1) 河内長野市総合計画との関係

この計画は、市総合計画（長期的な「まちづくり」を計画的・総合的に進めるための指針）に基づく諸施策と密接な関連性を有するものである。本市では、平成18年度から27年度までを計画期間とする第４次総合計画を策定しており、これに基づいた実施計画

により諸施策を展開している。防災面では、基本構想における５つのまちづくりの目標の一つに「安全安心都市」を位置づけるとともに、３つの重点施策の一つ「質的充実による居住環境の魅力向上」の中で「だれもが安全で安心して暮らせるまちづくり」を位置づけている。また、基本計画における「第４章　安全安心都市」において、「１．危機管理」「３．消防・救急救助」「４．防災」「５．治山・治水」などに施策体系を位置づけている。

(2) 大阪府地域防災計画との関係

この計画は、府地域防災計画及び府水防計画との一貫性と整合性を有するものである。

(3) 諸法令等に基づく計画との関係

この計画は、消防法、高圧ガス保安法、建築基準法、気象業務法、災害救助法等各般の諸法令・規定に、相互に整合性が保たれているものである。

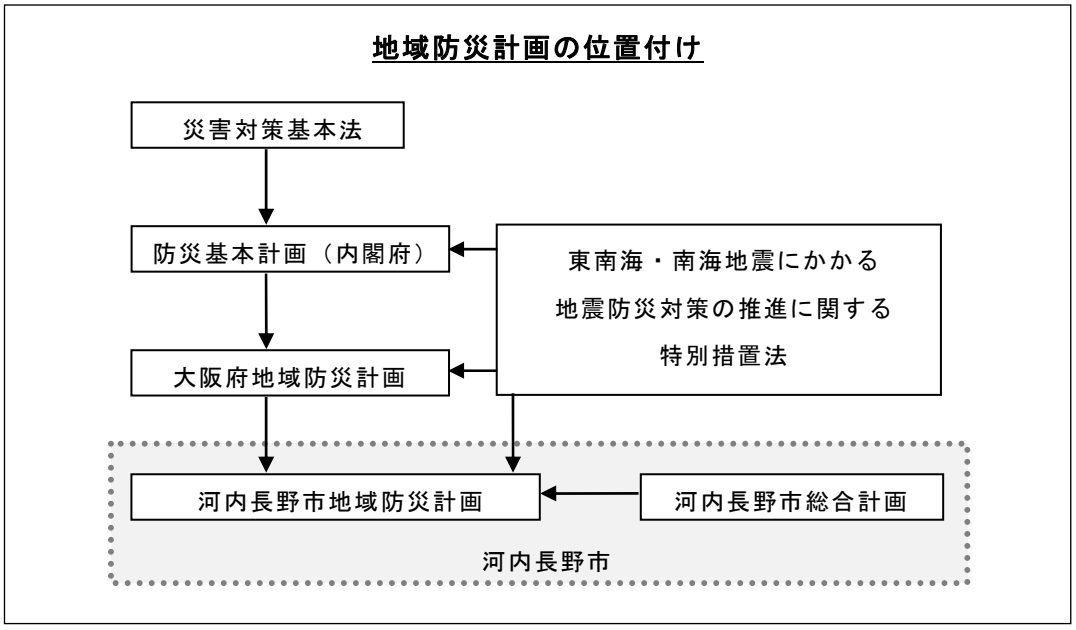

3　計画の修正と習熟

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは市防災会議に諮り修正するものとする。

なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行うものとする。

(1) 市防災会議は、関係機関や市民の意見を聞き、防災計画修正（案）を作成する。
ただし、組織機構及び資料編等の軽微な変更については、随時修正し、防災会議へ報告するものとする。

(2) 市防災会議を開催し、防災計画修正（案）を審議、決定する。

(3) 市防災会議は、修正した防災計画について災害対策基本法第42条第4項の規定により府に報告する。

(4) 災害対策基本法第42条第４項の規定に基づき、市民等にその要旨を公表する。
なお、公表の手段としては、ホームページ・広報紙等により周知するものとする。
また、この計画は、市職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、市民及び事業者の協力のもとにその実現を図る。

４　計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項について、市の行政評価の取り組みの中で、常に事務の進捗状況の把握に努める。行政評価の対象になっていない事項についても、可能な限り把握に努める。

＊条例1　河内長野市防災会議条例

第３節　防災に関する基本方針

市民の尊い生命と貴重な財産を災害から守り、安全で安心な市民生活を確保することは、行政における最も基本的な課題であり、地方行政の原点である。

平成7年１月17日未明に発生した阪神・淡路大震災は、6,400人以上の尊い命を奪い、また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者・行方不明者は約２万人にのぼった。このような災害は、我々の住んでいる社会が自然災害に対して脆弱であることを改めて認識させた。地域防災計画の策定にあたっては、過去の災害を教訓に、都市化、高齢化、情報化、国際化等社会構造の変化を踏まえた防災基本方針が必要である。

本市では、近年の都市化の進展に伴う市街地の拡大と過密化、高層化、危険物の増加、石油類、ＬＰガス、化学薬品等の使用量の増加、自動車の増加等による都市構造の急激な変化は、複合的、広域的な災害の発生と被害を増大させる新たな要因を創り出しつつある。また、南海トラフや中央構造線における大地震、台風や集中豪雨による河川の氾濫、渓流における土石流、急傾斜地の崩壊は、一度発生すればその被害は甚大である。特に、現在においては、21世紀の半ばまでに極めて高い確率で発生するとされている東海・東南海・南海地震や非常に強い揺れをもたらす直下型地震、大規模風水害による大きな被害が懸念されることから、その対策が急務になっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能である。災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備える必要があり、防御施設の整備等を通じたハード対策とともに、住民の生命を守ることを最優先として、避難対策や住民への啓発等のソフト対策を組み合わせた多重防御で対応することが求められる。

災害は、突然襲ってくることから、防災体制の確立（特に自主防災体制）及び市民の防災意識の啓発を図り、「災害に強いまちづくり」を一層推進しなければならない。

1　基本目標

市民の生命と財産を災害から守り、安全で安心な市民生活を確保するために、防災基本方針の基本目標を次のように定める。

・南海トラフにおける地震による死者ゼロをめざす
・直下型地震による被害を最小限にとどめる
・風水害及び土砂災害による死者ゼロをめざす
・その他の災害による被害も最小限にとどめる

災害の事前対策には２つの手段が存在し、第１は被害予防を目的とした被害抑止であり、第２は被害の拡大防止と早期復旧を目的とした被害軽減である。災害に強いまちづくりの推進をめざした被害抑止は防災の基本であるが、その実現には長い時間と多くの投資を必要とする。そのため、被害が発生した場合を想定した被害軽減を図る必要がある。災害は巨大化するにつれて被害軽減策への依存度が高くなる。このような考え方に基づく基本目標の位置付けは次の通りと考えられる。

基本目標の位置付け（防災における被害抑止と被害軽減の関連性）

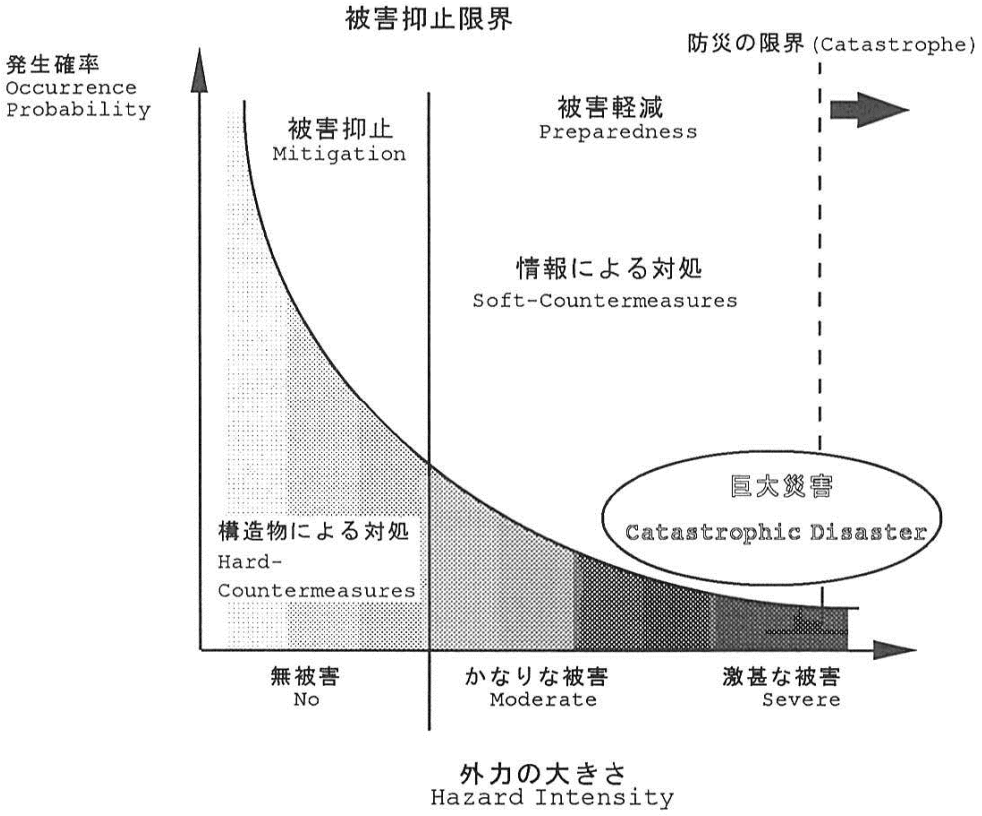

出典：情報ｼｽﾃﾑ　林春男（京都大学防災研究所公開講座（第７回））

２　行政の責務と市民の心構え

市と府、防災関係各機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全確保を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と市民の防災意識の高揚を図る。

市民は、自分の生命は自分で守るとの認識に立って、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭において、近隣と協力してその災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない。特に大規模な災害においては、現場での初期活動が極めて重要であり、日常における防災対策に心がける。

３　防災施策の大綱

基本目標を達成するための防災施策の大綱は、以下の通りである。

(1) 災害に強い人づくり

① 自助能力の向上

大規模な災害においては、人命救助などの行政の緊急活動が行き渡らない可能性もある。従って、現場での適切な初期活動が地域の被害の程度を小さくするので、市民の災害時の役割は極めて重要である。そのため市は、地域及び職場等を通じて市民の防災意識の高揚を図る。また、防災教育や防災訓練等を通じて、個人の災害時の防災活動力の向上を図る。さらに、平常時の福祉ボランティア活動等を活性化し、市域又は市域外の災害時の防災活動力の向上を図る。

② 互助能力の向上

近年、都市化の進行によって市民の自治会的な活動が希薄になり、また、高齢化等による避難行動要支援者が増加しているため、自主防災組織の防災活動における比重がますます大きくなっている。市は、市民の自主防災意識の向上を図り、地域単位及び職場単位での自主防災組織の結成及び育成の支援など、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

③ 防災に関する調査・研究の推進

市は、国、府、その他関係機関より防災に関する情報を収集し、災害に関する科学的・総合的な調査・研究を行い、市民に積極的に公開するとともに、有効な防災施策に反映させる。また、専門家の協力を得るなどして、高度で最新の情報収集に努める。

(2) 災害に強いまちづくり

① 地震災害対策の推進

周到でかつ十分な震災予防最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行い、より厳しい事態を想定した対策を講ずる。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせて施策を推進する。

最近は、建物の堅牢化をはじめとし、都市そのものの耐震性は向上しているが、都市機能の集中や危険物等の増加等により、これまでにない地震被害が予測される。従って、市及び関係機関は、さらに都市の耐震化・不燃化の推進、避難地やヘリポート等の整備、上下水道をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進等の社会基盤の整備を図る。

市民・事業者員は、家屋の耐震性の強化、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、ブロック塀・自販機・看板等の転倒・落下防止など、家庭、職場の耐震化、防火対策に努める。

② 風水害対策の推進

近年は大きな河川からの水害は少なくなってきたが、内水氾濫による浸水被害が発生している。市街地の拡大に伴い、今後さらに水害危険性が拡大するおそれがある。今後も、河川やため池の改修、排水能力の充実、下水道及び治水施設の整備、避難体制の整備等を図る。

③ 土砂災害対策の推進

本市では、市域の南部地域を中心に山地が広がっている。これらの山地は、急峻な地形や脆弱な地質からなり、急傾斜地崩壊、地すべり及び土石流の危険性がある。土砂災害は、発生する頻度も大きく、ハード面からの土砂災害対策の推進とともに情報の伝達、避難体制の整備、孤立化に対する防災体制等のソフト面からの対策の確立を図る。

④ その他の災害対策の推進

本市におけるその他の主な災害としては、近年の都市化の進展に伴う危険物等災害、鉄道事故災害や林野火災等があげられる。これらの災害については、他の災害の対策とあわせ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備の推進を図る。

⑶ 災害への適切な対応

① 初動体制の整備と役割の明確化

災害が発生した場合、市及び防災関係機関の初動体制を迅速かつ円滑に進めることがその後の応急・復旧対応に大きく関わってくる。そのため、平時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるよう、職員の防災意識の向上、初動対応の習熟、初動体制の整備を図る。

市、関係機関、市民・事業者の組織のそれぞれが、「防災初動体制マニュアル」の作成等、災害時に、「いつ、だれが、なにを、どうするか」といった役割分担を明確にし、確実に実行できるようにする。

② 地域防災計画と応援体制の充実

市は、各種の災害に対応するため、地域防災計画をより実践的なものとして充実させ、広域応援体制やボランティアの受入れ体制等を整備し、総合的な防災体制の確立を図る。

③ 防災・救助体制の整備

ア　消防施設、避難施設、医療施設などの耐震化、食糧・水・生活必需品・救助資機材・医療品等の備蓄、飲料水用貯水槽の設置等、緊急時の防災活動のための施設・設備の整備を図る。

イ　防災無線をはじめとする通信機能の向上、並びに情報収集や伝達体制の確立に努める。

④ 避難行動要支援者等に配慮した防災・救助体制の整備推進

災害発生時に自力避難が困難と考えられる避難行動要支援者の安否確認を実施するため、府の示す指針に基づき市が作成したマニュアル等に則し、民生委員等と協力のうえ、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しながら避難行動要支援者の所在等の把握に努めるほか、事前に支援者を定めるとともに、避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づ

くりを推進する。
　また、女性や高齢者、障がい者など被災者の多様な視点を取り入れ、柔軟かつ機敏に対応した防災対策を講ずる。

河内長野市地域防災計画

防災基本方針

基本目標

- 南海トラフにおける地震による死者ゼロをめざす
- 直下型地震による被害を最小限にとどめる
- 風水害及び土砂災害による死者ゼロをめざす
- その他の災害による被害も最小限にとどめる

防災施策の大綱

災害に強い人づくり

- 自助能力の向上
- 共助能力の向上
- 防災に関する調査・研究の推進

災害に強いまちづくり

- 地震災害対策の推進
- 風水害対策の推進
- 土砂災害対策の推進
- その他の災害対策の推進

災害への適切な対応

- 初動体制の整備と役割の明確化
- 地域防災計画と応援体制の充実
- 防災・救助体制の整備
- 避難行動要支援者等に配慮した防災・救助体制の整備推進

河内長野市第４次総合計画

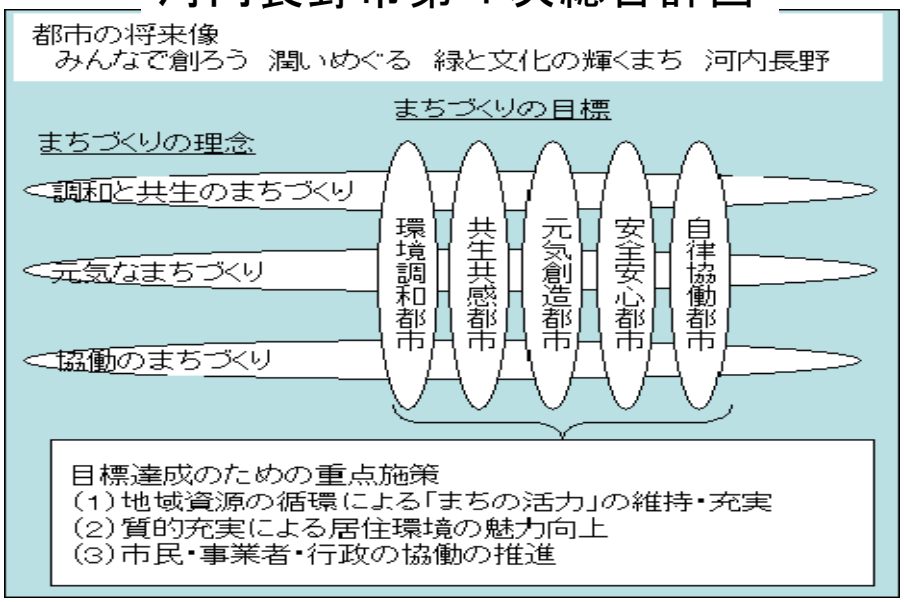

第２章　河内長野市の概況と災害想定

第１節　河内長野市の概況

1　自然・社会的条件

(1) 地形・地質概要

本市域の地形は、中地形（中規模の地形）の単元でみると、市域南部の和泉山地、和泉山地の前面に位置する一徳防山地、市域北部に広がる南河内丘陵・石川段丘、石川谷底平野に分けられ、それぞれ特徴ある地形と地質を示している。

① 和泉山地

本市域南端の和歌山県との境界に位置する標高700～900ｍの東西性の山地で、最高点は醤油谷西方の約920ｍである。山地の南側は急斜面を形成し、山頂部に小起伏面が認められる。岩湧山（897.2m）の北側にも急斜面が連続しており、一徳防山地との境界となっている。山地の地質は、和泉層群の礫岩・砂岩互層からなり、和泉層群の地質構造を反映した東西方向の谷や、山地を南北に流れる横谷（石川・天見川等）がみられる。

② 一徳防山地

主に領家花崗岩類と泉南酸性岩類からなる標高400～600ｍの山地である。和泉層群からなる和泉山地との境界は断層で接している。山頂部には小起伏面はみられず、全体として急斜面が多い。流谷・天見付近には土石流起源の山麓堆積地形が分布し、石見・天見・加賀田等の河川沿いに狭長な谷底平野がみられる。

③ 南河内丘陵・石川段丘

本市域北部には、大阪層群からなる標高100～280ｍの丘陵地が分布し、半固結の砂礫層からなり、その多くが宅地造成地となっている。石川下流には河成段丘が広がり、標高150～180ｍの上位段丘、標高130～150ｍの中位段丘、標高 90～130ｍの低位段丘に区分される。段丘を構成する砂礫層の厚さは約2m程度で、段丘の縁辺部に比高10～20ｍの段丘崖がみられる。市街地の大部分はこれらの段丘面上に立地している。

④ 石川谷底平野

本市域北端の石川の氾濫原である。平野は扇状地性であり、全体に砂礫質の堆積物からなる。

(2) 気象

本市の気象は瀬戸内式気候に類似し比較的温暖である。過去5年間（平成20年～平成24年）の年平均気温は15.9℃、最高気温は35.5℃、最低気温は-4.4℃、年平均降水量は1,458.4㎜である。各月の平均気温及び平均降水量を下図に示す。（観測地点：日野浄水場）

気温と降水量（平成20年～平成24年の平均）

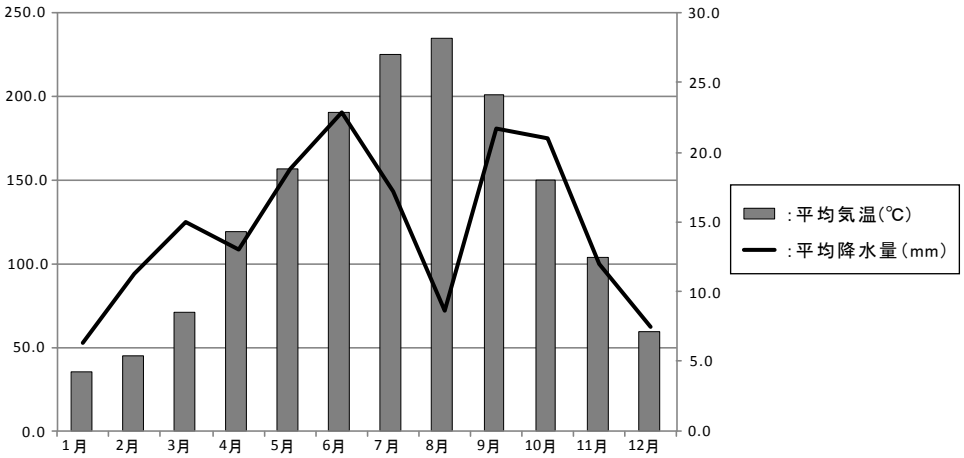

(3) 土地利用の変遷

本市域では、明治末頃～昭和30年代までは鉄道・旧街道に沿って市街地が発達し、水害・土砂災害等の危険性の比較的少ない段丘面が利用されてきた。しかし、昭和40～50年にかけて、急激な都市化に伴って、上位段丘面や丘陵地に対する大規模宅地造成や谷底平野の宅地化が行われ、地震災害や風水害・土砂災害を受けやすいと考えられる地域が拡大している。これは、地震災害・風水害・土砂災害がより発生しやすくなりつつあることを示している。

2　災害履歴

本市の地震災害、風水害及び土砂災害の履歴は、以下の通りである。

(1) 地震災害の履歴

本市の地震災害による被害事例は、最近では南海道地震（昭和21年12月21日）及び吉野地震（昭和27年7月18日）によるものがある。

過去には府域では、紀伊半島沖を震源とするマグニチュード８クラスの巨大地震(887年，1361年，1707年，1854年，1944年，1946年)、畿内に震源をもつマグニチュード７クラスの地震(1510年，1596年，1899年，1952年など)及び濃尾地震(1891年)などの地震が発生し、本市でも少なからず影響を受けたと推定される。

(2) 風水害の履歴

本市域の大雨（集中豪雨）についての原因は、台風に伴う大雨と梅雨末期の大雨、秋の前線による大雨の３種類である。

主な風水害の概要は次の通りである。

① 室戸台風（昭和9年9月21日）

最低気圧954.4hPa、最大瞬間風速60m/sに達する大型台風が近畿地方を襲った。

② ジェーン台風（昭和25年9月3日）

ジェーン台風は9月3日午前8時45分室戸岬通過後、午後1時45分神戸付近に上陸し、舞鶴・若狭湾を通り、日本海沿岸部を北上した。

最大瞬間風速は44.7m/s、日雨量も64.7mmと室戸台風に比べると規模は小さいが、

暴風雨の続いた時間は7時間にわたり、被害を大きくした。

③ 台風第13号（昭和28年9月25日）

台風第13号は、紀伊半島南端の潮岬から紀伊半島東岸を北上し、伊勢湾から本州上を縦断し釧路沖に達するコースをとった。風速は弱かったが､降雨量が多かった。本市では、103㎜の日雨量が観測されている。

④ 第二室戸台風（昭和36年9月16日）

昭和9年の室戸台風にも劣らない規模の台風であり、進路もほとんど同じコースをたどった。

⑤ 昭和42年7月9の集中豪雨

台風第７号くずれの温帯低気圧が九州、瀬戸内海、近畿地方を通過し、梅雨前線の活動を活発化させたので、7月9日午前9時頃から西日本を中心に豪雨をもたらした。この低気圧が近畿地方に接近するのに伴い、府内でも夕方頃から降雨が一層強まり、午後5時45分に府内に対して大雨警報、洪水注意報が発表された。強雨域は午後10時まで近畿地方に停滞した。

⑥ 台風第10号（昭和57年8月1～3日）

最低気圧985.5hPa、最大瞬間風速24.7m/s、雨量209㎜の規模で、府内で死者８名、負傷者４名、全壊70棟、半壊・一部破損99棟等の被害をもたらした。

⑦ 平成7年7月の集中豪雨

7月2日午後3時から7月7日午前5時の総雨量は 262㎜であり、7月4日午前8時に日野観測所で最大時間雨量59.5㎜、滝畑の関屋橋で時間雨量67㎜を記録した。本市の被害は、床上浸水15件、床下浸水48件であり、最大39人が２箇所に避難した。農林道路河川等の被害は1,000件以上に及んだ。この大雨被害では、梅雨前線が活発に活動した7月3午前10時20分に大雨・洪水警報が発表され、7月6日までに警報と注意報との切替えが３回繰り返された。7月4日午前8に降雨のピークがあり、多くの被害通報がもたらされた。

⑧ 台風第７号（平成10年9月22日）

中型で強い台風第７号は、9月22日午後１時には中心気圧960hPaに発達し、午後１時40分頃近畿地方のほぼ全域を暴風域に巻き込み、本市では、午後3時頃最大瞬間風速49.8m／sを記録した。雨量は台風の影響が出始めた9月21日から24日の４日間で、天見で199㎜に達した。この台風により622件の公共施設や、農産物被害が101.6ha、倒木等による森林被害は271haに及び、600戸を超える住家が被災した。

(3) 土砂災害の履歴

土砂災害は、地すべり、崖崩れ及び土石流に大きく分類される。

本市は、土砂災害が発生しやすい山地・丘陵地がかなりの面積を占めるため、土砂災害による被害が過去にいくつか発生している。

昭和47年、57年及び平成7年に山地と丘陵地で崩壊及び土石流・洪水流の発生事例がある。市域の土砂災害は台風等がもたらす豪雨及び地震によって起こることが多いといえる。

(4) その他の災害の履歴

災害対策基本法に定める災害とは、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、その他の異常な自然現象、又は大規模な火事若しくは爆発その他及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。過去、本市においてこれらに該当する災害履歴としては、林野火

災がある。また、過去に災害の記録はないが、近年の都市化に伴い危険物や鉄道事故等による災害が発生する可能性がある。

＊資料2-1 災害履歴実態図

第２節　災害の想定

●防災アセスメントの実施

災害を未然に防止し、その被害を軽減するための施策を事前に実施する必要性が高まっている。そのため、本市では防災アセスメントを実施し、地域の災害に対する危険性をあらかじめ科学的・総合的に把握した。

●地区別防災カルテの作成

コミュニティ（住区）レベルでの災害の危険性を把握することは、よりきめ細かな対策を実施したり、地域住民の防災活動の活性化を促進する上で重要であるため、防災アセスメントの成果等を活かし、地区別の防災カルテを作成した。

●防災ガイドマップの作成（土砂・洪水編）

市域における危険箇所等について周知を図るために防災ガイドマップを作成し、全戸配布した。

1　想定災害

本市域における災害要因は、次の通りである。

(1) 地震災害要因

本市域においては、プレート型及び断層型で最も被害が大きいことが想定される地震は次の通りである。

① 南海トラフにおける地震

学者の間では100～200年の周期を持って発生することが推定されており、2050年頃までには再来が確実視されているため、一層の震災対策が望まれる。

② 中央構造線における地震

活断層による内陸型地震であり、学者の間では1000年以上の周期をもって発生するものと推定されているが、過去の活動が不明確であるため、近い将来に発生しないとはいえない。

この地震による被害は甚大なものになることが予想されるため、被害を最小限におさえるための予防対策、応急・復旧対策が望まれる。

(2) 水害要因

本市における水害の発生しやすい箇所を示す。

【内水氾濫が生じやすい箇所】

発生しやすい箇所	発生原因
低平な平野の凹所 旧河道、三角州、かつての沼沢や潟湖	・低平な地盤 ・本川の洪水時に本川への自然排水が不可能となる。
都市化の進んだ丘陵地・段丘内の沖積低地（谷底平野）	・都市化による流出率及び流出速度の増大 ・流出水の集中

【外水氾濫が生じやすい箇所】

発生しやすい箇所	発生現象	発生原因
河道の屈曲部 （ 凹岸部 ）	堤体の洗掘	・洪水流の水衝作用
本支川の合流点付近	破堤・越流	・本川水位上昇 ・本川水の逆流
河道幅の急減部 （狭さく部 ） 谷底低地、盆地及び河川の局所的な未改修部	破堤・越流	・上流側の水位上昇 ・河川の局所的な未改修
堤防をつらぬく樋門樋管の設置箇所	破堤	漏水によるパイピング
橋梁・堰等河道を横断する工作物の付近	破堤・越流	・橋脚上流部での水位上昇 ・洪水流の流向変化 ・流木等による堰き上げ
水防ため池	破堤・越流	・水位の上昇 ・堤防の未改修

水害による被害は、人的被害のほか、家屋・公共物の流出・浸水被害、農作物被害、交通途絶等が考えられるが、特に直接人命に関わる要因は外水氾濫であり、要水防区域における改修と気象情報等に基づく警戒・避難体制の整備が必要である。

外水氾濫については、府により、次の浸水想定区域図及び洪水リスク図が公表されている。

① 石川浸水想定区域図（平成15年4月）

水防法の規定により石川の外水氾濫による浸水区域と浸水深を示した図であり、おおむね100年に１回程度起こる大雨（１時間雨量77.7㎜）を想定して作成されている。

② 石川浸水想定区域図（支川を含む参考図）（平成15年4月）

石川だけでなく、石川の支川（大阪府管理河川）の外水氾濫も考慮した浸水区域と浸水深を示した図であり、(1)と同様におおむね100年に１回程度起こる大雨（１時間雨量77.7㎜）を想定して作成されている。

③ 洪水リスク表示図（西除川：平成24年８月、石川：平成24年12月）

大阪府では、平成22年度末時点での対象河川の河道の整備状況等を設定し、10年確率降雨（概ね50㎜/hr）、30年確率降雨（概ね65㎜/hr）、100年確率降雨（概ね80㎜/hr）及び200年確率降雨（概ね90㎜/hr）の雨が降った場合に想定される河川の氾濫や浸水の状況を河川氾濫解析により算定し、現状の危険性を公表しています。

(3) 土砂災害要因

本市で発生する可能性の高い土砂災害は崖崩れ、地すべり、土石流であり、その特徴等は以下の通りである。

① 崩壊の特徴

崖崩れのうち、山地で発生しやすいのは、花崗岩地帯における豪雨型崖崩れ（表層滑落型崖崩れ）と、和泉層群からなる地域での岩盤崖崩れである。前者は遷急線付近やその下方の斜面のうち特に０次谷と呼ばれる山腹中のしわ状凹地に起きやすい。また、後者は侵食の活発な流れ盤構造の急斜面（石川上流の千石谷右岸等）で起こりやすい。一方、丘陵地末端・段丘崖等の急斜面では崖崩れが考えられ、特に河川の攻撃斜面等で起こりやすい。

② 地すべりの特徴

市域にみられる地すべりは、和泉層群に発生した岩盤すべりと、領家花崗岩類や大阪層群に発生した弧状すべりに区分できる。このうち、岩盤すべりは大規模で地すべり地形の明瞭なものが多い。また、和泉層群の流れ盤斜面にあたる石川上流千石谷右岸斜面にはクラック地形が発達しており、岩盤すべりを起こしやすい条件にあると考えられる。一方、弧状すべりは一部でやや明瞭な地すべり地形がみられる以外は全体に不明瞭かつ小規模であるが、集落周辺に位置しているものが多く、わずかな運動によっても被害を与えるおそれがある。

③ 土石流の特徴

本市の場合、土石流の多くは、豪雨時に多発すると考えられる表層滑落型崩壊を引金として発生しやすい。土石流が流出して堆積しやすいのは、渓床勾配が３°～10°の渓流沿いで、渓床幅が広く（渓床堆積物が多く）、堆積部が扇状地状にやや広くなったところである。

④ 本市での特徴

本市では、「土石流危険渓流」と「急傾斜地崩壊危険箇所」、「土石流危険渓流」と「地すべり危険箇所」が重なる地域がいくつかみられる。これらの地域は、いずれも人家等の保全対象がかなり集中している。防災対策上、崖崩れと土石流及び地すべりと土石流の両方に対する配慮が重要である。また、避難時等においても十分な注意が必要となる。

(4) その他の災害要因

本市で発生する可能性のあるその他の災害としては、危険物等による災害、林野火災、鉄道事故があげられる。

危険物等による災害としては、スタンド等の扱う危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物、放射性同位体の爆発・流出であり、対象としては取り扱い施設、貯蔵所、販売所及び輸送車両である。火災については、近年、建築物の耐火性は進んでいるが、異常乾燥や強風などの悪条件下における大規模火災の可能性は否めない（大規模建物火災による被害想定は地震被害想定を参照）。また、本市では、林野が人家等に迫っている地域が多いため、林野火災による被害の可能性があり、さらに、市街地を通る列車の脱線等の鉄道事故災害の可能性がある。

２　地震被害想定

活断層による直下型地震及び海溝型地震による被害を想定した。

【中央構造線】

・季節、時間帯　冬季、午後５時（平日）
・気象条件　晴れ、南西の風、平均風速　0.9m/s

想定地震		中央構造線
地震の規模（マグニチュード）		7.3
建物総数		41,150棟
建物被害	全壊棟数	2,710棟 (6.6%)
	半壊棟数	11,680棟 (28.4%)
焼失被害	出火点数	29
	焼失棟数	3,000棟 (7.3%)
総人口		119,810人
人的被害	死者数	720人 (0.6%)
	負傷者数	1,450人 (1.2%)
	避難所生活者数	13,340人 (11.1%)
ライフライン被害 250ﾒｯｼｭでの最大	上水道管	５箇所以上
	下水道管	２～３箇所
	ガス管	３箇所以上
	電力柱	１本未満
	電話柱	１本未満

〔河内長野市地震被害想定調査（解析調査）：平成９年３月〕

【南海トラフ】

○ライフライン等施設被害

上水道

給水人口（人）	断水率(%)					
	被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヶ月後	約40日後
111,028	59.2%	26.3%	24.4%	22.6%	6.1%	0.4%

下水道

処理人口（人）	機能支障率(%)				
	被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヶ月後
93,500	3.8%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%

電力

契約軒数	停電率(%)					早期受電困難(%)
	被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヶ月後	
49,397	49.0%	3.5%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%

通信（固定電話）

加入契約者数	復旧対象契約数	不通契約数(%)				
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヶ月後
24,000	21,000	87.5%	4.2%	4.2%	0.0%	0.0%

通信（携帯電話）

携帯電話基地局数	通信状況等									
	被災直後		1日後		4日後		7日後		1ヶ月後	
	停波基地局数	不通ランク	停波基地局数	不通ランク	停波基地局数	不通ランク	停波基地局数	不通ランク	停波基地局数	不通ランク
281	87.0%	A	3.5%	－	2.4%	－	0.0%	－	0.0%	－

○交通施設被害

道路

道路総延長(km)	被害箇所数
407	31

道路閉塞率

道路幅員別延長(km)				道路幅員別閉塞率(%)			道路リンク閉塞率(%)
5.5m以上13.0m未満	3.0m以上5.5m未満	3.0m未満	13.0m未満道路延長合計	5.5m以上13.0m未満	3.0m以上5.5m未満	3.0m未満	
159.8	202.9	26.2	388.9	0.5%	1.6%	3.4%	1.3%

○生活への影響

避難者数

1日後			1週間後			1ヶ月後			約40日後		
避難者数（人）			避難者数（人）			避難者数（人）			避難者数（人）		
	避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外
1,163	698	465	7,358	3,679	3,679	7,186	2,156	5,030	1,163	349	814

帰宅困難者数

帰宅困難者数（人）
4,088

物資

飲料水（ﾘｯﾄﾙ）				食糧（食）				毛布（枚）		
備蓄量	必要量		不足量(7日間)	備蓄量	必要量		不足量(7日間)	備蓄量	必要量	不足量(7日間)
	1～3日間	4～7日間			1～3日間	4～7日間				
117,047	455,809	319,412	658,175	41,528	12,556	105,954	76,983	4,120	2,325	-1,795

医療機能（冬18時（早期避難率低））

転院患者数（人）	医療対応不足数（人）
13	0

○災害廃棄物

災害廃棄物等（冬18時）

災害廃棄物発生量（万ｔ）				
計	揺れ	液状化	急傾斜	火災
2.0	1.5	0.4	0.1	0.0

○その他

エレベーター内閉じ込め

エレベーター設置台数	エレベーター停止台数
312	74

○人的被害・建物被害

建物被害

	揺れによる全壊棟数			半壊棟数		
	全建物	木造	非木造	全建物	木造	非木造
揺れによる建物被害	177	139	38	2,104	1,849	254
液状化による建物被害	49	49	0	107	107	0
急傾斜地崩壊による建物被害	10	8	2	15	10	5

地震火災による建物被害（1%超過確率風速）

揺れによる全壊棟数	
冬18時	夏12時
0	0

○屋外転倒、落下物の発生

ブロック塀・自動販売機等の転倒（ブロック塀）

塀件数				転倒件数				転倒率		
総数	ﾌﾞﾛｯｸ塀	石塀	ｺﾝｸﾘｰﾄ塀	総数	ﾌﾞﾛｯｸ塀	石塀	ｺﾝｸﾘｰﾄ塀	ﾌﾞﾛｯｸ塀	石塀	ｺﾝｸﾘｰﾄ塀
6,476	4,486	981	1,009	1,279	699	430	149	15.6%	43.8%	14.8%

ブロック塀・自動販売機等の転倒（自動販売機）

自動販売機台数	自動販売機転倒件数	転倒率
4,084	562	13.8%

屋外落下物の発生

落下危険物を有する建物棟数	屋外落下物が生じる建物棟数	落下率
17,310	51	0.3%

○人的被害

建物倒壊による被害（合計 ※「揺れによる被害」と「屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害」の合計）

	死者数	負傷者数	重傷者数
夏12時	7	274	26
冬18時	8	285	22

建物倒壊による被害（揺れによる被害）

	死者数			負傷者数			重傷者数		
	全建物内	木造内	非木造内	全建物内	木造内	非木造内	全建物内	木造内	非木造内
夏12時	7	4	3	189	45	144	12	2	10
冬18時	7	6	1	201	126	75	10	5	5

屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害

		死者数	負傷者数	重傷者数
屋内収容物	夏12時	0	22	6
	冬18時	1	22	5
屋内落下物	夏12時	0	23	2
	冬18時	0	23	2
屋内ガラス被害	夏12時	0	40	6
	冬18時	0	39	5
合計	夏12時	0	85	14
	冬18時	1	84	12

急傾斜地崩壊による人的被害

	死者数	負傷者数	重傷者数
夏12時	0	0	0
冬18時	1	1	0

火災による人的被害（1%超過確率風速）

	死者数				負傷者数			重傷者数		
	合計	炎上出火家屋からの逃げ遅れ	倒壊による家屋内の救出困難の閉じ込め	延焼拡大時の逃げまどい	合計	炎上出火家屋からの逃げ遅れ	倒壊による家屋内の救出困難の閉じ込め	合計	炎上出火家屋からの逃げ遅れ	倒壊による家屋内の救出困難の閉じ込め
夏12時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冬18時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による被害

		死者数			負傷者数			重傷者数		
		ﾌﾞﾛｯｸ塀	石塀	ｺﾝｸﾘｰﾄ塀	ﾌﾞﾛｯｸ塀	石塀	ｺﾝｸﾘｰﾄ塀	ﾌﾞﾛｯｸ塀	石塀	ｺﾝｸﾘｰﾄ塀
ﾌﾞﾛｯｸ塀	夏12時	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	冬18時	0	0	0	1	1	0	1	0	0
自動販売機	夏12時	0			0			0		
	冬18時	0			0			0		
屋外落下物	夏12時	0			0			0		
	冬18時	0			0			0		
合計	夏12時	0			0			0		
	冬18時	0			2			1		

揺れによる建物被害

揺れによる建物被害	
夏12時	冬12時
27	34

○参考

１）人口（市内・浸水域）

市内全域	
夜間人口	昼間人口
12,490	92,434

２）建物棟数

市内		
建物棟数	木造棟数	非木造棟数
46,330	29,160	17,170

３）出火件数

出火件数（冬18時）			出火件数（夏12時）		
建物棟数	木造棟数	非木造棟数	建物棟数	木造棟数	非木造棟数
3	0	0	2	0	0

〔南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成２６年１月）〕

３　災害の発生する時間帯・季節が異なる場合の留意事項

No.	時間帯等	被害の起こる場所				
		自宅	会社	学校	多くの人が集まる場所	交通機関
(1)	夜中	○	×	×	×	△
(2)	休日の昼間	△	×	×	○	△
(3)	平日の昼間	△	○	○	△	△
(4)	平日の朝･夕	△	△	×	△	○

○：人的被害が大　　△：人的被害が中　　×：人的被害が小

(1) 阪神・淡路大震災のように、自宅での被害がほとんどである。
停電により、暗やみの中での救助活動となり、活動効率が低下するおそれがある。

(2) 買物等外出先での被災が多くなり、帰宅困難者が多く発生する。
また、電話需要が高まり、接続状況が悪化する。

(3) 会社・学校での被害が多くなり、帰宅困難者が多く発生する。
また、電話需要が高まり、接続状況が悪化する。
さらに、家族が分散した状態であるため、安否確認、行方不明者の捜索にも支障を来す。
しかし、勤務時間中であるため、初動対応の開始は早い。

(4) 通勤・通学ラッシュ時には、鉄道等交通施設での被害が多く発生する。
また、夕方など火気の多い時間帯では、火災の発生や延焼による被害が増加する。
道路の混乱などにより、緊急車両の通行に支障を来す。

● その他季節の異なる場合の留意事項

・夏季の場合　　：暑さ対策、衛生対策、遺体の管理方法
・冬季の場合　　：暖房、被服等寒さへの対策
・渇水期の場合　：河川水が利用できず、消火活動に支障を来す。
・梅雨期や長雨期：地すべりや急傾斜地の崩壊等への対策

＊資料2-1　災害履歴実態図
＊資料2-3　活断層分布図及び活断層一覧
＊資料7-5　地区別危険物製造所等現有状況(設置許可数)
＊資料9-4　土砂災害用語の定義
＊資料14　地震被害想定の概要

第３章　防災関係機関と市民・事業者の役割

第１節　防災関係機関の業務大綱

河内長野市地域防災計画では、本市の処理すべき事務を中心として市域にかかる府、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

１．河内長野市

① 危機管理課

1　災害対策本部の総合調整に関すること
2　被害状況の総括及び報告に関すること
3　災害応急対策実施状況の総括に関すること
4　災害救助法の適用申請に関すること
5　被災者生活再建支援法適用申請に関すること
6　防災関係機関との連絡調整に関すること
7　災害見舞金の支給に関すること
8　気象情報等に関すること
9　災害対策の企画に関すること

② 市民生活部

1　情報の収集及び報告に関すること
2　各部所管施設情報に関すること
3　初期応急情報の収受、整理及び提出に関すること
4　家屋調査・罹災証明に関すること
5　市民、企業等からの通報、苦情等に関すること
6　緊急現地情報収集体制の総括に関すること
7　情報調査員の情報の収受、調査指示及び報告並びに災害情報マップへの記入に関すること
8　避難所（所管施設）の開設及び運営に関すること

③ 健康長寿部

1　医療、助産及び救護に関すること
2　救護班編成要員の派遣に関すること
3　感染症対策に関すること
4　避難行動要支援者の避難支援に関すること
5　避難行動要支援者に対する福祉サービスに関すること
6　救護班編成等のための情報収集に関すること
7　救護所に関すること
8　救護班編成及び医療助産に関すること
9　府、災害拠点病院、日本赤十字社等への応援要請に関すること
10　福祉施設の被害調査に関すること
11　義援物資の受入れ・保管・配分に関すること
12　福祉避難所の運営に関すること
13　避難所（所管施設）の開設及び運営に関すること

④ 子ども・福祉部

1　福祉施設利用者の安全確保に関すること及び所管福祉施設入所者の避難に関すること
2　避難行動要支援者の避難支援に関すること
3　避難行動要支援者に対する福祉サービスに関すること
4　福祉施設の被害調査に関すること
5　幼児の安全確保に関すること
6　保育施設等の被害調査に関すること
7　義援金の受入れ・配分に関すること
8　義援物資の受入れ、保管、配分に関すること
9　被災者生活再建支援法に関すること
10　福祉避難所の運営に関すること
11　避難所（所管施設）の開設及び運営に関すること

⑤ 産業経済部

1　農地災害対策に関すること
2　森林の災害対策に関すること
3　山地災害状況の把握に関すること
4　応急救助用食糧の確保、調達に関すること
5　災害時の緊急物資（生活必需品）の調達に関すること
6　農作物及び家畜の防疫に関すること
7　被災企業等に対する融資等の対策に関すること
8　農道、農業用水路、ため池等の農業用施設の被害調査、安全確認及び応急復旧に関すること
9　林道等、林道用施設の被害調査、安全確認及び応急復旧に関すること
10　避難所（所管施設）の開設及び運営に関すること

⑥ 環境共生部

1　災害時の遺体の収容・安置及び火葬に関すること
2　災害時における公害に関すること
3　各地区内の環境衛生に関すること
4　清掃関連の情報収集に関すること
5　被災地域のごみ、災害廃棄物等の応急処理に関すること
6　清掃関係施設等の被害調査、安全確認及び応急復旧等に関すること
7　被災地域のし尿の処理に関すること
8　愛玩動物の収容に関すること
9　避難所（所管施設）の開設及び運営に関すること

⑦ 都市づくり部

1　木造密集市街地の整備促進に関すること
2　救援物資等の緊急輸送に関すること
3　建築物の応急修理に関すること
4　応急仮設住宅の建設に関すること
5　公共土木施設等の二次災害の防止に関すること
6　住宅相談に関すること
7　道路、橋梁等の被害調査、安全確認及び応急復旧に関すること
8　道路交通情報の収集に関すること
9　国、大阪府富田林土木事務所、警察との連絡調整に関すること
10　道路交通規制に関すること
11　重機、資機材、要員等の手配に関すること
12　市庁舎、消防庁舎、避難所等の防災拠点施設等の被害調査、安全確認及び応急復旧等に関すること

13　災害復旧建築についての指導に関すること
14　開発行為に伴う災害現場の応急措置及び災害復旧にかかる指導に関すること
15　河川等の被害状況の調査、報告及び応急復旧に関すること
16　河川の二次災害の防止に関すること
17　土砂災害の被害状況の調査、報告に関すること
18　被災建築物・宅地等の応急危険度調査に関すること
19　公園施設等の被害調査、安全確認及び応急復旧に関すること
20　市営住宅の被害調査、安全確認及び応急復旧に関すること

⑧ 上下水道部

1　水道事業継続計画の整備に関すること
2　水道施設の耐震化事業の推進に関すること
3　応急給水、応急復旧資材の整備に関すること
4　関係機関との応援協定等に関すること
5　水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること
6　応急給水に関すること
7　断水、応急復旧状況、応急給水等の広報に関すること
8　関係機関との連絡調整及び応援要請に関すること
9　下水道施設の被害状況の調査報告及び応急復旧に関すること
10　下水道施設の二次災害の防止に関すること

⑨ 総務部

1　災害対策関係予算に関すること
2　応急仮設住宅に関すること
3　建設工事業者への協力依頼に関すること
4　車両の調達計画に関すること
5　庁舎等の防災に関すること

⑩ 総合政策部

1　被害情報の収集・伝達に関すること
2　災害及び災害対策活動の記録の総括に関すること
3　救援物資及び緊急資機材の購入等契約に関すること
4　災害時における職員の服務等に関すること
5　災害広報に関すること
6　職員参集状況の把握に関すること
7　海外からの支援に関すること
8　職員動員の総括に関すること
9　各部・班の活動状況の掌握に関すること
10　職員再配置及び各部・班間の調整等に関すること
11　災害対策要員の確保に関すること
12　災害対策要員の給食、防災活動上の必需品等の調達に関すること
13　広報用の情報収集に関すること
14　避難勧告、指示等にかかる緊急広報に関すること
15　防災関係機関広報担当との連絡調整に関すること
16　報道機関への対応に関すること
17　災害視察者及び見舞者の応接に関すること
18　被災地の視察及び慰問に関すること
19　視察団及び陳情団の応接に関すること

⑪ 市民協働課

1　ボランティアの活動環境の整備に関すること
2　ボランティアの受入れに関すること

⑫ 会計課

1　義援金の保管に関すること
2　義援物資の受入れ、保管、配分に関すること

⑬ 消防本部

1　消防に関する教育及び訓練に関すること
2　消防資機材等の点検及び整備に関すること
3　消防相互応援体制の整備に関すること
4　災害情報等の収集及び必要な広報に関すること
5　救助、救急、救護活動に関すること
6　火災等その他の災害応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること
7　消防活動要員の確保に関すること
8　消防団等関係機関との連絡に関すること
9　その他関係部局に必要な防災対策に関すること

⑭ 教育推進部

1　防災教育に関すること
2　災害時の応急教育に関すること
3　児童等（園児、児童、生徒）の安全確保に関すること
4　被災児童及び生徒の就学援助に関すること
5　教育施設等の被害調査、安全確認及び応急復旧に関すること
6　児童等とその家族の被災状況の調査に関すること
7　学用品の給与に関すること
8　避難所（所管施設）の開設及び運営に関すること

⑮ 生涯学習部

1　防災教育に関すること
2　教育施設等の被害調査、安全確認及び応急復旧に関すること
3　避難所（所管施設）の開設及び運営に関すること
4　文化財の応急対策に関すること

⑯ 議会事務局

1　議員との連絡に関すること
2　避難所の運営に関すること

⑰行政委員会総合事務局

1　行政委員会委員との連絡に関すること
2　避難所の運営に関すること

２．大阪府

① 富田林土木事務所

・府の管理する土木施設、河川の防災対策及び復旧
・水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への提供
・災害予防及び災害応急対策等にかかる情報提供及び関係機関との連絡調整

② 富田林保健所

・災害時における保健衛生対応

③ 南河内農と緑の総合事務所

・水防時防水ため池に関するデータ収集とため池管理者への情報提供

３．大阪府警察（河内長野警察署）

・災害情報の収集伝達及び被害実態の把握
・被災者の救出救助及び避難指示
・交通規制・管制
・広域応援等の要請・受入れ
・遺体の検視（見分）等の措置
・犯罪の予防、取り締まり、その他治安の維持
・災害資器材の整備

４．指定地方行政機関

① 大阪管区気象台

・観測施設等の整備
・気象知識の普及・啓発
・災害にかかる気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達

② 近畿中国森林管理局

・国有保安林・治山施設の整備
・林野火災予防体制の整備
・林野火災対策の実施
・災害対策用材の供給

③ 近畿農政局（大阪地域センター）

・応急用食料品及び米穀の供給

５．自衛隊（陸上自衛隊第三師団）

・地域防災計画にかかる訓練への参加協力
・災害派遣

６．指定公共機関及び指定地方公共機関

① 日本郵便株式会社（河内長野郵便局）

・災害時における郵便業務及び窓口業務の確保
・災害時における郵便業務にかかる災害特別事務取り扱い及び援護対策
・災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備

② 西日本電信電話株式会社（大阪支店）

・電気通信設備の整備と防災管理
・応急復旧用通信施設の整備
・津波警報、気象警報の伝達
・災害時における重要通信確保
・災害関係電報・電話料金の減免
・被災電気通信設備の災害復旧事業の推進
・「災害用伝言ダイヤル」の提供

③ 関西電力株式会社（羽曳野営業所）

・電力施設の整備と防災管理
・災害時における電力の供給確保体制の整備
・災害時における電力の供給確保
・被災電力施設の復旧事業の推進

④ 各鉄道会社（南海電気鉄道株式会社・近畿日本鉄道株式会社）
・鉄道施設の防災管理
・輸送施設の整備等安全輸送の確保
・災害時における緊急輸送体制の整備
・災害時における鉄道通信施設の利用
・被災鉄道施設の復旧事業の推進

⑤ 大阪ガス株式会社
・ガス施設の防災管理
・災害時におけるガスによる二次災害防止
・災害時におけるガスの供給確保
・被災ガス施設の復旧事業の推進

⑥ 日本赤十字社大阪府支部
・災害医療体制の整備
・災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給
・災害時における医療助産等救護活動の実施
・義援金品の募集、配分等の協力
・避難所奉仕､ボランティアの受入れ・活動の調整
・救援物資の備蓄

⑦ 独立行政法人国立病院機構大阪南医療センター
・医療施設の防災対策
・市域の災害時における応急医療対策

7．公共的団体その他の防災上重要な施設の管理者
① 乗合旅客自動車運送事業者（南海バス株式会社）
・災害時における交通及び輸送対策の協力

② 河内長野ガス株式会社
・ガス施設の整備と防災管理
・災害時におけるガスによる二次災害防止
・災害時におけるガスの供給確保
・被災ガス施設の復旧事業の推進
・災害時における施設及び資機材等の提供

③ 一般社団法人大阪府ＬＰガス協会
・ＬＰガス施設の整備と防災管理
・災害時におけるＬＰガスによる二次災害防止
・災害時におけるＬＰガス及びＬＰガス器具等の供給確保
・被災ＬＰガス施設の復旧事業の推進

④ 大阪南農業協同組合
・災害時における被災農家の復旧指導及び融資対策
・市が行う農業に関する被害調査の援助

⑤ 大阪府森林組合
・災害時における被災山林の復旧指導及び各種情報の伝達
・市が行う林業に関する被害調査の援助

⑥ 自治会等
・各種情報の伝達、避難者の世話、その他応急措置の補助
・災害時における安否確認、避難支援、避難所運営

⑦ 一般社団法人河内長野市医師会
・災害時における医療救護
・傷病者の収容並びに看護

⑧ 河内長野市歯科医師会
・災害時における医療救護
・被災者に対する歯科保健

⑨ 河内長野市薬剤師会
・災害時における医療救護及び公衆衛生
・災害時における医薬品の確保及び供給

⑩ 社会福祉法人　河内長野市社会福祉協議会
・避難行動要支援者対策
・ボランティアの受入れ、人材の育成

⑪ 市施設指定管理者及び市庁舎管理受託会社
・災害時における市管理施設及び市庁舎の管理業務の維持と災害対応支援

⑫ 危険物等関係施設の管理者
・災害時における危険物等の保安措置及びガス等燃料の供給

第２節　市民、事業者の基本的責務

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への支援、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力に努めるものとする。

事業者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「ＢＣＰ」という。）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業者の耐震化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めなければならない。

第２編　災害予防対策

この計画は、市域内に発生のおそれのある災害を未然に防止し、また、その被害を最小限に抑止するなどのために行う事前の諸措置を示すものであり、防災に関する組織の整備、訓練、施設の整備並びに災害時における応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善などについて計画するものである。

なお、この計画は、地震災害、風水害をはじめ各種災害の予防対策を総合的に進める必要があることから、各災害共通のものとする。

第２編　災害予防対策編

第１章　災害に強い人づくり

第１節　自主防災体制を整備（支援）する……2-1
第２節　市民の防災意識の高揚を図る……2-4
第３節　企業防災を促進する……2-7
第４節　災害要因、被害想定及び防災体制等についての調査研究を行う……2-8

第２章　災害に強いまちづくり

第１節　都市の防災機能を強化する……2-10
第２節　建築物の耐震対策を強化する……2-16
第３節　火災予防対策を推進する……2-19
第４節　ライフライン確保体制を整備する……2-22
第５節　交通確保体制を整備する……2-27
第６節　水害予防対策を強化する……2-28
第７節　土砂災害の予防対策を推進する……2-32
第８節　危険物等の災害予防対策を強化する……2-38

第３章　災害への適切な対応

第１節　市及び関係機関の防災体制を整備する……2-41
第２節　情報収集伝達体制を強化する……2-47
第３節　消防･救急救助体制を確保する……2-50
第４節　災害時医療体制を整備する……2-52
第５節　緊急輸送体制を整備する……2-56
第６節　要配慮者、避難行動要支援者の支援体制を推進する……2-59

第７節　避難収容体制を整備する……2-66
第８節　二次災害防止体制を整備する……2-72
第９節　帰宅困難者対策を推進する……2-73
第１０節　生活物資の備蓄体制を整備する……2-74
第１１節　ボランティアの活動環境を整備する……2-78

第４章　第四次地震防災緊急事業五箇年計画の推進

本章の各節は、それぞれ次の項目によって構成されている。

実施担当	諸計画を実施する主な担当組織とその役割を示す。また、担当組織として、行政機関のみならず市民・事業者を加える。

１．果たすべき責任	諸計画における市、市民・事業者の果たすべき責任を明確にする。さらに、根拠となる関係法令を示す。
２．達　成　目　標	防災に関する基本方針を達成するために必要な諸計画の達成目標を示す。
３．現　　　　　況	平成25年度現在における諸計画にかかる地域の現況と問題点を示す。
４．手　　　　　法	地域の特性を鑑みて、諸計画を実施するために必要な手法や考え方を示す。

５．整備すべき事項

(1)　早急に整備すべき事項

目標を達成するために早急に整備すべき事項について、実施計画を示す。実施期間は、おおむね平成26年度～平成27年度とする。

実施計画には、「地震防災対策特別措置法」に基づく「大阪府第四次地震防災緊急事業五ヵ年計画（平成23年度～平成27年度）」や「河内長野市第４次総合計画」における「実施計画」等を含む。

(2)　今後整備すべき事項

目標を達成するために必要な事項について、中・長期的な計画を示す。実施期間は、平成28年度～平成32年度までとする。しかし、事業の進捗により、その期間を超えるものについても、継続して本計画を推進する。

第１章　災害に強い人づくり

第１節　自主防災体制を整備（支援）する

実施担当	危機管理課 消防本部	自主防災組織の結成及び育成
	市民･事業者	自主防災組織の結成、活動

１．果たすべき責任

地震等の大規模災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、地域ごとに充分に即応できない事態が予想されるため、被害の防止又は軽減を図るためには、地域住民自らによる人命救助をはじめとした防災活動が必要となる。

したがって、市及び関係機関は、平素から地域単位又は職場単位で自主的な防災組織の結成、支援を行う。また、市民・事業者は、自主防災組織の結成と活動の維持を行う。

２．達　成　目　標

全ての市民・事業者が、自主防災組織を作り、平常時から必要な活動を行う。

３．現　　況

本市では、自治会等の単位ごとに、いくつかの自主防災組織が結成され自主的活動を行っている。

平成23年に自らの取り組みとして、自主防災組織連絡協議会を立ち上げ、各自主防災組織の情報の共有化、活動の支援、防災リーダーの育成に取り組み、市はこの活動の支援を行っている。

４．手　　法

１　市民の自主防災組織の結成及び育成を行う

【危機管理課、消防本部】

市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努め、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成の支援を行う。また、自主防災組織と消防団等地域のさまざまな団体とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

また研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参画できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常的な活動や、訓練の実施を促すものとする。その際、女性や要配慮者などの参画を基本的な方針として促進に努める。

(1) 組　織

自治会等を活用し、防災担当員を設け、防災活動を効果的に実施できる組織とする。

(2) 構　成

本部組織として、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等をおく。

⑶ 活動内容

① 平常時の活動

ア　防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
イ　災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
ウ　災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難地・避難路・避難所の把握、防災用資機材や備蓄品の管理など）
エ　災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難誘導・初期消火・救急処置・安否確認・避難所運営・炊き出し訓練など）

② 災害時の活動

ア　避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への支援など）
イ　救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護、倒壊家屋等からの救出など）
ウ　初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
エ　情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの市民への周知など）
オ　避難所の運営（施設管理者・市・自治会と共に避難所の運営を行う）
カ　物資分配（物資の運搬、給食、分配など）
キ　その他、関係機関の実施する応急活動の協力

⑷ 推進の方法

ア　自主防災組織の必要性の啓発
　自主防災組織の必要性を、出前講座や地域防災訓練の参加などを通じて啓発する。
イ　平素から、地域ごとの自主防災組織の設置に努めるとともに、自主防災組織による初期消火活動等を迅速かつ効果的に行うため、資機材、倉庫等の整備及び活動の助成を行う。
ウ　防災リーダーの育成
　自主防災組織の活動を活発にするためには、その中核となる防災リーダーの役割が極めて重要であるため、市、自主防災組織連絡協議会及び関係機関は、講習会等を実施して防災リーダーの育成に努める。また、消防の経験者など、防災活動の経験のある者を防災リーダーとして育成する。
エ　災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の収集・伝達、協力要請について指導する。
オ　避難行動要支援者（障がい者、高齢者等）を迅速に避難誘導できるようプライバシーの保護に十分留意しながら地区内の避難行動要支援者の住所等を自主防災組織の責任者に周知しておく等、災害時に安全に適切な避難誘導が行えるような体制を整備する。
カ　防災訓練、応急手当訓練の実施
キ　自主防災組織連絡協議会の活動を通じて、既に設立している自主防災組織が未設立の自治会に対して、設立の啓発及び支援を行う。

⑸ 各種組織の活用

婦人防火クラブ、幼年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、河内長野市社会福祉協議会、青年団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

２　事業者の自主防災組織の育成を行う

【消防本部、危機管理課、産業経済部】

市は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。また、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(1) 活動

① 平常時の活動

ア　防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
イ　事業継続計画（ＢＣＰ）の作成・運用
ウ　災害発生の未然防止（防災体制の整備、社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
エ　災害発生への備え（飲料水・食糧・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
オ　災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
カ　ボランティア活動参加への環境作り
キ　地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、地域の自主防災組織との協力）

② 災害時の活動

ア　避難誘導（安否確認、避難誘導、避難行動要支援者支援など）
イ　救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
ウ　初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
エ　情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）
オ　二次災害の発生防止措置
カ　施設の避難所利用のためのシステム作り
キ　地域活動への貢献（地域活動・関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放など）

(2) 推進の方法

事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。
ア　広報紙（誌）などを活用した啓発
イ　自衛消防組織の育成（講習会等の開催）
ウ　消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

３　自主防災組織の救助活動を支援する

【危機管理課、消防本部】

市は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動に資するため、平常時から地域に救助・救急用資機材を整備するとともに、自主防災組織と連携した防災訓練及び応急手当訓練等を実施する。

５．整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

市民・事業者は、自主防災組織を組織し、市の防災活動に協力する。また、事業者は、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災活動の推進に努める。

市は、自治会等を単位とした自主防災組織の組織化に向けて、次の事項を実施する。

ア　自治会等への出前講座の実施
イ　ハザードマップ等の防災関連調査結果の公表
ウ　地域防災訓練の実施と評価
エ　地域の防災活動への協力
オ　自主防災組織連絡協議会との活動協力と協働による防災活動
カ　活動資金の援助
※ハザードマップとは　自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの

(2) 早急に整備すべき事項

ア　防災リーダー育成の仕組み作り
イ　女性、子どもの自主防災活動への参画の推進

(3) 今後整備すべき事項

市は、自主防災組織の活動を活発にするため、次の事項を推進する。

ア　地域の防災イベントの企画、支援
防災訓練、備蓄食糧等の入れ替え、地域親睦のアトラクション等をかねたイベントの企画、支援を行う。

イ　教育啓発施設等を活用した体験教育等実施

＊要綱1　河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱
＊資料15　河内長野市自主防災組織一覧表

第２節　市民の防災意識の高揚を図る

実施担当	危機管理課 消防本部	防災訓練の実施等、市民の防災意識の高揚のための対策の推進
	教育推進部	教育分野における防災意識の高揚のための対策の推進
	市民･事業者	防災訓練等への参加、防災知識の修得･普及、災害応急対応の準備

１．果たすべき責任

市は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施などにより、市民の防災意識の高揚に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者に配慮するとともに、平常時から地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。また、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

市民は、平常時から防災に関する備えを心がける。

２．達　成　目　標

市職員をはじめ、市民、事業者員の全体が日頃から防災訓練を行い、防災に関する知識の習得を図り、災害時に即時に対応できる状態にする。

３．現　　況

ハザードマップ作成、地域の防災訓練、出前講座等の実施。

４．手　　法

１　市民の防災知識の普及啓発を図る

【危機管理課、消防本部】

市及び防災関係機関は、地震災害、風水害・土砂災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、市民が、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及啓発を図る。

(1) 普及啓発の内容

① 災害の知識

ア　災害の態様や危険性
イ　各関係機関の防災体制及び講ずる措置
ウ　地域の危険場所

② 災害への備え

ア　７日分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄
イ　非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食、家族構成にあわせて紙おむつや粉ミルク等）の準備
ウ　負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
エ　避難路・避難地・避難所、家族との連絡方法等の確認
オ　住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
カ　自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練など防災活動への参加
キ　緊急地震速報等に関する知識

③ 災害時の行動

ア　身の安全の確保方法
イ　情報の入手方法
ウ　災害用伝言サービスによる安否情報等の登録
エ　地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
オ　避難行動要支援者への支援（声かけ、手助けなど）
カ　初期消火、救出救護活動
キ　心肺蘇生法、応急手当の方法
ク　避難生活に関する知識
ケ　緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法

④ 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであるため、市は、その制度の普及促進に努める。

(2) 普及啓発の方法

① パンフレット等による啓発

防災パンフレット、防災マップ、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙及びテレビ、ラジオなどマスメディアを利用した普及啓発及びホームページを活用した普及啓発を実施する。また、外国語版、点字版の作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等が理解できるよう、多様できめ細かな啓発に努める。

② 活動等を通じた啓発

防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、市民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

③ 防災教育啓発施設の活用

市民が防災意識を高め、また対応力を向上することができるよう、防災資料館、疑似体験施設等を備えた防災教育啓発施設を活用する。

２　学校における防災教育を行う

【教育推進部、危機管理課】

学校は、児童・生徒の安全を守るため、それぞれの発達段階に応じた防災教育を実施する。実施にあたっては、家庭、地域社会と連携しながら、防災教育のねらいや重点等を明確にし、それらを学校の教育課程に位置付け、教育活動全体を通じて、体系的、計画的に指導する。

(1) 教育の内容

ア　気象、地震、津波についての正しい知識
イ　防災情報の正しい知識
ウ　緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法
エ　身の安全の確保方法、避難路・避難地・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
オ　災害等についての知識
カ　ボランティアについての知識・体験

(2) 教育の方法

ア　防災週間等を利用した訓練の実施
イ　教育用防災副読本、ビデオの活用
ウ　特別活動等を利用した教育の推進
エ　地域や専門機関との連携した活動
オ　防災関係機関との連携
カ　緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用

３　災害教訓を伝承する

【危機管理課、消防本部】

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

５．整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

ア　防災訓練の実施

(2) 早急に整備すべき事項

ア　防災シンポジウムの開催等

(3) 今後整備すべき事項

ア　小・中学校向けの副読本の配布を行い、災害に対して正しく対応できる防災教育の充実を図る

第３節　企業防災を推進する

実施担当	産業経済部 危機管理課	事業者の事業継続計画(BCP)等の策定支援
	事業者	事業継続計画(BCP)等の策定

１．果たすべき責任

事業者は、災害による大きな被害を受け場合も重要業務を継続できるように、事業継続計画（ＢＣＰ）を定めておく。市は、事業者による計画の策定や防災活動を促進するため支援を行う。

２．達　成　目　標

事業継続計画（ＢＣＰ）の策定による、災害時の事業継続の推進。

３．手　　法

１　企業防災対策を推進する

【危機管理課、産業経済部】

被災による業務中断という事態に積極的に備え、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続させるために事前に事業継続計画（ＢＣＰ）を定めておく

(1) 事業者

事業者は、重要業務を継続させるため、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用に努めるとともに、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業者の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、防災活動の推進に努める。

また､災害時発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止すための従業員の帰宅困難者対策の推進にも努める。

(2) 市

市は、事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取り組みを支援するとともに、事業者の防災力向上を促進する。

第４節　災害要因、被害想定及び防災体制等についての調査研究を行う

実施担当	危機管理課 消防本部 産業経済部 都市づくり部	災害危険箇所の調査、防災対策の研究・調査の実施
	市民・事業者	地域の災害危険箇所の把握、防災対策の研究・調査の実施

１．果たすべき責任

市及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

２．達　成　目　標

防災力を適格に評価する。

３．現　　況

「地区別防災カルテ」、「防災アセスメント調査」、「地震被害想定調査」等を行い、市の災害に対する現状を把握し、適切な防災対策を継続的に実施している。

４．手　　法

１　災害危険箇所の調査を行う

【消防本部、産業経済部、都市づくり部】

(1) 災害危険箇所の調査

地震等による二次災害を含んだ崩壊、地すべり、火災等の災害発生のおそれがある地域を把握して、行為規制等の必要な措置を講じるための現況調査及び危険箇所の巡視等災害予防上必要な措置に関する調査とする。

① 事前調査の基準

ア　河川の巡視及び災害予防上必要な措置については、水防法の定めるところにより行う。

イ　地すべり等防止法急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び砂防法）に基づく指定区域の行為規制その他災害予防上必要な措置については、関係機関と協力し万全を期する。

ウ　危険地域、危険物施設、防火対象物の予防査察及び災害予防上必要な措置については、消防法の定めるところにより行う。

エ　上記の他、適宜最新の知見に基づいた防災アセスメント調査等の実施により、二次災害を含めた災害の危険性のある地域を把握する。

(2) 事前調査の方法と災害予防措置

ア　水害予防関係

この事項に関しては、「第２章　第６節　水害予防対策を強化する」による。

イ　土砂災害防止関係

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流等土砂災害が予想さ

れる地区においては、平常時及び降雨時に巡回し、市民からの連絡、通報と併せて、事前に市民の避難指示等適切な措置をとるよう努める。

なお、詳細は「第２章　第７節　土砂災害の予防対策を推進する」による。

ウ　火災防ぎょ体制

木造建物が密集し、消防水利の不足している地域では、火災防ぎょ体制を確立する。これに基づき訓練並びに警防活動を特に厳重に実施して、防火に努める。

なお、詳細は「第２章　第３節　火災予防対策を推進する」による。

エ　その他の災害予防

防災アセスメント調査等により把握された災害の危険性のある地域について災害の防止又は災害を最小限にくい止める対策を検討し、ハード面のみならずソフト面についても有効な対策をとるよう努める。

２　防災対策の研究を行う

【危機管理課、消防本部】

(1) 関係機関との地域防災計画に係わる情報交換

国、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における地域防災計画に係わる情報については、努めて連絡を密にし、防災計画や防災計画に係わる調査研究の情報を交換する。

(2) 防災に関する学術刊行物、一般刊行物の収集整理

防災に関する学術刊行物については、随時、収集整理に努める。また、防災に関する一般刊行物についても随時、収集整理に努める。

(3) 本市の防災上問題となる事項の研究

本市の防災上問題となる事項については、特に研究を実施するように努める。該当事項としては、次のような事項があげられる。また、情報通信分野の技術進歩はめざましいものがあり、その技術の防災行政への活用の検討も進める。

・地　震
・台　風
・洪　水
・地すべり、崖崩れ、土石流
・情報通信

(4) 災害記録の保存

災害記録は、防災対策の実施や防災アセスメントの見直しを行う際の貴重な資料である。今までの災害記録を体系的に整理し直し、また、今後の災害記録をどのように記録し、どのような形で保存すればよいか等を検討する。

５．整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

ア 定期的な災害危険箇所の調査の実施
イ 継続的な防災対策研究の実施
ウ 防災対策の適切な評価
エ 土木構造物及びため池堤体の耐震対策の研究

第２章　災害に強いまちづくり

第１節　都市の防災機能を強化する

実施担当	危機管理課 都市づくり部 上下水道部 産業経済部	都市の防災機能の強化にかかる各所管施設の整備
	市民･事業者	市が行う各種防災対策事業に対する理解と協力

１．果たすべき責任

市及び関係機関は、災害に強い都市基盤を形成するため、防災空間の整備や市街地の面的整備・土木構造物・施設の耐震・耐水対策等防災機能の強化に努める。

市民・事業者は、災害に強いまちづくりのための施策に参加・協力する。

関係法令

都市計画法、都市公園法、都市再開発法、建築基準法、土地改良法、土地区画整理法、宅地造成等規制法、河川法、砂防法、地すべり等防止法、下水道法、水道法、地震防災対策特別措置法、都市緑地法、生産緑地法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、道路法

２．達　成　目　標

(1) 防災空間の整備

ア　市民１人当たりの都市公園等面積を20㎡とする。（平成７年７月　都市計画中央審議会答申）

イ　市域の主要幹線道路等について、緊急交通路、避難路及び延焼遮断帯としての整備を行う。

(2) 都市基盤施設の防災機能の強化

避難地について、備蓄倉庫、応急給水設備を整備する。

(3) 木造密集市街地の整備促進

木造密集市街地を解消（不燃化、耐震化）する。

(4) 土木構造物の耐震対策の推進

全ての土木構造物における災害危険性の軽減を図る。

(5) ライフライン災害予防対策

ア　主要管路の多重化・耐震化

イ　主要施設の耐震化を図る。

３．現　　況

(1) 防災空間の整備を実施

(2) 都市基盤施設の防災機能の強化を実施

(3) 木造密集市街地の整備促進を実施
(4) 土木構造物の耐震対策の推進
(5) ライフライン災害予防対策を実施

４．手　　法

1　防災空間の整備を図る

【都市づくり部、上下水道部、産業経済部】

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、市民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン（平成17年1月改訂）」を活用するものとする。

また、「災害危険度判定調査」の実施及び市民公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。

(1) 防災空間の整備

避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園・緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場などの都市基盤施設の効果的整備及び充実に努め、防災空間を確保する。また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

①　都市公園等の整備・充実

避難地、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備及び充実を推進する。都市公園の整備及び充実に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府都市整備部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府都市整備部公園課）を参考にするものとする。

なお、避難地の整備については、「第２章　第７節　避難収容体制を整備する」参照

ア　広域避難地となる都市公園の充実

広域的な避難の用に供するおおむね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となっておおむね面積10ha以上となるものを含む。）を充実する。

イ　一時避難地となる都市公園の充実

近隣の市民が避難する面積１ha以上の都市公園を充実する。

ウ　災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中枢基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）を整備する。

エ　その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園等を整備する。

②　道路の整備

ア　幹線道路をはじめとする新規道路、広域農道等の整備を行い、多重ネットワーク形成に努める。

イ　避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去に努める。

③　市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

④　農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、延焼遮断帯・緊急時の避難地等として防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図るものとする。

２　都市基盤施設の防災機能を強化する

【都市づくり部、上下水道部、産業経済部、危機管理課】

公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

(1) 避難地・避難路となる都市公園等における災害応急対策に必要な施設（備蓄倉庫、応急給水設備、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置

(2) 災害時の河川水の消火・生活用水としての利用を行うための施設の整備促進

(3) ため池等農業水利施設の防災機能の強化

ア　ため池耐震対策の推進

３　木造密集市街地の整備促進を図る

【都市づくり部】

市は、関係機関等と連携し、防災性向上を図るべき木造密集市街地として位置付けた「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」に指定されている本町・長野町と三日市町駅周辺の２区域において、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等に基づき、「災害に強いすまいとまちづくり整備計画」を策定し、下記の諸施策の実施に向けて、都市計画道路河内長野駅前線の整備を府に要望するとともに、建物の不燃化・耐震化促進と都市基盤や住宅・住環境の総合的整備を図る。

(1) 各種規制・誘導

ア　防火地域等の指定
イ　民間賃貸住宅建設融資等の斡旋
ウ　耐震改修促進計画による耐震診断等の推進

(2) 各種事業実現に向けた方策検討

ア　土地区画整理事業
イ　街路事業
ウ　道路事業
エ　公園事業　等

４　土木構造物の耐震対策を強化する

【都市づくり部、上下水道部、産業経済部】

自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を推進する。

(1) 基本的考え方

ア　施設構造物の耐震対策にあたっては、
　ａ　供用期間中に１～２度発生する確率を持つ一般的な地震動
　ｂ　発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を共に考慮の対象とする。

イ　施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市域の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。

ウ　防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。

エ　既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。

オ　軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮し、適切な対策工法の実施に努める。

(2) 道路施設

橋梁等の耐震対策を実施する。

特に、緊急交通路の管理者は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修を実施し、併せて耐震対策を実施する。

(3) 河川施設

河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等に努める。

(4) ため池施設

水防ため池の耐震対策を実施する。

(5) 公　園

公園斜面崩壊対策を実施する。

５　ライフラインの災害予防対策を強化する

【上下水道部、都市づくり部】

市及び府は、施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(1) 上水道

① 施設の耐震化

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

ア　上水道施設については、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針解説」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐え得る十分な強度の確保に努める。

イ　重要度の高い施設の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し耐震管路網の整備に努める。

② 施設の維持保全

常時監視、並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。

③ 施設の計画的な整備

施設の老朽度・重要度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

(2) 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設の強化と保全に努める。

ア　施設の新設・増設にあたっては、各種災害に耐え得る十分な強度の確保に努める。

イ　補強・再整備にあたっては、緊急度等(危険度、安全度、重要度）を考慮して進める。

ウ 管渠、ポンプ場、処理場、施設の弾力的運用による処理機能の確保に努める。（※府では削除）

エ　流域下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるよう府と調整を図っておく。

(3) 共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

ア　収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

(ｱ)　共同溝は、２以上のライフライン事業者の物件を収容する。

(ｲ)　電線共同溝(C・C・BOX)は、２以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

イ　特に、共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

６　電力施設設備の強化・保全を図る

【関西電力株式会社】

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

ア　発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐え得る十分な強度の確保を図る。

イ　電力供給系統の多重化を図る。

ウ　電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

エ　施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

７　ガス施設設備の強化・保全を図る

【大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社】

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

ア　ガス施設（供給所等）について、各種災害に耐え得る十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。

イ　中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継ぎ手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。

ウ　ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

エ　施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

８　電気通信施設設備の強化・保全を図る

【西日本電信電話株式会社】

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「電気通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

(1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

ア　豪雨、洪水のおそれのある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。
イ　暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
ウ　地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア　主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
イ　主要な中継交換機を分散設置とする。
ウ　主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
エ　市等の重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため２ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

５．整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

① 上水道施設整備事業の推進

ア　施設の耐震化
　・管路の耐震化
イ　応急対策施設の整備
　・応急対策資機材の充実
　・応援受入拠点の整備

② 道路整備事業の推進

ア　国道371号バイパスの整備促進

(2) 早急に整備すべき事項

① 道路・橋梁施設点検、道路・橋梁の整備

② 道路整備事業の推進

ア　堺市（泉北）方面へのアクセス道路の整備促進
イ　大阪河内長野線の整備促進
ウ　日野加賀田線整備促進

③ 公園・緑地整備事業の推進

ア　寺ヶ池公園整備事業
イ　公園法面の防災工事
ウ　緑地保全

④ 上水道施設整備事業の推進

ア　施設の耐震化

・主要構造物の耐震化診断
・主要構造物の耐震化補強

イ　情報管理システムの整備
・情報通信システムの整備（マッピングシステムの拡充）

⑤ 下水道施設整備事業の推進

ア　下水道施設（汚水・雨水管渠、ポンプ施設、処理場）の新規整備に伴う耐震化

(3) 今後整備すべき事項

① 救援活動拠点公園の整備

② 土地利用計画の推進

「土地利用計画図」参照

③ 市街地整備事業の推進

・本町・長野町地区整備事業（府による都市計画道路河内長野駅前線の整備を伴う。）
・市街化農地宅地化支援事業

④ 道路橋梁の整備

・道路・橋梁の施設点検

＊資料5-2　緊急交通路路線（図面と路線一覧表）

第２節　建築物の耐震対策を強化する

実施担当	都市づくり部	所管施設及び民間施設の耐震化・不燃化の促進、安全化等の指導
	教育推進部 生涯学習部	所管施設及び文化財施設の耐震化・不燃化の促進、安全化等の指導
	総務部	市有建築物の耐震化の促進
	消防本部	建築物安全化の促進、指導
	市民・事業者	所有建築物の耐震化・不燃化の推進、文化財に対する防災意識の高揚

１．果たすべき責任

市及び関係機関は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、安全性の指導等に努める。市民・事業者は、自らが所有する建築物の耐震化・不燃化に努める。

関係法令

建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律、公営住宅法、文化財保護法、地震防災対策特別措置法

２．達　成　目　標

(1) 建築物の耐震対策の促進

市域における昭和56年以前に建築され、現在の建築基準法等の耐震関係規定（新耐震基準）に適合していない建築物について、耐震診断及び必要な耐震改修の促進を図る。

(2) 建築物の安全性に関する指導等
「災害危険区域」の指定による建築物の構造制限を遵守する。

(3) 都市型水害対策の促進
豪雨による地下駐車場等の地下空間の浸水防止について啓発する。

３．現　　況

(1) 建築物の耐震対策を実施
(2) 建築物の安全性に関する指導等を実施
(3) 河内長野市既存民間建築物耐震診断改修補助制度の実施

４．手　　法

１　建築物の耐震対策を強化する

【総務部、都市づくり部、教育推進部、生涯学習部】

市及び関係機関は、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」並びに「河内長野市耐震改修促進計画」に基づき、昭和56年の新耐震基準(建築基準法)が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。また、建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を計画的に実施する。

(1) 市有建築物
ア　市有建築物について、防災上の重要度に応じて順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。
イ　市営住宅について、計画的な建替事業や耐震改修を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。
ウ　公立学校等について、速やかに耐震診断を実施するとともに、その結果を公表する。また、診断結果に応じ、耐震改修の計画的な実施に努める。
エ　公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。
オ　非構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。また、ガラス飛散防止、ロッカー・家具等の転倒防止対策等を講ずる。

(2) 民間建築物
ア　ブロック塀等工作物の安全化や安全なすまい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。
イ　必要に応じ、所有者が行う耐震診断や木造住宅の耐震改修に対する助成（河内長野市既存民間建築物耐震診断補助制度・河内長野市木造住宅耐震改修補助制度）に努め、診断・改修の促進を図る。
ウ　耐震化の情報提供や相談体制の整備に努める。
エ　施設管理者は、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。また、ガラス飛散防止、ロッカー・家具等の転倒防止対策等を講ずる。

２　建築物の安全性に関する指導と福祉的整備を推進する

【都市づくり部】

建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

(1) 「災害危険区域」（府建築基準法施行条例第３条）の指定による建築物の構造制限等

(2) 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導

(3) 液状化対策の啓発

３　地下空間の浸水防止を啓発する

【都市づくり部】

ホームページ等で地下駐車場等の出入口における浸水を防止するための具体的事例等必要な情報を提供するとともに、民間事業者等に対して、地下空間の浸水防止について啓発する。

４　文化財を災害から保護する

【生涯学習部、消防本部】

かけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

(1) 市民に対する文化財防災意識の普及と啓発

(2) 所有者等に対する防災意識の徹底

(3) 予防体制の確立
- ア　初期消火と自衛組織の確立
- イ　関係機関との連携
- ウ　地域住民との連携

(4) 消防用設備の整備、保存施設等の充実
- ア　消防用設備等の設置促進
- イ　建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

５．整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

ア　公立小・中学校、公立幼稚園の耐震化

学校施設の耐震診断結果に基づき、耐震改修の計画的な実施を図る。

イ　文化財の保護

指定文化財保存事業において防災対策を推進する。なお、指定文化財保存施設等の耐震性を考慮する。

(2) 早急に整備すべき事項

ア　市有建築物の耐震診断結果に基づき、耐震改修の計画的な実施を図る。

(3) 今後整備すべき事項
- ア　老朽民間建築物の建替え・耐震補強に対する支援
- イ　老朽市有建築物の建替え・耐震補強の実施

第３節　火災予防対策を推進する

実施担当	消防本部･消防団	火災予防査察、火災予防活動の促進･指導
	産業経済部	林野火災予防対策の推進
	市民･事業者	出火防止及び初期消火のための対策の実施

１．果たすべき責任

市は、市街地、林野における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。市民・事業者は、自ら火災予防対策の推進に努める。

関係法令

消防法、消防組織法、建築基準法、森林法、地震防災対策特別措置法

２．達　成　目　標

建築物による延焼火災及び林野火災の発生ゼロをめざす。

３．現　　況

(1) 火災の状況
(2) 防火対象物の現況

４．手　　法

１　火災予防のための指導を実施する

【消防本部】

(1) 防火管理者

防火管理者の資格取得の推進及び防火管理者（甲種）再講習の受講促進を図る。

また、事業者等の防火管理者に対し、防火対象物にかかる消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施、消防用設備等の設置・点検・維持管理、火気取り扱いの監督、収容人員等の適正管理、従業員に対する防火教育、火災、地震、その他の災害発生時の自衛消防組織の充実、その他管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理体制の推進を図る。

(2) 危険物取扱者

危険物取扱者に対し危険物施設にかかる予防規定の作成、危険施設の定期点検、消火施設の維持管理、従業員への安全な危険物の取り扱い等の保安教育、火災、地震その他の災害発生時の応急対策その他危険物施設の適正管理に必要な業務を適切に実施するよう指導の徹底を図る。

(3) 市民等

住宅火災の発生とこれによる死者の発生を防止するため、市民に対し住宅防火の必要性について周知徹底を図るとともに、地震時の二次災害を防止するため市民一人ひとりが適切に行動できるよう防災意識の高揚を図る。

(4) 各種団体等

大地震時等に予測される同時多発火災に対応するため、「自分たちの地域は、自分た

ちで守る。」という基本理念のもとに、自治会、町内会を単位とした自主防災組織の結成及び育成を推進していく。

２　火災予防検査を実施する

【消防本部】

(1) 立入検査

ア　通常検査　防火対象物の規模、危険性等に応じ、定期的に位置、構造、設備及び管理状況について、火災に関する法令等の履行状況を検査する。

イ　特別検査　必要に応じその都度期間、防火対象物の種別、検査内容を指定して検査する。

(2) 違反処理

立入検査において把握した防火対象物並びに危険物施設の火災に関する法令等の違反に対し、火災危険の状況に応じて関係者に警告、命令、告発等を行う。

(3) 特別査察

必要に応じその都度期間、防火対象物の種別、査察内容を指定して特別査察を実施し、火災などの災害の防止を図る。

３　建築物等の火災予防対策を強化する

【消防本部】

一般建築物、高層建築物における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

(1) 一般建築物、住宅

① 火災予防査察の強化

一般建築物について消防法（第４条、第４条の２）に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化について、改善指導する。

② 防火管理者制度の推進

学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第８条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア　消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

イ　消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

ウ　火気取り扱いの監督、収容人数の管理など

③ 消防設備士等による消防設備設置維持管理の徹底

防火対象物の消防用設備の設置及び維持管理に対し重要な役割を果たす消防設備士及び消防設備点検資格者から提出される着工届及び点検結果報告等の受理、審査を通じて、設備設置維持管理の徹底を図る。

④ 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取り組みを推進する。

⑤ 市民、事業者に対する指導

市民、事業者に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火気器具・電気器具の取り

扱い等、安全装置付きストーブ等の普及の徹底を図る。また、広報活動や消防合同訓練などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

⑥ 開発行為者に対する指導

開発行為者に対し、消火栓・防火水槽・消防活動空地を設置するよう指導する。

(2) 高層建築物等

消防法等に基づき、消防用設備等の維持管理、共同防火管理体制の確立、防炎規制など、所有者等に対し火災の未然防止について指導する。

① 対象施設

下記に示す高層建築物等

ア　高さが31ｍを超える建築物

イ　消防法施行令別表第１（抄）に掲げる建築物で、５階以上のもの

② 所有者等に対する指導の強化

ア　消防用設備等の点検・整備の指導

イ　教育訓練の実施

③ 共同防火管理体制の確立

管理について権原が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。

④ 防炎規制

高層建築物において使用する防炎対象物品については、防炎性能を有するものを使用するよう指導する。

⑤ 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場及び緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

4　林野の火災予防対策を強化する

【消防本部、消防団、産業経済部】

林野周辺地区住民の安全を確保するとととともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

(1) 監視体制等の強化

ア　火災警報の発令、周知徹底

イ　森林法に基づく火入れの許可

ウ　たき火等の制限

エ　乾燥シーズンにおける林野パトロールの実施

(2) 啓発宣伝の充実

ア　住民、事業者に対する啓発

イ　ハイカーを対象とした出火防止啓発宣伝の実施

５．整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

① 住宅火災による死者の低減

一般住宅等に設置が義務付けられた住宅用火災警報器の普及促進を図り、住宅火災からの死者の低減を図る。

② 火災予防指導・査察の強化

消防職員の総力をあげ、立入検査、違反処理により法令違反対象物等の是正を行う。

③ 林野火災対策

たき火、たばこのポイ捨て等の予防看板の設置を行う。

ア　林野における位置把握のため、目標杭の設置、林野防ぎょ図の整理を行う。

イ　消防力強化のため、防御資機材の整備と備蓄を推進する。

＊資料2-2 過去10年間の火災件数と損害額
＊資料7-4 施行令規制防火対象物数

第４節　ライフライン確保体制を整備する

実施担当	上下水道部	災害応急復旧体制の整備
	事業者	災害応急復旧体制の整備

１．果たすべき責任

市は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制の整備に努める。

関係法令

都市計画法

２．達　成　目　標

(1) 上水道

上水道施設の耐震化を図り、災害時の対策として次の目標を達成する。

ア　重要水道施設や基幹管路(導・送・配水本管)及び市内重要施設への配水管の耐震化を優先し、被害を最小限にくい止め、応急復旧が迅速となるように整備する。

イ　災害時における応急給水の目標水量を確保できるように整備する。

ウ　災害時における応急給水の目標運搬距離（給水場所）を確保できるように整備する。

(2) 下水道

下水道施設の耐震化を図り、災害時における次の目標を達成する。

管路予防保全対策により平常時から、点検、補修に努め、災害時の被害を最小限にとどめる。

３．現　　況

(1) 上水道

現状の主な管路整備（更新）は、移設工事・老朽管更新となっており、応急給水の目標水量や目標運搬距離の確保を考慮した水道施設更新や管路更新が求められる。

(2) 下水道

大和川下流南部流域下水道計画と整合を図り、汚水施設の幹線整備と面整備を推進し、雨水施設は、浸水被害等の予測される地域について整備を進める。

ア　地震対策：管渠の耐震化
イ　震災対策：排水路整備

４．手　　法

１　上水道の防災対策を強化する

【上下水道部】

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

ア　水道施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報伝達設備の整備により、情報連絡体制を強化する。
イ　管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
ウ　関係協力団体との協力体制を整備する。
エ　応急復旧活動マニュアル等を整備する。
オ　管路図等の管理体制を整備する。
カ　被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材等の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 相互応援体制の整備

震災時に迅速な復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市は府及び大阪広域水道企業団と互いに協力して、大阪府水道震災対策中央本部及びブロック本部のもとに応急対策を行うものとする。

２　下水道の防災対策を強化する

【上下水道部】

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握す

るとともに今後、施設管理台帳の電子化に努める。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

ア　災害時に必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。
イ　平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 協力応援体制の整備

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・市間の協力応援体制を整備する。

３　市民への広報活動を行う

【上下水道部】

災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、需要家の意識の向上を図る。市は、平常時から飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排水の制限等について広報する。

５．整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

ア　上水道施設については、次の災害予防対策を行う。
(ｱ) 水道施設の充実
a　浄送配水施設等の改修
b　災害備品の充実
(ｲ) 関係協力団体との協力体制
a　水道工事業者（指定工事店等）との協力体制の整備
(ｳ) 応急復旧活動マニュアル等の整備
a　管路台帳
b　主要施設台帳
c　分散管理
イ　下水道施設については、次の災害予防対策を行う。
(ｱ) 新規整備に当たっては、耐震用資材を使用する。
(ｲ) 老朽施設については、重要度の高いものから改築を行う。

(2) 今後整備すべき事項

ア　水道施設について、大阪広域水道企業団水の送水ルートを現状の１分岐から、危機管理対策上の観点からも、もう１ルートを増設する第２分岐の整備を推進する。
イ　下水道施設について、老朽施設の長寿命化対策を講ずる。
ウ　上水道施設については、次の災害予防対策を行う。
(ｱ) 情報管理システムの整備
a　応急対策情報交換システムの整備
・応急対策資機材データベース　・応急対策作業状況

４　電力防災対策を強化する

【関西電力株式会社】

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

ア　被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
イ　対策要員の動員体制を整備する。
ウ　重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

ア　災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
イ　災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
ウ　災害対策車両（発電機車等）を整備する。
エ　平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。
ア　復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。
イ　災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

(5) 市民への広報

感電、漏電、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

５　ガス防災対策を強化する

【大阪ガス株式会社・河内長野ガス株式会社】

(1) 応急復旧体制の強化

ア　緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
イ　緊急時ガス供給停止システムを強化する。
(ｱ) 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
(ｲ) 基準値以上の揺れを関知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
ウ　被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
エ　被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
オ　重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
カ　ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
キ　施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

ア　災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。

イ　緊急時通信機器の整備充実に努める。
ウ　消火・防火設備の整備充実に努める。
エ　平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他の機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力を得る体制を整備する。

(5) 市民への広報

大阪ガス株式会社及び河内長野ガス株式会社は、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

6　ＬＰガス防災対策を強化する

【(一社)大阪府ＬＰガス協会】

災害発生の予防、災害発生時のＬＰガスの二次災害の防止と需要者のガス供給確保のために、設備面及び体制面等において総合的な災害予防対策を図る。

7　通信防災対策を強化する

【西日本電信電話株式会社】

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

ア　災害発生時において、通信を確保し又は被害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
イ　災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
ウ　災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
エ　災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(3) 防災訓練の実施

① 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次にあげる内容の訓練を年１回以上実施する。

ア　災害予報及び警報の伝達
イ　非常招集

ウ　災害時における通信疎通確保
エ　各種災害対策機器の操作
オ　電気通信設備等の災害応急復旧
カ　消防及び水防
キ　避難及び救護

② 市地域防災総合訓練に参加し、これに協力する。

(4) 協力応援体制の整備

① 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等のライフライン事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

② グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

(5) 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、市町村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

(6) 市民への広報

災害時の通信輻そうの緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害時における注意事項及び通信に関する情報について広報する。

第５節　交通確保体制を整備する

実施担当	都市づくり部	所轄道路施設の応急点検体制の整備
	産業経済部	
	事業者	所轄道路施設の応急点検体制の整備

１．果たすべき責任

道路管理者、公共交通事業者は、災害時における安全かつ円滑な交通の確保のため、平常時から体制の整備に努める。

また、交通の確保にあたっては、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るよう努める。

関係法令

都市計画法、道路法、道路交通法、土地改良法

２．達　成　目　標

(1) 各主要道路における障害物除去のための資機材の整備
(2) 「災害時交通確保体制マニュアル（仮称）」の作成

３．現　　況

(1) 市所轄道路における道路パトロール及び実施体制の強化を実施
(2) 道路管理者（大阪府）及び公共交通事業者との連絡体制の強化を実施

４．手　　法

１　道路施設の交通確保のための体制を整備する

【都市づくり部、産業経済部、大阪府】

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の体制の整備に努める。

２　鉄軌道施設の交通確保のための体制を整備する

【南海電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社】

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

３　乗合旅客自動車の交通確保のための体制を整備する

【南海バス株式会社】

災害時におけるバスの運行途絶は市民生活に与える影響が大きいため、利用者の安全確保を最優先として、可能な限り運行の確保に努めるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図る体制を整備する。

５．整備すべき事項

(1) 早急に整備すべき事項
① 道路応急復旧体制の確保
災害時における応急工事等を早急に実施する体制を整備する。

第６節　水害予防対策を強化する

実施担当	上下水道部	下水道の整備
	産業経済部	農地防災対策の推進
	危機管理課 都市づくり部	浸水災害対策の推進及び準用河川等の改修

１．果たすべき責任

市及び関係機関は、河川・ため池における洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

関係法令

河川法、下水道法、水防法、地震防災対策特別措置法、土地改良法

２．達　成　目　標

(1) 時間雨量　河川50㎜、ため池120㎜に耐える施設を構築する。
(2) 水防ため池の改修率を100%にする。
(3) 外水・内水氾濫による人的被害をゼロにする。

３．現　　況

(1) 河川の改修を実施
(2) 洪水ハザードマップの作成
　石川浸水想定区域図及び洪水リスク表示図に基づいた洪水ハザードマップを作成し、市民に配布
(3) 下水道の整備を実施
(4) 農地防災対策を実施

４．手　　法

１　河川の改修を推進する

【都市づくり部】

市及び府は、管理する一級河川・準用河川等の改修や貯留施設の維持保全を推進する。

２　水害防止対策を強化する

【危機管理課、都市づくり部】

府が行う洪水予報、浸水想定区域の公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。

(1) 府の対応

ア　府は、管理河川のうち、水位観測所を設置した河川においては、その水位の状況の公表を行う。

イ　府は、水防法の規定に基づき、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川を指定し、気象庁と共同して洪水予報を行う。

ウ　府は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川について避難判断水位（特別警戒水位）及び危険水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは到達情報を発表する。

エ　府は、洪水予報河川又は避難判断水位（特別警戒水位）を定めた河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。現在、本市に関係する河川では石川が洪水予報河川に、西除川が避難判断水位（特別警戒水位）設定河川に指定され、それぞれ浸水想定区域図が公表されている。

(ｱ) 石川浸水想定区域図（平成15年４月、府が公表）

水防法の規定により石川の外水氾濫による浸水区域と浸水深を示した図であり、おおむね100年に１回程度起こる大雨（１時間雨量77.7㎜）を想定して作成

されている。

(ｲ) 石川浸水想定区域図（支川を含む参考図）（平成15年４月、府が公表）
　石川だけでなく、石川の支川（大阪府管理河川）の外水氾濫も考慮した浸水区域と浸水深を示した図であり、(ｱ)と同様におおむね100年に１回程度起こる大雨（１時間雨量77.7㎜）を想定して作成されている。

(ｳ) 西除川浸水想定区域図（参考図）

(2) 市の対応

①浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

ア　市は、浸水想定区域の指定があった場合は、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、説明会、ハザードマップ等により、市民に周知するよう努める。

(ｱ) 区域内における浸水した場合に想定される危険度並びに水深

(ｲ) 洪水予報又は避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の伝達方法

(ｳ) 避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(ｴ) 浸水想定区域内の主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設にあっては、これらの名称、所在地並びに当該施設への洪水予報等の伝達方法

3　地下空間の浸水災害対策を推進する

【危機管理課、都市づくり部】

浸水が発生した場合は、地上の浸水深の大小にかかわらず地下駐車場等では大きな浸水被害が生じるため、地下空間対策が必要となる。

(1) 情報の提供

地下駐車場、ビルの地下施設等の地下空間の分布把握に努め、地下空間の管理者等に対して、気象予警報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。

また、地下空間の管理者等は、災害時に利用者等が迅速かつ的確に避難できるよう、情報の伝達体制（利用者等への案内放送等）の確立に努めるとともに、気象警報等に基づいて浸水の発生について判断できるように、気象に関する情報等の入手に努める。

(2) 浸水防止対策の促進

地下駐車場等の出入口における浸水を防止するための具体的事例等必要な情報を提供するとともに、民間事業者等に対して、地下空間の浸水防止について啓発する。

(3) 避難体制の整備

地下空間の管理者等は、利用者等に対する避難誘導体制を整備するとともに、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努める。

4　下水道の雨水対策を強化する

【上下水道部】

市街地における浸水被害の解消を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

５　農地の湛水被害を防止する

【産業経済部】

水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

(1) 農地関係湛水防除

農業用排水路の整備、排水施設等の改修・延命化を進める。

(2) 水防ため池

ため池の決壊による災害を防止するため、水防ため池の改修、防災上重要なため池を中心に、慣行権者と協議の上改修補強工事を実施する。

(3) 滝畑ダム

洪水調節により農地の冠水被害を防止するため、滝畑ダムを適正に運用する。

５．整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

① ため池点検

毎年６月に目視での漏水の有無、施設の老朽化の度合い、草刈り等の維持管理が良好に行われているかを府と一体となって点検し、管理者に対してため池の状況を把握してもらうとともに、是正項目があればその事項も含めて、結果を通知する。

(2) 早急に整備すべき事項

① 河川改修

増水等により河川機能に影響のある箇所について、緊急性等を総合的に判断しながら、保全対策を推進する。

② 排水路整備・用悪水路改良

浸水対策として、水路及び管渠の整備に努める。また、用悪水路の改良を推進する。

③ ため池の防災対策

大雨によるほか、地震による破堤被害も考えられることから、今後も維持管理並びに予防対策の啓発を推進する。

ア　気象情報（大雨情報）におけるため池管理者への減水対策の実施
イ　ため池の防火用水としての確保
ウ　ため池の災害にかかる危機管理対策の推進

(3) 今後整備すべき事項

① 河川改修

時間雨量50㎜以上に対応する施設整備を行う。

② ため池対策

ア　順次計画的に老朽化のため池について慣行水利権者・ため池管理者と協議のうえ、整備を推進する。
イ　利用されなくなったため池については、災害の発生の原因とならないような方法（堤体の除去、埋立等）について、慣行水利権者・ため池管理者と協議を行う。

＊資料9-1 市内各河川の状況
＊資料9-2 水防ため池一覧
＊資料9-3 滝畑ダムの概要

第７節　土砂災害の予防対策を推進する

実施担当	危機管理課	災害に関する情報収集伝達、避難の指示・勧告、警戒避難体制の整備
	都市づくり部	宅地造成事業の予防対策、災害危険区域の把握、対策事業の推進 土砂災害危険箇所・区域の把握、砂防事業の推進
	産業経済部	山地災害危険地区の把握、治山事業の推進
	市民・事業者	危険区域の周知、警戒避難体制整備の協力

１．果たすべき責任

市及び関係機関は、土砂災害を防止するため危険箇所の実態を調査し的確に把握するとともに、地域住民への周知徹底に努める。

また、災害発生時において円滑に避難活動等が実施できるように、あらかじめその体制を整備しておく。

関係法令

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法、砂防法、宅地造成等規制法、森林法、建築基準法、地震防災対策特別措置法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

２．達　成　目　標

次の対策を実施し、土砂災害による死者ゼロをめざす。

(1) 土砂災害危険区域について対策事業による施工を実施する。
(2) 防災のための住宅移転促進事業等の制度を適用する。
(3) 気象情報に基づいた迅速な避難体制を整える。

３．現　　況

(1) 急傾斜地崩壊危険区域（箇所）の現況

「急傾斜地崩壊危険箇所点検要領（平成11年11月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課）」により、抽出された急傾斜地崩壊危険箇所は平成25年８月現在、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰが64箇所、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱが113箇所、急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲが28箇所の合計205箇所ある。

そのうち、本市には、急傾斜地の崩壊により災害から市民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条に基づき、府が指定した急傾斜地崩壊危険区域が平成21年３月24日現在13箇所ある。

さらに、建築基準法第39条に基づき、大阪府建築基準法施行条例第３条により急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険区域以外の箇所についても、急傾斜地の崩壊による危険が著しい箇所については、災害危険区域として府が指定する。本市の災害危険区域は、11箇所あり、これらは全て急傾斜地崩壊危険区域である。

(2) 地すべり危険箇所の現況

本市では、地すべり等防止法第３条に基づき、地すべりによる災害を防止するため国土交通大臣（農林水産大臣）が指定した地すべり防止区域は、平成21年３月24日現在未指定である。

また、法指定ではないが、「地すべり危険箇所調査要領」（平成８年10月、建設省河

川局砂防部傾斜地保全課）に基づき、抽出された地すべり危険箇所は平成21年３月24日現在15箇所である。

(3) 土石流危険渓流の現況

本市には「土石流危険渓流及び土石流危険渓流調査要領（案）（平成11年４月、建設省河川局砂防部）」により、抽出された土石流危険渓流は、平成25年８月20日現在、土石流危険渓流Ⅰが55渓流、土石流危険渓流Ⅱが120渓流、土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲが45渓流の合計220渓流ある。

(4) 山地災害危険地区の現況

「山地災害危険区域調査要領」（林野庁18林整治第520号（平成18年７月３日付））に基づき実施した調査の結果、本市においては平成20年４月１日現在「山腹崩壊危険地区」が99地区、「崩壊土砂流出危険地区」が102地区の合計201地区ある。

(5) 宅地造成工事規制区域の現況

府及び関係機関は、人口増加による丘陵地、山麓地における宅地開発に伴い土砂災害が生じるおそれのある著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域として指定を行い、がけ崩れや土砂の流出等の防止を図っている。本市では、4,365haの区域が指定されている（平成19年４月１日現在）。

(6) 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の現況

本市では、土砂災害防止法第６条に基づき、急傾斜地の崩壊で376箇所、土石流で46箇所又、土砂災害防止法第８条に基づき急傾斜地の崩壊で315箇所、土石流で39箇所を大阪府が指定している。（平成25年12月26日現在）

(7) 警戒避難体制の現況

① 情報の収集伝達体制

ア　気象情報・災害情報の収集

(ｱ) 府防災情報システム
(ｲ) 府危機管理室（無線及びファクシミリ）
(ｳ) ＮＴＴ西日本（有線）
(ｴ) 土砂災害110番（ファクシミリ及び音声録音機能、インターネット（市ホームページ））

イ　水防に関する情報

(ｱ) 常時監視体制

常時巡視員が巡視し、水防管理者に報告する。府管理河川については、水防管理者は、富田林土木事務所に連絡し、必要な措置を求める。

(ｲ) 非常警戒

水防管理者は、既往被害箇所、その他特に重要な箇所を中心に巡回し、異常があれば、富田林土木事務所、南河内地域防災監、南河内農と緑の総合事務所に報告する。

ウ　避難勧告等の伝達

(ｱ) 避難準備情報（避難行動要支援者避難）、避難勧告（一次避難）、避難指示（二次避難）の伝達

テレビ、ラジオ、広報車、携帯拡声器放送、防災行政無線等

エ　避難場所の確保

避難所が２㎞を超え、代替避難所のない地区として、石見川、小深、太井、鳩原、流谷、加賀田、唐久谷があげられる。

これらの地区については、一時的に安全な避難場所の確保に努める。

② 土砂災害危険箇所及び危険区域の周知について

土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所については、現地看板を設置して周知に努めている。

４．手　　法

1　急傾斜地崩壊対策を強化する

【都市づくり部、大阪府】

(1) 行為の制限

急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）においては、崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は急傾斜地法に基づき規制し、保全（府の許可要）を図るとともに、居住建物については建築基準法に基づき建築制限を行う。

(2) 対策事業の実施

府は、急傾斜地崩壊危険区域での崩壊対策工事の進捗を図るとともに、危険箇所においても危険度が高く、急傾斜地崩壊危険区域指定の可能な箇所から対策工事を順次実施している。

(3) 防災のための住宅移転の実施

「がけ地近接等危険住宅移転事業（国土交通省）」と「防災のための集団移転促進事業（内閣府）」の２つの制度の適用を行う。

(4) 市及び府は、「急傾斜地崩壊危険箇所」の把握・周知に努める。

(5) 市管理危険箇所の対策（緑地等）

(6) その他急傾斜地安全対策

2　地すべり対策を強化する

【都市づくり部】

(1) 行為の制限

関係機関は、地すべり防止区域内においては、地すべりの防止を阻害し、又は、地すべりを助長、若しくは誘発する原因となる行為は、地すべり等防止法第18条に基づき行為の制限を行う。

(2) 対策事業の実施

近畿地方整備局及び府は、地すべり防止区域での地すべり対策工事の進捗を図るとともに、危険箇所においても危険度が高く、地すべり防止区域指定の可能な箇所から対策工事を順次実施している。

(3) 市及び府は、「地すべり危険箇所」の把握・周知に努める。

3　土石流対策（砂防）を強化する

【都市づくり部】

府では、昭和57年８月10日付建設事務次官通達「総合的な土石流対策の推進について」に沿って、従来の土石流危険渓流に対する防災対策を進めている。

さらに、平成元年10月９日付建設省事務連絡「土石流危険渓流及び土石流危険区域調領

（案）について」に沿って、平成２年度より土石流危険渓流の調査を行い、調査結果に基づき、渓流ごとに土石流防止対策を図っていく。
また、市及び府は、「土石流危険渓流及び危険区域」の把握・周知に努める。

4　山地災害対策を強化する

【産業経済部、大阪府】

国・府は森林法により森林の維持造成を通じ、山地災害の未然防止に努めている。
また、市及び府は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し市民に配布するなど、周知に努める。

5　宅地造成工事規制区域内における工事許可申請を受ける

【都市づくり部、大阪府】

宅地造成工事規制区域内で行う宅地造成工事に関する工事について、造成主は工事着手前に府の許可を受けなければならない。府では工事の許可申請のあった場合は、法律で定める技術基準に適合しているかを審査し、適合している場合は許可される。また、工事完了後の検査も実施される。

6　土砂災害警戒区域等における防災対策を推進する

【都市づくり部、危機管理課、大阪府】

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒区域等における防災対策

① 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市町村長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行っている。

② 指定区域内での開発規制

土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限する。

③ 建築物の構造規制

土砂災害特別警戒区域においては、建築物の構造が安全なものとなるように構造規制を行う。

④ 建築物の移転等の勧告

土砂災害時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

⑤ 警戒避難体制等

ア　市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。

イ　警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。

ウ　国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずる。

エ　「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知

府は、地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を関係自治体に通知するとともに、一般に周知するとしている。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第２６条、２７条、２９条）

(2) 土砂災害警戒情報の作成・発表

府は、大阪管区気象台と連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市町村長が防災活動や住民への避難勧告等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知する。また、土砂災害警戒情報の事前情報として土砂災害警戒準備情報を府独自で発表するとしている。

7　警戒避難体制を整備する

【危機管理課、都市づくり部、大阪府】

(1) 避難体制の整備

関係住民が安全な避難が行えるよう避難体制の整備を図る。

① 危険区域（箇所）の周知

土砂災害にかかる危険箇所について、図面表示等を含む形での地区別の防災に関する総合的な資料（ハザードマップ等）の活用を図るとともに、危険区域及び危険箇所における看板等の設置の推進、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催等により地域住民に周知する。

② 自主防災組織の結成及び育成

災害情報の収集伝達、避難、救助活動が迅速かつ円滑に実施できるよう関係住民の協力を得て自主防災組織の結成及び育成に努める。

③ 警報装置等の整備

雨量観測に必要な雨量計を設置するとともに、区域内の住民の避難が円滑に行われるよう警報装置、防災行政無線同報系を整備する。

④ 予警報及び避難命令の伝達体制の確立

警戒避難基準雨量に基づいて、予警報及び避難命令を迅速かつ的確に地元住民に伝達できるよう、体制を確立する。

(2) 危険区域（箇所）の防災パトロール及び点検の実施

関係機関と連携して、梅雨期及び台風期の前に定期的に危険区域（箇所）の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨時には、随時パトロールを実施し、当該危険区域（箇所）について的確に把握するものとする。

(3) 情報収集及び伝達体制の整備

土砂災害情報相互通報システムによって、気象予警報等の情報収集に努め、収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、防災行政無線等の伝達機器の整備を進めるとともに、地域住民への伝達手段、手順、ルートを定めておく。

なお、危険箇所周辺に避難行動要支援者の自主避難が困難な者の施設がある場合における情報伝達にも十分配慮する。

(4) 避難路等の整備

ア　ハザードマップ等により、危険区域（箇所）ごとの範囲、人口、世帯数、避難行動要支援者の人数等についてあらかじめ実態を把握し、関係住民が安全に避難できるよう避難所、避難地、避難路を選定するとともに、関係住民に周知する。

イ　避難所、避難地、避難路の選定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

・がけ崩れ、土石流等の被害を受けるおそれのないこと
・洪水氾濫等の水害を受けるおそれのないこと
・危険区域の人家からできるだけ近距離にあること

(5) 防災知識の普及

関係住民に対し、日頃から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのある時期（梅雨期、台風期）にさきがけ、防災行事や防災訓練の実施に努める。

８　複合災害への対応に備える

【危機管理課、各部】

複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が起こり得ることを想定し、被害を軽減する対策を講ずる。

(1) 複合災害が発生した場合において、災害にあたる要員、資機材等について、不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

(2) 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。

(3) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努め、連携方策をあらかじめ定めておくものとする。

５．整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

① 土砂災害対策事業の実施

土砂災害危険箇所について、対策事業実施の優先順位を検討し整備を要望する。

(2) 早急に整備すべき事項

① がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

急傾斜地崩壊危険区域での既存不適格住宅について移転指導を行う。

② 警戒避難体制の整備

ア　危険区域（箇所）の周知

土砂災害危険区域（箇所）について、現地看板を全て設置する。また、地区別防災カルテ等の公開により危険区域（箇所）の周知を行う。

イ　警報装置等の整備

府は、約２㎞間隔でのテレメータ雨量計を配置し、雨量監視を行う。

監　視　局　：富田林土木事務所、河内長野市役所

観測局（基）：千代田、赤峰、天野、加賀田、美加の台、大師、西高、鳩原、岩瀬、石見川、天見、岩湧寺、金胎寺山（富田林市）、小吹（千早赤阪村）

ウ　危険区域（箇所）の防災パトロール及び点検並びに防災訓練の実施

エ　避難場所の確保

避難所が２㎞を超え、代替避難所のない７地区について一時的に安全な避難場所の確保に努める。

③ 間伐材対策

間伐材の流出は、土石流の原因等となり得ることから、間伐材の持ち出し及び枝打ちの清掃等に努める。

また、伐採後の植林を早急に行うよう指導する。

＊資料8-1 避難場所一覧
＊資料9-4 土砂災害用語の定義
＊資料9-6 土砂災害危険箇所等一覧

第８節　危険物等の災害予防対策を強化する

実施担当	消防本部 危機管理課	危険物にかかる施設の把握、防災指導

１．果たすべき責任

市は、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。危険物施設の管理者は、関係法令を遵守する。

関係法令

消防法、高圧ガス保安法、火薬類取締法、毒物及び劇物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律　等

２．達　成　目　標

危険物に起因する災害等を防除し、市民の安全を確保する。

３．現　　況

危険物等施設は次の５つに分けられる。このうち、市の規制する施設は、危険物にかかる施設である。

・危険物にかかる施設
・高圧ガスにかかる施設
・火薬類にかかる施設

・毒物劇物にかかる施設
・放射性同位元素にかかる施設

４．手　　法

１　危険物災害予防対策を強化する

【消防本部】

(1) 規制

ア　立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
イ　危険物施設内の危険物の取り扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
ウ　関係機関と連携して、危険物運搬車両の一斉取り締まりを実施する。

(2) 指導

ア　危険物施設の実態に即した予防規定の策定を指導する。
イ　危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
ウ　危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
エ　災害時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講じるよう指導する。

(3) 自主保安体制の確立

ア　大規模な危険物施設事業者に対し、自衛消防隊の組織化の推進、活動要領の策定など自主的な防災体制の確立について指導する。
イ　危険物施設事業者等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

(4) 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

２　高圧ガス災害予防対策を強化する

【消防本部】

関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

３　火薬類災害予防対策を強化する

【消防本部】

関係法令による規制、保安教育や保安体制確立のための指導、知識の普及など適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

４　毒物・劇物災害予防対策を強化する

【消防本部】

関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

５	放射性同位元素にかかる災害予防対策を強化する

【消防本部、危機管理課】

核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第16条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、府地域防災計画の原子力災害対策（総則、原子力災害予防対策、原子力災害応急対策、原子力災害復旧対策）に準じて必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

５．整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

ア　日頃の震災対策を含めた、きめ細かい危険物対策の指導を推進する。

＊資料7-5　地区別危険物製造所等現有状況（設置許可数）

第３章　災害への適切な対応

第１節　市及び関係機関の防災体制を整備する

実施担当	危機管理課	総合的防災体制の整備の実施
	危機管理課 消防本部	防災活動拠点の整備
	市民･事業者	自主防災組織の活動

１．果たすべき責任

市及び関係機関は、平常時から自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

２．達　成　目　標

災害時に防災体制が確保できる状態にする。

３．現　　況

(1) 「災害時職員初動マニュアル」を作成
(2) 職員防災訓練の定期的な実施

４．手　　法

1　組織体制と配備体制を整備する

【危機管理課】

市域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災にかかる中枢的な組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。

また、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、外部の専門家の意見・支援を活用できるような仕組み、発災後の退職者や民間の人材活用など、人材の確保について検討するものとする。

(1) 組織体制

① 危機管理課参事会

市の防災対策を総合的かつ計画的に推進する。

［組織］

危機管理課

各部局（議会事務局、総合事務局、市民協働課、会計課を除く）よりおおむね１名(危機管理課参事)

※部局内選定の優先度として、第1に防災関係する担当課長、第２に避難所担当課長を選出する。

② 災害警戒本部

市域で気象予警報等の発表があり軽微な災害が発生する恐れのある場合、又は市域で震度４程度の地震を観測したとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対応を実施するために設置する。

③ 災害対策本部

市域で中規模又は大規模な災害が発生したとき、震度５弱以上を観測したとき、災害救助法の適用を要する災害が発生したとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

［組織］

本 部 長	市長
副本部長	副市長、教育長
本 部 員	市長補佐官、総務部長、市民生活部長、子ども・福祉部長、健康長寿部長、都市づくり部長、環境共生部長、産業経済部長、消防長・消防団長、教育推進部長、生涯学習部長、上下水道部長、議会事務局長、行政委員会総合事務局長、会計管理者

④ 現地災害対策本部【現地本部長及び本部員：災害対策本部長が指名する者】

災害の地域的特性に応じ、災害応急対策の実施を局地的又は重点的に推進する必要があるときは、災害地付近に現地災害対策本部を設置する。

(2) 配備体制

① 配備基準

ア　事前配備体制

・災害発生のおそれがある気象予警報等が発表され、災害の発生が予測されるとき。
・石川洪水注意報（第３編 災害応急対策編　P3-10参照）が発表され、災害の発生が予測されるとき。
・勤務時間外は、市長補佐官が必要と認めたとき。

イ　警戒配備体制

・市域に次の警報が１つ以上発表され、災害の発生が予測されるとき。
　(ｱ) 大雨警報
　(ｲ) 暴風警報
　(ｳ) 暴風雪警報
　(ｴ) 洪水警報
　(ｵ) 石川洪水警報（第3編 災害応急対策編　第1章　第1節　4. 職員を動員配備する（風水害）「災害時の配備体制（風水害）」参照）
・市域で震度４を観測したとき。
・小規模な災害の発生、その他の状況により市長補佐官が必要と認めたとき。

ウ　非常配備体制

・市域に、中規模な災害が発生したとき、あるいは予想されるとき。
・市域で震度５弱以上を観測したとき。
・東海地震にかかる警戒宣言が発せられたとき。
・その他の状況により市長が必要と認めたとき。

エ　緊急配備体制

・市域で震度６弱以上を観測したとき。
・市域に大規模な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり非常配備体制では対処できないとき。
・災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。
・その他の状況により市長が必要と認めたとき。

② 勤務時間外における動員体制

ア　職員の参集

職員は、①の配備基準に基づき、参集する。

イ　緊急配備体制要員の指名

災害発生後、速やかに応急対策を実施できる体制を整えるため、本庁及び所定の施設に短時間で参集可能な職員を緊急配備体制要員として指名する。

ウ　避難所開錠要員

各避難所の近傍に居住し、閉庁時等に災害が発生した際に各避難所を開錠し、避難・福祉部担当職員が配置されるまでの間、避難所開設等を行う職員をいう。

エ　当直者

当直者は、職員が参集するまでの間、情報の連絡等の任務を行う。

２　防災拠点機能等の確保、充実を推進する

【危機管理課、消防本部】

発災時に速やかな体制をとれるように、防災中枢機能等の確保、充実を図る。

(1) 司令塔機能の整備

市及び防災関係機関は、災害対策本部室等の司令塔機能施設を整備するよう努める。

また、代替施設の選定などのバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。また、拠点施設が災害時に被害を受けない対策等の実施について配慮する。

(2) 災害対策本部用備蓄

十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等に努めるとともに、災害対策本部用として、飲料水・食糧等を備蓄する。

３　地域防災拠点を整備する

【危機管理課、消防本部】

市は、当該市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

また、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用を図るものとする。

・物資輸送拠点：府立長野高校、地域活性交流拠点
・消防活動拠点：消防防災拠点施設
・備蓄拠点　　：各避難所

４　装備資機材等の備蓄を推進する

【危機管理課、消防本部、各部】

二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。

(1) 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。

(2) 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

(3) データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

５　防災訓練を実施する

【危機管理課】

市をはじめ関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、避難行動要支援者や女性の参画を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を自主防災組織等と連携しながら継続的に実施する。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練及び防災計画、各種マニュアルに反映させるよう努める。

(1) 総合的防災訓練の実施

市は、関係機関及び市民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消防・救急救助、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練などの防災訓練を実施する。その際、市民の参加とともに、自主防災組織等の役割を踏まえた実践的な訓練を想定し、市、防災関連組織が連携した地域防災力の向上を図る訓練とする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(2) 実践的な防災訓練の実施

毎年定期的に行われている通常の防災訓練に加えて、訓練される側が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練、冬季・夜間といった実施時間等具体的な設定等の導入を図る。

(3) 関係機関の訓練の実施

市をはじめ関係機関は、組織動員、避難、通信、消防・救急救助、医療、ライフライン対応、緊急輸送、災害警備、水防、林野火災対策、危険物災害対策等にかかる訓練を単独又は共同で実施する。

6　職員等の防災対応力の向上を図る

【危機管理課】

市及び関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、職員等への防災教育を充実するとともに、消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

(1) 職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を図るため、職員に対し防災教育を実施する。

① 教育の方法

ア　講習会、研修会等の実施
イ　見学、現地調査等の実施
ウ　防災活動マニュアル等の配付
エ　各種訓練等の実施

② 教育の内容

ア　地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
イ　非常参集の方法
ウ　気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
エ　過去の主な被害事例と地域の災害危険度
オ　防災知識と技術
カ　防災関係法令の適用
キ　図上訓練の実施
ク　その他必要な事項

7　広域防災体制を整備する

【危機管理課】

平常時から、大規模災害を視野に入れ広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう，応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

(1) 市町村間災害相互応援協定の整備

他市町村との災害相互応援協定の整備を推進する。

○中河内・南河内12市町村災害相互応援協定
○橋本市、五條市、多治見市、米子市との応援協定
○堺市・南河内９市町村災害時相互応援協定

(2) 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。

8　自衛隊の災害派遣に対する連絡体制を整備する

【危機管理課】

大災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡調整窓口の徹底、連絡方法

など連絡体制の強化、共同の訓練実施や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

９　自治体被災による行政機能の低下等への対策を推進する

【危機管理課】

大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることをも視野に入れて、必要な体制整備に努める。

(1) 被災者支援システムの活用

被災者支援システムの活用に努める。

(2) 業務継続の体制整備

業務継続計画（ＢＣＰ）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

(3) 相互応援体制の強化

相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

５．整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

① 広域防災体制の整備

市町村間災害相互応援協定の締結

② 中枢組織体制の整備

「災害時職員初動マニュアル」による職員防災訓練の定期的実施

③ 地域防災拠点の整備

救援活動拠点の整備

④ 装備資機材等の備蓄

⑤ 人材の育成

＊資料1-2-1　災害対策本部の部及び班の名称・業務概要（地震・風水害）
＊資料1-3　災害警戒（災害対策）本部の部及び班の役割分担（地震・風水害）
＊資料1-4　動員報告書
＊資料1-5　緊急配備体制における初期活動（地震）
＊資料1-6　災害初期活動（風水害）
＊資料12-1　災害時相互応援協定

第２節　情報収集伝達体制を強化する

実施担当	危機管理課 消防本部	災害情報収集伝達システムの基盤整備の推進 災害広報体制の整備の推進
	総合政策部 市民生活部	災害広報広聴体制の整備の推進
	市民･事業者	災害時の通報及び正確な情報の収集伝達

１．果たすべき責任

市及び関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報収集伝達共有体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（Ｊ-ＡＬＥＲＴ）と市町村防災行政無線を接続するなど、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを活用する。

２．達　成　目　標

大災害時においても必要な情報が、迅速かつ的確に入手、伝達・共有できる体制を整備する。

３．現　　況

(1) 災害情報収集伝達システムの基盤整備を実施
(2) 土砂災害情報相互通報システムの整備を実施
(3) 災害広報体制の整備を実施

４．手　　法

1　災害情報収集伝達システムの基盤整備を推進する

【危機管理課、消防本部】

無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、土砂災害情報相互通報システムの整備と相互に連携して防災情報システムの構築を図る。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、避難行動要支援者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

(1) 防災情報システムの充実

災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、市は観測情報や被害情報の収集伝達など、初動活動に支障を来さないよう情報システムの機能充実に努める。また、府とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。

○ インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達
　(防災ポータルサイトの設置など)
○ 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集

○ 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集
○ 公共情報コモンズ等を利用したデータ放送への防災情報の伝達
○ ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有

(2) 無線通信施設の整備

災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性を考慮して、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

① 市防災行政無線（移動系・同報系）の整備充実

現在のアナログ方式からデジタル方式への移行も含め、より有効な整備充実を進める。

② 消防無線のデジタル化整備

消防・救急無線は現行のアナログ方式からデジタル方式に平成28年５月までに移行する。

③ 災害時優先電話の指定

④ 衛星電話、地域FM、緊急速報メールなど様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備

⑤ 防災情報ステーションの整備

災害関連情報を市民に対し確実に提供することを目的に、地域活性交流拠点に耐災害性の高い公衆無線LAN（WiFiスポット）のアクセスポイントの整備を図る。

(3) 情報収集伝達共有体制の強化

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある市民や職員に対し、緊急情報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ-ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む）、ポータルサイトのホームページやメール、フェイスブックやツイッターなどソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。

また、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化に努めるとともに、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。

２　土砂災害情報相互通報システムの整備を推進する

【危機管理課】

土砂災害から人命を守るため、平常時から災害時を通じて、土砂災害関連情報を市民と行政機関が相互通報する土砂災害情報相互通報システムの活用を図る。

３　災害広報体制を整備する

【危機管理課、総合政策部】

放送事業者、通信事業者等は、災害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。

また、府等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ災害広報責任者を選任

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

ア　地震の震源、規模・余震・気象・水位等の状況
イ　市民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
ウ　出火防止、初期消火の呼びかけ
エ　避難行動要支援者への支援の呼びかけ
オ　災害応急活動の窓口及び実施状況
カ　災害用伝言サービス利用の呼びかけ

(4) 避難行動要支援者にも配慮した、多様できめ細やかな広報手段の確保

４　報道機関との協力体制を確保する

【総合政策部】

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

５　災害時の広聴体制を整備する

【危機管理課、総合政策部、市民生活部】

(1) 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。

(2) 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

市、防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

５．整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

① 消防高所カメラの設置

消防本部においてカメラ映像情報の収集

(2) 早急に整備すべき事項

① 災害情報収集伝達システムの基盤整備

ア　アマチュア無線団体等との協力体制の確立
イ　通信システムの整備

② 災害広報体制の整備

災害広報の事前準備

③ 消防・救急無線のデジタル化を平成28年５月までに移行

第３節　消防･救急救助体制を確保する

実施担当	消防本部･消防団	災害時の消防･救急救助体制の整備の推進
	市民･事業者	災害時の消防･救急救助活動の補助体制の整備

１．果たすべき責任

市及び関係機関は、災害による被害を最小限にとどめるため、消防・救急救助体制の整備に努める。市民・事業者は、初期消火に努め、救助に参加する技術を修得する。

２．達　成　目　標

人的・物的被害を極小化する。

３．現　　況

「河内長野市消防計画」において、特に地震時の体制を明記し、非常時の体制を整備している。

一方、本市の消防力（平成25年４月現在）を「消防力の整備指針」と比較すると、ポンプ車等の主力機械については、おおむね充足しているが、消防職員・団員については不足している状況である。

４．手　　法

１　消防力の充実を図る

【消防本部】

大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消防・救急救助体制の一層の充実に努める。

(1) 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第１号）に基づき、消防車両などの消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための通信指令設備など、総合的消防力の充実に努める。

(2) 消防水利の確保

ア　府地域防災計画に定める「震災時に備えた消防水利の確保についての当面の方針」に基づき、消防水利の確保に努める。

イ　「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づき、消火栓・防火水槽を配置する。

ウ　河川、ため池、農業用水路などの自然水利や、プールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など消防水利の多様化を推進する。

エ　遠距離大量送水システムの維持管理など消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

(4) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア　体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、事業者の従業員に対する入団促進などにより、組織強化に努める。

イ　消防施設、装備の強化

消防団屯所や消防団車庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの防災資機材の強化を図る。

ウ　消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

エ　自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。

２　広域消防応援体制を確保する

【消防本部】

地震等大規模災害の発生に備え、府内及び隣接市町村と応援協定を締結しているが、受入れ体制及び緊急消防援助隊にかかる体制の運用・整備に努める。

３　連携体制を確保する

【消防本部】

府、河内長野警察、自衛隊等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制など、消防・救急救助活動を円滑に行うための体制整備に努める。また、市や府が実施する防災訓練等において相互の連携を図る。

４　消防の広域化及び消防・救急無線のデジタル化を整備する

【消防本部】

消防の体制の整備及び確立に向け、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、広域対象市町村が広域消防運営計画を作成し、消防の広域化を推進する。

また、消防機関は、消防・救急活動における情報取り扱いの一層の適正化及び通信の高度化を図るため、消防・救急無線のデジタル化を進める。

５．整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

① 消防力の充実

主力機械の増強・更新並びに人員の充実を図る。

② 消防水利の充実

消火栓の設置はもとより、防火水槽、耐震性貯水槽、ため池等の整備事業を推進し、消防水利の多様化を図る。

③ 高度救命救急体制の整備

今後ますます増大する救急事案における救命率の向上を図るため、救命士の養成を図り、高度救命救急体制を確立する。

④ 消防組織の充実

複雑、多様化また増加する災害に対応するため、必要となる組織機構を確立する。

(2) 今後整備すべき事項

① 消防の広域化

「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、広域対象市町村が広域消防運営計画を作成し、消防の広域化を確立する。

② 救急無線のデジタル化

消防・救急活動における情報取り扱いの一層の適正化及び通信の高度化を図るため、消防・救急無線のデジタル化を整備する。

＊資料7-1　消防本部･署組織図
＊資料7-2　消防団組織図
＊資料7-3　消防本部･消防署の事務分掌
＊資料7-6　消防力の現状
＊資料7-7　消防機関拠点位置図
＊資料7-9　消防相互応援協定締結状況

第４節　災害時医療体制を整備する

実施担当	健康長寿部 消防本部 都市づくり部	災害時医療体制の整備
	市民･事業者	災害時の医療活動の補助体制の整備

１．果たすべき責任

市及び関係機関は、災害時に迅速かつ適切な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら災害時医療体制を整備する。

２．達　成　目　標

災害医療と救急医療の充実を図る。

３．現　　況

４．手　　法

1　医療救護活動体制の構築を図る

【健康長寿部】

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の市民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて、被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し、市をはじめ府内の全ての医療機関が最大限の活動を実施できるよう整備する。

(1) 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

① 活動及び活動場所の分類

次の２種類の活動及び活動場所に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア　応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置やトリアージ等を行う。

イ　医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災市民等の健康管理等を行う。

② 考え方

ア　医療機関を、できるだけ「救護所」と位置付け、医療救護班・物資の供給を行う。

イ　災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

(2) 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

ア　災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

イ　広域搬送の可能な患者はできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

ウ　特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

エ　医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。

２　医療機関の情報伝達体制を整備する

【健康長寿部】

医療関係機関は相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

(1) 連絡体制の整備

ア　市及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

(2) その他

市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。

３　現地医療体制を整備する

【健康長寿部】

市は、災害時に医療関係機関と協力して医療救護班を編成し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の負傷者等が発生した場合や、医療機関の被害により被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、医療救護体制の整備を図る。また、医療救護班の派遣について、ドクターカーをはじめドクターヘリの活用を含め、搬送体制を平常時から整備する。

(1) 医療救護班の種類と構成

市及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を編成する。

市医師会及び医療関係機関の医療救護班の構成及び編成は適宜行うものとする。

なお、災害発生直後に災害拠点病院が派遣する救急医療従事者で医療救護班を構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。緊急医療班の中には、災害の急性期に活動できる機動性をもった、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を含むものとする。

(2) 医療救護受入窓口の設置

市は、医療救護班の派遣などがスムースに達成できるように、受入窓口を保健センター等に設置する。

(3) 救護所（応急救護所、医療救護所）の設置場所

救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生の状況に合わせ、必要に応じて設置場所を定める。

ア　集中して負傷者が出る地域
イ　医療機関
ウ　学校の保健室
エ　避難所
オ　その他救護所の設置が必要な場所

4　後方医療体制を整備する

【健康長寿部】

大災害発生時、大阪南医療センターをはじめとする市域の病院が、負傷者の適切な医療を可能にするため、次の措置を講ずる。

さらに、府内の災害拠点病院、災害医療協力病院、特定診療医療センターとの連携を図るものとする。

ア　医療施設の建築物等の耐震診断の推進を図る。
イ　医療施設で耐震性に課題のあるものは、当該機関において耐震構造化等について、その対応に努める。
ウ　医療施設の医薬品・各種資機材、医療機器等の設置には、転倒・転落防止を行うなど、大震災に耐えられるよう整備を推進する。
エ　負傷者が極めて多数の場合、市域の病院等は後方医療活動に徹し、外部支援の医療関係者に救護活動を依頼することが必要になるため、市医師会及び関係機関とあらかじめ調整を図る。
オ　大規模災害時には、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、手術・検査・飲料用の水や診察機器等を作動するための電気並びに既入院患者をはじめとする病院関係者への食事等を確保するためのガス等の供給が途絶えることを想定し、これに備える。自家発電装置を有する医療機関にあっても、水冷式であるが故に水道の供給停止とともに使用不可能となるケースもあることから、これを空冷式にするなど実用に適したものにする必要がある。
カ　全ての医療機関は、防災体制や災害時の応急対策などを盛り込んだ病院防災マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。
キ　市医師会及び関係機関と調整し、市の医療拠点となる施設の確保に取り組む。

５　医薬品等を確保する

【健康長寿部】

市は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。

(1) 病院等との在庫協定

市医師会等関係機関を通じ、医薬品・衛生材料等の在庫品積み増しについて協力を依頼する。

(2) 医薬品供給業者との協定

緊急な場合の医薬品等の供給に備えて、医薬品供給業者と医薬品等の供給に関する協定の締結に努める。

(3) 府の供給体制による確保

市は、府の確保している医薬品、医療用資器材及び輸血用血液の供給を要請する。

① 医薬品等の確保体制の整備

ア　医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関と協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

- 災害拠点病院等での病院備蓄
- 卸業者及び製造業者による流通備蓄
- 府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による備蓄

イ　医薬品等の供給体制の整備

日本赤十字社大阪府支部、医療関係機関等と協力し、被災地への迅速かつ的確な搬送など医薬品等の供給体制を整備する。

６　緊急輸送手段を確保する

【健康長寿部、都市づくり部、消防本部】

市は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

(1) 病院付近の道路の整備

災害時における負傷者、医薬品、医療用資器材、医師等の緊急輸送を行うため、病院と緊急交通路を結ぶ道路及び橋梁の整備に努めるほか、災害時用臨時ヘリポートとを結ぶ道路の整備に努める。

(2) 病院を中心とする道路の取り締まり等の強化

病院を中心とする主要道路は、警察署の協力を得て、通行妨害等となっている駐車車両を排除して、偶発的災害に備えるとともに、広報等で市民に充分な理解を得るよう努める。

(3) 患者搬送

特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

また、定期的な人工透析が必要な慢性腎不全患者や災害による急性腎不全患者に対する人工透析等の適切な医療を確保するための体制についても、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

(4) 医療救護班の搬送
救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

(5) 医薬品等物資の搬送
医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

(6) 広域搬送拠点の抽出
広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり、適切な広域搬送拠点をあらかじめ抽出しておく。

7	関係機関との協力体制を確立する

【消防本部】

(1) 地域医療連携の推進
市は、救急医療懇談会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

５．整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項
① 災害時医療救護体制の整備
② 市の災害時医療拠点として、「市町村災害医療センター」の指定

(2) 早急に整備すべき事項
① 医薬品業者との医薬品供給に関する協定締結

＊資料6-1 主な市内医療機関及び救急病院一覧
＊資料6-2 市内歯科医院一覧
＊資料6-3 主な薬品調達先

第５節　緊急輸送体制を整備する

実施担当	都市づくり部	緊急交通路の選定と整備・点検
	都市づくり部 危機管理課	緊急輸送手段の確保
	市民・事業者	災害時の交通規制に対する協力

１．果たすべき責任

市及び関係機関は、災害発生時に消防・救急救助並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

２．達　成　目　標

(1) 緊急交通路の整備・点検を実施する。
(2) 緊急通行車両を指定する。

３．現　　況

(1) 陸上輸送体制の整備を実施
(2) 輸送手段を確保
(3) 緊急交通路を指定

４．手　　法

1　陸上輸送体制を整備する

【都市づくり部】

(1) 緊急交通路の選定

災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。

① 広域緊急交通路（府選定）

ア　府県間を連絡する主要な道路
イ　府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路及び接続道路
ウ　各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路及び接続道路

② 地域緊急交通路（市選定）

広域緊急交通路と市が自ら選定した災害時用臨時ヘリポート、災害医療協力病院及び避難所などを連絡する道路

(2) 緊急交通路の整備

緊急交通路の道路管理者は、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急交通路網の整備を図る。

(3) 震災時の応急点検体制等の整備

緊急交通路の道路管理者は、平常時からその安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

(4) 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から市民へ緊急交通路の周知に努める。

2　輸送手段の確保体制を整備する

【都市づくり部】

市は、陸上輸送などの輸送手段を確保するための体制や震災時における運用の手段を整備する。必要に応じ、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、運送事業者等の施設の活用など体制整備を図り、非常用電源や非常用通信設備の設置にかかる支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

(1) 車両などの把握

市及び防災関係機関は、緊急時において確保できる車両などの配備や運用をあらかじめ計画し、緊急通行車両として使用する車両については、府公安委員会（河内長野警察署交通課）に事前届出の申請手続きを行い、事前届出済証の交付を受ける。

① 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第１項に規定する緊急自動車を除く。

ア　防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両。
イ　指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両。
ウ　使用の本拠の位置が府内にある車両

② 届出済証の返還

次の場合、速やかに河内長野警察署長を経由して届出済証を返還する。

ア　届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき。
イ　当該車両が廃車となったとき。
ウ　その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

(2) 調達体制の整備

市、その他の防災関係機関は、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両事前届出」を行う。

3　交通規制・管制体制を整備する

【都市づくり部】

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・決壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に備えて、道路法による交通規制を実施するために必要な資機材を整備する。

4　災害時用臨時ヘリポートを指定する

【危機管理課】

市は、災害時の救助、救護活動、緊急物資等の輸送にヘリコプターの機動性を生かし、応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離発着できるヘリポートの選定、整備を行う。

(1) ヘリポートの選定

ヘリポートの選定は、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から次の条件を満たす場所について行う。

① 地盤は、堅固な平坦地のこと。（コンクリート、芝生が最適）
② 地面斜度6度以内のこと。
③ 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。
［必要最小限の地積］
◎大型ヘリコプター…１００ｍ四方の地積
◎中型ヘリコプター…５０ｍ四方の地積
◎小型ヘリコプター…３０ｍ四方の地積
④ 二方向以上からの離着陸が可能であること
⑤ 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
⑥ 車両等の進入路があること。
⑦ 林野火災における空中消火基地の場合
ア　水利、水源に近いこと。
イ　複数の駐機が可能なこと。
ウ　補給基地が設けられること。
エ　気流が安定していること。

５．整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項
ア　陸上輸送体制の整備
国道371号バイパスの整備促進

(2) 早急に整備すべき事項
ア　陸上輸送体制の整備
清水・日野間を接続するふるさと農道の供用開始
大阪河内長野線の整備促進、堺市（泉北）方面へのアクセス道路の整備促進
イ　輸送手段の確保体制
運送業者との協定の締結
ウ　交通規制・管制の整備
エ　災害時用臨時ヘリポートの整備

＊資料5-1　公用車の保有状況
＊資料5-2　緊急交通路路線(図面と路線一覧表)
＊資料5-4　災害時用臨時ヘリポート
＊様式13-1　緊急通行車両事前届出書
＊様式13-2　緊急通行車両事前届出済証

第６節　要配慮者、避難行動要支援者の支援体制を推進する

実施担当	健康長寿部 子ども･福祉部 危機管理課 生涯学習部 都市づくり部 消防本部	各要配慮者、避難行動要支援者対策の実施
	河内長野市社会福祉協議会	各要配慮者、避難行動要支援者対策の実施

	市民･事業者	家庭･職場での災害時の要配慮者、避難行動要支援者対策の推進

１．果たすべき責任

市及び関係機関等は、災害時には自らが適切な行動がとりにくく被害を受けやすい、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に配慮した施設や環境の整備を行い被害の軽減に努めるとともに、特に自ら避難することが困難で避難に支援を要する避難行動要支援者への対策として、災害対策基本法に基づき、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。

２．達　成　目　標

避難行動要支援者を考慮した予防対策を実施し、南海トラフにおける地震での避難行動要支援者の死者をゼロにする。健常者は避難行動要支援者に対し、最大の援助を行う。また、都市直下型地震において避難行動要支援者の死者を最小限にする。

３．現　　況

関係機関を通じて、避難行動要支援者の把握と生活支援を推進している。

４．手　　法

１　「福祉のまちづくり」としての整備・改善を推進する

【子ども・福祉部、都市づくり部】

地域ぐるみの支援体制づくりを推進するため、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、河内長野市社会福祉協議会等の相互の連絡に努める。あわせて、避難行動要支援者の積極的な社会参加を促進し、だれもが住みよいまちづくりを進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」並びに同条例に準拠した「河内長野市福祉のまちづくりのための環境整備要綱」等に基づき、公共施設及び民間施設の不特定かつ多数の者が利用する建築物、道路、公園等の整備・改善を推進する。

また、市民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備にあわせた防災環境の整備促進を図るとともに、避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

２　社会福祉施設等における対策を強化する

【危機管理課、子ども・福祉部、健康長寿部】

社会福祉施設における入所者や通所者の安全を確保するため、日頃から施設の改善や災害時の対応等について防災上安全な対策を講ずる。また、社会福祉施設等の管理者は、できるだけ土砂災害、浸水等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努めるものとする。

(1) 防災計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した総合的な防災計画を策定する。

なお、高齢者や障がい者等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、福祉避難所の指定を進め、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要援護者の受入体制の確保など二次避難支援に努める。

(2) 防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。また、訓練により、防災計画の有効性の確認を行い、必要に応じて見直すものとする。

(3) 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を常時点検する。また、火気については、日頃より安全点検を行う。また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資機材等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設の入居者や通所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分である。常に、施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりをする。

(5) 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

３　在宅の避難行動要支援者への対策を強化する

【危機管理課、子ども・福祉部、健康長寿部、消防本部】

(1) 在宅の避難行動要支援者への対策

地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導、避難所における生活等に対する支援を円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者支援対策を推進するため、国の「避難行動要支援者の避難行動要支援に関する取り組み指針」に基づき、「災害時要援護者支援プラン指針」をより発展させたものとして「避難行動要支援者支援プラン」を改訂した。

(2) 避難行動要支援者の情報把握・共有化

災害発生時における避難行動要支援者の安否確認や保健活動などのため、あらかじめ避難支援のための名簿を作成し、対象者の状況把握を行うものとする。また、把握した情報について、災害対策基本法及び個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するよう努める。

(3) 支援体制の整備

市は、事前に把握した要援護者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員、河内長野市社会福祉協議会、地域まちづくり協議会、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

(4) 防災についての周知・啓発

広報等により避難行動要支援者をはじめとして、家族、地域住民に対する啓発を行う。

① 避難行動要支援者及びその家族に対する周知

ア　日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
イ　災害発生時には近隣の協力が得られるよう日常的に努力する。
ウ　地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

② 地域住民に対する周知

ア　自治会等において、地域住民の避難行動要支援者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。

イ　災害発生時には対象者の安全確保に協力する。

ウ　地域防災訓練等に避難行動要支援者及びその家族が参加するよう働きかける。

(5) 情報連絡手段の整備

防災上、情報入手が困難な聴覚障がい者などへ、情報伝達手段の支援などをすすめる。

(6) 安全機器の普及促進

防災上、介護支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、簡易型の警報設備やスプリンクラー設備等の防災機器の普及を促進する。

4　避難行動要支援者の避難支援体制を整備する

【子ども・福祉部、健康長寿部、危機管理課】

避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援を行うため、市は、当該地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、本計画に重要事項を定めることとしている。以下にその内容を示す。

(1) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供先として、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、地区福祉委員、河内長野市社会福祉協議会、消防機関とする。

以下に、市における避難支援等関係者の枠組みを示す。

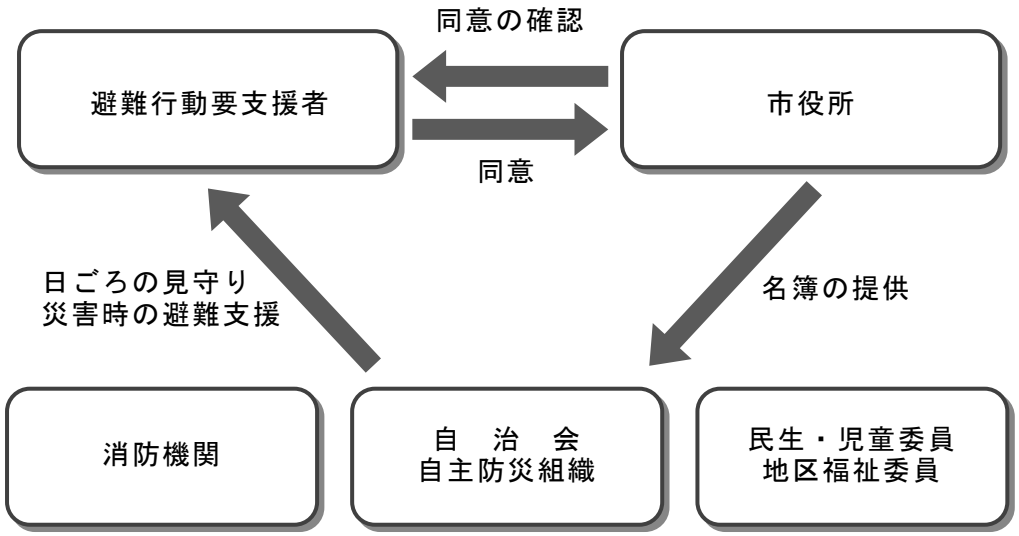

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援を行うための基礎となる名簿「避難行動要支援者名簿」を作成する。（災害対策基本法第49条の10 第1項）

なお、「避難行動要支援者名簿」についても、同法第49条の10 第1項に基づくものと位置付ける。

① 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

・ 氏名
・ 生年月日
・ 性別
・ 住所又は居所
・ 電話番号その他の連絡先
・ 避難支援等を必要とする事由
・ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

② 避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

また、市で把握していない情報については、府その他の関係機関に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることとする。

なお、把握した情報について、災害対策基本法及び個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するよう努める。

③ 避難行動要支援者の範囲

市は、名簿作成にあたって、避難行動要支援者の範囲を下記に設定する。

ただし、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、市に、自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めた場合、市は避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿に掲載する。

自ら避難することが困難な者（避難行動要支援者）

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者
(ｱ) 要介護認定を受けている者（要支援１～２、要介護１～５）
(ｲ) 身体障害者手帳１・２級の身体障がい者
(ｳ) 療育手帳Ａを所持する知的障がい者
(ｴ) 精神障害者保健福祉手帳１級を所持する者
(ｵ) 障害者総合支援法による障害福祉サービス等を受ける難病患者
(ｶ) 高齢者（７５歳以上）のみの世帯の者
(ｷ) 上記以外で市長が支援の必要と認めた者

(3) 名簿の管理

① 情報の適正管理

市は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき遵守を徹底する。

また、災害規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を検討する。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

② 名簿の更新と情報の共有

市は、避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿情報を最新の状態に維持する。また更新された情報は、市及び避難支援等関係者間で共有を図ることとする。

(4) 名簿情報の提供及び漏えい防止

市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するものとする。ただし、名簿情報の提供にあたっては、避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明したうえで、意思確認を行うものとする。

さらに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の適切な措置を講ずる。

ア　避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ　一地区の自治会等に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう十分に説明する。

ウ　災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられているを十分に説明する。

エ　施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう十分に説明する。

オ　受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう十分に説明する。

カ　避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう十分に説明する。

キ　名簿情報の取り扱い状況を報告

ク　避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。

(5) 避難のための情報伝達

① 避難準備情報等の発令・伝達

市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の避難準備情報、一時避難情報、避難勧告、避難指示の発令等を判断基準に基づき適時適切に発令し、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。

特に、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の配慮を行う。

・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

② 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時は、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

＜情報伝達の例＞
・聴覚障がい者：FAX による災害情報配信・聴覚障害者用情報受信装置
・視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話

・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
・そ　の　他：メーリングリスト等による送信
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）　等のインターネットを通じた情報提供

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて避難行動要支援者の避難支援を行う。

市は、避難行動要支援者の避難支援については、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。このため、避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知することとする。

５　福祉避難所における体制を整備する

【子ども・福祉部、健康長寿部】

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介護・医療的ケアなどの相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の選定に努める。

同時に、避難行動要支援者の相談や介護・医療的ケアなどの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

６　福祉サービスの継続と関係機関の連携を強化する

【子ども・福祉部、健康長寿部】

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。その際、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

７　外国人等への対策を強化する

【生涯学習部】

前記以外の避難行動要支援者としては、外国人、旅行者等が考えられる。外国人は、言葉に不自由なことや地理に不案内なことにより、また旅行者は地理に不案内なことにより、避難行動要支援者に位置付けられる。

これらの人々に対しては、避難行動要支援者として安心して行動できるような条件、環境づくりが必要である。

(1) 災害関連情報の外国人等への広報

宿泊施設等への防災関連情報の広報手段（ポスター、パンフレット、英語等の多言語での携帯メールマガジン等）を検討する。

(2) 誘導標識や案内板等を外国人等が理解し自ら行動できる条件整備

外国人については、言葉の壁の問題が大きい。そのため、広報活動、防災訓練等において、外国語でも実施すること並びに道路標示、避難場所表示等も絵文字（ピクトグラム）やローマ字併記とすることを検討していく。

(3) 地域でのバックアップ体制の形成

以上の対策を推進するため、関係機関は情報交換を行い、避難行動要支援者対策を実施する。

５．整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

ア　避難行動要支援者の把握、マップ作成等支援プランの作成
イ　避難行動要支援者への巡回によるコミュニケーションづくり
ウ　避難所運営マニュアルの作成
エ　安全スペースの確保や家具の転倒防止策の啓発

第７節　避難収容体制を整備する

実施担当	危機管理課	避難路・避難地・避難所の調査、選定
	教育推進部 生涯学習部 市民生活部 健康長寿部 子ども・福祉部 都市づくり部 環境共生部 総務部	避難路・避難地・避難所に指定された施設の整備及び災害時の機能面及び運用面の対応計画の策定
	市民・事業者	避難路・避難地・避難所の整備に対する協力及び周知

１．果たすべき責任

市は、大規模な地震、市街地大火災、土砂災害、洪水等の災害から人命の安全を確保するため、避難路、避難地、避難所の指定・整備を総合的に推進するとともに、応急救助施設等の整備を行い、計画的な避難対策の推進を行う。

２．達　成　目　標

避難所・避難路は、災害の種類に応じて、次に示す安全性、近接性、収容性、機能性を満足した整備を図る。

３．現　　況

(1) 市内の避難場所として、一時避難地４箇所、広域避難地１箇所、避難所41箇所、協定福祉避難所20箇所、協定避難所５箇所が指定されている。

(2) 川上公民館、天見小学校、滝畑ふるさと文化財の森センターは土砂災害に対して危険性があると判断される。

(3) 避難所が２kmを超え代替避難所のない地区が、石見川、小深、太井、鳩原、流谷、加賀田、唐久谷の７地区ある。

(4) 避難所及び広域避難地等について周知を図るために防災ガイドマップ（土砂・洪水編）を作成し、全戸に配布した。

４．手　　法

1　避難地・避難路を選定する

【危機管理課】

(1) 火災時の避難地、避難路の選定

① 一時避難地の・避難路選定

火災発生時に市民が一時的に避難できるおおむね１ha以上の空地を選定する。

② 広域避難地の選定

ア　火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流等に対して避難者の安全を確保できること。特に、周辺市街地の火災による輻射熱を考慮して算出した安全面積が、おおむね10ha以上であること。ただし、10ha未満のものであっても、周辺地域に耐火構造物が存在し、火災に対し有効な遮蔽ができる場合は選定する。

イ　広域避難地の収容可能人数は、避難者一人あたりの必要面積をおおむね１㎡に１人として算定する。共同スペース、緊急物資やゴミの置き場所も考慮する。

ウ　土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（アに該当するものを除く。）

エ　危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。

オ　避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。

カ　一定期間、避難者の応急救護活動が実施できること。

③ 避難路の選定

広域避難地へ避難するための避難路は、次の基準により選定する。

ア　原則として幅員が15m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道

イ　沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）

ウ　看板、自動販売機、ブロック塀等の落下物、倒壊物等による危険又は避難障害のおそれが少ないこと

エ　自動車の交通量が比較的少ないこと

オ　危険物施設等に係わる火災、爆発などの危険性がないこと

カ　耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること

キ　通行障害発生時の代替道路のことも考慮すること

(2) その他の避難地及び避難路の選定

浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難地、避難路を選定する。なお、避難路、避難地、避難所を選定した場合は、図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど、日ごろから周知に努める。

また、選定した避難路、避難地、避難所については、洪水、土砂災害ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難地のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあっては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める

① 避難地

浸水・土砂災害等の危険性のない場所であり、避難者１人当たりおおむね１㎡以上を確保できる安全な空地

② 避難路

土砂災害・浸水等により通行不能になるおそれがなく、避難地又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員３ｍ以上の安全な道路及び緑道

２　避難地・避難路の安全性の向上を図る

【子ども・福祉部、都市づくり部】

市は、関係機関と協力し、一時避難地、広域避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

避難地、避難路は、火災時と浸水時等の災害により異なる場合があり、日頃の市民への周知とともに、案内板などの表記により判別できるように配慮する。また設置にあたっては、外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、英語等の外国語表記とともに、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識等の設置に努める。

(1) 一時避難地

ア　避難地標識等による市民への周知
イ　周辺の緑化の促進
ウ　複数の進入口の整備

(2) 広域避難地

ア　避難地標識の設置

避難誘導を円滑に行うため、避難地周辺に標識を設置するとともに、遠方から確認できるよう市街地の状況に応じ必要な広域避難地についてランドマークを設置する。

イ　非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
ウ　周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
エ　複数の進入口の整備

進入口が不足しているため避難者が滞留するおそれがある場所については、拡幅、増設を行う。また、緊急物資の搬入についても考慮する。

(3) 避難路

ア　火災に対する安全性の強化

(ｱ) 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るため、有効な耐震・耐火建築物の整備及び緑化を促進する。

(ｲ) 必要な箇所に貯水槽等の消防水利等避難者の安全に必要な施設を整備する。

イ　避難路の整備

橋梁の点検を行い、整備を行う。

ウ　夜間照明

夜間停電時の避難を想定し、非常用夜間誘導灯の設置を行う。

エ　落下・倒壊物対策の推進
オ　誘導標識の設置
カ　段差解消、誘導ブロックの設置等

３　避難所の選定と運営管理体制を整備する

【危機管理課、避難・福祉部全部】

(1) 避難所の選定

ア　十分な耐震性と防火性を備えていること。
イ　危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。

ウ　浸水・土砂災害等の危険のないこと。
エ　避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。
オ　一定期間、避難者の応急救護活動が実施できること。

(2) 福祉的整備

多人数の避難に供する施設の管理者は、「大阪府福祉のまちづくり条例」及び条例に準拠した「河内長野市福祉のまちづくりのための環境整備要綱」等に基づき、スロープ等の改善を含め福祉仕様のトイレを設置する（ただし、障がい者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。これらの改善、設置等が当面困難な場合は、仮設のスロープ、トイレ等で対応するものとする。

(3) 収容性の確保

避難所の収容可能人数は、収容可能面積から避難者１人あたりの必要面積を2㎡として算定する。また、共同スペース、緊急物資やゴミの置き場所も整備する。

(4) 地域の防災拠点

避難所における災害応急対策活動が円滑に実施できるよう、地域の救助救出、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送設備等を整備する。

(5) 進入口

進入口が不足しているため避難者が滞留するおそれのある避難所については、拡幅、増設を行う。また、緊急物資の搬入についても考慮する。

(6) 備蓄

避難所に、日常生活用具等備品の整備に努める。ただし、施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう備蓄等管理体制を整備する。

(7) 避難行動要支援者に配慮した避難施設の確保

避難行動要支援者が利用しやすいように、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるとともに、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所（二次的な避難施設）の選定と、円滑な実施のための要員の確保に努める。

(8) 避難所の運営管理体制の整備

避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど、管理運営体制を整備する。
ア　避難所の管理者不在時の開設体制
イ　避難所を管理するための責任者の派遣
ウ　災害対策本部との連絡体制
エ　自主防災組織、施設管理者との協力体制

(9) 広域避難体制の整備

市は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在にかかる応援協定を締結するなど，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

4　避難誘導体制を整備する

【危機管理課、避難・福祉部全部】

(1) 避難誘導体制の整備

ア　地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自治会、自主防災組織など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。

イ　避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者，水防管理者，気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを活用し、市民への周知に努める。

ウ　避難行動要支援者の避難行動をはじめ、安否確認、避難所における生活等に対する支援を円滑に行うために、市は、避難行動要支援者支援プランを活用し、それに基づいた避難行動要支援者の情報把握、防災部局・福祉部局・避難支援者・関係機関等の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備するように努める。

(2) 学校、病院等における避難誘導体制

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、市の協力を得て、あらかじめ災害に応じた避難場所の複数化や二次避難場所の設定を含む避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施するなど避難誘導体制を整備する。

①　学校等

ア　地震発生時、児童等が自らの判断で避難ができるように防災教育を充実させるとともに、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるように、児童等に避難方法・避難路を周知徹底する。また、地震発生時における教職員の参集体制、初動体制（児童等の安全確認、校内外との連絡体制、施設の安全確認等）、避難所の運営にかかる体制などについて具体的に作成し、教職員個人の役割分担を明確にしておく。また、校長等が不在の場合も想定し、指揮系統を作成しておく。

イ　学校等は保護者との間で、あらかじめ災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを定めておく。

ウ　市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

②　病院及び福祉施設等

ア　医療機関及び福祉施設等においては、患者や入所者を他の医療機関等又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

イ　施設内に防災組織を整え、災害時の連絡体制、職員の動員体制、避難誘導体制の整備に努めるとともに、他の社会施設との相互応援協定や地域の自主防災組織、ボランティア団体等との協力体制の整備・充実に努める。

5　応急仮設住宅等の事前準備を行う

【都市づくり部、総務部】

あらかじめ、都市公園、公共空地等及び国有財産も含めた候補地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

５．整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

① 指定避難所

避難所の耐震化については、小・中学校について優先的に地震防災上の改築又は補強を行う。

(2) 早急に整備すべき事項

① 指定避難所

川上公民館、天見小学校、滝畑ふるさと文化財の森センターは、土砂災害に対して危険性があると判断されるため、対策を府に要望する。

② 福祉避難所の指定及び整備

市の管理する福祉施設等を福祉避難所としての機能を充実する。

③ 市民向け防災ガイドマップ等の作成

浸水想定区域や避難場所を明記した「防災ガイドマップ」を改訂し、全戸に配布する。また、外国人・観光客向けのパンフレットも作成し、対象者に配布する。防災ガイドマップは、避難時の心得や避難所の運営方法など実践的な避難マニュアルをかねたものにする。

④ 備蓄

想定される最大の避難所生活者数に対する食糧、飲料水・生活必需品等を備蓄する。

⑤ 避難路の整備

避難路にあたる橋梁の点検を行い、整備を行う。

(3) 今後整備すべき事項

① 地域コミュニティセンターの整備

学校を長期的に避難所に利用することは必ずしも望ましいことではなく、避難所にも資することができる地域コミュニティセンターを整備する。

② 近接性の確保

全ての避難所を避難対象者のいる場所から２㎞を超えている地域については、一時的な避難場所の確保に努める。

③ 機能性の確保

要配慮者や女性、乳幼児等に配慮した施設等の充実を図る。

④ 避難路の整備

ア　避難路の沿道については、避難者を市街地大火災から守るために、有効な耐火建築物の整備を促進する。

イ　夜間停電時における避難路の安全確保のため、必要な箇所に非常用夜間誘導灯を整備する。

ウ　道路・橋梁の点検を行い、整備を行う。

⑤ 防災資機材の整備

ア　双方向通信装置

災害対策本部との双方向通信が可能な設備を各避難所に装備する。

イ　発電機、投光器及び飲料水応急貯水槽

発電機、投光器及び飲料水応急貯水槽を各避難所に設置する。

⑥ 備蓄

救助物資、医療品等を各避難所に備蓄する。
また、各避難所には仮設トイレの設置を行う。

＊資料8-1 避難場所一覧
＊資料13-2 応急仮設住宅建設候補地

第８節　二次災害防止体制を整備する

実施担当	都市づくり部	応急危険度判定体制の整備 土砂災害危険箇所の点検

【都市づくり部】

１．果たすべき責任

大規模地震等の災害によって引き起こされる被災建物の倒壊や土砂災害等の二次災害から市民を守るため、応急危険度判定体制の整備や斜面判定制度等の活用といった、二次災害防止対策を推進する。

２．現　　況

(1) 危険箇所等について周知を図るために防災ガイドマップ（土砂・洪水編）を作成し、全戸に配布した。

３．手　　法

1	応急危険度判定体制を整備する

【都市づくり部】

市民の安全確保を図るため、府及び建築関係団体と協力し、地震等により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

(1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

ア　被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

府が実施する応急危険度判定講習会の開催並びに応急危険度判定士の養成及び登録に対して、建築関係団体とともに協力する。

イ　実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

ウ　被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

建築関係団体等と協力し、市民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

ア　被災宅地危険度判定士の養成及び登録

府が実施する危険度判定講習会の開催並びに被災宅地危険度判定士の養成及び登録に対して協力する。

イ　実施体制の整備

被災宅地危険度判定士の受入れ体制など、実施体制の整備に努める。

２　斜面判定制度の活用を図る

【都市づくり部】

土砂災害から市民を守るため、府の斜面判定制度の活用を図る。

(1) 実施体制の整備

府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局との連携により、斜面判定制度の実施体制の整備を図る。

(2) 斜面判定士の登録

NPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局は、斜面判定士の登録を行う。

(3) 制度の普及啓発

府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局と連携して、市民に制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第９節　帰宅困難者対策を推進する

実施担当	都市づくり部 産業経済部 危機管理課	帰宅困難者対策の推進
	市民･事業者	職場、外出先等での災害時の帰宅困難者対策の実行

１．果たすべき責任

大規模地震等により交通機能が停止した場合、市内の駅等において、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数滞留することが予想される。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。

このため、市は、府と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業者に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員を待機させることや備蓄などについて働きかける。

２．達　成　目　標

帰宅困難者による混乱の防止及び被害の軽減

３．手　　法

１　帰宅困難者対策を推進する

【都市づくり部、産業経済部、危機管理課】

帰宅困難者が多数滞留する可能性があるため、市は公共交通機関や事業者と連携して、帰宅困難者への情報提供や帰宅支援策等について、検討する。

(1) 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害時発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は府と連携して、企業等に対して次のことについて普及啓発を行う。

ア　むやみに移動を開始することは避ける。
イ　企業等内に滞在するために必要な物資の確保。
ウ　従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。
エ　これらを確認するために訓練の実施。

(2) 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、鉄道事業者などと平常時から対策をする。

(3) 道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発

府と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有するしくみを確立するとともに、市民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

(4) 徒歩帰宅者への支援

1　給油取扱所における帰宅困難者への支援

府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

ア　一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供
イ　地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2　コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者は、帰宅困難者支援「協力店」のステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

ア　一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供
イ　地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

第１０節　生活物資の備蓄体制を整備する

実施担当	危機管理課	食糧･生活必需品の備蓄体制の整備
	上下水道部	応急給水体制の確保
	市民･事業者	災害時自主的備蓄の確保

１．果たすべき責任

市及び関係機関は、災害による家屋の滅失、損壊等により飲料水、食糧、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平

時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。さらに、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。なお、このとき女性や高齢者などの視点に立った生活物資の備蓄･供給（生理用品など）に配慮する。

市民・事業者は、災害発生直後の飲料水、食糧、生活必需品の確保を自ら図っておく。

２．達　成　目　標

(1) 給水体制の整備

３ﾘｯﾄﾙ／人日×３日間×約12万人＝約1080㎥

(2) 食糧・生活必需品の確保

アルファ化米・乾パン等	１食分×約14,000人＊ ＝約14,000食分
高齢者用食	１食分×約14,000人×0.02 ＝約 280食分
粉ミルク・哺乳瓶	１日分×約14,000人×0.015×0.7＝約 147人分
毛布	約14,000人×0.3 ＝約 4,200人分
おむつ	５個／１日分×約14,000人×0.03＝約 2,100個
生理用品	５個／１日分×約14,000人×0.65×0.51＝約23,205個
簡易トイレ	１基／100人×約14,000人＝140基分

なお、市民は、各世帯７日分以上の備蓄を行う。

＊：市域の最大避難所生活者数（「河内長野市地震被害想定調査」より）

３．現　　況

(1) 給水体制の整備

応急給水に関し、市内を４ブロックに分けた体制を整備している。また、ボトル水を確保している。

(2) 食糧・生活必需品の確保

避難所に分散備蓄化を図る。必要に応じて府の備蓄及び２日目以降は流通在庫備蓄により必要量を確保する。

４．手　　法

1	給水体制を確保する

【上下水道部、危機管理課】

市は、大阪広域水道企業団と協力して、発災後３日間は１日１人当り３ﾘｯﾄﾙの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

(1) 給水拠点の管理(配水池（緊急遮断弁等含む）の管理、仮設給水設備の設置等)

(2) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、調達及びその情報交換等の体制の整備

(3) ボトル水の備蓄

(4) 応急給水マニュアルの整備

(5) 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うため

に、市、府及び大阪広域水道企業団は相互に協力して、大阪広域水道震災対策中央本部体制のもとに整備する。

(6) 応急給水量及び運搬距離

応急給水量は、日時の経過とともに増加させていく。それに応じて水の運搬に伴う負担が増加しないように運搬距離を短くしていく。

	はじめの３日間	４～７日目	８～14日目	15～21日目	22～28日目	29日目以降
応急給水量原単位	3 ﾘｯﾄﾙ／人日	3～20 ﾘｯﾄﾙ／人日	20～100 ﾘｯﾄﾙ／人日	100～250 ﾘｯﾄﾙ／人日	250 ﾘｯﾄﾙ／人日	通水
運搬距離給水場所	避難所	避難所給水拠点	250m程度（近くの公園）	100m程度（最寄りの交差点）	10m程度（全面道路）	各戸通水

(7) 渇水時における対応

渇水時においても市民の生活に著しい支障を及ぼすことがない程度の給水を確保し、水の公平な配分を図る。

(8) 井戸水による生活用水の確保

市と府は災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、普段から井戸の設置状況や水質の把握に努め、災害時協力井戸の登録を推進し、生活用水の確保を図る。

２　食糧・生活必需品の備蓄・供給体制を整備する

【危機管理課】

市は、府と協力して、食糧・生活必需品の確保に努める。食糧、生活必需品等の備蓄・調達品目は、避難行動要支援者に十分配慮して選定するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点や、アレルギー対応等にも十分配慮する。

(1) 重要物資の備蓄

ア　アルファ化米、乾パンなど

市及び府は、それぞれを要給食者の1食分を備蓄する。

イ　高齢者用食、粉ミルク、哺乳瓶

市及び府は、それぞれ高齢者用食１食分、粉ミルクを１日分以上、哺乳瓶は必要量を備蓄する。

ウ　毛布

市は、避難者のうち高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量を備蓄する。府はその他の避難者の必要量を備蓄する。

エ　衛生用品(おむつ、生理用品等)

市及び府は、それぞれ1日分を備蓄する。

オ　簡易トイレ

市は避難者100人に1基を備蓄、府は組立式を500人に１基備蓄、調達する仮設トイレを含めて100人に１基を確保する。

カ　燃料等

市は、迅速な応急給与に対応するために必要な燃料等生活必需品を確保するとともに、緊急時の調達先として、他の機関又は業者と十分協議し、その協力を得ておく。

(2) その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

ア　精米、即席麺などの主食
イ　ボトル水・缶詰水等の備蓄
ウ　野菜、漬物、菓子類などの副食
エ　被服(肌着等)
オ　炊事道具・食器類(鍋、炊飯用具等)
カ　光熱用品(ＬＰガス、ＬＰガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)
キ　日用品(石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等)
ク　医薬品等(常備薬、救急セット)
ケ　仮設風呂・仮設シャワー
コ　避難行動要支援者用介護機器、補装具、日常生活用具（車いす、車いす対応トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）、簡易ベッド、間仕切り等
サ　救助・救出用資機材（ブルーシート、発電機、チェンソー、バール、救助袋、土のう袋等)
シ　棺桶、遺体袋など

(3) 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

また、災害の規模等にかんがみ、市自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、府への協力要請及び調達・輸送体制を構築する。

ア　できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
イ　備蓄物資の点検及び更新
ウ　定期的な流通在庫量の調査の実施
エ　供給体制の整備

５．整備すべき事項

(1) 継続して整備すべき事項

① 小学校区単位での備蓄倉庫の整備

市内の小中学校については分散備蓄を進め、必要に応じて備蓄倉庫を整備する。

② 給水体制の整備

ア　応急給水資機材の確保
(ｱ) 給水タンク車、非常用飲料水袋、ポリ容器、パック水等の整備
(ｲ) 仮設給水設備の整備
イ　応急給水マニュアルの整備
ウ　相互応援体制の整備
エ　応援受入拠点の整備
オ　復旧資機材の備蓄
(ｱ) 応急復旧資機材の整備
(ｲ) 応急復旧用車両（ダンプ等）の整備
(ｳ) 関係団体の応急復旧資機材の相互応援
カ　防災訓練の実施

③ 拠点備蓄倉庫の整備

大災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の整備

④ 各民間業者との流通備蓄の協定締結

＊資料10-1　緊急給水拠点整備図
＊資料10-2　水道災害備品備蓄状況
＊資料10-3　市備蓄状況及び備蓄目標
＊資料10-4　大阪府災害用備蓄食糧等一覧
＊資料10-5　大阪府災害用生活必需品等備蓄一覧
＊資料12-1　災害時応援協定

第１１節　ボランティアの活動環境を整備する

実施担当	子ども･福祉部 市民協働課 危機管理課	災害時ボランティア活動環境の整備
	市民･事業者	災害時ボランティア活動環境の整備への協力

１．果たすべき責任

市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府福祉協議会及び河内長野市社会福祉協議会並びに関係機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

２．達　成　目　標

(1) 受入窓口の整備
(2) ボランティア事前登録体制の確立
(3) 人材の育成制度の確立
(4) 活動支援体制の整備

３．現　　況

本市では福祉等のボランティアの活動が行われている。

４．ボランティアセンター

設置場所については、被災状況を勘案した上で適切な場所を指定してボランティアセンターを設ける。

５．手　　法

1　受入窓口を整備する

【子ども・福祉部、市民協働課】

災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口について、整備を行う。

２　事前登録を推進する

【河内長野市社会福祉協議会】

災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前に登録を促進するとともに、ボランティアコーディネイターの活用により、事前登録していないボランティアを効果的に受入れる体制を整える。

３　ボランティアコーディネイターを育成する

【市民協働課、河内長野市社会福祉協議会】

各関係機関は相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネイターの養成に努める。

４　活動支援体制を整備する

【危機管理課、子ども・福祉部、市民協働課】

災害時に、ボランティアの受入れ及び活動のための拠点（ボランティアセンター）をあっせん若しくは提供できるよう、あらかじめ計画する。さらに、ボランティアセンターが被災した場合に備え、代替施設について事前に定めておくとともに、ボランティアを被災地に迅速に受入れるため、被災地以外でのボランティアセンターの設置についても検討を行う。

また、ボランティアや団体、企業等との連携を深め、大規模災害、広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑、効果的に行われるよう、災害時の対応確認や他地域の関連団体などとの意見交換など連携強化に努める。

（例）企業等との連携　河内長野ガス（株）

５　多様な人材の協力

【市民協働課、河内長野市社会福祉協議会】

市内の公益活動団体と連携し、災害時に専門的な人材の支援・協力ができるような体制を整備する。

６．整備すべき事項

(1) 早急に整備すべき事項

ア　ボランティアセンターの選定

イ　制度の確立

・ボランティア登録制度

・ボランティア保険制度

(2) 今後整備すべき事項

ア　各種ボランティア団体との連携強化

第４章　第四次地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、「地震防災対策特別措置法」（平成７年法律第111号）に基づき府が策定した第四次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき府と連携協力して、事業の推進に努める。

１　対象地区

市内全域

２　計画の初年度

平成23年度

３　計画対象事業

(1) 避難路
(2) 消防用施設
(3) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設
(4) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
(5) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(6) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(7) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(8) 砂防設備、保安施設事業にかかる保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
(9) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
(10) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

第３編　災害応急対策編

大規模な地震、大雨や台風などによる災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助等の措置について基本的な計画を定める。

なお､以下､実施担当部局に示す（　）内の名称は、河内長野市災害対策本部が組織された場合の名称である。

第３編　災害応急対策編

第１章　応急活動体制の確立
- 第１節　応急活動体制を確立する ····· 3-1

第２章　応援の要請
- 第１節　広域応援要請及び要員確保を行う ····· 3-14
- 第２節　自衛隊に災害派遣を要請する ····· 3-18

第３章　情報の収集・伝達
- 第１節　地震に関する情報を収集・伝達する ····· 3-22
- 第２節　気象予報等の情報を収集・伝達する ····· 3-24
- 第３節　被害情報を収集・伝達する ····· 3-41
- 第４節　災害時における通信連絡を実施する ····· 3-47

第４章　災害情報の広報・広聴
- 第１節　災害広報を行う ····· 3-50

第５章　消防・救助活動及び医療救護の実施
- 第１節　消防･救急救助活動を実施する ····· 3-53
- 第２節　医療救護を実施する ····· 3-54

第６章　緊急輸送体制及び交通規制の実施
- 第１節　緊急輸送を実施する ····· 3-60
- 第２節　交通規制を実施する ····· 3-62

第７章　避難行動要支援者対策
- 第１節　避難行動要支援者の被災状況の把握等を行う ····· 3-66

第８章　避難活動の実施
- 第１節　避難対策を実施する ····· 3-68
- 第２節　避難所を開設･運営する ····· 3-77

第９章　被災者の生活支援
- 第１節　災害救助法を適用する ····· 3-83
- 第２節　飲料水を供給する ····· 3-85
- 第３節　食糧を供給する ····· 3-88
- 第４節　生活必需品等を供給する ····· 3-92

第10章　自発的支援の受入れ
- 第１節　ボランティアを受入れる ····· 3-95
- 第２節　義援金等を受付・配分する ····· 3-96
- 第３節　海外からの支援を受入れる ····· 3-98

第11章　メンタルケア（こころのケア）対策
- 第１節　こころのケア対策を行う ····· 3-99

第12章　ライフラインの復旧
- 第１節　ライフライン関係の応急対策を実施する ····· 3-100

第13章　二次災害の防止
- 第１節　二次災害を防止する ····· 3-107

第14章　捜索活動と遺体の収容・火葬
- 第１節　行方不明者を捜索する ····· 3-110
- 第２節　遺体を収容･火葬する ····· 3-110

第15章　廃棄物処理と保健衛生
- 第１節　廃棄物を処理する ····· 3-113
- 第２節　防疫･し尿処理を行う ····· 3-115

第16章　文教対策の実施
- 第１節 学校教育を再開する ····· 3-119
- 第２節 文化財の災害応急対策を行う ····· 3-123

第17章　社会秩序の維持
- 第１節 社会秩序を維持する ····· 3-125

第18章　その他災害応急対策
- 第１節 土砂災害・洪水応急対策 ····· 3-127
- 第２節 林野火災応急対策 ····· 3-128
- 第３節 市街地災害応急対策 ····· 3-131
- 第４節 危険物等災害応急対策 ····· 3-133
- 第５節 大規模交通災害（航空機事故、鉄道事故、自動車事故）応急対策 ····· 3-138
- 第６節 原子力災害対策 ····· 3-141
- 第７節 その他災害応急対策 ····· 3-145

第１章　応急活動体制の確立

第１節　応急活動体制を確立する

実施担当部局	危機管理課（総務部本部班）、全部局

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、被害の拡大防止のために応急活動体制の確立を図る。

［体　系］

第１節　応急活動体制を確立する
１．災害警戒本部を設置・運営する
２．災害対策本部を設置・運営する
３．職員を動員配備する（地震）
４．職員を動員配備する（風水害）

１．災害警戒本部を設置・運営する

【危機管理課】

市域で気象予警報等の発表があり軽微な災害が発生する恐れのある場合、又は市域で震度４程度の地震を観測したとき、災害対策本部を廃止し規模を縮小するとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対応を実施するために設置する。

(1) 災害警戒本部の設置場所

本部は市役所本館８階に置く。（被災等により市役所本館８階に設置できない場合は、本館の設置可能な場所に置く。また、本館内に設置できない場合は、市役所敷地内に置く。）

ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要と認めるときは、本部長は他の設置可能な場所に移動し設置することがある。この場合、各関係機関に連絡する。

(2) 災害警戒本部の組織

① 災害警戒本部の組織

ア　災害警戒本部の組織は、次の通りとする。

(ｱ) 本部長には、副市長（危機管理担当）を充てる。
(ｲ) 副本部長には、副市長・教育長を充てる。
(ｳ) 副本部長は、本部長不在の時、その職務を代行する。
(ｴ) 本部員には、各部長等をもって充てる。

イ　指揮順位

本部長に事故等あるときの指揮順位は次の通りとする。

順 位	代　理　者
1	その他副市長
2	教育長

ウ　本部事務局は、次の通りとする。
(ｱ) 災害警戒本部には、本部事務局を設ける。
(ｲ) 本部事務局は各種情報の管理、各部班の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務の担当等を行う。
(ｳ) 本部事務局は、危機管理課（総務部本部班）におき、その要員等は、防災関係業務を主管する各課より指定された職員を予め定めておくものとする。

エ　本部連絡員は、次の通りとする。
災害警戒本部会議と事務局と各部班との連絡のため、本部連絡員をおく。
本部連絡員は事務局につめ、本部会議等での決定事項の伝達や各部班の活動状況等の連絡を行う。

② 本部会議

ア　本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

イ　本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。
(ｱ) 災害応急対策の基本方針に関すること
(ｲ) 動員配備体制に関すること
(ｳ) 各部班間の連絡調整事項の指示に関すること
(ｴ) その他災害に関する重要な事項に関すること
(ｵ) 決定事項の通知に関すること
危機管理課（総務部本部班）は、災害警戒本部会議の決定事項のうち必要と認める事項をその都度府に報告し、又は関係機関に通報するとともに、災害対策関係職員に周知を要するものについては、庁内放送などにより速やかに周知徹底を図る。
本部連絡員は各班相互間の連絡調整を迅速に処理する。

(3) 災害警戒本部の廃止

① 災害警戒本部の廃止基準
災害警戒本部は、次の場合に廃止する。
ア　災害対策本部が設置されたとき
イ　予想された災害の危険が解消したとき
ウ　災害応急対策が完了したとき
エ　本部長が適当と認めたとき

２．災害対策本部を設置・運営する

【危機管理課】

市長は、市域に中規模・大規模災害が発生した場合、市長が必要と認めたときは、市災害対策本部条例に基づき、市災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置基準

地　震　時	風水害など災害時
・ 市域で震度５弱以上を観測したとき ・ 市域に中規模又は大規模な災害が発生し、その対策を要すると認められるとき ・ 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき ・ その他の状況により市長が必要と認めたとき	・ 市域に大規模な災害が発生し、その対策を要すると認められるとき ・ 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき ・ その他の状況により市長が必要と認めたとき

(2) 災害対策本部の設置場所

本部は市役所本館８階に置く。（被災等により市役所本館８階に設置できない場合は、本館の設置可能な場所に置く。また、本館内に設置できない場合は、市役所敷地内に置く。）

ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要と認めるときは、本部長は他の適当な場所に移動し設置することがある。この場合、各関係機関に連絡する。

(3) 災害対策本部の組織

① 災害対策本部の組織

ア　災害対策本部の組織は、次の通りとする。

(ｱ) 本部長には、市長を充てる。
(ｲ) 副本部長には、副市長・教育長を充てる。
(ｳ) 副本部長は、本部長不在の時、その職務を代行する。
(ｴ) 本部員には、各部長等をもって充てる。

イ　指揮順位

本部長（市長）に事故等あるときの指揮順位は次の通りとする。

順　位	代　理　者
１	危機管理課担当副市長
２	その他の副市長
３	教育長

ウ　本部事務局は、次の通りとする。

(ｱ) 災害対策本部には、本部事務局を設ける。
(ｲ) 本部事務局は各種情報の管理、各部班の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務の担当等を行う。
(ｳ) 本部事務局は、危機管理課（総務部本部班）におき、その要員等は、防災関係業務を主管する各課より指定された職員を予め定めておくものとする。

エ　本部連絡員は、次の通りとする。

災害対策本部会議と事務局と各部班との連絡のため、本部連絡員をおく。

本部連絡員は事務局につめ、本部会議等での決定事項の伝達や各部班の活動状況等の連絡を行う。

② 本部会議

ア　本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

イ　本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。

(ｱ) 災害応急対策の基本方針に関すること

(ｲ) 動員配備体制に関すること
(ｳ) 各部班間の連絡調整事項の指示に関すること
(ｴ) 自衛隊災害派遣要請に関すること
(ｵ) 国、府及び関係機関との連絡調整に関すること
(ｶ) 災害救助法の適用要請に関すること
(ｷ) 他市町村への応援要請に関すること
(ｸ) その他災害に関する重要な事項に関すること
(ｹ) 決定事項の通知に関すること

危機管理課（総務部本部班）は、災害対策本部会議の決定事項のうち必要と認める事項をその都度府に報告し、又は関係機関に通報するとともに、災害対策関係職員に周知を要するものについては、庁内放送などにより速やかに周知徹底を図る。本部連絡員は各班相互間の連絡調整を迅速に処理する。

③ 防災会議の開催

市域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施するうえで必要がある場合は、市防災会議を開催し、関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動の実施に万全を期する。

④ 災害対策本部の部及び班の名称・業務概要

⑤ 災害対策本部の部及び班の役割分担

(4) 府現地災害対策本部との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合には、この組織と連携を図って活動する。

(5) 現地災害対策本部の設置本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

① 設置基準

ア　災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要がある場合
イ　その他災害対策本部長が必要と認めた場合

② 廃止基準

ア　災害対策本部で対応することが適当と認められた場合
イ　市長が、市域において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合
ウ　調査の結果、市に大きな被害がないと市長が認めた場合

(6) 災害対策本部の廃止基準

① 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

ア　予想された災害の危険が解消したとき
イ　災害応急対策がおおむね完了したとき
ウ　本部長が適当と認めたとき

(7) 災害対策本部の設置及び廃止の通知

危機管理課（総務部本部班）は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を総務部及び会計室（総務部情報班及び広報部）を通じて関係機関に通知、公表するとともに、本部の標識を市役所本館正面玄関に掲示する。

なお、廃止した場合についてもこれに準じて行う。

３．職員を動員配備する（地震）

【全部局】

(1) 配備体制の確立

市域に地震が発生した場合、又は発生のおそれがある場合で、その地震に関する状況が「災害時の配備体制」に定める事由に該当するときは、自動的に当該配備事由に相当する配備体制に移行するものとする。

災害時の配備体制（地震）

<table>
<tr><th>種別</th><th>配備該当事由</th><th>配備体制（勤務時間外）</th><th>配備体制（勤務時間内）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">警戒配備体制</td><td rowspan="2">1　市域で震度４を観測したとき。
2　小規模な災害の発生、その他の状況により市長補佐官（危機管理担当）が必要と認めたとき。</td><td>1　課長級以上の職員は、直ちに自主登庁する。
その他の職員は自宅で待機する。</td><td>1　課長級以上の職員は、通常業務から災害対策活動へ移行する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　災害応急活動及び情報収集伝達活動等が円滑に実施できる体制とする。
3　事態の推移に伴い、速やかに非常配備体制に移行できる体制とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非常配備体制</td><td rowspan="2">1　市域で震度５弱以上を観測したとき。
2　東海地震にかかる警戒宣言が発せられたとき。
3　市域に中規模な災害が発生したとき、あるいは予想されるとき。
4　その他の状況により市長が必要と認めたとき。</td><td>1　主査級以上の職員は、直ちに自主登庁する。その他の職員は自宅で待機する。
避難所マスターキー保管者は、直ちに避難所に駆けつけ、開設可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部班）に連絡する。また、避難所開設の準備をする。
消防吏員は全員、各所属に自主参集する。</td><td>1　主査級以上の職員は、通常業務から災害対策活動へ移行する。
避難所マスターキー保管者は、避難所の開設が可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部班）に連絡する。また、避難所開設の準備をする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　各部課がそれぞれ担当する業務分野に応じて災害等に対し応急措置をとり、必要に応じて救助・救護活動を行い、また災害が拡大するのを防止するための復旧対策活動に対処できる体制とする。
3　速やかに災害対策本部を設置する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急配備体制</td><td rowspan="2">1　市域で震度６弱以上を観測したとき。
2　市域に大規模な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり非常配備体制では対処できないとき。
3　災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。
4　その他の状況により市長が必要と認めたとき。</td><td>1　全職員は、直ちに自主登庁し災害対策活動に移行する。
避難所マスターキー保管者は、直ちに避難所に駆けつけ、開設可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部班）に連絡する。
また、避難所開設要員は所定の避難所に参集し避難所開設にあたる。</td><td>1　全職員は、直ちに災害対策活動に移行する。
避難所マスターキー保管者は、避難所の開設が可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部班）に連絡する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　各部課が有する組織機能の全てをもって対処する体制とする。
3　緊急配備体制の後、速やかに災害対策本部を設置する。
・参集時の注意事項
(1) 原則として徒歩・自転車・オートバイで登庁する。
(2) 被害状況を観察しながら登庁し、被害状況をメモで必ず報告する。
(3) 本庁指定場所（８０２会議室）に参集するものとするが、壊れていた場合は正面玄関前に参集する。</td></tr>
</table>

※　配備該当事由は、いずれか1つに該当する場合に適用される。

※　各職員は、体感その他により市域において震度4以上を観測したと推定した場合は、気象庁の発表した震度が下回る場合や発表そのものがない場合においても、震度相当の配備体制による参集を行う。

※　緊急配備体制要員とは、各々の勤務地から自宅までの距離が2㎞以内の職員をいう。

※　避難所開設要員とは、各避難所の近傍に居住し、閉庁時等に災害が発生した際に各避難所を開錠し、避難・福祉部担当職員が配置されるまでの間、避難所開設等を行う職員をいう。

災害時の配備体制図（地震）

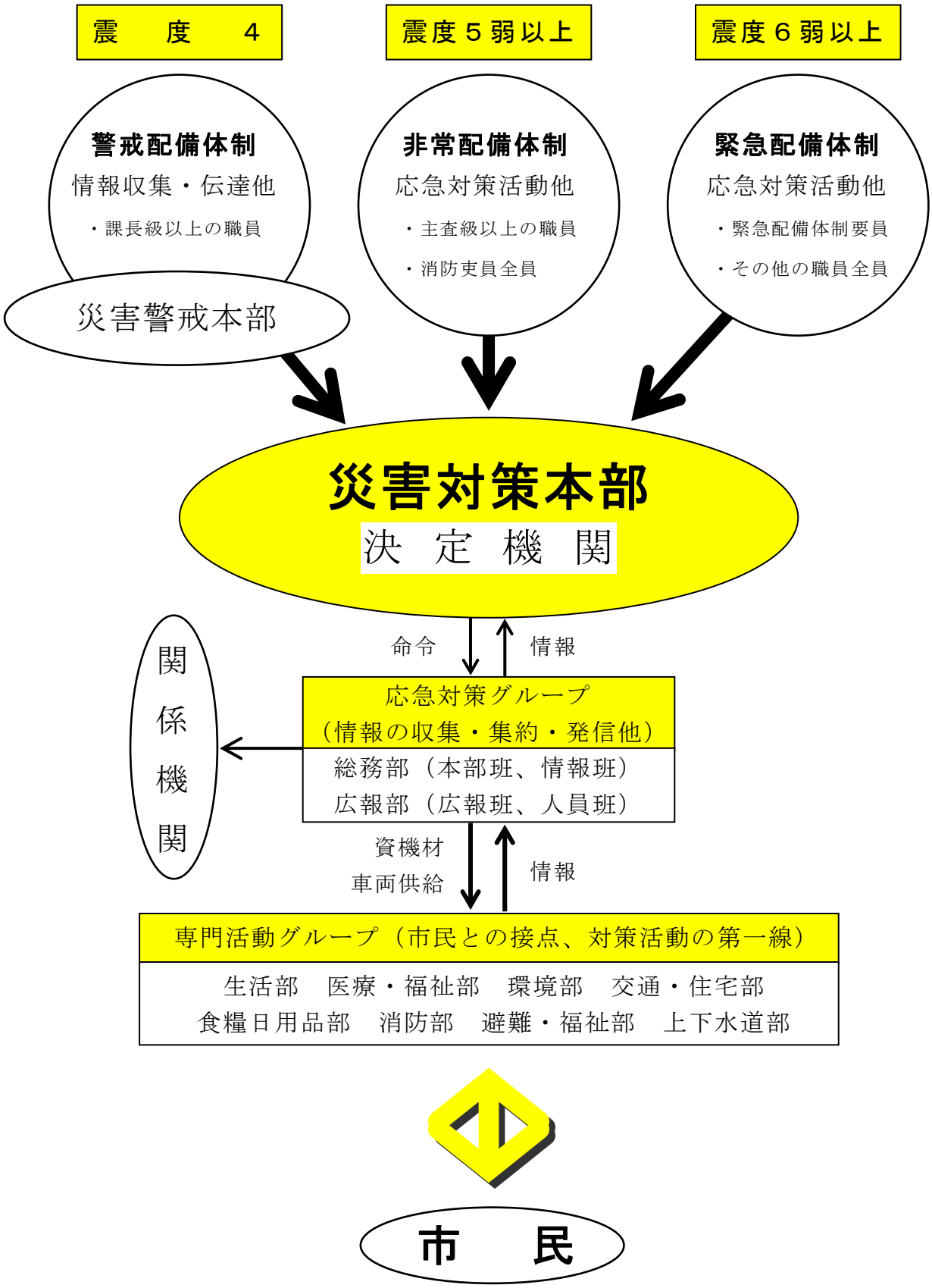

(2) 動員方法

地震時の災害対策活動要員の動員方法は、「災害時の配備体制」に定める自主参集方式であるが、災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合は、各災害対策本部会議の議を経て、本部長が指令する。

① 勤務時間内における配備指令の伝達

勤務時間内において配備指令が出された時は、市長補佐官より、危機管理課長（総務部本部班長）に伝達し、危機管理課（本部班）から各部長、各課長を経て各職員、関係出先機関に伝達するとともに、庁内放送を行い、速やかにその旨を周知する。

【勤務時間内の配備の伝達ルート】

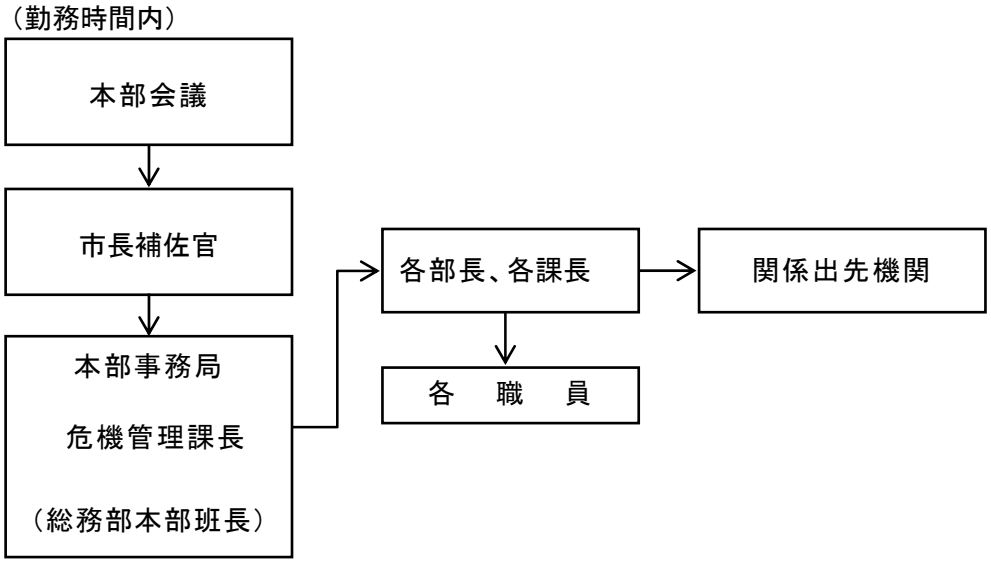

② 勤務時間外における配備指令の伝達及び職員の非常招集

ア　当直者は、災害の前兆現象等について関係機関や市民等からの通報があった時は、直ちに危機管理課担当者等に連絡する。

当直者は、職員が参集するまでの間、情報の連絡等の任務を行う。

イ　危機管理課長は、上記の情報について確認して市長補佐官へ連絡し、市長、副市長等と協議のうえ、市長から配備指令が出された時は、直ちに市長補佐官及び各部長、各課長を経て各職員、関係出先機関に伝達するとともに、速やかにその旨を周知する。

ウ　自主参集が原則であるが、各課長は、所属の各職員への連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

連絡又は招集の方法は原則として次の手段による。

(ｱ) 電話

(ｲ) メール等

エ　非常招集を受けた職員は、直ちに勤務する職場に出勤し、指示された任務に服さなければならない。

オ　市長補佐官及び各部長は、職員の非常招集を円滑に実施するため、配備指令の伝達先名簿及び各所属職員の連絡網を常に整備しておく。

【勤務時間外の配備の伝達ルート】

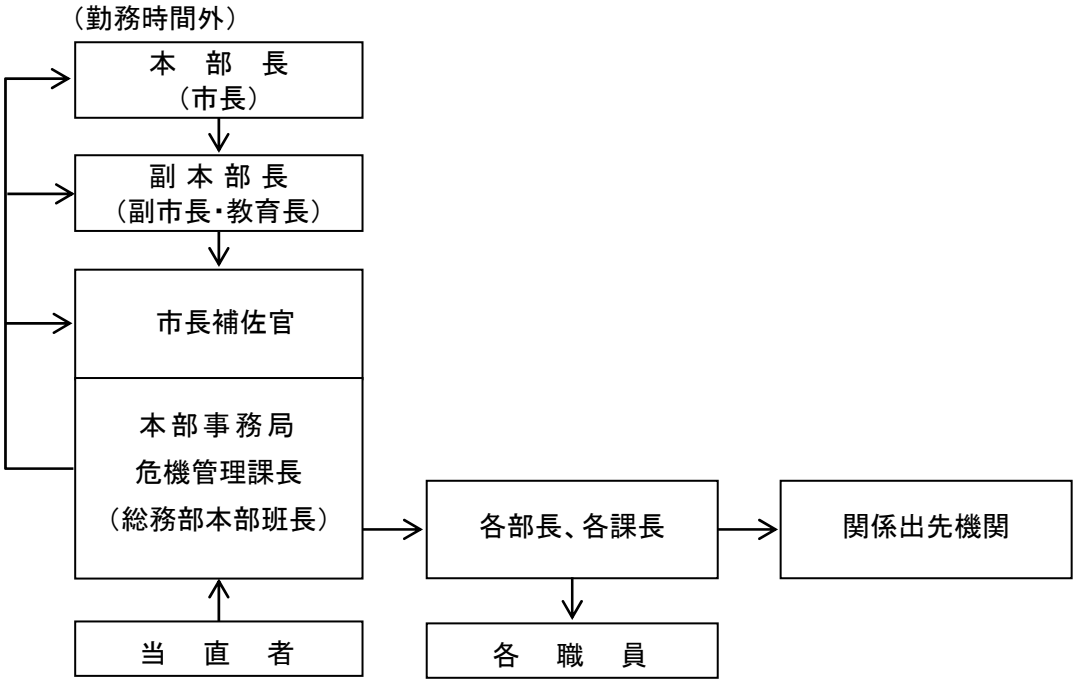

カ　職員は、勤務時間外において配備指令がない場合であっても、ラジオ・テレビ等により災害が発生、又は発生するおそれがあることを覚知した場合は、状況に応じ電話等により所属長と連絡の上、又は、自らの判断で速やかに勤務場所に参集しなければならない。

キ　勤務時間外の参集は勤務場所に集合する。

ク　勤務時間外に災害が発生したときは、市役所の近傍に居住している職員は緊急配備体制要員として、各種情報の収集伝達等、初動活動にあたるものとする。

ケ　非常招集及び自主参集を要しない者
(ｱ) 心身の障害により許可を受けて休暇中の職員
(ｲ) その他、所属長がやむを得ない理由のため勤務出来ないと認めた者

コ　各部長は、配備指令に基づいて所属部の職員を非常招集したとき、又は職員が自主参集したときは、その状況を取りまとめ速やかに動員報告書により市長補佐官に報告する。

サ　市長補佐官は常に職員の動員状況を把握し、その状況を速やかに府に報告し、又は関係機関に連絡する。また、動員した人数が不足する場合は、各部の職員の再配置を行う。

③ 初動時の留意事項

職員は、配備体制移行時の状況に応じて、以下の事項を遵守する。

ア　勤務時間内の初動体制
(ｱ) 配備についてない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
(ｲ) 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
(ｳ) 不急の行事、会議、出張等を中止する。
(ｴ) 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまでは退庁せず待機する。
(ｵ) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払う。

イ　勤務時間外（夜間及び休日）の初動体制

(ｱ) 災害が発生し、その災害が「災害時の配備体制」に定める事項に該当することを知ったとき、又は体感その他により該当すると推定されたときは、指令を待つことなく、所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。

(ｲ) 災害のため、緊急に登庁する際は、特に指示があった場合を除き、できるだけ安全かつ作業が可能な服装等を着用し、参集する。

(ｳ) 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属の責任者に報告する。

ウ　持ち場に参集できない場合

(ｱ) 病気その他やむを得ずいずれの施設にも参集が不可能な場合は、その旨を可能な限りの手段を使って所属長へ連絡する。

(3) 初期活動

災害発生直後の初期活動及び６、12、24、48時間以内に行うべき災害対策本部体制における活動については、緊急配備体制における初期活動（地震）に基づき実施する。

また、初動期においては、職員の確保が困難な場合が想定される。この際、業務継続の観点から、職員の参集状況を踏まえ優先度の高い業務を考慮して動員配置を実施するものとする。

４．職員を動員配備する（風水害）

【全部局】

(1) 配備体制の確立

市域に災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合で、その状況が「災害時の配備体制」に定める事由に該当するときは、自動的に当該配備事由に相当する配備体制に移行する。

災害時の配備体制（風水害）

種別	配備該当事由	配備体制（勤務時間外）
事前配備体制	1 (1) 災害発生のおそれがある気象予警報等が発表され、災害の発生が予測されるとき。 (2) 石川洪水注意報が発表され、災害の発生が予測されるとき。 2　勤務時間内は、危機管理課参事会の協議により必要と認めたとき。 勤務時間外は、市長補佐官（危機管理担当）が必要と認めたとき。	1　各部課で予め定める体制に従い、登庁あるいは自宅待機する。 通信・情報収集活動を行う。 軽微な災害には、職員の増員により対応する。 2　事態の推移に従い、速やかに警戒配備体制に移行できる体制とする。
警戒配備体制	1　市域に次の警報が１つ以上発表され、災害の発生が予測されるとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 暴風雪警報 2　小規模な災害の発生、その他の状況により市長補佐官が必要と認めたとき。	1 (1)予め定める体制に従い、登庁あるいは自宅待機する。 局地的な災害応急活動を速やかに実施できる体制とする。 (2) (1)に該当しない部局においては、職員は自宅で待機とする。 2　災害応急活動要員の招集及び情報収集伝達活動等が円滑に実施できる体制とする。 3　事態の推移に伴い、速やかに非常配備体制に移行できる体制とする。
非常配備体制	1　市域に、中規模な災害が発生したとき、あるいは予想されるとき。 2　その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 (1) 災害対策本部組織の各部においては、状況に応じて必要な人員を連絡網により招集し、あるいは自主登庁する。 (2) (1)に該当しない部局においては、課長級以上の職員は連絡網により招集、あるいは自主登庁する。 その他の職員は自宅で待機する。 2　避難者が予想されるときは、避難所のマスターキーの保管者は、直ちに避難所に駆けつけ、開設可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部班）に連絡する。
緊急配備体制	1　市域に、大規模な災害が発生したとき、あるいはその発生のおそれがあるとき。 2　その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1　市の全力を挙げて防災活動を実施する体制 2　避難者が予想されるときは、避難所のマスターキーの保管者は、直ちに避難所に駆けつけ。開設可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部班）に連絡する。

(2) 動員方法

災害対策活動要員の動員方法は、「災害時の配備体制」に定める方式であるが、災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部会議の議を経て、本部長が指令する。

① 勤務時間内における配備指令の伝達

勤務時間内において配備指令が出された時は、市長補佐官より、危機管理課長（総務部本部班長）に伝達し、危機管理課（本部班）から各部長、各課長を経て各職員・関係出先機関に伝達するとともに、庁内放送を行い、速やかにその旨を周知する。

【勤務時間内の配備の伝達ルート】

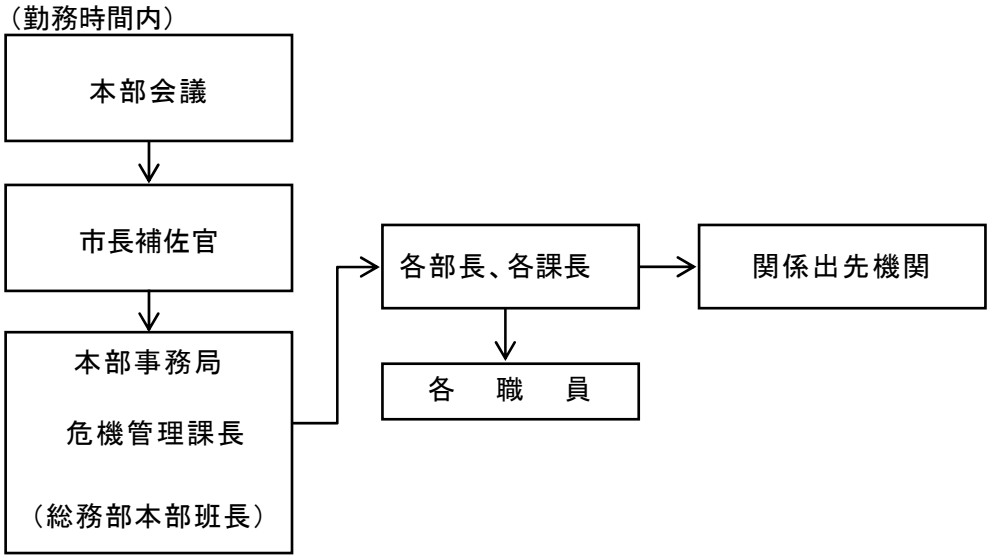

② 勤務時間外における配備指令の伝達及び職員の非常招集

ア　当直者は、気象予警報等、降雨量、災害の前兆現象等について、関係機関や市民等からの通報があった時は、直ちに危機管理課担当者等に連絡する。
　当直者は、職員が参集するまでの間、情報の連絡等の任務を行う。

イ　危機管理課長は、上記の情報について確認して市長補佐官へ連絡し、市長、副市長等と協議のうえ、市長から配備指令が出された時は、直ちに市長補佐官及び各部長、各課長を経て各職員、関係出先機関に伝達するとともに、速やかにその旨を周知する。

ウ　各課長は、所属の各職員への連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。
　連絡又は招集の方法は原則として次の手段による。
(ｱ) 電話
(ｲ) メール等

エ　非常招集を受けた職員は、直ちに勤務する職場に出勤し、指示された任務に服さなければならない。

オ　市長補佐官及び各部長は、職員の非常招集を円滑に実施するため、配備指令の伝達先名簿及び各所属職員の連絡網を常に整備しておく。

勤務時間外の配備の伝達ルート

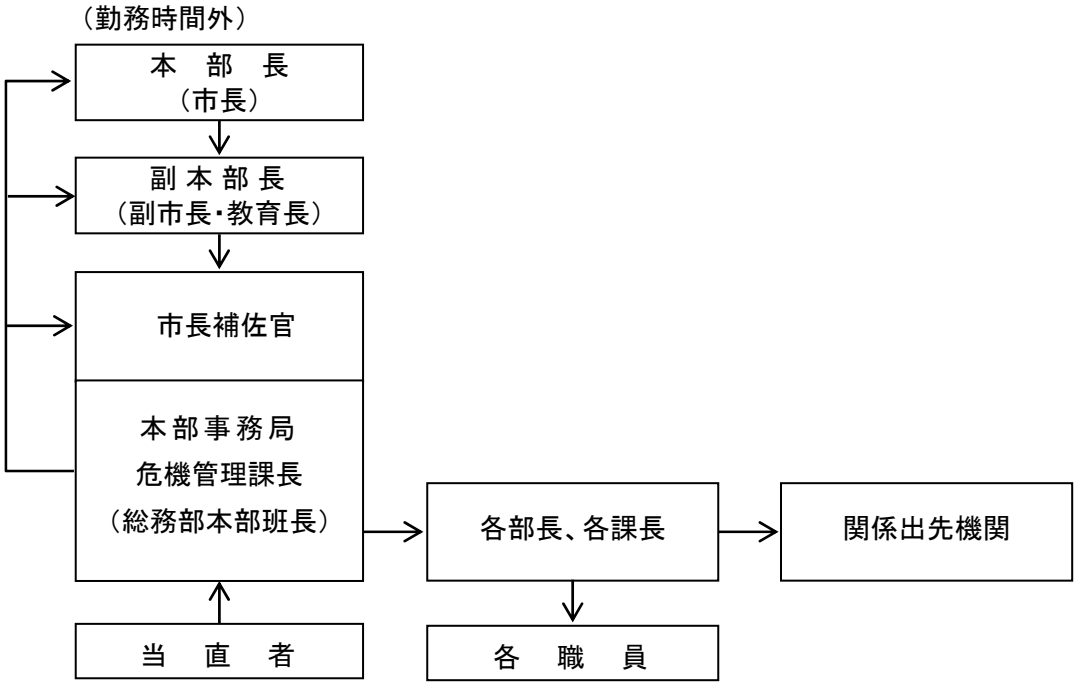

カ　職員は、勤務時間外において配備指令がない場合であっても、ラジオ・テレビ等により災害が発生、又は発生するおそれがあることを覚知した場合は、状況に応じ電話等により所属長と連絡の上、又は、自らの判断で速やかに勤務場所に参集しなければならない。

キ　勤務時間外の参集は勤務場所に集合する。

ク　非常招集及び自主参集を要しない者
(ｱ) 心身の障害により許可を受けて休暇中の職員
(ｲ) その他、所属長がやむを得ない理由のため勤務出来ないと認めた者

ケ　各部長は、配備指令に基づいて所属部の職員を非常招集したとき、又は職員が自主参集したときは、その状況を取りまとめ速やかに動員報告書により市長補佐官に報告する。

コ　市長補佐官は常に職員の動員状況を把握し、その状況を速やかに府に報告し、又は関係機関に連絡する。また、動員した人数が不足する場合は、各部の職員の再配置を行う。

③ 初動時の留意事項

職員は、配備体制移行時の状況に応じて、以下の事項を遵守する。

ア　勤務時間内の初動体制
(ｱ) 配備についてない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
(ｲ) 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
(ｳ) 不急の行事、会議、出張等を中止する。
(ｴ) 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまでは退庁せず待機する。
(ｵ) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払う。

イ　勤務時間外（夜間及び休日）の初動体制
(ｱ) 災害が発生し、その災害が「災害時の配備体制」に定める事項に該当することを

知ったとき、又は体感その他により該当すると推定されたときは、指令を待つことなく、所属の勤務場所もしくはあらかじめ指定された場所に参集する。

(ｲ) 災害のため、緊急に登庁する際は、特に指示があった場合を除き、できるだけ安全かつ作業が可能な服装等を着用し、参集する。

(ｳ) 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属の責任者に報告する。

ウ　持ち場に参集できない場合

(ｱ) 病気その他やむを得ずいずれの施設にも参集が不可能な場合は、その旨を可能な限りの手段を使って所属長へ連絡する。

(3) 初期活動

災害発生直後の初期活動を示す。また、災害対策本部体制における活動については、「災害初期活動（風水害）」に基づき実施する。

また、初動期においては、職員の確保が困難な場合が想定される。この際、業務継続の観点から、職員の参集状況を踏まえ優先度の高い業務を考慮して動員配置を実施するものとする。

＊条例2 河内長野市災害対策本部条例）
＊資料1-1 災害対策本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法
＊資料1-2-2 災害対策本部の部及び班の名称・業務概要（地震・風水害）
＊資料1-3 災害対策本部の部及び班の役割分担（地震・風水害）
＊資料1-4 動員報告書
＊資料1-5 緊急配備体制における初期活動（地震）
＊資料1-6 災害初期活動（風水害）

第２章　応援の要請

第１節　広域応援要請及び要員確保を行う

実施担当部局	危機管理課（総務部本部班）、総合政策部（広報部）、全部局

災害に際し、本市職員のみでは対応が不十分となる場合には、災害対策基本法に基づき、関係機関や団体に対して職員の派遣を要請し、応急対策、復旧対策に万全を期す。

［体　系］

第１節　広域応援要請及び要員確保を行う
１．応援を要請する
２．職員の派遣を要請する
３．応援を受入れる
４．労働力を確保する
５．要員の災害対策を確立する

１．応援を要請する

【危機管理課、総合政策部】

災害時の応援については、応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間身分の異動を伴わずに要請する。

なお、応援に要した費用（交通費、諸手当、食糧費、資機材等の費用及び輸送費）等については市が負担し、応援要員は危機管理課及び総合政策部（広報部）の調整により配備する。

(1) 応援の要請できる要件

本市の地域に災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

ア　応急措置を実施するために必要があると認められる場合

イ　緊急を要する時、地理的にみて近隣の市町村に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合

(2) 応援にあたっての要請事項

ア　災害の状況及び応援を要請する理由

イ　応援を必要とする機関

ウ　応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量

エ　応援を必要とする場所

オ　応援を必要とする活動内容

カ　その他必要事項

(3) 府に対する応援の要求等

災害対策基本法第68条に基づき、府に対して応援の要求等を行う。
この場合には、府危機管理室を通じて行う。

(4) 他の市町村に対する応援の要求

災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援の要求を行う。
また、災害時応援協定を締結した市町村に対して応援の要請を行う。
但し、大規模災害の場合、府内及び近隣市町村も同様に大きな被害を受けていると予想されるため、これらの応援要請は状況により判断する。

２．職員の派遣を要請する

【危機管理課、総合政策部】

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応ができない場合は、府、他の市町村、指定地方行政機関、特定公共機関に対し、職員の長期的な派遣を要請する。

(1) 府、他の市町村、指定地方行政機関、特定公共機関に対する派遣の要請

地方自治法第252条の17又は災害対策基本法第29条第２項の規定により職員の派遣を要請する。
なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。
ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんの要請

市長は、災害対策基本法第30条第１項に基づき、応急対策又は復旧対策のために必要があるときは、府に対し、指定地方行政機関又は特定公共機関の職員の派遣のあっせんについて要請する。また、災害対策基本法第30条第２項に基づき、府に対し、他の地方公共団体又は特定地方公共機関の職員の派遣のあっせんについて要請する。
なお、危機管理課（総務部本部班）は、その場合の手続きを次の事項を記載した文書で行う。
ア　派遣のあっせんを求める理由
イ　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同施行令17、18、19条に定めるところによる。

３．応援を受入れる

【危機管理課、総合政策部】

府や他市町村、指定地方行政機関、特定公共機関、特定地方公共機関、協定市等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容（職員の数及び技能、応援資機材、車両等の状況）、到着予定日時・場所、活動日程等を市災害対策本部が確認し、応援を要する部署へ速やかに連絡する。
応援を要する部署は、応援部隊の受入れについて次の措置を講ずる。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。

(2) 連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポートを消防本部（消防部）と協力して、直ちに離発着できるように準備する。

４．労働力を確保する

【全部局】

(1) 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令

市長は、市域に災害が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、災害対策基本法第65条に基づき、市民又は応急措置の実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この場合、業務に従事したものがそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかったときは、災害対策基本法第84条の規定により補償を行う。

①従事命令、協力命令の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業（災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		〃　第65条第2項	警察官
		〃　第65条第3項	派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
災害救助作業（災害救助法に基づく救助）	従事命令	災害救助法第24条	府
	協力命令	〃　第25条	
災害応急対策事業（災害救助を除く応急処置）	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条第1項	府
		〃　第71条第2項	委任を受けた市長
災害応急対策事業（災害応急対策全般）	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 消防機関の長

②従事命令の対象者

命令区分（作業対象）	対　　象　　者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官、自衛官の従事命令（災害応急対策全般）	当該市の区域の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その関係者
従事命令（消防作業） 従事命令（水防作業）	火災の現場附近にある者 水防の現場にある者、又は区域内に居住する者

③ 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、又は発した命令を変更し、又は取消すときは公用令書を交付するものとする。

災害対策基本法に定める公用令書の様式は、以下の通りである。

④ 費用

府又は府の委任を受けた市長が、災害対策基本法第71条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては災害対策基本法第82条により府が実費を弁償する。

⑤ 損害補償

従事命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡若しくは負傷、又は疾病にかかった場合には、災害対策基本法第84条の規定によりその損害を補償する。

５．要員の災害対策を確立する

【危機管理課】

災害時における災害対策実施機関の職員、民間協力団体、雇用した一般労働者並びに従事命令・協力命令による労働者は、次によりそれぞれ災害対策に従事する。

(1) 災害対策実施機関の職員

災害対策実施機関の職員は、各機関で定める計画に従い、その対策に従事する。

(2) 民間協力団体

民間協力団体の活動内容は主として次の通りであるが、活動内容の選定にあたっては、団体等の意見を尊重して行う。

ア　炊出し、その他災害救助活動の協力
イ　清掃及び防疫
ウ　災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分
エ　応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
オ　軽易な作業の補助
カ　その他上記の作業に類した作業

(3) 一般労働者

ア　り災者の安全な場所への避難
イ　医療及び助産における各種移送業務
ウ　り災者の救出

エ　飲料水の供給
オ　救済用物資の輸送
カ　その他災害応急対策実施上の補助業務

(4) 従事者
従事命令又は協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。

(5) 派遣職員
派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

＊資料12-1　災害時相互応援協定
＊様式15　公用令書

第２節　自衛隊に災害派遣を要請する

実施担当部局	危機管理課(総務部本部班)

災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合で、市、府及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難く、市民の生命又は財産の保護のため市長が自衛隊の災害派遣を要すると判断したときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、府に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

市長は、通信の途絶等により、府に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに府に通知する。

［体　系］

第２節　自衛隊に災害派遣を要請する
１．自衛隊に災害派遣を要請する
２．府・自衛隊の判断による災害派遣を受ける
３．派遣部隊を受入れる
４．派遣部隊等の撤収を要請する

１．自衛隊に災害派遣を要請する

【危機管理課】

市長が府に対して派遣要請を要求する場合は、様式13「災害派遣要請書」を府あてに提出する。ただし、緊急を要する場合は、電話その他敏速な方法により連絡するものとし、事後速やかに「災害派遣要請書」を提出する。同時に自衛隊に対してもその内容を直接連絡する。

府への連絡及び関係書類の提出は、府危機管理室を窓口とする。

(1) 「災害派遣要請書」記載事項
ア　災害の情況及び派遣を要請する理由
イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項

(2) 自衛隊の連絡先

陸上自衛隊	第３師団司令部	伊丹市広畑１－１	072-781-0021
	信太山駐屯地	和泉市伯太町官有地	0725-41-0090

要請経路

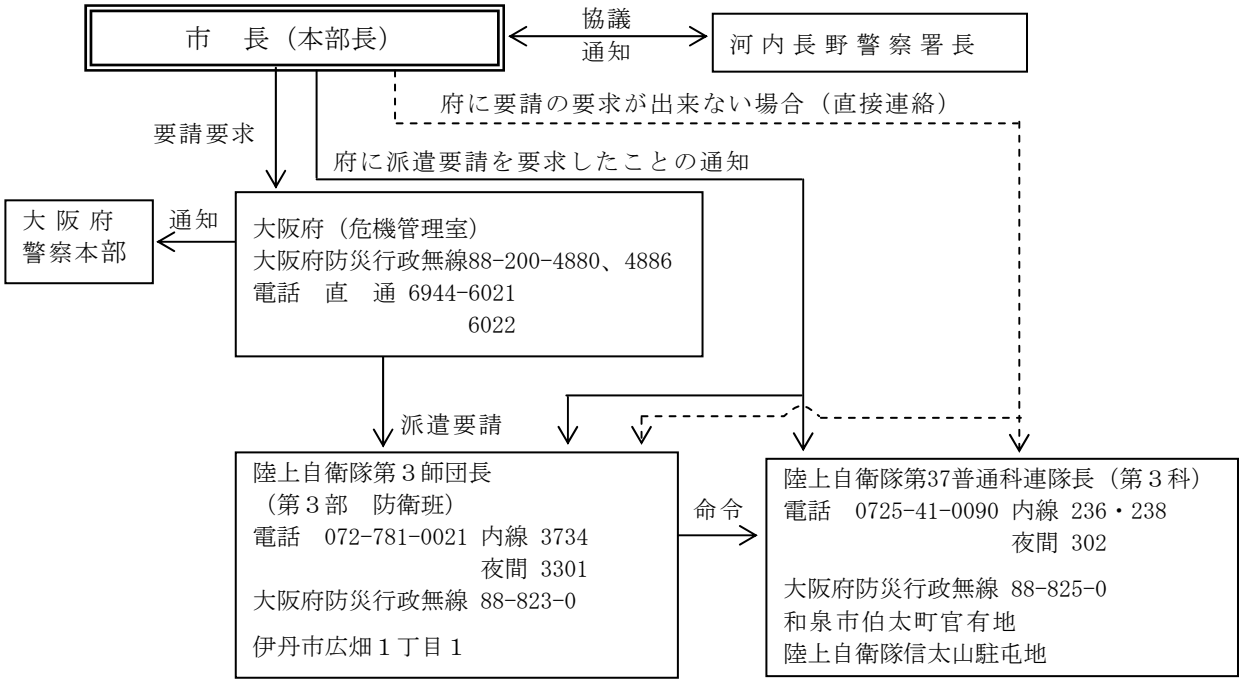

２．府・自衛隊の判断による災害派遣を受ける

【危機管理課】

その他の自衛隊の災害派遣は、上記の市長の要求による府からの要請に基づく部隊等の派遣以外にも、次の場合に行う。

(1) まさに災害が発生しようとしている場合や市町村の通信途絶の状況から判断し、派遣の必要を認めた場合における府の単独要請に基づく災害派遣

(2) 自衛隊の自主派遣基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、府の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に府に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

ア　災害に際し、関係機関に対して災害にかかる情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ　災害に際し、府が自衛隊の災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ　災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助にかかる救援活動を実施する場合

エ　その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、府からの要請を待ついとまがないと認められる場合

３．派遣部隊を受入れる

【危機管理課】

派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入れ体制について、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように、次の事項を行う。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣要請を行ったときは、必要により河内長野警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入れ体制

ア　危機管理課（総務部本部班）は、派遣部隊の指揮官との連絡調整にあたる。

イ　受入れ体制の確立

応援の決定により要員の派遣が行われる場合には、宿舎等のため河内長野市下里町892-3（下里総合運動場）に、指揮連絡、車両・資機材置き場、宿舎等のための拠点を設け、受入れ体制を整える。

(3) 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑かつ迅速に実施できるよう、作業内容・計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。使用資機材が準備できない場合は、派遣部隊との協議により、必要な資材、機材等の購入を依頼し、購入費等の負担を市が行うものとする。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの設営等

災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、災害時用臨時ヘリポートについても設営の準備をする。

(5) 自衛隊の活動内容

自衛隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請する。

ア　被害状況の把握
イ　避難の援助
ウ　避難者等の捜索救助
エ　水防活動
オ　消防活動
カ　道路又は水路の啓開
キ　応急医療、救護及び防疫
ク　人員及び物資の緊急輸送
ケ　炊飯及び給水
コ　物資の無償貸付又は譲与
サ　危険物の保安及び除去
シ　その他

(6) 府への報告

自衛隊到着後及び必要に応じて、次の事項を府に報告する。

ア　派遣部隊の長の官職氏名
イ　隊員数
ウ　到着日時
エ　従事している作業の内容及び進捗状況
オ　その他参考となるべき事項

４．派遣部隊等の撤収を要請する

【危機管理課】

市長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、速やかに口頭又は電話により府に対し撤収を要請する。なお、事後速やかに様式13「撤収要請書」を提出する。

●「撤収要請書」記載事項

ア　撤収要請日時
イ　派遣された部隊
ウ　派遣人員及び従事作業の内容
エ　その他参考となるべき事項

第３章　情報の収集・伝達

第１節　地震に関する情報を収集・伝達する

実施担当部局	危機管理課(総務部本部班)

府内に地震が発生した場合、地震に関する必要な情報の収集及び伝達を実施する。

［体　系］

第１節　地震に関する情報を収集・伝達する
　１．地震に関する情報等を収集・伝達する

１．地震に関する情報等を収集・伝達する

【危機管理課】

(1) 地震情報の種類、内容

大阪管区気象台が発表する地震に関する情報は下表の通りである。

① 緊急地震速報

緊急地震速報には、強い揺れの到着前に伝える「警報」と「予報」がある。また、「警報」の中でも予想震度が大きいものを「特別警報」に位置付けている。

種　　類		内　　容
緊急地震速報（警報）	特別警報	緊急地震速報(警報)のうち、震度６弱以上を予測した場合に発表される
	警報	緊急地震速報として、一般向けにテレビ、ラジオを通じて提供されるもので、最大震度５弱以上を予測した場合に、震度４以上を予測した地域に対して発表される(全国を約200地域に分割)
緊急地震速報（予報）	予報	地震の規模がマグニチュード3.5以上、又は震度３以上を予測した場合に発表される

② 地震情報の種類、内容

大阪管区気象台が発表する地震に関する情報は下表の通りである。

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約1分半後、震度３以上の全国約188に区分した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報。（河内長野市の地域名は「大阪府南部」）
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震の回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１km四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表

(2) 大阪府震度情報ネットワークシステム

市役所に設置されている計測震度計の結果は、地震発生後直ちに危機管理課及び消防本部に情報が表示される。観測結果は府危機管理室に伝達され、観測内容は防災情報システムにより、端末パソコンに自動的に配信される。

第２節　気象予報等の情報を収集・伝達する

実施担当部局	危機管理課（総務部本部班）、都市づくり部（交通・住宅部） 産業経済部（食糧日用品部）、上下水道部（上下水道部）、総合政策部（広報部）、消防本部（消防部）

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、気象予警報等その他災害に関する情報等を各関係機関の有機的連携のもとに、迅速かつ的確に収集伝達して、その周知徹底を図り、的確な応急対策の実施に資するものである。

［体　系］

第２節　気象予報等の情報を収集・伝達する
- １．気象予警報等を収集する
- ２．気象予警報等を伝達する
- ３．水防警報を発する
- ４．雨量・水位等に関する情報を収集する
- ５．水害・土砂災害の警戒体制をとる
- ６．ライフライン・交通等の警戒体制をとる
- ７．火災警報を発令する
- ８．その他の異常現象を措置する

１．気象予警報等を収集する

【危機管理課】

(1) 気象予警報等の種類と発表基準等

大阪管区気象台から府域に発表される気象予警報等のうち本市に関連のある特別警報・警報・注意報等の種類及びその発表基準等は次の通りである。

① 特別警報

気象現象等により南河内に重大な災害の起こるおそれが著しく大きいと予想される場合、市民及び関係機関の直ちに警戒を促すために発表する。

種類		発表基準
気象 特別警報	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雨特別警報	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

② 警報

気象現象等により南河内に重大な災害が予想される場合、市民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

種類		発表基準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合
気象警報	大雨警報 (注)(5)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれか以上と予想される場合。 ①雨量基準 平坦地:1時間雨量50mmあるいは3時間雨量90mm 平坦地以外:1時間雨量70mmあるいは3時間雨量130mm ②土壌雨量指数基準＝114
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ①降雪の深さ 平地:24時間降雪の深さ 20cm 山地:24時間降雪の深さ 40cm
地面現象警報☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれか以上と予想される場合。 ①雨量基準 平坦地:1時間雨量50mmあるいは3時間雨量90mm 平坦地以外:1時間雨量70mmあるいは3時間雨量130mm ③見川流域＝10　　西除川流域＝11 （流域雨量指数基準）

③ 注意報

気象現象等により南河内に災害が予想される場合、市民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

種類		発表基準
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれか以上と予想される場合。 ①雨量基準 平坦地:1時間雨量30mmあるいは3時間雨量60mm 平坦地以外:1時間雨量40mmあるいは3時間雨量80mm ②土壌雨量指数基準＝80
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ①降雪の深さ 平地：24時間降雪の深さ 5cm 山地：24時間降雪の深さ 20cm
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
	雷注意報 (注)(7)	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60％以下、最小湿度が40％以下になると予想される場合
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①　積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 ②　積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上、気温が＋２℃～－２℃になると予想される場合
	霜注意報	４月15日以降の晩霜によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が４℃以下になると予想される場合

種類		発表基準
気象注意報	低温注意報	低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が－５℃以下になると予想される場合
地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水注意報☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれか以上と予想される場合。 ① 量基準 平坦地:1時間雨量30mmあるいは3時間雨量60mm 平坦地以外:1時間雨量40mmあるいは3時間雨量80mm ② 見川流域＝7　　西除川流域＝9（流域雨量指数基準）

（注）(1)特別警報の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(2) 注意報・警報の発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

(3) 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される（気象庁予報警報規程第３条）

(4) ☆印は、気象注意報、警報に含めて行う。（気象庁予報警報規程第12条）

(5) 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。

(6) 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。

(7) 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

(8) 雨量基準欄において「平坦地」、「平坦地以外」の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地」、「平坦地以外」の区分は、別図１参照。

(9) 土壌雨量指数基準は１㎞四方毎に設定しており、市町村内における最小値を記載した。

（別図１）「平坦地」「平坦地以外」の格子の区分

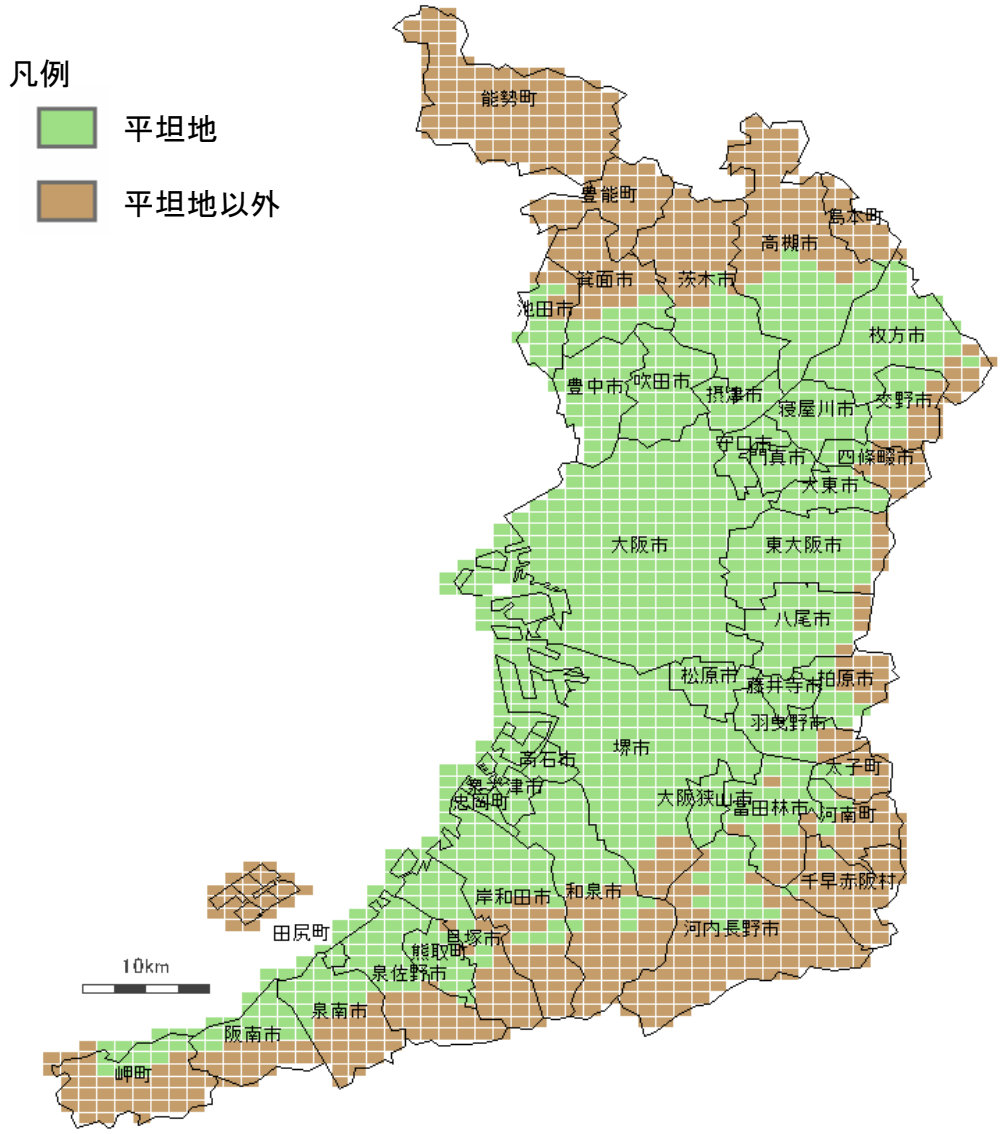

平　坦　地：おおむね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25パーセント以上の地域
平坦地以外：平坦地以外の地域（おおむね傾斜が30パーミル以上又は都市化率が25パーセント以下の地域）

【備考】
・関西国際空港は市街地とは海を隔てて離れているため、「平坦地以外」として扱う。

２．気象予警報等を伝達する

【危機管理課、総合政策部】

(1) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を、市民及び関係機関に対して発表する。

(2) 石川洪水予報

石川の洪水に関する予報は、「一級河川大和川水系石川の洪水予報実施要領」に基づき、大阪管区気象台及び府が共同で行う（気象業務法第14条の２第３項、水防法第11条第１項）。

その発表基準は、次の通りである。

種類	発表の基準
石川はん濫注意情報（洪水注意報）	いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
石川はん濫警戒情報（洪水警報）	いずれかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
石川はん濫危険情報（洪水警報）	いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に達したとき
石川はん濫発生情報（洪水警報）	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき

(3) 土砂災害警戒情報

府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表後、府が観測する降雨量及び大阪管区気象台が計測する土壌雨量指数が基準を超過し、土砂災害の発生のおそれが高いと認められるとき、土砂災害警戒情報を作成し、市民及び関係機関に対して伝達する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講ずる。（災害対策基本法第51条及び第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条及び第15条の２）

※土壌雨量指数:第2節 1. 参照

① 伝達体制

「（4）気象予警報等の伝達系統 、④土砂災害警戒情報の伝達経路」による

② 土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

(4) 気象予警報等の伝達系統

①気象予警報等の伝達総括図

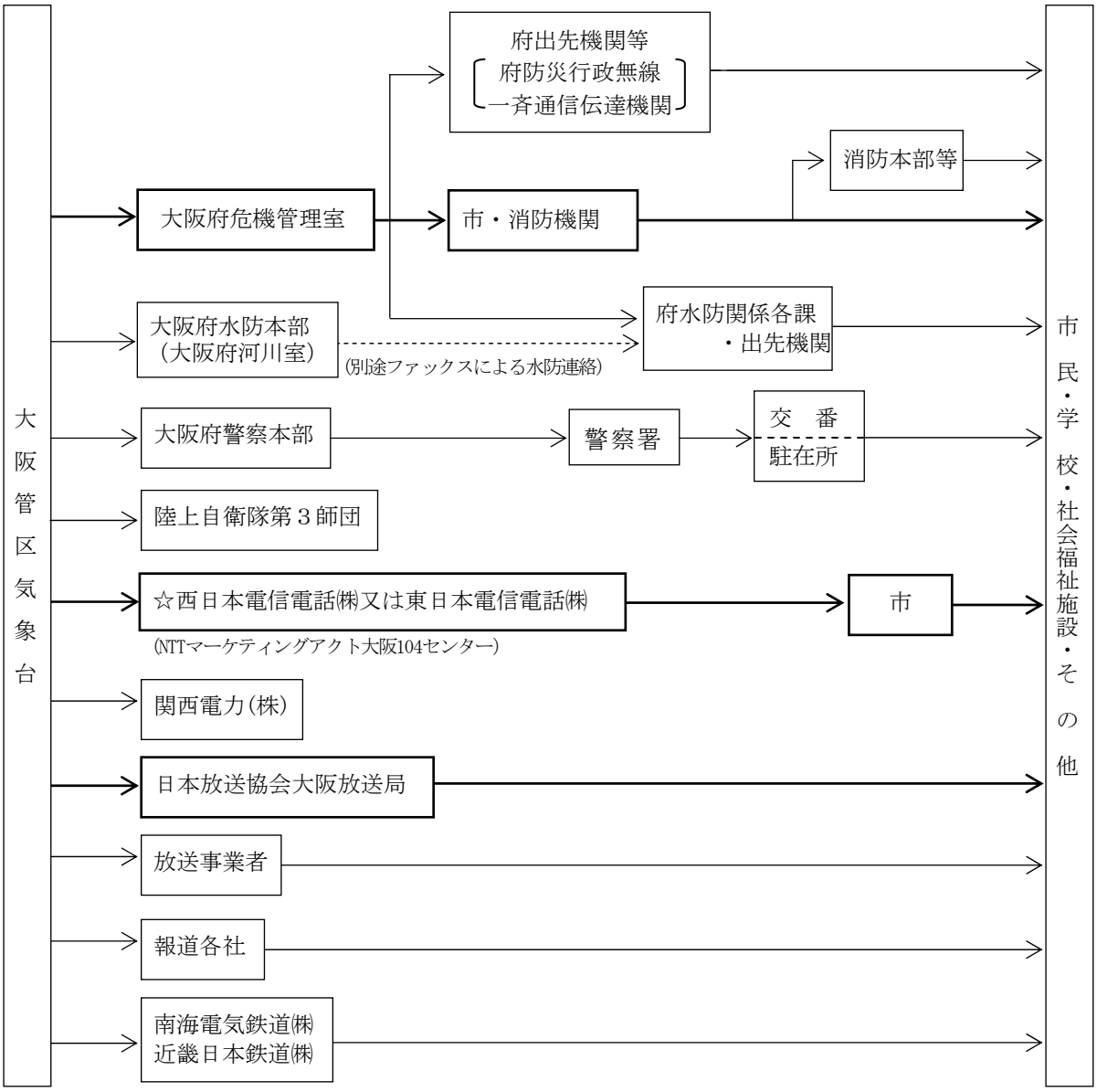

（注）１　太線は気象業務法に規定される伝達経路を示す。
２　☆印は、警報の場合のみ
３　放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア株式会社の６社である。
４　報道各社とは朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の６社である。

② 気象予警報等の具体的な伝達系統

ア　特別警報

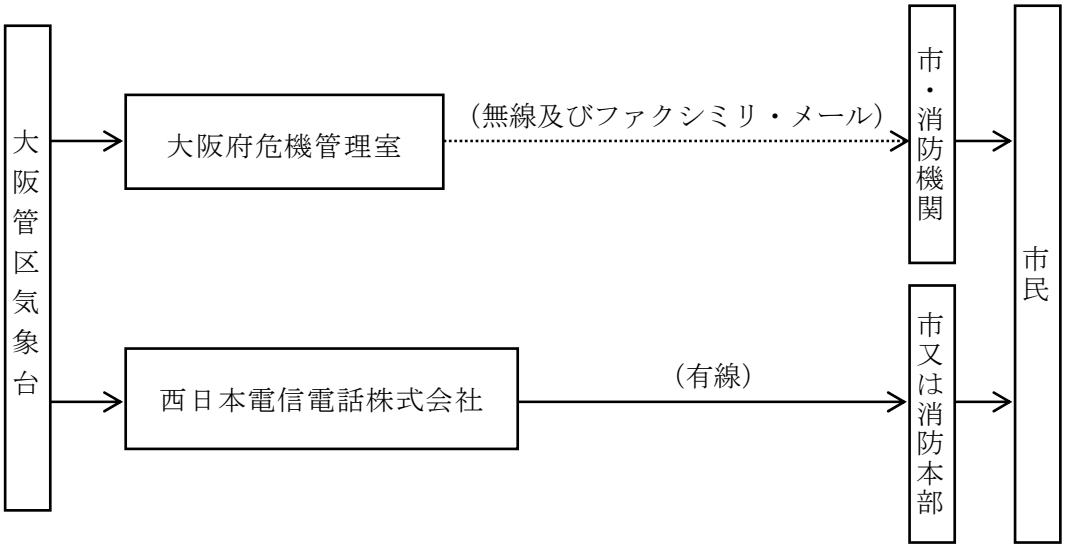

イ　警報

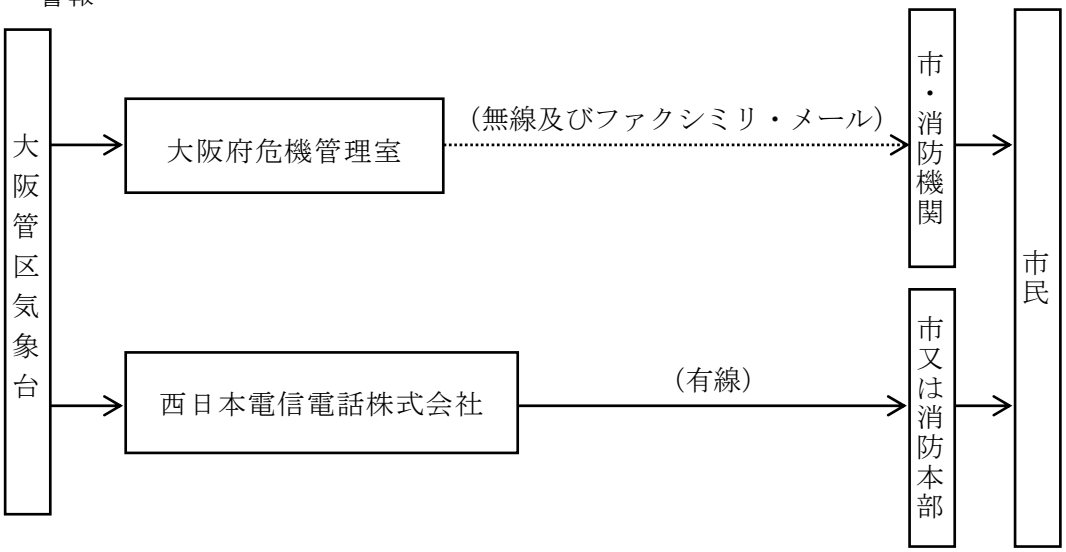

ウ　注意報

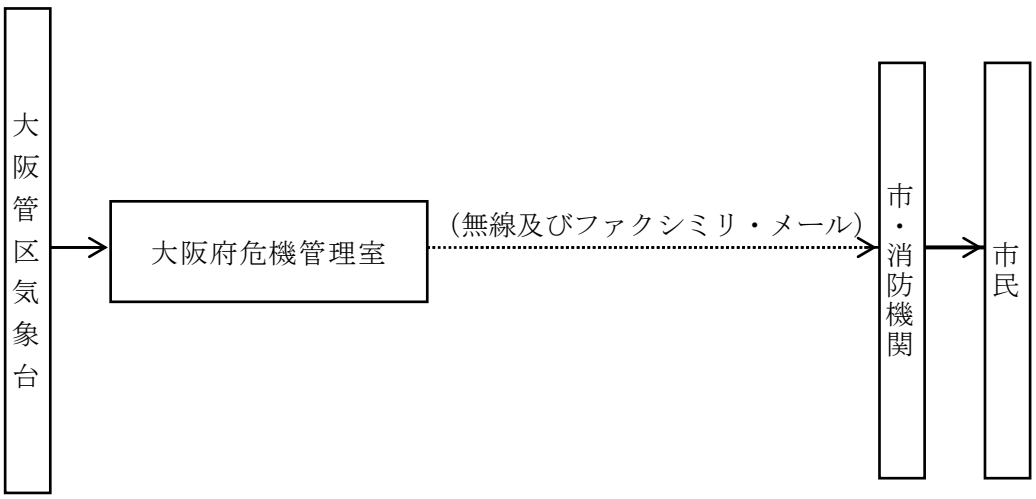

③ 石川洪水予報伝達系統

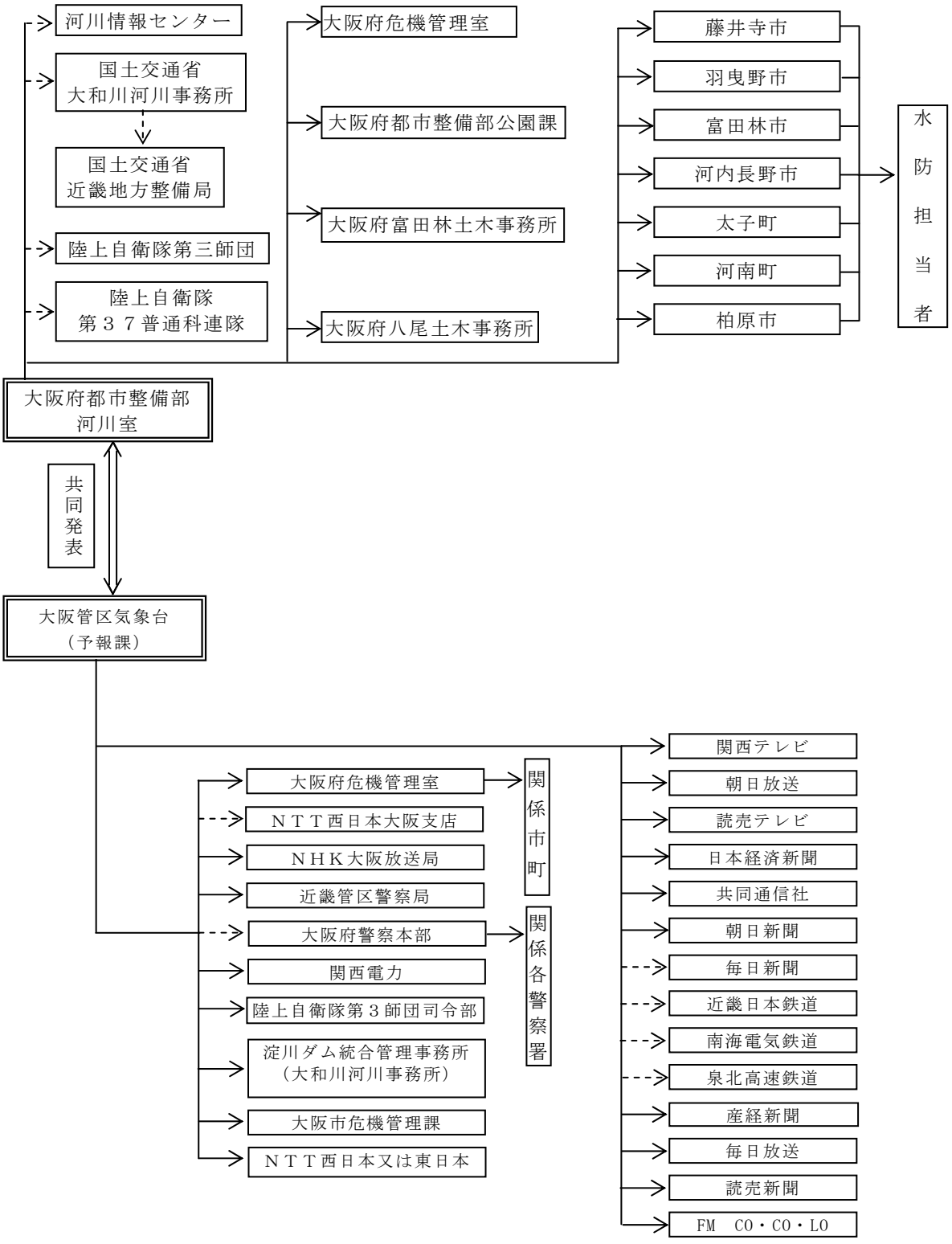

④ 土砂災害警戒情報の伝達経路

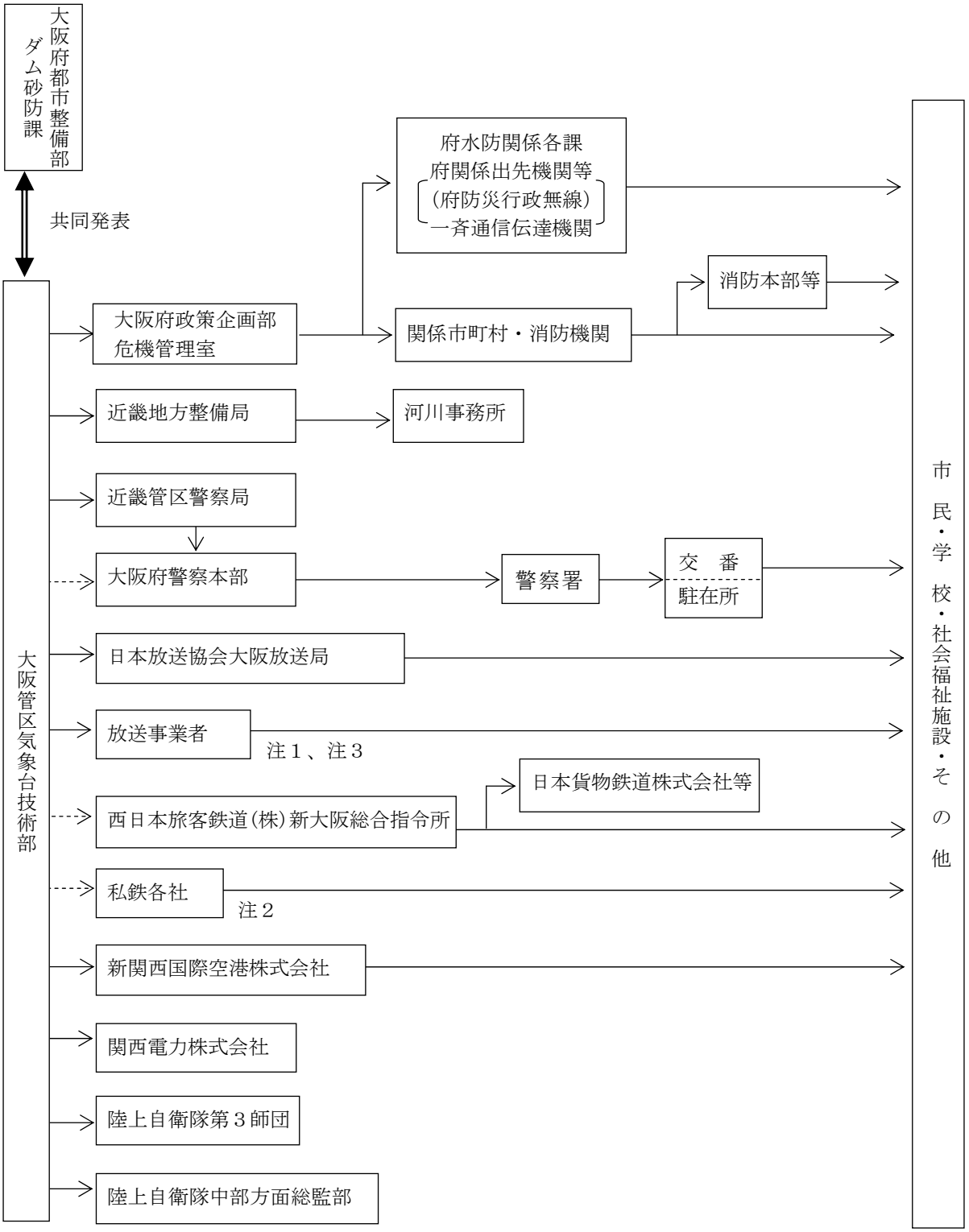

（注）１　放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア株式会社の６社である。

２　私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、南海電鉄株式会社、京阪電鉄株式会社、北大阪急行株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）の７社である。

３　大阪管区気象台からの伝達経路で ----------> 及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線以外である。

⑤ 庁内における気象予警報等の収集伝達

ア　気象台が行う気象予警報等の収集については、危機管理課が行う。

イ　危機管理課は、この予警報等を受信したときは、直ちに市長、副市長に報告するとともに、関係各課に連絡する。

ウ　伝達を受けた関係各課は、直ちにその内容に応じた適切な措置（防災パトロールも含む）を講じるとともに、関係機関等に伝達する。

エ　危機管理課は、予警報等のうち特に必要とする情報については、庁内放送するなど全職員に周知するとともに、災害危険箇所等にかかる住民に対して、市防災行政無線等で速やかに周知を図る。

オ　夜間休日における情報収集は当直者が行い、大雨、洪水注意報や警報、特別警報については、直ちに危機管理課担当者等に報告し、その内容に応じた措置をとる。

３．水防警報を発する

【危機管理課】

(1) 府の発表する水防警報

府が指定する河川等に洪水による災害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨の水防警報を発する。

ただし、市域の河川に指定されたものはない。石川も本市域については指定外である。

４．雨量・水位等に関する情報を収集する

【危機管理課】

雨量等の気象情報は、降りはじめ又は大雨等の気象予警報が発表された時点から、市・府・国土交通省・気象庁ホームページ、テレビ・ラジオの他、観測機器により適宜（毎時等）情報を収集する。

(1) 府、近畿地方整備局、気象台の雨量・水位等の観測地点は、次の通りである。

(2) 府の雨量・水位の情報は、府防災情報システム及び大阪府河川防災情報で確認する。

阪府河川防災情報 http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/

雨量に関する情報については、降りはじめ又は大雨等の気象予警報が発表された時点から、適宜（毎時等）情報を収集する。

(3) 雨量・水位等の情報の分析は、危機管理課（総務部本部班）で行い、本部に報告する。

① 雨量

危機管理課（総務部本部班）は、市域の雨量情報等の正確な把握に努め、本部長に報告する。本部長は、必要に応じて、大阪管区気象台、大阪府危機管理室等へ連絡する。

② 河川・ため池水位

ア　水防管理者は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、又は洪水予報を受けたときは、観測した水位を調査し、本部、現地指導班長（富田林土木事務所長）及び他の水防管理者へ通報する。

イ　ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、現地指導班長（南河内農と緑の総合事務所長）及び水防管理者へ水位状況を通報する。

③ 情報交換の徹底

水防管理者及び現地指導班長（富田林土木事務所長、南河内農と緑の総合事務所長）は気象観測情報等の交換など、相互連絡に努める。

(4) 災害危険箇所に関する情報の収集

災害危険箇所に関する情報の収集については、「５．水害・土砂災害の警戒体制をとる」を参照すること。

(5) 市民への周知

市は、必要に応じ、防災行政無線、広報車、メール、警鐘、サイレン等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に対して予警報等を伝達するとともに、予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。なお、周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮する。

周知内容、方法等については、「第４章　災害情報の広報・広聴　１．災害広報を行う」を参照すること。

５．水害・土砂災害の警戒体制をとる

【危機管理課、消防本部、消防団、都市づくり部、産業経済部】

(1) 伝達情報の内容

ア　気象予警報等の情報
イ　土石流テレメーター観測局の情報
ウ　府内の降雨量の状況
エ　河川、ため池の水位
オ　前兆現象の監視、観測状況の報告
カ　避難の勧告・指示等
キ　その他応急対策に必要な情報

(2) 災害危険箇所に関する情報の収集・伝達総括図

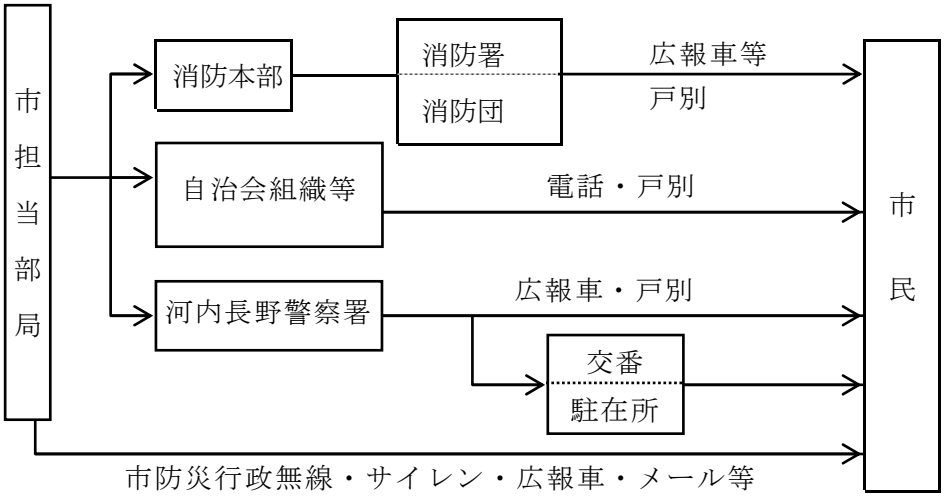

(3) 前兆現象等の把握

危機管理課は、大雨注意報・警報等が発令された場合又は水害・土砂災害の発生が予想される場合には、関係機関の協力を得て、市域内の危険箇所のパトロールを実施して、前兆現象の把握をする。

[前兆現象の種類]

河川、ため池	ア　裏法の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ イ　表法で水当りが強い場所の亀裂又は欠け崩れ ウ　天端の亀裂又は沈下 エ　堤防の溢水状況 オ　樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り工合 カ　橋梁、その他の構造物と堤防との取付部分の異常 　　ため池については、上記のほか、さらに次の点に注意する。 キ　取入口の閉鎖状況 ク　流域山崩れの状態 ケ　流入水ならびにその浮遊物の状態 コ　余水吐及び放水路付近の状態 サ　重ね池の場合のその上部ため池の状態 シ　樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ
土石流	ア　山鳴り イ　降雨時の川の水位の低下 ウ　川の流れの濁り及び流木の混在など
地すべり	ア　地面のひび割れ イ　沢や井戸水の濁り ウ　斜面からの水の吹き出しなど
がけ崩れ	ア　わき水の濁り イ　がけの亀裂 ウ　小石の落下など
山地災害	ア　わき水の濁り イ　山の斜面を水が走るなど

(4) 雨量の観測

雨量の情報は、危機管理課が雨量情報システムにより入手する。雨量測定開始時期は、気象台の大雨注意報が発表された時期の他、市長が指示した時期とし、警戒体制に入ってからの測定間隔はおおむね10分とする。

(5) 土砂災害警戒活動

① 警戒活動の基準

ア　急傾斜地崩壊危険箇所の警戒基準雨量

警戒体制をとる基準雨量は、降雨量、降雨時間、崖の状況、植生状況、土質等により判断するべきであるが、おおむね下記の雨量状況を基準とする。

(ｱ) 第１次警戒活動

前日まで連続雨量が100ﾐﾘ以上あった場合で	前日まで連続雨量が40～100ﾐﾘ以上あった場合で	前日までの降雨がない場合で
当日の日雨量が50ﾐﾘを超えた時	当日の日雨量が80ﾐﾘを超えた時	当日の日雨量が100ﾐﾘを超えた時

(ｲ) 第２次警戒活動

前日まで連続雨量が100ﾐﾘ以上あった場合で	前日まで連続雨量が40～100ﾐﾘ以上あった場合で	前日までの降雨がない場合で
当日の日雨量が50ﾐﾘをこえ、時間雨量30ﾐﾘ程度の強い雨が降りはじめた時	当日の日雨量が80ﾐﾘをこえ、時間雨量30ﾐﾘ程度の強い雨が降りはじめた時	当日の日雨量が100ﾐﾘをこえ、時間雨量30ﾐﾘ程度の強い雨が降りはじめた時

② 警戒活動の内容

ア　第１次警戒活動

(ｱ) 防災パトロールにより各危険箇所の前兆現象の把握に努め、市民に対する広報を実施する。
(ｲ) 必要に応じて、自治会等の防災活動を要請する。
(ｳ) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
(ｴ) 市民等に避難準備、一時避難を行うよう広報を行う。

イ　第２次警戒活動

(ｱ) 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難勧告、指示を行う。

ウ　土石流危険渓流の警戒基準雨量

(ｱ) 第１次警戒活動

警戒雨量　実効雨量　　77ﾐﾘを超え、警戒を要すると認められる場合

(ｲ) 第２次警戒活動

避難雨量　実効雨量　　112ﾐﾘを超え、避難を要すると認められる場合

※　これらの基準雨量については、大阪府都市整備部において行った「土石流警戒避難基準雨量設定業務（抄）」等の結果を参考に府内全域で考慮したものである。土石流の発生は、それぞれの渓流の地形・地質条件及び降雨特性により著しく異なるので、注意が必要である。

エ　地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域
前記ア、イの警戒基準雨量を参考に警戒活動を開始する。

③ 避難勧告等の基準

土砂災害警戒準備情報**等**の発表を受けて避難の準備を実施し、勧告・判断マニュアルに準じて避難勧告等の発令を行う。

「第８章第１節　１．避難準備情報・一時避難情報・避難勧告・避難指示の体制を確立する」に定める通り。

④ 斜面判定制度の活用

市及び府は、必要に応じて、ＮＰＯ法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

⑤ 情報交換の徹底

市・府をはじめ関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。

(6) 水防活動

① 警戒体制

ア　常時監視

水防法第９条に基づき、河川堤防、ため池等の巡視員を設け、随時区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所がある時は、その旨を水防管理者に報告する。府管理河川については水防管理者は富田林土木事務所に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

イ　非常警戒

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側と天端と裏側の３班にわかれて巡回し、異常を発見した場合は直ちに富田林土木事務所又は南河内農と緑の総合事務所に報告するとともに、水防作業を開始する。

ウ　避難のための立ち退き

「第８章第１節　１．避難準備情報・一時避難情報・避難勧告・避難指示の体制を確立する」に定める通り。

エ　警戒区域の設定

(ｱ) 水防法第21条（警戒区域への関係者以外の立入禁止）及び第24条（居住者等の水防義務）により、水防活動上必要があるときは、警戒区域を設定し関係者以外の立入を禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させることができる。

(ｲ) 水防法第22条に基づき、水防管理者は水防のため必要があると認めるときは、河内長野警察署長に対して事案の概要を通報して、警察官の出動を求めることができる。

(7) 地下空間浸水災害対策活動

地下駐車場、ビルの地下施設等の地下空間における浸水災害に対処するための浸水災害活動は、次の通りとする。

① 気象予警報等の伝達

地下空間の管理者等は、気象予警報等の情報収集に努めるとともに、利用者、従業員等に対して、逐次、それらの情報を伝達する。

② 警戒活動

地下空間の管理者等は、浸水により被害が発生するおそれがあると認められるときは、防水扉、防水板、土のう等により浸水防止活動を行うとともに、消防本部へ通報する。

６．ライフライン・交通等の警戒体制をとる

【危機管理課、上下水道部、都市づくり部、産業経済部】

(1) ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

① 上水道及び下水道

ア　応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
イ　応急対策用資機材の確保

② 電力（関西電力株式会社）

ア　応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
イ　応急対策資機材の確保

③　ガス（大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社）

ア　応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
イ　応急対策資機材の点検、整備、確保
ウ　ガス製造設備、主要供給路線、橋梁添架管等の巡回点検

④ 電気通信（西日本電信電話株式会社、ＫＤＤＩ株式会社関西支社）

ア　情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
イ　異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
ウ　重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
エ　災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
オ　防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
カ　電気通信設備等に対する必要な防護措置
キ　その他安全上必要な措置

(2) 放送事業者（日本放送協会、一般放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

① 電源設備の整備、点検

② 中継・連絡回線の確保

③ 放送設備・空中線の点検

④ 緊急放送の準備

(3) 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

① 鉄軌道施設（南海電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社）

ア　定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。

イ　適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

② 道路施設

ア　状況に応じ、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
イ　交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。

③ 乗合旅客自動車運送事業者（南海バス株式会社）

ア　あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
イ　バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

７．火災警報を発令する

【消防本部】

(1) 火災に関する警報

火災に関する警報（以下「火災警報」という。）は、消防法第22条第３項に基づき気象の条件が次に該当し、火災の予防上危険であると認めるとき、市長（消防長に委任）が発令する。

ア　実効湿度が60％以下で、最小湿度が40％以下となり、最大風速10m/s以上の風が吹く見込みの場合

（注）消防法に基づいて大阪管区気象台長が、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災気象通報をもってその状況を府に通報する。府からこの通報を受けたときは、必要により火災警報を発令する。

(2) 火災警報発令、解除の市民への周知については、次の要領で行う。

ア　火災警報発令サイレン信号、同解除サイレン信号
イ　火災警報発令時には、「火災警報発令中」の掲示板を消防本部、消防署、出張所に掲示し、解除時にはこれを撤去する。
ウ　市防災行政無線固定系で適宜放送する。
エ　消防本部の広報車等で、巡回し周知する。

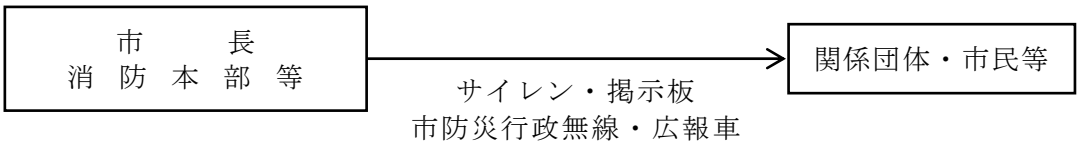

(3) 消防本部における措置

市消防計画（火災警報伝達計画）に基づき、必要な措置を講ずる。

８．その他の異常現象を措置する

【危機管理課、消防本部】

災害が発生するおそれのある異常現象（第３章第２節５「(3)前兆現象等の把握」の項参照）を発見した者は、次の方法により措置する。

(1) 発見者の通報義務

異常現象を発見した者は、遅滞なく施設管理者、消防本部・危機管理課、警察官等に通報する。

(2) 警察官の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、直ちに消防本部又は危機管理課に通報する。

(3) 危機管理課（総務部本部班）の通報

通報を受けた危機管理課は、必要に応じ大阪管区気象台、府（本庁関係課又は出先機関）に通報するとともに、地域住民に危険が及ぶおそれのある現象については、市民に周知する。

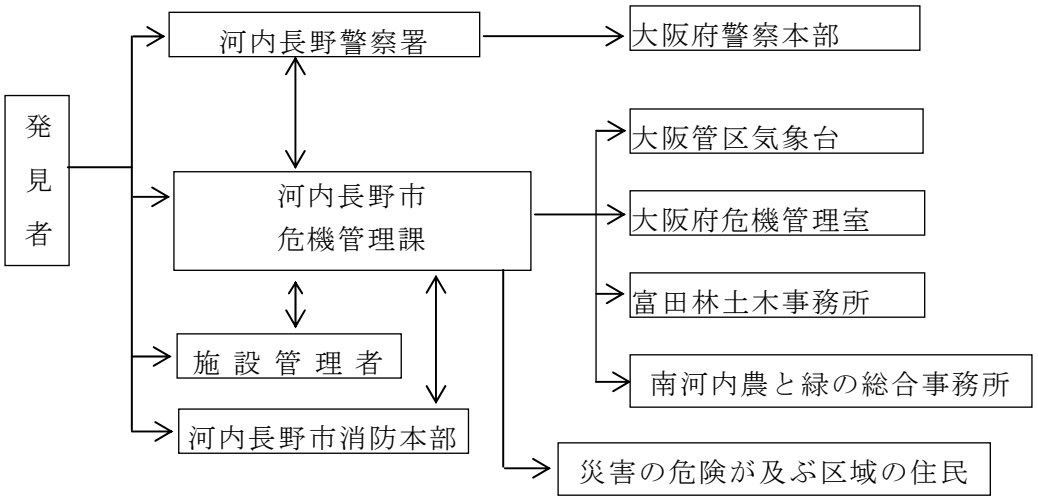

＊資料2-5 市役所内の気象情報機器
＊資料2-6 関係機関雨量観測所一覧
＊資料2-7 水位観測所一覧
＊資料2-8 雨量計･水位計位置図

第３節　被害情報を収集・伝達する

実施担当部局	危機管理課(総務部本部班)、全部局

災害発生後、直ちに防災行政無線等を活用し、被害状況の把握及び応急対策実施のための情報収集活動を行うとともに、府防災情報システムにより、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

なお、震災時における被害情報等の収集伝達は、府域で「原則として震度４以上」を観測した場合に行う。

［体　系］

第３節　被害情報を収集・伝達する
１．初動情報を把握する
２．被害状況等を把握する
３．被害状況を関係機関に報告する
４．被害状況を大阪府等に報告する
５．異常現象を通報する
６．通信手段を確保する

１．初動情報を把握する

【全部局】

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

⑴ 庁舎周辺の被害状況

⑵ 消防機関への通報状況

⑶ 河内長野警察署からの情報（通報状況等）

⑷ 防災関係機関からの情報

⑸ 自主防災組織、市民等からの情報

⑹ 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報

⑺ 勤務時間外にあっては、職員の参集途上で目視した情報

⑻ その他

２．被害状況等を把握する

【全部局】

⑴ 災害情報の一元化を図るため、情報通信総括責任者として副市長を選任し、災害情報の収集・総括・報告にあたる。

⑵ 災害対策本部が設置された場合、各部長は、被害の程度・規模等の状況を災害の推移に応じて迅速かつ的確にまとめ、本部長に報告し、とるべき措置について指示をあおがなければならない。

ア　被害状況の種類については、次の通りである。

災害情報	ア　災害の原因 イ　災害が発生した日時 ウ　災害が発生した区域・場所
被害状況	エ　被害状況(人的被害、建物被害、施設被害等)
災害応急対策活動に関する情報	オ　市民等の避難状況 カ　災害に対して既にとった措置 キ　災害に対して今後とろうとする措置 ク　関係機関の防災体制 ケ　災害対策に要した費用の概算額 コ　その他必要な事項

イ　被害調査の担当は、災害対策本部の事務分掌による。

(3) 被害調査報告

被害調査はそれぞれ各課（各班）が実施し、総務部（総務部情報班）に報告する。
なお、緊急を要する被害の報告は、無線で本部に連絡する。

(4) 市民からの通報受付

災害対策本部の応急対策活動の円滑化を図るために、市民等からの被害通報や応急対策依頼内容については、市民生活部（生活部本部班）が集中して受付けるものとする。ただし、風水害の事前配備体制及び警戒配備体制については、別途作成する内容による。

(5) 調査報告の留意事項

ア　被害状況を迅速かつ的確に把握するため、関係機関と常に連絡を図る。
イ　災害対策本部への報告は、様式８により実施するが、緊急を要する報告は無線、電話等で行う。
ウ　被害の様子については、できるだけ写真を添付する。
エ　被害の調査にあたっては、河内長野警察署と連絡を密にする。

(6) 広域情報の把握

大阪府防災情報システムの端末機で把握する。

３．被害状況を関係機関に報告する

【危機管理課、総合政策部】

収集した被害情報等のうち、必要なものを整理して、次に示す関係機関に連絡する。また、情報の正確さを期すため関係機関等の情報を相互に交換する。

(1) 報告を要する関係機関
(2) 応急対策を実施する庁内の関係各班
(3) 報道機関
(4) 市民

４．被害状況を大阪府等に報告する

【危機管理課】

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第１項に基づく報告並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年４月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、基本的に府に対して行う。ただし、即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を観測した場合、第一報を府に対してだけでなく国（総務省消防庁）に対しても原則として、観測後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

災害を対象とした直接即報基準は、市の区域内で震度５強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）であり、風水害についての直接即報基準は定められていない。

消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。

府への報告が、通信の途絶によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。

応急措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。

(1) 報告の基準

① 一般基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの。

イ　市が災害対策本部等を設置したもの。

② 個別基準

地 震	風水害
・地震が発生し、市の区域内で震度４以上を観測したもの	・崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ・河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

③ 社会的影響基準

①一般基準、②個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

④ その他、特に報告の指示があった場合

(2) 報告要領

８階無線室に設置されている大阪府防災情報システムの端末機により報告を行う。

なお、防災情報システムの機器の故障及び防災情報システム端末機が使えない場合は、大阪府防災行政無線、電話、ＦＡＸ等で行う。

①「直後」報告（災害概即報）

被害の状況を総括的なランク（重度、軽度、なし）で調査対象別（人的、住家、非住家、土木被害）に報告する。

②「即報」報告（被害状況即報）

調査対象別に、被害数値（被害者数、被害個所数、被害金額等）を町丁目及び小学校区別に入力し、適宜報告する。

③「確定」報告（災害確定報告）

最終の確定被害数値を報告する。

(3) 土砂災害の報告

市は土砂災害が発生した場合には、地すべり、急傾斜地災害報告様式（府用）及び土石流災害報告様式（府用）により、富田林土木事務所まで、被害状況の報告を行う。

５．異常現象を通報する

【危機管理課、総合政策部】

堤防からの漏水や、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は遅滞なく、その旨を施設管理者、市長、警察官又は消防本部等に通報する。通報を受けた者は、その旨を速やかに市長に、また市長は府及び関係機関に通報するとともに、市民に対して周知徹底を図る。

６．通信手段を確保する

【危機管理課】

(1) 市及び防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

(2) 西日本電信電話株式会社（大阪支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

＊様式4　災害概況速報(地震・火災用)
＊様式9　被害状況等報告様式
＊様式1　発信用紙
＊様式2　受信用紙
＊資料3-1　被害状況等報告基準
＊様式10　地すべり・がけ崩れ災害報告様式(緊急・詳細報告用)
＊様式11　土石流等災害報告様式(緊急報告用)(詳細報告用)

情報収集伝達経路

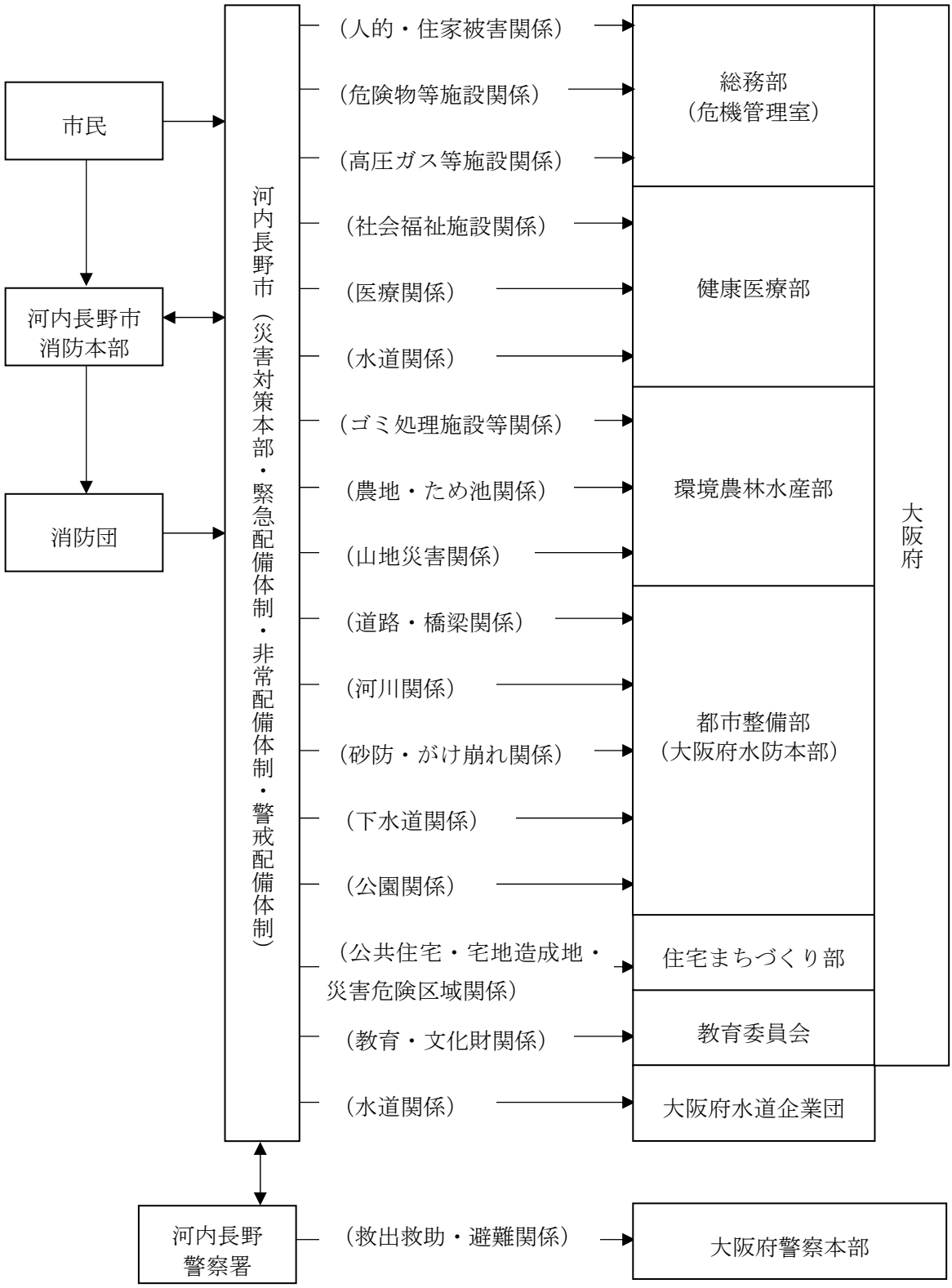
市民
河内長野市
消防本部
消防団
河内長野市（災害対策本部・緊急配備体制・非常配備体制・警戒配備体制）
河内長野
警察署
（人的・住家被害関係）
（危険物等施設関係）
（高圧ガス等施設関係）
（社会福祉施設関係）
（医療関係）
（水道関係）
（ゴミ処理施設等関係）
（農地・ため池関係）
（山地災害関係）
（道路・橋梁関係）
（河川関係）
（砂防・がけ崩れ関係）
（下水道関係）
（公園関係）
（公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係）
（教育・文化財関係）
（水道関係）
（救出救助・避難関係）
総務部
（危機管理室）
健康医療部
環境農林水産部
都市整備部
（大阪府水防本部）
住宅まちづくり部
教育委員会
大阪府水道企業団
大阪府警察本部
大阪府

第４節　災害時における通信連絡を実施する

実施担当部局	危機管理課（総務部本部班）

災害時における関係機関、市民団体等相互間の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、関係機関は、それぞれの通信連絡窓口を定め、迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

災害時の通信連絡手段としては、電話が電話線の切断や電話の輻そう等による混乱で使用できない場合には、本市保有の各種無線や府防災行政無線、又は関係機関の各種通信施設等多様な情報伝達・収集手段を有効に利用して、情報の疎通に支障のないようにする。

また、電源喪失に至った場合は、非常電源設備による通信・情報施設の機能確保を図る。

［体　系］

第４節　災害時における通信連絡を実施する
- １．通信連絡窓口を設置する
- ２．通信連絡手段を確立する

１．通信連絡窓口を設置する

【危機管理課】

(1) 通信連絡窓口

国、府、隣接市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、警察等との通信連絡窓口を設置する。

２．通信連絡手段を確立する

【危機管理課】

(1) 河内長野市防災行政無線

市防災行政無線は、防災上重要な避難所等の拠点に対し、一斉に同一内容を放送できる「固定系」と、陸上移動局の単信通信方式による「移動系」があり、これらの無線施設を有機的に運用し、災害時に特に必要な関係機関や避難所との連絡や、市災害対策本部からの連絡を円滑に実施できるようにしたものである。

市防災行政無線システムの概要は、次の通りである。

① 固定系

この無線システムは、各種災害情報や災害対策本部からの指令等を伝達し、連絡内容に応じて市民等への周知を行う。

固定系の設置場所は次の通りである。

② 移動系

災害時に、被災現場における被害状況や、避難所等における応急対策活動の連絡に用いる。災害対策本部の設置後は、全ての移動局は開局して各種災害情報の収集・伝達等に利用する。

なお、本部設置後の通信内容は緊急なものから優先し、簡潔明瞭に通信し、また不要不急の通信は禁止する。

③ その他の通信施設

その他の市保有の無線施設としては、消防無線・水道無線等がある。
これは、設置している部局を中心として、災害活動状況や被災現場の状況等を連絡する。
特に、本部設置以後は、主管業務以外の災害情報の収集伝達にも使用する。市消防無線システムの概要は、次の通りである。

河内長野市消防無線系統

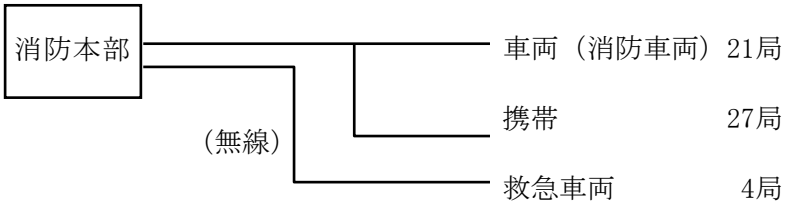

(2) 大阪府防災行政無線

府とその出先機関及び府内市町村並びに関係機関を結ぶ無線網であり、一般公衆回線の輻そう・途絶時に連絡が可能である。
専用電話機は、危機管理課と当直員室（夜間切換用）に設置されており、災害対策本部設置時は、当直員室から８０２会議室にコネクター差し替えにより移設して運用する。

① 一斉通信

府からの一斉伝達に利用される。通信（気象情報等）は防災用ファクシミリで受信されるので、関係者に通報する。

② 無線電話機

無線ネットワーク内で、加入電話が輻そうして利用できない場合は、この無線で連絡する。

(3) 非常通信

① 非常通信

官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等の全ての無線局は、平素は許可を受けた業務の他に使用しないが、災害時の非常事態が発生したとき、又は発生するおそれがある場合で、ＮＴＴ西日本その他の有線通信施設が事実上使用できないときは、電波法第52条の規定により各種予警報の伝達、被害情報の報告、人命の救助、災害の救援、交通・通信・電力の確保、秩序の維持等に関する通信は、許可を受けた業務以外の通信（他人の通信を含む）でも取り扱える。これを非常通信という。

② 非常通信経路

本市から府への連絡は、あらかじめ通信経路等の計画を定めており、加入電話や府防災行政無線等各種の通信が利用できないとき、この計画に基づき最寄りの警察署、消防本部等まで電文を使送して、伝達してもらう。
本市における非常通信の利用先としては、次の通りである。

(4) その他の通信設備

① 携帯電話

必要に応じて、職員等の携帯電話を災害通信に利用できるよう協力を求める。使用に要した費用については、市が負担するよう検討する。

② インターネット

必要に応じて、市内のインターネット利用者に対し、災害通信についての協力を求める。使用に要した費用については、市が負担するよう検討する

＊資料4-1 通信連絡窓口
＊資料4-2 市防災行政無線系統及び設置場所
＊資料4-3 大阪府防災行政無線局番号一覧
＊資料4-4 非常通信経路

第４章　災害情報の広報・広聴

第１節　災害広報を行う

実施担当部局	総合政策部(広報部)、市民生活部(広報部)

災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、人心の安定と速やかな復旧作業の推進に資するため、市民に対し迅速かつ適切な広報を行う。

［体　系］

第１節　災害広報を行う
１．災害広報を行う
２．報道機関と連携する
３．広報資料を収集する
４．広聴活動を行う

１．災害広報を行う

【総合政策部】

災害時における広報については、広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないように実施する。

このため、各部は、広報を必要とする事項は、総務部（総務部情報班）を通じて総合政策部（広報部）に連絡する。

広報責任者は総合政策部都市魅力戦略課とし、情報通信総括責任者（副市長）と各部署と災害対策本部各班との密接な協力のもとに円滑な広報の実施を行うとともに、被災者のおかれている生活環境及び居住環境が多様であることに鑑み、避難行動要支援者も含め、情報を提供する際に活用する媒体に配慮した多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

(1) 広報の内容

① 地震発生直後の広報

ア　地震の規模・余震・気象の状況
イ　出火防止、初期消火の呼びかけ
ウ　避難の勧告、指示の呼びかけ
エ　避難所開設の情報
オ　避難行動要支援者への支援の呼びかけ
カ　土砂災害（二次災害）の危険性など

② その後の広報

災害の広報は、避難段階、救援段階、復旧段階等の各段階に応じて、市民の人心の安定に必要とする情報の提供を行う。

ア　市長からのメッセージ

イ　災害時における市民の心構え
ウ　災害にかかる情報及び災害危険箇所等に関する情報（二次災害の危険性）
エ　被害状況（一般的な被害状況以外に安否情報も含む）
オ　災害応急対策の実施状況（被災者のために講じている施策）
カ　現場を担当する部署の所管及び避難先の指示等
キ　電気、ガス、電話、水道等の供給状況、復旧の見通し
ク　災害復旧の見通し
ケ　交通規制及び交通機関の運行状況
コ　医療機関の情報
サ　義援物資等の取り扱い
シ　災害の補償や融資に関すること
ス　教育、福祉関連情報
セ　犯罪情勢及び予防対策の広報
ソ　その他（給食、給水、生活必需品等の供与状況、ゴミの収集、運搬等生活関連情報）必要な事項

(2) 広報の方法

市民に対する具体の広報については、原則として次の方法により実施する。
ア　防災行政無線（固定系、屋外子局のトランペットスピーカー）による方法
イ　防災行政無線の届かない地区については、広報車による方法
ウ　災害危険箇所については、防災行政無線によるほか、自治会の長に対して電話で行う方法
エ　避難所については、防災行政無線（戸別受信機）による方法
オ　避難の指示については、避難誘導員の戸別訪問による方法
カ　携帯メールや緊急速報メール
キ　インターネット（市ホームページ、フェイスブックやツイッターなどのソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）等）による方法
ク　チラシ・ポスター、広報紙等印刷物による方法
ケ　市内全域について被害を受けたときは、航空機等による方法で行う
コ　緊急なものや広範囲にわたるものは、報道機関を通じて行う方法
サ　ケーブルテレビ等への情報提供
シ　点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな広報
ス　災害時臨時ＦＭ局の開設

２．報道機関と連携する

【総合政策部】

(1) 報道機関への情報提供

総合政策部都市魅力戦略課（広報班長）は、災害の状況や応急活動の実施状況等を、必要に応じ報道機関に発表する。

報道機関に対する情報の提供は、情報内容の一元化を図るため総合政策部（広報部）において全て行う。

なお、情報等の提供・発表に際しては、出来るだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。また、定期的な発表を行う。

(2) 緊急放送の実施

避難の指示等で緊急を要する場合には、災害対策基本法第57条に基づき、放送局を利用する必要があるとき、やむを得ない場合を除き原則として府に次の事項を明らかにしたうえ放送を依頼する。

ア　放送要請の理由
イ　放送事項
ウ　希望する放送日時及び送信系統
エ　その他必要な事項

(3) 避難行動要支援者等に配慮した広報

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送・外国語放送の活用など、避難行動要支援者に配慮した広報に努める。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

３．広報資料を収集する

【総合政策部】

(1) 各機関でとりまとめた資料を最大限に利用し、災害の現場における現地取材も行う。

(2) 災害写真の撮影

ア　現場に写真撮影班（広報班）を派遣して、被害写真を直ちに撮影する。

イ　他の機関が撮影した写真の収集にも努めるものとする。

ウ　災害写真は速やかに引伸し掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から依頼があった場合は提供する。

４．広聴活動を行う

【総合政策部、市民生活部】

市、府をはじめ防災関係機関は、被災地市民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を実施する。

＊資料3-3　災害時の広報文例

第５章　消防・救助活動及び医療救護の実施

第１節　消防･救急救助活動を実施する

実施担当部局	消防本部･消防団（消防部）

災害から市民の生命、財産を保護し、被害の軽減に努める。また、家屋倒壊等により生命、身体に危険が及んでいる者あるいは生死不明の状態にある者を救出するとともに、負傷者に対して応急手当を実施し、医療機関へ搬送する。

［体　系］

第１節　消防･救急救助活動を実施する
　１．消防・救急救助活動を実施する

１．消防・救急救助活動を実施する

【消防本部】

(1) 実施機関

消防本部・消防団（消防部）が、自主防災組織（自治会等で構成）、河内長野警察署と協力して実施するが、消防本部等のみでは対応できない場合は、市消防計画（応援協力計画）に基づき、隣接する市町村、消防本部、府、緊急消防援助隊及び自衛隊等に応援を要請する。

(2) 対象

① 消火の対象

地震等に伴い発生した火災（原則として、人命の安全確保及び延焼拡大のおそれのある火災を優先するもの）

② 救助の対象

ア　災害・事故等に起因し生命・身体に緊迫した危険、障害から自力により脱出できない要救助者が発生した場合

イ　行方不明の者で、生存していると推定される場合

③ 救急の対象

医療機関に緊急に搬送を要する傷病者が発生した場合

(3) 消防活動

① 活動の原則

ア　消火活動

・人命の安全確保を図るための消火活動の優先
・延焼火災の消火活動の優先

イ　救急・救助活動
・救急・救助活動現場における人命救助活動の優先
・多数要救助事案優先
・救命効果の高い事案の優先

② 消防計画による消防活動

消防本部は、災害時における人命の安全確保を図るため予め市消防計画において、災害防ぎょのための各隊の活動を円滑に実施するため、消防計画に基づき迅速、的確な消防活動を行う。

③ 活動方針の決定

消防活動の原則を踏まえ、災害の状況等を勘案し、部隊配備、活動方針等を決定する。

④ 自主防災組織等との連携

同時多発災害に対応するため、自主防災組織、ボランティア等に貸与できる資機材等を備蓄し、地域住民、関係機関と連携を図り、初動時における消火・救助活動の円滑化を図る。

⑤ 消防相互応援及び消防援助隊の要請

市単独では、十分に消防・救急救助活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、消防組織法第39条による近隣市町村と締結している消防相互応援協定や大阪府内広域消防相互応援協定による要請、さらに甚大な被害があり要請が必要な場合、消防組織法第45条の緊急消防援助隊の要請を図る。緊急消防援助隊の集結場所は、河内長野市赤峰市民広場とする。

⑥ 各機関による連絡会議の設置

市（**消防部**）、府、河内長野警察署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、市災害対策本部内に設置する連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに、必要に応じて被災地等に連絡調整所を設置する。

(4) 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第２節　医療救護を実施する

実施担当部局	健康長寿部（医療・福祉部）、消防本部（消防部）、危機管理課（総務部本部班）

災害のため医療・助産機関が無くなった場合、あるいは機能が停止し、著しく不足又は混乱したため、被災地の市民が医療・助産の途をなくした場合に、応急的な医療・助産を行う。

［体　系］

第２節　医療救護を実施する
１．医療救護を行う
２．医療情報の収集活動を行う
３．現地医療対策を確立する
４．後方医療対策を確立する
５．災害医療機関の役割を確立する
６．医療器具、医薬品等を調達する
７．助産救護活動を行う
８．長期医療を行う
９．救護所・救護医療機関の応急復旧を行う
10．個別疾病対策を講ずる

１．医療救護を行う

【健康長寿部】

(1) 実施責任者

市長が主体となり、市医師会及び富田林保健所の協力を得て、応急的な医療・助産活動を支援する。

(2) 対象者

① 災害時に、応急的に医療・助産を必要とする者

② 被災者に限定されるものではなく、医療・助産の途を無くした者

２．医療情報の収集活動を行う

【健康長寿部】

市は、市医師会等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また、市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。情報収集・伝達手段については、電源喪失なども想定し、災害時優先電話、衛星電話、実地調査など多様な手段により対応する。

３．現地医療対策を確立する

【健康長寿部】

(1) 医療救護班の編成

ア　市内の全病院・医院の医師、看護師及び助産師等により編成する。なお、市内在住の医師免許取得者の協力も得る。

イ　医療救護班の構成及び編成は適宜行うものとする。

ウ　医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当面必要な資器材等を携行する。

エ　市内の全病院・医院に、あらかじめ定められた計画により、健康長寿部(医療・福祉部)を出動させる。

(2) 医療救護班の搬送

① 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

② 市

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 救護所の設置

適当な医療機関がないときは、安全性を考慮して、災害現場に応急救護所を、避難所、小・中学校等公共施設等に医療救護所(応急救護所と医療救護所をあわせて「救護所」という。以下同じ。)を設置する。また、医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

なお、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

① 設置基準

ア　市内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、市内医療機関だけでは対応しきれない場合

イ　傷病者が多数で、市内医療機関だけでは対応できない場合

ウ　被災地域と医療機関との位置関係又は傷病者数と搬送能力との関係から被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地域での対応が必要な場合

② 設置場所

救護所の設置場所は、現場救急活動が必要な災害現場及びあらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

ア　応急救護所は、必要に応じて、災害現場付近に設置する。

イ　医療救護所を設置する場合の予定場所は次の場所とし、災害発生の状況に合わせ、必要に応じて設置場所を定める。

(ｱ) 集中して負傷者が出る地域
(ｲ) 医療機関
(ｳ) 学校の保健室
(ｴ) 避難所
(ｵ) その他救護所の設置が必要な場所

(4) 医療救護班の受入窓口

ア　市は、医療救護班の派遣などがスムースに達成できるように、受入窓口を保健センターに設置する。

イ　配置調整の指揮は、市医師会長及び健康長寿部長とする。

(5) 応援の要請

健康長寿部（医療・福祉部）の体制をもってしても、なお医療救護が確保できないときは、府及び府を通して日本赤十字社大阪府支部等に応援を要請する。

(6) 救護所における現地医療活動

① 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に市から派遣される医療救護班又は災害拠点病院から派遣される緊急医療班が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

② 医療救護所における臨時診療活動

市、府、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療救護班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災市民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(7) 救護所の運営

次の事項に留意のうえ、救護所を運営する。

ア　交代要員の確保
イ　携帯電話等通信手段の確保
ウ　医療品、医療用資器材の補給
エ　医療用水の確保
オ　食糧、飲料水の確保
カ　その他医療救護活動に必要な事項

(8) 医療救護班の業務

ア　患者に対する応急処置
イ　傷病者の重傷度の判定（患者の振り分け業務）
ウ　被災者の状況に応じた救急蘇生術の施行
エ　後方医療施設への転送の要否及び順位の判定を行い、転搬送の手配の実施
オ　搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
カ　助産救護
キ　死亡の確認
ク　被災者の健康管理
ケ　その他状況に応じた処置

４．後方医療対策を確立する

【健康長寿部、消防本部】

重傷患者等で、救護所では、設備又は薬品衛生資器材の不足等のため治療を実施できないときは、病院又は診療所に搬送し、治療する。

搬送については、健康長寿部（医療・福祉部）、消防本部、医療機関で対応するが、不足するときは、府及び関係機関に応援を要請する。

(1) 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、医療関係機関と協力して、大阪府救急医療情報センターを拠点とし、近隣市町村の災害医療機関の患者の受入病床を確保する。

(2) 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入治療を行う。災害時における医療等を行うのは、大阪南医療センター・救急指定病院（資料6-1）のほか、市内において、開業する総ての医院等が依頼を受けた場合は診療にあたる。

① 受入病院の選定と搬送

市は、救急医療情報システム(大阪府医療機関情報システム)等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

② 患者搬送手段の確保

ア　陸上搬送
救急車が確保できない場合は、市内医療機関及び民間機関の搬送車両を確保する。

イ　ヘリコプター搬送
市は、災害状況に応じてヘリコプターが必要な場合、大阪府ドクターヘリ又は大阪市消防局航空隊に要請する。

５．災害医療機関の役割を確立する

【健康長寿部、危機管理課】

(1) 災害拠点病院

① 基幹災害医療センター
基幹災害医療センターは下記の地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害利用センター間の調整を行う。

② 地域災害医療センター
地域災害医療センターは次の行動を行う。

ア　24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する緊急患者の受入れと高度医療の提供

イ　患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれにかかる地域医療機関との調整

ウ　地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

(2) 特定診療災害医療センター
特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患等専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。
ア　疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
イ　疾病患者に対応する医療機関間の調整
ウ　疾病患者に対応する医療機関等への支援
エ　疾病に関する情報の収集及び提供

(3) 市町村災害医療センター
市町村災害医療センターは、災害拠点病院等と協力し、率先して患者を受入れる。

(4) 災害医療協力病院
災害医療協力病院は、災害拠点病院等と協力し、率先して患者を受入れる。

６．医療器具、医薬品等を調達する

【健康長寿部】

医療救護活動に必要な医療器具、医薬品、衛生材料等について、市の備蓄する物資で不足する場合は、地元の薬剤師会、医療器具調達業者等及び府に要請する。

７．助産救護活動を行う

【健康長寿部】

(1) 助産の実施期間

助産を受けられるのは、災害のために助産の途を失い、災害発生の日の前後７日以内に分娩した人であり、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

(2) 助産救護活動の内容

ア　分娩の介助
イ　分娩前後の処置
ウ　脱脂綿、ガーゼ等の衛生材料の支給

(3) 助産救護班の編成

医療救護班の編成に準じて行う。

８．長期医療を行う

【健康長寿部】

市及び関係機関は、府の応援を受け、長期医療を要する被災者の医療を行う。

９．救護所・救護医療機関の応急復旧を行う

【健康長寿部】

市は、府及び関係機関の応援等を受け、被災した救護所及び救護医療機関の応急復旧に努める。

10．個別疾病対策を講ずる

【健康長寿部】

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

＊資料6-1　主な市内医療機関及び救急病院一覧
＊資料10-5　大阪府災害用生活必需品等備蓄一覧
＊様式8医療救護班診療記録）

第６章　緊急輸送体制及び交通規制の実施

第１節　緊急輸送を実施する

実施担当部局	総務部（総務部情報班）、都市づくり部（交通・住宅部）、危機管理課（総務部本部班）

災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、各機関の保有する車両、航空機等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達するなど、緊急輸送体制を確保する。

［体　系］

第１節　緊急輸送計画
１．緊急輸送体制を確立する
２．緊急輸送手段を確保する
３．緊急交通路を確認する
４．緊急通行車両を確認する
５．輸送基地を確保する

１．緊急輸送体制を確立する

【都市づくり部、総務部】

(1) 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、次の通りとする。

ア　傷病者
イ　医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
ウ　飲料水、食糧、生活必需品等
エ　救援物資等
オ　応急復旧にかかる要員、資機材等

(2) 輸送順位

ア　市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
イ　災害の拡大防止のために必要な輸送
ウ　ア、イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

２．緊急輸送手段を確保する

【総務部、都市づくり部】

輸送にあたっては、車両、鉄道、航空機等の手段が考えられるが、その確保については、総務部（総務部情報班）、都市づくり部（交通・住宅部）が次の通り実施する。

(1) 車両の確保

現在、本市で保有する車両等は、下記の通りである。
また、市保有の車両で不足する場合は、市内の運送業者に協力を要請する。

(2) 市内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して府に調達を要請する。

ア　輸送区間及び借り上げ期間
イ　輸送人員又は輸送量
ウ　車両等の種類及び台数
エ　集結場所及び日時
オ　その他必要な事項

(3) 非常用燃料の確保

緊急輸送に使用する車両の燃料は、あらかじめ依頼した燃料供給業者から調達する。

(4) 鉄道による輸送

自動車による輸送が困難な場合には、南海電気鉄道（株）及び近畿日本鉄道（株）に依頼して輸送を確保する。

(5) 航空機による輸送

地上の輸送が不可能な場合又は山間等孤立地区への輸送が必要な場合は、ヘリコプター等の航空機の使用について、あらかじめ、想定した臨時離発着場等を活用し、発災後直ちに緊急点検及び保守管理を行い、府に調達を要請する。

３．緊急交通路を確保する

【都市づくり部】

(1) 広域緊急交通路

府は、震災時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための広域緊急交通路を定めている。
本市域にかかる路線は、次の３路線である。

・国道170号（外環状）
・国道310号（堺方面より本町）
・国道371号（和歌山県境より上原町）

(2) 地域緊急交通路

市は、震災時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための地域緊急交通路を定める。

(3) 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路管理者は、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。

(4) 啓開作業

道路施設の被害が甚大で、緊急交通路が途絶した場合、道路管理者は、関係機関の協力を得て、この輸送路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。また、緊急交通路は、原則として、２車線の通行を確保できるよう応急復旧を行う。

４．緊急通行車両を確認する

【都市づくり部】

府公安委員会が災害対策基本法第76条第１項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府公安委員会（警察署長）に対して、緊急通行車両の確認を申請し、確認を得て緊急輸送を実施する。

(1) 申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けるときは、市長は、「緊急通行車両確認申請書」を府又は府公安委員会（府警察又は河内長野警察署交通課）に提出する。

(2) 緊急車両の証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を受けた場合は、府又は公安委員会から証明書及び標章を交付されるので、車両の前面の見やすい位置に貼付けて輸送を実施する。

５．輸送基地を確保する

【都市づくり部、危機管理課】

(1) 陸上輸送基地

ア　陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。

イ　施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

(2) 航空輸送基地

ア　市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。

イ　市及び府は、大阪市消防局、府警察、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

(3) 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的に次の場所に集積する。

市における集積場所：府立長野高等学校、地域活性交流拠点他

＊資料5-1　公用車の保有状況
＊資料5-2　緊急交通路路線（図面と路線一覧表）
＊資料5-3　緊急通行車両確認証明書及び標章
＊様式13-3　緊急通行車両確認申請書

第２節　交通規制を実施する

実施担当部局	都市づくり部（交通・住宅部）、総合政策部（広報部）

震災時において府公安委員会、府警察、道路管理者は相互に協力して交通に関する

情報を迅速かつ的確に把握し、交通の混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するために、交通規制を実施する。

［体　系］

第２節　交通規制を実施する
１．交通規制体制を確立する
２．交通規制を行う
３．交通規制措置を広報する
４．道路交通を確保する

１．交通規制体制を確立する

【都市づくり部】

(1) 実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び河内長野警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとる。

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 府 市長	１．道路の破損、欠壊その他の事由により危険であると認められる場合 ２．道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第４６条 第１項
公安委員会・警察	公安委員会	１．災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき。	災害対策基本法 第７６条 第１項
		２．道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため。	道路交通法 第４条 第１項
	警察署長	道路交通法第４条第１項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの。	道路交通法 第５条 第１項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第６条 第２項
		道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第６条 第４項

２．交通規制を行う

【都市づくり部】

(1) 府公安委員会、府警察による交通規制

① 大災害規模発生後の緊急交通路の確保（第１次交通規制）

府警察は、大阪府地域防災計画に指定する緊急交通路重点14路線について緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限の交通規制を行う。ただし、本市域の道路はこれには該当しない。

また、府内への流入車両を抑制する必要がある場合には、「近畿管区警察局管内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定」に基づき、周辺の府県警察に対し、府県境において府内への車両の進入を禁止するなどの交通規制の要請を行う。

② 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保（第２次交通規制）

府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、市、府、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

河内長野警察署（府警察）及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、府及び市に連絡する。

ア　道路の区間規制

必要により、重点14路線の交通規制の見直しを行うとともに、他に選定した緊急交通路の交通規制を実施し、道路管理者に連絡する。

イ　区域規制の実施

被災地の状況等に応じて、府、市、道路管理者と協議して区域規制を行う、車両の通行禁止区域は次の区域を基準として拡大又は縮小する。

被害集中区域	規制区域
南大阪区域	大和川以南の区域

③ 交通管制の実施

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

④ 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

⑤ 一般社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて、一般社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、出動要請を行う。

府警察は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

(2) 道路管理者の交通規制

① 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い市及び河内長野警察署（府警察）に連絡する。

② 通行規制

路の破損、決損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。

③ 交通規制の標識等の設置

車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、規制対象、期間等を表示した標識等を設置する。

④ 道路啓開（通行の確保）

業者等の協力を得て、啓開作業を行う。

(3) 相互連絡

府警察、道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、府及び関係市町村に連絡する。

３．交通規制措置を広報する

【総合政策部】

市及び府警察、道路管理者は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、報道機関等を通じて、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動にかかる関係機関、一般通行者（車）等に対し、その内容、迂回路等について広報する。また、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分発揮させるため、市民への周知を行う。

４．道路交通を確保する

【都市づくり部】

道路交通を確保するために、以下の対策を講ずる。

(1) 市民は、緊急の場合を除き、努めて車の使用を控える。

(2) 災害時に道路、橋梁等道路施設の被害及び交通が極めて混雑している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報する。通報を受けた市長は、その道路管理者又はその地域を所管する警察官に通報する。

(3) 道路管理者は、道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現況を把握する。

(4) 道路管理者は、危険箇所が発生した場合は、直ちに所轄警察（河内長野警察署）に連絡のうえ、交通の規制を行うと同時にこれにかわる迂回路の指定等の措置をとり、道路交通の確保に努める。

(5) 災害箇所については、道路管理者において、優先順位の高いものから早急に仮復旧等の応急措置を行う。

(6) 応急措置のための資機材については、必要に応じ緊急に調達する。

第７章　避難行動要支援者対策

第１節　避難行動要支援者の被災状況の把握等を行う

実施担当部局	健康長寿部、子ども・福祉部（医療・福祉部）
市民事業者	河内長野市社会福祉協議会

避難行動要支援者に対し、継続した福祉サービスを行うとともに、災害後のメンタルヘルスの安定を図るため、こころのケア対策を実施する。

［体　系］

第１節　避難行動要支援者の被災状況の把握等を行う
- １．避難行動要支援者の安否確認を行う
- ２．避難行動要支援者を避難所等へ移送する
- ３．避難行動要支援者の被災状況とニーズを把握する
- ４．被災した避難行動要支援者への支援活動を行う

１．避難行動要支援者の安否確認を行う

【健康長寿部、子ども・福祉部、河内長野市社会福祉協議会】

災害発生後直ちに市役所内に避難行動要支援者の相談窓口を設置するとともに、府が示す指針に基づき市が作成するマニュアル（避難行動要支援者支援プラン）に則して地域住民等の協力を得ながら、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認に努める。

また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

災害前より避難行動要支援者については、平常業務の延長として、災害時対応を実施する。

２．避難行動要支援者を避難所等へ移送する

【健康長寿部、子ども・福祉部、河内長野市社会福祉協議会】

避難行動要支援者を発見、保護した場合は、速やかに負傷の有無等、被災状況を確認し、状況を判断した上で、避難所、医療機関、社会福祉施設等へ移送する。

３．避難行動要支援者の被災状況とニーズを把握する

【健康長寿部、子ども・福祉部、河内長野市社会福祉協議会】

(1) 避難行動要支援者の所在及び被災状況の把握に努めるとともに、被災した在宅避難行動要支援者が、居宅、避難所及び応急仮設住宅等においても、福祉サービスが組織的・継続的に受けられるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズを把握する。

(2) 市及び府は、所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者等の被災状況の迅速な把握に努める。

(3) 府は、市の情報を集約し、被災の状況に応じて、近隣府県、関係団体等からの人的・物的支援を得ながら、福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の施設等への入所が行える体制を確立する。

４．被災した避難行動要支援者への支援活動を行う

【健康長寿部、子ども・福祉部、河内長野市社会福祉協議会】

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、日常不可欠な福祉用具（車椅子、補装具等）や、幼児用の粉ミルク、おむつ等の育児用品等の搬送、供給体制を確保する。また、介護職員等の組織的・継続的な派遣等、在宅福祉サービスの継続的提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図る。

(2) 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市及び府は、被災により、居宅、避難所等で生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

(3) 広域支援体制の確立

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等を集約し、必要に応じて、府に対して、被災地域への介護職員等の派遣や避難行動要支援者等の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう要請する。

第８章　避難活動の実施

第１節　避難対策を実施する

実施担当部局	危機管理課（総務部本部班）、消防本部・消防団（消防部）

市域において災害が発生し、又は二次災害等が発生するおそれがある場合に、危険区域内にある市民に対して避難のための立ち退きを勧告又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る。その際、市が定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。また、迅速な実施のため、事前に市民への周知の徹底を行う。

［体　系］

第１節　避難対策を実施する	
	１．避難準備情報・一時避難情報・避難勧告・避難指示の体制を確立する
	２．避難の情報伝達、準備、誘導を行う（地震時）
	３．避難の情報伝達、準備、誘導を行う（風水害時）
	４．警戒区域を設定する

１．避難準備情報・一時避難情報・避難勧告・避難指示の体制を確立する

【危機管理課】

(1) 避難のための立ち退きの勧告又は指示等の権限

避難のための立ち退きを勧告又は指示する実施責任者は、以下の通りである。

実施責任者	災害の種類	根拠法
市　長（勧告、指示） 府　　（勧告、指示） 警察官（指示） 〃	災　害　全　般 〃 〃 〃	災害対策基本法第60条 〃 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第４条
府又はその命を受けた吏員（指示）	洪水、地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（市長：指示） 自　衛　官（指示）	洪　　水 災　害　全　般	水防法第29条 自衛隊法第94条

(2) 対象者

市域に在住、就業就学、滞留若しくは通過中に災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者

(3) 避難勧告、指示等の区分

勧告、指示等は、市長又はその他の実施責任者が事態に応じ次の区分により行う。

大雨・洪水時には、危機管理課（総務部本部班）は河川管理者（富田林土木事務所長、南河内農と緑の総合事務所長）との連携を密にし、避難情報の発表について助言を求める。

① 避難準備情報

	地震時等	風水害時
条　　件	地震による二次災害のおそれがある場合、又は地震防災対策強化地域に対して警戒宣言が発せられた場合で、避難の勧告、指示が必要と判断された場合	原則として次のようなとき発令する ［水害］ 本市に大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、なおかつ下記1)、2)の条件をどちらか満たしたとき 1)石川・諸越橋の水位がはん濫注意水位（2.5m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 2) 天見川・平和橋の水位が、はん濫注意水位（1.5m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ［土砂災害］ 下記1)～3)全ての条件を満たしたとき 1)本市に大雨警報（土砂災害）が発表されたとき 2)「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における3時間予測雨量が、「土砂災害発生危険基準線(CL)」を超過し、かつ土砂災害警戒準備情報が発表されたとき 3)今後も降雨が継続すると予想されるとき
伝達内容	・発令・伝達者 ・避難準備をすべき理由 ・危険地域	・発令・伝達者 ・避難準備をすべき理由 ・危険区域
伝達方法	・広報車、テレビ、ラジオ ・防災行政無線 ・携帯メール、緊急速報メール など	・広報車 ・防災行政無線 ・緊急速報メール など
発令･発表時の状況	・災害発生のおそれがある場合 ・事態の推移によっては避難の勧告、指示などを行うことが予想される場合	
市民に求める行動	・家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。 ・避難行動要支援者は、計画された避難所への避難行動の準備を開始。 ・避難支援者は支援行動のための準備を開始。	

② 一時避難情報

	地震時等	風水害時
条　　件		原則として次のようなとき発令する **［水害］** 本市に大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、なおかつ下記1)、2)の条件をどちらか満たしたとき 1)石川・諸越橋の水位が避難判断水位（3.6m）に達した場合 2)天見川・平和橋の水位が、避難判断水位（2.70m）に達した場合 **［土砂災害］** 下記1)～3)全ての条件を満たしたとき 1)本市に大雨警報（土砂災害）が発表されたとき 2)「土砂災害危険情報」を補足する詳細情報における2時間予測雨量が、「土砂災害発生危険基準線(CL)」を超過したとき 3)今後も降雨が継続すると予想されるとき
伝達内容		・発令・伝達者 ・一時避難をすべき理由 ・危険区域
伝達方法		・広報車 ・防災行政無線 ・緊急速報 など
発令･発表時の状況	・避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣のより安全な場所への一時避難で、市民等の安全が確保される程度の場合。	
市民に求める行動	・自宅内の高所や近隣のより安全な場所に避難することで人的被害を避けることができる場合、一時的に自主避難を開始。 ・避難行動要支援者等を必要最小限の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始。	

③ 避難勧告

	地震時等	風水害時
条　　件	当該地域あるいは土地建物などに災害が発生するおそれがある場合で、原則として次のようなとき ・地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池等の決壊等による危険が切迫しているとき ・爆発のおそれがあるとき ・火災が拡大するおそれがあるとき ・その他市民の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき	原則として次のようなとき発令する ［水害］ 1)石川・諸越橋の水位が、避難判断水位（3.6m）に達し、かつ1時間後にはん濫危険水位（4.6m）に達すると予想される場合(流域の雨量観測所で最大40㎜/ｈを越える雨量が観測された場合) 2)天見川・平和橋の水位が、避難判断水位（2.70m）に達し、かつ1時間後にはん濫危険水位（3.20m）に達すると予想される場合(流域の雨量観測所で最大40㎜/ｈを越える雨量が観測された場合) ［土砂災害］ 下記1)～3)全ての条件を満たしたとき 1)本市に大雨警報（土砂災害）が発表されたとき 2)「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における1時間予測雨量が、「土砂災害発生危険基準線(CL)」を超過したとき 3)今後も降雨が継続すると予想されるとき
伝達内容	・勧告者 ・避難すべき理由 ・避難すべき場所 ・避難すべき経路 ・避難後の当局の指示連絡など	
伝達方法	・広報車、テレビ、ラジオ ・防災行政無線 ・携帯メール、緊急速報メール ・必要に応じて戸口に口頭伝達 など	・広範囲の場合：テレビ、ラジオ、広報車など ・小範囲の場合：携帯拡声機放送、広報車など （必要に応じ上記を併用する） ・防災行政無線 ・緊急速報メール ・必要に応じて戸口に口頭伝達
発令・発表時の状況	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	
市民に求める行動	・計画された避難所への避難行動を開始。 ・避難行動要支援者等を避難させるため、避難支援者は支援行動を開始。	

④ 避難指示

	地震時等	風水害時
条　　件	状況がさらに悪化し避難すべき時期が切迫した場合、また災害が発生した現場に残留者がいる場合	原則として次のようなとき発令する ［水害］ 1)石川・諸越橋の水位が、はん濫危険水位（4.6m）に達した場合 2)天見川・平和橋の水位が、はん濫危険水位（3.20m）に達した場合 ［土砂災害］ 下記1)～3)全ての条件を満たしたとき 1)本市に大雨警報（土砂災害）が発表されたとき 2)「大阪府 土砂災害の防災情報」における現況雨量が、「土砂災害発生危険基準線(CL)」を超過したとき 3)今後も降雨が継続すると予想されるとき
伝達内容	避難勧告と同じ	
伝達方法	・広報車、テレビ、ラジオ ・防災行政無線 ・緊急速報メール 携帯拡声機による伝達、口頭伝達、サイレン等による伝達　など	
発令・発表時の状況	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、被害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況。 ・斜面の直下など、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況。 ・人的被害が発生した状況。	
市民に求める行動	・避難勧告等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了。 ・避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動を開始。	

２．避難の情報伝達、準備、誘導を行う（地震時）

【危機管理課、**総合政策部**、消防本部、消防団】

(1) 避難準備情報の伝達

市長は、避難準備情報を発表した場合、その危険地域の市民に対し、防災行政無線（同報系）、広報車、携帯メール、緊急速報メール等によって避難の準備を周知する。情報が伝わりにくく避難行動に時間を要する避難行動要支援者等は特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等を得て確実に避難を開始するよう伝達する。

(2) 避難の勧告・指示の伝達

ア　市長又はその他の実施責任者がその管轄区域内において危険が切迫し、必要な場合は、事態に対応して危険地域の市民に対し避難のための立ち退き勧告又は指示を行い、当該勧告又は指示をした旨を速やかに関係機関に通報する。

なお、緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

イ　市長は、勧告又は指示を行った場合、その旨府に報告する。
また、避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を公示するとともに、府に報告する。

ウ　避難の勧告及び指示の伝達は、次の事項を明示して行う。ただし、多くの場合自主的な避難が勧告指示に先行して行われるので、市は(ｵ)～(ｷ)の項目について、市民への周知の徹底に努める。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。
(ｱ) 勧告者又は指示者
(ｲ) 予想される災害危険及び避難を要する理由
(ｳ) 避難対象地域
(ｴ) 避難の時期、誘導者（リーダー）
(ｵ) 避難所
(ｶ) 避難路
(ｷ) 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等

エ　避難の指示・勧告の伝達については、資料8-2の伝達系統により行う。
なお、放送局による伝達については、災害対策基本法第57条により、ＮＨＫ・民間放送局に対して勧告・指示等の放送を要請する場合は、やむを得ない場合を除き、府を通じて放送の協力を要請する。

(3) 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

ア　避難に際しては、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切るなど、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。

イ　避難者は、食糧、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を日頃より備蓄し携行する。

ウ　避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備する。

エ　服装は軽装とするが、素足、無帽はさけ、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。

オ　貴重品以外の荷物は持ち出さない。

カ　上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に準備しておく。

キ　その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。

(4) 避難の誘導

ア　避難の誘導は、消防本部・消防団（消防部）、警察官が連携して行うものとし、努めて安全と統制を図り実施する。
なお、誘導にあたっては、自主防災組織、自治会等とも連絡をとり、協力を求める。

イ　誘導にあたっては、定められた避難所へ自治会単位での集団避難を心掛け、特に妊産婦、傷病者、老幼者、障がい者等の避難行動要支援者及びこれらの人々に必要な介助者については、府が示す指針に基づき市が作成するマニュアルに則して優先的な避難を図る。

ウ　避難路については、安全を充分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープを設置し、又夜間においては、可能な限り懐中電灯、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。

エ　避難にあたっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。

オ　避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合は、車両により行う。この場合、あらかじめ自動車による避難を予定する住民を把握しておくこととする。

カ　学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

３．避難の情報伝達、準備、誘導を行う（風水害時）

【危機管理課、**総合政策部**、消防本部、消防団】

(1) 避難準備情報等の伝達

ア　市長は、河川あるいはため池に関する避難準備情報を発表した場合、その危険地域の市民に対し、防災行政無線（同報系）、広報車、携帯メール、緊急速報メール等によって避難の準備を周知する。情報が伝わりにくく避難行動に時間を要する避難行動要支援者等は特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等を得て確実に避難を開始するよう伝達する。

イ　市長は、土砂災害特別警戒区域・警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域等の土砂災害危険地域において、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努め早めの情報提供に努める。また、土砂災害に関する避難準備情報を発表した場合、その危険地域の市民に対し、広報車等によって避難の準備を周知する。特に、避難行動に時間を要する避難行動要支援者等は避難を開始するよう伝達する。

　避難準備情報等の発表にあたっては、夜間時の避難をなるべく避け、明るい間に避難できるよう、早めの情報提供に努める。

(2) 避難の勧告・指示の伝達

ア　市長又は水防管理者若しくはその他の実施責任者がその管轄区域内において危険が切迫し、必要な場合は、事態に対応して危険地域の市民に対し避難のための立ち退き勧告又は指示を行い、当該勧告又は指示をした旨を速やかに関係機関に通報する。

　なお、緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

イ　市長は、勧告又は指示を行った場合、その旨府に報告する。

　また、避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を公示するとともに、府に報告する。

ウ　避難の勧告及び指示の伝達は、次の事項を明示して行う。ただし、自主的な避難が先行して行われる場合に備えて、市は(ｵ)～(ｷ)の項目について、市民への周知の徹底に努める。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

(ｱ) 勧告者又は指示者
(ｲ) 予想される災害危険及び避難を要する理由
(ｳ) 避難対象地域
(ｴ) 避難の時期、誘導者（リーダー）
(ｵ) 避難所
(ｶ) 避難路
(ｷ) 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等

エ　避難の指示・勧告の伝達については、資料8-2の伝達系統により行う。

　なお、放送局による伝達については、災害対策基本法第57条により、ＮＨＫ・民間放送局に対して勧告・指示等の放送を要請する場合は、やむを得ない場合を除き、府を通じて放送の協力を要請する。

(3) 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

ア　避難に際しては、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切るなど、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。

イ　大雨、台風期には、災害に備えて家屋を補強し、浸水が予想される場合は、家財を２階に移動させる。

ウ　避難者は、食糧、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を日頃より備蓄し携行する。

エ　避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備する。

オ　服装は軽装とするが、素足、無帽はさけ、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。

カ　貴重品以外の荷物は持ち出さない。

キ　上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に準備しておく。

ク　その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。

(4) 避難の誘導

ア　避難の誘導は、消防本部・消防団（消防部）、警察官が連携して行うものとし、各地区ごとに責任者及び誘導員を定めておき、努めて安全と統制を図り実施する。
　なお、誘導にあたっては、自主防災組織、自治会等とも連絡をとり、協力を求める。

イ　誘導にあたっては、定められた避難所へ自治会単位での集団避難を心掛け、特に妊産婦、傷病者、老幼者、障がい者等の避難行動要支援者及びこれらの人々に必要な介助者については、府が示す指針に基づき市が作成するマニュアルに則して優先的な避難を図る。

ウ　避難路については、安全を充分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープを設置し、又夜間においては、可能な限り懐中電灯、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。

エ　避難にあたっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。

オ　避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合は、車両により行う。この場合、あらかじめ自動車による避難を予定する市民を把握しておくこととする。

カ　市長は、特に必要と認めるときは地下空間の利用者等に対する避難のための勧告等を行うとともに、市職員、消防職員及び消防団員は、適切な避難誘導を実施する。
　また、地下空間の管理者等は、浸水の危険があると認めるときは、速やかに利用者、従業員等の避難誘導を行う。

キ　学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

４．警戒区域を設定する

【危機管理課】

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人命又は身体を保護するために、

警戒区域を設定し、一般の立ち入り禁止、退去を命ずることができるが、これは次表の通りである。

また、警戒区域の設定については、警察署、消防本部等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合に、ロープ等を設置するなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように措置する。

警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法令
市長	災害全般	住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条
府	災害全般	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条
警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委託を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	災害全般（水災を除く）	火災等の現場において、消防警戒区域を設定する。	消防法第28条、第36条
消防長又は消防署長	火災	火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の２
警察署長	火災	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の２
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法第21条

＊警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

＊資料8-1　避難場所一覧
＊資料8-2　避難の勧告・指示の伝達系統
＊資料8-3　災害時における避難所としての施設使用に関する協定の避難場所一覧

第２節　避難所を開設･運営する

実施担当部局	危機管理課（総務部本部班）、教育推進部（避難･福祉部）、 生涯学習部（避難･福祉部）、市民生活部（避難･福祉部）、 健康長寿部（避難･福祉部）、環境共生部（避難･福祉部）、 行政委員会総合事務局（避難･福祉部）、都市づくり部（住宅･交通部）、 子ども･福祉部（生活部）

市域において災害が発生し、又は二次災害等が発生するおそれがあり、避難を必要とする市民が生じた場合には、避難所を開設し、市民を臨時に収容するとともに、収容されていない被災者を含めて各種の支援対策を提供する拠点として運営する。避難所の開設にあたっては、市は避難行動要支援者に配慮し、多様な避難所の確保に努める

［体　系］

第２節　避難所を開設･運営する
- １．避難所を開設する
- ２．避難所を運営する
- ３．学校・社会福祉施設等における避難対策を確立する
- ４．他地域へ避難する
- ５．避難所の早期解消に取り組む

１．避難所を開設する

【避難・福祉部全部局】

(1) 避難所の開設

ア　市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定するとともに、避難所を開設するときは、速やかに避難所の施設の管理者に連絡する。なお、次のような施設は、災害対策を推進する上で重要な施設であり、緊急的に生命を守るために避難をする場合を除き、避難所として使用することには問題がある。

(ｱ) 防災対策機関（官公庁、警察署、消防本部など）
(ｲ) 教育機関の管理諸室（校長室、職員室、放送室など）
　運営上、共通なサービスを提供するための諸室（保健室、和室、厨房など）
(ｳ) 医療救護施設
(ｴ) ヘリポート
(ｵ) 物資集配拠点
(ｶ) その他の災害対策活動拠点

イ　市長は、避難所を開設したときは、直ちに避難所の運営のための避難所責任者を派遣し、避難所の開設と被災者の収容にあたる。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自治会・自主防災組織の役員や施設の管理者（状況により、特例開設するために地域においてあらかじめ定めた責任者）を開設者とする。

ウ　避難所を開設したときは、直ちに次の事項を府及び河内長野警察署長に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する。）
(ｱ) 開設の日時、場所
(ｲ) 箇所数及び収容人員
(ｳ) 開設期間の見込み
(ｴ) 避難対象地区名（急傾斜地崩壊危険箇所名、又は土石流危険渓流名等災害危険箇所名）

(2) 開設期間のめやす

災害救助法に基づく避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内であるが、必要に応じて所定の手続き、措置を講じて延長する。

避難所の閉鎖時期のめやすとしては、ライフラインが復旧し、避難所以外での応急生活が可能となるまでとする。

(3) 避難所の収容対象者

① 災害によって現に被害を受けた者

ア　住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者

イ　自己の住家には直接被害はないが現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

② 災害により、現に被害を受けるおそれがある者

ア　避難勧告・指示が発せられた場合
イ　避難勧告・指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である者

③ その他避難が必要と認められる場合

(4) 避難所の追認登録

複数の避難者が、やむを得ず指定された避難所以外の施設に避難した場合で、その施設を長期にわたり使用する場合は、市はその施設管理者との協議に基づき、臨時に設置する避難所として追認、登録し、必要な公的支援を実施する。

また、避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

避難所の開設にあたっては、市は、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

被災地状況の鎮静化に応じて、速やかに臨時避難所は解消するように避難者に協力を求め、指定避難所への移動を促していく。また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。

２．避難所を運営する

【避難・福祉部全部局】

(1) 避難所の管理

ア　避難所責任者は、施設の管理者、教職員、警察官、自治会・自主防災組織等の協力を得て、避難所を管理する。

イ　避難所責任者は、日報により収容状況を教育推進部教育総務課（避難・福祉部本部班）に報告する。

ウ　避難所責任者は、次の事項が発生したときは、防災行政無線等により直ちに教育推進部教育総務課（避難・福祉部本部班）に報告する。
(ｱ) 被災者の収容を開始したとき
(ｲ) 収容者全部が退出又は転出したとき
(ｳ) 収容者が死亡したとき
(ｴ) 避難所に悪疫が発生したとき
(ｵ) その他報告を必要とする事項が発生したとき

(2) 避難所の運営

① 避難所運営委員会の設置

避難所の運営は、避難者が自主的に運営にあたることを原則とし、避難所開設後、避難所に避難してきた避難者、市職員や施設管理者は、直ちに事前に策定した避難所運営マニュアルに基づく「避難所運営委員会」を編成し、避難所の自主運営体制を確立する。

② 避難所運営委員の自主運営

避難所の運営は、避難所運営委員会を中心に、意思決定や策定された避難所ルールに基づいて行われる。避難所運営委員会については、開設当初の地域中心の形から避難者中心へと移行されるよう避難者の参画を推進し、自主的な管理・運営体制を早期に確立する。

また、避難所運営では、避難行動要支援者や男女のニーズ、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮した運営管理に努める。（詳細は、避難所運営マニュアルに示す）

(3) 避難者名簿の作成

避難者名簿（カード）（様式６）は、避難所運営のための基礎資料となる。

避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、まず避難者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示するものとする。避難者台帳（様式７号）は、集まった避難者名簿（カード）を基にして、できる限り早い時期に作成し、避難所内に保管するとともに、避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等にかかる情報の把握に努め、教育推進部教育総務課（避難・福祉部本部班）へ報告し、府への報告を行う。

(4) 避難者登録

避難所で公的支援サービスを受けるためには、原則として避難者名簿（カード）を提出し、避難者台帳に登録する必要があることを周知徹底させる。

(5) 居住区域の割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り、地域地区（町会等）ごとにまとまりをもてるように行う。各居住区域は、適当な人員（20～30人程度をめやすとする。）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

――― 居住区域の代表者（班長）の役割 ―――

① 市（本部）からの指示、伝達事項の周知
② 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
（避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者数も把握）
③ 物資の配布活動等の補助
④ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ

(6) 食糧、生活必需品の請求、受取、配給

責任者となる職員は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち不足分については、産業経済部（食糧日用品部）に報告し、調達を要請する。また到着した食糧や物資を受け取った時は、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、各居住地域ごとに配給を行う。

(7) 避難者心得の掲示

避難所の自治組織の結成を促し、被災者が互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援するとともに、混乱防止のための避難者心得の掲示等を行う。

(8) 応急対策の実施状況・予定、避難者情報等の広報

常に災害対策本部と情報連絡を行い、応急対策の実施状況・予定等、適切な情報を適宜避難者に知らせ、流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。また、避難者情報等の広報を行う。

(9) 生活環境への配慮

関係各部は協議のうえ、食事供与の状況、仮設トイレや公衆電話の設置など、避難生活が常に良好なものとするため、環境整備に努める。

(10) 避難行動要支援者への配慮

① 避難行動要支援者へ配慮した対応と施設・整備の充実

避難所に高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者がいると確認した場合は、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て健康管理に努め、必要な生活用品等の支給などに配慮する。

また、避難行動要支援者に配慮した移動の円滑化、障がい者トイレの設置等避難行動要支援者のための設備の充実に努める。

② 避難行動要支援者最優先ルール・夜間安眠最優先ルールの徹底

避難所滞在者に対しては、特に避難行動要支援者最優先ルールの徹底を図る。また、夜間の安眠環境を維持するため、館内放送は、緊急の場合を除き夜間（10時以降）は行わない、室内照明は、夜間(10時以降)は最小限にとどめるなどのルールづくりを要請し、徹底する。

③ 避難行動要支援者の搬送

避難所での避難行動要支援者の状況に応じ、施設での生活が必要なものについては、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

④ 福祉避難所の開設

避難生活が長期化し、避難所での生活が困難な避難行動要支援者に対して、避難行動要支援者の状況に応じて福祉避難所を開設する。避難・福祉部は、社会福祉施設等に協力を求め福祉避難所を開設し、避難行動要支援者を収容する。さらに、施設に不足が生じた場合について、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の活用など、多様な避難所の確保に努める。

(11) 避難の長期化への対応

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずる。

(12) 男女双方の視点への配慮

避難場所の運営においては女性の参画を基本とするとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。

(13) 相談窓口の設置

避難者や周辺地域の被災者の不安感の解消や生活物資等に関するニーズの把握、復旧に向けた相談などに対応するため、相談窓口を設置する。相談窓口の設置にあたっては、性別に配慮し女性相談員を配置するなど、相談しやすい環境整備に努める。

(14) 動物飼育者への周辺への配慮の徹底

避難所における動物の適正な飼育の徹底に配慮する。

(15) 避難所の閉鎖

ア　市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。

イ　避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

ウ　市長は、避難者のうち住居が浸水、倒壊により帰宅困難なものがある場合については避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

３．学校・社会福祉施設等において避難を実施する

【教育推進部】

学校・保育所（園）・社会福祉施設・病院等、集団避難が必要となった施設にあっては、あらかじめ定めた避難計画に沿って避難する。

４．他地域へ避難する

【危機管理課、健康長寿部、子ども・福祉部】

(1) 近隣市町村への避難者受入れの要請

大規模地震が発生し、大量の避難者や特別の保護を要する避難者の発生、及び施設の損壊等で避難者を収容しきれない緊急事態が生じた場合、市長は近隣市町村へ避難者の受入れを要請する。

要請の方法は、当面、電話等口頭で要請し、後日文書で正式要請する。要請にあたっては、可能な限り次の事項を要請先へ伝える。

ア　避難者の人員（男女別）・世帯数

イ　避難期間

ウ　障がい者や寝たきり老人等避難行動要支援者の人数

エ　引率責任者の氏名、所属

(2) 避難者の移送手段の確保

原則として、市長が避難者の移送に使用する車両、ヘリコプター等を準備するが、被害の程度によっては要請市町村に対し、輸送手段もあわせて要請する。

(3) 対象避難者への通告

市長は、市外への避難を決定した場合、速やかに対象避難者へ通告する。避難所の避難者への伝達には、市職員が当該避難所で直接伝達する。

通告にあたっては、次の事項を伝える。なお、緊急事態の場合はこの限りではない。
ア　市外避難を行う理由
イ　避難先の市町村、避難所
ウ　当面の避難期間
エ　避難先の受入れ条件
オ　移送手段等避難方法と段取り

(4) 府への報告

市長は、市外へ避難者を移送した場合、移送先、避難者人員、世帯数等について、速やかに府へ報告する。

(5) 費用の負担

近隣市町村への避難に要する費用は、市が全額負担することを原則とする。

５．避難所の早期解消に取り組む

【危機管理課、都市づくり部】

市は、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

＊資料8-1　避難場所一覧
＊資料12-1　災害時応援協定

第９章　被災者の生活支援

第１節　災害救助法を適用する

実施担当部局	危機管理課（総務部本部班）、全部局

市域で災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、府は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

［体　系］

第１節　災害救助法を適用する
- １．災害救助法を適用する
- ２．災害救助法による救助を行う

１．災害救助法を適用する

【危機管理課】

(1) 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は府が実施する。

ただし、災害の事態が急迫して、府による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、市長は府に代って実施する。

また、府の救助事務の一部を委任された場合は、委任された事項について、市長は実施責任者となって応急救助活動を実施する。

(2) 災害救助法の適用基準

法による救助は、市の区域単位に原則として同一原因の災害の程度が次のいずれかに該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

ア　市の区域内の住家滅失世帯数が100世帯以上に達するとき

イ　府の区域内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上であって、本市の区域内の住家滅失世帯数が50世帯以上に達するとき

ウ　府の区域内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上であり、市の区域内の被災世帯数が多数であるとき

エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の保護を著しく困難とする内閣府で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき

オ　多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下に示す基準※に該当するとき

※（令第1条第1項第4号）

・　災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（基準省令第2条第1号）

・　災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第2条第2号）

(3) 住家滅失世帯数の算定基準

ア　全壊（全焼）、流失世帯は住家滅失１世帯とする。
イ　半壊、又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって住家滅失１世帯とする。
ウ　床上浸水、土砂の堆積等で、一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は、３世帯をもって住家滅失１世帯とする。

なお、被害の程度については、被害状況の報告基準の通りである。

(4) 災害救助法の適用手続き

ア　市長は、本市における災害による被害の程度が、前記(2)の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合には、直ちにその状況を府に報告する。

イ　市長は、前記(2)の「災害救助法の適用基準」のエの後段及びオの状態で、被災者が現に救助を要するときは、法の適用を要請しなければならない。

ウ　市長は、災害の事態が急迫して、府による救助の実施を待つことができないときは、法による救助に着手し、その状況を直ちに府に報告するとともに、その後の処置について府の指示を受けなければならない。

２．災害救助法による救助を行う

【全部局】

(1) 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次の通りである。

ア　収容施設の供与（応急仮設住宅を含む）
イ　炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
ウ　被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
エ　医療及び助産
オ　災害にかかった者の救出
カ　災害にかかった住宅の応急修理
キ　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
ク　学用品の給与
ケ　埋葬
コ　死体の捜索及び処理
サ　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 職権の一部委任

府は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第30条）

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、府が行う救助を補助するものとする。

(3) 災害救助法の救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法並びに実費弁償の一般基準は、大阪府災害救助法施行細則に定める通りであるが、災害の種類、態様によって一般基準で救助の万全を期することが困難な場合は、その都度、厚生労働大臣に協議して個々に基準を定める（特別基準）こととなる。

＊資料3-1 被害状況等報告基準
＊資料3-2「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」一般基準
＊様式9 被害状況等報告様式

第２節　飲料水を供給する

実施担当部局	上下水道部（上下水道部）、健康長寿部（医療・福祉部）

災害のため給水施設の破損あるいは飲料水の汚染等により飲料に適した水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料水を供給する。

［体　系］

第２節　飲料水を供給する
- １．災害時給水体制を確立する
- ２．給水活動を行う
- ３．医療機関・福祉施設等への緊急給水を行う
- ４．応援体制を確立する

１．災害時給水体制を確立する

【上下水道部】

(1) 実施責任者

上下水道部（上下水道部）は、災害の程度に応じて、「河内長野市水道事業危機管理対策本部設置要綱」にしたがい、水道事業危機管理対策本部を設置し、他部の応援を得て応急給水を行う。り災者の飲料水の供給は、市長の責任で行うが、災害救助法が適用されたときは、市長は府の補助機関として行う。

(2) 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、また飲料水の汚染等により飲料に適した水を得ることができない者を対象とする。

(3) 災害時給水体制の確立

大阪府域に震度５弱以上を観測したとき、また大規模な災害が発生した場合には、上下水道部（上下水道部）は、大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部と情報連絡を密にして、速やかに補給給水源の確保を図るほか、井戸所有者からの供給協力も得て応急給水用の水を確保する。確保すべき目標設定のめやすは以下の通りとする。

目標応急給水量原単位

初めの３日間	７日目（１週目後半）	14日目（２週目）	28日目（３～４週目）	29日目以降（４週目）
３ﾘｯﾄﾙ/人日	20ﾘｯﾄﾙ/人日	100ﾘｯﾄﾙ/人日	250ﾘｯﾄﾙ/人日	通水
生命維持用水	簡単な炊事 １日に１回のトイレ用水	３日に１回の風呂、洗濯 １日に１回のトイレ用水	地震前とほぼ同水準の水量	通水

２．給水活動を行う

【上下水道部】

(1) 給水計画

災害発生後の時間経過毎の給水計画

時期区分		市民	本市	大阪府
地震発生後	(1)24時間程度まで	・原則として家庭に備蓄した飲料水で対応（１人１日当たり３ﾘｯﾄﾙを目安に備蓄）	・水道施設の被害状況、市民の避難状況等の把握 ・給水班の編成 ・給水場所の設置 ・給水に着手（病院など人命救助の観点から緊急性が高い施設への給水を優先） ・府への応援依頼 給水目標３ﾘｯﾄﾙ／人日	・市本部からの応援要請に対応するため広域応援体制を準備 ・市町村、応援主管府県、自衛隊又は国等へ応援要請
	(2)３日目程度まで	上記(1)に加え ・応急給水により飲料水等を確保 ・家庭用井戸の活用（近隣家庭への協力）	・各給水場所等において飲料水 ・生活用水の給水を実施（給水車等を使用） ・ろ水器による給水場所を設営し、給水を実施 ・給水状況・水道の復旧見込み等に関する広報 給水目標３ﾘｯﾄﾙ／人日	・隣接市町村、応援主管府県、自衛隊又は国等と連携して市本部の給水活動を支援
	(3)４日目以降	上記(2)に加え ・応急給水活動に協力	上記(2)に加え ・地域外の応援車両等を活用した飲料水等の運搬、給水 給水目標３～20ﾘｯﾄﾙ／人日	（同上）

(2) 飲料水の供給方法

飲料水の供給は、次の方法によって行う。

ア　拠点給水：給水拠点を４ブロックに分け、避難所、公園等特定の場所で給水する。

イ　搬送給水：給水車・トラック等により、給水する。

ウ　仮設共用栓による給水：最寄りの水道施設からの応急配管により、仮設共用栓をつくり供給する。

エ　給水用資機材による給水：市の保有する給水用資機材として、ポリ容器や非常用給水袋等を被災者に配付し、給水を行う。

オ　運搬距離：応急給水量は、日時の経過とともに増加させていく。それに応じて、水の運搬に伴う負担が増加しないように運搬距離を短くしていく。

カ　備蓄水等の配布：備蓄のボトル水・缶詰水等を配布する。

なお、飲料水の供給にあたっては、水質検査及び消毒を行う。

	はじめの３日間	４～７日目	８～14日目	15～21日目	22～28日目	29日目以降
応急給水量原単位	３ ﾘｯﾄﾙ／人日	３～20 ﾘｯﾄﾙ／人日	20～100 ﾘｯﾄﾙ／人日	100～250 ﾘｯﾄﾙ／人日	250 ﾘｯﾄﾙ／人日	通水
運搬距離給水場所	避難所	避難所給水拠点	250m程度（近くの公園）	100m程度（最寄りの交差点）	10m程度（全面道路）	各戸通水

なお、給水については、原則として日没までとし、必要により夜間も実施する。その具体的な方法については、市の広報車や防災行政無線、報道機関、広報誌、掲示板等を通じて、市民に周知する。

(3) 給水用資機材の確保・調達

市で保有する応急給水資機材が不足する場合は、隣接市町村や府に調達・あっせんを要請する。

３．医療機関・福祉施設等への緊急給水を行う

【上下水道部、健康長寿部】

病院、診療所及び腎人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、重症重度心身障害児・者施設及び介護老人福祉施設等の福祉施設への応急給水は、要請の有無の如何にかかわらず、上下水道部長（上下水道部）が関係各部と連携しながら応急供給計画を立て、給水タンク車その他市車両の運用により最優先で行う。

特に、救急指定病院等となる施設については、災害発生後直ちに、健康長寿部（医療・福祉部）を通じて、水の確保状況を照会するなどして、水の確保に万全を期すものとする。

４．応援体制を確立する

【上下水道部】

上下水道部（上下水道部）は、おおむね以下の事項に関し協力が得られるよう、大阪広域水道震災対策中央本部又はブロック本部に対し、速やかに応援体制の確立を要請する。

事項	要請先（関係機関・団体等）
水源の確保	大阪広域水道震災対策中央本部、ブロック本部 井戸所有者等
給水拠点の確保・運営	避難所設置施設所管機関等
応急給水用資機材の確保	大阪広域水道震災対策中央本部、ブロック本部 市指定工事業者
給水拠点への輸送業務	応援協定に基づく事業体等
応急給水実施に関する広報	ラジオ、テレビ、その他報道機関

＊資料6-1 主な市内医療機関及び救急病院一覧
＊資料6-2 市内歯科医院一覧
＊資料10-1 緊急給水拠点整備図
＊資料10-2 水道災害備品備蓄状況

第３節　食糧を供給する

実施担当部局	産業経済部（食糧日用品部）、都市づくり部（交通・住宅部）

災害時は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食糧の販売機構等も一時的に混乱し、食糧の購入も思うようにならず、日常の食事に支障を来すため、必要な食糧等を支給し、一時的に被災者の食生活を保護する。

［体　系］

第３節　食糧を供給する	
	１．災害時食糧供給体制を確立する
	２．市民へ食糧を供給する
	３．医療機関・福祉施設等への食糧の緊急供給を行う
	４．応援体制を確立する

１．災害時食糧供給体制を確立する

【産業経済部、都市づくり部】

(1) 実施責任者

災害時の応急給食は、市長の責任で実施するが、災害救助法が適用されたときは、市長は府の補助機関として実施する。

(2) 給与対象者

① 避難所に収容された者

② 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼等であって、炊事のできない者

③ 旅行者、市内通過者等で、他に食糧を得る手段がない者

④ 被災地において、救助作業、応急復旧作業等に従事する者

(3) 災害時食糧供給体制の確立

市域で震度６弱以上を観測したとき若しくは震度５強以下であっても大規模な災害が発生していると認めた場合並びに大規模な災害が発生した場合その他必要と認める場合には、産業経済部（食糧日用品部）は、部内に災害時食糧等物資供給体制を確立し、各時期区分に応じた適切な供給プログラムを策定し実施する。具体的には、次表に示すように、災害発生直後における最低限度の生命を維持するために必要な食糧の緊急供給から平常時食糧供給機能の迅速な復旧に至るまでの、３つの時期区分に応じて、備蓄物資確保及び民間からの調達並びに応急食糧供給活動実施のために必要な体制を確立する。

時期区分	必要な措置のあらまし
災害発生直後３日目まで	◎災害時食糧等物資供給体制の確立・運営 ◎初期応急食糧の確保・供給 ◎応急食糧供給実施に関する広報 ◎平常時食糧供給機能の復旧支援（第一次支援措置）
災害後４日目以降14日目まで	◎災害時食糧等物資供給体制の運営 ◎復旧期応急食糧の確保・供給 ◎応急食糧供給実施に関する広報 ◎平常時食糧供給機能の復旧支援（第二次支援措置）
災害発生後15日目以降	◎災害時食糧等物資供給体制の縮小又は閉鎖 ◎応急食糧供給停止及びその後の体制に関する広報 ◎平常時食糧供給機能の復旧支援（第三次支援措置）

① 食糧等の確保

産業経済部（食糧日用品部）は、必要量を算定し、関係各部と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに市内協定業者からの調達ルートを活用し応急食糧を確保する。なお、応急食糧を確保する際には、健康長寿部と調整のうえ、各時期区分に応じて、被災者の栄養状況や健康状況に配慮した食糧の確保に努める。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。確保すべき目標設定のめやすは、以下の通りとする。なお平素より各家庭において７日分程度の備蓄を行うよう奨励する。

１日分（２食／人）	家庭内備蓄による確保
１日分（２食／人）	市及び府による確保（避難所における１日２食分の確保）と域内流通在庫による確保
３日目以降分	広域応援、物流による確保

② 食糧の輸送

食糧給与に関する輸送業務は都市づくり部（交通・住宅部）が以下の通り行う。

ア　輸送体制

都市づくり部（交通・住宅部）は、市において調達した食糧、市民生活部（生活部）が受入れた府支給の食糧及び全国各地から寄せられる物資について、その物流動線を簡略化するため、府立長野高校・地域交流活性拠点等の集積・配送拠点に集積する。その上でそれぞれ供給が必要な避難所・病院等施設へ搬送する。

イ　食糧の集積・配送拠点

食糧の集積・配送拠点（保管場所）は、原則として、上記の通りとする。なお、災害の状況によって市内に設置することが困難若しくは適切でないと認めるときは、近接市町村・府・関係機関並びに事業者・団体等に協力を要請し、市域外で、交通及び運営要員確保に便利な公共公益施設その他で、保管・仕分・配送業務を行うのに必要なスペース・設備・通信手段等を有する場所を選定する。

③ 需要の把握（被害状況の把握）

産業経済部（食糧日用品部）は総務部（総務部情報班）と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に努め、食糧の応急的供給の実施が必要な地域、供給活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。

④ 応急食糧供給所（拠点）の設定

ア　設定

応急食糧の供給は、原則として、各家庭への個別配布ではなく応急食糧供給所の設定による拠点配布方式で行う。応急食糧供給所へは、市の車両により必要量を毎日定期的に輸送し各施設運営担当者が市民への配布活動にあたる。

応急食糧供給所（拠点）は、教育推進部（避難・福祉部）の意見を聞いて設定するが、原則として、避難所設置施設となる小・中学校とする。

また、自ら受け取りに来られない高齢者や障がいのある人等へは、自主防災組織やボランティアが配布を支援する。

イ　周知・広報

応急食糧供給所を設定した時は、設置場所その他食糧供給に関する注意事項が被災地市民に対してもれなく伝わるよう以下の通り行う。

(ｱ) 設定した場所及びその周辺に「応急食糧供給所」と大書した掲示物を表示する。

(ｲ) 応急食糧供給に関する市民からの問い合せ、要望等の取りまとめ役を被災地の自主防災組織若しくは代表となる市民に依頼する。またその旨を掲示物に添書する。

(ｳ) 総合政策部（広報部）に対し、応急食糧供給に関する資料を提供し被災地市民に対する広報活動を実施するよう要請する。

２．市民へ食糧を供給する

【産業経済部】

市民への食糧の供給は、以下の内容で実施する。なお、避難行動要支援者のニーズやアレルギー対応等に配慮するものとする。

(1) 応急食糧の給与

① 給与食糧

給与する食糧は、災害発生後２日目までは、乾パン等又はアルファ化米とする。また３日目以降は、米飯の炊き出し又は弁当・食パン等により行う。

なお、乳幼児（１才半未満）に対しては、調整粉乳とする。

② 給与基準

応急食糧の給与基準は、次の通りとする。

ア　乾　　パ　　ン　１食あたり　１缶100ｇ程度
イ　米　　穀　１食あたり精米200ｇ以内（※[1]、※[2]）
ウ　食　　パ　　ン　１日あたり200ｇ（約半斤）以内
エ　調　整　粉　乳　乳幼児１日あたり150g以内

※[1] ただし通常の配給ができない場合の配給については、１日あたり米穀（精米換算）400g以内とする。

※[2] ただし救助作業に従事する場合にあっては米穀（精米換算）１食あたり300g以内とする。

(2) 炊き出し方式による応急食糧の供給

給食センター調理施設の利用が可能な場合で、教育推進部（避難・福祉部）が認めた場合は炊き出し方式によることができる。その場合、産業経済部（食糧日用品部）は、米穀

・副食用食材・調味料・燃料その他の供給を行い、炊き出し業務は、避難・福祉部が、学校教職員（府が任命権限をもつ者）、自治会、自主防災組織、婦人防火クラブ、その他の防災ボランティア等の協力を得て行う。なお産業経済部（食糧日用品部）がその必要があると認めた場合は、民間給食業者・外食レストランチェーン業者等に炊き出し業務を委託することができるものとする。

(3) 業者委託による弁当類の供給

道路の復旧状況等により、業者委託方式による弁当類の供給を行う。その場合、以下の点について留意する。

- ○　子供向け、一般成人向け、高齢者向けの少なくとも三種類のメニューを原則とする。
- ○　栄養のバランスと嗜好に配慮し、日替わりメニューを原則とする。
- ○　各応急食糧供給所ごとの、対象者別必要数については、産業経済部(食糧日用品部)が各避難・福祉部よりその都度聴取する。
- ○　食中毒等を起こすことのないよう衛生管理に万全を期する。

３．医療機関・福祉施設等への食糧の緊急供給を行う

【健康長寿部、産業経済部、子ども・福祉部】

病院、診療所及び腎人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、重症重度心身障害児・者施設及び介護老人福祉施設等の福祉施設に対し、必要に応じて食糧の緊急供給を行う。

４．応援体制を確立する

【産業経済部】

産業経済部（食糧日用品部）は、災害時食糧等物資供給体制を確立した場合は、おおむね以下のような事項に関し協力・連携が得られるよう速やかに要請する。

事項	要請先（関係機関・団体等）
米穀等備蓄物資の確保 及び食糧の調達	府環境農林水産部 大阪南農業協同組合 河内長野市商工会 災害時における物品の供給協力に関する協定締結業者等
応急食糧供給所の確保・運営	避難所設置施設所管機関等
炊き出し実施用資機材の確保	府商工労働部 災害時における緊急対策に関する協定者 レンタル業者・民間給食業者 外食レストランチェーン業者
応急食糧供給所への輸送業務	応援協定に基づく事業体等
応急食糧供給実施に関する広報	ラジオ、テレビ、その他報道機関

＊資料12-5「災害時における物品の供給協力に関する協定書」に関する連絡先

第４節　生活必需品等を供給する

実施担当部局	産業経済部（食糧日用品部）

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

なお、避難行動要支援者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

［体　系］

第４節　生活必需品等を供給する
- １．災害時生活必需品供給体制を確立する
- ２．市民へ生活必需品を供給する
- ３．応援体制を確立する

１．災害時生活必需品供給体制を確立する

【産業経済部】

(1) 実施責任者

市長が主体となり実施するが、災害救助法が適用された場合には、生活必需品の調達及び市までの搬送は府が行い、支給は市長が府の補助機関として実施する。

(2) 給与又は貸与の対象者

① 被災により、住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊を受けた者

② 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

③ 被服、寝具、その他生活必需物資が無いため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(3) 災害時生活必需品供給体制の確立

市域で震度６弱以上を観測したとき若しくは震度５強以下であっても大規模な災害が発生していると認めた場合並びに大規模な風水害やその他必要と認める場合には、産業経済部（食糧日用品部）は、部内に災害時食糧等物資供給体制を確立し、各時期区分に応じた適切な供給プログラムを策定し実施する。

具体的には、次表に示すように、災害発生直後における最低限度の生活を維持するために必要な生活必需品の緊急供給から平常時生活必需品供給機能の迅速な復旧に至るまでの、３つの時期区分に応じて、備蓄物資確保及び民間からの調達並びに応急生活必需品供給活動実施のために必要な体制を確立する。

時期区分	必要な措置のあらまし
災害発生直後３日目まで	◎災害時食糧等物資供給体制の確立・運営 ◎第一次応急生活必需品の確保・供給 ◎応急生活必需品供給実施に関する広報 ◎平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第一次）
災害後４日目以降14日目まで	◎災害時食糧等物資供給体制の運営 ◎第二次応急生活必需品の確保・供給 ◎応急生活必需品供給実施に関する広報 ◎平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第二次）
災害発生後15日目以降	◎災害時食糧等物資供給体制の縮小又は閉鎖 ◎応急生活必需品停止及びその後の体制に関する広報 ◎平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第三次）

① 生活必需品等の確保

産業経済部（食糧日用品部）は、必要量を算定し、関係各部長と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに市内協定業者からの調達ルート、府・国等からの調達ルートを活用し応急生活必需品を確保する。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。なお、確保すべき目標設定のめやすは、以下の通りとするが、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

なお、市民は近隣住民との助け合いを積極的に行う。

事項	品目例	時期区分
第一次応急 生活必需品の確保 （直後期） ※被災直後の最低限の生活を維持するために必要な物資	◎毛布 ◎布団類（避難行動要支援者用優先） ◎敷物 ◎外衣・肌着 ◎日用品(トイレットペーパー･ティッシュペーパー・生理用品・紙おむつ) ◎冷暖房用品（使捨てカイロ・ストーブ・扇風機等) ◎食器類（箸・コップ・皿・ほ乳ビン・缶切等） ◎光熱材料（使捨てライター・カセットコンロ等）	災害発生直後 ３日目まで
第二次応急 生活必需品の確保 （復旧期） ※当面の生活不安から解放するとともに自力復旧への意欲を支えるために必要な品	◎外衣・肌着 ◎身回品（タオル・パンスト・靴下・サンダル等） ◎日用品（トイレットペーパー・ティッシュペーパー・ウエットティッシュ・生理用品・紙おむつ・ドライシャンプー・石鹸・洗剤・歯ブラシ・歯磨粉等・ガムテープ) ◎冷暖房用品（使捨てカイロ・ストーブ・扇風機等) ◎食器類(鍋・箸・コップ・皿・缶切等) ◎光熱材料（使捨てライター・カセットコンロ等） ◎携帯ラジオ	災害後４日目以降 １４日目まで

② 生活必需品の輸送

「第３節　食糧を供給する」の規定を準用する。

③ 需要の把握（被害状況の把握）

「第３節　食糧を供給する」の規定を準用する。

④ 応急生活必需品供給所（拠点）の設定

「第３節　食糧を供給する」の規定を準用する。

２．市民へ生活必需品を供給する

【産業経済部】

災害対策活動従事者を除き、「第３節　食糧を供給する」の規定を準用する。

３．応援体制を確立する

【産業経済部】

産業経済部（食糧日用品部）は、災害時食糧等物資供給体制を確立した場合は、おおむね以下のような事項に関し協力・連携が得られるよう速やかに要請する。

事項	要請先（関係機関・団体等）
備蓄物資・調達物資等の確保	府商工労働部 河内長野市商工会 協定締結業者等
応急生活必需品供給所 備蓄物資・調達物資等の確保	避難所設置施設所管機関等
毛布・布団・ベッド等寝具類、ストーブ・扇風機等冷暖房器具類の確保	関連業者団体 レンタル業者・寝具業者 電器製品取扱業者その他
教養娯楽品の確保	書籍・運動具等関連業者団体 書籍・運動具等販売業者 書籍等レンタル業者
応急生活必需品供給所への輸送業務	応援協定に基づく事業体等
応急生活必需品供給実施に関する広報	ラジオ、テレビ、その他報道機関

＊資料12-1　災害時応援協定

第10章　自発的支援の受入れ

第１節　ボランティアを受入れる

実施担当部局	市民協働課（生活部）、子ども･福祉部（生活部）、危機管理課（総務部本部班）
関係機関	河内長野市社会福祉協議会

市、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、河内長野市社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力、連携し、ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう適切に対処する。

［体　系］

第１節　ボランティアを受入れる
- １．受入窓口を開設する
- ２．活動拠点を提供する

１．受入窓口を開設する

【子ども・福祉部、市民協働課】

子ども・福祉部、市民協働課（生活部）は、河内長野市社会福祉協議会等と連携を図るとともに、その活動に対し情報提供、調整支援を行う窓口を開設する。また、市内の公益活動団体と連携し、必要に応じて人材の協力・支援の要請を行う。

２．活動拠点を提供する

【子ども・福祉部、市民協働課、危機管理課】

ボランティア活動に必要な場所（ボランティアセンター）、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

設置場所については、被災状況を勘案した上で適切な場所を指定してボランティアセンターを設ける。

【候補地】

社会福祉協議会ボランティアセンター、寺ケ丘公園、市民総合体育館、
旧南花台西小学校、地域交流活性化拠点、その他被災地近くの公共施設

第２節　義援金等を受付・配分する

実施担当部局	子ども･福祉部、健康長寿部（生活部）、会計室（総務部）、 都市づくり部（交通･住宅部）

寄託された被災者あての義援金等の受付、配分は次により行う。

［体　系］

第２節　義援金等を受付・配分する
- １．義援金を受付・配分する
- ２．義援物資の受入れ・保管・配分・輸送に関すること
- ３．義援物資提供の際に配慮する
- ４．支援金についての広報を行う
- ５．小包郵便料金を免除する

１．義援金を受付・配分する

【子ども・福祉部、会計室】

(1) 受付

本市に寄託される義援金は、市があらかじめ定めた窓口－子ども・福祉部（生活部）において受け付ける。義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、必要に応じて寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

会計室は、義援金を被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管する。

(3) 配分

ア　義援金の配分方法、被災者に対する伝達方法等については、関係する機関が協議して決定する。

イ　市長は、府又は日本赤十字社大阪府支部から配分を委託された義援金を、被災者に配分する。

２．義援物資の受入れ・保管・配分・輸送を行う

【子ども・福祉部、健康長寿部、都市づくり部、会計室】

各担当部局は、義援物資の受入れ、保管、配分、輸送を行う。

(1) 受入れに際しては、必要とする物資、不要である物資、当面必要でない物資を明確にする。

(2) 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。

ア　救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること。

イ　複数の品目を梱包しないこと。

ウ　腐敗する食糧は避けること。

(3) 市に寄託される義援物資の受入れに際しては、受入記録簿を作成し、必要に応じて寄託者に受領書を発行する。

(4) 義援物資の配分方法等は、関係する部局等が協議して決定し、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め早期に配分する。

(5) 配分決定に基づき、義援物資を避難所等へ輸送する。

(6) 寄託された義援物資は、大阪府立長野高等学校に受入れ・保管するものとする。なお、民間の貸倉庫も活用することを検討する。

(7) 義援物資の輸送に関しては、民間業者に発注するなどして、活用することを検討する。

３．義援物資提供の際に配慮する

【子ども・福祉部、健康長寿部、会計室】

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

府は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、市と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

４．支援金についての広報を行う

【子ども・福祉部、健康長寿部、会計室】

義援金は、被災者に全額配分されるものであるの対し、支援金は、市の事業や被災地で活動するNPO法人やNGO法人に送る寄付金のことで、団体の活動資金を直接支援できる。

市は義援金などの広報と合わせて、支援金の特徴や義援金との違いを説明するとともに、市内にある支援先となる活動団体や、窓口となる募金受入団体等を紹介するなど、的確に広報を実施するよう努める。

５．小包郵便料金を免除する

【日本郵便株式会社】

日本郵便株式会社河内長野郵便局は、災害が発生した場合、被災状況並びに被災地の実情に応じて、郵政事業にかかる災害特別事務取り扱いい及び援護活動を実施する。

(1) 日本郵便株式会社が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社あての救助物資の小包郵便物料金は免除される。

(2) 市及び府等の申請により、日本郵便株式会社が指定するものは、郵便振替による被災者援護のための寄附金送金の料金は免除される。

(3) 災害ボランティア口座の取り扱いいを行うこととした場合は、寄附金を募集し、集まった寄附金を民間災害救援団体へ配分する。

第３節　海外からの支援を受入れる

実施担当部局	危機管理課（総務部本部班）、市民協働課（生活部）、 生涯学習部（避難・福祉部）

市、府をはじめ関係防災機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

［体　系］

第３節　海外からの支援を受入れる
- １．府と連携して対応する
- ２．支援を受入れる

１．府と連携して対応する

【危機管理課、市民協働課、生涯学習部】

海外からの支援が予想される場合、府と連携して、あらかじめ国に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

２．支援を受入れる

【危機管理課、市民協働課、生涯学習部】

(1) 受入の準備

次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

ア　支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

イ　被災地のニーズと受入れ体制

(2) 受入の支援

受入れにあたっては、努めて自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

ア　案内者、通訳等の確保

イ　活動拠点、宿泊場所等の確保

第11章　メンタルケア（こころのケア）対策

第１節　こころのケア対策を行う

実施担当部局	健康長寿部（医療・福祉部）、子ども・福祉部（生活部）
関係機関	河内長野市社会福祉協議会

災害・緊急時に発生が懸念される心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）の予防を目的として、精神医学臨床心理学等の専門家により、被災者及び災害対応従事者の情緒の安定を図る。

［体　系］

第１節　こころのケア対策を行う
- １．こころのケアのための体制を確立する
- ２．巡回相談を行う
- ３．こころの健康相談等を行う

１．こころのケアのための体制を確立する

【健康長寿部、子ども・福祉部】

(1) 専門家は、支援スタッフへの教育やバックアップを行う。
(2) 現場レベルでは、避難所運営スタッフ、ボランティア等が対応する。
(3) 被災者等に対して、パンフレット、講演会等によって、こころのケアに関して指導する。

２．巡回相談を行う

【危機管理課、子ども・福祉部】

被災精神障がい者の継続的医療の確保と、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応を行うため、避難所等で巡回相談を実施する。

３．こころの健康相談等を行う

【危機管理課、子ども・福祉部】

(1) 災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

(2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第12章　ライフラインの復旧

第１節　ライフライン関係の応急対策を実施する

実施担当部局	上下水道部（上下水道部）、都市づくり部(交通･住宅部)、 消防本部(消防部)、危機管理課(総務部本部班)
関係機関	事業者

災害に際し、本市職員のみでは対応が不十分となる場合には、災害対策基本法に基づき、関係機関や団体に対して職員の派遣を要請し、応急対策、復旧対策に万全を期す。

［体　系］

第１節　ライフライン関係の応急対策を実施する
１．災害時ライフライン情報を収集・伝達する
２．ライフライン復旧連絡部会を設置する
３．上水道を復旧する
４．下水道を復旧する
５．電力を復旧する
６．ガスを復旧する
７．電気通信を復旧する
８．鉄道を復旧する
９．バスを復旧する
10．道路を復旧する

１．災害時ライフライン情報を収集・伝達する

【上下水道部、都市づくり部】

(1) 災害時ライフライン情報の収集・伝達

災害発生後、水道、下水道、電力、ガス、通信のライフラインの被害情報及び復旧情報は、被災者にとって重要な情報として位置づけられる。

ライフライン事業者は、ライフラインの復旧情報を総合政策部（広報部）に提供する。災害対策本部では、「災害時ライフライン情報掲示板」を設置して、本部に集まる各ライフライン事業者の被害・復旧情報を集約するとともに、逐一時系列、リアルタイムに被害状況や復旧情報を提示し、関係機関、マスコミ、市民等への情報の提供を行う

(2) ライフライン事業者

ライフライン事業者については、「資料4-1　通信連絡窓口」を参照すること。

２．ライフライン復旧連絡部会を設置する

【都市づくり部】

(1) ライフライン復旧連絡部会の設置

地震災害発生後のライフライン復旧事業を合理的に進めるため、本部に都市づくり部（交通・住宅部）が所管する「ライフライン復旧連絡部会」（以下、連絡部会という）を設置し、各ライフライン事業者間の復旧事業の調整協議、復旧に関わる関連情報の共有化、情報交換を行う。

(2) ライフライン復旧連絡部会の構成メンバー

連絡部会の構成メンバーは、おおむね次の通りとする。

ア　都市づくり部
イ　上下水道部
ウ　危機管理課
エ　消防本部
オ　関西電力株式会社羽曳野営業所
カ　大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部
キ　河内長野ガス株式会社
ク　西日本電信電話株式会社大阪支店
ケ　河内長野警察署
コ　その他

(3) ライフライン復旧連絡部会の開催

都市づくり部（交通・住宅部）は、被害の状況等を勘案し、ライフライン事業者と協議を行い、連絡部会を復旧状況に応じて随時開催する。

(4) 運営及び協議事項

連絡部会の運営は、都市づくり部が当たることとし、部会で協議する主な項目は、以下の事項とする。

ア　各ライフラインの被害情報の共有化
イ　道路規制や被害状況等復旧関連情報の収集
ウ　復旧エリアの調整・優先順位の調整
エ　その他迅速、合理的な復旧関連の情報交換、調整事項

３．上水道を復旧する

【上下水道部】

(1) 応急措置

上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて消防本部、府警察に通報し、付近住民に広報する。

(2) 市水道事業危機管理対策本部の設置

災害時における水道施設の被害を最小限度にとどめるとともに水道の供給を効果的に行うため、市長が必要に応じて設置する。

① 組織

市水道事業危機管理対策本部（以下、水道事業危機管理対策本部という）は、経営総務課に設置し、次に掲げるものをもってこれを組織する。

本部長	市長
副本部長	上下水道部長、水道技術管理者
本部員	課長

② 活動内容

ア　職員の配備体制に関すること
イ　応急対策に関すること
ウ　復旧に関すること
エ　市長部局等の事務打合せ及び応援要請に関すること
オ　大阪広域水道震災対策相互応援協定並びに河内長野市又は水道事業自治体若しくはその他の団体等との間に締結した危機発生時の応援協定に基づく応援要請及び応援受入れ体制に関すること
カ　その他対策について重要なこと

③ 配備基準

水道事業危機管理対策本部を設置したときの職員の配備基準は、次の通りとし、配備の時期は、水道事業危機管理対策本部長が本部員に対し指令したときとする。

配備区分	配備時期	配備内容
水道 Ａ号配備	１　危機発生のおそれがあるとき ２　その他必要により本部長が当該配備を指令するとき （警戒配備体制）	被害の発生を防ぎょするため通信情報活動、物資資機材の点検整備を実施する体制 （管理職等）
水道 Ｂ号配備	１　小規模の危機事象が発生し、又は発生のおそれがあるとき ２　その他必要により本部長が当該配備を指令するとき （非常配備体制）	危機に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制 （Ｃ号配備の内、主査級以上の職員及び班長が必要とする人員）
水道 Ｃ号配備	１　相当規模の危機事象が発生し、又は発生のおそれがあるとき ２　その他必要により本部長が当該配備を指令するとき （緊急配備体制）	上下水道部が全力をあげて防災活動を実施する体制 （職員全員）

(3) 給水計画の実施

上水道の応急供給については、「第９章第１節　飲料水を供給する」に基づき、医療機関、社会福祉施設等への給水を最優先に行うものとする。

また、大阪広域水道震災対策相互応援協定に基づき、大阪広域水道震災対策中央本部を中心として応急供給を行うものとする。

(4) 資機材・要員の確保

復旧作業の実施については、あらかじめ定めた業者に資材・労働力等の提供を求める。被災状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

(5) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

４．下水道を復旧する

【上下水道部】

(1) 応急措置

ア　停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、大規模なポンプ施設については、発動機によるポンプ運転の配置整備に努める。

イ　下水管渠の被害には、汚水、雨水の流下機能に支障がないよう応急措置を講ずる。

ウ　被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関及び河内長野警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急措置及び復旧

ア　被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

イ　被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(3) 広報

ア　生活水の節水に努めるよう広報する。

イ　被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

５．電力を復旧する

【関西電力株式会社】

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、消防本部、府警察に通報し、付近住民に広報する。

(2) 応急供給及び復旧

ア　被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

イ　緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

ウ　単独復旧が困難な場合は、協定に基づき他電力会社へも応援を要請する。

エ　被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

オ　再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(3) 広報

ア　二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について広報活動を行う。

イ　被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

６．ガスを復旧する

【大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社】

(1) 応急措置

ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、消防本部、府警察に通報し、付近住民に広報する。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給及び復旧

ア　被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

イ　緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

ウ　単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

エ　被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

ア　二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

イ　被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

７．電気通信を復旧する

【西日本電信電話株式会社】

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻そうの緩和及び重要通信の疎通の確保を図る。

ア　応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

イ　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ　非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ　災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる。

オ　避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難地・避難所に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急復旧

ア　被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ　必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

ウ　復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と提携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

８．鉄道を復旧する

【南海電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社】

(1) 応急措置

ア　あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは、速度制限を行う。

イ　負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防本部、河内長野警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ　乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 緊急バス運行

災害により鉄道施設に被害があった場合は、復旧までの間、バス運行を行い孤立化を防止する。

(3) 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設の応急復旧を優先して行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

(4) 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。

(5) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

９．バスを復旧する

【南海バス株式会社】

(1)　応急措置

ア　あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

イ　被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

ウ　負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防本部、河内長野警察署に通報し、出動を要請する。

10．道路を復旧する

【大阪府、都市づくり部】

(1) 応急措置

ア　あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限、若しくは速度規制を実施する。

イ　負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防本部、河内長野警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ　交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

(2) 応急復旧の優先順位

都市づくり部（交通・住宅部）は、災害発生後直ちに現地調査を行い、道路に関する情報を収集する。また、収集した道路情報は、速やかに総務部（総務部情報班）に連絡する。

各道路管理者は、災害発生直後における道路の被害状況・通行確保状況等の情報をもとに、府警察及び他の道路管理者と協議して、緊急交通路を選定し、この結果に基づき、原

則として次の順序で速やかに応急復旧を行い、緊急道路ネットワークを確保する。

ア 救援活動のために特に重要であると判断される路線

イ あらかじめ定めた緊急交通路

(3) 応急復旧

ア　収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。

イ　応急復旧は、原則として緊急交通路を優先的に行う。ただし、国道・府道の管理者から、緊急交通路の迂回路として市道を利用したい旨の要請があった場合には、当該路線の復旧を優先する。

(4) 障害物の除去

道路管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

(5) 資機材・要員の確保

復旧作業の実施については、あらかじめ定めた業者に資材・労力等の提供を求める。

(6) 情報連絡体制

道路管理者は、災害発生後直ちに情報を収集し、収集した情報を互いに連絡、交換することにより被災地域周辺の道路ネットワークの状況を把握する。また、収集した情報をもとに、速やかに応急復旧計画を立案する。

(7) 道路占用施設管理者との情報連絡

それぞれが管理する道路における上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害状況等の情報の収集に努める。交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

(8) 警察との情報連絡

道路管理者は、府警察ならびに河内長野警察署との連絡を密にし、被害状況・通行規制状況等の情報を交換する。

(9) 道路管理者間の相互協力

それぞれの道路管理者は、府警察と緊密に連絡をとり、互いに連携して緊急に確保すべきルートの検討作業を行う。また、応急復旧作業の実施にあたっても、互いに協力して緊急道路ネットワークの早期確保に努める。

(10) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、市民へ広報する。

＊資料5-2 緊急交通路路線（図面と路線一覧表）
＊資料10-1 緊急給水拠点整備図
＊資料10-2 水道災害備品備蓄状況

第13章　二次災害の防止

第１節　二次災害を防止する

実施担当部局	産業経済部（食糧日用品部）、都市づくり部（交通・住宅部）、 消防本部・消防団（消防部）、上下水道部（避難・福祉部）、 環境共生部（環境部）、危機管理課（総務部本部班）

余震又は大雨による浸水、土石流、地すべり、崖崩れ、建築物の倒壊及び火災などに備え、二次災害防止施策を講じるとともに、二次災害への危険性について市民の啓発に努めるものとする。

［体　系］

第１節　二次災害を防止する
- １．公共施設の二次災害を防止する
- ２．応急工事を行う
- ３．民間建築物・宅地の二次災害を防止する
- ４．危険物等の二次災害を防止する
- ５．放射性物質の二次災害を防止する
- ６．地下空間浸水災害の対策活動を行う

１．公共施設の二次災害を防止する

【上下水道部、都市づくり部、産業経済部、施設管理全部局】

(1) 公共土木施設等

① 対象

河川・水路施設、土砂災害危険箇所、公園施設、下水道施設、滝畑ダム、ため池等農業用施設、橋梁等道路施設等

② 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

施設の管理者等は、被害状況の早期発見に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

なお、府及び市は、必要に応じてＮＰＯ法人大阪府砂防ボランティア協会等の連携により、斜面判定士の派遣を要請する。斜面判定士は、土砂災害危険箇所や被災施設に対する点検を速やかに行い、関係機関に連絡することにより二次災害の防止に努める。

③ 避難及び立入制限

施設の管理者等は、著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設、危険箇所への立入制限を実施する。

(2) 公共建築物

公共建築物の管理者等は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

２．応急工事を行う

【施設管理全部局】

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

３．民間建築物・宅地の二次災害を防止する

【都市づくり部、危機管理課】

(1) 民間建築物

都市づくり部（交通・住宅部）は、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等に危険度を周知し、二次災害防止に努める。危機管理課（総務部本部班）は、被害状況を府に報告する。

所有者は建築物の被害の有無にかかわらず、危険性を判断し、適切な処理を行い、特に出火防止に努める。

(2) 宅地

二次災害防止のため、宅地等の被害状況を早期に把握するとともに、被害概況等に基づき、府とともに被災宅地の危険度判定を実施する。

① 被災宅地危険度判定作業の準備

判定作業に必要な次のものを準備するとともに、府、府建築士会等に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

ア　住宅地図等の準備、割当区域の計画
イ　被災宅地危険度判定士受入れ名簿の作成
ウ　判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

② 調査の体制

派遣された被災宅地危険度判定士を中心として２人１組の判定チームを編成し、調査を実施する。

③ 判定結果の周知

判定結果については、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

４．危険物等の二次災害を防止する

【消防本部】

(1) 対象

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物を扱う施設

(2) 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、発火、漏出、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

市は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

(3) 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

５．放射性物質の二次災害を防止する

【環境共生部、消防本部、危機管理課】

(1) 対象

放射性物質（放射性同位元素）にかかる施設

(2) 施設の点検、応急措置

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、放射性物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

(3) 避難及び立入制限

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれのある場合には、速やかに防災関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難誘導対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

６．地下空間浸水災害の対策活動を行う

【危機管理課】

地下駐車場、ビルの地下施設等の地下空間における浸水災害に対処するための浸水災害対策活動は、次の通りとする。

(1) 浸水被害情報等の伝達

危機管理課（総務部本部班）は、気象庁から発表される気象に関する情報等を、地下空間の管理者等に情報の周知を図る。地下空間の管理者等は、気象等の情報収集に努めるとともに、利用者、従業員等に対して、逐時、それらの情報を伝達する。

(2) 避難活動

危機管理課（総務部本部班）は、特に必要と認めるときは地下空間の利用者等に対する避難のための勧告等を行うとともに、市職員、消防吏員及び消防団員は、適切な避難誘導を実施する。

また、地下空間の管理者等は、浸水の危険があると認めるときは、速やかに利用者、従業員等の避難誘導を行う。

第14章　捜索活動と遺体の収容・火葬

第１節　行方不明者を捜索する

実施担当部局	消防本部・消防団（消防部）、子ども・福祉部（医療・福祉部）

市は、警察署及び自衛隊等の協力を得て災害時の行方不明者を捜索する。

［体　系］

第１節　行方不明者を捜索する
- １．行方不明者を捜索する

１．行方不明者を捜索する

【消防本部、子ども・福祉部】

(1) 対象者

災害のため行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者を対象者とする。

(2) 捜索の方法

ア　行方不明者の捜索は、警察官、自衛隊等の協力を得て捜索体制を編成し捜索にあてるが、被災の程度、捜索の状況により消防団、地元関係者等の応援を得て行う。

イ　行方不明者や捜索された遺体については、間違いのないようにリストに整理する。

ウ　捜索に関しては、関係機関の情報交換、捜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。また、捜索が困難な場合は、府及び隣接市町村等に応援を求める。

第２節　遺体を収容･火葬する

実施担当部局	環境共生部（環境部）、健康長寿部（医療・福祉部）、子ども・福祉部（医療・福祉部）

市は、警察署及び自衛隊等の協力を得て災害時の死亡者を収容するとともに、処理及び火葬を実施する。

［体　系］

第２節　遺体を収容･火葬する
１．遺体を収容する
２．遺体を火葬する
３．応援を要請する

１．遺体を収容する

【環境共生部、健康長寿部、子ども・福祉部】

市は、警察署及び自衛隊等の協力を得て、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

(1) 遺体の処理

ア　市は、災害の際、死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、遺体（死体）の火葬を行うための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは医師による検案を行うことができない場合に、これら遺体の処理を実施する。なお、一時保存のために必要となるドライアイス、棺等に関しては、業者の協力により災害時における円滑な調達に努める。

イ　発見した遺体又は警察官に対して届出がなされた遺体については、警察官の検視（見分）を経て、検視（見分）調書を作成したのち処理を行う。

ウ　外国人等、遺体の処理に関して特別の配慮を要する場合は、親族及び関係者と協議し、処理する。

(2) 遺体の収容

ア　遺体の身元を識別するためには、相当の時間を必要とすることもあるため、身元の確認については警察や自治会等の協力を得て実施する。

イ　身元が明らかで、かつ遺族等の引き取り人がある場合は、当該遺体及び遺品は警察から遺族等に引き渡されるが、遺族等に引き渡しできない場合は、市が引き渡しを受け保管する。

　また、多人数の場合は、短時間に火葬することは困難であるため、特定の場所に集めて一時保存する。

ウ　遺体の安置の必要が生じたときは、総合体育館に収容所を設ける。

２．遺体を火葬する

【環境共生部】

(1) 遺体の火葬

遺体の火葬は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合（身元の判明しない者等）遺体の応急的な火葬を実施する。

遺体は、遺体処理台帳及び遺品を保存の上、火葬する。

(2) 火葬の方法

ア　市内における斎場は資料の通りである。

イ　身元不明遺体については、火葬の後、遺骨、遺品等を市において保存する。

※　身元の判明しない者等が出てきた場合には、子ども・福祉部が実施担当とする。

ウ　火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。

エ　遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。

３．応援を要請する

【環境共生部】

市は、自ら遺体の処理、火葬の実施が困難な場合、府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

＊資料12-1　災害時等応援協定
＊資料6-4　市営斎場

第15章　廃棄物処理と保健衛生

第１節　廃棄物を処理する

実施担当部局	環境共生部（環境部）、都市づくり部（交通・住宅部）、 産業経済部（食糧日用品部）

市及び関係機関は、被災地の良好な環境の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、ごみ、災害廃棄物等を適正に処理し、応急活動を実施するための人員、資機材等の輸送が円滑に行われるよう道路等の障害物を除去する。

［体　系］

第１節　廃棄物を処理する
- １．ごみ・災害廃棄物を処理する
- ２．道路障害物を除去する
- ３．住宅関係障害物を除去する

１．ごみ・災害廃棄物を処理する

【環境共生部】

(1) ごみ処理

被災地はごみ及び汚物等の発生が多くなるため、環境共生部（環境部）は迅速かつ適切に清掃業務を実施し、環境の浄化を図る。

① 初期対応

ア　避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

イ　ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

② 収集方法

ア　被災地を重点に効果的に現有清掃車両及び人員を投入し、迅速な収集を行う。

イ　効率的な収集活動を行うため、交通状況を考慮した収集ルートや運搬ルートを設定する。

ウ　ごみの集積収集は、平常時と同様、分別を基本とする。

エ　防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。

オ　消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

カ　本市のみでは対処できない場合は府及び隣接市町村に応援を求める。

③ 集積場所

災害の規模及び状況に応じ大量のごみ・災害廃棄物等が発生した場合は、被災状況を勘案した上で適切な場所を指定して臨時集積所を設ける。なお、臨時集積場については

定期的な消毒を実施する。

④ 処理方法

焼却炉での処理を原則とするが、その他必要に応じ環境衛生上支障のない方法で処理する。

(2) 災害廃棄物処理

大規模地震発生時には、大量の災害廃棄物の発生が予想されるため、環境共生部（環境部）は迅速かつ適切に清掃業務を実施し、環境の浄化を図る。

① 初期対応

災害廃棄物の発生量を把握する。

② 集積場所

災害廃棄物の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分までの効率的な処理ルートの確保を図る。また、災害廃棄物の保管には、火災発生の防止、作業時の安全確保等、仮置き場の適正な管理に配慮する。

【候補地】：一時避難地等

③ 処理活動

ア　災害廃棄物処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

イ　災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

ウ　アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

エ　必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。

２．道路障害物を除去する

【都市づくり部、産業経済部】

(1) 実施責任者

道路の通行に支障を来す場合、国道と府道については府が、市道や農道については市がそれぞれ除去するが、相互に連絡し協力して行う。

(2) 障害物の除去の優先順位

ア　市民の生命安全を確保するための重要な道路（避難路）
イ　災害の拡大防止上重要な道路（延焼阻止のために消防隊が防ぎょ線を張る道路）
ウ　緊急輸送を行う上で重要な道路（緊急交通路）
エ　その他災害応急対策活動上重要な道路

(3) 資機材の確保

障害物の除去に必要な車両、機械、器具等については、業者等から調達する他、他の市町村や府に応援を要請する。

(4) 障害物の集積場所

災害で発生した障害物は、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地や

ごみ捨て場等のほかに、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積し、処理する。
ア　一時的には市管理の運動場、空地、その他廃棄に適当な場所
イ　保管するものについては、その保管する工作物などに対応する適当な場所

３．住宅関係障害物を除去する

【都市づくり部】

(1) 実施責任者

市は、府の委任により災害救助法第２条に規定する区域において、府の補助機関として実施することになる。

(2) 障害物の除去の対象者

ア　当面の日常生活が営み得ない者、又は、日常生活に欠くことのできない場所のみを対象とし、居室、炊事場、便所、玄関等のような場所のみを対象とする。
イ　住家は、半壊、半焼又は床上浸水した者で、自己の資力をもってしても、障害物の除去を実施し得ない者に限りその対象とする。

(3) 実施方法

必要最低限度の日常生活が営める状態に除去する。

＊資料11-1　ごみ処理施設

第２節　防疫･し尿処理を行う

実施担当部局	環境共生部（環境部）、健康長寿部（医療･福祉部）

市及び関係機関は、被災地域における感染症・食中毒を予防し、環境の悪化を防止するため、迅速かつ的確に防疫活動を行うとともに、衛生状態を保持するため、し尿処理等の必要な活動を行う。

［体　系］

- 第２節　防疫･し尿処理を行う
  - １．防疫対策を実施する
  - ２．し尿を処理する
  - ３．動物の保護等を行う

１．防疫対策を実施する

【環境共生部、健康長寿部】

(1) 実施責任者

感染症・食中毒その他の悪疫の伝播を未然に防止するため、市は、速やかに防疫活動を実施する。なお、災害の状況に応じ、本市のみでは実施することが困難な場合は、富田林保健所に協力を要請する。

(2) 防疫活動

① 消毒活動（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年十月二日法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第27条）

府の指導、指示により、下痢患者、有熱患者が多く発生している地域、避難所のある地域、浸水地域等の感染症が発生するおそれのある地域を優先的に消毒を実施する。

ア　消毒方法

(ｱ) 機動消毒－動力噴霧機架載自動車による消毒
(ｲ) 動力消毒－動力噴霧機（散布、電気ミスト）による消毒
(ｳ) 手押消毒－手押噴霧機（乳剤、粉剤）による消毒

イ　消毒薬の配布

自治会及び自主防災組織等の協力を得て、消毒薬を配布するとともに、手指の消毒の励行等の感染症予防に関する衛生指導を行う。

ウ　避難所の防疫指導

府の指導・指示により、避難所内の防疫指導を行う。

エ　薬品等の調達

災害の状況に応じて関係業者から消毒薬剤等を調達する。

② ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

府の指導、指示により、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

③ 家用水の供給（感染症法第31条）

ア　府の指示に基づき、速やかに家用水の供給を開始し、停止期間中継続する。

イ　家用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行う。その際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

ウ　家用水の使用停止分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

④ 臨時予防接種の実施（予防接種法第６条）

府の指示により、感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び期間を定めて市医師会の協力のもと予防接種を実施する。

なお、薬品等は関係業者から調達するが、不足の場合は府にあっせんを依頼する。

ア　臨時予防接種の実施場所

市内各小学校又は公共建物の他、適当な場所をその都度定める。

⑤ 健康診断

府は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するために必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。健康長寿部（医療・福祉部）は地区内の関係機関と共に健康診断を実施する。

⑥ 防疫に必要な薬品の調達

薬品については、関係業者から購入を行うが、現品不足の場合は府にあっせんを依頼する。

⑦ 情報交換

感染症が発生すると予測される地域については、富田林保健所と緊密な連絡を取り、情報交換を行い、感染症予防に万全を期する。

⑧ 感染症患者等に対する感染症指定医療機関等への入院勧告又は入院措置

府は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者については入院の勧告等を行うが、市はこの実施に際して、これに協力する。

⑨ 予防教育及び広報活動

府の指導の基に、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて市民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際、特に社会不安の防止に留意する。

⑩ その他の措置

その他、感染症法により、府の指示を受け必要な措置を行う。

※　一類感染症：ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、痘そう、南米出血熱、ラッサ熱
　　二類感染症：結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウィルス属ＳＡＲＳコロナウィルスであるものに限る。）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ
　　三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

(3) 被災者の健康維持活動

市は、府と相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

① 巡回相談等の実施

ア　被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

イ　被災者への栄養・食生活支援として、被災者の栄養状況を把握し、食糧の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。なお、その際には富田林保健所と連携し、府作成（行政栄養士の災害時対応マニュアル）に基づき実施する。

ウ　高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

エ　府は、保健・医療等のサービス等の提供、食事の栄養改善等について府の助言を受け実施する。

② 心の健康相談等の実施

ア　災害による心的外傷後ストレス傷害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

イ　環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨時に精神科救護所を設置する。

ＰＴＳＤ：Post Traumatic Stress Disorder

２．し尿を処理する

【環境共生部】

ライフラインの被害等により、し尿処理への影響が予想されるので、環境共生部（環境部）は、これらを処理するため適切な措置をとる。

(1) 初期対応

ア　上水道、下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

イ　し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

ウ　被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。また、設置にあたっては、プライバシーを確保した簡易型水洗トイレ等の使用や、男女別のトイレの設置、夜間等の安全性の確保など女性などの配慮に努める。

(2) 処理活動

ア　被災地のし尿の状況調査に基づき、作業計画を検討し、速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。

イ　し尿処理場の被害調査を行い、早急に復旧するとともに処理場を最大稼働運転する。

ウ　消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

エ　被害が甚大で本市のみでは処理することが困難な場合は、府を通じて他の市町村、関係団体に応援を求める。

３．動物の保護等を行う

【環境共生部】

市及び関係機関は被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

また、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

＊資料6-3 主な薬品調達先
＊資料11-2 市内し尿処理施設

第16章　文教対策の実施

第１節　学校教育を再開する

実施担当部局	教育推進部（避難・福祉部）、生涯学習部（避難・福祉部）、 健康長寿部（医療・福祉部））

災害の発生、又はそのおそれのある場合の児童・生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講ずるとともに、災害による教育施設の被害、児童・生徒のり災による通常の教育を行えない場合の文教施設の応急復旧、児童・生徒に対する応急教育及び学用品の供与等を実施する。

［体　系］

第１節　学校教育を再開する
１．実施責任者を定める
２．学校における体制を確立する
３．児童・生徒等を保護する
４．応急教育を実施する
５．就学等に関する措置を実施する
６．給食に関する措置を実施する
７．教育施設の応急整備を行う
８．災害後の環境衛生を確保する
９．児童・生徒の「こころのケア」対策を行う

１．実施責任者を定める

【教育推進部、生涯学習部】

(1) 実施責任者

ア　市立小・中学校等の応急教育及び市立文教施設の応急復旧対策は、市教育委員会が行う。

イ　災害に対する各学校等の措置については、学校長が具体的な応急対策を立てる。

ウ　ただし、学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は、府の委任を受け、市長が実施する

２．学校における体制を確立する

【教育推進部】

学校長は以下の措置を講じ、学校における体制を確立する。

(1) 事前準備

ア　学校長は、学校の立地条件を考慮し、災害時の応急計画を作成するとともに、指導の方法について明確な計画を立てておく。

イ　学校長は、災害の発生のおそれがある場合は、応急教育体制に備えて、次の事項を遵守しなければならない。
(ｱ) 学校行事、会議、出張等を中止すること
(ｲ) 休校措置、児童・生徒の避難、災害時の事前指導及び事後処置、保護者との連絡方法を検討すること
(ｳ) 市教育委員会、河内長野警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認を行うこと
(ｴ) 時間外においては、所属教職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、教職員に周知しておくこと

(2) 災害時の体制

ア　学校長は状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。学校長が不在時の場合、教頭が学校長に代わって市教育委員会等との連絡を取りながら、必要な指示・措置を行う。

イ　学校長は学校の施設・設備等の被害状況を調査し、安全点検を行い、被害状況により施設内の危険箇所については立ち入りを禁止するなどの措置を取り、二次災害の防止に努める。

ウ　学校長は災害の規模、児童・生徒・職員及び施設等の被害状況や所在地を速やかに把握するとともに市教育委員会と連絡し、災害対策に協力し、校舎の管理に必要な職員を確保する。

エ　学校が避難所となる場合の運営に関しては、学校や教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、防災関係機関や自主防災組織など、学校と地域が連携した具体的な対策、役割分担等について、マニュアル等の整備に努める。

オ　学校長は準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど、災害状況と合致するよう速やかに調整する。

カ　学校長は応急教育計画については市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童・生徒及び保護者に周知徹底する。

キ　学校長は校区外に避難した児童・生徒の転校手続き等が円滑に進むよう、市教育委員会、受入れ学校、関係機関等と調整する。

(3) 災害復旧時の体制

ア　学校長は教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、児童・生徒に対しては、被災状況を調査し、市教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する体制をとる。

イ　正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については、府・市教育委員会より指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については学校長は関係機関の援助等により処置する。

ウ　校区外に避難した児童・生徒については、職員の分担を定め、地域ごとに実情を把握し、保護者に必要事項を連絡する。

エ　学校長は災害の推移を把握し、市教育委員会と連絡のうえ、平常授業に戻るよう努め、その時期については、早急に保護者に連絡する。

オ　学校長は校舎が避難所として利用されている場合は、応急教育実施のための措置を市と協議する。

３．児童・生徒等を保護する

【教育推進部】

(1) 児童・生徒等の保護

災害時における応急教育は次の通り実施するが、教育長又は学校長等の判断により、危険が予想される場合は、臨時休校等の措置を行うなど、臨機の措置をとる。

ア　授業開始後にあっては、早急に児童・生徒を帰宅させることとし、その際は、通学路の安全が確認された後、危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教職員が地区別に付き添う。

ただし、保護者が不在の者又は居住地域に危険のおそれのあるものは、学校等において保護する。なお、通信網の遮断を想定し、児童・生徒の引き渡し方法や、連絡方法など、日頃から保護者と取り決めを行い、共通理解に努める。

イ　登校前に休校の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者、児童・生徒等に連絡する。

ウ　災害が広域にわたると予想される場合には、府教育委員会から、ラジオ・テレビ等を通じて統一的な指示が行われるので、この指示に従って適切に措置する。

エ　修学旅行等の学校行事については、安全の見通しが判明するまで中止する。

オ　学校長は、校舎等に危険が及ぶことが予想される場合は、市教育委員会とも連絡の上、あらかじめ想定されている他の避難場所へ適切な緊急避難の指示を行うとともに、教職員を誘導にあたらせる。

カ　学校長の判断で臨時に休校等の措置をとったときは、直ちにその旨を教育部（避難・福祉部）に報告しなければならない。

(2) 教育施設の保全

教育施設及び備品等の被害を最小限に防止するため、施設の長は、施設の防災措置を講じ、停電、断水等予想される事故に対する措置を行う。

４．応急教育を実施する

【教育推進部】

文教施設の被災又は児童・生徒のり災により、通常の教育を実施することが不可能な場合における応急教育は、次の通り実施する。

(1) 応急教育実施の基準

災害発生後１週間程度開始を目安として、学校内若しくは学校長が適当と認める場所において、応急教育を実施する。

(2) 応急教育実施予定場所

ア　学校が避難所に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

イ　校舎の一部が使用できないときは、残存施設を活用し、なお不足するときは、二部授業の方法による。

ウ　公民館等の公共施設を利用する。

エ　隣接校の余裕教室を借用する。

オ　利用すべき施設がないときは、応急校舎を建設する等の対策を講ずる。

校舎の大部分が使用できないときは、隣接の学校・公民館等適当な公共施設を利用する。

(3) 授業時数の確保

ア　災害による休校、二部授業その他のために授業時数の不足が考えられるが、できるだけ速やかに平常授業を始めるよう努め、授業時数の確保を図る。

イ　長期にわたる休校の場合については、自宅学習又は、各地区毎の組織に区分して応急教育を実施する。

(4) 児童・生徒の健康保持

被災地区の児童・生徒に対しては、被災状況により健康診断、検便等を行い、健康の保持に充分注意するとともに、感染症の予防について富田林保健所の指示により、必要な措置を行う。

５．就学等に関する措置を実施する

【教育推進部】

(1) 学用品の供与

学用品の供与については、災害救助法の定めにより実施する。

① 供与品目

ア　教科書及び教材
イ　文房具
ウ　通学用品

② 供与対象者

住家が全壊、流失、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯の小学校児童・中学校生徒で、教科書、学用品を滅失又は棄損したもの

(2) 就学措置

府教育委員会及び市教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、支援する。府は、私立学校の行う就学援助に対して支援するよう努める。

ア　府教育委員会は、府立高等専門学校及び府立高等学校の生徒に対する授業料の減額又は免除について必要な措置を講ずる。

イ　市教育委員会は、市立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

６．給食に関する措置を実施する

【教育推進部】

教育推進部（避難・福祉部）は、学校給食をできる限り継続実施する。ただし、次のような事情が発生した場合については、一時中止する。

(1) 災害が広範囲にわたり、学校給食施設を、災害救助のための炊き出しに使用したとき

(2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間

(3) 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき

(4) 給食物資の調達が困難なとき

(5) その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき

(6) 給食の実施が適当でないと認められるとき
なお、この場合、給食再開にあたっては、衛生管理には充分に注意が必要である。

７．教育施設の応急整備を行う

【教育推進部】

(1) 災害により被害を受けた小、中学校の施設、設備については学校長の報告により教育推進部（避難・福祉部）は調査の上速やかに応急復旧工事を実施する。

８．災害後の環境衛生を確保する

【教育推進部、健康長寿部】

(1) 教育推進部（避難・福祉部）は健康長寿部（医療・福祉部）及び学校長と協議の上、保健室常備の医療機器薬品の確保等の必要な措置を速やかに行う。

(2) 学校長は、児童・生徒に災害時における環境衛生について周知及び指導を徹底する。

(3) 学校長は、災害後の感染症及び防疫対策について、教育推進部（避難・福祉部）、健康長寿部（医療・福祉部）、校医等と協議し、富田林保健所の指示援助により、健康診断の実施や被災校舎、施設の清掃、消毒を実施するなど必要な措置を速やかに行う。

９．児童・生徒の「こころのケア」対策を行う

【教育推進部】

市教育委員会は、府（子ども家庭センター）、その他関係機関、市医師会等協力団体、その他専門家並びに各学校長と連携・協力して、カウンセリング等を実施するなど学校における児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

第２節　文化財の災害応急対策を行う

実施担当部局	生涯学習部(避難･福祉部)

災害により文化財が被害を受けた場合、所有者（管理責任者）は、被害状況を調査し、生涯学習部（避難・福祉部）に報告するとともに、市教育委員会並びに府教育委員会と協議のうえ応急措置を講ずる。

［体　系］

第２節　文化財の災害応急対策を行う
　１．文化財の災害応急対策を行う

１．文化財の災害応急対策を行う

【生涯学習部】

(1) 被害状況の調査

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市を経由して府教育委員会に報告する。

(2) 被害の拡大防止等

市は、被害調査後、判明した状況から市指定文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

府教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、市を経由して所有者又は管理責任者に対し、適切な措置をとるよう指導・助言を行う。

第17章　社会秩序の維持

第１節　社会秩序を維持する

実施担当部局	総合政策部（広報部）、市民生活部（生活部）、総務部（生活部）、産業経済部（食糧日用品部）

府、市をはじめ関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

［体　系］

第１節　社会秩序を維持する
- １．市民への呼びかけを行う
- ２．警察による公共の安全と秩序維持のための警察活動を実施する
- ３．物価の安定及び物資の安定供給を図る

１．市民への呼びかけを行う

【市民生活部・総合政策部】

府及び市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

２．警察による公共の安全と秩序維持のための警察活動を実施する

【市民生活部】

(1) 警察活動

府警察は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警察活動を実施する。また、市は、防災協議会と連携し、公共の安全確保に努める。

(2) 暴力団排除活動の徹底

府警察は、暴力団が復旧・復興事業等に介入する等、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努める。市は、府警察、関係機関等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

３．物価の安定及び物資の安定供給を図る

【産業経済部、総務部】

府、市及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう

監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

(1) 物価の監視

府は、物価の動きを調査、監視するとともに、買い占め・売惜しみをする業者に対しては、是正するよう勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

(2) 消費者情報の提供

府及び市は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

(3) 生活必需品等の確保

府及び市は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

(4) 金融機関における預貯金払戻等

ア　近畿財務局、日本銀行は、被災者の貯金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、次のような指導、要請を行う。

(ｱ) 市民が貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、り災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、貯金払戻の利便を図ること。

(ｲ) 事情によっては定期貯金、定期積立金等の期限前払戻や、これを担保とする貸与にも応じること。

(ｳ) 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

イ　近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

第18章　その他災害応急対策

第１節　土砂災害・洪水応急対策

実施担当部局	都市づくり部（交通･住宅部）、産業経済部（食糧日用品部）

市は、風水害に伴う浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などによる被害の拡大を防止するため、施設の被害調査やその結果を踏まえ、関係機関と協力して必要な措置を講ずる。

［体　系］

第１節　土砂災害・洪水応急対策
- １．河川施設、ため池農業用施設における応急対策を実施する
- ２．砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設における応急対策を実施する
- ３．その他公共土木施設における応急対策を実施する

１．河川施設、ため池農業用施設における応急対策を実施する

【都市づくり部、産業経済部】

(1) 河川施設、ため池等農業用施設

ア　堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、消防機関の長は、直ちにその旨を現地指導班長、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

現地指導班長は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。

イ　府又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立ち退きを指示する。

ウ　水防管理者、ため池等管理者又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

２．砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設における応急対策を実施する

【都市づくり部】

(1) 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

ア　市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。

イ　府、市及び施設管理者は、関係機関及び市民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。

ウ　府、市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切

な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

エ　風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、府及び市は、森林組合等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

３．その他公共土木施設における応急対策を実施する

【都市づくり部、産業経済部】

(1) その他公共土木施設

ア　市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。

イ　府、市及び施設管理者は、関係機関及び市民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。

ウ　府、市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(2) 土砂災害危険箇所

府及び市は、必要に応じてＮＰＯ法人大阪府砂防ボランティア協会等の連携により、斜面判定士の派遣を要請する。斜面判定士は、土砂災害危険箇所に対する点検を速やかに行い、関係機関に連絡することにより二次災害の防止に努める。

第２節　林野火災応急対策

実施担当部局	消防本部・消防団（消防部）、危機管理課（総務部本部班）

林野火災の特異性を考慮して、市及び関係機関は、迅速かつ組織的に対処し、人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

［体　系］

第２節　林野火災応急対策
１．火災の警戒を実施する
２．火災通報等を行う
３．活動体制を確立する
４．林野火災対策資料を作成する

１．火災の警戒を実施する

【消防本部、消防団】

(1) 火災気象通報

大阪管区気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、府に通報する。府は市長に伝達する。

実効湿度が60％以下で、最小湿度が40％以下となり、府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

(2) 火災警報

市長は、府から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要に応じて火災警報を発令する。

火災警報は、気象の条件が次に該当し、火災の予防上危険であると認めるとき、市長（消防長に委任）が発令する。

ア　実効湿度が60％以下で、最小湿度が40％以下となり、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき。

(3) 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで市条例で定める火の使用制限に従う。

(4) 市民への周知

消防本部は、防災行政無線、広報車などを利用し、消防団、自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

２．火災通報等を行う

【消防本部、危機管理課】

(1) 市・消防機関

ア　火災を発見した者から通報を受けた場合は、関係機関（近隣市町村、警察署等）に通報を行う。

イ　地区住民、入山者等に対して周知を図る。

ウ　火災の規模等が府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後１時間ごとに状況を通報する。

府の定める通報基準

・焼損面積５ha以上と推定されるもの
・覚知後３時間を経過しても鎮火できないもの
・空中消火を要請するもの
・住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

(2) 伝達系統

火災通報にかかる伝達系統は、次の通りである。

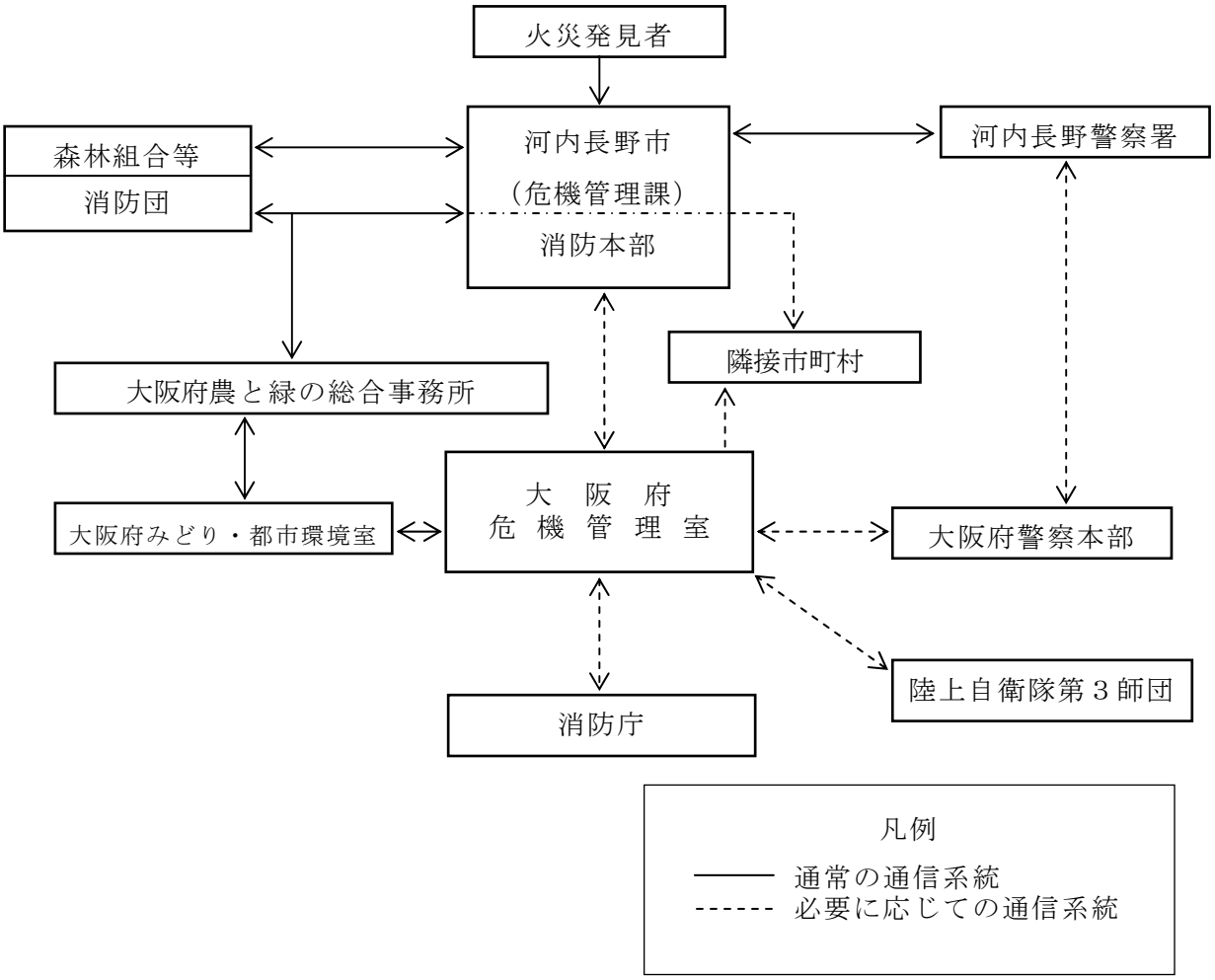

３．活動体制を確立する

【消防本部、危機管理課】

(1) 市・消防機関

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防ぎょ活動を行う。

① 現地指揮本部の設置

ア　林野火災発生の通報があった場合は、直ちに現地指揮本部を設置し、関係機関と連携して、火災防ぎょ活動を行う。

イ　火災の規模等が通報基準に達したとき、府に即報を行う。

ウ　状況把握を的確に行い、延焼拡大のおそれがあるとき又は市単独では対処できないと判断したときは、時期を逸せず隣接市町等に応援出動準備を要請する。

② 現地対策本部の設置

隣接市町村等に応援要請を行った場合、現地対策本部を設置する。なお、現地対策本部の活動は、次の通りである。

ア　応援隊、飛火警戒隊、補給隊などの編成

イ　警戒区域、交通規制区域の指定

ウ　空中消火の要請又は府への依頼
エ　消防庁又は府に対する広域航空消防の応援要請及び自衛隊に対する派遣要請についての検討
オ　応援部隊の受入れ準備

(2) 河内長野警察署

市や関係機関との連携を密にし、負傷者及び要救出者の救助にあたるとともに拡大防止を図るため、必要な警戒、交通規制等の措置をとる。

４．林野火災対策資料を作成する

【消防本部】

関係機関は、措置した事項を整理記録し、今後の対策の樹立を図る。

市は、焼損面積20ha以上の火災の場合は、林野火災調査資料を作成し、速やかに府に報告を行う。

第３節　市街地災害応急対策

実施担当部局	消防本部・消防団（消防部）、総合政策部（広報部）、市民生活部（生活部）、危機管理課（総務部本部班）

中高層建築物等のガス漏洩事故及び火災等の事故に対処するため、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

［体　系］

第３節　市街地災害応急対策
- １．ガス漏洩事故対策を実施する
- ２．火災等の対策を実施する
- ３．広域応援体制を確立する
- ４．中高層建築物、地階を有する建築物の管理者等による措置を実施する
- ５．通報連絡体制を確立する

１．ガス漏洩事故対策を実施する

【総合政策部、市民生活部】

(1) 市

総合政策部（広報部）及び市民生活部（生活部）は、施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するため、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

(2) 消防活動体制の確立

(3) ガス漏洩事故の発生箇所及び拡散範囲の推定

(4) 火災警戒区域の設定

範囲は、地階を有する建築物にあっては、原則として当該地階を有する建築物全体及びガス漏洩場所から半径100m以上の地上部分に設定する。

(5) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、河内長野警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

(6) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

(7) ガスの供給遮断

ア　ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社が行う。

イ　大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちにその旨を大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社に連絡する。

２．火災等の対策を実施する

【消防本部、消防団】

(1) 救助活動体制の早期確立と出動隊の任務分担
(2) 活動期における情報収集、連絡
(3) 排煙及び進入時等における資機材の活用対策
(4) 中高層建築物、地階を有する建築物等の消防用設備の活用
(5) 中高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
(6) 浸水、水損防止対策

３．広域応援体制を確立する

【消防本部、危機管理課】

市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分な火災防ぎょ活動が実施できない場合には、隣接市町村、府、警察署などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

４．中高層建築物、地階を有する建築物の管理者等による措置を実施する

【消防本部】

(1) ガス漏洩、火災等が発生した場合、中高層建築物、地階を有する建築物の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

(2) 中高層建築物、地階を有する建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき市民の避難誘導を行う。

(3) 関係事業者の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

５．通報連絡体制を確立する

【消防本部、危機管理課】

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

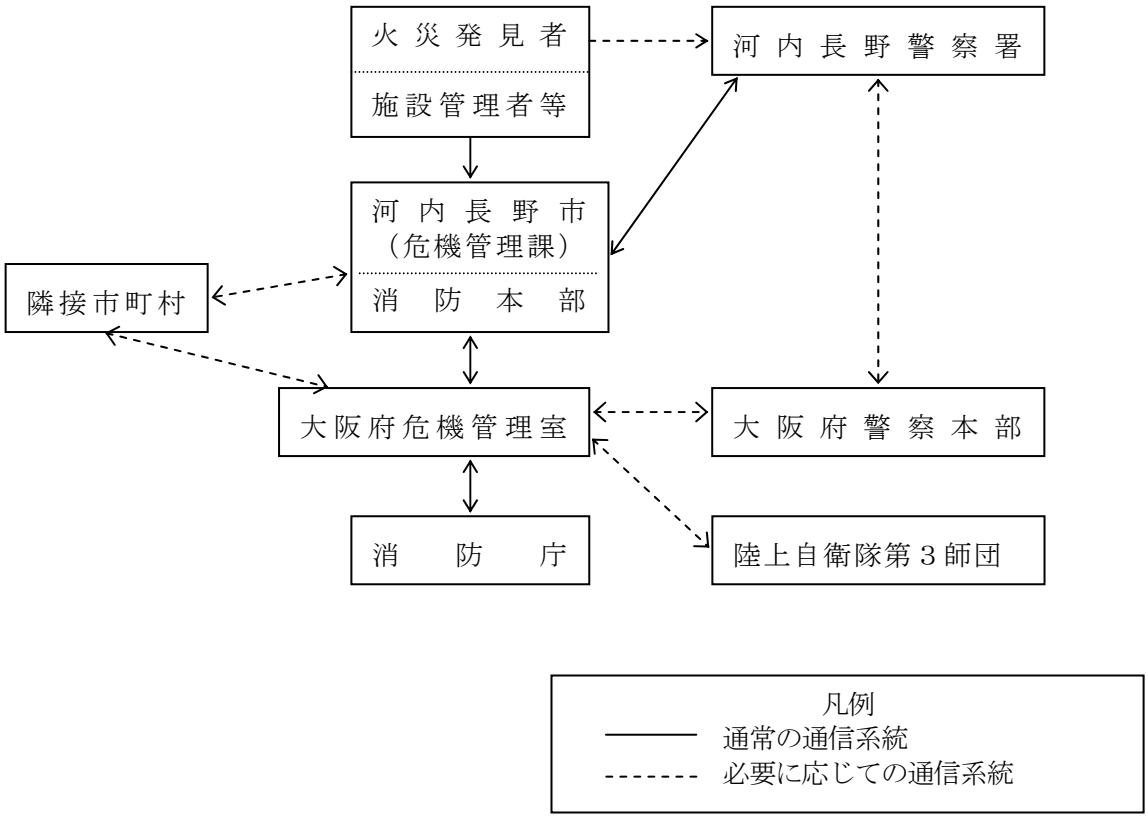

第４節　危険物等災害応急対策

実施担当部局	消防本部・消防団（消防部）、総合政策部（広報部）、市民生活部（生活部）、危機管理課（総務部本部班）

市及び関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限に止め、周辺住民に対する危害防止を図るため、それぞれの応急対策計画により迅速に応急活動を行う。

［体　系］

第４節　危険物等災害応急対策
１．危険物災害応急対策を実施する
２．高圧ガス災害応急対策を実施する
３．火薬類災害応急対策を実施する
４．毒物、劇物災害応急対策を実施する

１．危険物災害応急対策を実施する

【総合政策部、市民生活部、消防本部、消防団】

(1) 市

総合政策部（広報部）及び市民生活部（生活部）は、施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するため、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

(2) 消防機関

消防本部・消防団（消防部）は、次の対策を実施する。

ア　関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。

イ　関係事業者の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。

ウ　危険物の漏洩、火災・爆発等の災害が発生し、又は危険物施設に及ぶおそれがある場合は、施設等の関係者及び警察等の関係機関と連携して、本市消防計画に基づき災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

(3) 河内長野警察署

河内長野警察署は、危険物の漏洩、火災、爆発等の災害が発生した場合、又は危険物施設に及ぶおそれがある場合は、施設の関係者、消防機関等の関係機関と連携して、負傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

(4) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

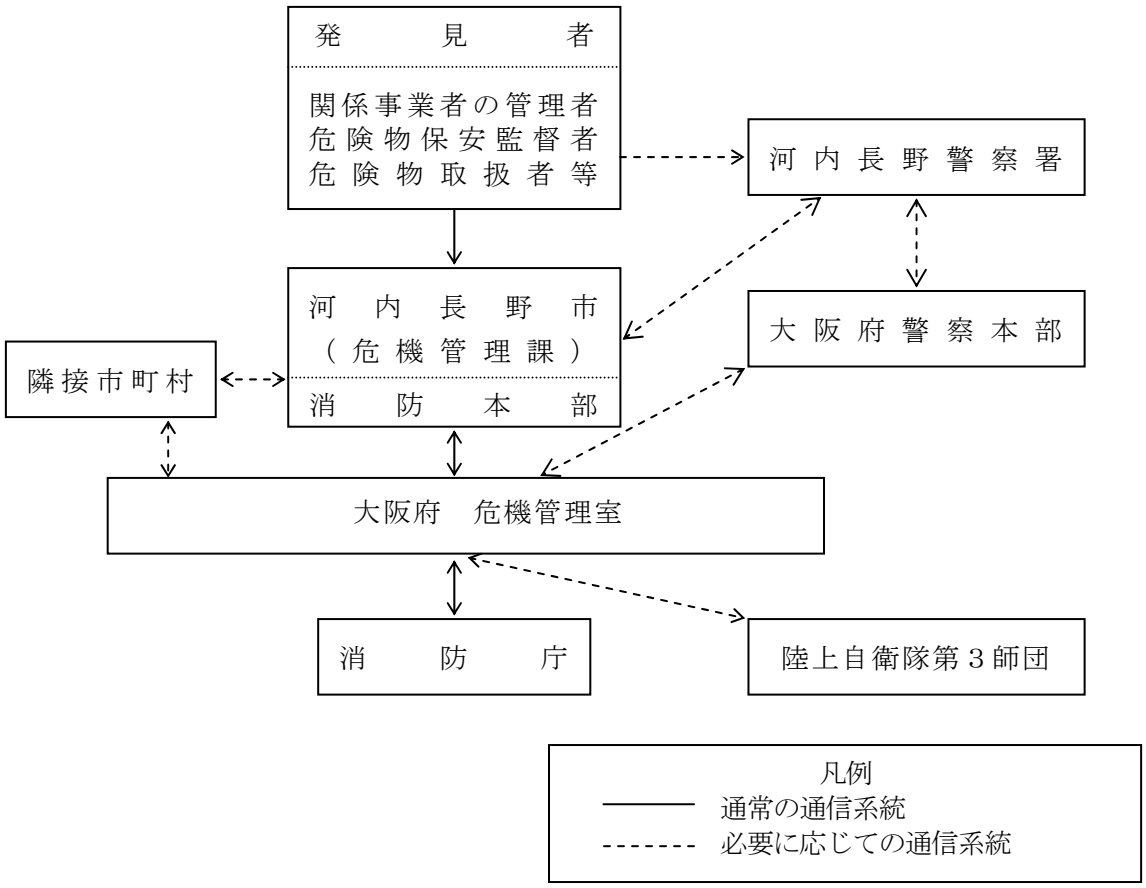

２．高圧ガス災害応急対策を実施する

【総合政策部、市民生活部、消防本部、消防団、危機管理課】

(1) 市

総合政策部（広報部）及び市民生活部（生活部）は、施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するため、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

(2) 消防機関

消防本部・消防団（消防部）は、高圧ガスの漏洩、火災・爆発等の災害が発生し、又は危険物施設に及ぶおそれがある場合は、施設等の関係者及び警察等の関係機関と連携して、本市消防計画に基づき災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

(3) 河内長野警察署

河内長野警察署は、高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合、又は高圧ガス施設に及ぶおそれがある場合は、施設の関係者、消防機関等の関係機関と連携して、負傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

(4) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

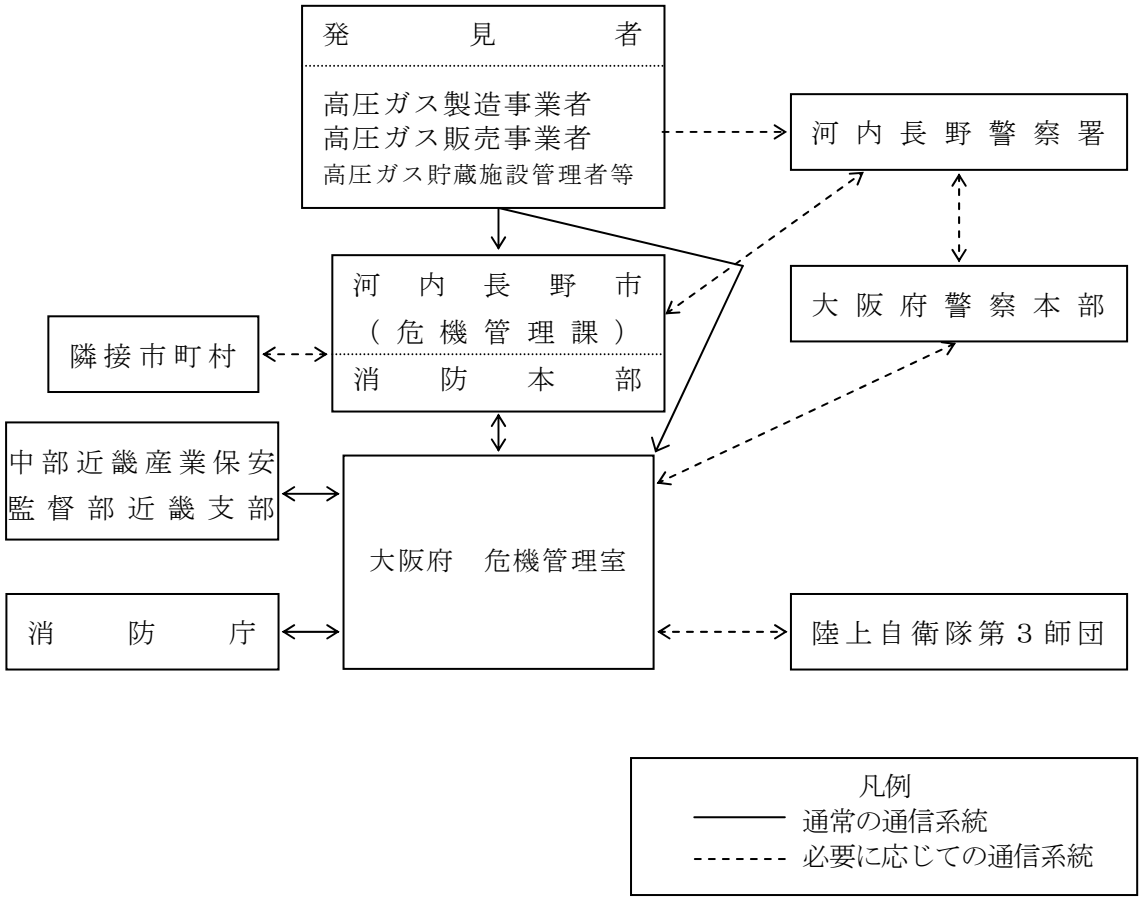

３．火薬類災害応急対策を実施する

【総合政策部、市民生活部】

(1) 市

総合政策部（広報部）及び市民生活部（生活部）は、施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するため、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

(2) 消防機関

消防本部・消防団（消防部）は、火薬類の爆発等の災害が発生し、又は火薬貯蔵施設に及ぶおそれがある場合は、施設等の関係者及び警察等の関係機関と連携して、本市消防計画に基づき災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

(3) 河内長野警察署

河内長野警察署は、火薬類の爆発等の発生した場合、又は火薬貯蔵施設に及ぶおそれがある場合は、施設の関係者、消防機関等の関係機関と連携して、負傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

(4) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

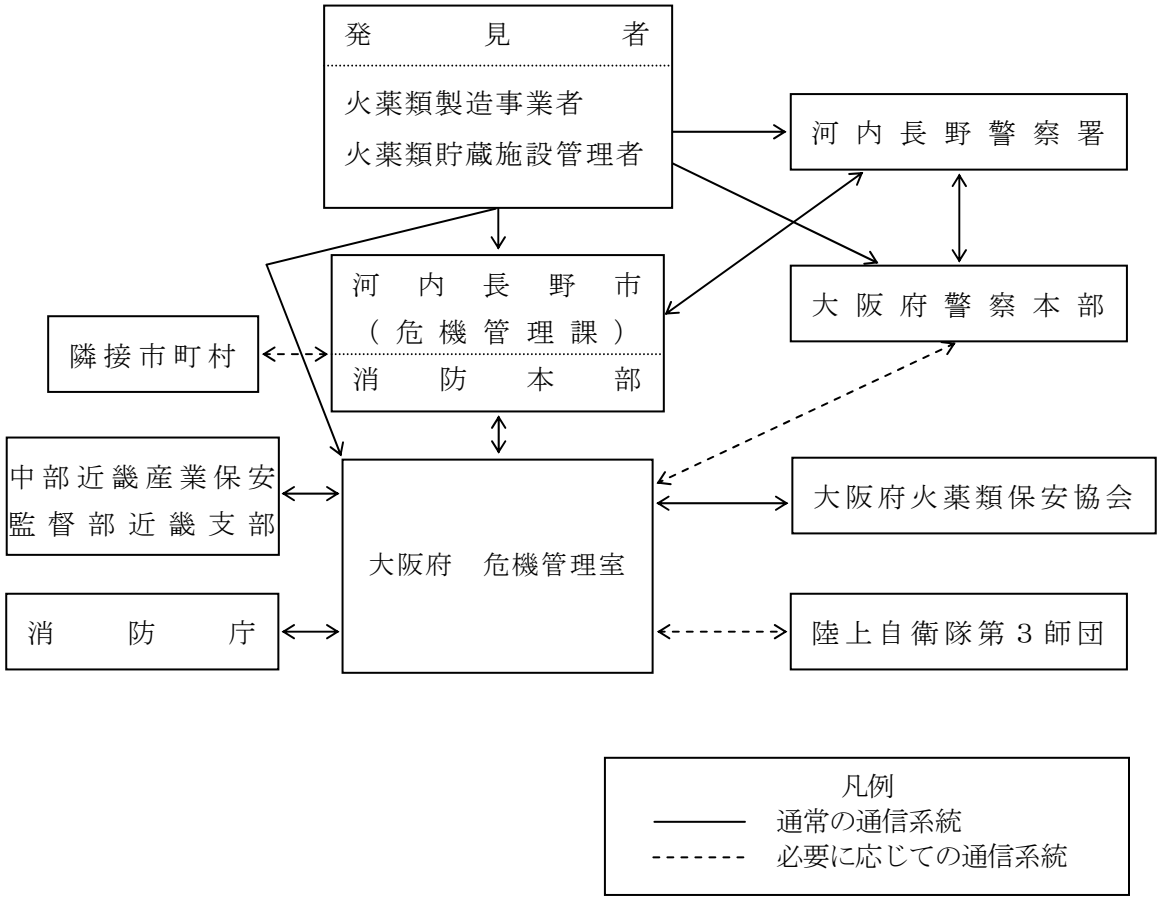

４．毒物、劇物災害応急対策を実施する

【総合政策部、市民生活部】

(1) 市

総合政策部（広報部）及び市民生活部（生活部）は、施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するため、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

(2) 消防機関

消防本部・消防団（消防部）は、毒物・劇物の漏洩等の災害が発生し、又は毒物・劇物貯蔵施設に及ぶおそれがある場合は、施設等の関係者及び警察等の関係機関と連携して、本市消防計画に基づき災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

(3) 河内長野警察署

河内長野警察署は、毒物・劇物の漏洩等の災害が発生した場合、又は貯蔵施設に及ぶおそれがある場合は施設の関係者、消防機関等の関係機関と連携して、負傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

(4) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

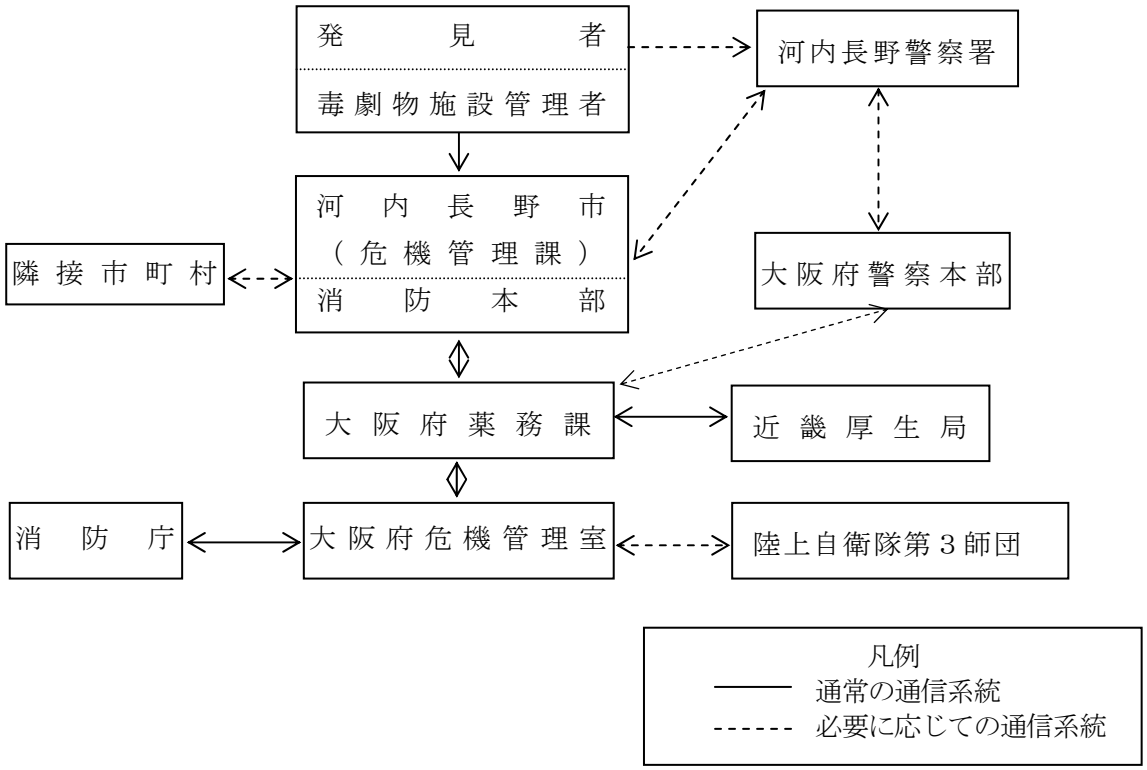

第５節　大規模交通災害（航空機事故、鉄道事故、自動車事故）応急対策

実施担当部局	消防本部・消防団（消防部）、都市づくり部（交通・住宅部）、 危機管理課（総務部本部班）、健康長寿部（生活部）、総務部（総務部）

大規模な交通災害が発生した場合、市及び関係機関は、相互に協力して次の措置を必要に応じて行う。

［体　系］

第5節　大規模交通災害（航空機事故、鉄道事故、自動車事故）応急対策
- １．応急対策を実施する

１．応急対策を実施する

【消防本部、都市づくり部、健康長寿部、総務部、危機管理課】

(1) 大規模交通災害の種類

大規模交通災害として取り上げる災害の例は次の通りである。

① 航空機事故

② 鉄道事故

③ 自動車事故

(2) 応急対策

①連絡体制

ア　発見者及び施設管理者からの通報

(ｱ) 消防本部は、災害時に危険物施設等の被害、又は鉄軌道交通が極めて混乱している状況を発見した者から通報を受ける。

(ｲ) 消防本部は、大規模交通災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、各施設の管理者から通報を受ける。

イ　関係機関への連絡

消防本部は、市域において大規模交通災害が発生した場合、又は発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに府に報告のうえ、河内長野警察署及び関係機関に連絡する。

②応急対策の実施

ア　市の災害応急活動体制

市は、災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、府及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

イ　応急対策活動

(ｱ) 災害の拡大防止等

消防本部は、必要に応じて警戒区域を設定し、避難の指示等の応急対策を実施し、身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

(ｲ) 関係機関との連携

府をはじめ関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

(ｳ) 救助、救急医療活動（大阪南医療センター及び当該事故関係機関）

(a) 医師及び看護師の派遣
(b) 医療機材及び医薬品の輸送
(c) 負傷者の救助
(d) 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

(ｴ) 消防活動

消防本部は、災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

(ｵ) 救援物資の輸送

都市づくり部（交通・住宅部）、府及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

(ｶ) 応急復旧用資機材の確保

総務部（総務部）、消防本部、府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

(ｷ) 交通対策

河内長野警察署、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

ウ　広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市と協力体制をとる。

(3) 事故処理

当該事故関係機関は、河内長野警察署、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

(4) 情報収集伝達体制

① 航空機事故

市をはじめ防災関係機関は、関係機関と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

② 鉄道事故

ア　情報収集伝達経路

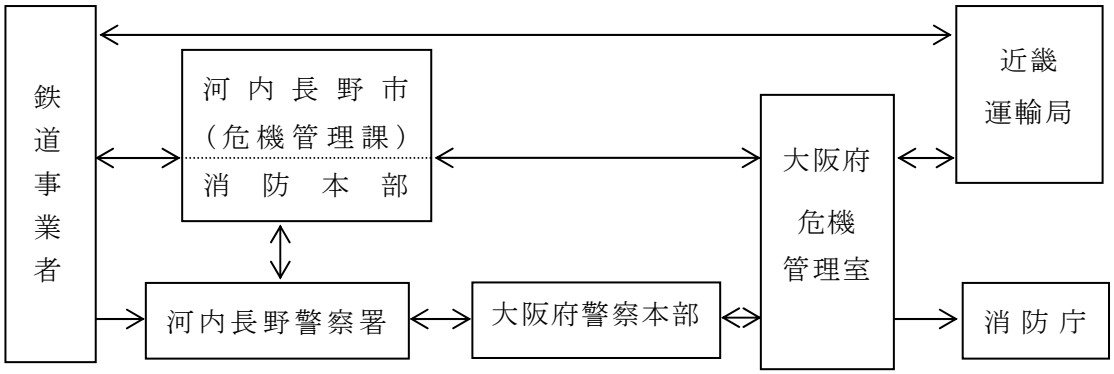

イ　収集伝達事項

(ｱ) 事故の概要
(ｲ) 人的被害の状況等
(ｳ) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
(ｴ) 応援の必要性
(ｵ) その他必要な事項

③ 自動車事故

ア　情報収集伝達経路

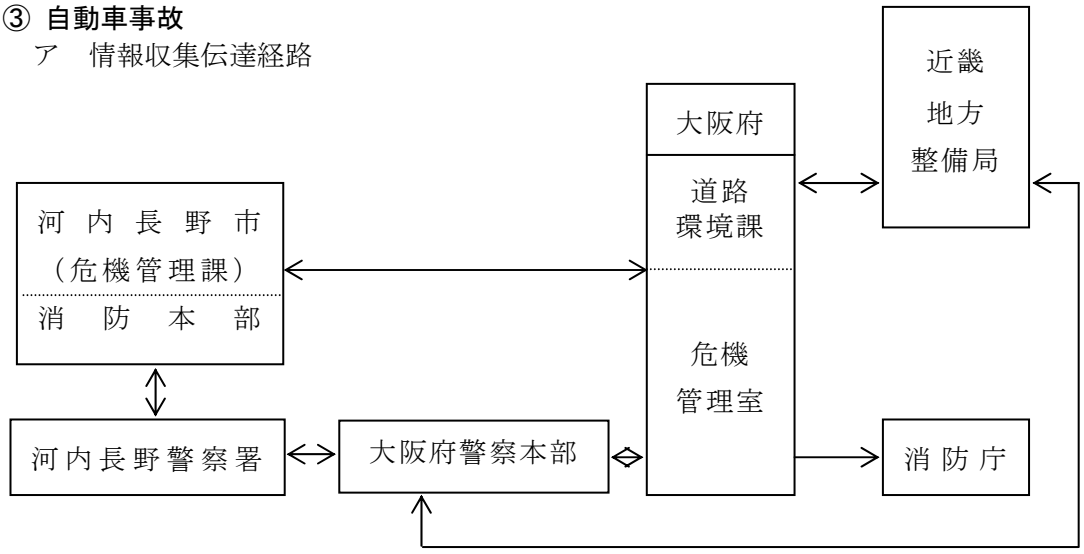

イ　収集伝達事項

(ｱ) 事故の概要
(ｲ) 人的被害の状況等
(ｳ) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
(ｴ) 応援の必要性
(ｵ) その他必要な事項

第６節　原子力災害対策

実施担当部局	危機管理課(総務部本部班)、全部局

近畿圏では、原子力発電所が福井県に存在し、大阪府は隣接府県にも該当せず、市と一番近い原子力発電所（大飯原子力発電所）との距離は約120kmとなる。しかしながら、福井県に隣接する滋賀県が、福井県内の主な原子力発電所において、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故と同規模の事故が発生した場合の放射性物質拡散予測を実施した結果、気象条件によっては大阪府内に影響が及ぶケースがあり、市に影響を及ぼす可能性は否定できない。

さらに、本市は、福井県内の原子力発電所で事故災害が発生した場合を想定し、福井、滋賀、京都３府県のUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）内の住民等の広域避難（府県外避難）の受入れを行うこととなっている。

また、市内には放射性同位元素にかかる施設も所在するため、放射線にかかる災害が発生した場合、市及び府、関係機関は、相互に協力して次の措置を講じ、被害の軽減を図る。

［体　系］

第6節　原子力災害対策
１．原子力災害応急対策を推進する
２．広域避難者を受入れる
３．放射線災害応急対策を実施する

１．原子力災害応急対策を推進する

【全部局】

(1) 災害情報の収集

原子力災害が発生した場合、府及び関連市町、滋賀県等の原子力発電隣接県との連携協力し、直ちに状況の把握及び応急対策実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

(2) 市民への情報の伝達

市は、原子力災害に対する市民の不安の解消や、市民生活の混乱防止のため、きめ細やかな情報を迅速に伝達する。情報の提供にあたっては、国及び原子力事業者と連携し、情報の発信元を明確にし、防災行政無線、緊急速報メール、ホームページへの掲載、広報車の使用等、多様な手段で情報を発信刷る体制を整える。

また、市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、相談窓口を開設するなど積極的に広聴活動を実施する。

(3) 放射線量の測定

市は、市内において空間放射線量の定点観測を実施し、その測定結果を随時ホームページ等で公表することにより、市民の不安解消に努めるとともに、線量の変化を機敏に捉え、迅速な応急対策を実施する体制を整備する。

(4)被ばく者等の救助、救護

市は、府警察及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

(5) 市民等の避難

市及び関係機関は、放射線のモニタリングの結果等を踏まえ、予測線量が「屋内退避及び避難に関する指標」に該当すると認められる場合は、被害予想地区の住民に対し屋内退避、コンクリート屋内退避などの措置を講ずる。

また、放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退き又は屋内退避の勧告・指示を行う。

(6) 立入制限、交通規制及び警備措置

市及び府は、被害予想地区における立入制限措置、交通規制措置、警備措置をとるよう関係機関に要請する。

(7) 飲食物の摂取制限

国、府等からの情報、指示に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲食物の摂取制限、農産物の出荷制限等必要な措置を講ずる。

また、原子力災害が発生した場合に、食材などの放射線量測定を速やかに実施できるように、計測機器及び計測実施体制を整備する。

２．広域避難者を受入れる

【危機管理課、全部局】

(1) 避難者の受入れ

福井県内の原子力発電所で事故災害が発生した場合の、福井、滋賀、京都３府県の住民等の広域避難（府県外避難）の受入れについて、関西広域連合が進めている広域避難の受入れ調整に基づき、広域避難者の受入れ体制を整備する。

避難元・避難先のマッチングの大枠は以下の通りとする。

グループ	避難元市町	避難先市町村
福井県⇔兵庫県		
福井A	若狭町	北播磨（西脇市、小野市、三木市、加西市、加東市、多可町）、丹波（篠山市、丹波市）、
福井B	小浜市	中播磨（姫路市、市川町、福崎町、神河町）、但馬（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）、
福井C	おおい町、高浜町	阪神北（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）
滋賀県⇔大阪府・和歌山県		
滋賀A	長浜市	大阪市、堺市、泉北（和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町）、中河内（八尾市、東大阪市、柏原市）、南河内（松原市、藤井寺市、羽曳野市、**河内長野市**、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）、泉南（岸和田市、泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）
滋賀B	高島市	大阪市、豊能（豊能町、能勢町、池田市、豊中市、箕面市）、三島（吹田市、高槻市、茨木市、島本町、摂津市）、北河内（枚方市、守口市、門真市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市）
京都府⇔兵庫県・徳島県		
京都A	舞鶴市、南丹市、京丹波町	神戸市、阪神南（尼崎市、西宮市、芦屋市）、淡路（洲本市、南あわじ市、淡路市）
京都B	綾部市、福知山市	西播磨（相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町）
京都C	宮津市、伊根町	東播磨（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）

避難元府県・市町が定める広域避難計画における避難の流れは、以下を基本とする。

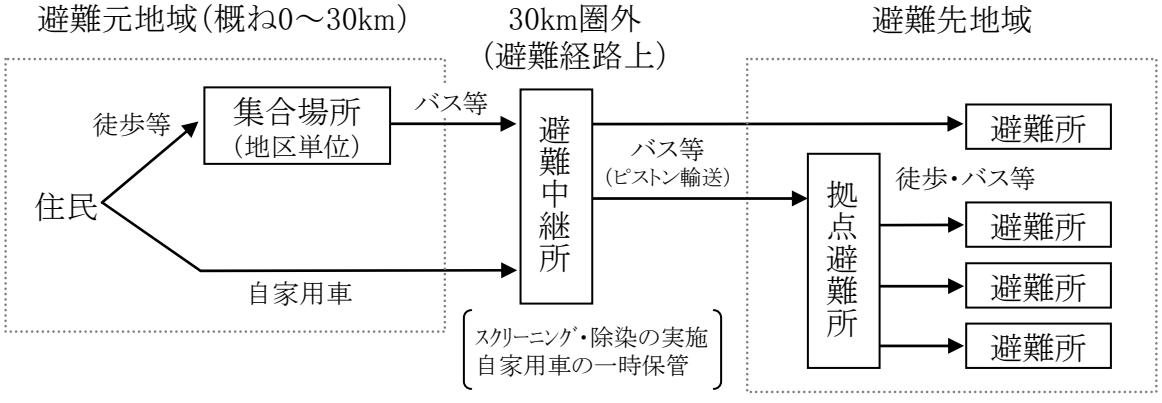

(2) 避難所の設置・運営

避難所の開設は、災害対策基本法第 86 条の 9 第 5 項に基づき、市が行う。市は、避難元市町に避難所を提供し、避難所開設当初の避難者の受入れと生活支援を行う。

避難所は、避難者による自主運営が行われることが原則であることから、避難所開設当初の市主導の運営から、避難元市町による運営へ、さらには避難者による自主運営へと運営体制を順次切り替えていく。

(3) 拠点避難所の設置運営

市は、避難者の受入れを行うほか、最終的な避難所への振り分けを行う場所として、大規模施設に拠点避難所を開設することができるものとする。拠点避難所から最終的な避難所へは、徒歩又はバス等の公共交通機関により移動する。

事前に策定する広域避難計画では、避難者の最初の目的地となる拠点避難所のほか、できる限り、最終的な避難先となる避難所についても、名称と所在地を定める。

広域避難における市の避難所運営にかかる役割例

時期	役　割	摘　要
初動期～応急対応期	避難所の開設・施設管理	施設管理者が実施。
	開設当初の避難所運営	当初3日間を目安に市が主導。避難元市町による運営、避難者による自主運営に順次切替え。
	仮設トイレの設置	避難所の設備状況や避難者数に応じて手配。
	生活物資の調達・配布	府と連携して実施。不足する場合は広域連合に広域応援調整を要請。
	罹災証明の発行	必要に応じ避難元市役所と連携して実施。
	生活支援情報サービスの提供	

３．放射線災害応急対策を実施する

【危機管理課、消防本部】

市内には放射性同位元素にかかる下記の施設が所在し、放射性同位元素にかかる災害が発生した場合、市、関係機関及び放射性同位元素にかかる施設の設置者等は、相互に協力して次の措置を講ずる。

放射性同位元素取扱施設

名称	所在地	電話
大阪南医療センター	河内長野市木戸東町2-1	53-5761
日本農薬	河内長野市小山田町345	56-9000

(1) 関係機関への情報連絡及び広報

放射性物質の漏洩等の事故を発見したものは、速やかにその旨を消防本部、警察などに通報するとともに、市及び関係機関は、被害予想地区の住民に対し、迅速に異常事態の発生を伝達する。

(2) 放射線量の測定

放射性同位元素取扱事業者等は、放射線の量及び放射性同意元素による汚染の状況を測定し、結果及びその後の防災活動に必要な情報を、市及び関係機関に伝達する。

(3) 放射線による被曝を受けた者等の救出、救護

被ばく者が発生した場合は、救助にあたって放射線被曝に留意し、速やかに被爆治療が可能な医療機関に搬送する。搬送に際しては、汚染拡大防止に十分留意する。

(4) 市民等の避難

市及び関係機関は、放射線の汚染調査等の結果を踏まえ、被害予想地区の住民に対し屋内退避、退避などの措置を講ずる。

(5) 危険区域の設定と立ち入り制限

市及び関係機関は、放射線による汚染が認められる区域を放射線危険区域として設定し、地区住民を待避させ、危険区域の立ち入り制限を行う。

(6) 交通規制

市及び関係機関は、立ち入り制限を実施した危険区域に対し、交通規制措置、警備措置を講ずる。

(7) その他災害の状況に応じた必要な措置

第７節　その他災害応急対策

市地域防災計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故などを想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるよう定めているが、その他にもトンネルの崩落等の不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、関係機関は災害の態様に応じ、「災害応急対策編・災害復旧・復興対策編」を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消防・救急救助・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずるものとする。

第４編　災害復旧・復興対策編

大規模な地震、大雨や台風などによる災害発生後における、市民の生活安定のための措置、公共施設の災害復旧等について基本的な計画を定める。

なお､以下､実施担当部局に示す（　）内の名称は、河内長野市災害対策本部が組織された場合の名称である。

第４編　災害復旧・復興対策編

第１章　被災者の生活再建支援

- 第１節　住宅を確保する ····· 4-1
- 第２節　被災者の生活を確保する ····· 4-4
- 第３節　激甚災害の指定を受ける ····· 4-8

第２章　地域支援

- 第１節　農産物災害応急対策を確立する ····· 4-9
- 第２節　中小企業の復興支援を行う ····· 4-10
- 第３節　農林業関係者の復興支援を行う ····· 4-11

第３章　復興

- 第１節　復興の基本方針を作成する ····· 4-13

第１章　被災者の生活再建支援

第１節　住宅を確保する

実施担当部局	都市づくり部（交通・住宅部）

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することが出来なくなった者及びそのままでは当面日常生活を営むことが出来ない者に対する住宅の対策は、本計画の定めるところによる。

［体　系］

第１節　住宅を確保する	
	１．住宅対策を実施する
	２．公共住宅への一時入居を実施する
	３．応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理を行う
	４．住宅の確保・支援を行う

１．住宅対策を実施する

【都市づくり部】

(1) 住宅対策の種類と順序

① 災害後直ちに着手する必要があるもの

ア　避難所の設置による被災者の応急収容
（第３編・災害応急対策編第８章第２節「1.避難所を開設する」）
イ　空き家のあっせん
ウ　緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
エ　応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去
オ　建設基準法による被災市街地の建築制限又は禁止区域の指定
カ　住宅復旧資材の値上がり防止及び資材の手当、あっせん

② ①の対策に引き続き、できるだけ早く検討、実施すべきもの

ア　独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅の復興及びマイホーム新築資金貸付（特別貸付）
イ　公営住宅法による災害公営住宅等の建設
ウ　公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
エ　り災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
オ　都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
カ　民間住宅の復興に対する支援

２．公共住宅への一時入居を実施する

【都市づくり部】

⑴ 対象

応急仮設住宅の建設の進捗状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府営住宅、府内各市町営住宅・住宅供給公社・都市再生機構住宅等の空家への一時入居の措置を講ずる。

⑵ 募集

ア　市営住宅は都市づくり部（交通・住宅部）が、募集を行う。その他の住宅も都市づくり部（交通・住宅部）が要請を行う。

イ　都市づくり部（交通・住宅部）は、市民への情報提供や相談に対応する。

３．応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理を行う

【都市づくり部】

⑴ 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理は、府が、自らの責任で行うのが原則であるが、市長に委任された場合は、次の要領で行う。

⑵ 対象者

① 応急仮設住宅の供与

住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自己の資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること

② 入居者の選定方法

入居者の選定に当たっては、民生委員等の協力を得て、被災者の資力その他条件を充分調査するとともに、府の委任を受けて市長が実施する。選考にあたっては高齢者、障がい者を優先する。

③ 応急仮設住宅の設置戸数・規模・費用の限度・期間等については、災害救助法の定めるところによる。

⑶ 応急仮設住宅の設置

① 建設予定地の選択方法・基準

応急仮設住宅の建設用地は、安全、保健衛生上適当な場所として、予定地の中から災害状況を勘案して適切な場所を選定する。

② 建設資機材及び業者の確保

応急住宅の建設に当たっては、建設業者等に協力を要請する。

また、資機材、材木等の調達については、建設用資機材取扱業者及び住宅用木材調達取扱業者等に協力を要請する。

なお、市だけでは、対応できない場合は、他の市町村や府に応援を要請する。

③ 建設資材の調達

都市づくり部（交通・住宅部）は請負業者の手持資材が不足するとき、又は調達困難な場合は府に対し調達あっせんを依頼する。

④ 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅の管理は、府と協力して行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を基本とし、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

⑤ その他
ア　府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
イ　入居者に応急仮設住宅を供給する期間は、完成の日から、原則として２年以内とする。
ウ　高齢者、障がい者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

(4) 住宅の応急修理等
① 対象者
災害により住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことが出来ず、かつ自己の資力で応急修理が出来ない者に対して行う。
ア　生活保護法による被保護者並びに要保護者
イ　特定の資産のない高齢者、障がい者等
ウ　前号に準ずる者

② 修理の方法
ア　修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分とする。
イ　修理は、災害発生の日から１か月以内に完了しなければならない。
ウ　修理する住宅の選定については、市長が行う。

４．住宅の確保・支援を行う

【都市づくり部】

府及び市は、関係機関と連携し、災害ですまいを失った世帯の住宅の確保に努めるとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。

(1) 相談窓口の設置
住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。
ア　公共住宅、民間住宅への入居に関する相談、情報
イ　住宅修繕などに関する相談、情報
ウ　住宅の新築・修繕の融資等に関する相談、情報
エ　被災住宅に関する借地借家法等の相談、情報

(2) 住宅復興計画の策定
被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災者の実状に沿った施策を推進する。

(3) 公営住宅の供給促進
民間、住宅供給公社、都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給を図る。

① 公営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅の空家活用
既存の空家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災市民の住宅として活用できるよう配慮する。

② 災害公営住宅の建設
災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を建設する。

③ 特定優良賃貸住宅のあっせん
自力での住宅確保が困難な被災者に対して優良賃貸住宅のあっせんを行う。

(4) 民間賃貸住宅の建設支援（大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等）
府は、住宅金融支援機構の融資制度等を利用し、府が定める基準を満たした優良な民間賃貸

住宅を建設する者に対して利子補給を行い、被災市民の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。

(5) 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(6) り災都市借地借家臨時処理法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地、借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

＊資料13-2 応急仮設住宅建設候補地

第２節　被災者の生活を確保する

実施担当部局	危機管理課（総務部本部班）、子ども・福祉部（医療・福祉部） 市民生活部（生活部）、産業経済部（食糧日用品部）、 健康長寿部（医療・福祉部）等

市は、被災者が被った被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん等を行う。

［体　系］

第２節　被災者の生活を確保する
- １．災害弔慰金等を支給する
- ２．罹災証明書を交付する
- ３．被災者生活再建支援金を支給する
- ４．災害援護資金・生活資金等を貸付する
- ５．租税等の減免及び徴収猶予等の措置を行う
- ６．医療費の負担等を行う
- ７．雇用機会を確保する

１．災害弔慰金等を支給する

【危機管理課】

(1) 災害弔慰金及び災害傷害見舞金

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。

① 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

ア　市域において５世帯以上の住家が滅失した災害
イ　府内において住家が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害
ウ　府内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害
エ　災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害

② 次の場合、支給を制限する。
ア　死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合
イ　別に給付金が支給される場合

③ 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしている者に限る)にのいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

④ 災害障害見舞金は、法律第８条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

２．罹災証明書を交付する

【危機管理課、市民生活部】

(1) 罹災証明書の交付

市は、市域に掛かる災害が発生した場合において、当該災害の被災者からの申請に応じて、遅滞なく、住家の被害その他市が定める種類の被害の状況を調査し、被害の程度を証明する罹災証明書を交付するものとする。

(2) 罹災証明書交付の実施体制の確保

市は、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、(1)による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、市と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３．被災者生活再建支援金を支給する

【危機管理課】

(1) 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

(2) 被災者生活再建支援制度の概要

① 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

② 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次の通りである。

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ　10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ　100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ　５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア又はイの市町村を含む都道府県内の市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

オ　５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

③ 支給対象世帯

ア　自然災害により、住宅が全壊した世帯

イ　住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ　災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

④ 支給金額

支給額は、以下の２つの支援金の合計金額となる。

（※　世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

ア　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊［③アに該当］	解体［③イに該当］	長期避難［③ウに該当］	大規模半壊［③エに該当］
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

⑤ 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図の通り。

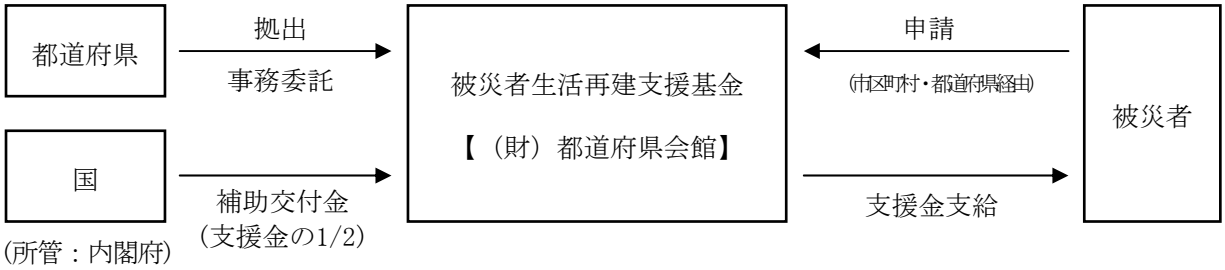

４．災害援護資金・生活資金等を貸付する

【子ども・福祉部】

市及び河内長野市社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

(1) 災害援護資金貸付

市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

⑵ 生活福祉資金の災害援護資金貸付

河内長野市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、市内居住の低所得者に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、１の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下）を対象とする。

５．租税等の減免及び徴収猶予等の措置を行う

【市民生活部】

⑴ 市税の徴収猶予及び減免措置

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は河内長野市市税条例により市税の緩和措置として、事態に応じ納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。具体的な措置の実施は、税務課が担当する。

① 納期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入できないと認められるときは、市税の納期限を延長する。

② 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに１年以内の延長を行う。

③ 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置をとる。

④ 減免等

被災した納税義務者等に対し必要と認められる場合は、固定資産税等の減免及び納付（納入）義務の免除を行う。

⑵ 国税及び府税の減免措置

国及び府は、被災者の納付（納入）すべき国税及び府税について、法令及び府条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期間の延長、徴収の猶予、滞納処分の執行の停止並びに減免の措置等を災害の状況によって実施する。

６．医療費の負担等を行う

【健康長寿部】

市は、必要に応じ、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度における医療負担及び保険料の減免等を図る。

７．雇用機会を確保する

【産業経済部】

府は、関係機関と協力して、次の事項をもって、被災事業者の雇用の確保、災害により離職した者に対する適職への就職あっせんに努める。

(1) 公共職業安定所によるあっせん
(2) 雇用保険の失業等給付に関する特例措置
(3) 従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止

＊条例3　河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例

第３節　激甚災害の指定を受ける

実施担当部局	全部局

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成して府各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は次の通りである。

［体　系］

第３節　激甚災害の指定を受ける
　１．激甚災害指定による財政援助を受ける

１．激甚災害指定による財政援助を受ける

【全部局】

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
(2) 農林水産業に関する特別の助成
(3) 中小企業に関する特別の財政援助
(4) その他の財政援助及び助成

第２章　地域支援

第１節　農産物災害応急対策を確立する

実施担当部局	産業経済部（食糧日用品部）

災害時において農林業用施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急復旧を図る。

［体　系］

第１節　農産物災害応急対策を確立する
- １．農業施設応急対策を実施する
- ２．農作物応急対策を実施する
- ３．林産物応急対策を実施する
- ４．畜産等応急対策を実施する

１．農業施設応急対策を実施する

【産業経済部】

⑴ 関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行う。

⑵ 被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、被災地全体の総合調整の上に立って応急対策を実施する。

２．農作物応急対策を実施する

【産業経済部】

⑴ 災害対策技術の指導

地割れなどにより農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、培土、間断灌漑、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導や被害を最小限にくい止めるための技術指導等を、大阪府南河内農と緑の総合事務所の指導のもとに農業団体等と協力して実施する。

⑵ 水稲種子の確保、あっせん

必要に応じ、水稲種子のあっせんを府を通じて大阪府種子協会に依頼し、確保を図る。

⑶ 病虫害の防除

農作物の各種病虫害の防除については、大阪府病害虫防除所及びその他関係機関と協力して実施する。

３．林産物応急対策を実施する

【産業経済部】

(1) 技術指導等

ア　森林組合の協力を得て、倒木に対する措置等の技術指導を行う。

イ　被災造林地において、幼齢林の倒木起こし作業等の補助事業の実施により早期復旧を図る。

ウ　浸冠水した苗畑において、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒及び枯死苗木の抜き取り、焼却等に努める。

(2) 病害虫の防除

枯損木、倒木、折損木等を速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病害虫の防除に努める。

４．畜産等応急対策を実施する

【産業経済部】

(1) 伝染病の発生等については、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。

(2) 一般の疾病の発生については、市の獣医師と協力し治療にあたる。

(3) 伝染病発生畜舎等の消毒については、府の指示によって実施する。なお、一般疾病薬品等については、府にあっせんを要請する。

(4) 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める。

第２節　中小企業の復興支援を行う

実施担当部局	産業経済部(食糧日用品部)

災害により被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証等の対策が国・府によって講じられるが、市は、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう国・府に要請するとともに、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要なＰＲ活動を積極的に行う。

［体　系］

第２節　中小企業の復興支援を行う
１．資金需要の把握・調査等を行う
２．資金の融資措置を行う
３．中小企業者に対する金融制度を周知する

１．資金需要の把握・調査等を行う

【産業経済部】

府が行う中小企業関係の被害状況の調査等について協力する。また、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

２．資金の融資措置を行う

【産業経済部】

府及び金融機関が行う災害復興資金融資制度などに協力し、被災した中小企業の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定に努める。

⑴ 政府系金融機関の融資

① 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

② 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被害中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

⑵ 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

被災した中小企業者等に対し、災害復旧又は経営安定のための資金を貸し付ける。

３．中小企業者に対する金融制度を周知する

【産業経済部】

市は、商工会やその他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、株式会社日本政策金融公庫が行う災害貸付、並びに大阪府災害復旧資金緊急融資及び経営安定資金貸付、商工組合中央金庫が行う特災利率の適用等の特別措置について中小企業者に周知する。

第３節　農林業関係者の復興支援を行う

実施担当部局	産業経済部（食糧日用品部）

災害により被害を受けた農業者又は組合等に対し復旧を促進し、農業の生産力の回復と経営の安定化を図るため、府は政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう対処するが、市は、これらの融資制度についてＰＲするとともに、農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者に対する融資適用を迅速かつ円滑に実施する。

［体　系］

第３節　農林業関係者の復興支援を行う
１．資金需要の把握・調査を行う
２．資金の融資措置を行う
３．融資制度を周知する

１．資金需要の把握・調査を行う

【産業経済部】

府が行う農業関係者等に対する被害状況の調査、及び資金需要の把握について協力する。支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を設ける。

２．資金の融資措置を行う

【産業経済部】

市は、農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者等に対する融資適用が、迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

⑴ 天災融資資金（天災融資法）

ア　融資機関は、農林関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。

イ　激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

⑵ 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

⑶ 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

３．融資制度を周知する

【産業経済部】

市は、農林業関係団体を通じて、国・府が行う災害により被害を受けた農業者又は組合等に対する融資制度について周知する。

第３章　復興

第１節　復興の基本方針を作成する

実施担当部局	全部局

災害からの復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざすものとする。

［体　系］

第１節　復興の基本方針を作成する
１．基本方針を決定する
２．原状に復旧する
３．被害を調査する
４．復興計画を作成する
５．公共施設等を復旧する

１．基本方針を決定する

【全部局】

市及び府は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じたことにより、地域の振興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災者の生活再建と被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災市民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、原状復旧を行うべきか将来の災害の予防も含めた中期的課題の解決を図る計画的復興の検討を行い、災害復興方針を策定する。

２．原状に復旧する

【全部局】

原状復旧を基本とする場合は、将来の災害を防止できるような可能な限り改良復旧を行う。

３．被害を調査する

【全部局】

市は、防災関係機関と協力し、災害による直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項を調査し、速やかに府に報告する。

４．復興計画を作成する

【全部局】

復興計画は、被災者の明日への希望を与える重要な計画である。

被災後の市の復興については、生活、事業活動の活性化、公共施設の復興、市民に対する地域魅力の再興、災害に強いまちづくりをめざし、市民と行政が協同して復興に立ち上がる計画である。

(1) 復興基本方針

① 目標年度の決定

計画の復興目標年度は、災害の規模にもよるが、早期に決定する。

② 計画策定の趣旨

市総合計画や防災に関する基本方針等を踏まえつつ、防災の観点を明確にして復興の基本方向を明確にする。

ア　地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、都市構造や産業基盤などの改変を要するような高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。復興計画は、被災者の生活再建を支援し、再度災害防止の配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

イ　市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のため、広域調整、国との連携などの体制整備を行う。

ウ　市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりをめざすよう努める。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を基本とし、併せて、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者の参画を促進するものとする。

(2) 災害復興本部

災害復興計画の策定にあたっては、市長を本部長として災害復興本部を設置し、将来目標に向かっての復興計画を策定する事務局は、危機管理課と総合財政部を主体とする。

(3) 復興計画策定委員会

市民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりをめざし、基本方針などを検討するため、必要に応じ、復興計画策定委員会を市民及び関係機関の代表者により設置する。

５．公共施設等を復旧する

【全部局】

(1) 復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

(2) 復旧完了予定時期の明示

市は、復旧完了予定時期の明示に努める。

付編１　東海地震関連情報に伴う応急対応

東海地震関連情報に伴う社会混乱の防止に努め、本市及び市民、事業所等のとるべき適切な対応措置・警戒体制について定め、市民の生命、身体、財産等の安全を確保する為の措置について基本的な計画を定める。

付編１　東海地震関連情報に伴う応急対応

第１章　総則

- 第１節　目的 …… 付 1-1
- 第２節　基本方針 …… 付 1-1

第２章　東海地震注意情報が発表された時の措置

- 第１節　東海地震注意情報の伝達 …… 付 1-2
- 第２節　警戒態勢の準備 …… 付 1-2

第３章　警戒宣言が発せられた時の対応措置

- 第１節　東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達 …… 付 1-3
- 第２節　警戒態勢の確立 …… 付 1-4
- 第３節　広報 …… 付 1-5
- 第４節　救援・救護 …… 付 1-5
- 第５節　警備・交通対策 …… 付 1-6
- 第６節　公共輸送等対策 …… 付 1-6
- 第７節　消防・水防・土砂災害対策 …… 付 1-6
- 第８節　危険物施設等対策 …… 付 1-7
- 第９節　避難対策 …… 付 1-8
- 第 10 節　ライフライン対策 …… 付 1-8
- 第 11 節　学校・医療機関・社会福祉施設対策 …… 付 1-9
- 第 12 節　劇場・高層建築物等対策 …… 付 1-11
- 第 13 節　社会秩序の維持 …… 付 1-11

第４章　市民、事業所等のとるべき措置

第１章　総　則

第１節　目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発することになっている。

この計画は、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努め、市及び市民、事業者等のとるべき適切な対応措置・警戒体制について定め、市民の生命、身体、財産等の安全を確保することを目的とする。

第２節　基本方針

本市は、地震防災対策強化地域から相当の距離にあるものの、東海地震発生時には、震度４～５弱が予想される。警戒宣言が発せられたときには、警戒宣言が発せられている間の対処について関係機関、市民、事業者等に正確・迅速に周知徹底を図り、応急対策を実施し、震災予防と社会的混乱の防止を図る必要がある。

この計画は、東海地震の警戒宣言が発せられてから警戒宣言解除時までの対応計画であるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。に基づき対策を実施するものとする。なお、警戒宣言が発せられても、本市の市政・都市機能については、極力平常通り維持することを基本とする。

なお、東海地震と東南海･南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知し、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

第２章　東海地震注意情報が発表された時の措置

第１節　東海地震注意情報の伝達

市及び防災関連機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられた場合に備えた、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

１　伝達系統

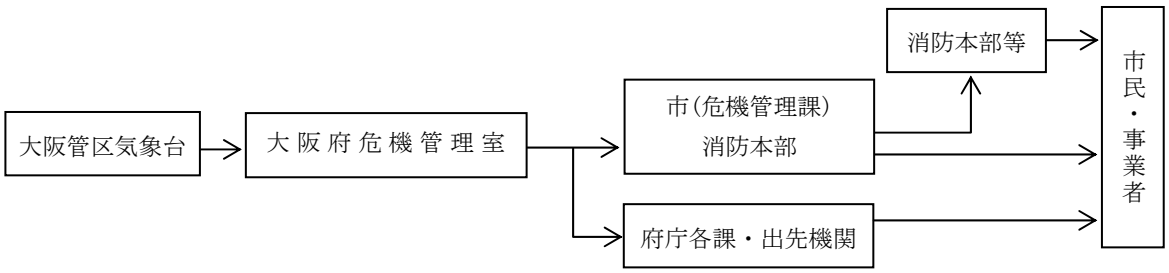

２　伝達事項

(1) 東海地震注意情報の内容

(2) その他必要な事項

第２節　警戒態勢の準備

市及び防災関係機関は、職員の待機、非常配備など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

市消防本部では、非常警備を発令して警戒体制を整え、非常警備本部を設置する。

市は、国、府に準じて市民に対して次の内容を基本とする呼びかけを行う。

(1)　東海地震注意情報の内容の説明とその意味について

(2)　政府が行う準備行動の具体的な内容について

(3)　万一に備え、強化地域方面への不要不急の旅行などの自粛について

(4)　地域住民に対する沈着冷静な対応の要請について

(5)　今後、警戒宣言時に予想される交通規制等の内容について

第３章　警戒宣言が発せられた時の対応措置

市は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずるべき事前の対策を進めるものとする。

第１節　東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達

１　職員に対する措置

危機管理課は、東海地震予知情報や警戒宣言を入手した時は、直ちに市長に報告するとともに、各部に伝達するものとする。伝達を受けた各部長は、速やかに職員にその内容を周知させ、併せて関係機関等へ伝達するなど適切な措置を講じるものとする。

２　伝達系統図

(1) 東海地震予知情報

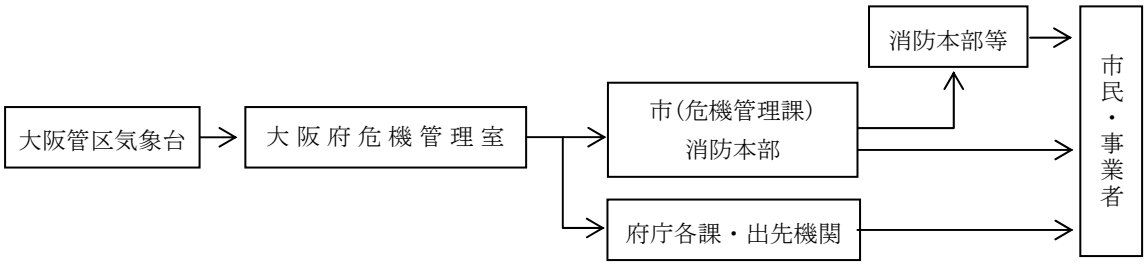

(2) 警戒宣言

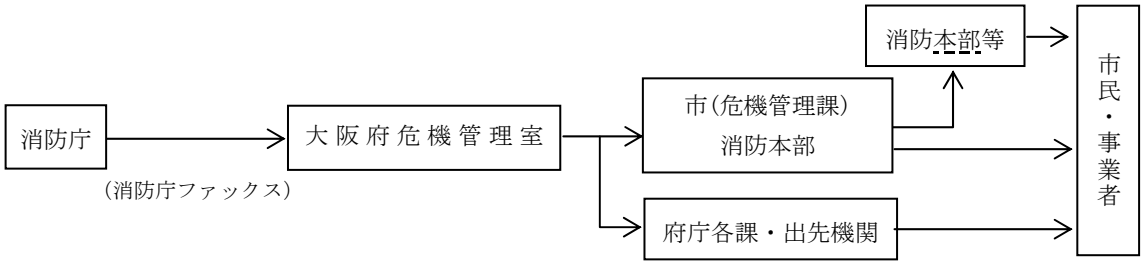

３　伝達事項等

(1) 関係機関への伝達事項
ア　東海地震予知情報
イ　警戒宣言
ウ　警戒解除宣言
エ　その他必要と認める事項

(2) 市民、事業者等への広報事項
ア　警戒宣言に伴う地域ごとの各種情報の提供と冷静な対応について
イ　必要な防災措置をとること
ウ　自治会等の防災体制準備の呼びかけ
エ　避難措置等の周知

４　市民・事業者等に対する広報、周知方法

市は、警戒宣言が発せられたことを了知したときは、広報車、防災行政無線等を活用し、自治会等の住民組織と連携して地域住民、事業者等へ周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

なお、状況に応じて逐次伝達するとともに、反復継続して行う。

第２節　警戒態勢の確立

市は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒宣言解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海･南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知し、東海地震発生後や警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

１　警戒配備体制の確立

(1) 市長は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに災害配備体制をとる。
(2) 組織・運営の方法については、第３編・応急対策編第１章第１節「３．職員を動員配備する(地震)」に定める。

２　活動事項

(1) 職員への情報伝達・周知は、迅速かつ的確に行う。
(2) 計画に基づき、対策本部を設置し、情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
(3) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備を行う。
(4) 応急対策に従事する職員以外は、勤務時間中は通常業務を行う。
(5) 所管施設、職場内の点検を行い、書棚・ロッカー等の転倒防止、出火危険箇所の安全措置、その他職員の安全確保のための措置を講ずる。
(6) 自家用発電機・消防用設備・無線設備等の非常電源の点検を行い、作動確認を行う。

３　市民が利用する施設の管理等

(1) 施設の利用者等に対して、警戒宣言が発せられたことを的確に周知し、これらの人々が混乱に陥らないように十分配慮する。
(2) 非常口・非常階段等の避難設備を点検し、地震時の避難体制に万全を期する。
(3) 火気を使用する場合は、近くに消火器等を配置し、地震時の火災防止に万全を期す。
(4) 市の各種行事の中止等の検討を行う。

４　工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、工事担当部局は、現場の状況に応じ、請負業者の責任において次の措置を講ずる。

(1) 建設機械類の安全措置
(2) 工事箇所の崩壊・倒壊・落下物の防止及び補強措置
(3) 工事現場内のガス管・上下水道管・電気設備等の安全措置
(4) 工事監督者・作業員の安全確保措置・現場巡視措置

第３節　広報

１　市

防災行政無線や広報車等を活用し、関係機関及び自主防災組織等住民組織と連携して迅速かつ的確に広報を行う。広報事項は次の通りであるが、特に避難を必要とする場合は、市民等に指定避難所を事前に周知するとともに、避難勧告の際の伝達手段及び伝達事項について広報する。

(1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
　ア　交通規制、通信規制
　イ　上水道の対応
　ウ　不特定多数を収容する施設の対応
(2) 市民、事業者等のとるべき措置
(3) 混乱防止のための措置
(4) その他周知すべき事項

２　避難行動要支援者への配慮

点字、ファクシミリ等の手段を用いて、視聴覚障害者にも配慮する。

３　流言防止への配慮

(1) 情報の出所を一本化し、情報文を可能な限り用意する。
(2) 情報文は、学術・法律・行政用語はさけ、受け手となる市民の立場に立って、可能な限り平易かつ簡単明瞭にする。
(3) 情報伝達は、できるだけ広く浅く行い、また聞きの情報は排除する。
(4) 情報の伝達に際してはメモを取り、復唱する。
(5) 正しい情報による流言の打ち消しを行う。

第４節　救援・救護

警戒宣言が発せられたときは、災害の発生に備え、食糧等の確保を図るとともに、迅速な医療救護活動ができるよう、必要な措置を講ずる。

１　備蓄物資の点検又は調達、確保

(1) 市は、食糧供給、給水計画に基づき、被災者の食糧、水の確保に努める。
(2) 府は、災害用備蓄食・生活必需品等の放出、関係機関等への要請、輸送体制など、食糧等の供給体制を確立する。
(3) 近畿農政局大阪農政事務所は、災害救助用米穀の緊急引き渡し体制を整備する。

２　医療救護

市、府及び関係機関は、次の措置を講ずる。

(1) 医療班の編成準備
(2) 医薬品、医療器具等の点検調達
(3) 保健所内における救護所の設置の準備
(4) 日本赤十字社大阪府支部、近畿地方医務局、府医師会等への協力要請の準備
(5) 関係機関は要請のある場合に備え迅速に対応するための準備
(6) 予想される傷病者の搬送体制の確立

第５節　警備・交通対策

道路管理者は、次の措置を講ずる。

１　交通対策

(1) 府公安委員会、河内長野警察署長が行う交通規制に協力する。
(2) 危険箇所を点検する。
(3) 路面排水ポンプを点検する。
(4) 自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設を点検する。
(5) 石橋、木橋及び古い橋梁に留意する。
(6) 工事中の現場は作業を中止し、補強等の安全措置を講ずる。

２　広報

(1) 交通規制の実施状況について
(2) 道路の渋滞状況等について
(3) 路上駐車中の車両に対する移動について
(4) 車両運転中に地震に遭遇した場合の注意事項について

第６節　公共輸送等対策

警戒宣言が発せられたとき、公共輸送機関は、旅客の安全確保及び地震発生後の輸送の早期確保を図るため、国及び関係機関との密接な連携のもとに、次の措置を講ずる。

１　鉄道

(1) 旅客に対する混乱防止措置
(2) 施設点検
(3) 列車の運行規制等
(4) 警備対策

２　バス・タクシー

(1) 乗務員は、ラジオ及び警察官等から警戒宣言の発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。
(2) 既定の安全走行をする。
(3) バスターミナル、タクシー乗場等における旅客の混乱防止にあたる。

第７節　消防・水防・土砂災害対策

１　消防対策

消防機関は、次の措置を講ずる。

(1) 東海地震予知情報等の収集と伝達
(2) 出火・延焼危険地域等に対する巡回等による警戒
(3) 消防用資機材、消防水利の点検確保

(4) 広報・指導
ア　出火防止措置に関すること
イ　初期消火措置に関すること
ウ　危険防止措置に関すること
エ　消防計画、予防規定等に基づく自主防災体制の確立と危険物等の管理の徹底に関すること

２　水防対策

市及び府は、次の措置を講ずる。
(1) 府は、水防管理団体等への迅速な情報伝達
(2) 監視・警戒体制の確立
(3) 関係業者からの資機材緊急輸送の準備
(4) 備蓄水防資機材の点検整備
(5) 工事施工箇所の安全確保
(6) 水防危険箇所への立入禁止

３　土砂災害対策

市及び府は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して次の措置を講ずる。
(1) 危険箇所の点検
(2) 危険が予想される周辺地域の住民等に対する避難勧告
(3) 工事中の場合は、工事を中止し安全措置を講じ、立ち入りを禁止すること

第８節　危険物施設等対策

危険物施設等にかかる事業者は、次の措置を講ずる。

１　防災体制

ア　自衛消防組織等自衛消防体制の確立
イ　防災要員の動員と役割分担に基づく配備

２　施設対策

ア　緊急遮断弁等危険物安全防護措置の点検
イ　破損、転倒防止措置、流出油拡散防止措置
ウ　タンク等の元弁の閉鎖、漏洩防止措置
エ　操業制限、停止措置
オ　防災資機材及び応急復旧工事用資機材の点検確認
カ　施設の火気からの隔離及び火気使用制限又は禁止
キ　従業員及び周辺住民の安全確保措置

３　輸送対策

ア　危険物にかかる運搬等の抑制
イ　危険物にかかる輸送途上の遵守事項の徹底
ウ　危険物にかかる出荷、受入れの制限又は停止
エ　タンクローリー等の安全な場所への移動
オ　その他危険が予想される作業の中止

第９節　避難対策

警戒宣言が発せられたとき、原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所にかかる市民等をあらかじめ指定した避難所に事前に避難させるため、市長は、府警察等の関係機関と相互に連携を保ちつつ、次の措置を講ずる。

１　避難所・避難路の安全確保

(1) 避難所の防災設備を再点検し、必要な補修を行う。
(2) 避難所に情報収集及び非常通信のためテレビ、ラジオ、無線機器等を配置する。
(3) 避難所に管理責任者を配置する。
(4) 避難所及びその周辺を警戒する。
(5) 避難路及び緊急交通路を確保するため、道路工事を中止する。

２　避難時の注意事項

(1) 避難誘導、混乱防止等の措置を迅速・的確に講ずる。
(2) 自主防災組織は、周辺地域に移住する避難行動要支援者に対する避難時の介護に留意する。
(3) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに府に連絡する。

第10節　ライフライン対策

警戒宣言が発せられたときにおいても、水道、電気、ガス及び電気通信（いわゆるライフライン）に関わる事業者は、平常通りサービス供給を続ける。

また、地震時において万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な措置を講ずる。

１　上水道

市は、地盤の悪い地域に埋設された古い配水管が被害を受けるおそれがあることに留意し、給水を確保するため次の措置を講ずる。

(1) 応急給水等
ア　円滑な応急給水を実施するため、給水対策本部を設置して飲料水の応急給水体制を確立する。
イ　浄水場、配水場は高水位を維持し、送配水の水圧を調整する。
ウ　専用給水栓から供給を準備する。
エ　応急給水資機材の点検整備を行う。

(2) 施設の保全
ア　取水、導水、浄水施設及び送水管路の巡視点検を行う。
イ　浄水場における塩素除外設備等の臨時点検を行い、安全措置を講じるとともに、原則として薬品類の新たな搬入は行わない。
ウ　自家発電機の作動テストを行い、燃料を確保する。
エ　水処理薬品については、在庫量を確認し必要最小限の確保を行う。

(3) 安全措置
ア　危険物の巡視点検を行う。

イ　水道施設工事中の場合は、一時中止する。掘削工事の時は、埋め戻す等安全措置を講ずる。
ウ　配管工事中のものは工事を中止し、安全措置を講じるとともに、掘削溝は埋め戻す。
エ　他機関が水道施設に関連する工事を実施している場合は、相互に安全を確認する。

(4) 広報
ア　断水時の拠点給水場所
イ　漏水の通報依頼

２　下水道

市及び府は、地震時に備え被害の未然防止を図るため、次の措置を講ずる。
(1) 災害応急復旧用資機材の点検確保を行う。
(2) 管渠施設の巡視点検を行う。
(3) 施設及び機器類の巡視点検及び整備を行う。
(4) 薬品取扱施設の転倒、落下、流出防止措置を講ずる

第11節　学校・医療機関・社会福祉施設対策

警戒宣言が発せられたとき、学校、病院・診療所、社会福祉施設及び社会教育施設においては、混乱の防止と生命、身体の安全確保を図るため、必要な措置を講ずる。

１　学校

園児、児童、生徒、学生（以下「生徒等」という。）の安全確保を図るため、次の措置を講ずる。
(1) 情報の周知
ア　学校長は、東海地震予知情報及び警戒宣言の内容を職員に周知する。
イ　職員は、生徒等に警戒宣言が発せられたことを知らせるとともに、不安や動揺を与えないよう、適切な指示を行う。

(2) 授業の中止
ア　在校時
(ｱ) 通常の授業を打切り、帰宅時の注意事項にかかる適切な指導を行い、臨時休校とする。（原則として、警戒宣言が解除されるまで）
(ｲ) 規定の方法で速やかに下校させる。
(ｳ) 園児、児童の帰宅措置を取った場合は、保護者に引き渡すまでは学校で保護をする。
(ｴ) 園児、児童の帰宅措置を取った場合は、スクールバスによる通学者は指定場所で引渡す。
(ｵ) 中、高校生の帰宅措置を取った場合、個々に帰宅経路を確認後に帰宅させる。
イ　校外指導時
(ｱ) 遠足等の指導時は、即時に帰校し在校時対策をとる。
(ｲ) 宿泊を伴う指導時は、地元官公署と連絡をとり、その他の対策本部の指示に従う。また、学校に連絡をとり、学校長は市教育委員会あるいは所轄官庁に報告するとともに保護者に周知する。

(3) 被害防止対策
ア　備品等の転倒・落下防止措置を講ずる。
イ　薬品は保管庫に収容するか、又は地中に埋めて保管する。
ウ　重要書類、重要物品等は耐火金庫に収容するか、又は直ちに持ち出せるよう準備する。
エ　給食用調理設備における油類の保管に注意し、ガスボンベの転倒防止措置を講ずる。
オ　消火器等を点検する。

(4) 広報事項
保護者に対し、次の事項について周知徹底を図る。
ア　学校に問い合わせるなど不要不急の電話をしないこと
イ　警戒宣言の内容、生徒等に対する安全措置に関すること

２　医療機関

病院、診療所等医療機関は、医療機能の維持に努めるとともに、入院患者の安全確保を図るため、次の措置を講ずる。
(1) 診療
ア　原則として平常診療を行う。ただし、地震時の混乱に際し、危険が予想される患者に対しては、受診の自粛を呼びかける。
イ　手術中の場合は安全措置を講じるとともに、手術の予定は延期する。
ウ　入院患者は原則として事前避難はしない。
エ　入院患者で帰宅希望者は医師の判断で退院させる。

(2) 警戒体制の確立
地震災害警戒本部を設置して活動体制を確立し、職員の分担業務を確認する。主な業務は次の通り。
ア　入所者、入院患者のため、医薬品、血液等の医療品のほか、飲料水、食糧、燃料の確保を図る。
イ　入所者、入院患者の安全確保を図るため、非常口、階段、消防用設備、避難所、避難路等を確認する。
ウ　医薬品、危険物、毒劇物、放射性物質等の管理を徹底する。
エ　患者に不安を与えないよう、院内放送により警戒宣言に関する情報を伝達し、火気使用禁止等安全措置を講じるよう協力を依頼する。

３　社会福祉施設

社会福祉施設においては、入所者の安全確保のため、次の措置を講ずる。
(1) 飲料水、食糧の確保及び危険物の点検を行う。
(2) 施設の非常口、階段、消防用設備、避難所、避難路等を確認する。
(3) 市に入所者数、施設の対応措置等について報告する。
(4) 人心安定のため、市、テレビ、ラジオからの情報を収集する。
(5) 通園福祉施設において園児は保護者に引き渡す。
(6) 通園福祉施設において残留者は園で保護する。
(7) 収容福祉施設においては入所者・保護者に対し施設の対応を周知徹底する。

第12節　劇場・高層建築物等対策

警戒宣言が発せられたとき、劇場、旅館・ホテル、高層ビル等不特定多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、混乱の防止と安全確保を図るため、次に措置を講じるものとする。

(1) 自主防災体制を確立するとともに、従業員に適切な避難誘導を指導する。

(2) 施設利用者等に対し警戒宣言にかかる情報を的確な方法で伝達し、従業員により適切な避難誘導を行う。

(3) 応急救護の準備を行う。

(4) 食糧、日用品を販売する店舗等は、原則として平常営業とするが、飲食店等は混雑防止、出火防止の観点から営業を自粛する。

(5) 店舗客には時差避難、時差広報を行う。

(6) エレベーターの運転を中止する。

(7) ガラス・看板、陳列品・棚、備品等の転倒、落下防止措置を講ずる。

(8) ガス、燃料タンク等の危険物の安全確認を行う。

(9) 重要書類等の非常持ち出しを準備する。

(10) 防火区画、防火戸、非常口、消火設備、警報設備、非常階段等防火避難上重要施設を点検し、作動準備をする。

(11) 工事中の場合は、地震時に備え補強等安全措置を講ずる。

第13節　社会秩序の維持

１　警察活動

府警察は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との緊密な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警察活動を実施する。

２　生活物資対策

市、府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講ずる。

第４章　市民、事業者等のとるべき措置

警戒宣言が発せられたとき、市民、事業者等は原則として避難の必要がないため、家庭及び職場において必要な防災措置を、自ら又は近隣の市民や事業者と協力して講ずるとともに、市等が行う対応措置に協力するものとする。

市　民

(1) 情報の収集
ア　警戒宣言が発せられている間はテレビ、ラジオのスイッチは常に入れておく。
イ　市役所、消防本部、警察署からの情報に注意する。
ウ　車内ではラジオを聴く。
エ　自己の居住する地域の危険性及び避難の必要性等を把握しておく。

(2) 家族防災会議の開催
ア　家族防災会議を開き、家族の役割分担を決めて直ちに行動する。
イ　連絡不能に備え家族の行動予定を決めておく。

(3) 出火防止措置
火気の使用は自粛するとともに、火の始末をする。

(4) 初期消火措置
消火器具（消火器、バケツ、消火用水）を準備する。

(5) 危険防止措置
ア　家具類等を固定し、上に置いてあるものは撤去する。
イ　壊れやすい食器等は戸棚から外に出すとともに、ガラス戸、ガラス窓を点検し、荷造りテープ等を貼るなど、飛散防止の措置をとる。
ウ　ベランダの植木等を片づける。
エ　エレベーターの使用はさける。
オ　ブロック塀・門柱・看板等の転倒落下防止措置を講ずる。
カ　危険物容器、プロパンガスボンベを固定する。

(6) 避難時の措置
ア　危険箇所以外の人はむやみに避難せず、自宅に留まる。
イ　身軽で安全な服装をする。
ウ　水、食糧、懐中電灯、携帯ラジオ、医薬品等の非常持出品を用意する。
エ　避難場所や避難路を確認する。
オ　ブロック塀は倒壊のおそれがあるので、付近の通行をさける。

(7) 社会的混乱防止措置
ア　水を汲み置く。
イ　自家用自動車の使用は自粛する。
ウ　電話は自粛する。なるべく遠方の親類、知人等を通じての連絡ルートを決めておく。

(8) その他の措置（自主防災組織）
自治会等は防災体制をとる。

事業者

(1) 情報の収集と伝達
ア　警戒宣言が発せられている間はテレビ、ラジオのスイッチは常に入れておく。また、市役所、消防本部、警察署等からの情報には絶えず注意し、正確な情報の収集に努め、職場全体に伝達する。
イ　車内ではラジオの情報を収集する。

(2) 職場防災会議の開催
防災管理者、保安責任者などを中心に、直ちに職場防災会議を開催し、消防計画、予防規定等に基づく役割分担に従い直ちに行動する。

(3) 出火防止措置
ア　火気はできるだけ使用しない。使用中の火気には十分注意する。
イ　火気使用場所の不燃化、整理整頓を行う。
ウ　危険物積載車両は運転の自粛ないし安全運転に留意する。
エ　石油類危険物類の安全を確認する。

(4) 避難時の措置
ア　危険箇所以外の人はむやみに避難せず、職場に留まる。
イ　ブロック塀は倒壊のおそれがあるので、付近の通行をさける。
ウ　車両による避難はしない。
エ　重要書類、有価証券などの非常持出品を確認し、いつでも持ち出せるようにする。
オ　不特定多数の者を収容する職場では、まず入場者の安全確保を第一に考え、適切に避難誘導する。

(5) 危険防止措置
ア　万一の時の身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置を講ずる。
イ　エレベーターの使用はさける。
ウ　ガラス戸、ガラス窓を点検し、荷造りテープ等を張るなど、飛散防止の措置をとる。
エ　ブロック塀・門柱・看板等の転倒落下防止措置を講ずる。
オ　工事中の建築物その他工作物又は施設については、応急補強等必要な措置を講ずる。

(6) 社会的混乱防止措置
ア　自動車の使用は自粛する。
イ　電話の使用は自粛する。
ウ　時差退社、近距離の者は徒歩帰宅する。
エ　水を汲み置く。

(7) その他の措置
自衛消防組織等があれば、防災体制をとる。

付編２　東南海・南海地震防災対策推進計画編

今世紀前半にも発生が懸念されている東南海・南海地震について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、当該地域における地震防災対策について定める。

付編２　東南海・南海地震防災対策推進計画編

第１章　総　則

第１節　推進計画の目的 …… 付 2-1

第２節　推進計画の性格と役割 …… 付 2-1

第３節　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 … 付 2-1

第２章　災害対策本部の設置等

第１節　災害対策本部の設置等 …… 付 2-2

第２節　本部等の組織及び運営 …… 付 2-2

第３節　災害応急対策要員の参集 …… 付 2-2

第３章　地震発生時の応急対策等

第１節　地震発生時の応急対策 …… 付 2-3

第２節　資機材、人員等の配備手配 …… 付 2-5

第３節　他機関に対する応援要請等 …… 付 2-6

第４章　津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第５章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第１節　施設等の整備方針 …… 付 2-10

第２節　建築物、構造物等の耐震化 …… 付 2-10

第３節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 …… 付 2-11

第６章　防災訓練計画

第１節　東南海・南海地震を想定した防災訓練の実施 …… 付 2-13

第２節　学校における防災訓練の実施 …… 付 2-13

第７章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画		
	第１節　地域防災力の向上	付 2-14
	第２節　地域防災上必要な教育及び広報に関する計画	付 2-15
第８章　東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止		
	第１節　東南海　・南海地震が時間差発生した場合への対応	付 2-18
	第２節　東海地震関連情報が発表された場合への対応	付 2-18

第１章　総　則

第１節　推進計画の目的

この計画は、東南海・南海地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域について、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本市は、法第３条第１項の規定に基づき、平成 15 年 12 月の中央防災会議において、東南海・南海地震が発生した場合、市域に震度６弱以上の地域が生じるとの指定要件で、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された。

第２節　推進計画の性格と役割

(1) この計画は、東南海・南海地震災害に関して、府、市その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示す。

(2) この計画は、河内長野市地域防災計画の付編２として作成する。

(3) この計画は、国の東南海・南海地震防災対策基本計画（以下「基本計画」という。）、大阪府東南海・南海地震防災対策推進計画を踏まえて作成する。

(4) この計画は、次のような役割を果たすことを期待する。

ア　市、その他防災関係機関において、この計画の推進のための細目の作成にあたっての指針となること。

イ　一定の事業者において、東南海・南海地震を想定した防災計画等の作成にあたっての参考となること。

第3節　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

「防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱」は、本計画第１編 総則 第３章 第１節「防災関係機関の業務大綱」に準ずる。

第２章　災害対策本部の設置等

【危機管理課（総務部本部班）、各部】

第１節　災害対策本部の設置等

市長は、東南海・南海地震又は当該地震と判定され得る規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに河内長野市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第２節　本部等の組織及び運営

本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、河内長野市災害対策本部条例及び本計画第３編 災害応急対策編 第１章 第１節「２．災害対策本部を設置・運営する」に準ずる。

なお、本部長（市長）に事故等あるときの指揮順位は、次の通りとする。

順位	代　理　者
1	危機管理課担当副市長
2	その他の副市長
3	教育長

第３節　災害応急対策要員の参集

１　参集・配備計画

災害応急対策要員の参集・配備は、本計画第３編 応急対策編 第１章 第１節「3. 職員を動員配備する(地震)」に準ずる。

なお、勤務時間外に東南海・南海地震又は当該地震と判定され得る規模の地震が発生したと判断したときは、各部長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、職員の登庁状況に合わせ勤務時間外の過渡的措置として、順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

２　自主参集

職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第３章　地震発生時の応急対策等

第１節　地震発生時の応急対策

１　情報の収集・伝達

【危機管理課（総務部本部班）、各部】

市は、市内防災関係機関と連携し、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。

その際、本部会議において、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害であると判断された場合は、至急その旨を府に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努める。

震災時における通信連絡その他必要な事項は、本計画第３編・応急対策編 第３章 第１節「地震に関する情報を収集・伝達する」に準ずる。

なお、地震や被災状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることも考慮し、一つの手段に支障がでても対応できるように支援体制をとるとともに、多ルート化を図っておく。

２　消火活動・救助救急活動・医療活動

【消防本部・消防団（消防部）、健康長寿部（医療・福祉部）】

消火活動・救助救急活動・医療活動は、本計画第３編 災害応急対策編 第５章 第１節「消防・救助活動を実施する」及び、第２節「医療救護を実施する」に準ずる。

３　輸送活動

【都市づくり部（交通・住宅部）】

本計画第３編 災害応急対策編第６章「第１節　緊急輸送計画」に準ずる。

４　物資調達

【環境経済部（食糧日用品部）】

(1) 市その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食糧、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成する。

(2) 市は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておく。

(3) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等による調達量について、主な品目別に確認し、府に対して、その不足分の供給の要請を行う。

５　施設の緊急点検・巡視

【都市づくり部（交通・住宅部）、各施設所管部】

市は、必要に応じて、河川堤防、ポンプ場、通信施設等、その他特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設や土砂災害危険箇所の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

６　二次災害防止等

【都市づくり部（交通・住宅部）、各施設所管部、消防本部・消防団（消防部）、関係機関】

市、関係事業者等は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、市は、府の助言を得て、倒壊物の飛散等による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずる。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮する。

７　保健衛生活動・防疫活動

【環境共生部（環境部）】

本計画第３編 災害応急対策編第 15 章 ２節「防疫・し尿処理を行う」に準ずる。

８　帰宅困難者対策

【市民生活部（生活部）】

大規模地震等により交通機能が停止した場合、市内の駅等において、帰宅困難者が多数滞留する可能性があるため、市は公共交通機関や事業者と連携して、帰宅困難者への情報提供や帰宅支援策等について、検討する。

第２節　資機材、人員等の配備手配

１　物資等の調達手配

【総務部（総務部）、各部】

(1) 災害応急対策に必要な次の物資、資機材の確保

市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

用途のめやす	品目のめやす
事務処理設備	机、椅子、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機
情報収集・連絡手段	ラジオ、ＴＶ、携帯電話、拡声器、広報車
移動・移送手段	トラック、車両、オートバイ、自転車
照明、電源	ライト、ランプ、発電機、電池、燃料
施設等における障害物の除去手段	重機類

(2) 府に対する物資等の供給要請

市は、府に対し、物資等の確保状況を速やかに報告する。また、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び旅客、ドライバー等（以下「旅客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な物資等が不足する場合は、府が保有する物資等の払出し等の措置及び市町村間のあっせん等を要請する。

２　人員の配備

【危機管理課（総務部本部班）】

市は、府に対し、人員の配備状況を速やかに報告する。また、必要に応じて、府職員等の派遣及び他自治体職員応援派遣あっせん等の措置をとるよう要請する。

３　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

【関係機関】

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

(2) 具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第３節　他機関に対する応援要請等

１　応援協定の運用

【危機管理課（総務部本部班）、消防本部・消防団（消防部）】

市は、必要があるときは、他の市町村と締結している次の応援協定に従い応援を要請する。

（　　）：協定締結部署

協定名称	締結先市町村等名
大阪府中ブロック 消防相互応援協定 （消防本部）	富田林市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、**河内長野市**
富田林市・河内長野市 消防相互応援協定 （消防本部）	富田林市、**河内長野市**
大阪市・河内長野市 航空消防応援協定 （消防本部）	大阪市、**河内長野市**
河内長野市・和泉市 消防相互応援協定 （消防本部）	和泉市、**河内長野市**
河内長野市・堺市 消防相互応援協定 （消防本部）	堺市、**河内長野市**
阪奈（金剛・葛城・生駒山系） 林野火災消防相互応援協定 （消防本部）	＜大阪府側＞八尾市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、**河内長野市** ＜奈良県側＞五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王子町、西和消防組合、中和広域消防組合、香芝広陵消防組合
阪和林野火災消防相互応援協定 （消防本部）	＜大阪府側＞岸和田市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、阪南市、岬町、阪南岬消防組合、**河内長野市** ＜和歌山県側＞和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、那賀消防組合、伊都消防組合
大阪府下広域消防相互応援協定 （消防本部）	大阪府下各市町（消防の一部事務組合にあっては、当該組合を含む。）
災害時相互応援協定 （危機管理課）	＜中河内及び南河内９市２町１村＞ 八尾市、東大阪市、柏原市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、**河内長野市**、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村

災害時相互応援協定 （危機管理課）	＜堺市及び南河内地域６市２町１村＞ 堺市、富田林市、**河内長野市**、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
災害時における相互応援協定 （危機管理課）	橋本市、五條市、**河内長野市**
災害時における 河内長野市と多治見市との 相互応援に関する協定書 （危機管理課）	**河内長野市**、多治見市
米子市及び河内長野市の 災害時相互応援協定 （危機管理課）	**河内長野市**、米子市
広域的相互応援協定 （危機管理課）	八尾市、東大阪市、柏原市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、**河内長野市**、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
大阪広域水道震災対策 相互応援協定 （上下水道部）	大阪府、**大阪府広域水道企業団、大阪府内 42 市町村（大阪市除く）、泉北水道企業団**
河内長野市水道事業・ 富田林市水道事業災害 相互応援に関する協定書 （上下水道部）	**河内長野市**、富田林市
河内長野市・大阪市 水道事業にかかる災害時相互 応援に関する実施協定書 （水道事業部）	**河内長野市**、大阪市
河内長野市・大阪市 水道事業にかかる技術協力に 関する連携協定書 （危機管理課）	**河内長野市**、大阪市
大阪狭山市、河内長野市 水道事業の災害相互応援に 関する協定書 （水道事業部）	**大阪狭山市、河内長野市**

２　自衛隊の災害派遣要請の要求等

【危機管理課（総務部本部班）】

市は、必要があるときは、府に対し、次の事項を明らかにして、陸上自衛隊第 37 普通科連隊長又は第３師団長等に対する自衛隊災害派遣要請を要求する。

(1) 災害の情況及び派遣を要請する事由
(2) 派遣を希望する期間
(3) 派遣を希望する区域及び活動内容
(4) その他参考となるべき事項

その他、自衛隊への災害派遣に関する事項については、本計画第３編 災害応急対策編第２章 第２節「自衛隊に災害派遣を要請する」に準ずる。

３　消防、警察の広域応援の受入れ

【危機管理課（総務部本部班）、消防本部・消防団（消防部）】

市は、消防、警察の広域応援の受入れについて、府から指示があったときは、連絡担当要員の派遣、集結拠点の確保等受入れ体制の確保に努める。

第４章　津波からの円滑な避難の確保に関する事項

【危機管理課（総務部本部班）】

本市は海岸を有しないため、法第７条第１項及び第２項の規定に基づき、東南海・南海地震に伴い発生する津波にかかる地震防災対策を講ずべき者にかかる区域（以下「津波防災対策区域」という。）は存在しない。

ただし、府内には、大阪市（西淀川区、淀川区、北区、福島区、西区、此花区、大正区、港区、中央区、浪速区、住之江区、西成区）をはじめ、堺市、高石市、泉大津市、阪南市、岬町の５市１町に津波防災対策区域があり、通勤・通学、訪問等により、市民が被災する可能性が考えられる。

そのため、市は、職員・市民に対して、以下の通り必要な防災教育を行い、津波からの円滑な避難の確保に資するよう努める。

１　東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波の状況
２　地震・津波に関する一般的な知識
３　津波危険のある海岸部等において、地震発生に遭遇した場合に具体的にとるべき行動

第５章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【都市づくり部（交通・住宅部）、教育推進部（避難・福祉部）、生涯学習部（避難・福祉部）、各施設所管部】

第１節　施設等の整備方針

(1) 市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。

(2) 市は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、東南海・南海地震その他の地震に対する防災効果を考慮する。

(3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。

(4) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第２節　建築物、構造物等の耐震化

１　市施設の耐震化

市は、庁舎、消防本部等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する施設等の市有の施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行う。

２　一般建築物耐震化の促進

府、市は、昭和 56 年建築基準法施行令改正前の既存建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。

その他一般建築物の耐震性強化に関する事項は、本計画第２編災害予防対策編 第２章 第２節「建築物の耐震対策を強化する」の定めるところによる。

第３節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

１　避難地

一次避難地、広域避難地の整備は、本計画第２編災害予防対策編 第３章 第７節「避難収容体制を整備する」の定めるところにより行う。

２　避難路

避難路の整備は、本計画第２編災害予防対策編 第３章 第７節「避難収容体制を整備する」の定めるところにより行う。

３　消防用施設等の整備

消防用施設及び消防用資機材の整備は、本計画第２編災害予防対策編、第３章 第３節「消防･救急救助体制を確保する」の定めるところにより行う。

４　消防活動用道路の整備

消防活動用道路の整備は、本計画第２編災害予防対策編 第２章 第２節「建築物の耐震対策を強化する」の定めるところにより行う。

５　老朽住宅密集地の整備

老朽住宅密集地の整備は、大阪府第３次地震防災緊急事業五箇年計画及び本計画第２編災害予防対策編 第２章 第２節「建築物の耐震対策を強化する」の定めるところにより行う。

６　緊急交通路の整備

緊急交通路の整備は、本計画第２編災害予防対策編 第３章 第５節「緊急輸送体制を整備する」の定めるところにより行う。

７　社会福祉施設における整備

社会福祉施設における整備は、本計画第２編災害予防対策編 第３章 第６節「要配慮者、避難行動要支援者の支援体制を推進する」の定めるところにより行う。

８　公立小・中学校等における整備

公立小・中学校等における整備は、大阪府第４次地震防災緊急事業五箇年計画及び本計画第２編災害予防対策 編第２章 第２節「建築物の耐震対策を強化する」の定めるところにより行う。

９　飲料水を確保する施設の整備

飲料水施設の整備は、大阪府第４次地震防災緊急事業五箇年計画及び本計画第２編 災害予防対策編 第３章 第８節「生活物資の備蓄体制を整備する」の定めるところにより行う。

１０　その他

その他の地震防災上必要な施設等の整備については、本計画第２編 災害予防対策編の定めるところにより行う。

第６章　防災訓練計画

第１節　東南海・南海地震を想定した防災訓練の実施

【危機管理課（総務部本部班）、各部】

(1) 市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び市民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、東南海・南海地震を想定した防災訓練を実施する。

(2) (1)の防災訓練は、年１回以上実施する。

(3) (1)の防災訓練は、東南海・南海地震発生に関する情報の収集・連絡その他の災害応急対策を中心とする。

(4) 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し必要に応じて助言と指導を求める。

(5) 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような、より具体的かつ実践的な訓練を行う。

ア　要員参集訓練及び本部運営訓練
イ　避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
ウ　東海地震関連情報、東南海・南海地震情報等の情報収集、伝達訓練
エ　災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練
オ　緊急地震速報を見聞きした場合を想定した訓練

第２節　学校における防災訓練の実施

【教育推進部（避難・福祉部）】

(1) 地域、保護者と連携した防災訓練に配慮する。

(2) 避難訓練を実施する際には、児童・生徒が支援する必要がある児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮する。

(3) 自然学校、校外学習等で（市外の）海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努める。

第７章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第１節　地域防災力の向上

【危機管理課（総務部本部班）、都市づくり部（交通住宅部）、消防本部・消防団（消防部）】

１　家庭での防災対策の周知徹底

市は、市の有する様々な広報手段、知識普及機会を活用し、市民に対し、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう、以下について、その周知徹底に努める。

(1) 事前の備え

ア　すまいの安全のチェック

・専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う。

・家具の転倒防止対策等を実施する。

イ　家庭での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害用伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

ウ　防災知識・技術の修得

消火・救急救助訓練などの各種講座に参加したりして防災関連知識・技術を習得する。

エ　備蓄品・非常持ち出し品の準備

食糧や水を備蓄する場合は、家族構成を考えて最低７日分を備蓄する。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

(2) 災害時の行動に関する心構え

ア　地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。

イ　あわてて外に飛び出さない。

ウ　揺れが収まった後、火もとの始末を確認する。

エ　避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。

オ　ブロック塀には近づかない。

カ　靴を履いて外に出る。

キ　自動車では避難しない。

(3) 地域での防災活動への積極的参加

市民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。その具体的な内容については、本計画第２編・災害予防対策編第１章「第１節　自主防災体制を整備(支援)する」に準ずる。

２　企業の防災活動の促進

企業においても、災害時に果たす役割（従業員・顧客の安全、二次災害の防止、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において事業継続計画（ＢＣＰ）や災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。その具体的内容は、大阪府地域防災計画災害予防対策第２章第２節の第２「事業者による自主防災体制の整備」に準ずる。

３　市の措置

市は、府と連携し、自主防災組織の育成、企業等の地域防災活動への参画促進等地域防災力を向上させるために必要な措置をとる。その具体的な内容については、本計画第２編・災害予防対策編第１章「第１節　自主防災体制を整備(支援)する」に準ずる。

第２節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

【危機管理課（総務部本部班）、総合財政部（広報部）、教育推進部（避難・福祉部）、生涯学習部（避難・福祉部）、各部】

１　市職員に対する教育

市は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各部課、各機関で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含む。

(1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動（及び必要に応じて津波）に関する知識

(2) 地震（及び必要に応じて津波）に関する一般的な知識

(3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(4) 職員等が果たすべき役割

(5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(7) 家庭内での地震防災対策の内容

(8) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

２　住民等に対する教育及び広報

(1) 市は、市民等が東南海・南海地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業者等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。また、自主防災組織の活動を活発にするため、中核となる防災リーダーの育成を図る。

(3) 市の実施する防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

ア　東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動（及び必要に応じて津波）に関する知識

イ　地震（及び必要に応じて津波）に関する一般的な知識

ウ　地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、避難行動要支援者への配慮、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

エ　正確な情報入手の方法

オ　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

カ　各地区における災害危険箇所（土砂災害危険箇所、既往災害箇所、浸水想定区域、軟弱地盤等）に関する知識

キ　各地域における避難地及び避難路に関する知識

ク　平素市民が実施し得る応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容

ケ　住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

コ　東南海・南海地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項

サ　緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

(4) 市は、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行う。

(5) 市は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。

(6) 市は、府及びその他関係機関と連携し、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布し、避難誘導看板を設置するなどして、要避難対象地区や避難地、避難路等についての広報を行うよう留意する。

３　児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

(1) 過去の地震（及び必要に応じて津波災害）の実態
(2) 地震（及び必要に応じて津波）が発生した場合の対処の仕方
(3) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

４　防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、府、市が実施する研修に参加するよう努める。府、市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。

５　相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第8章　東南海･南海地震等の時間差発生による災害拡大防止

【危機管理課（総務部本部班）、各部】

第１節　東南海・南海地震が時間差発生した場合への対応

１　対応方針

(1) 市は、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、市民意識の啓発に努める。

(2) 市は、連続発生を考慮した地震災害対策本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等の対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成する。

２　応急危険度判定の迅速化等

市は、府等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊することなどにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定や危険区域調査を早急に実施するとともに、危険な建築物への立入禁止や警戒区域の設定等を行う。

第２節　東海地震関連情報が発表された場合への対応

東海地震関連情報が発表された場合への対応については、本節の１「東海地震関連情報発表時」、付編１東海地震関連情報に伴う応急対応　第２章「東海地震注意情報が発表された時の措置」及び第３章「警戒宣言が発せられた時の対応措置」により行う。

１　東海地震関連情報発表時

市長は、東海地震関連情報発表の報に接したときは、地震が発生するまで又は警戒宣言解除が発せられるまでの間、以下の通り必要な配備体制の指示を行い、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海･南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒宣言解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続する。

市民等に対する周知事項は、東海地震発生時の市における揺れの程度、東南海・南海地震

が連続して発生した場合に生ずる危険、報道機関及び市からの東海地震関連情報の発表に留意し、冷静に行動する旨の協力要請とする。その他下記に準じて行う。

東海地震関連情報発表時における対応表

種類	内　　容　　等	強化地域における 防 災 対 応	市における体制
東海地震観測情報	□東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表。 □本情報が発表された後、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、安心情報である旨明記して発表。	・情報収集連絡体制	・情報収集連絡体制
東海地震注意情報	□東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表。 □「判定会」の開催については、この情報の中で伝達。 □東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除発表。	・地震災害警戒本部準備室設置 ・準備行動実施 ・市民への広報	・警戒体制の準備
東海地震予知情報	□東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表。 □東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除発表。	・警戒宣言 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策の実施	・警戒体制の設置

河内長野市地域防災計画

（資　料　編）

河内長野市防災会議

目　次

条　例

1 河内長野市防災会議条例…… 1
2 河内長野市災害対策本部条例…… 3
3 河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例…… 4

要　綱

1 河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱…… 8

様　式

1-1 発信用紙（災害警戒本部）……11
1-2 発信用紙（災害対策本部）……12
2-1 受信用紙（災害警戒本部）……13
2-2 受信用紙（災害対策本部）……14
3-1 災害概況速報（災害警戒本部）……15
3-2 災害概況速報（災害対策本部）……16
4 災害受信・現場報告記録……17
5-1 要請情報（災害警戒本部）……18
5-2 要請情報（災害対策本部）……19
6-1 避難所の報告用紙……20
6-2 避難者カード……21
7 医療救護班診療記録……22
8 被害状況等報告様式……23
9 地すべり・がけ崩れ災害報告様式（緊急・詳細報告用）……26
10 土石流等災害報告様式（緊急報告用）（詳細報告用）……29
11 り災証明書……31
12-1 緊急通行車両事前届出書……32
12-2 緊急通行車両事前届出済証……33
12-3 緊急通行車両確認申請書……34
13 自衛隊の災害派遣要請要求書……35
14 公用令書……36
15 参集途上における被害状況報告様式……39
16 義援金受領書……41
17 災害関連義援金・義援物資受付名簿……42
18 河内長野市自主防災組織育成事業関連様式……43

１ 災害対策本部関係

1-1 災害対策本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法……52
1-2-1 災害警戒本部の部及び班の名称・業務概要（地震・風水害）……53
1-2-2 災害対策本部の部及び班の名称・業務概要（地震・風水害）……54
1-3 災害警戒（災害対策）本部の部及び班の役割分担（地震・風水害）……55
1-4 動員報告書……56
1-5 緊急配備体制における初期活動（地震）……57
1-6 災害初期活動（風水害）……58

２ 地震・気象情報関係

2-1 災害履歴実態図……59
2-2 過去 10 年間の火災件数と損害額……60
2-3 活断層分布図及び活断層一覧……61
2-4 気象庁震度階級関連解説表……62
2-5 市役所内の気象情報機器……65
2-6 関係機関雨量観測所一覧……66
2-7 水位観測所一覧……67
2-8 雨量計・水位計位置図……68

３ 被害情報関係

3-1 被害状況等報告基準……69
3-2 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」一般基準……72
3-3 災害時の広報文例……77

４ 通信関係

4-1 通信連絡窓口……91
4-2 市防災行政無線系統及び設置場所……96
4-3 大阪府防災行政無線局番号一覧……98
4-4 非常通信経路……99

５ 輸送関係

5-1 公用車の保有状況……100
5-2 緊急交通路路線（図面と路線一覧表）……101
5-3 緊急通行車両確認証明書及び標章……105
5-4 災害時用臨時ヘリポート……106

６ 医療・社会福祉関係

6-1 主な市内医療機関及び救急病院一覧 …… 108
6-2 市内歯科医院一覧 …… 111
6-3 主な薬品調達先 …… 113
6-4 市営斎場 …… 114

７ 消防関係

7-1 消防本部・署組織図 …… 115
7-2 消防団組織図 …… 117
7-3 消防本部・消防署の事務分掌 …… 118
7-4 施行令規制防火対象物数 …… 120
7-5 地区別危険物製造所等現有状況（設置許可数） …… 121
7-6 消防力の現状 …… 122
7-7 消防機関拠点位置図 …… 126
7-8 消防の非常警備体制と非常招集 …… 127
7-9 消防相互応援協定締結状況 …… 128

８ 避難関係

8-1 避難場所一覧 …… 129
8-2 避難の勧告・指示の伝達系統 …… 131

９ 水防関係

9-1 市内各河川の状況 …… 132
9-2 水防ため池一覧 …… 133
9-3 滝畑ダムの概要 …… 134
9-4 土砂災害用語の定義 …… 135
9-5 山地災害用語の定義 …… 138
9-6 土砂災害危険箇所等一覧 …… 139

10 備蓄関係

10-1 緊急給水拠点整備図 …… 158
10-2 水道災害備品備蓄状況 …… 159
10-3 市備蓄状況及び備蓄目標 …… 160
10-4 大阪府災害用備蓄食糧等一覧 …… 161
10-5 大阪府災害用生活必需品等備蓄一覧 …… 162

11 清掃関係

11-1 ごみ処理施設…… 163
11-2 市内し尿処理施設…… 163

12 応援関係

12-1 災害時応援協定 …… 164
12-2 大阪府水道震災対策相互応援協定 …… 170

13 建築物関係

13-1 耐震安全性の分類…… 173
13-2 応急仮設住宅建設候補地 …… 174

14 地震被害想定関係

地震被害想定の概要 …… 175

15 河内長野市自主防災組織一覧表

河内長野市自主防災組織一覧表…… 182

16 河内長野市防災会議委員名簿

河内長野市防災会議委員名簿 …… 183

条　　例

条例１　河内長野市防災会議条例

河内長野市防災会議条例

（昭和38年５月27日
条例第８号）

改正　昭和43年10月21日　条例第36号
平成２年３月31日　条例第８号
平成12年３月28日　条例第４号
平成12年12月26日　条例第32号
平成15年９月26日　条例第22号
平成24年12月21日　条例第49号

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第１６条第６項の規定に基づき、河内長野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務や組織について定めることを目的とする。
（所掌事務）
第２条　防災会議は、防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)　河内長野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
(4)　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく、政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）
第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
２　会長は、市長をもって充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。
(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
(2)　大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
(3)　大阪府警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
(4)　市長がその部内の職員のうちから指命する者
(5)　教育長
(6)　消防長及び消防団長
(7)　指定公共機関、指定地方公共機関又は公益的事業を営む法人の職員のうちから市長が委嘱する者
(8)　自主防災組織（法第５条第２項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
６　前項第１号、第２号、第３号、第４号、第７号及び第８号の委員の定数は、それぞれ１人、３人、２人、７人、７人以内及び２人以内とする。
７　第５項第７号及び第８号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
８　前項の委員は再任されることができる。
（専門委員）
第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命又は委嘱する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（議事等）
第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が、防災会議に諮って定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和４３年１０月２１日条例第３６号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成２年３月３１日条例第８号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成２年４月１日から施行する。
附　則（平成１２年３月２８日条例第４号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。
附　則（平成１２年１２月２６日条例第３２号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成１３年４月１日から施行する。
附　則（平成１５年９月２６日条例第２２号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成２４年１２月２１日条例第４９号）
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（任期の特例）
２　この条例による改正後の河内長野市防災会議条例により、最初に任命された第３条第５項第８号の委員の任期は、同条第７項の規定にかかわらず、平成２５年５月２９日までとする。

条例２　河内長野市災害対策本部条例

河内長野市災害対策本部条例

（昭和38年５月27日
条例第９号）

改正　平成２４年１２月２１日条例第５０号

（目　的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の２第８項の規定に基づき、河内長野市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（ 部 ）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第４条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年１２月２１日条例第５０号）

この条例は、公布の日から施行する。

条例３　河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例

○河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例

（昭和49年９月30日
条例第２２号）

改正　昭和56年９月29日　条例第32号
昭和62年９月30日　条例第15号
平成24年３月28日　条例第19号
平成３年12月26日　条例第30号
平成23年12月28日　条例第２７号

（目的）
第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和４８年政令第３７４号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給し、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対し災害障害見舞金を支給し、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金を貸付け、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。
（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
(2)　市民　災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定により記録されていた者をいう。
（災害弔慰金の支給）
第３条　市は、令第１条に規定する災害（以下この条及び第５条から第７条までの規定において、単に「災害」という。）により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。
２　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては５，０００，０００円とし、その他の場合にあっては２，５００，０００円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第６条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。
（遺族の範囲等）
第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。
(1)　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
ア　配偶者
イ　子
ウ　父母
エ　孫
オ　祖父母
(3)　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしている者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
２　前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡当時その者によって生計

を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち市長が適当と認める者に災害弔慰金を支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

（死亡の推定及び支給の制限）

第５条　災害による死亡の推定及び災害弔慰金の支給の制限については、法第４条及び第５条の規定によるものとする。

（災害障害見舞金の支給）

第６条　市は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害がある市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

（災害障害見舞金の額）

第７条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては２，５００，０００円とし、その他の場合にあっては１，２５０，０００円とする。

（準用規定）

第８条　第５条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

（災害援護資金の貸付け）

第９条　市は、令第３条に規定する災害により法第１０条第１項に規定する被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に規定する世帯は、その所得について法第１０条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第１０条　災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の被害がない場合　１，５００，０００円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合　２，５００，０００円

ウ　住居が半壊した場合　２，７００，０００円

エ　住居が全壊した場合　３，５００，０００円

⑵　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合　１，５００，０００円

イ　住居が半壊した場合　１，７００，０００円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　２，５００，０００円

エ　住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合　３，５００，０００円

⑶　第１号のウ、又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際して、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「２，７００，０００円」とあるのは「３，５００，０００円」と、「１，７００，０００円」とあるのは「２，５００，０００円」と、「２，５００，０００円」とあるのは「３，５００，０００円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は１０年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項かっこ書の場合は５年）とする。

（貸付利率）

第１１条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセントとする。

（償還方法等）

第１２条　災害援護資金の貸付けに係る償還方法、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、令第７条第３項及び第４項並びに第８条から第１１条までの規定によるものとする。

（償還免除）

第１３条　市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認めるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、令第１２条で定める場合は、この限りではない。

（規則への委任）

第１４条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５６年９月２９日条例第３２号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第３条第２項の規定は昭和５５年１２月１４日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第７条の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和６２年９月３０日条例第１５号）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　改正後の河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第６条から第８条までの規定は、この条例の公布の日以後に生じた災害による障害者に対して支給する災害障害見舞金について適用する。

３　新条例第１０条第１項の規定は、昭和６１年７月１０日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、昭和６１年７月１０日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則（平成３年１２月２６日条例第３０号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第３条第２項の規定は平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第７条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第１０条第１項の規定は同年５月２６日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成２３年１２月２８日条例第２７号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例第４条第１項の規定は、平成２３年３月１１日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附　則（平成２４年３月２８日条例第１９号）

この条例は、平成２４年７月９日から施行する。

要　　綱

要綱１　河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱

（平成13年３月13日
要綱第８号）

改正　平成14年９月19日要綱第42号
平成19年５月10日要綱第36号
平成22年３月15日要綱第12号
平成24年３月27日要綱第８号
平成25年６月13日要綱第43号

（目的）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第５条及び河内長野市地域防災計画に基づき、自主防災組織に対し、防災資機材等の整備及び自主防災活動の推進に必要な助成を行うことにより、防災体制を確立し、もって市民の防災意識の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「自主防災組織」とは、法第５条第２項に規定する自主防災組織をいう。

（助成事業及び助成対象団体）

第３条　この要綱による助成事業の種類は次の各号に掲げるものとし、その助成対象団体はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

(1)　育成事業　自主防災組織又は自主防災組織を結成する予定のもので、助成することが必要と認めるもの

(2)　活動推進事業　既存の自主防災組織であって、助成することが必要と認める自主防災組織

（助成対象年度）

第３条の２　育成事業の助成対象年度は、第６条の規定による申請のあった日の属する年度から５箇年を限度とする。

（助成対象）

第４条　育成事業の助成対象は、次に掲げる防災資機材等とする。

(1)　防災物資等　別表第１に掲げるもの

(2)　備蓄倉庫　別表第２に掲げる面積

２　活動推進事業の助成対象は、次に掲げる経費とする。

(1)　別表第３に掲げる自主防災活動に要する経費

(2)　別表第４に掲げる消耗品等の購入に要する経費

（助成金の額）

第５条　育成事業の助成金の額は、予算の範囲内で次の各号に定める額とする。

(1)　防災物資等　購入費の２分の１の額とする。ただし、４０世帯未満の世帯で構成する助成対象団体の場合には、１助成対象団体につき、３０，０００円を限度とし、４０世帯以上の世帯で構成する助成対象団体の場合には、１世帯当たり７５０円を限度とする。

(2)　備蓄倉庫　事業費の２分の１の額とする。ただし、１平方メートル当たり２０，０００円を限度とする。

２　活動推進事業の助成金の額は、自主防災組織を構成する世帯数に１００円を乗じて得た額の範囲内で、前条第２項に規定する経費の２分の１の額とする。ただし、１年度当たり１０万円を限度とする。

３　育成事業の助成を受けている期間内に活動推進事業を実施する場合は、第１項の育成事業助成金の額の範囲内で、当該育成事業助成金の額の一部を活動助成事業に充当できるものとする。ただし、充当できる金額は、前項の活動推進事業の助成金の額の範囲内とする。

４　第１項に規定する助成金の額は、第３条の２の助成対象年度の間における額とする。

（助成の申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする助成対象団体（以下「助成団体」という。）は、河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付申請書（様式第１号）に河内長野市自

主防災組織育成事業計画書（様式第２号）又は河内長野市自主防災組織活動推進事業計画書（様式第２号の２）を添えて、市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その決定内容を河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付決定通知書（様式第３号）又は河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金不交付決定通知書（様式第４号）により助成団体に通知しなければならない。

（申請内容の変更申請等）

第８条　助成団体は、申請内容に変更があったときは、河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金変更交付申請書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の変更交付決定等）

第９条　市長は、前条の規定による変更交付申請があったときは、当該変更交付申請に係る書類を審査し、その変更決定内容を河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金変更交付決定通知書（様式第６号）により助成団体に通知しなければならない。

（助成金の交付等）

第１０条　助成金の交付を受けようとする助成団体は、河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付請求書（様式第７号）及び河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業実績報告書（様式第８号）に、領収書等を添えて市長に提出しなければならない。

（防災資機材等の管理）

第１１条　育成事業の助成を受けた助成団体は、十分な注意を払い、助成金の交付を受けた防災資機材等を維持管理しなければならない。

（防災資機材等の譲渡の禁止）

第１２条　育成事業の助成を受けた助成団体は、前条に規定する防災資機材等を第三者に譲渡してはならない。

（助成金の返還）

第１３条　市長は、助成金の交付を受けた助成団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは助成金交付決定額の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金があるときは期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1)　申請書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、平成１２年４月１日から適用する。

附　則（平成１４年９月１９日要綱第４２号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年５月１０日要綱第３６号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成２２年３月１５日要綱第１２号）

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月２７日要綱第８号）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年６月１３日要綱第４３号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第１（第４条関係）

防災物資等
ヘルメット、ロープ、ハンマー、鋸、ツルハシ、バール、消火器、コードリール、かけや、消火バケツ、スコップ、ボルトクリッパー、金バサミ、てこ棒（角材）・カマセ木、リヤカー、レンジャー手袋、防塵マスク、防護メガネ、モンキーレンチ、タガネ、ミニカッター、腕章、救急セット、担架、ハンドマイク、防水シート、ジャッキ、脚立、簡易トイレ、救命工具収納箱、エンジンチェンソー、投光器、発電機、エンジンカッター、油圧ジャッキその他市長が必要と認めた物資等

別表第２（第４条関係）

助成団体を構成する世帯の数	面積
１００世帯未満	１０平方メートル以内
１００世帯以上５００世帯未満	２０平方メートル以内
５００世帯以上１，０００世帯未満	３０平方メートル以内
１，０００世帯以上１，５００世帯未満	４０平方メートル以内
１，５００世帯以上２，０００世帯未満	５０平方メートル以内
２，０００世帯以上	６０平方メートル以内

別表第３（第４条関係）

(1)　自主防災活動の計画づくりに要する経費のうち、市長が必要と認めた経費
(2)　自主防災活動の勉強会に要する経費
(3)　防災教室・講演会の開催に要する経費
(4)　広報啓発に関する経費（啓発ポスター、チラシ印刷代等）
(5)　防災診断、防災マップづくりに要する経費（白地図代、印刷代等）
(6)　地域防災訓練及びその他自主防災活動事業に要する経費

別表第４（第４条関係）

ガソリン、灯油、消火器充てん費用、救急セット補充品、その他市長が認める活動に必要な消耗品等

様　　式

様式1-1　発信用紙（災害警戒本部）

発信用紙

（No.　　）

<table>
<tr><td>本 部 長</td><td>副本部長</td><td>警対総務部
部　　長</td><td>警対総務部
本 部 班 長</td><td>所管部長</td><td>起 案 者</td><td>本部長室
審　　議
要　　否
了</td><td>庁　内
放　送
要　否
了</td></tr>
<tr><td colspan="8">あて先</td></tr>
<tr><td colspan="8">件　名
……
年　　月　　日　　時　　分

河内長野市災害警戒本部発第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="8">本文</td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td><td rowspan="2">発信済</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
</table>

河内長野市災害警戒本部

様式1-2　発信用紙（災害対策本部）

発信用紙

(No.　　)

<table>
<tr><td>本 部 長</td><td>副本部長</td><td>災対総務部
部　　長</td><td>災対総務部
本 部 班 長</td><td>所管部長</td><td>起 案 者</td><td>本部長室
審　　議
要　　否
了</td><td>庁　内
放　送
要　否
了</td></tr>
<tr><td colspan="8">あて先</td></tr>
<tr><td colspan="8">件　名
.....
年　　月　　日　　時　　分

河内長野市災害対策本部発第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="8">本文</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td><td rowspan="2">発信済</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
</table>

河内長野市災害対策本部

様式2-1　受信用紙（災害警戒本部）

受信用紙（№）

<table>
<tr><td rowspan="2">発信機関名</td><td>発信担当者名</td><td>受信担当者名</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">警対総務部
本部班長</td><td>本部長室
審　議</td><td>庁　内
放　送</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>要否</td><td>要否</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>電話</td><td>所属</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">件　名
……
年　月　日　時　分

河内長野市災害警戒本部受第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="7">本文</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7">本信に対する措置の大要</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
</table>

河内長野市災害警戒本部

様式2-2　受信用紙（災害対策本部）

受信用紙（№）

<table>
<tr><td rowspan="2">発信機関名</td><td>発信担当者名</td><td>受信担当者名</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">災対総務部
本部班長</td><td>本部長室
審　議</td><td>庁　内
放　送</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>要否</td><td>要否</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>電話</td><td>所属</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">件　名
……
年　月　日　時　分

河内長野市災害対策本部受第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="7">本文</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7">本信に対する措置の大要</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
</table>

河内長野市災害対策本部

様式3-1　災害概況速報（災害警戒本部）

災害概況速報

（河内長野市災害警戒本部№　　）

（第　　報）災害名

※項目ごとに情報源を明記すること。
（住民通報、その他民間通報、消防・警察官通報、その他機関通報及び現認）

報告日時	年　月　日　時分
所属名	部
報告者名	

※項目ごとに確認、未確認の別を明記すること。

災害の概況	災害種別	□地震　□風水害				発生日時	年　月　日　時分			
	（地区ごとの被害の有無及び概況、施設ごとの被害の有無及び概況等） ※町丁目番									
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
	（火災の発生の有無及び状況、道路・橋りょうの状況、電気・ガス・水道の状況等）									
応急対策の状況	（応急措置、自主防災組織・住民の動向、消防・警察官・その他関係機関との連絡状況）									

様式3-2　災害概況速報（災害対策本部）

災害概況速報

（河内長野市災害対策本部№　　）

（第　　報）災害名

※項目ごとに情報源を明記すること。
（住民通報、その他民間通報、消防・警察官通報、その他機関通報及び現認）

報告日時	年　月　日　時分
所属名	部
報告者名	

※項目ごとに確認、未確認の別を明記すること。

災害の概況	災害種別	□地震　□風水害			発生日時	年　月　日　時分			
	（地区ごとの被害の有無及び概況、施設ごとの被害の有無及び概況等） ※町丁目番								
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
	（火災の発生の有無及び状況、道路・橋りょうの状況、電気・ガス・水道の状況等）								
応急対策の状況	（応急措置、自主防災組織・住民の動向、消防・警察官・その他関係機関との連絡状況）								

様式4　災害受信・現場報告記録

災害受信・現場報告記録

（河内長野市災害警戒本部№　　）

					災害№
受信欄	受付日時	平成　年　月　日 ＡＭ　： ＰＭ　： 受信者	部：　部 氏名：		
	連絡者	氏名　TEL 住所　□住民□消防□警察□他（　）			
	被害場所	河内長野市			
	被害状況 （通報内容）				
現場報告欄	現場確認	平成　年　月　日 ＡＭ　： ＰＭ　： 確認者	部：　部 氏名：		
	被災者	□連絡者に同じ　住所 □右記氏名TEL			
	他機関の出動	□消防□警察□住民□業者□他（　）			
	現場報告事項①状況②処理内容③他		被害分類		
			□被害無し		
			人的被害	□死亡□重症 □行方不明□軽症	
			住家	□全壊□床上浸水(土砂) □半壊□床下浸水(土砂) □一部破損	
			非住家	□公共機関 □他	
			道路	□路肩崩れ□法面崩れ □冠水□他	
			橋梁	□流失□破損	
			河川水路	□河川溢水□水路溢水 □漏水□堤防決壊	
			□崖崩れ		

注：被害分類は必ず記載のこと。

様式5-1　要請情報（災害警戒本部）

要　請　情　報

（河内長野市災害警戒本部№　　）

（第　報）災害名

災害種別	地震、水害、火災、その他

要請日時	年　月　日　時分
主管部名	部
部長名	
担当者名	

要請の概要	種　別	要員の補充、資機材調達、車両調達、燃料調達、広報依頼、自衛隊派遣要請 その他（　　）
	内　容	（要請先機関・団体名、職種、品名、広報文などできるかぎり具体的に記入） ※別紙添付の場合は、その旨を明記のこと。
	数量・回数・又は人数	（種別、性別、品名別等に分けて記入）
	場　所	（集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入）
	その他必要事項	（留意点、携行品など特記事項を記入）
要請にいたった理由	（措置の状況、部内対策要員の状況、部内資器材の状況、その他要請を必要とした状況）	

様式5-2　要請情報（災害対策本部）

要　請　情　報

（河内長野市災害対策本部№　　）

（第　報）災害名

災害種別	地震、水害、火災、その他

要請日時	年　月　日　時分
主管部名	部
部長名	
担当者名	

要請の概要	種　別	要員の補充、資機材調達、車両調達、燃料調達、広報依頼、自衛隊派遣要請 その他（　　）
	内　容	（要請先機関・団体名、職種、品名、広報文などできるかぎり具体的に記入） ※別紙添付の場合は、その旨を明記のこと。
	数量・回数・又は人数	（種別、性別、品名別等に分けて記入）
	場　所	（集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入）
	その他必要事項	（留意点、携行品など特記事項を記入）
要請にいたった理由	（措置の状況、部内対策要員の状況、部内資器材の状況、その他要請を必要とした状況）	

様式6-1　避難所の報告用紙

避難所の報告用紙（開設・定時・閉鎖）

整理番号　　―

<table>
<tr><td colspan="2">避難所名</td><td colspan="2">開設・閉鎖日時
月　日　時　分現在</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難所派遣職員名</td><td colspan="2">報告日時
月　日　時　分現在</td></tr>
<tr><td colspan="4">避難者状況（実人数）　　人</td></tr>
<tr><td colspan="2">[避難者合計]</td><td colspan="2">人　（　男　　人　　女　　人　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">内訳</td><td>負傷者</td><td colspan="2">人（　重傷者　　人　　軽傷者　　人　）</td></tr>
<tr><td>幼少・高齢者</td><td colspan="2">人（　乳幼児　　人　　児童　　人　　高齢者　　人　）</td></tr>
<tr><td>障がい者</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td colspan="4">応急物資の状況</td></tr>
<tr><td colspan="2">[毛布等]</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">[食料]</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">[飲料水]</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">[生活用品]</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">これまでの活動状況</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">今後の活動予定</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の状況</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">[施設の被害状況]</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">[ライフラインの被害状況]</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">[職員の参集状況]</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式6-2　避難者カード

避難者カード（兼　安否確認票）　　（No.　　）

避難所＿＿＿＿＿＿＿＿

※みなさまの安否確認の問い合わせについて、ご希望の番号にチエックをつけてください。
□1　下記の情報を公表しないでください。
□2　下記の情報を公表しても結構です。（インターネットでも検索できます。）
□3　一部の項目だけ回答しても結構です。
（回答してもよい項目にチェックをつけてください。インターネット検索時、チェックした項目のみ表示されます。
《□氏名　□住所(町名まで)　□性別　□年齢　□避難所　》
※問い合わせには、本人が特定できた場合のみお答えします。

※1世帯で1枚記入（下線の引かれた項目は、必ず記入してください。）

		確　認　者
避難した日時	年　月　日　午前・午後　時　分	
退去した日時	年　月　日　午前・午後　時　分	
避難生活区画		
住　所	〒　－ 河内長野市	

避難者全員を記入してください。

フリガナ 氏名（ＮＡＭＥ） 災害活動に関する特技・資格など	性別	年齢	身体の状況	避難場所	電話（携帯）番号 （ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ検索用）	備　考
カワチ　ハナコ 河内　花子 看護師	男・[女]	56	■無事です □被害があります	■この避難所 □自宅	－　－	
	男・女		□無事です □被害があります	□この避難所 □自宅	－　－	
	男・女		□無事です □被害があります	□この避難所 □自宅	－　－	
	男・女		□無事です □被害があります	□この避難所 □自宅	－　－	
	男・女		□無事です □被害があります	□この避難所 □自宅	－　－	
	男・女		□無事です □被害があります	□この避難所 □自宅	－　－	

※電話番号及び携帯番号は検索用にのみ利用し公表はしません。
※本情報は、災害時のみ利用とし、災害対策本部の廃止後に消去します。

様式7　医療救護班診療記録

医　療　救　護　班　診　療　記　録

河内長野市

救護所名	地区	医師 氏名	班　長	
			班　員	
		担　当　職　員　名		

年月日	住　　所	患者氏名	性別	年齢	傷病名	程　　度	措置概要	備　　考
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
小計・合計	人					・・		

1「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

2重症：入院１月以上を要する中症：入院治療を要する軽症：入院治療を要しない

様式8　被害状況等報告様式

第４号様式（その１）
〔**災害概況即報**〕

報告日時	年　月　日　時　分
市町村名	河内長野市
報告者名	

災害名（第　　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	年　月　日　時　分		
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊棟	一部破損棟
		負傷者	人	計	人		半壊棟	床上浸水棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県） 大阪府				（市町村） 河内長野市		

第４号様式（その２）

（被害状況即報）

市町村名		区分	被害			
災害名 報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流失・埋没	ha	
				冠水	ha	
報告者名			畑	流失・埋没	ha	
				冠水	ha	

区分			被害	区分			被害
人的被害	死者	人		その他	文教施設	箇所	
	行方不明者	人			病院	箇所	
	負傷者 重傷	人			道路	箇所	
	負傷者 軽傷	人			橋りょう	箇所	
住家被害	全壊	棟			河川	箇所	
		世帯			港湾	箇所	
		人			砂防	箇所	
	半壊	棟			清掃施設	箇所	
		世帯			崖くずれ	箇所	
		人			鉄道不通	箇所	
	一部損壊	棟			被害船舶	隻	
		世帯			水道	戸	
		人			電話	回線	
	床上浸水	棟			電気	戸	
		世帯			ガス	戸	
		人			ブロック塀等	箇所	
	床下浸水	棟		り災世帯数		世帯	
		世帯		り災者数		人	
		人		火災発生	建物	件	
非住家	公共建物	棟			危険物	件	
	その他	棟			その他	件	

※被害額は省略することができる。

区分			被害	災害対策本部等の設置状況	
公立文教施設		千円			
農林水産業施設		千円			
公共土木施設		千円			
その他の公共施設		千円			
小計		千円			
その他	農業被害	千円			
	林業被害	千円			
	畜産被害	千円		災害救助法適用市町村名	
	水産被害	千円			
	商工被害	千円			
				計	団体
	その他	千円		消防職員出動延人数	人
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人

備考

被害発生場所

被害発生年月日

災害の種類概況

応急対策の状況

・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

・避難の勧告・指示の状況

・避難所の設置状況

・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況

・災害ボランティアの活動状況

※被害額は省略することができる。

第１号様式　災害確定報告

市町村名				区分				被害	
災害名 報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時確定）			その他	田	流失・埋没	ha		
						冠水	ha		
					畑	流失・埋没	ha		
						冠水	ha		
					文教施設			箇所	
報告者名					病院			箇所	
					道路			箇所	
区分			被害		橋りょう			箇所	
人的被害	死者		人		河川			箇所	
	行方不明者		人		港湾			箇所	
	負傷者	重傷	人		砂防			箇所	
		軽傷	人		清掃施設			箇所	
住家被害	全壊		棟		崖崩れ			箇所	
			世帯		鉄道不通			箇所	
			人		被害船舶			隻	
	半壊		棟		水道			戸	
			世帯		電話			回線	
			人		電気			戸	
	一部損壊		棟		ガス			戸	
			世帯		ブロック塀等			箇所	
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟		り災世帯数			世帯	
			世帯		り災者数			人	
			人	火災発生	建物			件	
非住家	公共建物		棟		危険物			件	
	その他		棟		その他			件	

※被害額は省略することができる。

区分			被害	都道府県災害対策本部	名称	
公立文教施設		千円			設置	月　日　時
農林水産業施設		千円			解散	月　日　時
公共土木施設		千円				
その他の公共施設		千円				
小計		千円		災害対策本部設置市町村		
公共施設被害市町村数		団体			計	団体
その他	農業被害	千円				
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円		災害救助法適用市町村名		
	商工被害	千円				
					計	団体
	その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人	

備考

災害発生場所
災害発生年月日
災害の種類概況
応急対策の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・避難の勧告・指示の状況
・自主避難の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所）
・災害ボランティア活動状況（受入の有無及び派遣の有無等）
・その他関連事項

※被害額は省略することができる。

様式9　地すべり・がけ崩れ災害報告様式（緊急・詳細報告用）

緊急・詳細　報告用　※緊急報告は網掛け部分を記入　　**第　　報**

災害報告（地すべり）

（　　年　　月　　日　　時　現在）

ふりがな 発生場所	おおさかふ 大阪府 ［都・道・府・県］	［市・郡］	［区・町・村］	大字	地区名	
発生日時	［ 不明・調査中・確認済 ］	年　月　日　時　分				

気象状況	異常気象名		観測所名		災害発生場所からの距離	km			
	連続雨量	mm	年　月　日　時 ～	年　月　日　時					
	最大24時間雨量	mm/24hr	年　月　日　時 ～	年　月　日　時					
	最大時間雨量	mm/hr	年　月　日　時 ～	年　月　日　時					
地すべり規模	幅	m	長さ	m	斜面勾配	度	移動層厚	m	拡大の見込　有・無
	保全対象人家戸数	戸	公共施設						

移動状況	最大時間移動量（時速）	m or mm	年　月　日　時 ～　時	観測地点					
	移動総量	m or mm	年　月　日　時　分 ～ 年　月　日　時　分	観測地点					
	近年の移動履歴	有・無	年　月　日　時 ～	年　月　日　時					
	変状	き裂	有・無	陥没	有・無	隆起	有・無	湧水	有・無	末端の押出の有無　有・無

危険箇所	地すべり危険箇所	該当　有・無	危険度［ A・B・C ］		所管	［ 国土・林・農 ］
	地すべり防止区域	指定　有・無	指定年　年	既設対策工の有無　有・無	所管	［ 国土・林・農 ］

被害状況	人的被害	死者	《　》<　>名	被害者年齢	才	農地被害	（種類・面積）	
		行方不明	《　》<　>名		才			
		負傷者	《　》<　>名		才			
	人家被害	全壊・流出	《　》<　>戸	木造	《　》<　>戸	RC	《　》<　>戸	（公共施設・災害時要援護者関連施設（重要・一般）の名称は要記載）
		半壊	《　》<　>戸	木造	《　》<　>戸	RC	《　》<　>戸	
		一部損壊	《　》<　>戸	木造	《　》<　>戸	RC	《　》<　>戸	
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸（空積・練積・RC・その他）				
	公共土木施設被害（砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等）	（流出、破損、埋没、交通の不通状況　等を記載）						
	その他							

避難状況（集落名、種類（勧告・指示・自主）、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻　等を記載）

対応状況（どこがどのような対応（工事・監視等）を実施したorする予定か）

災害関連緊急事業申請の有無　［有・無・調査中］

関係法令等（該当する項目に○をつける）				
	直轄		砂防指定地	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域
	保安林		土石流危険渓流［ Ⅰ・Ⅱ・準ずる ］	建築基準法による災害危険区域
	国有林		急傾斜地崩壊危険区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域
	民有林		急傾斜地崩壊危険箇所	宅地造成工事規制区域
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域			宅造基準条例の適用区域
	土砂災害特別警戒区域			土砂災害警戒区域
	災害対策基本法防災計画区域			
	その他（　　）			

報告者								
①	所属		氏名		③	所属		氏名	
②	所属		氏名		④	所属		氏名	

＊第１報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。

座標				
	北緯	度	分	秒
	東経	度	分	秒

緊急・詳細　報告用

第　　報

地区名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平面図
断面図

※写真は別途e-mailにて送付すること

緊急・詳細　報告用　※緊急報告は網掛け部分を記入　　第　　報

災害報告（がけ崩れ）

（　　年　　月　　日　　時　現在）

ふりがな 発生場所	おおさかふ 大阪府 ［都・道・府・県］	［市・郡］	［区・町・村］	大字	地区名	
発生日時	［ 不明・調査中・確認済 ］	年　月　日　時　分				

気象状況	異常気象名		観測所名		災害発生場所からの距離	km
	連続雨量	mm	年　月　日　時 ～	年　月　日　時		
	最大24時間雨量	mm/24hr	年　月　日　時 ～	年　月　日　時		
	最大時間雨量	mm/hr	年　月　日　時 ～	年　月　日　時		

斜面の種類	自然斜面	H＝　m	横断図（別途添付しても良い）	概況平面図（別途添付しても良い）
	人工斜面	H＝　m		
	勾配 θ_1	度		
拡大の見込み	［ 有・無 ］			
保全対象人家戸数		戸		
崩壊の状況	高さ　m	巾　m		
	面積　m^2	勾配 θ_2　度		
	崩壊又は流出土砂量	m^3		
	がけ下端の堆積深	m		
	がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋　m		
		②家屋　m		
	被害家屋位置の堆積深	①家屋　m		
		②家屋　m		
	崩土の到達距離	m		
	その他			

被害状況	人的被害	死者	《　》<　>名			被害者年齢		才	（公共施設・災害時要援護者関連施設（重要・一般）の名称は要記載）	
		行方不明	《　》<　>名					才		
		負傷者	《　》<　>名					才		
	物的被害 人家	全壊・流出	《　》<　>戸	木造	《　》<　>戸	RC	《　》<　>戸			
		半壊	《　》<　>戸	木造	《　》<　>戸	RC	《　》<　>戸			
		一部損壊	《　》<　>戸	木造	《　》<　>戸	RC	《　》<　>戸			
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸（空積・練積・RC・その他）						
	公共土木施設被害（砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等）	（流出、破損、埋没、交通の不通状況　等を記載）								
	その他									

避難状況（集落名、種類（勧告・指示・自主）、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻　等を記載）

対応状況（どこがどのような対応（工事・監視等）を実施したorする予定か）

災害関連緊急事業申請の有無　［有・無・調査中］

関係法令等（該当する項目に○をつける）		直轄		砂防指定地	地すべり防止区域　［ 国土・林・農 ］
		保安林		急傾斜地崩壊危険区域	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域
		国有林		土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域
		民有林		土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域			宅地造成工事規制区域
		災害対策基本法防災計画区域			宅造基準条例の適用区域
		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所		地帯番号	箇所番号
		その他（　　）			

報告者	①	所属	氏名	③	所属	氏名	
	②	所属	氏名	④	所属	氏名	

＊第１報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。
※写真は別途e-mailにて送付すること

座標	北緯	度	分	秒
	東経	度	分	秒

様式10　土石流等災害報告様式（緊急報告用）（詳細報告用）

緊急報告用

第　　報

災害報告（土石流等）

（　　年　　月　　日　　時　現在）

ふりがな 発生場所	おおさかふ 大阪府 ［都・道・府・県］	［市・郡］	［区・町・村］	大字	地区名	

ふりがな 河川名	［1級・2級・その他］		水系		川		［沢・川・谷］

発生日時	［不明・調査中・確認済］　　年　月　日　時　分
災害形態	土石流，土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他（　　）

気象状況	異常気象名		観測所名							
	連続雨量	mm	年	月	日	時 ～	年	月	日	時
	最大24時間雨量	mm/24hr	年	月	日	時 ～	年	月	日	時
	最大時間雨量	mm/hr	年	月	日	時 ～	年	月	日	時

土砂流出状況	流出土砂量	m^3	河道閉塞	有・無	堆積状況	河積の　　/	程度
渓流の情報	区分	Ⅰ・Ⅱ・準ずる・危険渓流ではない			流域面積	㎢	河床勾配　1/

被害状況	人的被害	死者	名	被害者年齢	才	農地被害	（種類・面積）	概略のポンチ絵（別途添付してもよい）
		行方不明	名		才			
		負傷者	名		才			
	人家被害	全壊・流出	戸	（公共施設・災害弱者関連施設（重要・一般）の名称は要記載）				
		半壊	戸					
		一部損壊	戸					
		床上浸水	戸					
		床下浸水	戸					
	非住家被害		戸	宅地擁壁の被害	戸（空積・練積・RC・その他）			
	公共土木施設被害（砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等）		（流出、破損、埋没、交通の不通状況　等を記載）					
			市道を埋塞　　水路埋塞					
二次災害の可能性			（有・無）					

保全対象	km下流に人家　　戸（　　人）　道路名等
	（その他）　　ha

避難状況（集落名、種類（勧告・指示・自主）、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻　等を記載）

対応状況（どこがどのような対応（工事・監視等）を実施したorする予定か）

災害関連緊急事業申請の有無　［有・無・調査中］

関係法令等（該当する項目に○をつける）				
	直轄		砂防指定地（　　年指定）	地すべり防止区域　［国土・林・農］
	保安林		河川区域［1級・2級・準用・普通］	急傾斜地崩壊危険区域
	国有林		土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域
	民有林		土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域			宅造造成工事規制区域
	その他（　　）			

報告者	①	所属		氏名	③	所属		氏名
	②	所属		氏名	④	所属		氏名

＊[添付図面等]
・都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況がわかるポンチ絵、関連記事
＊第１報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。
＊写真は別途e-mailにて送付すること

詳細報告用（緊急報告を添付）

（渓流名）＿＿＿＿＿＿＿＿

災害報告（土石流等）

（　　年　　月　　日　　時　現在）

気象状況［調査中・確認済・不明］

観測所名及び渓流（谷出口）との距離	観測所名		距離	km
連続雨量	（緊急報告に記載）			
最大24時間雨量	（緊急報告に記載）			
最大時間雨量	（緊急報告に記載）			
上記連続雨量以前1週間の連続総雨量（前期降雨）	mm 年　月　日　時 ～　年　月　日　時			
積雪・融雪状況	観測所と渓流（谷出口）との標高差　m	※雨量状況については累加雨量グラフ、時間雨量表を、積雪・融雪状況については土石流発生に関する1週間の気温、土石流発生に関する1週間の積雪及び日雨量を別紙に添付する。ここで、土石流の発生時刻が明らかな場合はグラフ中に矢印で明記すること。		
	風向（災害発生時）			
	風力（災害発生時）	m/s		

保全対象

※土石流危険渓流または準ずる渓流の場合のみ危険渓流カルテの内容を記入

［調査中・確認済］

人家戸数	戸		
人口	人		
耕地面積	ha		
災害時要援護者関連施設	1 有 ・ 2 無	施設名	
公共施設	1 有 ・ 2 無	施設名	
土石流氾濫区域の面積	㎡		

土砂災害防止法

※土石流による建物被害数を、法指定の範囲内外、及び構造の別で該当する数をそれぞれ記入する。

［調査中・確認済］

		特別警戒区域	警戒区域		特別警戒区域	警戒区域		特別警戒区域	警戒区域
人的被害	死者	名	名						
	行方不明	名	名						
	負傷者	名	名						
人家被害	全壊・流出	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸
	半壊	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸
	一部損壊	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸

防災計画

市町村地域防災計画への記載	渓流名	［ 無・有 ］			
	避難場所	［ 無・有 ］	施設名		
	避難経路	［ 無・有 ］			
表示板設置		［ 無・有 ］	（　　箇所）		
警戒避難基準雨量の設定		［ 無・有 ］	連続雨量	mm 時間雨量	mm/hr
			設定時期	年　月	

現地調査結果

土砂流出状況	［ 無・有 ］		氾濫区域Ⅰ	氾濫区域Ⅱ	氾濫区域Ⅲ
		氾濫面積	㎡	㎡	㎡
		平均堆積深	m	m	m
		最大堆積深	m	m	m
		氾濫最大延長×氾濫最大幅	m × m		
		氾濫終息点の勾配	度		
		最大礫径	m		
流域内の既存施設	［ 無・有 ］	合計　基	（透過型）　基	（不透過型）　基	
		（砂防）　基	基	基	
		（治山）　基	基	基	
		（所管不明）　基	基	基	
天然ダム	［ 無・有 ］				
崩壊地付近の亀裂	［ 無・有 ］				
流木の堆積場所	［ 無・有 ］	堆砂区域上流・堆砂地内・水通し部・ダム下流部 その他（　　）			

通報者または第一発見者（該当する項目に○をつける）	［ 確認済・不明 ］		市町村（部署名）
			住民
			その他

座標	北緯	度　分　秒
	東経	度　分　秒

様式11　り災証明書

河長危第　　号

〒　　－
河内長野市

様

※太線の中を記入して下さい

り 災 証 明 書

り災世帯の構成員	氏　　名	続柄	性別	生年月日			男 女	－－
		世帯主	男 女	－－			男 女	－－
			男 女	－－			男 女	－－
り 災 場 所 等	町 （マンション等名称：　　）							
	□ 持　家 □ 借　家　（所有者名：　　） □ 貸　家				□ 住　宅 □ 非住宅			

り 災 程 度	□全壊・流失　□半壊　□床上浸水　□一部破損・床下浸水
り 災 原 因	平成　　年　　月　　日　発生した ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿による

上記のとおり相違ないことを証明します

平成　　年　　月　　日

市　　長　　印

(裏面)

＜り災証明について＞
- この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものです。
  ※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- 「り災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
  ※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構はこの証明の対象となりません
- 集合住宅等の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- 「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
  ※表面に現れない被害（例：地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。
- この証明は、災害発生後おおむね１ヶ月以内の状況をもとに判定しています。

この証明は、原則として一世帯一枚の発行となりますので大切に保管して下さい。

様式12-1　緊急通行車両事前届出書

（表）

（　　）第　　号

緊急通行車両事前届出書

年　　月　　日

大阪府公安委員会 殿

申請者住所

（電話）

氏 名　　印

行政機関等の名称等	1　指定行政機関 3　地方公共団体（執行機関を含む。） 5　指定地方公共機関	2　指定地方行政機関 4　指定公共機関 6　その他（　　）	
	名称（　　）		
業務の内容	1　警報の発令　2　消防等の応急措置　3　救難救助等 4　児童等の教育　5　施設等の応急復旧　6　保健衛生 7　社会秩序の維持　8　緊急通行の確保　9　災害の防御等 10　その他　（　　）		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
大阪府以外での災害応急対策に関する活動計画の策定の有無及びその活動地域	有	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他の都道府県（　　）	無
車両の使用者	住所	（　　）局　　番	
	氏名		
番号欄に表示されている番号			
出発地			

注：この届出書を２通作成し、申請にかかる車両の自動車検査証の写し１通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署（指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の所在地を管轄する警察署）に提出すること。

様式12-2　緊急通行車両事前届出済証

（裏）

（　　）第　　号

年　　月　　日

緊急通行車両事前届出済証

大阪府公安委員会　　印

注意事項

1　災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続きを受けること。

2　特別な事情により事前届出を行った警察署で手続きができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。

3　届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続きを受けること。

4　事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。

（1）緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。

（2）当該車両が廃車となったとき。

（3）その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

様式12-3　緊急通行車両確認申請書

緊急通行車両確認申請書

年　　月　　日

大 阪 府 知 事
大阪府公安委員会　　殿

申請者住所
（電話番号）
氏　名　　印

行政機関等の名称等		1　指定行政機関　2　指定地方行政機関 3　地方公共団体（執行機関を含む。）　4　指定公共機関 5　指定地方公共機関　6　その他（　　）
		名　称　（　　）
業　務　の　内　容		1　警報の発令　2　消防等の応急措置　3　救難救助等 4　児童等の教育　5　施設等の応急復旧　6　保健衛生 7　社会秩序の維持　8　緊急通行の確保　9　災害の防御等 10　その他　（　　）
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
車両の使用者	住　所	（　　）　局　　番
	氏　名	
通　行　日　時		
通　行　経　路	出　発　地	目　的　地
備　考		

様式13　自衛隊の災害派遣要請要求書

□知事への依頼書様式

文書番号

年　月　日

大阪府知事　様

河内長野市長　　印

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の２の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

１．災害の状況及び派遣を要請する事由
２．派遣を希望する期間
３．派遣を希望する区域及び活動内容
４．その他参考となるべき事項

文書番号

年　月　日

大阪府知事　様

河内長野市長　　印

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

年　月　日付第　号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

１．撤収要請日時
２．派遣された部隊
３．派遣人員及び従事作業の内容
４．その他参考となるべき事項

様式14　公用令書

従事第　　号

公　　用　　令　　書

住　所

氏　名

災害対策基本法第71条の規定に基づき次のとおり［従事／協力］を命ずる。

処分権者氏名　　印

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備　　考	

備　考：用紙は日本工業規格Ａ５とする。

保管第　　号

公　　用　　令　　書

住　所

氏　名

災害対策基本法［第７１条／第78条第１項］の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年　月　日　　処分権者氏名　　印

保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

備　考：用紙は日本工業規格Ａ５とする。

管理第　　号

公　　用　　令　　書

住　所

氏　名

災害対策基本法 [第　７１条 / 第78条第１項] の規定に基づき、次のとおり [管理 / 収用] を [使用 / 収用] する。

年　月　日　　処分権者氏名　　印

名　称	数　量	所在場所	範　囲	期　間	引渡月日	引渡場所	備　考

備　考：用紙は日本工業規格Ａ５とする。

変更第　　号

公　　用　　変　　更　　令　　書

住　所

氏　名

災害対策基本法 [第　７１条 / 第78条第１項] の規定に基づく公用令書（　　年　　月　　日第　　号）にかかる処分を次のとおり変更したので同法施行令第34条第１項の規定によりこれを交付する。

年　月　日

処分権者氏名　　印

変更した処分の内容

備　考：用紙は日本工業規格Ａ５とする。

取消し第　　号

公　用　取　消　令　書

住　所

氏　名

災害対策基本法 [第　７１条 / 第78条第１項] の規定に基づく公用令書（　　年　　月　　日第　　号）にかかる処分を取り消したので、同法施行令第34条第１項の規定により、これを交付する。

年　月　日

処分権者氏名　　印

備　考：用紙は日本工業規格Ａ５とする。

様式15　参集途上における被害状況報告様式

その１

参集施設		日　時	年　月　日　時より　時
参集ルート及び方法	自宅（　　市町村）　→　→　→　→当施設 徒歩　・　自転車　・　バイク　・　その他（　　）		
所属・氏名	部　班　係　・　氏名		

各施設の被害状況等	必要な対策（物資・資材含）等
市民・災害時要援護者に対する救出・応援救護の状況	
建物・施設等の崩壊・損傷状況	
火災発生、延焼、消防活動の状況（阻害要因）	
道路・鉄道等交通施設の状況	
ライフラインの状況	
○○地区（町）の全体的な状況	
避難場所の状況	
その他	

参集ルート概略図（被害状況等を記入）															
所属・氏名		部		班		係 ・ 氏名									

様式16　義援金受領書

義　援　金　受　領　書

受領書No.

様

金　　円

ただし、　　として
上記金額を受領いたしました。

平成　　年（　　年）　　月　　日

河内長野市災害対策本部長
河内長野市長

様式17　災害関連義援金・支援金受付名簿

災害関連義援金・義援物資受付名簿

【災害名　　】　　整理番号＿＿＿＿＿＿

受領書№	月　日	氏　名	〒	住所	電話番号	金額（円）	持・振	※
1	／						持・振	
2	／						持・振	
3	／						持・振	
4	／						持・振	
5	／						持・振	
6	／						持・振	
7	／						持・振	
8	／						持・振	
9	／						持・振	
0	／						持・振	
1	／						持・振	
2	／						持・振	
3	／						持・振	
4	／						持・振	
5	／						持・振	
6	／						持・振	
7	／						持・振	
8	／						持・振	
9	／						持・振	
0	／						持・振	

※欄は、礼状済に○印を記入する。

様式18 河内長野市自主防災組織育成事業関連様式

様式第1号（第6条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付申請書

年　　月　　日

河内長野市長　　様

氏　　名

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱第6条の規定により、助成金の交付を受けたいので、事業計画書を添えて申請します。

様式第2号（第6条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業計画書

防災資機材等の名称	防災資機材等の額	財源内訳			適用
		市補助金	自己負担	その他	
					自主防災組織の規模 世帯
総額					

様式第2号の2（第6条関係）

年　　月　　日

河内長野市自主防災組織育成事業計画書

自主防災組織名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

計画の内容	経　　費	財源内訳			備　　考
		市補助金	自己負担	そ の 他	
自主防災活動の内容 （※1）					自主防災組織の規模 世帯
消耗品等の購入の内容 （※2）					
合　　計					

（※1）　別表第3における掲げる項目別に列挙すること。
（※2）　明細目録（品目・数量・額）を添付すること。

様式第3号（第7条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付決定通知書

河内長野市長指令　　第　　号
年　　月　　日

氏　　名　様

河内長野市長　　印

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱第7条の規定により、

年　　月　　日付けで申請のあった河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金の交付を下記のとおり決定する。

記

助成金交付金額　　円

（内訳）

育成事業助成金　　円

活動推進事業助成金　　円

（交付条件）

注　申請内容に変更があったときは、河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金変更交付申請書（様式第5号）を市長に提出してください。

様式第4号（第7条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金不交付決定通知書

年　　月　　日

氏　　名　様

河内長野市長　　印

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱第7条の規定により、

年　　月　　日付けで申請のあった河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金の交付を下記の理由により却下する。

記

不交付の理由

様式第5号（第8条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金変更交付申請書

年　　月　　日

河内長野市長　様

氏　　名

年　　月　　日付けの河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付申請書の申請内容に変更があったので、河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

	自主防災組織の規模の変更	変更前世帯数 世帯	変更後世帯数 世帯
	河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業計画の内容の変更	変更内容	

様式第6号（第9条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付決定通知書

河内長野市長指令　　第　　号
年　　月　　日

氏　　名　様

河内長野市長　　印

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱第9条の規定により、

年　　月　　日付けで申請のあった河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金の変更交付を下記のとおり決定する。

記

助成金交付金額　　円

（内訳）

育成事業助成金　　円

活動推進事業助成金　　円

（交付条件）

様式第7号（第10条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付請求書

年　　月　　日

河内長野市長　様

氏　　名　印

年　　月　　日付け河内長野市長指令　　第　　号で交付決定のあった河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金について、下記のとおり請求します。

記

請求額　　円

注　領収書等を添付すること。

様式第8号（第10条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業実践報告

年　　月　　日

河内長野市長　様

氏　　名

河内長野市自主防災組織育成及び活動推進事業助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

(1)　育成事業

防災資機材等の名称	防災資機材等の額	財源内訳			適　用
		市補助金	自己負担	そ の 他	
					自主防災組織の規模 世帯
総　額					

(2)　活動推進事業

実施内容	経　費	財源内訳			適　用
		市補助金	自己負担	そ の 他	
					自主防災組織の規模 世帯
総　額					

１　災害対策本部関係

資料1-1　災害対策本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当部班
庁内及び出先の各部班	庁内放送、電話及び防災行政無線	(総務部情報班)
関係機関	防災行政無線、電話その他迅速な方法	(総務部情報班)
市民	広報車等	(広報部)
報道機関	口頭・電話及び文書	(広報部)

資料1-2-1　災害警戒本部の部及び班の名称・業務概要（地震・風水害）

災害警戒本部

本部長	副市長
副本部長	副市長 教育長

副市長：情報通信・交通輸送総括責任者

教育長：副市長の補佐

↔

本部員 兼 各部部長	市長補佐官
	総務部長 総合政策部長 会計管理者
	市民生活部長
	健康長寿部長 子ども・福祉部長
	都市づくり部長
	環境共生部長 産業経済部長
	消防長・消防団長
	教育推進部長 生涯学習部長
	上下水道部長
	議会事務局長 行政委員会総合事務局長

⇔

災害時部署		通常時部署	業務概要
応急対策グループ			
総務部	本部班 （本部事務局） 各部より１名	危機管理課	災害対策本部会議の運営・庶務、防災行政無線の管理、国・府・近隣市町村等への応援要請
総務部	情報班	総務部 会計課 都市づくり部	災害情報収集・集約、車両等の確保
広報部		総合政策部	広報、外部応援動員の調整
専門活動グループ			
生活部		市民生活部 市民協働課 子ども・福祉部 健康長寿部	救援物資の受け入れ、ボランティアの受け入れ、避難勧告等
医療・福祉部		子ども・福祉部 健康長寿部	医療・助産、災害時要援護者対策、遺体の収容・搬送
環境部		環境共生部	清掃・し尿対策、管轄施設被害調査
交通・住宅部		都市づくり部 上下水道部	物資輸送、管轄施設被害調査（道路、橋梁、上水道、下水道、河川施設等）
食糧日用品部		産業経済部	食糧品・日用品の調達、管轄施設被害・利用調査（公園、広場等）
消防部		消防本部・消防団	救急・救助・応急対策
避難・福祉部		教育推進部 生涯学習部 （健康長寿部） （市民生活部） （環境共生部） 子ども・福祉部 議会事務局 行政委員会行政事務局 派遣職員	避難所の開設、地域住民との協力 管轄施設・文化財被害調査
上下水道部		上下水道部	管轄施設被害調査（上水道、簡易水道）

資料1-2-2　災害対策本部の部及び班の名称・業務概要（地震・風水害）

災害対策本部

本部長	市長
副本部長	副市長 副市長 教育長

副市長：情報通信・交通輸送総括責任者

教育長：副市長の補佐

本部員 兼 各部部長	市長補佐官
	総務部長 総合政策部長 会計管理者
	市民生活部長
	健康長寿部長 子ども・福祉部長
	都市づくり部長
	環境共生部長 産業経済部長
	消防長・消防団長
	教育推進部長 生涯学習部長
	上下水道部長
	議会事務局長 行政委員会総合事務局長

災害時部署		通常時部署	業務概要
応急対策グループ			
総務部	本部班 （本部事務局） 各部より１名	危機管理課	災害対策本部会議の運営・庶務、防災行政無線の管理、国・府・近隣市町村等への応援要請
総務部	情報班	総務部 会計課 都市づくり部	災害情報収集・集約、車両等の確保
広報部		総合政策部	広報、外部応援動員の調整
専門活動グループ			
生活部		市民生活部 市民協働課 子ども・福祉部 健康長寿部	救援物資の受け入れ、ボランティアの受け入れ、避難勧告等
医療・福祉部		子ども・福祉部 健康長寿部	医療・助産、災害時要援護者対策、遺体の収容・搬送
環境部		環境共生部	清掃・し尿対策、管轄施設被害調査
交通・住宅部		都市づくり部 上下水道部	物資輸送、管轄施設被害調査（道路、橋梁、上水道、下水道、河川施設等）
食糧日用品部		産業経済部	食糧品・日用品の調達、管轄施設被害・利用調査（公園、広場等）
消防部		消防本部・消防団	救急・救助・応急対策
避難・福祉部		教育推進部 生涯学習部 子ども・福祉部 健康長寿部 市民生活部 環境共生部 教育推進部 議会事務局 行政委員会行政事務局 派遣職員	避難所の開設、地域住民との協力 管轄施設・文化財被害調査
上下水道部		上下水道部	管轄施設被害調査（上水道、簡易水道）

資料1-3　災害警戒(災害対策)本部の部及び班の役割分担（地震・風水害）

災害時部署			通常時部署	業務内容
応急対策グループ				
総務部	本部班（本部事務局）		危機管理課	災害対策本部の運営・庶務、防災行政無線の管理、情報の集約、本部から各部への命令・指令の伝達 国・自衛隊・府・近隣市町村・防災関連機関への応援要請、作業員の確保
	情報班	情報管理係	総務部	災害時優先電話の管理、情報網確保（庁内携帯電話、アマチュア無線等）、外部電話の一括受理・転配送（本部、それぞれの部署へ）
		情報収集整理係	総務部	府・防災関連機関・市民情報係・各専門活動グループからの情報収集・集約
		物資管理係	総務部 会計課	資材・機材確保、義援金の保管
		車両管理係	総務部 都市づくり部	車両の一元管理、車両・燃料の確保、配車手配、緊急輸送車の確認
広報部	本部班		総合政策部	情報収集整理係との連携、広報活動の手配
	広報班		総合政策部	本部からの伝達を受け市民へ広報、関係機関・マスコミへの情報発信
	人員班		総合政策部	外部応援動員の調整
	給食班		総合政策部	職員の食糧・日用品配給
専門活動グループ				
生活部	本部班	市民情報係	市民生活部	情報収集整理係との連携、市民・団体等からの情報収集、苦情受付
		ボランティア係	市民協働課 子ども・福祉部	情報収集整理係との連携、ボランティアの受け入れ、関係機関との連絡・協調
	専門活動班	広報係	市民生活部	避難勧告等
		救援係	健康長寿部	救援物資の受け入れ、ボランティアへの協力、支援
医療・福祉部	本部班		健康長寿部	情報収集整理係との連携、医師（医師会、病院等）との連携、遺体収容の手配
	専門活動班		健康長寿部 子ども・福祉部	医療・助産、災害時要援護者対策、遺体の収容・搬送
環境部	本部班		環境共生部	情報収集整理係との連携、清掃・し尿の状況把握、遺体火葬の手配
	専門活動班	清掃係	環境共生部	清掃・し尿対策、遺体の火葬
		被害調査係	環境共生部	管轄施設被害調査
交通・住宅部	本部班		都市づくり部	情報収集整理係との連携、車両の配置・運用、輸送に必要な資材・機材の確保（業者との調整）、応急仮設住宅の建設
	専門活動班	物資輸送係	都市づくり部	物資の輸送
		交通確保係	都市づくり部	物資輸送のための緊急交通確保
		被害調査係	都市づくり部 上下水道部	管轄施設被害調査（道路、橋梁、河川等）
食糧日用品部	本部班		産業経済部	情報収集整理係との連携、食糧品・日用品の調達（大規模小売店等との調整）、農協支店との協力
	専門活動班	食糧品配給係	産業経済部	食糧品・日用品の確保、市民への配給
		被害調査係	産業経済部	管轄施設被害・利用調査（公園、広場等）
消防部			消防本部 消防団	情報収集整理係との連携、消火・救急・救助
避難・福祉部	本部班		教育推進部	情報収集整理係との連携、避難所の開設手配
	専門活動班	避難所係	教育推進部 生涯学習部 子ども・福祉部 健康長寿部 市民生活部 環境共生部	避難所の開設・運営の補助、地域住民との協力
		被害調査係	教育推進部 生涯学習部 子ども・福祉部 市民生活部 議会事務局 行政委員会行政事務局 派遣職員	管轄施設被害調査、文化財被害調査
上下水道部	本部班		上下水道部	情報収集整理係との連携、飲料水の確保・配給、管轄施設被害調査（上水道、簡易水道、下水道）
	専門活動班	飲料水確保係	上下水道部	管轄施設の応急復旧
		飲料水配給係	上下水道部	飲料水の確保・配給
		被害調査係	上下水道部	管轄施設被害調査（上水道、簡易水道、下水道）

資料1-4　動員報告書

部　　名	部
災 害 名	
年 月 日	平成　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

報告時点	配 備 名	部長級	副理事級	課長級	課長補佐級	係長級	副主査級	一般	合　計
時　　分	配備	人	人	人	人	人	人	人	人
時　　分	配備	人	人	人	人	人	人	人	人
時　　分	配備	人	人	人	人	人	人	人	人

氏　　名	配備時刻	終了時刻	氏　　名	配備時刻	終了時刻
	時　　分	時　　分		時　　分	時　　分
	:	:		:	:
	:	:		:	:
	:	:		:	:
	:	:		:	:
	:	:		:	:
	:	:		:	:
	:	:		:	:
	:	:		:	:
	:	:		:	:
	:	:		:	:
	:	:		:	:
	:	:		:	:
	:	:		:	:
	:	:		:	:
	:	:		:	:
	:	:		:	:
	:	:		:	:
	:	:		:	:
	:	:		:	:

資料1-5　緊急配備体制における初期活動（地震）

<table>
<tr><th>対応時間</th><th>初期活動（勤務時間外）</th><th>初期活動（勤務時間内）</th></tr>
<tr><td>各部署において、緊急配備体制要員として指名を受けたもの

〈本庁〉への参集者</td><td>（参集途上）
被害状況の把握
（参集途上での確認）
人命救助

（参集後）
災害対策本部設置の準備</td><td>

災害対策本部設置の準備</td></tr>
<tr><td>〈各施設〉への参集者
（各施設毎に、２名）</td><td colspan="2">防災行政無線の管理
災害時優先電話の管理
職員からの情報収集・集約
市民・団体からの情報収集・集約
車両の確保
府・自衛隊・その他関係機関との連絡
重傷者搬送先病院の確保、その他医療救護活動のための準備
緊急交通路の確保、その他交通規制のための準備
その他、市長補佐官の指示事項

施設の被害状況の把握、報告
避難所開設の準備（状況把握・報告）</td></tr>
<tr><td>消防本部
消防団</td><td colspan="2">通信施設等の障害の確認、消防車両等の安全の確保
１１９番受付体制の強化
震災時組織体制の発令
非常召集の伝達（自主参集の場合を除く）
１１９番受付、巡回、各地区消防団及び関係機関からの情報収集等
人命安全上、部隊運営上重要な情報の選別
当直部隊による火災・救急・救助活動の実施</td></tr>
<tr><td>上下水道部</td><td colspan="2">飲料水確保のための施設応急措置</td></tr>
</table>

※緊急配備体制要員とは、各々の勤務地から自宅までの距離が２㎞以内の職員をいう。

資料1-6　災害初期活動（風水害）

		風水害時初期活動
応急対策グループ		
総務部	本部班	災害対策本部設置の通知（庁内及び関係機関） 災害対策本部会議の運営・庶務、情報の集約 災害対策本部会議決定事項の伝達 国・自衛隊・府・近隣市町村・関係機関への応援要請
	情報班	関係機関・各専門活動グループからの情報収集・集約 資機材の確保
広報部		災害対策本部設置の公表（市民及び報道機関） 各部署間の調整
専門活動グループ		
生活部		市民・団体等からの情報収集、問い合わせ電話への対応 避難勧告、危険地域住民への呼びかけ等 救援物資の受入れ、配給
医療・福祉部		医師（医師会、病院）との連携 救護班による活動
環境部		管轄施設被害調査（農・林業施設等）
交通・住宅部		風水害危険箇所の見まわり 管轄施設被害調査（道路、橋梁、下水道、河川施設等）
食糧日用品部		食料・生活必需品の調達・配給
消防部		救急・救助、風水害危険箇所の応急対策
避難・福祉部		避難所の開設
上下水道部		管轄施設被害調査（上水道、簡易水道）

２　地震・気象情報関係

資料2-1　災害履歴実態図

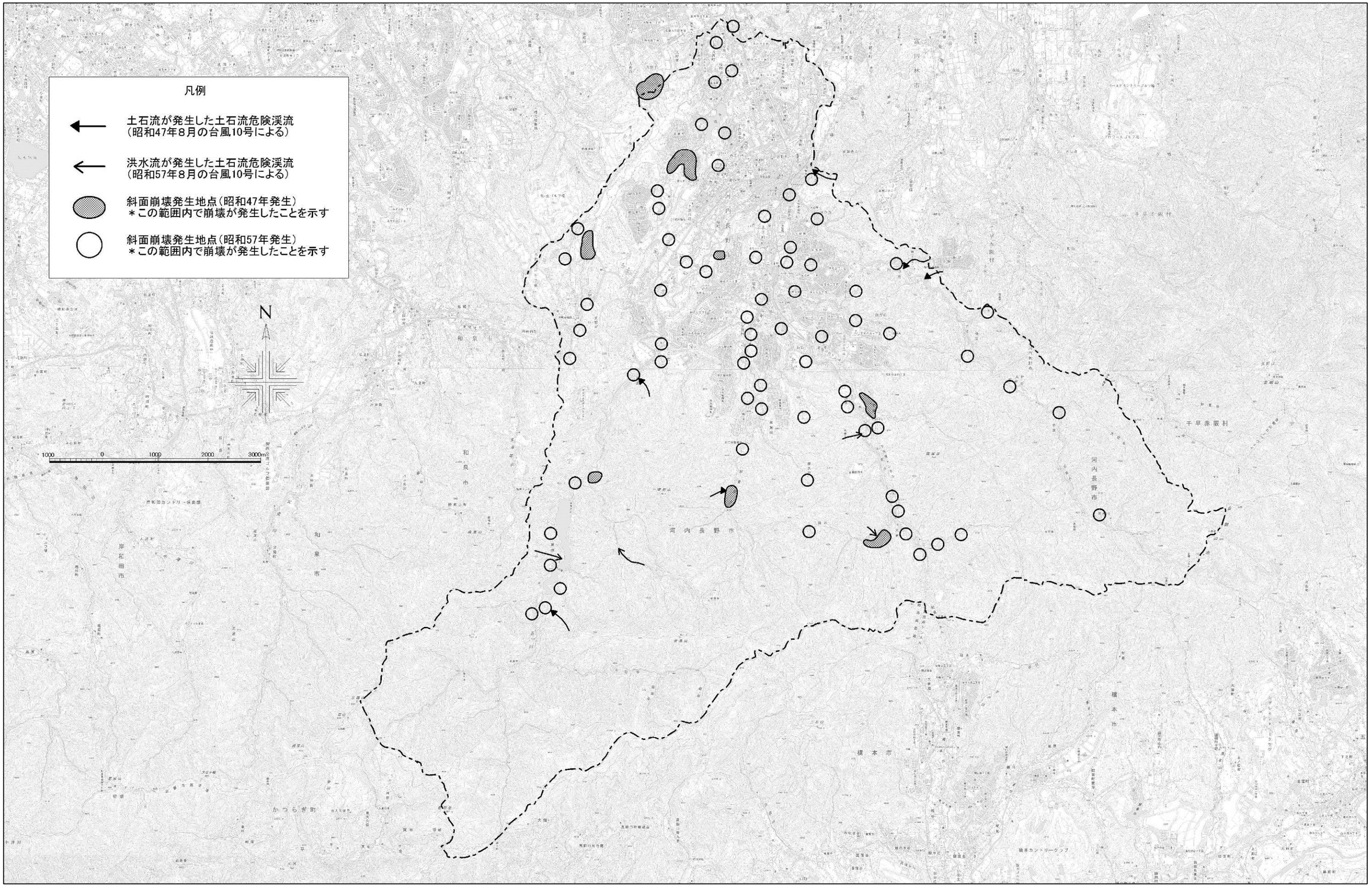

資料2-2　過去10年間の火災件数と損害額

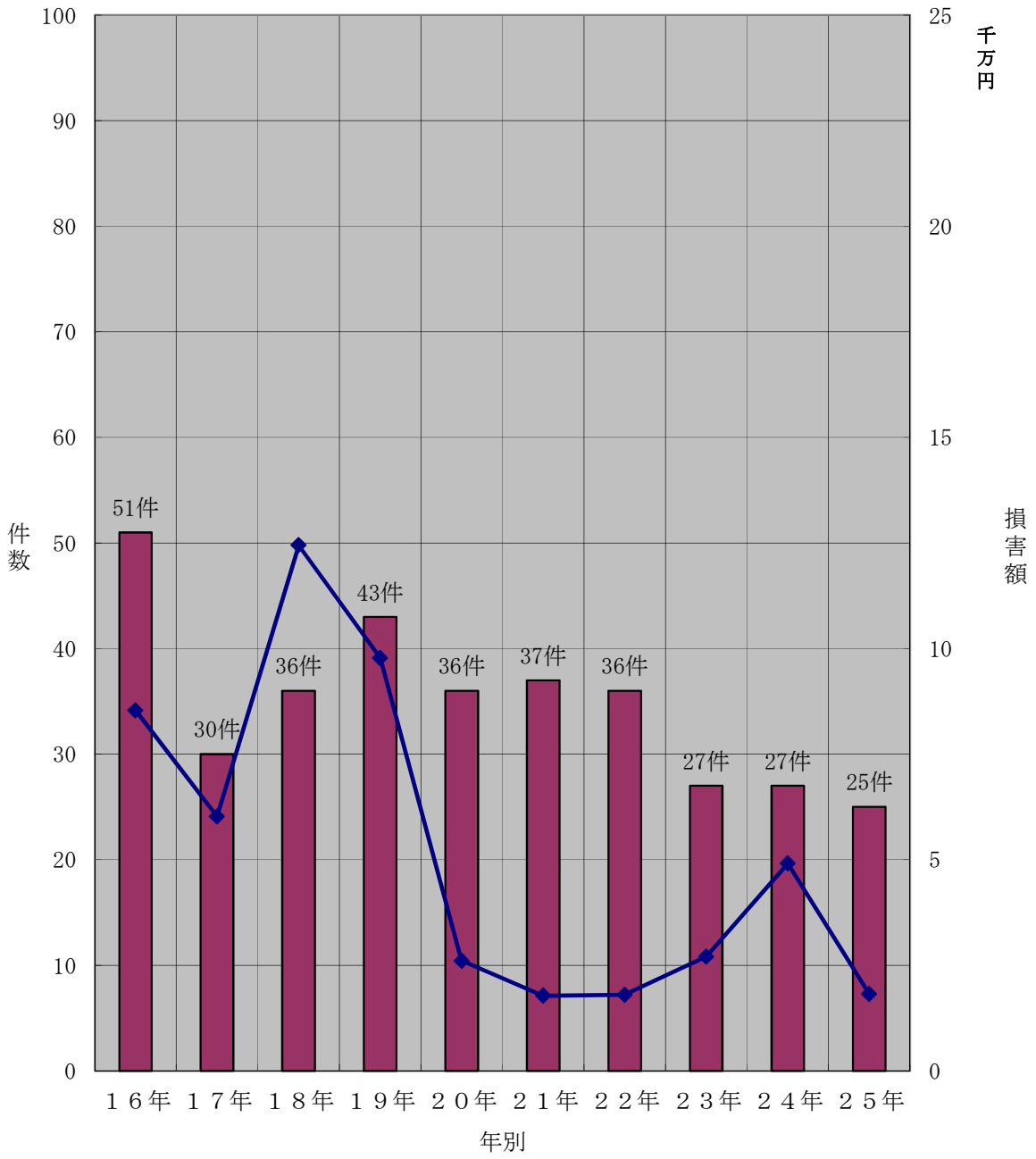

資料2-3　活断層分布図及び活断層一覧

活断層分布図

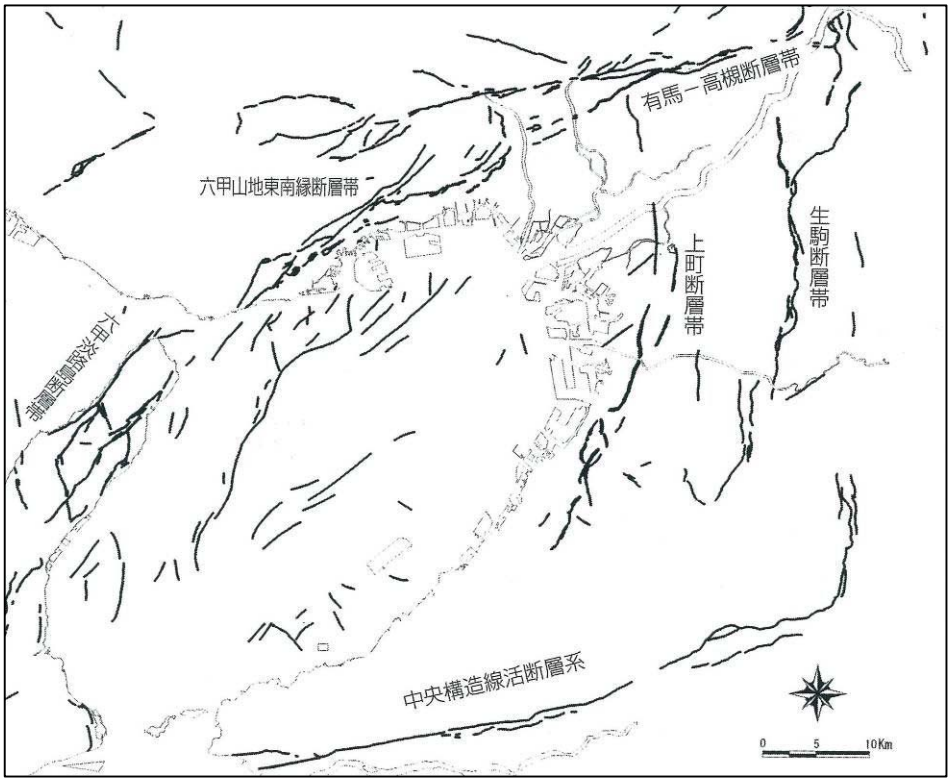

大阪湾と周辺の構造図（海上保安庁、1995及び都市圏活断層図、1996より北田編集）
出典：「近畿の活断層」（平成12年３月発行）

活断層一覧

断層	確実度	活動度	地震発生確率（%）（＊は「ほぼ」と表記）		
			30年以内	50年以内	100年以内
上町断層帯	Ⅰ	B	2～3	3～5	6～10
生駒断層帯	Ⅰ	B	0～0.1*	0～0.2*	0～0.6*
有馬高槻断層帯	Ⅰ	A	0～0.02*	0～0.04*	0～0.2*
中央構造線断層帯（金剛山地東縁－和泉山脈南縁）	Ⅰ	A	0～5*	0～9*	0～20*
六甲・淡路島断層帯	Ⅰ	A～B	0～0.9*	0～2*	0～5*

確実度
　Ⅰ：活断層であることが確実なもの
　Ⅱ：活断層であると推定されるもの
活動度
　A：第四紀における平均変位速度が1000年当たり１ｍ～10ｍのもの
　B：第四紀における平均変位速度が0.1ｍ～1ｍのもの
※確実度、活動度は、「近畿の活断層」（平成12年３月）による。
※地震発生確率は、地震調査研究推進本部が発表した長期評価
（上町断層帯(H25.3.10)、生駒断層帯(H13.6.17)、 有馬高槻断層帯(H13.7.11)、 中央構造線断層帯(H23.2.18)、 六甲・淡路島断層帯(H17.1.12)）による。

資料2-4　気象庁震度階級関連解説表

平成21年3月31日改定

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測する。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものである。この表を使用する際は、以下の点に注意する。

1　気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

2　地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

3　震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

4　この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

5　この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

6　この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。						
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。						
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。			鉄道、高速道路などで安全確認の為、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。	
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 地震管制装置付きのエレベーターは、安全の為自動停止する。	軟弱な地盤で、亀裂や液状化が生じることがある。山地で落石、やがけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。	

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。 一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。 通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。	地割れや山崩れ、地すべりが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。	大きな地割れやがけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。	

資料2-5　市役所内の気象情報機器

	観測地点	データの取得方法
・土石流テレメーター 監視装置 （テレメーター雨量計）	市内12ヶ所 観測局 ＊下表に示す	監視装置操作 （８階無線室） ・モニター表示及びプリント ・電話応答装置（電話番号は関係者に通知） ・危機管理課に予警報表示器及び雨量情報端末あり
・雨量情報表示盤	市内２ヶ所（天野、石見川）	
・大阪府防災行政無線による通報及びファクシミリ		危機管理課にて放送聴取 防災ファクシミリ
・大阪府防災情報システム端末による情報取得		８階無線室の端末操作

＊観測局リスト

No.	区　分	局　名	場　　所
９	観測局	千 代 田	千代田小学校屋上
１０	〃	赤　　峰	赤峰市民広場駐車場
１１	〃	天　　野	国道170号天野山トンネル上部
１２	〃	加 賀 田	加賀田小学校屋上
１３	〃	美加の台	美加の台中学校敷地内
１４	〃	大　　師	市民総合体育館屋上
１５	〃	西　　高	河内長野市営斎場敷地内
１６	〃	天　　見	関西電力金剛開閉所内
１８	〃	岩 湧 山	加賀田　（岩湧寺西側）
１９	〃	鳩　　原	太井480-甲
２０	〃	岩　　瀬	岩瀬1507-1　市道千早口鳩原線清瀬橋東詰
２１	〃	石 見 川	石見川502-2　国道310号

庁外の雨量計

・水道施設　　日野浄水場
　　西代浄水場
・消防署　　南出張所　　（雨量の他、風向風速計を設置）

資料2-6　関係機関雨量観測所一覧

所轄	観測所名	所在地	管理者	備考
大阪府	小山田	河内長野市小山田第２公園内	富田林土木事務所長	
	滝畑ダム	河内長野市滝畑1576-3	南河内農と緑の総合事務所長	近畿地整大和川河川でデータ傍受
	関屋橋	河内長野市滝畑239-1	〃	
	寺ヶ池	河内長野市木戸町451-1,451-2	〃	
近畿地方整備局	滝畑（たきはた）	河内長野市滝畑137	大和川河川事務所長	
		河内長野市日野1572-6		
	天見	河内長野市天見1430	〃	
大阪管区気象台	河内長野	河内長野市日野452	大阪管区気象台長	

資料2-7　水位観測所一覧

観測所名	観測級別	河川名	施設			通報水位 警戒水位 (m)	堤防天端高 (量水標読) (m)	所在地	管理者	観測者	量水標 零線高 ＯＰ＋(m)	既往最 高水位 (量水標読) (m)	備考
			量水標	自記	テレメータ								
滝尻橋	1	石川			○ 55 (無)	1.30 1.60		河内長野市 滝畑	南河内農と緑の総合事務所長	所員 TEL0721 (62)3672	ＴＰ＋ 20.482	H7.7.4 2.55	デジタル
諸越橋	1	〃	○		○ 55 (無)	1.75 2.50	左岸 10.373 右岸 10.383	河内長野市 末広町	富田林土木事務所長	所員 TEL0721 (25)1131	88.475	H7.7.14 3.17	超音波式
滝畑ダム	1	〃	○		○ 55 (無)	ＴＰ＋ 263.25	－	河内長野市 滝畑	南河内農と緑の総合事務所長	所員 TEL0721 (62)3672	ＴＰ＋ 233.7		
関屋橋	1	〃			○ 55 (無)	1.20 1.50	－	〃	〃	〃	ＴＰ＋ 281.95		水研62型 雨量計 併設
平和橋	1	天見川	○	○	○ H12 (無)	0.5 1.5	左岸 3.27 右岸 3.27	河内長野市 三日市町	富田林土木事務所長	所員 TEL0721 (25)1131	107.99		水晶 水圧式

資料2-8　雨量計・水位計位置図

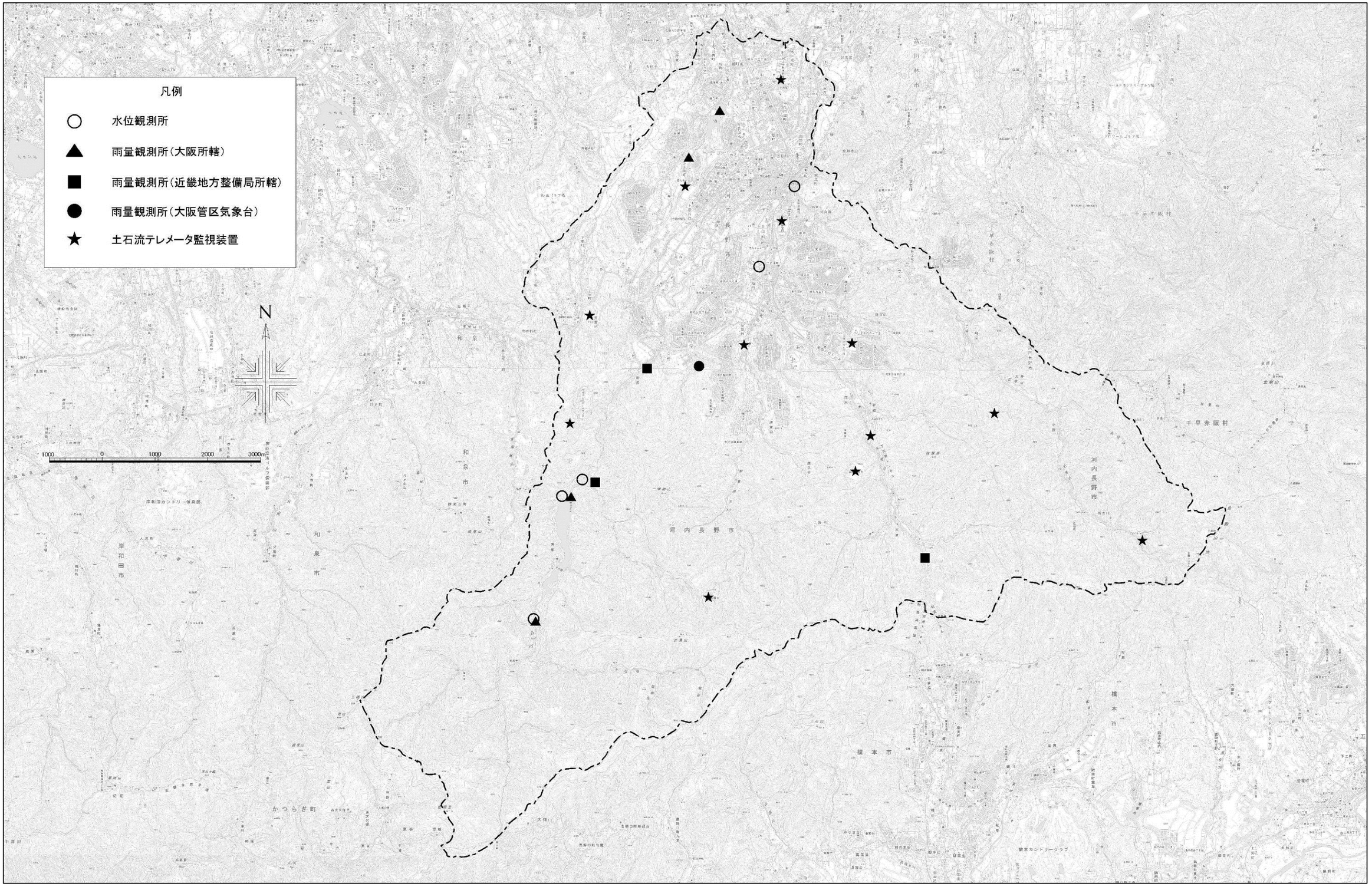

３　被害情報関係

資料3-1　被害状況等報告基準

区分			報告基準
人的被害	死者		当該被災が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが死亡したことが確実なもの。
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
	負傷者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもの。
		重傷者	１ヶ月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	１ヶ月未満で治療できる見込みのもの
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位
	全壊（全焼・全流失）		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊（半焼）		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できるもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。なお、このうち損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」として取り扱う。
	一部損壊		全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水		住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水		床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
非住家被害	非住家		住家以外の建物で、全壊、半壊の被害を受けたもの。なお、これら施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物		役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用また公共の用に供する建物とする。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

区分		報告基準
その他被害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、または砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第２条第１項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、繁留施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第１条に規定する砂防施設、同法第３条に規定によって同法が準用される砂防のため施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路・交通等に支障を及ぼしたものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理をしなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

区分		報告基準
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
火災発生		地震または火災噴火の場合のみ報告する。
公立文教施設		公立の文教施設とする。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設および共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設被害		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農業被害	農林水産業施設以外の農業被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料3-2　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」一般基準

平成25年10月1日現在

救助の種類	対象	支出費目	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	1　現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。 2　学校、公民館等既存の建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置又は天幕を設営し実施する。	1避難所の設置 2賃金職員等雇上費 3消耗器材費 4建物、器物の使用謝金 5光熱水費 6借上費、購入費 7仮設便所等の設置費	（基本額） 避難所設置費 1人1日当り 300円以内 （冬期加算額） 別に定める額	災害発生の日から7日以内	1　高齢者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、基本額を超える額を加算できる。 2　避難にあたっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅	1　住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	整地費、建築費、附帯工事費、人夫賃、輸送費、建築事務費等の一切の経費	（基準面積） 1戸当り29.7㎡ （基準額） 1戸当り 2,401,000円以内 （集会施設） 50戸以上設置の場合設置可能であり、規模及び費用は別途定める。	災害発生の日から20日以内に着工	1　高齢者等を収容する福祉仮設住宅を応急仮設住宅として設置できる。 2　民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 3　供与期間、最高2年以内
炊出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受けて炊事のできない者	主食費、副食費、燃料費、雑費、調理済食糧購入費等	1人1日当り 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	1　被災者が一時縁故地等へ避難する場合、3日分の現物を支給することができる。
飲料水の供給	1　現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	1水の購入費 2給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費 3修繕費及び燃料費 4浄水用の薬品及び資材費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1　輸送費、人件費は別途計上

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th colspan="2">対象</th><th colspan="2">支出費目</th><th colspan="2">費用の限度額</th><th>期間</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="5">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td colspan="2">1　全半壊（焼）、流失、床上浸水、船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具、その他必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td colspan="2">被害の実情に応じ
1被服、寝具及び身の回り品
2日用品
3炊事用具及び食器
4光熱材料</td><td colspan="2">1夏季（4月～9月）
冬期（10月～3月）
2下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>区分</td><td>季別</td><td>1人
（円）</td><td>2人
（円）</td><td>3人
（円）</td><td>4人
（円）</td><td>5人
（円）</td><td>6人以上1人を増すごとに加算
（円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏季</td><td>17,200</td><td>22,200</td><td>32,700</td><td>39,200</td><td>49,700</td><td>7,300</td></tr>
<tr><td>冬期</td><td>28,500</td><td>36,900</td><td>51,400</td><td>60,200</td><td>75,700</td><td>10,400</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上
浸水</td><td>夏季</td><td>5,600</td><td>7,600</td><td>11,400</td><td>13,800</td><td>17,400</td><td>2,400</td></tr>
<tr><td>冬期</td><td>9,100</td><td>12,000</td><td>16,800</td><td>19,900</td><td>25,300</td><td>3,300</td></tr>
<tr><td>医療</td><td colspan="2">1　医療の途を失った者
（応急的処置）</td><td colspan="2">1診察
2薬剤又は治療材料の支給
3処置、手術その他の治療及び施術
4病院又は診療所への収容
5看護</td><td colspan="2">1救護班
使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
2病院又は診療所
国民健康保険の診療報酬の額以内
3施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>1　救護班において行う。
2　急迫した事情によりやむを得ない場合は、病院又は診療所又は柔道整復師法に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師において医療を行うことができる。
3　患者等の移送費は別途計上</td></tr>
</table>

救助の種類	対象	支出費目	費用の限度額	期間	備考
助産	1　災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者	助産の範囲 １分べんの介助 ２分べん前後の処置 ３脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	１救護班等 使用した衛生材料の実費 ２助産師 慣行料金の8割以内の額	分べんした日から７日以内	1　妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明の状態にある者	１救出のために必要な機械器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う 2　輸送費、賃金職員雇上費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1　住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に現物をもって行う	1　１世帯当り 520,000円以内	災害発生の日から１ヵ月以内	
生業に必要な資金の貸与	1　住家が全壊、全焼又は流失し、生業の手段を失った世帯	1　必要な機材、器具又は購入するための費用	1　生業費 １件当たり 3,000,000円 2　就職支度費 １件当たり 15,000円	災害発生の日から１ヵ月以内	1　具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 2　貸与期間は２年以内、無利子とする。

救助の種類	対象	支出費目	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	1　住宅の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、修学上支障のある小学校児童、中学生徒及び高等学校等生徒	被害の実情に応じ 1教科書 2文房具 3通学用品	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当り 4,100円 中学生 1人当り 4,400円 高等学校等生徒 1人当り 4,800円	災害発生の日から1ヵ月以内（教科書）、15日以内（その他の学用品）	
埋葬	1災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	1棺（付属品を含む） 2埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） 3骨つぼ及び骨箱	1体当たり 大人（12才以上） 201,000円以内 小人（12才未満） 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	
死体の捜索	現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	捜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1輸送費、賃金職員雇上費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	1洗浄、縫合、消毒等 2一時保存 3検案	（洗浄、消毒等） 1体当り 3,300円以内 （一時保存） 既存建物 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,000円以内 （検　案） 救護班以外は、慣行料金	災害発生の日から10日以内	1検案は原則として救護班が行う。 2輸送費、人夫賃は別途計上 3死体の一時保存用ドライアイス購入等の経費は通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	支出費目	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	1　居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活上支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員雇上費等	1世帯当り 133,900円以内	災害発生の日から10日以内、但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	
輸送費及び賃金職員雇上費等	1被災者の避難 2医療及び助産 3被災者の救出 4飲料水の供給 5死体の捜索 6死体の処理 7救済用物資の整理配分	救助のための輸送費及び賃金職員雇上費	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	実費弁償に要した	1人1日当り	救助の実施が認められる期間内	1　時間外勤務手当及び旅費は別途に定める。 2　災害救助法施行令第4条第5から第10号までに規定する者に対しては、地域の慣行料金による支出実績に手数料3%の額を加算した額以内とする。
		医師、歯科医師	17,400円以内		
		薬剤師	11,900円以内		
		保健師、助産師、看護師	11,400円以内		
		土木技術者、建築技術者	17,200円以内		
		大工、左官、トビ職	20,700円以内		

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、大阪府知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料3-3　災害時の広報文例

広報文例の一覧（目次）

広報時期	例文番号	内容のあらまし
発生時	1	地震発生直後の注意事項（震度６弱以上の場合）
	1-1	地震発生直後から30分後位の場合
	1-2	地震発生30分後以降２時間以内の場合
	1-3	地震発生後２時間～６時間以内の場合
	1-4	地震発生後６時間以降の場合
	2	火災地区住民への避難指示の伝達
	3	崖くずれ危険地区住民への避難指示の伝達
	4	水災地区住民への避難指示の伝達
	5	市民相談所の開設の周知のための広報
	6	安心情報の伝達(幼稚園･保育所･学校･事業所等)
	7	道路状況と交通規制
	8	交通機関の運行状況
	9	避難所の開設状況
	10	救護所の開設状況
	11	応急給水の連絡
	12	水利用にあたっての住民への協力要請
復旧時	13	飲料水・食糧等の供給状況
	14	学校等の再開状況
	15	電気の復旧状況
	16	ガスの復旧状況
	17	水道の復旧状況
	18	電話の復旧状況
	19	道路の復旧状況
	20	バスの運行状況
	21	ごみ・し尿の収集状況
	22	防犯・防火の広報
	23	防疫・保健衛生の広報
	24	市民相談所の開設状況

発生時の広報文例

［例文１］　地震発生直後の注意事項（震度６弱以上の場合）
※１-1　地震発生直後から30分後位の場合

● こちらは、河内長野市役所です。ただいま大きな地震がありました。
市役所の震度は○○です。
まず火の元を消して下さい。ガスの元栓をしめて下さい。
電気器具のスイッチも切って下さい。ふろ場に火の気はありませんか。
停電の場合、照明には懐中電灯を使って下さい。
照明のスイッチをつけたり消したり繰り返すと、ガスが漏れている場合引火することもあります。
分電盤のブレーカーを切ってください。
マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないで下さい。
携帯ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、河内長野市役所です。

● こちらは、河内長野市役所です。大阪地方の地震はおさまりした。
皆さん落ち着いてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。
消しわすれた火はありませんか。ガスの元栓はしまっていますか。
お子さんは無事ですか。
ガラスの破片などでケガをしないよう、靴をはかせて下さい。
屋内にいる人は、あわてて外に飛び出さないで下さい。
もしガスのにおいがしたら、メーターの部分の元栓をしめて下さい。そして全員家から外へ出て下さい。
屋外にいる人は、まわりに何もないところにとどまり、様子を見て下さい。
壊れた建物やビル、高圧線から離れて下さい。
ガラスや屋根瓦など落下物に気をつけて下さい。ブロック塀から離れて下さい。
火事が起きていたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消して下さい。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、河内長野市役所です。

● こちらは、河内長野市役所です。大阪地方の地震はおさまりした。
車に乗っている方は、車を左側に寄せて下さい。
エンジンを切って、とりあえず様子を見て下さい。
道路の中央は、消防車や救急車が通れるように、必ずあけておいて下さい。
その他ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
以上、河内長野市役所です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰返すことをもって１セットとして使用すること）

［例文１］　地震発生直後の注意事項（震度６弱以上の場合）
※１-2　地震発生30分後以降２時間以内の場合
（注）　情報の空白時間帯をつくらないよう、30分～１時間おきに広報車、職員巡回等により伝達すること。
（注）　項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるようこころがけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

●　こちらは、河内長野市役所です。さきほどの地震は「震度○」と発表されました。余震はまだ続いています。
ガラスの破片などでケガをしないよう、靴をはいて下さい。
市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないで下さい。
自宅にいる人はそのまま中にいて下さい。
建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。
やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにしておいて下さい。
壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道のまん中を歩いて下さい。
たれさがった電線には絶対にふれないで下さい。
以上、河内長野市役所です。

●　こちらは、河内長野市役所です。
皆さんおちついてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。
消しわすれた火はありませんか。
電話はかかりにくくなっています。
緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないで下さい。
また地震で受話器がはずれたままになってませんか。もう一度確かめて下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、河内長野市役所です。

●　こちらは、河内長野市役所です。
さきほどの地震は「震度○」と発表されました。
余震がまだ続いています。
自宅にいる人はそのまま中にいて下さい。
水道は使えますか。使えたら水はできるだけ確保して下さい。
風呂桶やポリタンク、ビンなどに水をためておいて下さい。
トイレの水は流さないで下さい。
タンクの中の水は、のみ水や料理のための水に使うことができます。
近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子どもさんだけの家はありませんか。
身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげて下さい。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。
以上、河内長野市役所です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰返すことをもって１セットとして使用すること）

［例文１］　地震発生直後の注意事項（震度６弱以上の場合）
※１-3　地震発生２時間～６時間以内の場合
（注）　情報の空白時間帯をつくらないよう、１～２時間おきに広報車、職員巡回等により伝達すること。
（注）　項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるようこころがけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

●　こちらは、河内長野市役所です。さきほどの地震は「震度○」と発表されました。余震はまだ続いています。
家族全員にケガがないかどうか確かめて下さい。
小さい子どもさんがいる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげて下さい。
ガラスの破片などでケガをしないよう、靴をはかせて下さい。

●　こちらは、河内長野市役所です。
さきほどの地震は「震度○」と発表されました。余震がまだ続いています。
余震に気をつけて下さい。
身のまわりが落ち着いたら、近所の人たちが無事か確かめて下さい。
もし助けを必要としていれば、手伝ってあげて下さい。
お年寄りだけの家や大人が留守で子どもさんだけの家庭はありませんか。あれば声をかけてあげて下さい。
まず火の元を消すようにしてあげて下さい。
ガスの元栓をしめるようにしてあげて下さい。
電気器具のスイッチも切ってあげて下さい。

●　こちらは、河内長野市役所です。
大阪地方の地震はおさまりした。
河内長野市付近の震度は「震度○」と発表されました。
あなたが、しばらくの間、してはならないことは以下のとおりです。

○　電話は使わない。
○　水はむだにしない。
○　見物にでかけない。
○　必要もないのに表に出ない。
○　照明スイッチをつけたり消したりしない。
○　マッチ、ライター、ろうそくは使わない。
○　タバコはしばらく、吸わない。

出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、河内長野市役所です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰返すことをもって１セットとして使用すること）

［例文１］　地震発生直後の注意事項（震度６弱以上の場合）
※１-4　地震発生６時間以降の場合
（注）　情報の空白時間帯をつくらないよう、２～３時間おきに広報車、職員巡回等により伝達すること。
（注）　項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるようこころがけるとともに、何回かに分けて必要な事項を、取捨選択して放送することが望ましい。

●　こちらは、河内長野市災害対策本部です。
これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
亡くなった方及び重傷の方は〇人です。
そのうちわけは、〇〇地区で〇人、△△地区で△人です。
半壊又は全壊した家屋は〇棟です。
そのうちわけは、〇〇地区で〇棟、△△地区で△棟です。
詳しい情報は、最寄りの小学校及び中学校に地区連絡所を設置しましたので直接おたずね下さい。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。

●　こちらは、河内長野市災害対策本部です。
現在市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。
しばらくの間自分たちだけでやれるように準備して下さい。
また、小さいお子さんやお年寄りの方、からだの不自由な方がいたら、まず一声かけて安心させることを心掛けて下さい。
復旧には何日もかかることが予想されます。
詳しい情報は、最寄りの小学校及び中学校に地区連絡所を設置しましたので直接おたずね下さい。
なお、重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせします。（……）

（３回繰返すことをもって１セットとして使用すること）

［例文２］　火災地区住民への避難指示の伝達

●　緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。
避難の用意をしてください。
○○地区の火災は、△△方向へ燃え拡がっています。
（○○地区の火災は、△△方向へ燃え拡がる危険があります。）
飛び火に注意してください。
お年寄りや子どもさんなど、安全な△△小学校へ早めに避難させてください。
くりかえしてお知らせします。（……）
以上、河内長野市災害対策本部です。

●　緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。
避難指示が発令されました。
現在○○地区の火災が△△方向へ燃え拡がっています。
（○○地区の火災が△△方向へ燃え拡がる危険があります。）
○○地域の住民の方は、直ちに○○へ（○○方面へ）避難して下さい。

［　なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難して下さい。］

以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（避難完了が確認されるまで繰り返すこと）

［例文３］　崖くずれ危険地区住民への避難指示の伝達

●　緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。
避難指示が発令されました。
○○地区は、崖くずれの危険があります。
住民の皆さんは、直ちに避難して下さい。
避難先は、○○（小学校、中学校、公民館、福祉センター、保育所など）です。

［　なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難して下さい。］

以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（避難完了が確認されるまで繰り返すこと）

［例文４］　水災地区住民への避難指示の伝達

●　緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。
避難の用意をしてください。
現在、○○町付近は、河川の増水のため危険な状態になりつつあります。
お年寄りや子どもさんを安全な△△（小学校、中学校、公民館、福祉センター、保育所など）へ早めに避難させてください。
また、その他の人もいつでも避難できるように準備をしてください。
火の元を消してください。
避難する際の荷物は、背負うなり肩に掛けられる程度の最小限の非常用持出品にとどめ、両手は空けるようにしましょう。
以上、河内長野市災害対策本部です。

●　緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。
避難指示が発令されました。
○○地域一帯は、○○川の○○付近が浸水しています。
（○○地域一帯は、○○川の○○付近が浸水のおそれがあります。）
○○地域の住民の方々は、直ちに避難して下さい。
避難先は、○○（小学校、中学校、公民館、福祉センター、保育所など）です。

［　なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難して下さい。］

以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（避難完了が確認されるまで繰り返すこと）

［例文５］　市民相談所の開設の周知のための広報

●　こちらは、河内長野市災害対策本部です。
市民相談所の設置場所についてお知らせします。
○　市民相談所は、市役所１階フロアー内に設置したほか、各避難所でも相談の受付を行います。どうぞご利用下さい。
○　各避難所では、行方の分からなくなった家族や知人の捜索受付を行うほか、災害対策本部で把握している各種情報の提供を行っています。
どうぞご利用下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰り返すことをもって１セットとして使用すること。）

［例文６］　安心情報の伝達（幼稚園・保育所・学校・事業所等）

●　こちらは、河内長野市災害対策本部です。
これまでにわかった安心情報をお知らせします。
○　△△地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
○　市立の保育所、小・中学校及び幼稚園の児童・生徒及び職員については現在、全員無事との報告が入っています。
なお、園児や児童・生徒などは、全員、各学校で保護しております。
○　◇◇学校、◇◇学校では数人のケガ人が出ておりますが、いずれも軽傷で、生命に別状ありません。児童・生徒は、全員、各学校で保護されております。
○　◇◇幼稚園、◇◇小学校の園児、児童は全員、無事に◇◇へ避難しています。
○　◇◇小学校、◇◇中学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消えました。児童・生徒は、全員元気で校庭（◇◇）に待機しています。
○　△△株式会社△△工場は、従業員全員の無事が確認されました。
△△食品は、大きな被害もなく、現在応急食糧供給のための弁当製造に全力をあげてくれています。
○　△△ビルは、大きな被害もなく従業員・来訪者とも全員の無事が確認されました。
△△ビル自衛消防隊は、周辺地域において、自主的な応急復旧活動に協力してくれています。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰り返すことをもって１セットとして使用すること。）

［例文７］　道路状況と交通規制

●　緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。
道路交通情報についてお知らせします。
（その１）
現在、府内の道路は地震のため
○○○○以南の道路と○○○○○自動車道は全て車の通行が禁止されております。

［　○次に、市内の全ての道路（○○通り、○○街道）も○○のため通行が禁止されております。］

ドライバーの皆さんは、カーラジオなどの情報や現場の警察官の指示に従って下さい。

（その２）
現在、市内の道路は、全ての車の通行が禁止されております。
市民の皆さん！車は使用しないで下さい。

以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰り返すことをもって１セットとして使用すること。）

［例文８］　交通機関の運行状況

（その１）
●　こちらは、河内長野市災害対策本部です。
交通機関の運行状況についてお知らせします。
現在、府内のＪＲ・私鉄・バスなどは、地震のため全て運転を中止しております。
各交通機関では、線路など運転施設の点検を行っておりますが、まだ運転の再開見通しはたっておりません。今後の運転見通しや運行状況については、テレビやラジオの情報に注意して下さい。
（その２）

●　河内長野市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。
現在、府内のＪＲ・私鉄は次の路線で運転が一部再開されております。

○○線全区間　　○○線全区間
○○線　　○○・○○間　　○○線○○・○○間

なお、各路線とも運行本数も少なく、各駅では大変混雑が予想されます。
市民の皆さんは、今後のテレビ、ラジオの情報に注意して下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰り返すことをもって１セットとして使用すること。）

［例文９］　避難所の開設状況

●　こちらは、河内長野市災害対策本部です。
避難所の設置場所についてお知らせします。
河内長野市では、被災された方々のために、○○小学校、○○小学校、○○中学校、・・・・・・・・・・（近くの小学校や中学校など）に避難所を開設しました。お困りの方は直接避難所へおいで下さい。
なお、ケガをされた方々のために、避難所には（○○、○○に）救護所や臨時市民相談所を開設しております。あわせてご利用下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰り返すことをもって１セットとして使用すること。）

［例文10］　救護所の開設状況

●　こちらは、河内長野市災害対策本部です。
救護所の設置場所についてお知らせします。
河内長野市では、負傷された方々のために、臨時救護所を○○小学校、○○小学校、○○中学校、・・・・・・・・・・・・（近くの小学校や中学校など）に開設しました。
自分たちで応急処置できないケガの方は、○○小学校、○○小学校、○○中学校・・・・・の救護所へ連れていって下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰り返すことをもって１セットとして使用すること。）

［例文11］　応急給水の連絡

●　こちらは、河内長野市災害対策本部です。
現在、市内全域（○○町、○○町一帯）は地震のため断水しております。
市では、○○公園・○○小学校（○○浄水場、○○配水所）において飲み水を配っておりますので、ご利用下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰り返すことをもって１セットとして使用すること。）

［例文12］　水利用にあたっての住民への協力要請

●　市民の皆さん、こちらは河内長野市災害対策本部です。
水の利用に関する皆さんへの協力を要請します。次のことを守るよう、
ぜひ協力をお願いいたします。
○　飲み水は大切に使いましょう。無駄な水の利用はやめて下さい。
○　長い間くみ置いた水は必ず沸かしてから飲んで下さい。
○　蛇口から濁った水が出た場合は、バケツ等にくみ置き、うわ水を沸かして利用して下さい。
○　底にたまった濁り水やくみ替えた水は、掃除や洗濯などの生活用水に使用するなど、水の有効利用に努めましょう。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰り返すことをもって１セットとして使用すること。）

復旧時の広報文例

［例文13］　飲料水・食糧等の供給状況

●　こちらは、河内長野市災害対策本部です。
被災された方への飲料水・食糧等の供給についてお知らせいたします。
飲料水は、現在○○公園、○○○小学校、○○○において、配っております。
どうぞ、ご利用下さい。
また、○○○小学校、○○○中学校に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために、食糧・毛布などをお配りしております。
（被害にあわれた方々には、町会などを通じ食糧・毛布などをお渡ししております。）
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰り返すことをもって１セットとして使用すること。）

［例文14］　学校等の再開状況

●　こちらは、河内長野市災害対策本部です。
学校等の授業の再開についてお知らせいたします。
○　市内の保育所、小学校、中学校については、（○○○小学校、○○○中学校を除き）○○日から授業を再開します。
○　○○○保育所、○○○小学校、○○○中学校については、○○日から、また、○○○小学校、○○○中学校については、○○日から授業を再開します。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰り返すことをもって１セットとして使用すること。）

［例文15］　電気の復旧状況

●　こちらは、河内長野市災害対策本部です。
電気の復旧状況についてお知らせいたします。
（その１）
現在、市内全域（○○町、○○地区一帯）が停電していますが、（○○町、○○地区を除き）○○日○○時頃には復旧する見込です。
（その２）
現在、市内全域（○○町、○○地区一帯）が停電していますが、○○町、○○地区については○○日頃に、また、○○地区、○○地区については○○日頃に復旧する見込です。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰り返すことをもって１セットとして使用すること。）

［例文16］　ガスの復旧状況

●　こちらは、河内長野市災害対策本部です。
ガスの復旧状況についてお知らせいたします。
（その１）
現在、○○町、○地区一帯で都市ガスの供給を停止していますが（○○地区を除き）○○日○○時頃には復旧工事が完了する見込です。
なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒ごとに安全を確認してから供給を開始しますので、それまでは絶対に使用（開栓）しないで下さい。
（その２）
現在、○○町、○地区一帯でガスの供給を停止していますが○○地区、○○地区については○○日頃に、また、○○地区、○○地区については○○日頃に復旧工事が完了する見込です。
なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒ごとに安全を確認してから供給を開始しますので、それまでは絶対に使用（開栓）しないで下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰り返すことをもって１セットとして使用すること。）

［例文17］　水道の復旧状況

●　こちらは、河内長野市災害対策本部です。
水道の復旧状況についてお知らせいたします。
（その１）
現在、市内全域（○○町、○○地区一帯）が断水していますが、（○○町、○○地区を除き）○○日○○時頃には復旧する見込です。
（その２）
現在、市内全域（○○町、○○地区一帯）が断水していますが、○○町、○○地区については○○日頃に、また、○○地区、○○地区については○○日頃に復旧する見込です。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰り返すことをもって１セットとして使用すること。）

［例文18］　電話の復旧状況

●　こちらは、河内長野市災害対策本部です。
電話の復旧状況についてお知らせいたします。
（その１）
現在、市内全域（○○町、○地区一帯）で電話が不通になっています。
ＮＴＴでは、全力をあげて復旧工事をおこなっておりますが、復旧にはあと○○日程度かかる見込です。
なお、電話の不通の地域については、○○避難所、○○中学校、○○○……に臨時電話を設置しております。どうぞご利用下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰り返すことをもって１セットとして使用すること。）

［例文19］　道路の復旧状況

●　こちらは、河内長野市災害対策本部です。
道路の復旧状況についてお知らせいたします。
現在、○○通り、○○通り、……は、道路損壊（がけ崩れ・冠水・橋梁流失）のため、一般車両の通行が禁止されております。
このうち、○○通りについては○○日頃、また○○通りについては、○○日頃には、開通する見込です。
なお、運転者のみなさんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心がけて下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰り返すことをもって１セットとして使用すること。）

［例文20］　バスの運行状況

●　こちらは、河内長野市災害対策本部です。
バスの運行状況についてお知らせいたします。
現在、市内を通行しているバスは、○○通りを走っている○○○○バスの○○行、○○行、○○行、○○行、また、○○通りを走っている○○バスの○○行、○○行……です。
なお、その他の路線では、運転の再開見通しはたっておりません。
（なお、○○バスの○○行、○○行は、○○日頃、○○バスの○○行は○○日頃にそれぞれ運転が再開される見込です。）
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰り返すことをもって１セットとして使用すること。）

［例文21］　ごみ・し尿の収集状況

●　こちらは、河内長野市災害対策本部です。
ごみ（し尿）の収集についてお知らせいたします。
ごみ（し尿）については、○○日頃（○○地域については○○日頃、また○○地域については○○日頃……）に収集作業が開始される予定です。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰り返すことをもって１セットとして使用すること。）

［例文22］　防犯・防火の広報

●　こちらは、河内長野市災害対策本部です。
河内長野市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。
現在、警察・消防ではパトロールを強化し、防犯・防火に努めております。
市民の皆さんも、家の戸締まりや火の始末を必ず行って下さい。
また、夜の外出はなるべくやめましょう。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰り返すことをもって１セットとして使用すること。）

［例文23］　防疫・保健衛生の広報

●　こちらは、河内長野市災害対策本部です。
河内長野市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。
飲み水は、安全のため、沸かして飲むようにして下さい。
また、食中毒にならないよう、食品は、必ず火を通したものを食べるようにして下さい。
また、熱が出たり、下痢など身体に異常のある方は、すぐ医師の手当を受けて下さい。
食中毒症状のときは、連絡所・地区連絡所（避難所・災害相談所など）に連絡して下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰り返すことをもって１セットとして使用すること。）

［例文24］　市民相談所の開設状況

●　こちらは、河内長野市災害対策本部です。
市民相談所の設置場所についてお知らせします。
○　市民相談所は、市役所１階フロアー内に設置し、災害により被害を受けた方のための生活再建相談などを受け付けます。
○　各避難所では、行方の分からなくなった家族や知人の捜索受付を行うほか、災害対策本部で把握している各種情報の提供を行っています。
○　○○日より○○日まで、○○において、巡回市民相談所を開設します。開設時間は、○○時から○○時までです。
どうぞご利用下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……

（３回繰り返すことをもって１セットとして使用すること。）

４　通信関係

資料4-1　通信連絡窓口

	機　関　名		所　在　地	電話番号
国	羽曳野労働基準監督署		羽曳野市誉田３－15－17	0729 59-7161
	近畿農政局大阪地域センター		大阪市中央区大手前 １丁目5-44 （合同庁舎１号館）	06 6943-9691
	独立行政法人　国立病院機構　大阪南医療センター		河内長野市木戸東町2-1	0721 53-5761
	陸上自衛隊	第３師団司令部	伊丹市広畑1－1	072 781-0021
		信太山駐屯地	和泉市伯太町官有地	0725 41-0090
	総務省消防庁		東京都千代田区霞が関2－1－2	03 5253-5111
府	危機管理室		大阪市中央区大手前2	06 6944-6021
	地域支援・防災グループ		富田林市寿町２丁目6－1 （府民センター内）	0721 25-1175
	富田林土木事務所		〃	0721 25-1131
	河内長野公共職業安定所		河内長野市昭栄町7－2	0721 53-3081
	富田林保健所		富田林市寿町3－1－35	0721 23-2681
	南河内農と緑の総合事務所		富田林市寿町２丁目6－1	0721 25-1131
	南河内農と緑の総合事務所滝畑ダム分室		河内長野市滝畑240－2	0721 62-3672
	河内長野警察署		河内長野市西之山町6－1	0721 54-1234
市	消　防　署	本部	河内長野市小山田町1663-3	0721 53-0119
		本署	〃	0721 53-5681
		北出張所	河内長野市木戸１丁目23－5	0721 55-1245
		南出張所	河内長野市南花台8－4－3	0721 62-0119
	上下水道部 水道施設	西代浄水場	河内長野市栄町27－27	0721 53-2570
		日野浄水場	河内長野市日野1376－2	0721 63-3221
その他	（一社）河内長野市医師会		河内長野市菊水町2－13	0721 54-1550
	河内長野市歯科医師会		〃	0721 53-2002
	河内長野郵便局		河内長野市喜多町154	0721 62-2050
	西日本電信電話株式会社 大阪支店		大阪市中央区博労町2丁目5−15	06 6120-6440
	関西電力(株)　羽曳野営業所		羽曳野市軽里１丁目2－1	072 956-3381
	大阪ガス(株)　南部導管部		堺市堺区住吉橋町2－2－19	072 238-2375
	河内長野ガス(株)		河内長野市昭栄町14－31	0721 53-3561
	近畿日本鉄道(株)河内長野駅		河内長野市本町29－1	0721 52-2023
	南海電鉄(株) 河内長野駅		河内長野市本町29－9	0721 52-2010
	南海バス(株)河内長野営業所		河内長野市錦町25－10	0721 53-9043
	大阪第一交通(株) 長野営業所		河内長野市寿町7－22	0721 52-2789
	富田林市役所内　河南記者クラブ		富田林市常磐町1－1	0721-24-3114
	河内長野市商工会		河内長野市昭栄町7－3	0721-53-9900

（注）医療関係機関は資料６－１参照

平成２６年３月末　現在

近隣応援協定市町村との通信連絡窓口

市　名	関係部署名	電 話 番 号	無 線 電 話
富田林市	危機管理室	0721-25-1000	8-8-514-421
松原市	市民安全課	072-337-3151	8-8-517-2404
羽曳野市	危機管理室	072-958-1111	8-8-522-2711
藤井寺市	危機管理課	072-939-1190	8-8-526-4150
大阪狭山市	危機管理グループ	072-366-0011	8-8-531-228
太子町	安全環境グループ	0721-98-5525	8-8-540-251
河南町	危機管理室	0721-93-2500	8-8-541-222
千早赤阪村	総　務　課	0721-72-0081	88-542-234
堺　市	危機管理室	072-228-7605	88-501-5106

応援協定市との通信連絡窓口

市　　名	関係部署名	電　話　番　号
五 條 市	危機管理課	（代）0747-22-4001
橋 本 市	防災推進室	（代）0736-33-1111
米 子 市	防災安全課	（代）0859-23-5337
多治見市	企画防災課	（代）0752-22-1111

避難場所通信連絡窓口（１）

	施　設　名	電話番号	屋外子局呼出番号
中学校	長野中学校	53-2266	
	東中学校	62-2430	０４０
	千代田中学校	54-6000	
	西中学校	52-2702	
	加賀田中学校	68-8778	
	南花台中学校	62-2777	０３８
	美加の台中学校	63-7878	０４６
小学校	千代田小学校	53-1371	０３４
	長野小学校	52-6044	０３５
	小山田小学校	53-2527	０３６
	天野小学校	52-2528	０３７
	高向小学校	52-2129	
	三日市小学校	62-2429	０３９
	加賀田小学校	62-2916	
	天見小学校	68-8004	０４１
	楠小学校	53-8371	０４２
	石仏小学校	68-8766	０４３
	南花台小学校	63-2511	０４４
	川上小学校	62-5353	０４５
	美加の台小学校	62-2468	
	旧南花台小学校	63-1610	０４７
幼稚園 保育園	三日市幼稚園	62-2929	
	汐の宮保育園	52-3437	

平成２６年３月末　現在

避難場所通信連絡窓口（２）

	施　　設　　名	電 話 番 号
公民館	川上公民館	0721-65-1612
	加賀田公民館	0721-62-2116
	高向公民館	0721-54-4548
	千代田公民館	0721-55-1125
	天見公民館	0721-63-4074
	天野公民館	0721-55-6169
	南花台公民館	0721-63-1131
	市民総合体育館	0721-65-0121
	福祉センター	0721-65-0123
	保健センター	0721-55-0301
	ふるさと文化財の森センター	0721-63-0201
	ノバティホール	0721-56-2360
	ラブリーホール	0721-56-6100
	あやたホール	0721-54-0773
	キックス	0721-54-0001
	みのでホール	0721-50-1203
	くすのかホール	0721-62-7799
	三日市市民ホール（フォレスト三日市）	0721-62-1313

災害時における物品等の供給協力

協　　定　　先		電 話 番 号
河内長野米友会（代表：東口米穀店）		0721-53-2020
（株）チェーンストアオークワ	本　　社	073-425-2481
	河内長野店	0721-56-6300
コーナン商事（株）		072-274-1621
大阪いずみ市民生活協同組合		072-232-5100
イズミヤ（株）	河内長野店	0721-64-1227
	総務部	06-6657-3323
（株）西友　　企業コミニケーション部		03-3598-7760
（株）セレスポ　（テント設備の提供）		06-6682-8711
（株）関西スーパー	河内長野店	0721-56-2005
	総務チーム	072-772-0341
（株）サンプラザ　　三日市駅前店		0721-63-3719
Ｊパック（株）	避難所設営に必要な物資の調達	072-923-1388
セッツカートン		072-784-6001
カネ増製菓（株）		0721-53-5381

葬　儀　関　係

協　　定　　先	電 話 番 号
（株）セルビス（葬儀会館メモリアルホール）	072-223-1199
（株）グリーフサポート（葬儀会館ティア）	0721-53-9200

平成２６年３月末　現在

避難所受け入れ（福祉避難所）

協　　定　　先	電 話 番 号
特別養護老人ホーム寿里苑	0721-52-3888
老人保健施設寿里苑フェリス	0721-62-0700
寿里苑加賀田ディサービスセンター	0721-60-3888
特別養護老人ホーム泰昌園	0721-63-0171
特定施設入居者生活介護オーパス	0721-53-5550
特別養護老人ホームふれあいの丘	0721-65-1818
特別養護老人ホームクローバーの丘	0721-60-1100
ワークメイト聖徳園	0721-55-6568
特別養護老人ホーム生登福祉ケアセンター	0721-50-0101
美加の台生登福祉ケアセンター	0721-60-0707
あまの園	0721-56-7837
ライフサポートあおぞら	0721-62-8500
かわちながの老人保健施設てらもと総合福祉センター	0721-52-7000
医療法人　ラポール会　青山第二病院	0721-65-0003
医療法人　仁済会　滝谷病院	0721-53-5002
老人保健施設　あかしあ	0721-56-8500
特別養護老人ホーム慈恵園希望の丘	0721-52-0333
チャーム河内長野	0721-69-0531
コープアイメゾン河内長野	0721-60-5011
地域生活総合支援センターきらら	0721-53-5988

避難所受け入れ（一般）

協　　定　　先	電 話 番 号
大阪府立長野北高等学校	0721-54-2781
清教学園中・高等学校	0721-62-6828
大阪千代田短期大学	0721-52-4141
大阪暁光高等学校	0721-53-5281

災害時における緊急対策・支援協力

協　　定　　先	電 話 番 号
関西サイクルスポーツセンター	0721-54-3101
河内長野ガス（株）	0721-53-3561

災害時における災害対策（医療）

協　　定　　先	電 話 番 号
国立病院機構　大阪南医療センター	53-5761（昼）
	53-5764（18:00～）

災害時等緊急放送に関する協定

協　　定　　先	電 話 番 号
（株）ジェイコムウエスト	06-7897-3006

緊急時連絡先（全日 9:30～21:00、年末年始除く）　06-6942-5585
緊急時専用携帯電話　080-5961-0310

平成２６年３月末　現在

災害時における緊急対策・復旧

	協　　定　　先	電 話 番 号
大阪府電気工事組合 羽曳野支部長野ブロック	森花電気商会	0721-62-3175
	山野電気	0721-21-5467
	山浦電気商会	0721-52-5095
	小坂電気商会	072-237-0180
	（有）北野電気	0721-52-2190
	徳永電気商会	0721-53-1038
	大浦デンキ	0721-53-1660
	西村電気商会	0721-22-5755
	尾浦電気設備工業	0721-65-1474
	須高電工	0721-54-3338
	河内長野ミリオン電気（株）	0721-53-2588
	北山電気工事（株）	0721-53-7661
	（株）アサヒテクノ	0721-54-1880
	みつもと電設工業	0721-50-1444
	日野電設	0721-55-7676
	山岸電気	0721-69-0756
	寺西電気設備	0721-64-1693
	吉村電気工事	0721-54-3507
河内長野市土木建設協同組合	（株）江後建材	0721-53-9100
	（株）カワタニ	0721-65-6124
	幸栄建設（株）	0721-54-6066
	（株）セレクト	0721-54-0398
	（株）高山組	0721-53-3033
	中央建設（株）	0721-54-1255
	（株）中谷組	0721-63-9800
	（株）西端組	0721-54-5639
	部谷工務店（株）	0721-62-2828
	ホクシン道路（株）	0721-63-2714
	（株）道本工務店	0721-62-3581
アイシン空調（株）		0721-54-1625
（株）山之内建設		0721-63-0185
（有）緑勢美建		0721-64-0499
（株）木谷工務店		0721-63-2651
南大阪建設（株）		0721-63-3687
（株）建匠		0721-55-6540

資料4-2　市防災行政無線系統及び設置場所

固定系

送信側		受信側	
基地局（市役所８Ｆ無線室）	→	屋外子局(ﾄﾗﾝﾍﾟｯﾄｽﾋﾟｰｶｰ)	31局
サブ基地局（消防署南出張所）	→	戸別受信機	97局

※子局はグループ分けされており、選択送信可能。

○屋外子局（トランペットスピーカー　31箇所）

名　　称	名　　称	名　　称
1　市役所	13　三日市屯所	25　広野
2　消防署	14　岩瀬屯所	26　河合寺
3　松ヶ丘屯所	15　天見屯所	27　神が丘
4　千代田屯所	16　島の谷	28　太井
5　小山田屯所	17　川上屯所	29　美加の台
6　野作屯所	18　石見川屯所	30　小深
7　上原屯所	19　汐ノ宮	31　緑ヶ丘
8　高向屯所	20　小山田	
9　日野屯所	21　下里	
10　天野屯所	22　鳩原	
11　加賀田屯所	23　流谷	
12　滝畑屯所	24　末広町	

任意の局を選択して、放送可能である。

移動系

基地局（市役所８Ｆ無線室）

↑

（遠隔操作）

- 市役所５Ｆ道路課
- （８０２会議室に移設可）
- 消防署

半固定可搬局

市役所　　２台

移動局

①車両	市役所	20台
	消防署	60台
	消防団	18台
②携帯機	市役所	７台
	消防	２台

河内長野市防災行政無線固定系（戸別受信機）設置場所一覧
○戸別受信機（合計97箇所）

設置場所
【指定避難場所等（41箇所）】 1　長野中学校 2　東中学校 3　千代田中学校 4　西中学校 5　加賀田中学校 6　南花台中学校 7　美加の台中学校 8　千代田小学校 9　長野小学校 10　小山田小学校 11　天野小学校 12　高向小学校 13　旧南花台西小学校 14　三日市小学校 15　加賀田小学校 16　天見小学校 17　楠小学校 18　石仏小学校 19　南花台東小学校 20　川上小学校 21　美加の台小学校 22　三日市幼稚園 23　汐ノ宮保育園 24　加賀田公民館 25　高向公民館 26　千代田公民館 27　川上公民館 28　天見公民館 29　南花台公民館 30　天野公民館 31　滝畑ふるさと文化財の森センター 32　総合体育館 33　福祉センター 34　保健センター 35　ラブリーホール 36　ノバティホール 37　あやたホール 38　キックス 39　みのでホール 40　くすのかホール 41　三日市市民ホール 【公共機関（２箇所）】 1　河内長野警察署 2　河内長野ガス㈱ 【市関係機関（34箇所）】 【消防団員（16箇所）】 【その他市内高等学校（４箇所）】 1　府立長野高等学校 2　府立長野北高等学校 3　清教学園中・高等学校 4　大阪暁光高等学校

資料4-3　大阪府防災行政無線局番号一覧

〔平成19年度版〕

	局番号	－	内線番号	機関名
府庁	200	－	××××	府庁【内線電話】
	220	－	××××	府庁【防災専用電話】
	230	－	×××	【デジタル移動無線】
	260	－	×××-×××	【水道無線】

府民センター	300	－	×××	三島府民センタービル
	301	－	×××	豊能府民センタービル
	302	－	×××	泉北府民センタービル
	303	－	×××	泉南府民センタービル
	304	－	×××	南河内府民センタービル
	305	－	×××	中河内府民センタービル
	306	－	×××	北河内府民センタービル

市町村	500	－	××××	大阪市
	501	－	××××	堺市
	502	－	××××	岸和田市
	503	－	××××	豊中市
	504	－	××××	池田市
	505	－	××××	吹田市
	506	－	××××	泉大津市
	507	－	××××	高槻市
	508	－	××××	貝塚市
	509	－	××××	守口市
	510	－	××××	枚方市
	511	－	××××	茨木市
	512	－	××××	八尾市
	513	－	××××	泉佐野市
	514	－	××××	富田林市
	515	－	××××	寝屋川市
	516	－	××××	河内長野市
	517	－	××××	松原市
	518	－	××××	大東市
	519	－	××××	和泉市
	520	－	××××	箕面市
	521	－	××××	柏原市
	522	－	××××	羽曳野市
	523	－	××××	門真市
	524	－	××××	摂津市
	525	－	××××	高石市
	526	－	××××	藤井寺市
	527	－	××××	東大阪市
	528	－	××××	泉南市
	529	－	××××	四條畷市
	530	－	××××	交野市
	531	－	××××	大阪狭山市
	532	－	××××	阪南市
	533	－	××××	島本町
	534	－	××××	豊能町
	535	－	××××	能勢町
	536	－	××××	忠岡町
	537	－	××××	熊取町
	538	－	××××	田尻町
	539	－	××××	岬町
	540	－	××××	太子町
	541	－	××××	河南町
	542	－	××××	千早赤阪村

	局番号	－	防災電話番号	機関名
消防本部（各機関の内線にはかかりません）	400	－	×	大阪市消防局
	402	－	×	岸和田市消防本部
	403	－	×	豊中市消防本部
	404	－	×	池田市消防本部
	405	－	×	吹田市消防本部
	406	－	×	泉大津市消防本部
	407	－	×	高槻市消防本部
	408	－	×	貝塚市消防本部
	411	－	×	茨木市消防本部
	412	－	×	八尾市消防本部
	413	－	×	泉佐野市消防本部
	414	－	×	富田林市消防本部
	416	－	×	河内長野市消防本部
	417	－	×	松原市消防本部
	418	－	×	大東市消防本部
	419	－	×	和泉市消防本部
	420	－	×	箕面市消防本部
	424	－	××××	摂津市消防本部
	427	－	×	東大阪市消防本部
	428	－	×	泉南市消防本部
	429	－	×	四條畷市消防本部
	430	－	×	交野市消防本部
	431	－	××××	大阪狭山市消防本部
	433	－	×	島本町消防本部
	434	－	×	豊能町消防本部
	436	－	×	忠岡町消防本部
	437	－	×	熊取町消防本部
	441	－	×	河南町消防本部
	444	－	×	堺市高石市消防組合消防本部
	445	－	×	守口市門真市消防組合消防本部
	446	－	×	枚方寝屋川消防組合消防本部
	447	－	×	柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部
	448	－	×	阪南岬消防組合消防本部

保健所（機関の内線にはかかりません）	600	－	×	池田保健所
	603	－	×	豊中保健所
	604	－	×	吹田保健所
	607	－	×	茨木保健所
	609	－	×	枚方保健所
	610	－	×	寝屋川保健所
	611	－	×	守口保健所
	613	－	×	四條畷保健所
	615	－	×	八尾保健所
	618	－	×	藤井寺保健所
	620	－	×	富田林保健所
	622	－	×	和泉保健所
	625	－	××××	岸和田保健所
	627	－	×	泉佐野保健所

	局番号	－	防災電話番号	機関名	
府の防災拠点等	310	－	×	府立消防学校	（大東市内）
	313	－	×	大阪府南部広域防災拠点	（泉南市内）
	314	－	×××	大阪府中部広域防災拠点	（八尾空港内）
	315	－	×	大阪府北部広域防災拠点	（万博公園内）
	316	－	×	府立インターネットデータセンター	

府の水防関係事務所（各機関の内線にはかかりません）	320	－	××××	西大阪治水事務所	
	321	－	××××	寝屋川水系改修工営所	
	322	－	××××	港湾局	
	325	－	×	能勢出張所	（池田土木事務所）
	374	－	×	箕面川ダム管理所	
	327	－	×	彩都工区	（茨木土木事務所）
	328	－	×	第二名神建設事業所	
	331	－	×	太間排水機場	（枚方土木事務所）
	332	－	×	打上川治水緑地	
	334	－	×	松原建設事業所	（富田林土木事務所）
	336	－	×	狭山池ダム管理事務所	
	337	－	×	和泉工区	（鳳土木事務所）
	339	－	×	尾崎出張所	（岸和田土木事務所）
	342	－	×	神崎川出張所	（西大阪治水事務所）
	343	－	×	正蓮寺川工区	
	344	－	×	毛馬排水機場	
	345	－	×	安治川水門	
	346	－	×	木津川水門	
	347	－	×	尻無川水門	
	348	－	×	正蓮寺水門	
	349	－	×	六軒家水門	
	350	－	×	三軒家水門	
	351	－	×	旧猪名川排水機場	
	352	－	×	出来島水門	
	355	－	×	番田水門	
	353	－	×	高見機場	（水資源機構　中津川管理室）
	354	－	×	西島水門	（近畿地方整備局　福島出張所）
	356	－	×	南部工区	（寝屋川水系改修工営所）
	357	－	×	東部工区	
	358	－	×	北部工区【平野川分水路排水機場】	
	359	－	×	寝屋川治水緑地	
	360	－	×	恩智川治水緑地	
	361	－	×	花園多目的遊水地	
	364	－	×	北部流域下水道事務所	
	366	－	×	東部流域下水道事務所	
	368	－	×	南部流域下水道事務所	
	369	－	×	南大阪湾岸流域下水道事務所	
	372	－	×	安威川ダム建設事務所	
	377	－	×	服部緑地	（池田土木事務所）
	378	－	×	寝屋川公園	（枚方土木事務所）
	379	－	×	久宝寺緑地	（八尾土木事務所）
	380	－	×	大泉緑地	（鳳土木事務所）
	381	－	×	浜寺公園	
	383	－	×	堺泉北港湾事務所	（港湾局）
	384	－	×	阪南港湾事務所　阪南Ｇ	
	386	－	×	阪南港湾事務所　深日Ｇ	
	388	－	××××	岸和田水門	
	389	－	×	船舶廃油処理場	（社団法人清港会）
	391	－	××××	滝畑ダム管理事務所［衛星無線］	（南河内農と緑の総合事務所分室）

	局番号	－	防災電話番号	機関名	
国の機関・防災関係機関（各機関の内線にはかかりません）	802	－	××××	近畿厚生局	
	804	－	××××	大阪農政事務所	
	806	－	××××	近畿経済産業局	
	808	－	××××	近畿運輸局	
	809	－	××××	大阪航空局	
	812	－	×	大阪海上保安監部	
	813	－	×	堺海上保安署	
	814	－	×	岸和田海上保安署	
	815	－	×	関西海上保安航空基地	
	816	－	××××	大阪管区気象台	
	818	－	××××	近畿総合通信局	
	820	－	××××	近畿地方整備局	
	823	－	×	陸上自衛隊　第３師団	
	824	－	×	陸上自衛隊　第36普通科連隊	
	825	－	×	陸上自衛隊　第37普通科連隊	
	830	－	××××	大阪府警察本部	
	837	－	××××	日本赤十字社大阪府支部	
	838	－	×	日本放送協会　大阪放送局	
	839	－	×	西日本高速道路株式会社　関西支社	
	847	－	×	関西国際空港株式会社	
	851	－	×	淀川左岸　水防事務組合	
	852	－	×	淀川右岸　水防事務組合	
	853	－	×	大和川右岸　水防事務組合	
	854	－	××××	泉州　水防事務組合	
	855	－	××××	恩智川　水防事務組合	
	873	－	×	大阪府トラック協会	

災害拠点病院（同上）［衛星無線］	640	－	××××	府立急性期・総合医療センター
	641	－	××××	大阪大学付属病院
	642	－	××××	千里救命救急センター（済生会千里病院）
	643	－	××××	三島救命救急センター
	644	－	××××	関西医科大学附属滝井病院
	645	－	××××	中河内救命救急センター
	646	－	××××	近畿大学医学部附属病院
	647	－	××××	市立堺病院
	648	－	××××	泉州救命救急センター（市立泉佐野病院）
	649	－	××××	大阪市立総合医療センター
	650	－	××××	国立病院機構　大阪医療センター
	651	－	××××	大阪赤十字病院
	652	－	××××	大阪市立大学医学部附属病院

府の病院等	661	－	×	府立精神医療センター
	662	－	×	府立成人病院センター
	663	－	×	府立呼吸器・アレルギー医療センター
	664	－	×	府立母子保健総合医療センター
	666	－	×	大阪府救急医療情報センター

無線電話のかけ方

①　市役所から府庁（内線電話）へ
：88-200-内線電話
②　市役所から府庁（防災専用電話）へ
：88-220-防災電話番号
③　市役所から府民センター・他市町村へ
：88-相手先局番号-内線電話

資料4-4　非常通信経路

大阪府地域防災計画　関連資料

発信 （市町村）	非常通信経路（中継）					着信 （大阪府）
河内長野市 危機管理課	＿＿	市消防本部 （通信司令室）	＿＿	大阪市消防局 （指令情報センター）	＿＿	大阪府
	0.5K ・・・・	河内長野警察署 （総務課）	＿＿	大阪府警察本部 （通信司令室）	隣 ～～～～	
	1.5K ・・・・	南海河内長野駅	～～～～	南海電鉄本社 （運輸指令）	4.2K ・・・・	

・・・・；使走区間　　＿＿；無線区間　　～～～～；有線区間

５　輸送関係

資料5-1　公用車の保有状況

H25.8現在　　単位：台

自動車の種別	用　途	車体の形状	台数 （ ）内は水道事業分
軽自動車	乗　用		12
	貨　物	バン	62　（12）
	貨　物	キャブオーバ	4　（2）
	貨　物	ダンプ	3　（1）
	特殊用途	糞尿車	1
	計		82　（15）
小型自動車	乗　用	キャブオーバ	1　（1）
	貨　物	バン	5
	貨　物	キャブオーバ	2
	貨　物	ダンプ	2　（1）
	計		10　（2）
普通自動車	乗　用	箱型	4
	貨　物	ダンプ	2
	貨　物	キャブオーバ	1
	乗　用	キャブオーバ	1
	計		8
小　型　特　殊			6
普通特殊（給水タンク車ほか）			9　（1）
大　型　特　殊			1
合　　計			116　（18）

※　消防車両は除く

資料5-2　緊急交通路路線

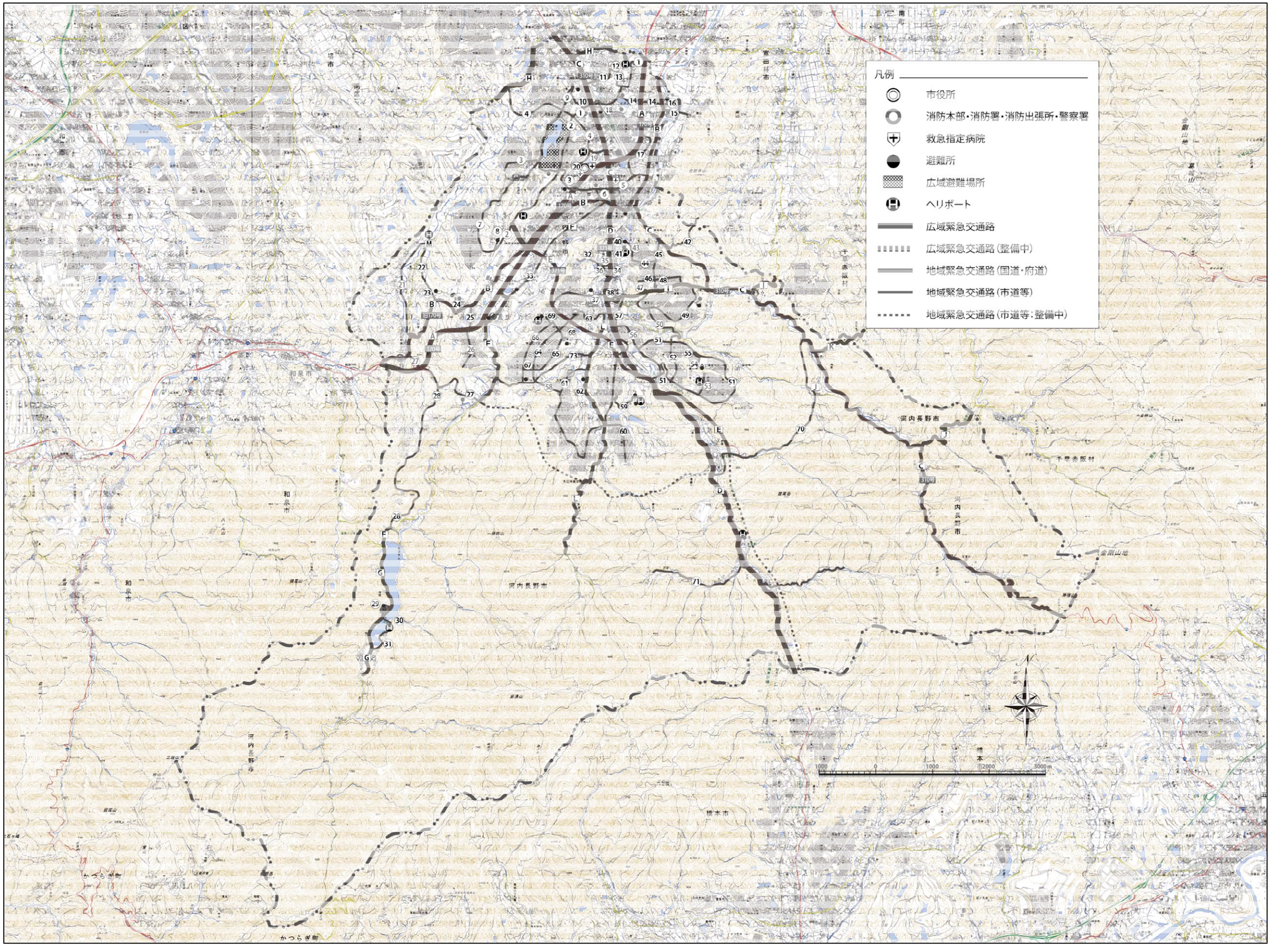

緊急交通路路線一覧表

番号	路線名等	起点	終点
A	国道170号	天野町1035	市町1122
B	（旧）170号	天野町1035	汐の宮町22
C	310号	松ヶ丘東町1494	本町36-2
		本町315-8	石見川532-2
D	371号	長野町20－4	天見1345-1
E	371号バイパス	石仏1083-2	上原西町1422
F	府道河内長野かつらぎ線	錦町300	高向910-5
		高向335-4	日野776-2
		滝畑160	滝畑253-9
G	堺かつらぎ線	滝畑247	滝畑1587-4
H	富田林泉大津線	木戸3丁目933-15	松ヶ丘東町1316-4
		桐ヶ丘1864	小山田町5458-9
I	東阪三日市線	三日市町240-2	寺元129-4
J	河内長野千早城跡線	鳩原330	鳩原348-2
		小深116-2	小深191-2
K	中津原寺元線	鳩原852-2	鳩原1096
L	加賀田片添線	西片添町73	加賀田1482-2
M	大野天野線	下里町801	下里町459-2
1	市道貴望ヶ丘病院住宅線	楠町西850－2	木戸町677-1
2	貴望ヶ丘小山田線	千代田台町829-2	小山田町2302
3	野作赤峯下里線	西之山町1166	小山田町2649-154
4	原町狭山線	原町473-4	小山田町5458-1
5	野作向野線	野作町962	向野町496
6	西代2号線	西代町746-4	西代町771-10
7	サニータウン1号線	小山田町2527-1	小山田町2364-4
8	小山田東峰3号線	小山田町1769-1	小山田町1848
9	松ヶ丘小山田広野線	楠町西1085-3	小山田町2528-4
10	千代田松ヶ丘線	楠町西5581-3	楠町西1055-3
11	柳風台1号線	市町1717-1	市町1415-5
12	柳風台5号線	市町1415-10	市町1442-4
13	木戸鳴尾線	市町1441-2	木戸町677-2
14	汐の宮滝谷1号線	汐の宮町315	千代田南町632-9
15	汐の宮3号線	汐の宮町90-11	汐の宮町166
16	汐の宮7号線	汐の宮町58-1	汐の宮町51-2
17	市町向野線	市町699－2	向野町764

番号	路線名等	起点	終点
18	千代田駅前自転車駐車場線	木戸町401-4	木戸町403-3
19	西の山原線	原町545-1	原町559-5
20	野作台4号線	原町396-3	原町840
21	門前下里1号線	天野町985-6	下里町912-1
22	東谷線	下里町610－2	下里町670-1
23	下里口上条線	下里町291-3	天野町319-2
24	天野下里1号線	下里町268-4	下里町340
25	広野団地1号線	小山田町146-2	小山田町117-3
26	グリーンヒルズ1号線	旭ヶ丘259-699	旭ヶ丘1-121
27	天野山日野線	天野町1009-1	日野1462-1
28	天野滝畑線	天野町1436－2	滝畑236-2
29	堂村1号線	滝畑483-17	滝畑543-3
30	東の村線	滝畑584-5	滝畑2012-1
31	中村西の村線	滝畑1973-3	滝畑1769
32	三日市高向線	上田町147	上田町794-11
33	高向8号線	高向912－4	高向328-2
34	上田3号線	上田町171-2	上田町130
35	上田8号線	上田町98-9	上田町102-2
36	長野小塩線	上田町150	上田町148
37	三日市1号線（楠ヶ丘内道路含む）	三日市町1141-2	楠ヶ丘1924-280
38	三日市2号線	三日市町231-6	三日市町220-1
39	三日市喜多線	三日市町1122-1	喜多町108-1
40	喜多6号線	喜多町198-2	喜多町104-4
41	原町喜多線	喜多町99-2	喜多町58-3
42	河合寺竜泉寺線	河合寺600-1	末広町624
43	楠翠台1号線	喜多町57-1	大師町85-1
44	楠翠台2号線	大師町85-98	大師町85-254
45	楠台1号線	河合寺274-4	日東町623-683
46	楠台2号線	日東町623-623	日東町623-88
47	楠台4号線	三日市町560-15	日東町623-635
48	楠台21号線	日東町623-89	日東町623-95
49	清見台1号線	三日市町556-4	清見台2丁目9
50	清見台美加の台線	清見台5丁目4-1	美加の台2丁目974-29
51	美加の台1号線	石仏187-1	美加の台1丁目1162-120
52	美加の台2号線	美加の台1丁目35-71	美加の台2丁目974-54
53	美加の台6号線	美加の台5丁目239-411	美加の台6丁目239-32

番号	路線名等	起点	終点
54	美加の台45号線	美加の台2丁目974-313	美加の台2丁目974-425
55	美加の台49号線	美加の台2丁目974-313	美加の台2丁目974-292
56	片添美加の台線	中片添町1294	美加の台1丁目1-18
57	三日市青葉台線	三日市町33-1	片添町1124-1
58	小塩青葉台線	高向2201-13	石仏1122-1
59	青葉台2号線（学校進入路含む）	北青葉台768-194	北青葉台768-128
60	青葉台ハイツ1号線	南青葉台3969-57	南青葉台858-52
61	イトーピア1号線	加賀田490-1	大矢船北町2801-183
62	矢伏線	加賀田575-1	加賀田2812
63	小塩南花台線	小塩町125-1	南花台1丁目440-258
64	南花台1号線	南花台1丁目440-117	南花台4丁目1958-213
65	南花台2号線	南花台1丁目3635-51	南花台4丁目1958-207
66	南花台3号線	南花台1丁目3711-75	日野1376-1
67	南花台16号線	南花台4丁目1958-327	南花台4丁目1958-245
68	南花台34号線	南花台1丁目3711-110	南花台1丁目3635-57
69	南花台53号線	南花台1丁目2108-62	南花台1丁目2108-9
70	千早口鳩原線	清水17-1	寺元677
71	流谷線	天見1675-3	流谷363
72	島の谷線	天見1507-1	天見826-1
73	日野加賀田線	日野1375-3	加賀田3387

資料5-3　緊急通行車両確認証明書及び標章

第　　号 年　　月　　日 緊急通行車両確認証明書 大阪府知事 大阪府公安委員会　　印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住　所	（　　）　局　　番
	氏　名	
通　行　日　時		
通　行　経　路	出　発　地	目　的　地
備　　考		

標　章

別記様式第3（第6条関係）　(平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第2繰下)

備考　1　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月および日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料5-4　災害時用臨時ヘリポート

災害時用臨時ヘリポートの選定基準

1　地盤は、堅固な平坦地のこと。（コンクリート、芝生が最適）

2　地面斜度６度以内のこと。

3　離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。
〔必要最小限度の地積〕
◎大型ヘリコプター・・・・100ｍ四方の地積

◎中型ヘリコプター・・・・ 50ｍ四方の地積

◎小型ヘリコプター・・・・ 30ｍ四方の地積

4　二方向以上から離着陸が可能であること。

5　離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。

6　車両等の進入路があること。

7　林野火災における空中消火基地の場合
①水利、水源に近いこと。
②複数の駐機が可能なこと。
③補給基地が設けられること。
④気流が安定していること。

◎なお、受入れにあたっては次の事項に留意すること。
1　風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。
これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策（例：発煙筒）をとること。

2　着陸点にはＨを表示すること。

3　状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。

番号	ヘリポート名	所在地	管理者	電話番号	幅×長さ(m)	備考
124	河内長野市立 大師総合運動場	大師町885-2	市民総合体育館	65-0122	140×140	大型 駐機可能
125	河内長野市立 赤峯市民広場	小山田町379-1	市民総合体育館	65-0122	180×100	大型 駐機可能
126	大阪府立長野北 高等学校	木戸東町3-1	府立長野北高等学校	54-2781	125×90	大型 駐機可能
127	大阪府立長野 高等学校	原町533	府立長野高等学校	53-7371	140×70	大型 駐機可能
128	河内長野市立 南花台中学校	南花台6-6-1	南花台中学校	62-2777	110×65	
129	河内長野市立 美加の台中学校	美加の台7-2-1	美加の台中学校	63-7878	150×100	大型 駐機可能
130	河内長野市立 加賀田中学校	石仏570	加賀田中学校	68-8778	120×100	大型 駐機可能
131	河内長野市立 天見小学校	天見2370-1	天見小学校	68-8004	50×50	
132	河内長野市立滝 畑ふるさと文化 財の森センター 多目的広場	滝畑地内河川 敷右岸	滝畑ふるさと文化財 の森センター	63-0201	100×30	
133	河内長野市立 下里総合運動場	下里町892-3	市民総合体育館	65-0122	130×75	大型 駐機可能
134	河内長野市役所 （屋上）	原町１丁目1-1	財政課	53-1111	34×34	

６　医療・社会福祉関係

資料6-1　主な市内医療機関及び救急病院一覧

医療機関	所在地	電話	診療科目	救急指定
あびこ医院	南花台 4-14-5	63-3755	内・児	
池田内科医院	南花台 3-6-50	63-3969	内・児・アレルギー	
石倉医院	緑ヶ丘中町 8-6	54-4161	内・児・放・神経科	
泉谷こどもクリニック	野作町 3-66	52-1110	児	
いいたに小児科	あかしあ台 1-24-10	56-1189	児	
信輝會　今岡クリニック	木戸町 1-1-3 ミヤサカビル 2F	52-1102	心療内・神経・精神	
仁済会　滝谷病院	松ヶ丘中町 1453	53-5002	内・放	
大阪南医療センター	木戸東町 2-1	53-5761	内・外・神経・呼吸器・循・　消化器・児・脳神経・皮・泌尿・産婦・眼・耳鼻咽・放・麻酔・精神・アレルギー・整・リハビリ・歯・リウマチ・小児科・心療内科・心臓血管外科	○
追矢クリニック	木戸町 1-6-5	52-0108	内・消化器	
大谷整形外科	木戸西町 2-7-7	55-7727	整・リハビリ	
大橋眼科	木戸西町 2-1-26 小澤ビル 1 階	50-0055	眼	
敬任会　岡記念病院	西之山町 11-18	55-1221	内・外・整・脳神経・皮・形成・放・リハビリ	○
奥田整形外科	木戸西町 3-1-15 山原ビル 2F	54-2003	整・リハビリ	
尾﨑医院	本町 29-27	52-2349	内・外・脳神経・放・リハビリ	
小田医院	中片添町 38-5	63-5350	内・児・放・リハビリ	
柿木耳鼻咽喉科	西之山町 8-58　1F	50-4649	耳鼻咽	
勝部外科胃腸科	西之山町 2-29	53-2121	内・外・胃腸・肛	
加藤医院	三日市町 206-1	65-6070	内・外・放	
川崎眼科	三日市町 1118-1 日野谷ﾋﾞﾙ 2F	69-0113	眼	
かんべ診療所	三日市町 405-7	64-8988	内・消化器・児・リハビリ	
弘生会　老寿サナトリウム	小山田町 379-5	55-0200	内	
楠本医院	木戸西町 3-1-1	52-0550	内・胃腸・肛	
栗本皮膚科医院	中片添町 3-4	65-1852	皮	
溝口医院	楠町西 5583	53-2155	精神・心療内	
小林診療所	美加の台 1-38-6	63-3072	内・児・リハビリ	
幸仁会　齋田マタニティークリニック	昭栄町 1-19	55-7000	内・児・婦・産	
青山会　青山クリニック	喜多町 193-1	63-0048	内・循	
桜井耳鼻咽喉科	長野町 7-24	54-5771	耳鼻咽	
笹井内科	小山田町 631-1	53-1000	内・児・皮・リハビリ	

医療機関	所在地	電話	診療科目	救急指定
佐野耳鼻咽喉科	千代田南町 8-3	52-3387	耳鼻咽	
三軒医院	寿町 3-46	52-2252	泌尿・皮	
七野整形外科医院	南青葉台 18-18	63-6925	整・外・リハビリ	
清水クリニック	美加の台 1-34-5	63-9356	外・児・婦・整・消化器	
すなみクリニック	喜多町 193 番 1	62-8711	耳鼻咽	
孝仁会　沢田病院	長野町 7-11	53-2313	内・外・整・皮・泌尿	
たかい内科クリニック	松ヶ丘東町 1805-1	50-1119	内・循	
寿里苑診療所	小山田町 448-2	52-3888	内・外・リハビリ	
田中整形クリニック	三日市町 243-1	62-7575	整・リハビリ・リウマチ	
新和会　津田整形外科	西之山町 10-29	54-1575	外・整・脳神経・リハビリ	
生登会　寺元記念病院	古野町 4-11	50-1111	内・外・循・整・脳神経・　泌尿・形成・耳鼻・皮・眼・放・消化器・アレルギー・リハビリ・血液内科・心臓血管外科・歯科口腔外科	○
とやま医院	清見台 1-8-22	65-1817	内・整	
幸生会　中林医院	南花台 8-5-5	62-3838	内・循・消化器	
ナカノレディスクリニック	北貴望ヶ丘 3-20	53-1635	産・婦	
中野皮フ科医院	西代町 1-21 山内眼科ビル 3F	52-1112	皮	
なみかわクリニック	西之山町 1-22	54-6155	内・循・放・胃腸	
かわちながの介護老人保健施設てらもと総合福祉センター	小山田町 1701-1	52-7000		
西村小児科	木戸町 1-6-1 澤田ビル 1F	56-1770 56-1785	児	
長谷川医院	清見台 5-4-1	63-9350	内・児	
畑間診療所	日東町 11-10	63-0562	内・児・放	
ラポール会　青山第二病院	喜多町 192-1	65-0003	内・外・整・循・消化器・皮・歯・口腔・放・リハビリ	
健真会　はぶ医院	本多町 1-45 シェーネスハイム日野谷 101	56-2220	内・循	
日沖貴望ヶ丘診療所	北貴望ヶ丘 2-17	53-7018	内・児	
日沖医院	千代田南町 8-19	52-5918	内・児	
福岡内科クリニック	北青葉台 43-30	65-0360	内・神経内科	
藤林医院	本町 8-5	52-2539	内・外・リハビリ	
ふくだ眼科	西之山町 8-58cocomoⅢ2F	52-0880	眼	
松尾クリニック	南花台 1-17-9	63-4130	整・脳神経	
松尾皮膚科医院	木戸西町 2-1-26	55-1460	皮	
松本医院	荘園町 12-8	53-0345	内・皮・麻酔	
水野診療所	千代田台町 6-1	53-6420	内・児・消化器	
みやざき整形外科	松ヶ丘東町 1805-1	50-1336	整・リウマチ・リハビリ	
森川クリニック	北青葉台 29-3	62-1555	内・消化器・肛	
森本小児科医院	三日市町 481-147	64-0390	児	

医療機関	所在地	電話	診療科目	救急指定
矢ケ﨑小児科・アレルギー科	三日市町 56-16 高岸ビル 3F	60-3300	児・アレルギー	
山内眼科医院	西代町 1-21	55-0750	眼	
山片医院	南花台 1-13-17	62-3435	内・児・皮	
山片診療所	大矢船中町 38-1	62-2553	内・児・皮	
山上クリニック	木戸西町 2-1-23 千代田セントラルビル 1F	54-4772	内・児・循	
山口診療所	汐の宮 19-10	52-5719	内・放・呼吸器	
山本医院	千代田南町 6-8	52-6407	内・呼吸器	
吉川眼科医院	三日市町 241-1	63-7393	眼	
柏友会柏友千代田クリニック	木戸西町 2-1-25	55-0515	内・泌尿・腎臓内科・人工透析内科	
よこうちクリニック	菊水町 2-33	50-2810	内・神経・精神	
江富眼科	菊水町 2-6 荒川菊水ビル 3F	50-1166	眼	
生登会 てらもと医療リハビリ病院	喜多町 14-1	63-0101	内・放・リハビリ	

＜参考１＞その他医療機関等

医療機関	所在地	電話	診療科目	救急指定
休日急病診療所	菊水町 2-13	55-0300		
保健センター	菊水町 2-13	55-0301		
（一社）河内長野市医師会	菊水町 2-13	54-1550		

資料6-2　市内歯科医院一覧

病院・診療所名	住所	電話番号	診療科目
三谷歯科医院	西代町 9-1	53-8111	歯科
静間歯科医院	長野町 4-7	52-2158	歯科
新宅歯科医院	北貴望ヶ丘 1-18	54-1582	歯科
千葉歯科医院	千代田南町 8-20	52-5033	歯科　小児歯科　矯正歯科
荒川歯科医院	菊水町 2-6	53-8627	歯科　小児歯科
生地歯科医院	三日市町 237-1	65-6061	歯科
椋本歯科医院	栄町 27-14	54-6515	歯科
とみやま歯科医院	三日市町 235-4	65-0487	歯科　小児歯科　口腔外科
松岡歯科医院	本町 11-29 松岡ビル 2・3F	54-6488	歯科
田中歯科診療所	北青葉台 23-5	65-6351	歯科
寒川歯科医院	本町 22-20 優智ビル 1F	54-1668	歯科
洲嵜歯科医院	上田町 20-6	62-6467	歯科
シバモト歯科	長野町 5-1-102 ﾉﾊﾞﾃｨながの南館 1F	55-0418	歯科
中谷歯科医院	西代町 12-43 大洋ビル 2F	55-1511	歯科　小児歯科
西浦歯科医院	上原町 956-8	53-8841	歯科
藤田歯科医院	美加の台 1-34-7	68-8948	歯科
医療法人　南歯科医院	長野町 3-1	55-1081	歯科　矯正歯科　小児歯科
さわだ歯科	本多町 4-5-101	52-5137	歯科　小児歯科
牛嶋歯科医院	南花台 1-24-5	64-0100	歯科　小児歯科　矯正歯科　口腔外科
牧野歯科医院	栄町 6-21	52-2403	歯科　小児歯科
沢崎歯科医院	楠町東 1602-1	54-5952	歯科
西川歯科医院	西之山町 4-8	52-2202	歯科　矯正歯科　小児歯科
フルヤ歯科医院	木戸１丁目 6-22	52-4618	歯科　小児歯科　矯正歯科
医療法人尽誠会　森本歯科医院	昭栄町 8-5	56-0028	歯科　小児歯科　矯正歯科　口腔外科
梅崎歯科	木戸西町 2-2-1	53-9222	歯科　矯正歯科
上堂歯科医院	本町 8-19	52-5552	歯科　矯正歯科
医療法人仁泉会　近藤歯科医院	清見台 5-10-1	63-5277	歯科　小児歯科　矯正歯科
かわはら小児歯科	南貴望ヶ丘 25-6	54-0648	歯科　小児歯科　矯正歯科
永田歯科医院	南花台 1-1-11	63-6363	歯科　小児歯科
医療法人康永会　いぬい歯科医院	西之山町 13-21	52-4500	歯科　小児歯科
上嶋歯科医院	南花台 3-6-10 南花台ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ 2F	62-3670	歯科　小児歯科
尾畑歯科医院	三日市町 139-1	65-6404	歯科　小児歯科
土居歯科医院	西之山町 4-23	56-5319	歯科　小児歯科
松葉歯科医院	楠町東 1681-3	56-8181	歯科　小児歯科　矯正歯科
うつみ歯科医院	あかしあ台 1-8-18	56-0118	歯科　小児歯科
古谷矯正歯科	長野町 4-9 うすやビル 2F	56-8888	矯正歯科
近藤歯科医院	汐の宮町 92-14	53-6480	歯科　小児歯科　矯正歯科　口腔外科
たに歯科医院	西之山町 6-5	56-4181	歯科　小児歯科
井上歯科	南花台 1-16-10	65-1118	歯科　小児歯科　矯正歯科
中田歯科医院	北青葉台 4-10	63-3964	歯科　小児歯科　矯正歯科　口腔外科
くにし歯科医院	松ヶ丘中町 1317-1	55-6777	歯科　矯正歯科
吉本歯科	南花台 1-14-1	62-4500	歯科　口腔外科

病院・診療所名	住所	電話番号	診療科目
坂口歯科医院	市町 764-1	54-6328	歯科　小児歯科　矯正歯科
いまい歯科クリニック	南貴望ヶ丘 18-18	55-7177	歯科　小児歯科
医療法人かのう歯科	小山田町 3079-21	50-2525	歯科　小児歯科　口腔外科
中家歯科医院	上田町 93-7	62-2485	歯科
あすか歯科医院	美加の台 1-38-4	69-0648	歯科　小児歯科
こうの歯科医院	木戸１丁目 8-1 千代田プラザ 1F	53-8606	歯科　小児歯科
林田歯科	大矢船中町 28-11	64-1739	歯科
医療法人天真会　ふくしげ歯科	木戸１丁目 36-6	52-1100	歯科　小児歯科　矯正歯科
やまもと歯科	中片添町 41-6	63-6480	歯科　小児歯科
中西歯科クリニック	松ヶ丘東町 1805-1	54-1181	歯科　小児歯科　矯正歯科
てらもと歯科	木戸西町 1-1-35 司ビル 2F	50-0080	歯科　小児歯科
平尾歯科	三日市町 56-18	81-8148	歯科　小児歯科
安本歯科医院	緑ヶ丘中町 8-7	50-1972	歯科
うえむら歯科クリニック	小山田町 451-156	52-0118	歯科　小児歯科
廣瀬歯科診療所	野作町 32-16	54-6839	歯科
さこがわ歯科クリニック	北青葉台 28-26	62-1181	歯科　小児歯科　口腔外科
三浦歯科医院	日東町 16-7	64-8036	歯科　小児歯科
森歯科医院	長野町 4-9	56-3078	歯科
いながき歯科	三日市町 32-1 ﾌｫﾚｽﾄ三日市 204-1	62-5563	歯科　小児歯科

資料6-3　主な薬品調達先

薬局名	住所	電話番号
イルカ薬局	西之山町10-21	52-0866
上田薬局	大矢船中町3-8	64-8303
小川薬局	三日市町235-7	62-2612
オリーブ薬局	木戸西町2-1-27	50-1102
漢方サカグチ薬局	木戸西町1-1-35-101	54-0605
キタバ薬局	西之山町7-2	50-0085
清見台保健薬局	清見台1-15-7	63-7149
くるみ薬局	喜多町193-2	65-1633
コトブキ薬局	錦町2-23	52-2423
幸生堂薬局　河内長野店	西代町1-23	55-7045
幸生堂薬局　滝谷店	松ヶ丘東町1805-1	52-1212
ごんべえドリ薬局	楠町東444-4シティコート古谷1F	52-1601
サカグチ薬局千代田東店	木戸町1-6-1	50-0058
三光天薬局	本多町175-1シェーネスハイム日野谷1F	54-1283
三光天薬局　三日市店	三日市町243-1	81-7735
サン薬局	本町27-10	52-1139
自由ケ丘薬局	自由ヶ丘2-1	53-6840
成光堂薬局	西之山町2-10	56-1567
だいちゃん薬局	汐の宮町20-44	56-5350
千代田シルク薬局	木戸1-33-16	53-2033
千代田薬局	寿町3-48	52-5261
ツバキ薬局	本多町1-33	52-0350
デｨス薬局	西之山町1-15	56-4934
寺ヶ池薬局	小山田町451-156寺ヶ池スクエアー	56-7008
長野台薬局	緑ヶ丘中町8-23	54-1778
ハロー千代田薬局	木戸1-33-12	55-0086
ファーマシィながの薬局	長野町7-7マイデンハイツ1F	50-4511
府薬会営南河内薬局	木戸町678-1	53-3921
マルゼン薬局	本町24-1ノバティながの北館1F	53-3075
美加の台薬局	美加の台1-38-2	64-0493
ミドリ薬局	千代田南町1-12	53-2259
ヤナセ薬局	南花台3-6-10コノミヤ2F	63-5854
ヤナセ薬局　河内長野駅前店	長野町5-1ノバティながの南館1階	52-2506
ヤナセ薬局　三日市駅前店	三日市町56-16高岸ビル1 F	65-1571
山下グリーン薬局	木戸西町3-1-15山原ビル1F	53-3045
吉井薬局	本町23-15	52-2054
わかば薬局	千代田南町2-18レジデンスサザン102	56-1357
千代田イレブン薬局	原町2-3-6	50-1050
アンズ調剤薬局	南花台3-6-52	62-5300
だいちゃん薬局2号店	菊水町2-6荒川菊水ビル1-B	55-2686
あかしあ薬局	あかしあ台1-16-8	53-3955

資料6-4　市営斎場

名　　称	所　在　地	電　　話
市営斎場	天野町1304-3	54-3189

７　消防関係

資料7-1　消防本部・署組織図

平成２６年４月１日現在

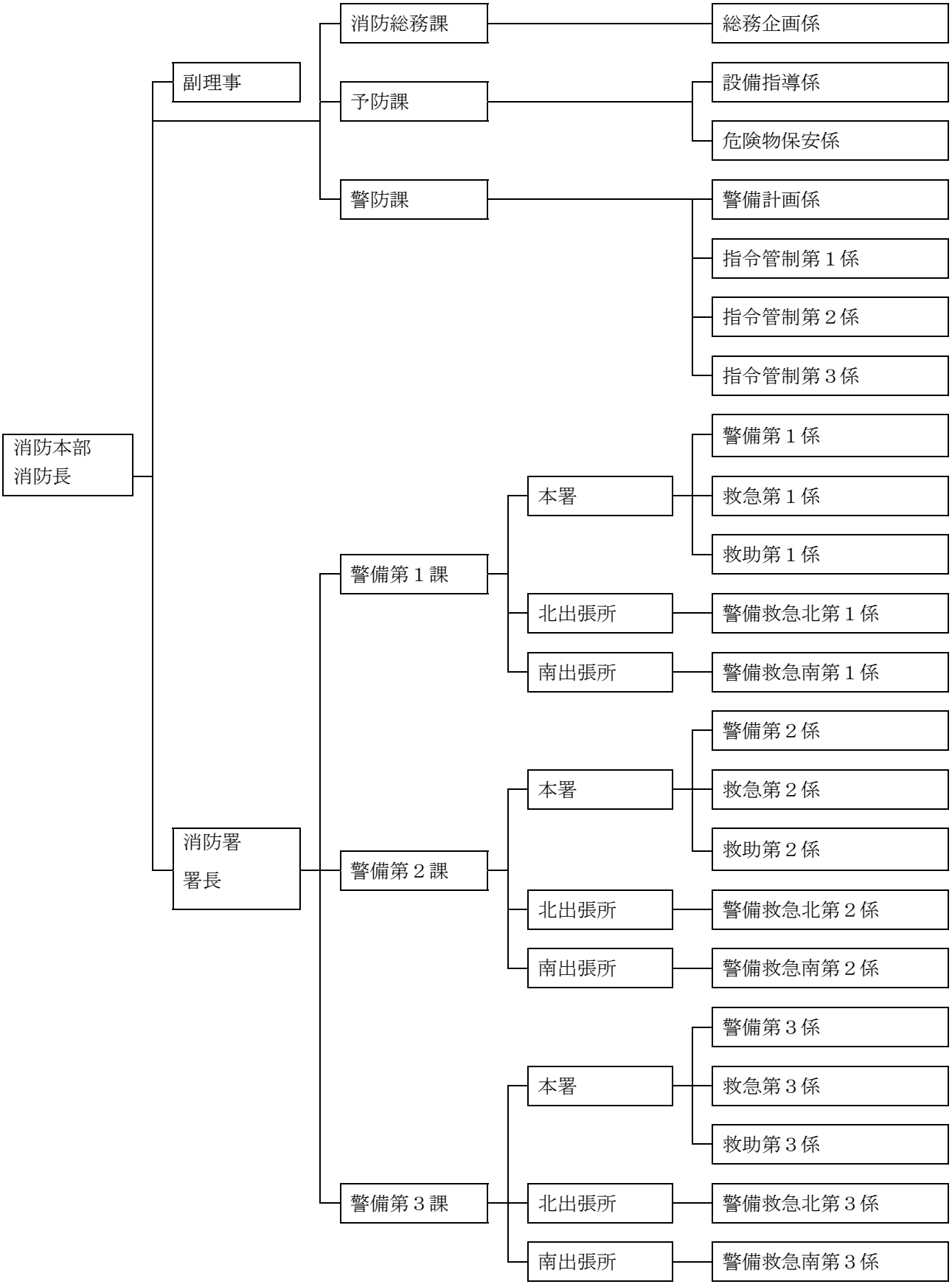

＜非常時の消防本部、署及び消防団の事務機構＞

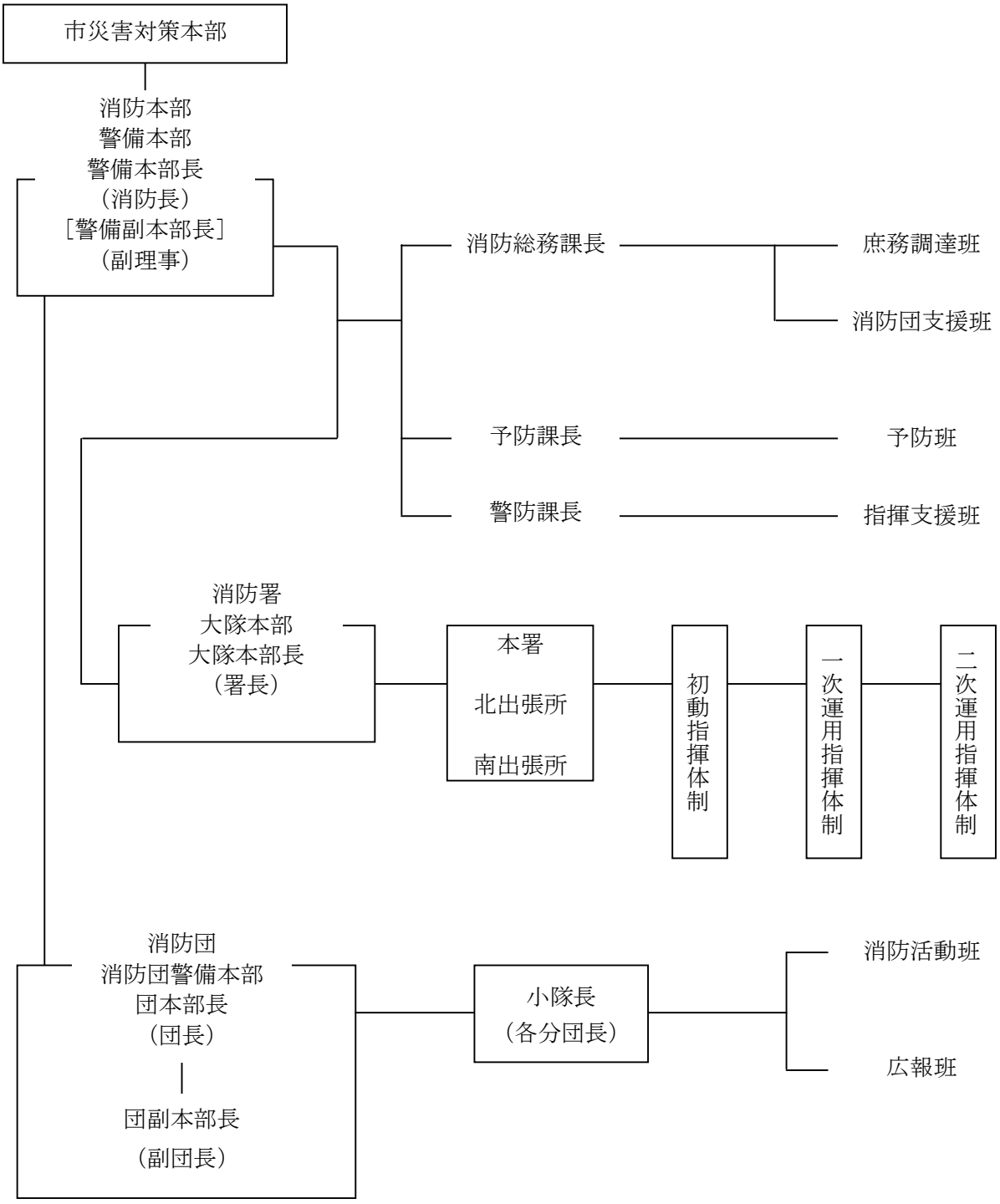

資料7-2　消防団組織図

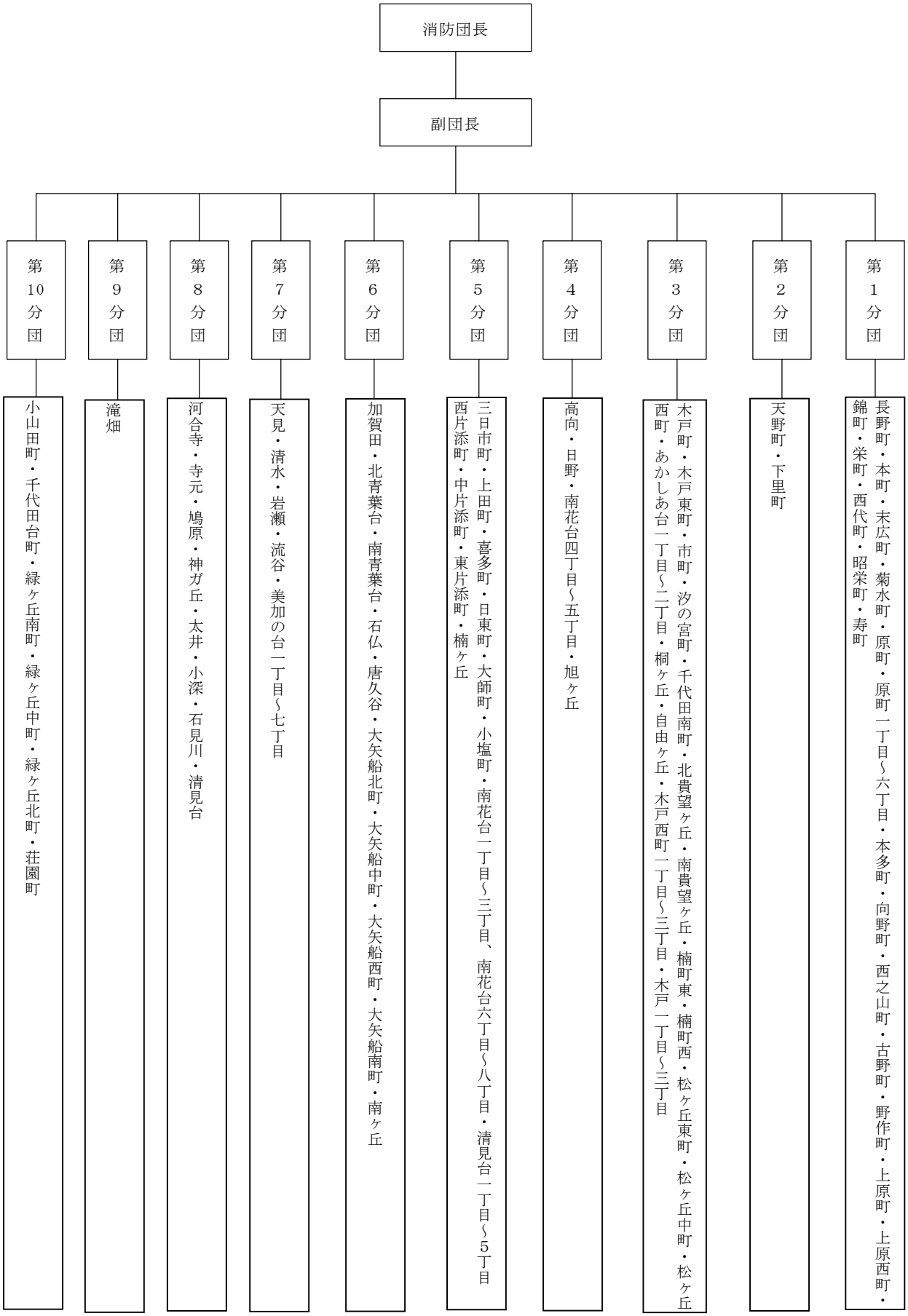
消防団長
副団長
第1分団
長野町・本町・末広町・菊水町・原町・原町一丁目～六丁目・本多町・向野町・西之山町・古野町・野作町・上原町・上原西町・錦町・栄町・西代町・昭栄町・寿町
第2分団
天野町・下里町
第3分団
木戸町・木戸東町・市町・汐の宮町・千代田南町・北貴望ヶ丘・南貴望ヶ丘・楠町東・楠町西・松ヶ丘東町・松ヶ丘中町・松ヶ丘西町・あかしあ台一丁目～二丁目・桐ヶ丘・自由ヶ丘・木戸西町一丁目～三丁目・木戸一丁目～三丁目
第4分団
高向・日野・南花台四丁目～五丁目・旭ヶ丘
第5分団
三日市町・上田町・喜多町・日東町・大師町・小塩町・南花台一丁目～三丁目、南花台六丁目～八丁目・清見台一丁目～5丁目
西片添町・中片添町・東片添町・楠ヶ丘
第6分団
加賀田・北青葉台・南青葉台・石仏・唐久谷・大矢船北町・大矢船中町・大矢船西町・大矢船南町・南ヶ丘
第7分団
天見・清水・岩瀬・流谷・美加の台一丁目～七丁目
第8分団
河合寺・寺元・鳩原・神ガ丘・太井・小深・石見川・清見台
第9分団
滝畑
第10分団
小山田町・千代田台町・緑ヶ丘南町・緑ヶ丘中町・緑ヶ丘北町・荘園町

資料7-3　消防本部・消防署の事務分掌

課	消防総務室分掌事務	
消防総務課	(1)総合企画並びに業務の管理、調整及び改善に関すること。 (2)重要事項の調査研究及び情報の収集に関すること。 (3)消防の組織及び職員の配置に関すること。 (4)条例、規則、規程等に関すること。 (5)告示、公告、訓令、指令に関すること。 (6)予算の総括に関すること。 (7)公印、文書及び帳票の管理に関すること。 (8)会議、儀式及び渉外に関すること。	(10)職員の任免その他人事に関すること。 (11)職員の服務規律及び教養に関すること。 (12)職員の福利厚生に関すること。 (13)職員の安全管理及び職場の衛生管理に関すること。 (14)職員の被服等の貸与に関すること。 (15)職員の公務災害に関すること。 (16)消防職員委員会に関すること。 (17)消防団に関すること。 (18)非常災害時の警備本部の設置に関すること。 (19)室の庶務に関すること。
警防課	(1)消防警備、救急救助の企画及び基本施策に関すること。 (2)消防計画及び警防計画に関すること。 (3)消防技術の研究及び指導に関すること。 (4)消防車両、機械器具の整備計画及び配置に関すること。 (5)消防相互応援協定に関すること。 (6)消防水利施設の設置計画及び整備に関すること。 (7)総合的な各種訓練に関すること。 (8)宅地開発行為に対する同意及び指導に関すること。 (9)安全運転管理に関すること。 (10)交通事故等の渉外に関すること。 (11)救急業務の運用に関する医療機関との連絡調整に関すること。	(12)火災調査業務の総括並びに一定規模の火災の原因及び損害の調査に関すること。 (13)り災証明その他証明の発行に関すること。 (14)救急搬送証明の発行に関すること。 (15)河内長野市自衛消防隊部会の指導に関すること。 (16)火災等の受信及び出動指令に関すること。 (17)消防通信の運用及び統制に関すること。 (18)災害時の情報の収集に関すること。 (19)通信施設の整備及び維持管理に関すること。 (20)消防緊急情報施設の情報管理に関すること。 (21)気象情報の収集及び伝達に関すること。 (22)火災警報に関すること。 (23)非常招集の実施に関すること。
予防課	(1)防火対象物の査察及び一般住宅の防火指導に関すること。 (2)建築同意事務に関すること。 (3)防火思想の普及に関すること。 (4)消防用設備の設置及び維持管理の指導に関すること。 (5)消防設備士に関すること。 (6)防火講習に関すること。 (7)建築物の防火相談及び指導並びに関係機関との連絡協議に関すること。	(8)危険物の保安取締りに関すること。 (9)少量危険物、指定可燃物の保安取締りに関すること。 (10)液化石油ガスその他の高圧ガス、火薬類、劇毒物等の防火指導に関すること。 (11)危険物取扱者に関すること。 (12)危険物に関する相談及び指導並びに関係機関との連絡協議に関すること。 (13)防火に関する団体等の育成及び指導に関すること。

課別	消防署分掌事務	
消防署	(1)企画、調査、統計及び報告に関すること。 (2)文書の保管に関すること。 (3)関係機関との連絡調整に関すること。 (4)消防署印等の公印の保管に関すること。 (5)消防車両の整備及び維持管理に関すること。 (6)消防機械器具の整備及び維持管理に関すること。 (7)備品及び物品の保管に関すること。 (8)消防警備業務の実施に関すること。 (9)自衛消防訓練の指導に関すること。 (10)消防水利施設の維持管理に関すること。	(11)一定規模の防火対象物の査察及び指導に関すること。 (12)火災の原因及び損害の調査並びに爆発事故その他の災害の原因及び損害の調査に関すること。 (13)救急業務の実施に関すること。 (14)救助業務の実施に関すること。 (15)応急手当の普及啓発に関すること。 (16)自主防災活動の指導に関すること。 (17)警防訓練等の実施に関すること。 (18)非常災害時の大隊本部の設置に関すること。 (19)署の庶務に関すること。

・非常時体制における任務分担（警備本部）　　平成26年４月１日現在

警備本部長　消防長　警備副本部長　副理事

責任者	担当者	任務分担
消防総務課長 （消防総務課 課長補佐）	消防総務課 課長補佐 消防総務課員	①警備本部庶務に関すること ②食料・飲料水等の調達に関すること ③関係機関等との連絡調整に関すること ④災害情報の総括に関すること ⑤危機管理室との調整に関すること ⑥消防団との連絡調整に関すること
警防課長	警防課課長補佐 警防課員	①災害情報の収集、記録及び連絡調整に関すること ②災害資機材等の調達に関すること ③参集状況の把握に関すること ④現場指揮の活動支援に関すること ⑤警備本部との連絡調整に関すること ⑥報道機関との連絡調整及び情報提供に関すること ⑦広報活動に関すること ⑧職員の招集命令の伝達に関すること ⑨消防部隊の管制及び運用に関すること ⑩通信施設の保全及び整備に関すること ⑪医療機関の受け入れ状況の把握に関すること
予防課長	予防課課長補佐 予防課員	①災害情報の収集、記録及び整理に関すること ②記録写真に関すること ③大隊本部との連絡調整に関すること ④重要対象物及び危険物施設に関すること ⑤応急措置及び対策に関すること ⑥参集状況の把握に関すること ⑦広報活動に関すること

・非常時体制における任務分担（大隊本部）

大隊本部長　署長

担当部隊	担当班	任務分担
大隊本部隊	警備第１課、警備第２課、警備第３課 警備係 警備救急係	①大隊本部の庶務に関すること ②災害防ぎょ活動に関すること ③災害の発見及び状況の連絡に関すること ④現場活動の記録及び連絡に関すること ⑤災害現場状況の記録写真に関すること
	警備第１課、警備第２課、警備第３課 救急係 救助係	①人命救助に関すること ②避難誘導に関すること ③特命による支援活動に関すること
	警備第１課、警備第２課、警備第３課 救急係 救助係 警備救急係	①救急活動に関すること ②応急救護所の設置に関すること ③傷病者の収容状況の把握に関すること

資料7-4　施行令規制防火対象物数

（平成24年度）

防火対象物			件数
1	イ	映画館の類	
	ロ	集会場の類	21
2	イ	ナイトクラブの類	
	ロ	遊技場の類	8
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等	
	ニ	個室型店舗の類	1
3	イ	待合・料理店の類	
	ロ	飲食店	46
4		店舗・マーケットの類	92
5	イ	旅館・ホテル	8
	ロ	寮・下宿・共同住宅	560
6	イ	病院・診療所	41
	ロ	老人福祉施設の類	14
	ハ	老人デイサービスセンターの類	40
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	22
7		各種学校の類	72
8		図書館の類	
9	イ	特殊浴場	
	ロ	公衆浴場	1
10		車両の停車場	5
11		神社・寺院の類	30
12	イ	工場・作業場	241
	ロ	スタジオの類	
13	イ	車庫・駐車場	65
	ロ	航空機の格納庫	
14		倉庫	146
15		前各号に該当しない事業場	181
16	イ	複合用途防火対象物（特定）	160
	ロ	〃（その他）	73
16の2、16の3		地下街等	
17		重要文化財等の建造物	50
18		５０ｍ以上のアーケード	2
19		市町村長の指定する山林	
20		総務省令で定める舟車	
合計			1879

この表は、管内に存する消防法施行令別表第１に定められた防火対象物のうち、消防用設備等の設置について規制される数を表したものである。

※特殊浴場（公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの）

資料7-5　地区別危険物製造所等現有状況（設置許可数）

製造所等別 / 地区別	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	自家給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	移送取扱所	小計
あかしあ台一丁目														0
あかしあ台二丁目														0
旭ヶ丘														0
天野町		3			2					2		1		8
天見														0
石仏							1							1
石見川														0
市町									1					1
岩瀬														0
上田町												1		1
上原町		2							1			2		5
上原西町		2	3							1		2		8
太井														0
大矢船北町														0
大矢船中町														0
大矢船西町														0
大矢船南町														0
小塩町					1							1		2
小山田町		3												3
加賀田		1							2			1		4
神ガ丘														0
唐久谷														0
河合寺					2							1		3
菊水町					1									1
北青葉台														0
南青葉台														0
北貴望ヶ丘														0
南貴望ヶ丘														0
喜多町					1									1
木戸一丁目									1					1
木戸二丁目														0
木戸三丁目														0
木戸町														0
木戸西町一丁目		1		1	4				1			1		8
木戸西町二丁目		1		3	1									5
木戸西町三丁目		1												1
木戸東町					1									1
清見台一丁目														0
清見台二丁目														0
清見台三丁目														0
清見台四丁目														0
清見台五丁目														0
桐ヶ丘														0
楠ヶ丘														0
楠町西		1												1
楠町東		1							1			1		3
寿町							1		1					2
小深				1										1
栄町		1	2											3
汐の宮町				1										1
清水														0
下里町										1				1
自由ヶ丘														0
昭栄町									1					1

製造所等別 / 地区別	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	自家給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	移送取扱所	小計
末広町														0
荘園町														0
大師町														0
滝畑														0
高向		1			3		1		1			4		10
千代田台町														0
千代田南町		1												1
寺元														0
中片添町														0
西片添町		1												1
東片添町														0
長野町														0
流谷														0
南花台一丁目												1		1
南花台二丁目														0
南花台三丁目														0
南花台四丁目														0
南花台五丁目														0
南花台六丁目														0
南花台七丁目														0
南花台八丁目														0
錦町		1								1				2
西代町		1			1							1		3
西之山町					1					1				2
日東町														0
野作町														0
鳩原														0
原町														0
原町一丁目										1				1
原町二丁目														0
原町三丁目		2			1							1		4
原町四丁目		3						1				1		5
原町五丁目														0
原町六丁目														0
日野					2							2		4
古野町		1												1
本多町		1							1			1		3
本町														0
松ヶ丘中町		2												2
松ヶ丘西町		1												1
松ヶ丘東町										1				1
美加の台一丁目														0
美加の台二丁目														0
美加の台三丁目														0
美加の台四丁目														0
美加の台五丁目														0
美加の台六丁目														0
美加の台七丁目														0
三日市町				1					1					2
緑ヶ丘北町														0
緑ヶ丘中町														0
緑ヶ丘南町														0
南ヶ丘														0
向野町														0
合計	0	32	5	7	21	0	3	1	12	8	0	22	0	111

資料7-6　消防力の現状（平成26年４月１日）

１　主力機械

消防本部	ポンプ車	３台	
	タンク車	３台	
	梯子車	２台	
	救助工作車	１台	
	救急車	４台	
	指揮電源車	１台	
	隊員輸送車	１台	
	指揮車	２台	
	査察車	１台	
	予防車	１台	
	多目的搬送車	２台	
	搬送車	２台	
	その他	２台	
	可搬ポンプ	１台	予備　１台
消防団	ポンプ車	12台	
	積載車	４台	
	指令車	２台	
	可搬ポンプ	16台	

２　通信施設の状況

施設名		容量	実装	摘要
消防緊急情報システム	１１９番受け付け回線	17	8	
	携帯１１９回線	4	4	
	指令回線	12	4	
	録音装置	3	3	署・各出張所
	短縮ダイヤル	500	500	病院・関係機関
	無線統制台	8波実装		
	病院表示盤	一式		各病院
	車両表示盤	一式		各車両
	情報表示盤	一式		
	地図検索装置	一式		
	指令電話機	一式		
気象観測装置	一式11種目観測			
計測震度計	分岐表示盤１台（観測部は、市役所敷地内に設置）			
災害情報案内	10回線			
救急医療情報システム	一式			
無線局	基地局	1		
	陸上移動局	54		
防災行政無線	同報系遠隔装置	一式（Ｂ型）		
	移動系遠隔装置	一式		

3　消防水利状況

消火栓

口径別 / (㎜)公私別	75	100	125	150	200	250
公設	238	885	2	484	244	69
私設	38	32	0	13	7	0
合計	276	908	2	483	248	67

口径別 / (㎜)公私別	300	350	400	450	500	600	合計
公設	84	8	14	2	13	1	2044
私設	0	0	0	0	0	0	90
合計	84	8	14	2	13	1	2134

防火水槽

水量別 / 公私別	20㌧未満	20㌧以上40㌧未満	40㌧以上60㌧未満	60㌧以上80㌧未満	80㌧以上100㌧未満	100㌧以上	合計
公設	2	13	247	3	0	7	272
〈内耐震性防火水槽〉	〈1〉	〈9〉	〈237〉	〈1〉	〈0〉	〈4〉	〈252〉
私設	3	16	108	10	2	10	149
〈内耐震性防火水槽〉	〈1〉	〈0〉	〈66〉	〈3〉	〈2〉	〈1〉	〈73〉
合計	5	29	355	13	2	17	421
〈内耐震性防火水槽〉	〈2〉	〈9〉	〈303〉	〈4〉	〈2〉	〈5〉	〈325〉

プール

公設	私設	合計
26	7	33

自然水利

河川	池	合計
13	17	30

4　火災・救助用資機材

＜消防署＞

消防ホース現有数

所属 / 口径別	本署	北出張所	南出張所	合計
100㎜	57			57
75㎜	4			4
65㎜	165	162	96	323
40㎜	98	61	83	242
65㎜水幕ホース	10			10

特殊機械器具の保有状況

用途別	品名	合計	消防署		
			本署	北出張所	南出張所
消火用	遠距離送水システム	1	1		
	プロジェットガン	13	7	4	2
	高発泡器	5	2	2	1
	高圧噴霧放水銃	1			1
	可搬式送水装置	2	2		
	可搬式散水装置	75	65	3	7
	山林火災用伐採資機材セット	27	19	4	4
	組立式水槽	15	15		
切断・破壊用	大型油圧カッター	1			1
	酸素溶断器(OZ)	1			1
	エンジンカッター	4	1	1	2
	チエーンソー	3			3
	エアーソー	1			1
	エンジン式削岩機	1			1
	ハンマードリル	1			1
	鉄線カッター	20	14	2	4
	ペダルカッター	1			1
	エアーツール	1			1
	万能斧	45	23	12	10
	携帯用コンクリート破壊器具	6	2	1	3
	ドアオープナー	1			1
計測用	有毒ガス測定器	1			1
	検電器	3	2		1
	炭化測定器	2	1		1
	消火栓圧力計	3	1	1	1
	張力計	1		1	
	放射線測定器	6			6
一般救助用	空気式救助マット	1			1
	救命索発射銃	3			3
	サバイバースリング	1			1
	緩降器	2	1		1
	縛帯	5	2		3
	安全帯	16	12		4
	バスケット型担架	4	2		2
	東消式平担架	1			1
	携帯警報器	33	13	6	14
	感電傷者救助用フック	1			1
	金属製ワイヤー梯子	1			1
	マンホール救助器具	1			1

用途別	品名	合計	消防署		
			本署	北出張所	南出張所
重量物排除用	大型油圧スプレッダー	2			2
	プランジャーラム	1			1
	マルチツール	1			1
	油圧式救助器具	2			2
	マット型空気ジャッキ	1			1
	可搬ウインチ	3		1	2
	ナイロンスリング	6			6
	マルチスリング	7			7
	シャックル	13			13
身体保護用	空気呼吸器	42	16	9	17
	空気ボンベ(予備)	49	31	3	15
	酸素循環式呼吸器	7	7		
	酸素ボンベ(予備)	7	5		2
	簡易呼吸器	2			2
	防毒マスク	18	3	3	12
	耐熱服	2	2		
	化学防護服	6	6		
	耐電手袋	10	5	1	4
	耐電衣	4	2		2
	耐電ズボン	4	2		2
	耐電長靴	7	5		2
	送排風機	1			1
水難救助用	救助用ボート	1	1		
	救命胴衣	17	10	3	4
	救命浮輪	5	2	1	2
災害用	エアーテント	2	2		
検索用	熱画像カメラ	1			1
	簡易画像探索機	1			1

＜消防団＞

分団名（地区名）		車両名	可搬の有無	ホース		チェーンソー	スコップ
				６５ｍｍ	４０ｍｍ		
第１分団	野　　作	ポンプ車	有	２７本	１５本	１機	８本
	上　　原	ポンプ車	有	３１本	１０本	１機	１０本
第２分団	天　　野	ポンプ車	有	３７本	９本	２機	１４本
第３分団	千 代 田	ポンプ車	有	３４本	８本	―	９本
	松 ヶ 丘	搬 送 車	有	２３本	７本	１機	７本
第４分団	高　　向	ポンプ車	有	４９本	１４本	２機	１１本
	日　　野	搬 送 車	有				
第５分団	北三日市	ポンプ車	有	６３本	１０本	２機	１６本
	南三日市	ポンプ車	有				
第６分団	加 賀 田	ポンプ車	有	３６本	１５本	２機	１０本
第７分団	天　　見	ポンプ車	有	５０本	２３本	２機	１１本
	岩　　瀬	搬 送 車	有				
第８分団	川　　上	ポンプ車	有	４３本	１５本	２機	１６本
	石 見 川	搬 送 車	有				
第９分団	滝　　畑	ポンプ車	有	３０本	１３本	２機	７本
第10分団	小 山 田	搬 送 車	有	２９本	１０本	３機	８本
		合　　計		４５２本	１４９本	２０機	１２７本

資料7-7　消防機関拠点位置図

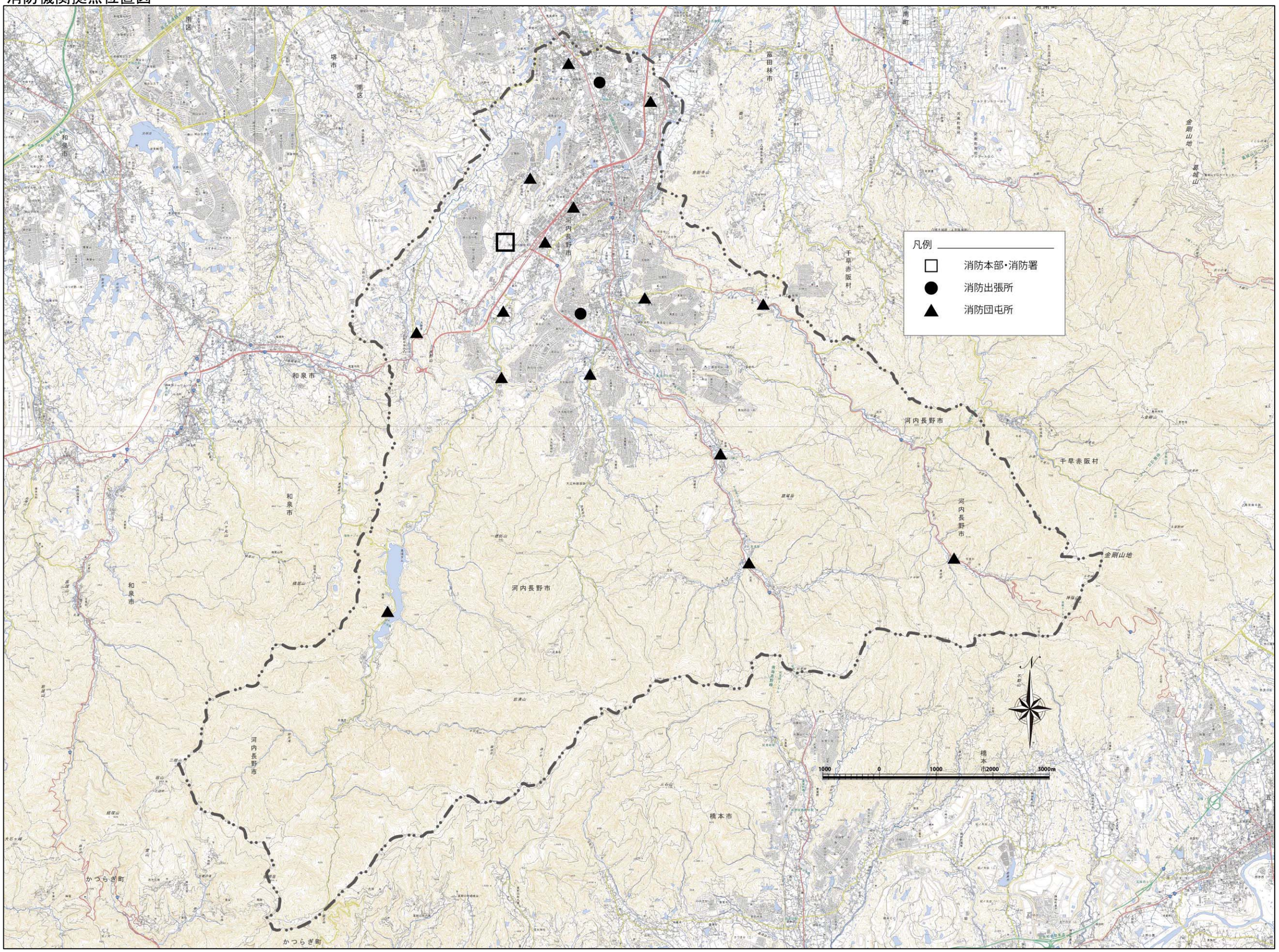

資料7-8　消防の非常警備体制と非常招集

<table>
<tr><td></td><td>１号</td><td>２号</td><td>３号</td></tr>
<tr><td>消防署</td><td>署長
（非番課）
本署所属職員</td><td>（非番課）
北・南出張所
所属職員</td><td>（週休課）
本署、北・南出張所
所属職員</td></tr>
<tr><td>割合</td><td>４分の１</td><td>２分の１</td><td>全員</td></tr>
<tr><td>本部</td><td>消防長
理事又は副理事
各課長
警防課職員</td><td colspan="2">消防総務課職員（課長以外）
予防課職員（課長以外）</td></tr>
<tr><td>消防団</td><td>２～４分団</td><td>４～６分団</td><td>全分団</td></tr>
</table>

資料7-9　消防相互応援協定締結状況

（平成26年４月１日現在）

名　　称	締　結　機　関	締結内容	締結年月日
富田林市・河内長野市消防相互応援協定	富　田　林　市	火　　災 その他の災害	S40.10.8
大阪府中ブロック消防相互応援協定	富田林市・松原市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・河南町・太子町・千早赤阪村・柏原羽曳野藤井寺消防組合	火　　災 その他の災害	S45.2.24 (H17.2.1)
大阪市･河内長野市航空消防応援協定	大　　阪　　市	火災防ぎょ 消防訓練 火災予防 広報・調査 救急・救助	S45.10.1
河内長野市･和泉市消防相互応援協定	和　　泉　　市	火　　災 その他の災害	S45.12.1
阪奈（金剛･葛城･生駒山系）林野火災消防相互応援協定	大阪府側　　八尾市・柏原市・羽曳野市・東大阪市・富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村・柏原羽曳野藤井寺消防組合 奈良県側　　五條市・御所市・香芝市・葛城市・平群町・三郷町・王寺町・西和消防組合・中和広域消防組合・香芝広陵消防組合	林　野　火　災	S46.1.30 (H16.10.1)
河内長野市・堺市消防相互応援協定	堺　　市	火　　災 水　　災 その他の災害	S47.3.11 (H20.10.1)
阪和林野火災消防相互応　援　協　定	大阪府側　　和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・岬町・泉州南消防組合 和歌山県側　和歌山市・橋本市･岩出市・紀の川市・かつらぎ町･那賀消防組合･伊都消防組合	林　野　火　災	S47.4.1 (H25.4.1)
大阪府下広域消防相互応　援　協　定	大阪府下４２市町村と管轄する消防本部（消防組合、委託を含む）	火　　災 その他の災害	S63.9.1 (H25.7.1)

（　　）は、改正年月日

大規模な火災・その他の災害に対処するため、本市と隣接する市町村と消防相互応援協定を締結し、万全を期している。

８　避難関係

資料8-1　避難場所一覧

１．一次避難地

校区	名称	位置	面積(㎡)
長野中学校区	野作第１公園	昭栄町地内	9,934
東中学校区	清見台第１公園	清見台２丁目地内	26,912
美加の台中学校区	美加の台第１公園	美加の台２丁目地内	13,798
	美加の台第２公園	美加の台７丁目地内	16,141

なお、このほかに、小・中学校のグラウンドも一次避難地としての利用が可能である。

２．広域避難場所

名　　称	位　　置	電話番号	屋外面積（㎡）	収容可能面積（㎡）	収容可能人数（人）
寺ヶ池公園	小山田町674-5	56-2111	122,200	約30,000	約30,000

収容可能人数は、１㎡／人として算出した。

３．避難路（広域避難場所への避難路）

・野作赤峰下里線（幅員16m）
・原町狭山線（幅員12m）
・貴望ヶ丘病院住宅線（幅員12m）
・貴望ヶ丘小山田線（幅員12m）

４．指定避難所

校区	避難所名	所在地	電話番号	対象地区	収容可能面積㎡	収容可能人数	屋外面積㎡
長野中学校区	長野中学校	本多町3-1	53-2266	長野	1,975	988	7,542
	長野小学校	西代町14-1	52-6044	長野	2,193	1,097	8,106
	小山田小学校	小山田町590-1	53-2527	小山田	1,491	746	8,463
	あやたホール	小山田町1824-4	54-0773	小山田	484	242	－
	保健センター	菊水町2-13	55-0301	長野	162	81	－
	ノバティホール	長野町5-1-303	56-2360	長野	543	271	－
	ラブリーホール	西代町12-46	56-6100	長野	840	420	－
	キックス	昭栄町7-1	54-0001	長野	1,868	934	－
東中学校区	東中学校	日東町26-1	62-2430	三日市	1,870	935	10,409
	三日市小学校	上田町380	62-2429	三日市	1,849	924	5,170
	川上小学校	清見台4-18-1	62-5353	川上	1,968	984	12,894
	天見小学校	天見2370-1	68-8004	天見	823	411	3,670
	三日市幼稚園	上田町200-1	62-2929	三日市	393	196	2,649
	川上公民館	寺元501	65-1612	川上	187	93	－
	天見公民館	岩瀬1244	63-4074	天見	194	97	－
	総合体育館	大師町25-1	65-0121	三日市	2,118	1,059	－
	福祉センター	大師町26-1	65-0123	三日市	442	221	－
	くすのかホール	清見台4-18-2	62-7799	川上	365	182	－
	三日市市民ホール	三日市町32-1	62-1313	三日市	226	113	－
千代田中学校区	千代田中学校	市町1367-1	54-6000	千代田	2,017	1,008	11,758
	千代田小学校	木戸町649	53-1371	千代田	2,460	1,230	7,032
	楠小学校	楠町東1011	53-8371	楠	2,213	1,106	14,616
	汐の宮保育園	汐の宮町8-39	52-3437	千代田	306	153	900
	千代田公民館	木戸西町1-2-9	55-1125	千代田	553	276	－
西中学校区	西中学校	下里町257-3	52-2702	天野	1,952	976	14,051
	天野小学校	下里町365	52-2528	天野	1,705	852	9,420
	高向小学校	高向86	52-2129	高向	1,138	569	6,023
	高向公民館	高向515-3	54-4548	高向	199	99	－
	天野公民館	天野町1520-5	55-6191	天野	195	97	－
	滝畑ふるさと文化財の森センター	滝畑483-3	63-0201	高向	645	322	150
	みのでホール	日野980	50-1203	高向	500	250	－
加賀田中学校区	加賀田中学校	石仏570	68-8778	加賀田	2,150	1,075	15,192
	加賀田小学校	加賀田568-1	62-2916	加賀田	1,920	960	10,919
	石仏小学校	石仏662	68-8766	石仏	1,777	888	10,684
	加賀田公民館	加賀田617-4	62-2116	加賀田	196	98	－
南花台中学校区	南花台中学校	南花台6-6-1	62-2777	南花台西	1,823	912	9,253
	(旧)南花台西小学校	南花台4-24-1	63-0044	南花台西	1,718	859	4,069
	南花台小学校	南花台2-11-1	63-2511	南花台東	1,712	856	8,897
	南花台公民館	南花台8-4-1	63-1131	南花台東	177	88	－
美加の台中学校区	美加の台中学校	美加の台7-2-1	63-7878	美加の台	1,769	885	16,457
	美加の台小学校	美加の台3-25-1	62-2468	美加の台	2,194	1,097	9,988
	計			＊	45,655	27,662	

・収容可能人数は、収容可能面積の2.00㎡／人として算出した。
＊対象地区は、小学校区を指す。

資料8-2　避難の勧告・指示の伝達系統

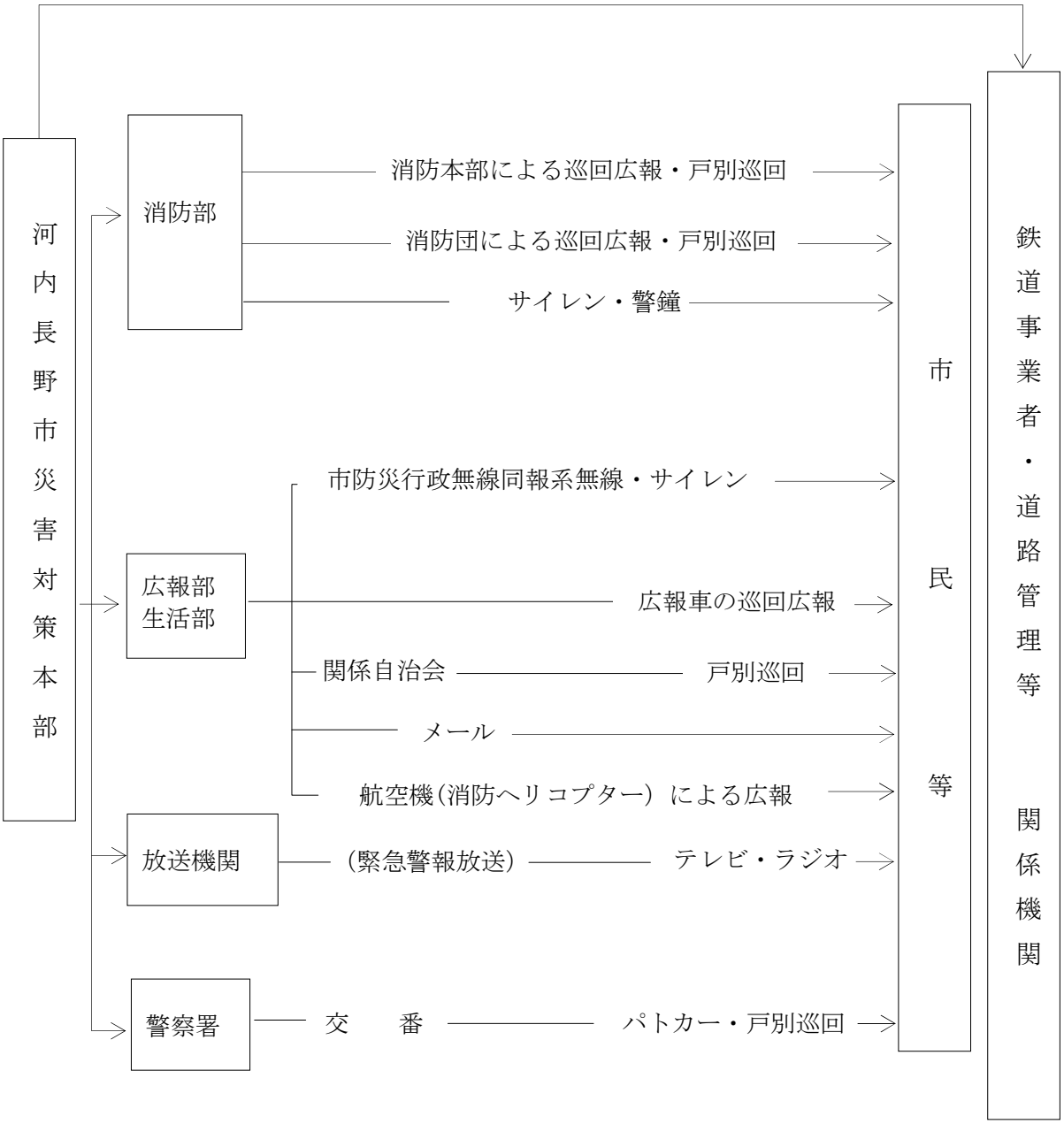

９　水防関係

資料9-1　市内各河川の状況

水系名	河川名	市内流路延長	流域面積
石　　川	河合寺川	１，７６０ｍ	１．５８㎢
〃	横谷川	３，８８０	４．４９
〃	石　　川	５２５	１１．０６
〃	千石谷川	９，４００	６．１７
天見川	天見川	５，４９０	４．９６
〃	岩瀬川	３，８１０	２．８５
〃	島の谷川	３，１００	４．４４
〃	流谷川	２，３５０	３．３７
石見川	石見川	９，５２０	１３．２８
〃	鬼住川	４，３００	３．２２
加賀田川	加賀田川	６，５９０	７．９４
〃	矢伏川	３，０００	１．５０
〃	小井関川	４，４１０	１．６２
〃	唐久谷川	２，１００	１．３１
西除川	西除川	２，６５０	２．３３
〃	下里川	１，０５０	１．２７
計５水系	16河川	６４，３４０ｍ	６１．４５㎢

一級河川

水系名	河川名	市内流路延長	区間
石　　川	石　　川	１６，４００ｍ	富田林市境～出合橋
〃	天　　見　　川	７，３５０	石川合流点～大豊橋
〃	石　　見　　川	４，３４０	石川合流点～南大門橋
〃	加　賀　田　川	１，７００	石川合流点～尾花橋
西除川	西　　除　　川	３，３９０	大阪狭山市境～上条橋
計２水系	５河川	３６，１８０ｍ	――――――

資料9-2　水防ため池一覧

平成25年度　大阪府水防計画

ため池名	関係事務所	所在地	要水防堤長(m)	堤高(m)	満水面積(ha)	貯水量(千m^3)	水防値
寺ヶ池	南河内農と緑の総合事務所	木戸町	145	14.6	11.3	662	A
滝畑ダム	〃	滝畑	121	62.0	52.3	9,340	A
灰原池	〃	市町	300	2.9	2.3	27	B
原大池	〃	原町	249	3.8	1.2	18	B
まさんだ池	〃	小山田町	103	6.8	1.0	27	B
ひょうたん池	〃	向野町	200	5.8	1.3	30	B
天野新池	〃	天野町	56	10.8	0.6	26	B
庄代池	〃	上田町	38				C
新池	〃	日野	45				C
下里新池	〃	下里町	42				C
加賀田新池	〃	加賀田	60				C
トンボ池	〃	天野町	75				C
梅ヶ谷池	〃	〃	45				C
池谷下池	〃	上原町	75				C
猿又池	〃	上田町	55				C
喜多町今池	〃	喜多町	63				C
日野新池	〃	日野	56				C
総持院池	〃	高向	140				C
下里今池	〃	下里町	58				C
丹保池	〃	高向	410				C
呑谷下池	〃	小山田町	40				C

A：特に重要な水防ため池　B：重要な水防ため池　C：要水防ため池

資料9-3　滝畑ダムの概要

滝畑ダムの概要

河川名	ダム名	所在地	常　時 満水位 m	サーチャージ水位 m	洪水調節 容　量 千㎥	計　画 流入量 ㎥/ｓ	計　画 放流量 ㎥/ｓ	管理者
石川	滝畑ダム	河内長野市 滝　畑	262.4	269.8	3,405	190	55	大阪府 （環境農林水産部）

滝畑ダム計画諸元

ダム	河　川　名	大和川水系石川	貯水池	湛　水　面　積	52.3ha
	位　置	河内長野市滝畑地先		湛　水　延　長	約2.4km
	流　域　面　積	22.9k㎡		満　水　位　標　高	ＥＬ　269.80　m
	防　災　面　積	542 ha		設　計　堆　砂　位	ＥＬ　245.0　m
	かんがい面積	399.5 ha		ダム天端標高	ＥＬ　274.0　m
	地　質	半花崗岩		総　貯　水　容　量	9,340,000m^3
	形　式	曲線重力式コンクリートダム		有　効　貯　水　容　量	8,018,000m^3
	堤　高	62.0m		洪　水　調　節　容　量	3,405,000m^3
	堤　頂　長	120.5m		利　水　容　量	4,613,000m^3
	堤　頂　幅	4.0m		死　水　容　量	1,322,000m^3
	敷　幅	56.0m	買収補償	水　没　戸　数	79戸
	法　勾　配	上流側;直、下流側;1:0.8		田	10.9ha
	堤　体　積	約84,500m^3		畑	9.5ha
道路	付　替　府　道	約4,010m　有効幅員　8.0m		宅　地	5.3ha
	進　入　道　路	約4,220m　有効幅員　8.0m		山　林	19.6ha
	管　理　道　路	有効幅員 約2,680m 4.0m～5.5m		その他	6.2ha
				漁　業　権	１件
	湖　面　橋	橋長160m　有効幅員　6.5m			
水道	計画１日最大取水量	43,750m^3／日			
	日平均給水量	35,000m^3／日			

資料9-4　土砂災害用語の定義

１．土石流危険渓流

「土石流危険渓流」とは、渓流の勾配が１５度以上で土石流発生の危険性があり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある渓流をいう。また、人家や公共施設がない場合でも、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場所に流入する渓流も含む。

２．地すべり危険箇所　等

「地すべり危険箇所」とは、空中写真判読や現地調査、災害の記録から地すべりの発生のおそれがあり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所をいう。

また、現に地すべりの兆候がみられる箇所や、地すべり防止の対策施設の設置とともに一定の開発行為等を制限する必要のあるものを主務大臣（国土交通、農水）が指定した区域を「地すべり防止区域」という。

３．急傾斜地崩壊危険箇所　等

「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが５メートル以上、傾斜度が 30 度以上で、崩壊により危害を生じるおそれのある箇所をいう。また５戸以上の人家または５戸未満であっても公共施設等に危害が生じるおそれのある土地の区域で、知事が指定した区域を「急傾斜地崩壊危険区域」という。

急傾斜地模式図及び断面図

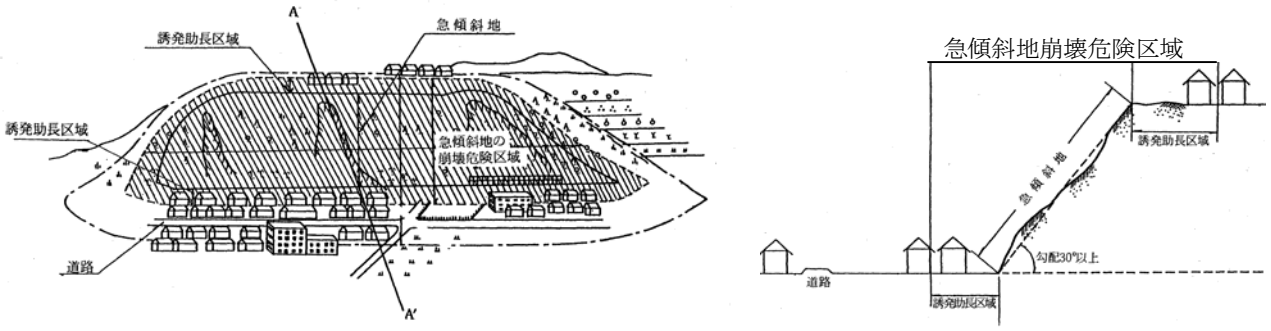

（注１）　急傾斜地崩壊危険区域

崩壊危険の急傾斜地で崩壊により相当数の居住者又は他の者に危害が生じる急傾斜地及び隣接する土地で、崩壊を助長又は誘発する区域。

４．宅地造成工事規制区域

「宅地造成工事規制区域」とは、宅地造成に伴うがけくずれ又は土砂の流出を生じるおそれが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域で、知事が指定するものをいう。

宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で、次に該当するものをいう。

①　高さ２ｍを超えるがけ（地表面が水平面に対して 30 度を超える土地）を生じる切土
②　高さ１ｍを超えるがけを生じる盛土
③　切土と盛土によるがけが２ｍを超えるもの
④　切土と盛土をする土地の面積が 500 ㎡を超えるもの

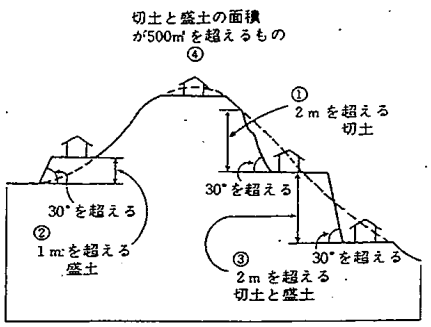

５．土砂災害警戒区域　等

「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害により危害のおそれのある土地の範囲で「土砂災害特別警戒区域」とは、土砂災害により著しい危害のおそれのある土地の範囲で、土砂災害から国民の生命と身体を保護するため、土砂災害防止法※に基づき、知事が政令で定められる基準に該当するものを指定した区域をいう。なお、土砂災害防止法で対象とする「土砂災害」とは急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの３現象をいう。

※　正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

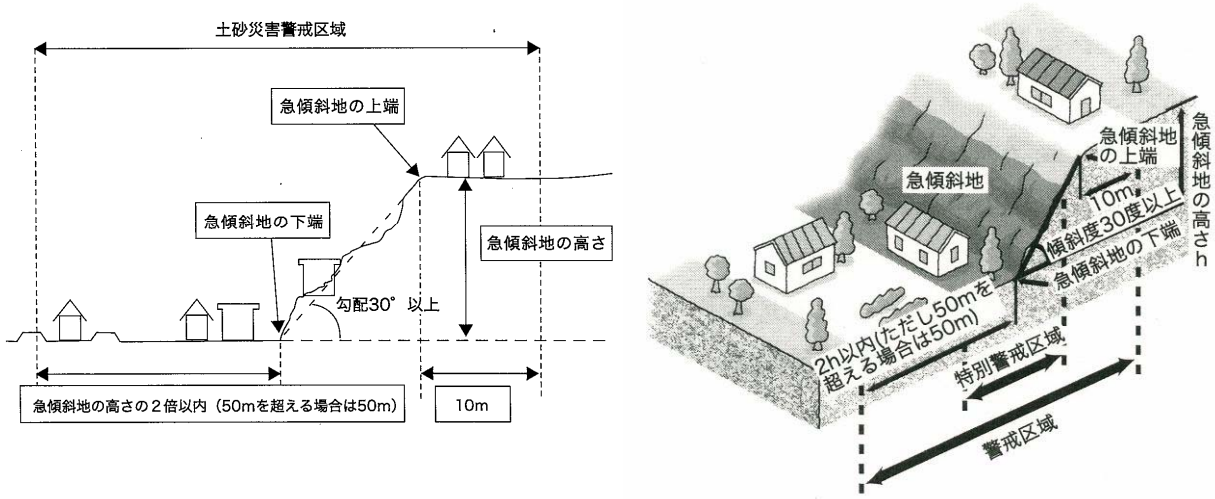

急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域等の模式図

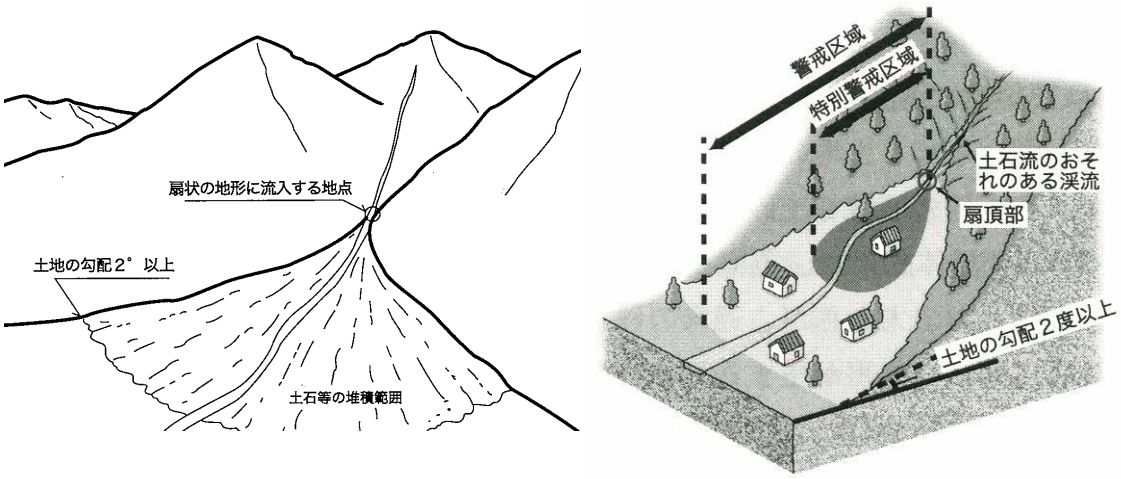

土石流に係る土砂災害警戒区域等の模式図

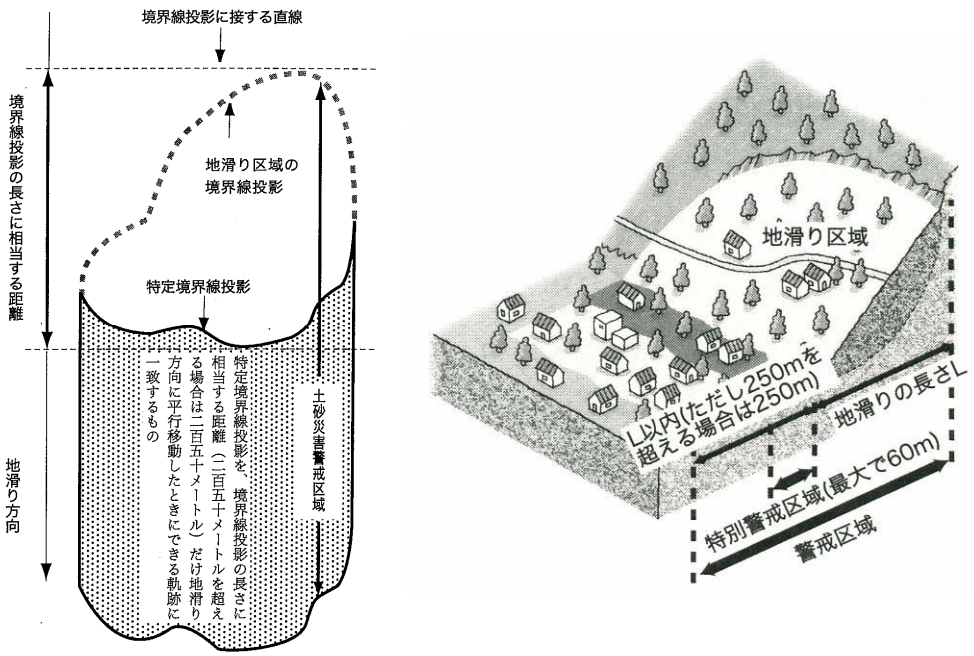

地すべりに係る土砂災害警戒区域等の模式図

出典：土砂災害防止法令の解説（監修：国土交通省河川局水政課・砂防部砂防計画課）

資料9-5　山地災害用語の定義

１　山腹崩壊危険地区

崩壊が発生しまたは崩壊の危険がある山腹及びそれに隣接する地区であって、当該山腹の脚部から、当該山腹の直高の５倍に相当する距離の範囲内に人家１戸以上または公共施設（以下「直接保全対象施設」という。）がある地区

２　地すべり危険地区

(1) 地すべり等防止法の規定により、地すべり等防止区域に指定された地区

(2) 上記以外の地区で、現に下流の直接保全対象施設に損害を与え、または与える恐れがあって、流域保全上重要であり、かつ公共の利害に密接な関係を有し、民生上放置し難い地区で法５１条第１項第２号に係るもの。

※　法５１条第１項第２号　農林水産大臣が指定、管理を行うこととなる保安林内の地すべり地域

３　崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊地ならびに押し出しまたは崖錐地帯の荒廃地及び荒廃危険地から多量の土砂等が渓流を流下し、損害を与える恐れのある地区であって、直接保全対象施設がこれらの場所から２㎞以内にある地区

※　押し出し　河川上をなしていない野渓または小渓流（集水面積が概ね100ha以下）の出口にある押し出しによる堆積地の箇所

※　崖　　錐　崩落土砂が山腹斜面または山脚に堆積した箇所

資料9-6　土砂災害危険箇所等一覧

土砂災害危険箇所総括表

土石流危険渓流			地すべり危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所			計
Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ		危険箇所Ⅰ	危険箇所Ⅱ	危険箇所Ⅲ	
55	120	45	15	64	113	28	440

大阪府地域防災計画　関連資料（平成２０年修正）

土砂災害警戒区域等総括表　（平成 25 年 10 月 1 日現在）

土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）		土砂災害警戒区域等（土石流）	
警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
376	315	46	39

土石流危険渓流および土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表

土石流危険渓流点検に基づく土石流危険渓流（平成 15 年 3 月公表）			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域（現象：土石流）（平成 25 年 10 月 1 日現在）				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
Ⅰ-216-001	石川	末広川右第二支渓					末広
Ⅰ-216-002	石川	末広川支渓					末広
Ⅰ-216-003	石川	河合谷					河合寺
Ⅰ-216-004	石川	河合谷	D21610020	石川右 1 右ニ(河合谷)	○	○	河合寺
Ⅰ-216-005	石川	河合川	D21610030	石川右 1 右三(河合川)	○		河合寺
Ⅰ-216-006	石見川	石見川右支渓					寺元
Ⅰ-216-007	石見川	石見川第三支渓					寺元
Ⅰ-216-008	石見川	石見川第四支渓					寺元
Ⅰ-216-009	石見川	石見川第五支渓					寺元
Ⅰ-216-010	石見川	第一支渓					寺元
Ⅰ-216-011	石見川	寺川					寺元
Ⅰ-216-012	石見川	石見川右支渓	D21610120	石見川右 12(石見川右支渓)	○	○	鳩原
Ⅰ-216-013	石見川	石見川第六支渓	D21610130	石見川右 15(石見川第六支渓)	○	○	鳩原
Ⅰ-216-014	石見川	石見川第八支渓					小深
Ⅰ-216-015	石見川	石見川第九支渓					小深
Ⅰ-216-016	石見川	石見川右支渓					石見川
Ⅰ-216-017	石見川	第四支渓	D21610170	石見川右 32(第四支渓)	○		石見川
Ⅰ-216-018	石見川	石見川左支渓					小深
Ⅰ-216-019	石見川	石見川第十二支渓					太井
Ⅰ-216-020	石見川	石見川第十三支渓					寺元
Ⅰ-216-021	石見川	石見川第二支渓					神ガ丘
Ⅰ-216-022	石川	石川支川左支渓					河合寺
Ⅰ-216-023	石川	河合川支流					河合寺
Ⅰ-216-024	天見川	下岩瀬谷					岩瀬
Ⅰ-216-025	天見川	下岩瀬谷					岩瀬
Ⅰ-216-026	天見川	天見川右支渓	D21610272	天見川右 19 右-(2)(旗尾谷)	○	○	天見
Ⅰ-216-027	天見川	旗尾谷	D21610271	天見川右 19 右-(1)(旗尾谷)	○	○	天見
Ⅰ-216-028	天見川	旗尾南谷	D21610280	天見川右 20(旗尾南谷)	○	○	天見
Ⅰ-216-029	天見川	宮谷					天見
Ⅰ-216-030	天見川	茶屋出川	D21610300	天見川左 17(茶屋出川)	○	○	天見

土石流危険渓流点検に基づく土石流危険渓流（平成 15 年 3 月公表）			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域（現象：土石流）（平成 25 年 10 月 1 日現在）				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
Ⅰ-216-031	天見川	流谷川第三支渓					天見
Ⅰ-216-032	天見川	流谷川第四支渓					天見
Ⅰ-216-033	天見川	流谷川第二支渓					天見
Ⅰ-216-034	天見川	天見川第四支渓	D21610340	天見川左 15 左一(天見川第四支渓)	○		天見
Ⅰ-216-035	天見川	天見川第六支渓	D21610350	天見川左 13(天見川第六支渓)	○		天見
Ⅰ-216-036	天見川	天見川左支渓	D21610360	天見川左 11(天見川左支渓)	○	○	天見
Ⅰ-216-037	天見川	地蔵谷					清水
Ⅰ-216-038	天見川	天見川第七支渓					清水
Ⅰ-216-039	天見川	天見川左支渓					清水
Ⅰ-216-040	天見川	神納西谷					南青葉台
Ⅰ-216-041	加賀田川	唐久谷					唐久谷
Ⅰ-216-042	加賀田川	加賀田川					加賀田
Ⅰ-216-043	加賀田川	加賀田川支川左支渓					大矢船中町
Ⅰ-216-044	石川	石川右支渓					日野
Ⅰ-216-045	石川	向浦川					日野
Ⅰ-216-046	石川	石川右支渓					滝畑
Ⅰ-216-047	石川	東谷					滝畑
Ⅰ-216-048	石川	石川左支渓					滝畑
Ⅰ-216-049	石川	西谷					滝畑
Ⅰ-216-050	石川	堂村谷					滝畑
Ⅰ-216-051	石川	堂村北谷	D21610510	石川左 6(堂村北谷)	○	○	滝畑
Ⅰ-216-052	石川	石川左支渓					滝畑
Ⅰ-216-053	天野川	天野川支川					天野町
Ⅰ-216-054	天野川	天野川					天野町
Ⅰ-216-055	天野川	天野川左支渓					天野町
Ⅱ-216-001	石川	石川支川右支渓					河合寺
Ⅱ-216-002	石川	石川支川右支渓	D21620010	石川右 1 右一(石川支川右支渓)	○		河合寺
Ⅱ-216-003	石見川	石見川右支渓					寺元
Ⅱ-216-004	石見川	石見川右支渓	D21620040	石見川右 10(石見川右支渓)	○	○	鳩原
Ⅱ-216-005	石見川	石見川右支渓					鳩原
Ⅱ-216-006	石見川	石見川右支渓					鳩原
Ⅱ-216-007	石見川	石見川右支渓					鳩原
Ⅱ-216-008	石見川	石見川右支渓					太井
Ⅱ-216-009	石見川	石見川右支渓					太井
Ⅱ-216-010	石見川	石見川支川左支渓					小深
Ⅱ-216-011	石見川	石見川支川左支渓					小深
Ⅱ-216-012	石見川	石見川右支渓					小深
Ⅱ-216-013	石見川	石見川右支渓					小深
Ⅱ-216-014	石見川	石見川右支渓					石見川
Ⅱ-216-015	石見川	石見川右支渓					石見川
Ⅱ-216-016	石見川	第三支渓					石見川
Ⅱ-216-017	石見川	石見川右支渓					石見川
Ⅱ-216-018 Ⅱ-216-019	石見川 石見川	宮の谷 石見川右支渓					石見川 石見川
Ⅱ-216-020	石見川	石見川					石見川
Ⅱ-216-021	石見川	地獄谷					石見川
Ⅱ-216-022	石見川	石見川左支渓					石見川
Ⅱ-216-023	石見川	上小深西谷					小深

土石流危険渓流点検に基づく土石流危険渓流（平成15年3月公表）			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域（現象：土石流）（平成25年10月1日現在）				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
Ⅱ-216-024	石見川	石見川左支渓					太井
Ⅱ-216-025	石見川	石見川左支渓					太井
Ⅱ-216-026	石見川	石見川左支渓					太井
Ⅱ-216-027	石見川	石見川左支渓					太井
Ⅱ-216-028	石見川	石見川支渓					鳩原
Ⅱ-216-029	石見川	石見川左支渓	D21620290	石見川左4(石見川左支渓)	○	○	鳩原
Ⅱ-216-030	石見川	石見川左支渓					寺元
Ⅱ-216-031	石見川	石見川第一支渓					神ガ丘
Ⅱ-216-032	石見川	石見川支川右支渓					神ガ丘
Ⅱ-216-033	石見川	石見川支川右支渓					神ガ丘
Ⅱ-216-034	石見川	石見川支川右支渓					神ガ丘
Ⅱ-216-035	石見川	石見川支川右支渓					神ガ丘
Ⅱ-216-036	石見川	石見川支川右支渓					神ガ丘
Ⅱ-216-037	石見川	石見川支川右支渓					神ガ丘
Ⅱ-216-038	石見川	石見川支川左支渓					神ガ丘
Ⅱ-216-039	石見川	神ガ丘谷					神ガ丘
Ⅱ-216-040	天見川	天見川右支渓					岩瀬
Ⅱ-216-041	天見川	天見川右支渓					岩瀬
Ⅱ-216-042	天見川	天見川右支渓					岩瀬
Ⅱ-216-043	天見川	天見川右支渓					岩瀬
Ⅱ-216-044	天見川	天見川支川右支渓					岩瀬
Ⅱ-216-045	天見川	才ノ神谷左支渓					岩瀬
Ⅱ-216-046	天見川	才ノ神谷左支渓					岩瀬
Ⅱ-216-047	天見川	天見川右支渓					岩瀬
Ⅱ-216-048	天見川	天見川第一支渓	D21620480	天見川右15(天見川第一支渓)	○	○	天見
Ⅱ-216-049	天見川	天見川右支渓					天見
Ⅱ-216-050	天見川	天見川右支渓	D21620500	天見川右17(天見川右支渓)	○	○	天見
Ⅱ-216-051	天見川	桑見谷	D21620510	天見川右1(桑見谷)	○	○	天見
Ⅱ-216-052	天見川	島の谷右支渓					天見
Ⅱ-216-053	天見川	島の谷右支渓	D21620530	天見川右3右一(島の谷右支渓)	○	○	天見
Ⅱ-216-054	天見川	島の谷右支渓	D21620541	天見川右1右ニ(1)(島の谷右支渓)	○	○	天見
Ⅱ-216-055	天見川	島の谷第四支渓	D21620550	天見川右3右三(島の谷右第四右支渓)	○	○	天見
Ⅱ-216-056	天見川	島の谷第三支渓	D21620560	天見川右3右四(島の谷右第三右支渓)	○	○	天見
Ⅱ-216-057	天見川	島の谷右支渓					天見
Ⅱ-216-058	天見川	島の谷第四支渓	D21620580	天見川右3右五(島の谷右第四支渓)	○	○	天見
Ⅱ-216-059	天見川	天見川支川左支渓					天見
Ⅱ-216-060	天見川	天見川支川左支渓					天見
Ⅱ-216-061	天見川	島の谷左支渓					天見
Ⅱ-216-062	天見川	天見川支川左支渓					天見
Ⅱ-216-063	天見川	天見川支川左支渓					天見
Ⅱ-216-064	天見川	天見川支川左支渓					天見
Ⅱ-216-065	天見川	天見川支川左支渓					天見
Ⅱ-216-066	天見川	天見川右支渓	D21620660	天見川右21(天	○	○	天見

土石流危険渓流点検に基づく土石流危険渓流（平成 15 年 3 月公表）			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域（現象：土石流）（平成 25 年 10 月 1 日現在）				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
				見川右支渓）			
Ⅱ-216-067	天見川	天見川右支渓	D21620670	天見川右 22（天見川右支渓）	○	○	天見
Ⅱ-216-068	天見川	天見川支渓					天見
Ⅱ-216-069	天見川	大蛇谷	D21620690	天見川左 21（大蛇谷）	○	○	天見
Ⅱ-216-070	天見川	天見川第二支渓	D21620700	天見川左 20（天見川第ニ支渓）	○	○	天見
Ⅱ-216-071	天見川	天見川第三支渓	D21620710	天見川左 19（天見川第三支渓）	○		天見
Ⅱ-216-072	天見川	天見川左支渓	D21620720	天見川左 18（天見川左支渓）	○		天見
Ⅱ-216-073	天見川	天見川左支渓	D21620730	天見川左 1（天見川左支渓）	○	○	天見
Ⅱ-216-074	天見川	天見川左支渓					天見
Ⅱ-216-075	天見川	天見川支川右支渓					天見
Ⅱ-216-076	天見川	流谷川第一支渓					天見
Ⅱ-216-077	天見川	流谷川右支渓					流谷
Ⅱ-216-078	天見川	流谷川右支渓					流谷
Ⅱ-216-079	天見川	流谷川					流谷
Ⅱ-216-080	天見川	流谷川左支渓					流谷
Ⅱ-216-081	天見川	天見川支川左支渓					天見
Ⅱ-216-082	天見川	天見川第五支渓	D21620820	天見川左 14（天見川第五支渓）	○	○	天見
Ⅱ-216-083	天見川	天見川左支渓					天見
Ⅱ-216-084	天見川	小手谷					天見
Ⅱ-216-085	天見川	天見川左支渓					天見
Ⅱ-216-086	天見川	天見川左支渓					天見
Ⅱ-216-087	天見川	地蔵谷左支渓					清水
Ⅱ-216-088	天見川	天見川左支渓					清水
Ⅱ-216-089	天見川	天見川第八支渓					石仏
Ⅱ-216-090	天見川	神納東谷					清水
Ⅱ-216-091	加賀田川	加賀田川支川左支渓					唐久谷
Ⅱ-216-092	加賀田川	加賀田川支川左支渓					唐久谷
Ⅱ-216-093	加賀田川	加賀田川右支渓					加賀田
Ⅱ-216-094	加賀田川	加賀田川右支渓					加賀田
Ⅱ-216-095	加賀田川	第三支渓					加賀田
Ⅱ-216-096	加賀田川	加賀田川右支渓					加賀田
Ⅱ-216-097	加賀田川	加賀田川右支渓					加賀田
Ⅱ-216-098	加賀田川	第一支川					加賀田
Ⅱ-216-099	加賀田川	唐久谷支渓					加賀田
Ⅱ-216-100	加賀田川	加賀田川左支渓					加賀田
Ⅱ-216-101	加賀田川	加賀田川左支渓					加賀田
Ⅱ-216-102	加賀田川	加賀田川左支渓					加賀田
Ⅱ-216-103	加賀田川	加賀田川左支渓					加賀田
Ⅱ-216-104	石川	石川右支渓					日野
Ⅱ-216-105	石川	石川右支渓					日野
Ⅱ-216-106	石川	石川右支渓					日野
Ⅱ-216-107	石川	石川右支渓					日野
Ⅱ-216-108	石川	石川右支渓					日野
Ⅱ-216-109	石川	大向谷					滝畑
Ⅱ-216-110	石川	横谷川右支渓					滝畑
Ⅱ-216-111	石川	横谷					滝畑
Ⅱ-216-112	石川	横谷川左支渓					滝畑
Ⅱ-216-113	石川	横谷川左支渓					滝畑
Ⅱ-216-114	石川	横谷川左支渓					滝畑

土石流危険渓流点検に基づく土石流危険渓流（平成 15 年 3 月公表）			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域（現象：土石流）（平成 25 年 10 月 1 日現在）				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
Ⅱ-216-115	石川	滝畑ダム右支渓					滝畑
Ⅱ-216-116	石川	滝畑ダム左支渓					滝畑
Ⅱ-216-117	石川	石川左支渓					滝畑
Ⅱ-216-118	石川	石川左支渓					滝畑
Ⅱ-216-119	石川	石川左支渓					滝畑
Ⅱ-216-120	天野川	天野川左支渓					滝畑
Ⅲ-216-001	石見川	石見川右支渓					鳩原
Ⅲ-216-002	石見川	石見川右支渓					太井
Ⅲ-216-003	石見川	石見川右支渓					小深
Ⅲ-216-004	石見川	石見川支川右支渓					小深
Ⅲ-216-005	石見川	石見川支川右支渓					小深
Ⅲ-216-006	石見川	石見川支川右支渓					小深
Ⅲ-216-007	石見川	大住谷					小深
Ⅲ-216-008	石見川	石見川右支渓					小深
Ⅲ-216-009	石見川	石見川右支渓					石見川
Ⅲ-216-010	石見川	石見川左支渓					石見川
Ⅲ-216-011	石見川	石見川左支渓					小深
Ⅲ-216-012	石見川	石見川左支渓					小深
Ⅲ-216-013	石見川	石見川左支渓					小深
Ⅲ-216-014	石見川	石見川左支渓					小深
Ⅲ-216-015	石見川	石見川左支渓					小深
Ⅲ-216-016	天見川	天見川支川右支渓					岩瀬
Ⅲ-216-017	天見川	天見川支川右支渓					岩瀬
Ⅲ-216-018	天見川	才ノ神谷右支渓					岩瀬
Ⅲ-216-019	天見川	才ノ神谷					岩瀬
Ⅲ-216-020	天見川	天見川支川左支渓					岩瀬
Ⅲ-216-021	天見川	天見川支川左支渓					岩瀬
Ⅲ-216-022	天見川	天見川右支渓					天見
Ⅲ-216-023	天見川	天見川右支渓					天見
Ⅲ-216-024	天見川	天見川右支渓					天見
Ⅲ-216-025	天見川	島の谷右支渓	D21630250	天見川右 3 右六（島の谷右支渓）	○	○	天見
Ⅲ-216-026	天見川	島の谷	D21630260	天見川右 3(島の谷)	○	○	天見
Ⅲ-216-027	天見川	島の谷左支渓	D21630270	天見川右 3 左十（島の谷左支渓）	○	○	天見
Ⅲ-216-028	天見川	島の谷左支渓	D21630280	天見川右 3 左九（島の谷左支渓）	○	○	天見
Ⅲ-216-029	天見川	島の谷左支渓	D21630290	天見川右 3 左八（島の谷左支渓）	○	○	天見
Ⅲ-216-030	天見川	流谷川右支渓					天見
Ⅲ-216-031	天見川	流谷川右支渓					天見
Ⅲ-216-032	天見川	流谷川左支渓					流谷
Ⅲ-216-033	加賀田川	中山谷					加賀田
Ⅲ-216-034	加賀田川	タカツカ谷					高向
Ⅲ-216-035	石川	石川右支渓					日野
Ⅲ-216-036	石川	石川右支渓					日野
Ⅲ-216-037	石川	森谷					滝畑
Ⅲ-216-038	石川	石川右支渓					滝畑
Ⅲ-216-039	石川	石川					滝畑
Ⅲ-216-040	石川	石川支川右支渓					滝畑
Ⅲ-216-041	石川	石川支川					滝畑
Ⅲ-216-042	石川	石川左支渓					滝畑
Ⅲ-216-043	石川	石川左支渓					滝畑
Ⅲ-216-044	石川	石川左支渓					滝畑
Ⅲ-216-045	天見川	流谷川第六支渓					日野

地すべり危険箇所、地すべり防止区域および土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表

地すべり危険箇所点検に基づく地すべり危険箇所（平成15年3月公表）		地すべり等防止法の規定による指定区域（平成25年10月1日現在）	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域（現象：地すべり）（平成25年10月30日現在）				所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
89	日野	末広川右第二支渓					日野
90	小塩町						小塩町
91	石仏						美加の台１丁目
92	神ケ丘						神ガ丘
93	寺元						河内寺
94	鳩原						寺元
95	滝尻						滝畑
96	加賀田						日野
97	中山						加賀田
98	中の組						加賀田
99	上の組						加賀田
100	石見川						石見川
101	東ノ村						滝畑
102	滝畑						滝畑
138	上久保						小塩町

急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）一覧表

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく急傾斜地崩壊危険箇所（平成15年3月公表）		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定による指定区域（平成20年3月25日現在）	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域（現象：急傾斜地の崩壊）（平成25年10月1日現在）				所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
11216327	松ヶ丘西(2)						松ヶ丘西町
11216328	市町(1)		K21601200	市町(1)	○	○	市町
11216329	市町(2)		K21601210	市町(2)	○	○	市町
11216330	谷(1)	谷(1)					小山田町
11216331	谷(2)	谷(2)					小山田町
11216332	小山田町(2)		K21601220	小山田町(2)A	○	○	小山田町
11216333	西ノ山(1)		K21601290	西ノ山(1)	○	○	昭栄町
11216334	西ノ山(2)		K21601300	西ノ山(2)	○	○	寿町
11216335	末広(1)	末広(1)	K21602800	末広(1)	○	○	末広町
11216336	末広(2)		K21601381	末広(2)-1	○	○	末広町
11216337	河合寺(1)						河合寺
11216338	河合寺(2)	河合寺(2)					河合寺
11216339	喜多		K21601340	喜多	○		喜多町
11216340	大師(2)						大師町
11216341	水落		K21601460	水落	○		上原町水落
11216342	下里	下里					下里町
11216343	門前(1)		K21601660	門前(1)	○		天野町
11216344	門前(2)		K21601670	門前(2)	○		天野町
11216345	門前(3)		K21601680	門前(3)	○		天野町
11216346	門前(4)		K21601690	門前(4)	○		天野町
11216347	高瀬		K21601700	高瀬	○		天野町
11216348	旭ヶ丘		K21601760	旭ヶ丘	○		旭ヶ丘
11216349	西峯		K21601770	西峯	○		西峯
11216350	三日市町		K21601480	三日市町	○		三日市町
11216351	東片添(1)		K21601510	東片添(1)	○		東片添町
11216352	東片添(2)		K21601520	東片添(2)	○		東片添町
11216353	葛野		K21601560	葛野	○		葛野
11216354	寺元(1)	寺元	K21603220	寺元(1)A	○		寺元
11216355	寺元(2)	寺元					寺元
11216356	寺元(3)		K21601530	寺元(3)A	○		寺元

急傾斜地崩壊危険箇所 点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律の規 定による指定区域 (平成20年3月25日現在)	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する 法律の規定による指定区域 (現象：急傾斜地の崩壊) (平成25年10月1日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
11216358	東部(1)	東部(1)					加賀田
11216359	東部(2)	東部(2)					加賀田
11216360	大矢船						大矢船北町
11216361	加賀田						大矢船中町
11216362	向浦		K21601890	向浦	○		日野
11216363	滝畑(1)						滝畑
11216364	滝畑(2)						滝畑
11216365	西の村(1)						滝畑
11216366	西の村(2)						滝畑
11216367	清水(1)		K21600840	清水(1)	○	○	清水
11216368	清水(2)		K21600850	清水(2)	○	○	清水
11216369	清水(3)						清水
11216370	岩瀬						岩瀬
11216371	唐久谷						唐久谷
11216372	天見(1)		K21603240	天見(1)	○	○	天見
11216373	天見(2)		K21603331	天見(2)-1	○	○	天見
11216374	出合(1)	出合(1)	K21603250	出合(1)	○	○	天見
11216375	出合(2)		K21603271	出合(2)-1	○	○	天見
11216376	出合(3)						天見
11216377	流谷(1)						流谷
11216378	流谷(2)						流谷
11216379	島の谷上	島の谷上	K21603030	島の谷上	○	○	天見
11216380	小深(1)						小深
11216381	小深(2)						小深
11216382	小深(3)						小深
11216383	石見川(1)	石見川(1)					石見川
11216384	石見川(2)		K21603560	石見川(2)	○	○	石見川
11216658	喜多町(1)		K21601350	喜多町(1)	○		喜多町
11216659	喜多町(2)		K21601360	喜多町(2)	○		喜多町
11216660	寿町		K21601310	寿町	○	○	寿町
11216661	天野町		K21601570	天野町	○		天野町
11216822	市町(3)		K21602191	市町(3)-1	○	○	市町
11216823	小塩町(1)						小塩町
12216049	河合寺		K21601390	河合寺	○	○	河合寺
21216675	木戸東町(1)		K21601180	木戸東町(1)	○		木戸東町
21216676	荘園町(1)		K21602580	荘園町(1)	○	○	荘園町
21216677	小山田(3)		K21601230	小山田(3)	○	○	小山田町
21216678	小山田(4)		K21602400	小山田(4)	○	○	小山田町
21216679	小山田(5)		K21601240	小山田(5)	○	○	小山田町
21216680	小山田(6)		K21601250	小山田(6)	○	○	小山田町
21216681	小山田(7)		K21601260	小山田(7)B	○		小山田町
21216682	河合寺(3)						末広町
21216683	河合寺(4)						河合寺
21216684	河合寺(5)						河合寺
21216685	西之山町(1)		K21601280	西之山町(1)	○	○	西之山町
21216686	昭栄町(1)						西之山町
21216687	錦町(1)		K21601330	錦町(1)	○		錦町
21216688	上原町(1)		K21602650	上原西町(1)	○	○	上原西町
21216689	寺元(4)		K21601540	寺元(4)A	○		寺元
21216690	寺元(6)		K21601550	寺元(6)A	○		寺元
21216691	神ガ丘(1)		K21601780	神ガ丘(1)	○		神ガ丘
21216692	神ガ丘(2)		K21601790	神ガ丘(2)	○		神ガ丘
21216693	神ガ丘(3)		K21601800	神ガ丘(3)	○		神ガ丘
21216694	神ガ丘(4)		K21601810	神ガ丘(4)	○		神ガ丘

急傾斜地崩壊危険箇所 点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律の規 定による指定区域 (平成20年3月25日現在)	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する 法律の規定による指定区域 (現象：急傾斜地の崩壊) (平成25年10月1日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
21216695	神ガ丘(5)		K21601820	神ガ丘(5)	○		神ガ丘
21216696	神ガ丘(6)		K21601830	神ガ丘(6)	○		神ガ丘
21216697	神ガ丘(7)		K21601840	神ガ丘(7)	○		神ガ丘
21216698	加賀田(2)						加賀田
21216699	加賀田(3)						加賀田
21216700	加賀田(4)						加賀田
21216701	加賀田(5)						加賀田
21216702	加賀田(6)						加賀田
21216703	加賀田(7)						加賀田
21216704	加賀田(8)						加賀田
21216705	加賀田(9)						加賀田
21216706	加賀田(10)						加賀田
21216707	加賀田(11)						加賀田
21216708	加賀田(12)						加賀田
21216709	加賀田(13)						加賀田
21216710	加賀田(14)						加賀田
21216711	加賀田(15)						加賀田
21216712	加賀田(16)						加賀田
21216713	加賀田(17)						加賀田
21216714	加賀田(18)						加賀田
21216715	加賀田(19)						加賀田
21216716	喜多町(3)						喜多町
21216717	上田町(1)		K21601470	上田町(1)	○		上田町
21216718	上田町(2)						上田町
21216719	小塩町(2)		K21601500	小塩町(2)	○		小塩町
21216720	高向(1)		K21601710	高向(1)	○		高向
21216721	高向(2)		K21601720	高向(2)	○		高向
21216722	高向(3)		K21601730	高向(3)	○		高向
21216723	高向(4)						高向
21216724	高向(5)		K21601740	高向(5)	○		高向
21216725	高向(7)		K21601750	高向(7)	○		高向
21216726	下里(2)		K21601430	下里(2)	○		下里町
21216727	下里(3)		K21601440	下里(3)	○		下里町
21216728	下里(4)		K21601450	下里(4)	○		下里町
21216729	天野町(2)		K21601580	天野町(2)	○		天野町
21216730	天野町(3)		K21601590	天野町(3)	○		天野町
21216731	天野町(4)		K21601600	天野町(4)	○		天野町
21216732	天野町(5)		K21601610	天野町(5)	○		天野町
21216733	天野町(6)		K21601620	天野町(6)	○		天野町
21216734	天野町(7)		K21601630	天野町(7)	○		天野町
21216735	天野町(8)		K21601640	天野町(8)-1	○		天野町
			K21601650	天野町(8)-2	○		
21216736	鳩原(1)		K21603680	鳩原(1)A	○	○	鳩原
21216737	鳩原(2)		K21603740	鳩原(2)A	○	○	鳩原
21216738	鳩原(3)		K21603760	鳩原(3)A	○	○	鳩原
21216739	鳩原(4)		K21603790	鳩原(4)	○	○	鳩原
21216740	鳩原(5)		K21603780	鳩原(5)	○	○	鳩原
21216741	鳩原(6)		K21603830	鳩原(6)	○	○	鳩原
21216742	鳩原(7)		K21603840	鳩原(7)	○	○	鳩原
21216743	石仏(1)		K21601930	石仏(1)	○		石仏
21216744	日野(1)		K21601850	日野(1)	○		日野
21216745	日野(2)		K21601860	日野(2)	○		日野
21216746	日野(4)		K21601870	日野(4)	○		日野
21216747	日野(6)		K21601880	日野(6)	○		日野
21216748	小深(4)						小深

急傾斜地崩壊危険箇所 点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律の規 定による指定区域 (平成20年3月25日現在)	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する 法律の規定による指定区域 (現象：急傾斜地の崩壊) (平成25年10月1日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
21216749	小深(5)						小深
21216750	岩瀬(2)						岩瀬
21216751	太井(1)						太井
21216752	太井(2)						太井
21216753	太井(3)						太井
21216754	清水(4)						清水
21216755	清水(5)						清水
21216756	清水(6)						清水
21216757	清水(7)						清水
21216758	清水(8)						清水
21216759	清水(9)						清水
21216760	清水(10)						清水
21216761	南青葉台(1)		K21601940	南青葉台(1)	○		南青葉台
21216762	大矢船中町		K21601910	大矢船中町	○		大矢船中町
21216763	大矢船南町(1)		K21601920	大矢船南町(1)	○		大矢船南町
21216764	天見(6)		K21603531	天見(6)-1	○	○	天見
21216765	天見(7)		K21603490	天見(7)	○	○	天見
21216766	天見(8)						天見
21216767	天見(9)		K21602981	天見(9)-1	○	○	天見
21216768	天見(10)		K21602960	天見(10)	○	○	天見
21216769	天見(11)		K21603400	天見(11)	○	○	天見
21216770	天見(12)		K21603430	天見(12)	○	○	天見
21216771	唐久谷(2)						唐久谷
21216772	唐久谷(3)						唐久谷
21216773	滝畑(3)						滝畑
21216774	滝畑(4)						滝畑
21216775	滝畑(5)						滝畑
21216776	滝畑(7)						滝畑
21216777	滝畑(8)						滝畑
21216778	滝畑(9)						滝畑
21216779	滝畑(10)						滝畑
21216780	滝畑(11)						滝畑
21216781	滝畑(12)						滝畑
21216782	滝畑(13)						滝畑
21216783	滝畑(14)						滝畑
21216784	流谷(4)						流谷
21216785	流谷(5)						流谷
21216786	流谷(3)						流谷
22216067	小山田町(8)						小山田町
31216131	木戸東町						木戸東町
31216132	市町(4)		K21602201	市町(4)-1	○	○	市町
31216133	小山田町(3)		K21602020	小山田町(3)A	○	○	小山田町
31216134	小山田町(4)		K21602340	小山田町(4)A	○	○	小山田町
31216135	小山田町(5)		K21600730	小山田町(5)	○	○	小山田町
31216136	小山田町(6)		K21600740	小山田町(6)	○	○	小山田町
31216137	小山田町(7)		K21602660	小山田町(7)A	○	○	小山田町
31216138	寿町(1)		K21600720	小山田町(4)	○	○	小山田町
31216139	向野町						向野町
31216140	寺元(7)						寺元

急傾斜地崩壊危険箇所 点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律の規 定による指定区域 (平成20年3月25日現在)	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する 法律の規定による指定区域 (現象：急傾斜地の崩壊) (平成25年10月1日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
31216141	天野町(9)		K21600010	天　野　町 (9)	○	○	下里町
31216142	天野町(10)		K21600081	天　野　町 (18)	○	○	天野町
			K21600082	天　野　町 (19)	○	○	天野町
31216143	天野町(11)		K21600100	天　野　町 (11)	○	○	天野町
31216144	天野町(12)		K21600140	天　野　町 (12)	○	○	天野町
31216145	天野町(13)						天野町
31216146	日野						日野
31216147	南花台八丁目						南花台八丁目
31216148	南花台五丁目						南花台五丁目
31216149	東片添町						東片添町
31216150	北青葉台						北青葉台
31216151	美加の台二丁目						美加の台二丁目
31216152	美加の台四丁目						美加の台四丁目
31216153	清水(11)						清水
31216154	天見(3)						天見
31216155	天見(4)		K21603470	天見(4)	○	○	天見
32216004	小山田町(8)						小山田町
32216005	清水(12)						清水
32216006	加賀田(1)						加賀田
			K21600030	天　野　町 (14)	○	○	天野町
			K21600050	天　野　町 (15)	○	○	天野町
			K21600060	天　野　町 (16)	○	○	天野町
			K21600070	天　野　町 (17)	○	○	天野町
			K21600110	天　野　町 (20)	○	○	天野町
			K21600130	天　野　町 (21)	○	○	天野町
			K21600150	天　野　町 (22)	○	○	天野町
			K21600160	天　野　町 (23)	○	○	天野町
			K21600190	天　野　町 (25)	○	○	天野町
			K21600200	天　野　町 (26)	○	○	天野町
			K21600210	天　野　町 (27)	○	○	天野町
			K21600230	天　野　町 (28)	○	○	天野町
			K21600240	天　野　町 (29)	○	○	天野町
			K21600250	天　野　町 (30)	○	○	天野町
			K21600270	天　野　町 (31)	○	○	天野町

急傾斜地崩壊危険箇所 点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 （平成15年3月公表）		急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律の規 定による指定区域 （平成20年3月25日現在）	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する 法律の規定による指定区域 （現象：急傾斜地の崩壊） （平成25年10月1日現在）				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
			K21600310	日野（8）	○	○	日野
			K21600320	日野（9）	○	○	日野
			K21600330	日野（10）	○	○	日野
			K21600340	日野（11）	○	○	日野
			K21600360	日野（12）	○	○	日野
			K21600370	日野（13）	○	○	日野
			K21600410	日野（17）	○	○	日野
			K21600420	日野（18）	○	○	日野
			K21600450	日野（21）	○	○	日野
			K21600460	日野（22）	○	○	日野
			K21600470	日野（23）	○	○	日野
			K21600480	日野（24）	○	○	日野
			K21600500	日野（26）	○	○	日野
			K21600520	日野（28）	○	○	日野
			K21600530	日野（29）	○	○	日野
			K21600540	日野（30）	○	○	日野
			K21600550	日野（31）	○	○	日野
			K21600600	日野（36）	○	○	日野
			K21600610	河合寺（1）	○	○	河合寺
			K21600620	河合寺（2）	○	○	河合寺
			K21600630	河合寺（3）	○	○	河合寺
			K21600640	寺元（1）	○	○	寺元
			K21600650	寺元（2）	○	○	寺元
			K21600660	寺元（3）	○	○	寺元
			K21600670	寺元（4）	○	○	寺元
			K21600680	東片添町（1）	○	○	東片添町
			K21600690	小山田町（1）	○	○	小山田町
			K21600700	小山田町（2）	○	○	小山田町
			K21600710	小山田町（3）	○	○	小山田町
			K21600750	小山田町（7）	○	○	小山田町
			K21600760	小山田町（8）	○	○	小山田町
			K21600770	下里（1）	○	○	下里町
			K21600780	天野町（50）	○	○	天野町
			K21600790	岩瀬（1）	○	○	岩瀬
			K21600800	中片添町	○	○	中片添町
			K21600810	神ガ丘	○	○	岩瀬
			K21600820	岩瀬（2）	○	○	岩瀬
			K21600830	石仏	○	○	石仏
			K21600860	岩瀬（3）	○	○	岩瀬
			K21600870	清水（3）	○	○	清水
			K21600880	清水（4）	○	○	清水
			K21600890	清水（5）	○	○	清水
			K21600900	清水（6）	○	○	清水
			K21600920	清水（8）	○	○	清水
			K21600930	清水（9）	○	○	清水
			K21600940	清水（10）	○	○	清水
			K21600950	清水（11）	○	○	清水
			K21600910	清水（14）	○	○	清水
			K21600960	岩瀬（4）	○	○	岩瀬

急傾斜地崩壊危険箇所 点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 （平成15年3月公表）		急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律の規 定による指定区域 （平成20年3月25日現在）	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する 法律の規定による指定区域 （現象：急傾斜地の崩壊） （平成25年10月1日現在）				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
			K21600970	岩瀬（5）	○	○	岩瀬
			K21600980	岩瀬（6）	○	○	岩瀬
			K21600990	岩瀬（7）	○	○	岩瀬
			K21601000	岩瀬（8）	○	○	岩瀬
			K21601010	岩瀬（9）	○	○	岩瀬
			K21601020	岩瀬（10）	○	○	岩瀬
			K21601030	清水（12）	○	○	清水
			K21601040	清水（13）	○	○	清水
			K21601050	天見(3)	○	○	天見
			K21601060	寺元（5）	○	○	寺元
			K21601070	寺元（6）	○	○	寺元
			K21601080	寺元（7）	○	○	寺元
			K21601090	鳩原（1）	○	○	鳩原
			K21601100	鳩原（2）	○	○	鳩原
			K21601110	鳩原（3）	○	○	鳩原
			K21601120	鳩原（8）	○	○	鳩原
			K21601130	鳩原（9）	○	○	鳩原
			K21601140	鳩原（10）	○	○	鳩原
			K21601150	太井（4）	○	○	太井
			K21601160	小深（6）	○	○	小深
			K21601170	太井（5）	○	○	太井
			K21601370	喜多町（3）	○		喜多町
			K21601490	小塩町（1）	○		小塩町
			K21601900	大矢船	○		大矢船北町
			K21601950	松ヶ丘中町	○	○	松ヶ丘中町
			K21601960	松ヶ丘西町（1）	○	○	松ヶ丘西町
			K21601980	木戸三丁目	○	○	木戸三丁目
			K21601990	木戸東町（2）	○	○	木戸東町
			K21602000	木戸東町（3）	○	○	木戸東町
			K21602050	小山田町（11）	○	○	小山田町
			K21602060	小山田町（12）	○	○	小山田町
			K21602070	小山田町（13）	○	○	小山田町
			K21602080	小山田町（14）	○	○	小山田町
			K21602090	小山田町（15）	○	○	小山田町
			K21602100	小山田町（16）	○	○	小山田町
			K21602110	木戸1丁目（1）	○	○	木戸1丁目
			K21602192	市町（3）－2	○	○	市町
			K21602202	市町（4）－2	○	○	市町
			K21602210	市町（5）	○	○	市町
			K21602220	市町（6）	○	○	市町
			K21602230	市町（7）	○	○	市町
			K21602240	市町（8）	○	○	市町
			K21602250	市町（9）	○	○	市町
			K21602280	市町（12）	○	○	市町
			K21601190	松ヶ丘西	○	○	松ヶ丘西

急傾斜地崩壊危険箇所 点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 （平成15年3月公表）		急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律の規 定による指定区域 （平成20年3月25日現在）	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する 法律の規定による指定区域 （現象：急傾斜地の崩壊） （平成25年10月1日現在）				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
				(2)			
			K21602860	小山田町 (17)	○	○	小山田町
			K21602420	小山田町 (30)	○	○	小山田町
			K21602430	小山田町 (31)	○	○	小山田町
			K21602450	小山田町 (33)	○	○	小山田町
			K21602460	小山田町 (34)	○	○	小山田町
			K21602470	小山田町 (35)	○	○	小山田町
			K21602480	小山田町 (36)	○	○	小山田町
			K21602530	小山田町 (41)	○	○	小山田町
			K21602880	小山田町 (43)	○	○	小山田町
			K21602920	小山田町 (44)	○	○	小山田町
			K21602550	原町2丁目 (1)	○	○	原町2丁目
			K21602560	原町2丁目 (2)	○	○	原町2丁目
			K21602570	原町2丁目 (3)	○	○	原町2丁目
			K21601270	小山田町 (8) A	○	○	小山田町
			K21602370	小山田町 (25)	○	○	小山田町
			K21602950	小山田町 (28)	○	○	小山田町
			K21602380	小山田町 (26)	○	○	小山田町
			K21602540	小山田町 (42)	○	○	小山田町
			K21602590	荘園町 (2)	○	○	荘園町
			K21602310	小山田町 (19)	○	○	小山田町
			K21602320	小山田町 (20)	○	○	小山田町
			K21602330	小山田町 (21)	○	○	小山田町
			K21602930	小山田町 (45)	○	○	小山田町
			K21602360	小山田町 (24)	○	○	小山田町
			K21602870	小山田町 (18)	○	○	小山田町
			K21602390	小山田町 (27)	○	○	小山田町
			K21602410	小山田町 (29)	○	○	小山田町
			K21602940	小山田町 (46)	○	○	小山田町
			K21602440	小山田町 (32)	○	○	小山田町
			K21602490	小山田町	○	○	小山田町

急傾斜地崩壊危険箇所 点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 （平成15年3月公表）		急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律の規 定による指定区域 （平成20年3月25日現在）	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する 法律の規定による指定区域 （現象：急傾斜地の崩壊） （平成25年10月1日現在）				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
				(37)			
			K21602500	小山田町 (38)	○	○	小山田町
			K21602510	小山田町 (39)	○	○	小山田町
			K21602520	小山田町 (40)	○	○	小山田町
			K21602600	原町ニ丁目 (4)	○	○	原町ニ丁目
			K21602620	寿町（1）	○	○	寿町
			K21602630	河合寺 (17)	○	○	河合寺
			K21602640	河合寺 (18)	○	○	河合寺
			K21602670	大師町 (1)	○	○	大師町
			K21602680	向野町 (1)	○	○	向野町
			K21602690	向野町 (2)	○	○	向野町
			K21602700	河合寺 (19)	○	○	河合寺
			K21602710	河合寺 (8)	○	○	河合寺
			K21602720	河合寺 (9)	○	○	河合寺
			K21602730	河合寺 (10)	○	○	河合寺
			K21602740	河合寺 (11)	○	○	河合寺
			K21602750	河合寺 (12)	○	○	河合寺
			K21601420	河合寺 (16)	○	○	河合寺
			K21602760	河合寺 (13)	○	○	河合寺
			K21601382	末広（2）－ 2	○	○	末広町
			K21601383	末広（2）－ 3	○	○	末広町
			K21601400	河合寺 (1) A	○	○	末広町
			K21601410	河合寺 (3) A	○	○	末広町
			K21602770	古野町 (1)	○	○	古野町
			K21602780	本多町 (1)	○	○	本多町
			K21602790	菊水町 (1)	○	○	菊水町
			K21602810	末広町 (2)	○	○	末広町
			K21602820	末広町 (3)	○	○	末広町
			K21602830	末広町 (4)	○	○	末広町
			K21602850	河合寺 (15)	○	○	河合寺
			K21602890	末広町 (5)	○	○	末広町

急傾斜地崩壊危険箇所 点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 （平成15年3月公表）		急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律の規 定による指定区域 （平成20年3月25日現在）	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する 法律の規定による指定区域 （現象：急傾斜地の崩壊） （平成25年10月1日現在）				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
			K21602920	天見（13）	○	○	天見
			K21602930	天見（14）	○	○	天見
			K21602940	天見（15）	○	○	天見
			K21602950	天見（16）	○	○	天見
			K21602970	天見（17）	○	○	天見
			K21602982	天見（9）－2	○	○	天見
			K21602983	天見（9）－3	○	○	天見
			K21602990	天見（18）	○	○	天見
			K21603000	天見（19）	○	○	天見
			K21603010	天見（20）	○	○	天見
			K21603020	天見（21）	○	○	天見
			K21603040	天見（22）	○	○	天見
			K21603050	天見（23）	○	○	天見
			K21603060	天見（24）	○	○	天見
			K21603070	天見（25）	○	○	天見
			K21603080	天見（26）	○	○	天見
			K21603090	天見（27）	○	○	天見
			K21603100	天見（28）	○	○	天見
			K21603110	天見（29）	○	○	天見
			K21603120	天見（30）	○	○	天見
			K21603130	天見（31）	○	○	天見
			K21603140	天見（32）	○	○	天見
			K21603150	天見（33）	○	○	天見
			K21603160	天見（34）	○	○	天見
			K21603170	天見（35）	○	○	天見
			K21603180	寺元（8）	○	○	寺元
			K21603190	寺元（9）	○		寺元
			K21603200	寺元（10）	○	○	寺元
			K21603210	寺元（11）	○	○	寺元
			K21601970	松ヶ丘西町（2）	○	○	松ヶ丘西町
			K21602010	自由ヶ丘	○	○	自由ヶ丘
			K21602030	小山田町（9）	○	○	小山田町
			K21602040	小山田町（10）	○	○	小山田町
			K21602120	楠町西（1）	○	○	楠町西
			K21602130	楠町西（2）	○	○	楠町西
			K21602140	楠町西（3）	○	○	楠町西
			K21602150	楠町西（4）	○	○	楠町西
			K21602160	北貴望ヶ丘（1）	○	○	北貴望ヶ丘
			K21602170	北貴望ヶ丘（2）	○	○	北貴望ヶ丘
			K21602180	北貴望ヶ丘（3）	○	○	北貴望ヶ丘
			K21602270	市町（11）	○	○	市町
			K21601230	河合寺（14）	○	○	河合寺
			K21603230	天見（36）	○	○	天見
			K21603260	天見（37）	○	○	天見
			K21603272	出合（2）－2	○	○	天見

急傾斜地崩壊危険箇所 点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 （平成15年3月公表）		急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律の規 定による指定区域 （平成20年3月25日現在）	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する 法律の規定による指定区域 （現象：急傾斜地の崩壊） （平成25年10月1日現在）				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
			K21603273	出合（2）－3	○	○	天見
			K21603280	天見（38）	○	○	天見
			K21603290	天見（39）	○	○	天見
			K21603300	天見（40）	○	○	天見
			K21603310	天見（41）	○	○	天見
			K21603320	天見（42）	○	○	天見
			K21603340	天見（43）	○	○	天見
			K21603332	天見（2）－2	○	○	天見
			K21603350	天見（44）	○	○	天見
			K21603360	天見（45）	○	○	天見
			K21603370	天見（46）	○	○	天見
			K21603380	天見（47）	○	○	天見
			K21603390	天見（48）	○	○	天見
			K21603532	天見（6）－2	○	○	天見
			K21603410	天見（49）	○	○	天見
			K21603420	天見（50）	○	○	天見
			K21603440	天見（51）	○	○	天見
			K21603450	天見（52）	○	○	天見
			K21603460	天見（53）	○	○	天見
			K21603480	天見（54）	○	○	天見
			K21603500	天見（55）	○	○	天見
			K21603510	天見（56）	○	○	天見
			K21603520	天見（57）	○	○	天見
			K21603540	天見（58）	○	○	天見
			K21603550	滝畑（15）	○	○	滝畑
			K21603570	鳩原（11）	○	○	鳩原
			K21603580	鳩原（12）	○	○	鳩原
			K21603590	鳩原（13）	○	○	鳩原
			K21603600	鳩原（14）	○	○	鳩原
			K21603610	鳩原（15）	○	○	鳩原
			K21603620	鳩原（16）	○	○	鳩原
			K21603630	鳩原（17）	○	○	鳩原
			K21603640	鳩原（18）	○	○	鳩原
			K21603650	鳩原（19）	○	○	鳩原
			K21603660	鳩原（20）	○	○	鳩原
			K21603670	鳩原（21）	○	○	鳩原
			K21603690	鳩原（22）	○	○	鳩原
			K21603700	鳩原（23）	○	○	鳩原
			K21603710	鳩原（24）	○	○	鳩原
			K21603720	鳩原（25）	○	○	鳩原
			K21603730	鳩原（26）	○	○	鳩原
			K21603750	鳩原（27）	○	○	鳩原
			K21603770	鳩原（28）	○	○	鳩原
			K21603800	鳩原（29）	○	○	鳩原
			K21603810	鳩原（30）	○	○	鳩原
			K21603820	鳩原（31）	○	○	鳩原
			K21603850	鳩原（32）	○	○	鳩原
			K21603860	鳩原（33）	○	○	鳩原
			K21603870	鳩原（34）	○	○	鳩原
			K21603880	鳩原（35）	○	○	鳩原
			K21603890	鳩原（36）	○	○	鳩原
			K21603900	鳩原（37）	○	○	鳩原
			K21603910	鳩原（38）	○	○	鳩原
			K21401560	向野町	○	○	大字向野町

急傾斜地崩壊危険区域

平成25年12月31日現在

番号	区域名	所在地	指定年月日等
11	谷	小山田町	S.53.3.31(第508号)
21	下里	下里町	S.56.3.6(第275号)
39	東部	加賀田	S.61.2.10(第217号)
85	出合(１)	天見	H.6.3.30(第585号)
86	河合寺(２)	河合寺	H.6.3.30(第586号)
113	石見川(１)	石見川	H.22.7.6(第1239号)
134	寺元	寺元	H.15.8.19(第1435号)
153	末広 (１)	末広町	H.19.1.19(第106号)
156	島の谷	天見	H.19.7.5(第1199号)
160	西の村 (１)	滝畑	H.20.12.24(第2251号)

災害危険区域一覧表

平成25年12月31日現在

番号	区域名	所在地	種別	指定年月日	告示番号	指定の方法
11	谷	小山田町	1種	S53.3.31	508	急傾11
21	下里	下里町	1種	S56.3.6	275	急傾21
49	東部	加賀田	1種	S61.2.10	217	急傾39
94	出合(1)	天見	1種	H6.3.30	585	急傾85
95	河合寺(2)	河合寺	1種	H6.3.30	586	急傾86
121	石見川(2)	石見川	1種	H22.7.6	1239	急傾165
142	寺元	寺元	1種	H15.8.19	1435	急傾134
161	末広 (１)	末広町	1種	H.19.1.19	106	急傾153
164	島の谷	天見	1種	H.19.7.5	1199	急傾156
168	西の村 (１)	滝畑	1種	H.20.12.24	2251	急傾160

山地災害危険地区総括表

(平成25年4月1日現在)

単位：箇所

山腹崩壊 危険地区	地すべり 危険地区	崩壊土砂流出危険 地区	計
99	0	102	201

山腹崩壊危険地区

危険地区番号		位置	危険地区番号		位置
市町村	地区	大字	市町村	地区	大字
１９－	1	河合寺（1）	１９－	46	流谷（4）
１９－	2	河合寺（2）	１９－	47	天見（5）
１９－	3	河合寺（3）	１９－	48	天見（6）
１９－	4	河合寺（4）	１９－	49	天見（7）
１９－	5	神が丘（1）	１９－	50	天野（4）
１９－	6	寺元（1）	１９－	51	天見（8）
１９－	7	寺元（2）	１９－	52	天見（9）
１９－	8	寺元（3）	１９－	53	天見（１０）
１９－	9	神が丘（2）	１９－	54	天見（１１）
１９－	10	神が丘（3）	１９－	55	天見（１２）
１９－	11	寺元（4）	１９－	56	滝畑（4）
１９－	12	寺元（5）	１９－	57	小深（1）
１９－	13	神が丘（4）	１９－	58	小深（2）
１９－	14	神が丘（5）	１９－	59	小深（3）
１９－	15	鳩原（1）	１９－	60	小深（4）
１９－	16	鳩原（2）	１９－	61	小深（5）
１９－	17	鳩原（3）	１９－	62	石見川（1）
１９－	18	鳩原（4）	１９－	63	石見川（2）
１９－	19	鳩原（5）	１９－	64	石見川（3）
１９－	20	天野（1）	１９－	65	小深（6）
１９－	21	天野（2）	１９－	66	天見（１３）
１９－	22	天野（3）	１９－	67	加賀田（4）
１９－	23	石仏（1）	１９－	68	日野（2）
１９－	24	岩瀬（1）	１９－	69	日野（3）
１９－	25	滝畑（1）	１９－	70	寺元（6）
１９－	26	日野（1）	１９－	71	鳩原（6）
１９－	27	石仏（2）	１９－	72	天野（5）
１９－	28	太井（1）	１９－	73	太井（5）
１９－	29	太井（2）	１９－	74	滝畑(5)
１９－	30	太井（3）	１９－	75	石見川（4）
１９－	31	太井（4）	１９－	76	石見川（5）
１９－	32	滝畑（2）	１９－	77	石見川（6）
１９－	33	滝畑（3）	１９－	78	岩瀬（2）
１９－	34	加賀田（1）	１９－	79	天見（１４）
１９－	35	加賀田（2）	１９－	80	天見（１５）
１９－	36	加賀田（3）	１９－	81	流谷（5）
１９－	37	清水	１９－	82	流谷（6）
１９－	38	天見（1）	１９－	83	加賀田（5）
１９－	39	天見（2）	１９－	84	加賀田（6）
１９－	40	天見（3）	１９－	85	滝畑（6）
１９－	41	天見（4）	１９－	86	日野（4）
１９－	42	流谷（1）	１９－	87	日野（5）
１９－	43	流谷（2）	１９－	88	日野（6）
１９－	44	流谷、天見	１９－	89	滝畑（7）
１９－	45	流谷（3）	１９－	90	滝畑（8）
１９－	91	滝畑（9）	１９－	96	滝畑（１４）
１９－	92	滝畑（１０）	１９－	97	滝畑（１５）
１９－	93	滝畑（１１）	１９－	98	河合寺
１９－	94	滝畑（１２）	１９－	99	寺元（7）
１９－	95	滝畑（１３）			

崩壊土砂流出危険地区

危険地区番号		位置	危険地区番号		位置
市町村	地区	大字	市町村	地区	大字
１９－	1	神ヶ丘（１）	１９－	39	滝畑（３１）
１９－	2	神ヶ丘（２）	１９－	40	滝畑（３２）
１９－	3	神ヶ丘（３）	１９－	41	滝畑（３３）
１９－	4	鳩原、大井	１９－	42	滝畑（３４）
１９－	5	日野（１）	１９－	43	滝畑（３５）
１９－	6	清水	１９－	44	滝畑（３６）
１９－	7	日野（２）	１９－	45	滝畑（３７）
１９－	8	日野（３）	１９－	46	滝畑（３８）
１９－	9	滝畑（１）	１９－	47	滝畑（３９）
１９－	10	滝畑（２）	１９－	48	滝畑（４０）
１９－	11	滝畑（３）	１９－	49	滝畑（４１）
１９－	12	滝畑（４）	１９－	50	滝畑（４２）
１９－	13	滝畑（５）	１９－	51	滝畑（４３）
１９－	14	滝畑（６）	１９－	52	加賀田（１）
１９－	15	滝畑（７）	１９－	53	加賀田（２）
１９－	16	滝畑（８）	１９－	54	加賀田（３）
１９－	17	滝畑（９）	１９－	55	加賀田（４）
１９－	18	滝畑（１０）	１９－	56	加賀田（５）
１９－	19	滝畑（１１）	１９－	57	加賀田（６）
１９－	20	滝畑（１２）	１９－	58	加賀田（７）
１９－	21	滝畑（１３）	１９－	59	加賀田（８）
１９－	22	滝畑（１４）	１９－	60	加賀田（９）
１９－	23	滝畑（１５）	１９－	61	加賀田（１０）
１９－	24	滝畑（１６）	１９－	62	加賀田（１１）
１９－	25	滝畑（１７）	１９－	63	唐久谷（１）
１９－	26	滝畑（１８）	１９－	64	唐久谷（２）
１９－	27	滝畑（１９）	１９－	65	唐久谷（３）
１９－	28	滝畑（２０）	１９－	66	唐久谷（４）
１９－	29	滝畑（２１）	１９－	67	唐久谷（５）
１９－	30	滝畑（２２）	１９－	68	唐久谷（６）
１９－	31	滝畑（２３）	１９－	69	清水（１）
１９－	32	滝畑（２４）	１９－	70	清水（２）
１９－	33	滝畑（２５）	１９－	71	天見（１）
１９－	34	滝畑（２６）	１９－	72	天見（２）
１９－	35	滝畑（２７）	１９－	73	天見（３）
１９－	36	滝畑（２８）	１９－	74	天見（４）
１９－	37	滝畑（２９）	１９－	75	流谷
１９－	38	滝畑（３０）	１９－	76	天見（５）
１９－	77	天見（６）	１９－	90	小深（２）
１９－	78	天見（７）	１９－	91	小深（３）
１９－	79	天見（８）	１９－	92	小深（４）
１９－	80	天見（９）	１９－	93	小深（５）
１９－	81	天見（１０）	１９－	94	石見川（１）
１９－	82	天見（１１）	１９－	95	石見川（２）
１９－	83	天見（１２）	１９－	96	石見川（３）
１９－	84	天見（１３）	１９－	97	石見川（４）
１９－	85	岩瀬（１）	１９－	98	石見川（５）
１９－	86	岩瀬（２）	１９－	99	小深（６）
１９－	87	岩瀬（３）	１９－	100	小深（７）
１９－	88	太井	１９－	101	石見川（６）
１９－	89	小深（１）	１９－	102	石見川（７）

宅地造成工事規制区域指定状況

平成25年4月1日現在（単位：ha）

市町村(告示) (施行)	1次指定	2次指定	3次指定	4次指定	5次指定	6次指定	7次指定	8次指定	累計
	S38.4.11	S39.7.9	S43.2.8	S51.3.26	S61.3.24	H5.4.19	H7.3.31	H10.3.31	
	〃	〃	〃	S51.4.1	S61.3.31	H5.5.10	〃	H10.5.1	
河内長野市		1,086	1,770		1,259			250	4,365

10　備蓄関係

資料10-1　緊急給水拠点整備図

配水池　　平成26年1月現在

系統		施設名	容量(m3)
西之山系	1	西之山第1配水池	1,453
	2	西之山第2配水池	3,241
	3	西之山第3配水池	5,000
	4	西之山第4配水池	5,000
	5	西之山第4配水池	5,000
広野系	6	広野配水池	3,000
	7	広野配水池	3,000
	8	広野高区配水池	424
	9	緑ヶ丘配水池	1,290
	10	緑ヶ丘配水池	1,850
	11	高瀬ポンプ場	6
	12	高瀬配水池	30
	13	あかしあ台配水池	540
	14	滝畑配水場	400
	15	滝畑配水場	400
	16	滝畑第1ポンプ室	160
	17	滝畑第2ポンプ室	80
	18	滝畑第3ポンプ室	100
	19	滝畑高区配水池	15
	20	滝畑高区配水池	30
	21	滝畑低区配水池	30
	22	横谷加圧ポンプ室	5
	23	横谷配水池	40
日野系	24	日野配水池	5,700
	25	日野配水池	5,000
	26	日野浄水場ポンプ井	580
	27	南部配水場	880
	28	南部第1配水池	570
	29	南部第2配水池	510
	30	南部第3配水池	550
	31	南部減圧水槽	73
	32	南青葉台配水池	564
	33	北青葉台配水池	719
	34	上加賀田配水池	30
	35	流谷ポンプ室	23
	36	流谷低区配水池	23
	37	流谷高区配水池	30
	38	島の谷ポンプ室	15
	39	島の谷配水池	30
	40	天見ポンプ室	235
	41	岩瀬ポンプ室	100
	42	東部配水場	2,500
	43	東部第1配水池	1,800
	44	東部第2配水池	1,400
	45	東部第3配水池	1,800
	46	東部減圧水槽	100
	47	美加の台減圧水槽	689
	48	南花台減圧水槽	600

系統		施設名	容量(m3)
三日市系		三日市第1配水池	2,080
		三日市第1配水池(ﾎﾟﾝﾌﾟ井)	73
		三日市第2配水池	768
		三日市第2配水池	644
		三日市第3配水池	200
		三日市減圧水槽	24
川上系		石見川配水池	53
		小深配水池	86
		鳩原配水池	77
合計			59,618

緊急遮断弁設置済み

浄水池

系統		施設名	容量(m3)
浄水池	1	西代浄水場	552
	2	三日市浄水場	397
	3	日野浄水場(1／2)	3,416
	4	千代田受水場	2,000
	5	石見川浄水場	69
合計			6,434

◎災害時の水道使用量(推定)
※平成25年12月末人口　112,173人

	災害時使用量	市全体の使用量	用途
災害日より3日間	3ﾘｯﾄﾙ／人	約　337㎥／日	飲料水
4日目以降	20ﾘｯﾄﾙ／人	約　2,243㎥／日	飲料水、洗濯、風呂、医療

◎災害時の確保水量(単純想定)
※災害期間中、浄水場機能が停止
※復旧のための洗管水量を見込まない
※配水池容量の70%を有効容量とする

被害想定項目(無災害施設)	対象人口	確保水量㎥	給水可能日数
全配水池	112,173人	41,733㎥	21.0日分
緊急遮断弁設置配水池	112,173人	21,132㎥	12.0日分

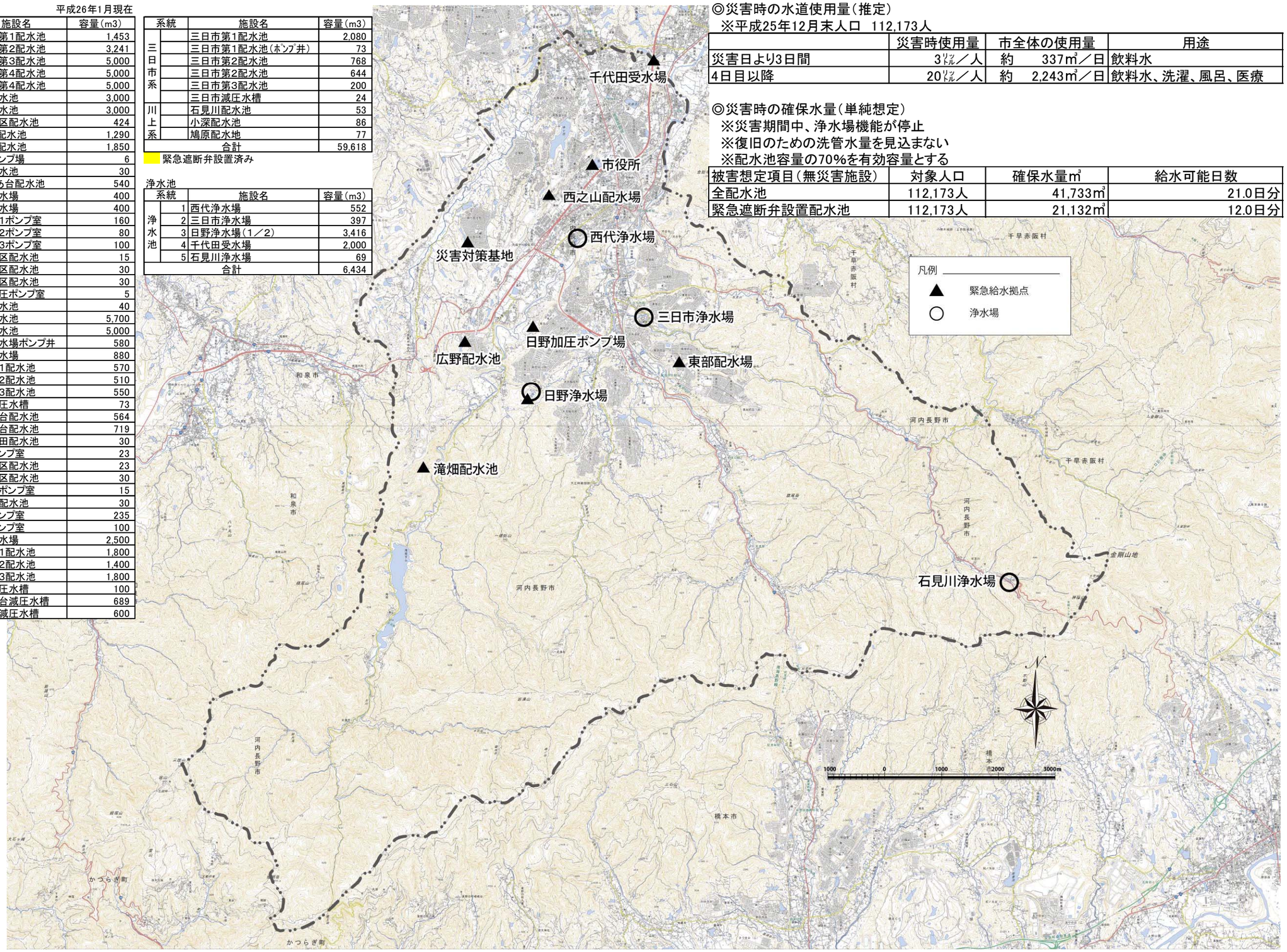

資料10-2　水道災害備品備蓄状況

（平成25年4月1日現在）

資機材の整備状況（災害対策基地）

項目	内容	個数	項目	内容	個数
仕切弁キー	0.9m	4	キャッププライト		2
制水弁キー		1	コードリール		2
キー廻し（プレインゲート）	1.0M	8	吊り下げ帯		3
グランド廻し		4	寝袋		4
引上げ式スタンドパイプ		10	鋼製ワイヤー		2
町野式ホース		4	夜間蛍光たすき		34
木くい		3	荷締機		12
バルブ廻し（二股）	1.5m	7	防水シート		1
止水栓キー		8	工具一式		1
ロープ		9	放水銃		2
スコップ		1	洗管用具（メーター部分）	13㎜	9
かけや		2	洗管用具（メーター部分）	20㎜	6
土のう袋（200枚入り）		2	メーター代用管	13㎜	44
箒		14	メーター代用管	20㎜	45
バール		1	懸垂幕「節水」		1
懐中電灯		16	横断幕「節水」		1
投光器	300W	6			

給水資機材の整備状況（災害対策基地）

項目	内容	個数	項目	内容	個数
高圧給水タンク車（車載型） 【市役所】	2ｔ	1	緊急給水栓（携帯組立型） 【分散保管】	4栓式	8
給水タンク	2ｔ	3	ポリタンク（白）	20ﾘｯﾄﾙ	153
給水タンク	1.8t	1	非常用飲料水袋	6ﾘｯﾄﾙ	3,200
給水タンク（ポリエチレン製）	1t	2	ペットボトル	500ml	13,560
給水タンク（ポリエチレン製）	500ﾘｯﾄﾙ	1			

資料10-3　市備蓄状況及び備蓄目標

重要物資

品　名	H26.3現在数量	備蓄目標	備　考
アルファー化米	16,650食	14,000食	真空パックで湯又は水に戻して食べられるもの ５年間保存可能
乾パン	16,032食	14,000食	100ｇ缶入り、５年間保存可能
高齢者用食	500食	280食	
粉ミルク・哺乳瓶	16缶･147本	147人分	
毛布	4,165枚	4,200枚	真空包装
おむつ	2,856枚	2,100枚	
生理用品	23,016個	23,205個	
簡易トイレ	600基	140基	

その他の物資

品　名	H26.3現在数量	備　考
肌着	665枚	
衣類	500枚	Ｔシャツ
	130枚	トレーナー（下）
タオル	1,150枚	
飲料水袋	2,400袋	６ℓ 用
歯ブラシ	1,000本	
ポケットティッシュ	6,000個	
割り箸	5,000膳	
紙コップ	3,000個	
椀	2,000個	発泡スチロール製
トイレ処理セット	5,160個	

応急資機材

品　名	H26.3現在数量	備　考
発電機	35台	
投光器	85台	
チェーンソー	20台	消防団に配備
万能オノ	100丁	消防団に配備
木杭	180本	φ7.5㎝、長さ1.2m
防水シート	327枚	消防団に配備
土のう袋	95,000枚	
ブルーシート	282枚	
真砂土	0㎥	

資料10-4　大阪府災害用備蓄食糧等一覧

（大阪府HP 大阪府災害用備蓄物資・保管状況一覧　平成25年4月1日現在）

品名	備蓄物資合計	北部拠点	中部拠点	南部拠点	府民センター等
アルファ化米	816,800　食	161,500　食	484,500　食	170,800　食	0　食
長期保存パン	27,500　食	0　食	0　食	27,500　食	0　食
アレルギー対応食※	12,500　食	2,500　食	7,500　食	2,500　食	0　食
高齢者等食	17,200　食	3,000　食	10,000　食	4,200　食	0　食
毛布	578,900　枚	112,550　枚	326,350　枚	130,000　枚	10,000　枚
哺乳瓶	3,900　本	960　本	1,980　本	960　本	0　本
紙おむつ	128,260　枚	11,839　枚	69,937　枚	31,000　枚	15,484　枚
生理用品	1,410,544　個	339,600　個	716,224　個	340,320　個	14,400　個
簡易トイレ	1,700　基	450　基	850　基	400　基	0　基
肌着	42,500　組	3,671　組	26,329　組	12,500　組	0　組
タオル	34,353　枚	0　枚	23,853　枚	0　枚	10,500　枚
ティッシュ	35,600　個	0　個	25,100　個	0　個	10,500　個
飲料水袋	101,900　袋	0　袋	61,900　袋	40,000　袋	0　袋
作業服	584　着	0　着	584　着	0　着	0　着
マスク	525,000　枚	0　枚	525,000　枚	0　枚	枚
ペットボトル水 500ml	164,000　本	0　本	164,000　本	0　本	0　本
移動式仮設風呂	3　式	1　式	1　式	1　式	0　式
かにパン	2,760　袋	メーカー側ランニングストック　三立製菓㈱			
漬物	18　ﾄﾝ	〃　府漬物組合			
粉ミルク	1,152　缶	〃　森永乳業（320g入り）			
	1,320　缶	〃　ビーンスタークスノー（300g入り）			
	3,600　箱	〃　明治乳業(108g入り)			
アレルギー対応粉ミルク	96　缶	〃　ビーンスタークスノー（350g入り）			
	96　缶	〃　明治乳業(850g入り)			

※　厚生労働省省令に基づく表示義務（卵・乳・小麦・そば・落花生・エビ・カニ）及び表示奨励（あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・さけ・さば・大豆・鶏肉・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン・バナナ）とされている特定原材料等を使用していないものをアレルギー対応としている。

○　調達対応

（大阪府地域防災計画　関連資料（平成22年修正）　平成21年4月1日現在）

精米 （５社）	災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定（㈱大阪第一食糧・幸南食糧㈱・幸福米穀㈱・㈱丸三・中山物産㈱）	在庫報告量　510万食 (1,020トン)
災害用医療物資 確保・供給	災害用医療物資確保・供給業務を委託 災害拠点病院（大阪府立急性期・総合医療センターなど12箇所）	推定入院患者の３日分
災害用医薬品等 備蓄・供給	災害用医薬品等備蓄・供給業務を委託 （(一社)大阪府薬剤師会・大阪府医薬品卸協同組合）	推定入院・外来患者の７日分 （上記推定入院患者の３日分を除く）
即席麺 （５社）	り災者用食糧確保を依頼（日清食品㈱・明星食品㈱・ハウス食品㈱・サンヨー食品㈱・エースコック㈱）	依頼食数　305万食
乾パン（三立パン）	り災者用食糧確保を依頼（三立製菓㈱）	依頼食数　9万食
パイクラッカー、ソーダクラッカー	り災者用食糧確保を依頼（明治製菓㈱）	依頼食数　9万食

○　飲料の提供協力
近畿コカ・コーラボトリング、ダイドードリンコ、アサヒ飲料、ジャパンビバレッジ：指定された物流拠点・災害対応型自動販売機の飲料無償提供

○　救助用物資の供給協力
イオン西日本カンパニー、イズミヤ、イトーヨーカ堂、オークワ、関西スーパーマーケット、近商ストア、スーパーナショナル、ダイエー、大丸ピーコック、阪急ニッショーストア、平和堂、ライフコーポレーション、マイカル、イオンマルシェ、万代、コーナン商事、国分グローサーズチェーン、サークルKサンクス、セブン-イレブン・ジャパン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ローソン：保有・調達可能な救助用物資の供給協力

○　備蓄水（大阪府水道部製作）

大阪府備蓄水	高齢者などの災害時用援護者に対する給水活動を強化するため、アルミボトル缶詰備蓄水（490ml）100万本を備蓄	受水市町村　60万本
		府施設　40万本※

災害時の給水には、非常用自家発電設備を備え未送水時でも給水可能な「あんしん給水栓（Aタイプ）」を府内45箇所に設置

※　水道部施設を中心に備蓄。内15万本は危機管理室所管分（中部広域防災拠点６万本、泉北府民センター７万５千本、寝屋川公園８千本、北河内府民センター５千本）

資料10-5　大阪府災害用生活必需品等備蓄一覧

府民センタービル別の備蓄状況
大阪府地域防災計画　関連資料（平成22年修正）
平成21年4月1日現在

センター名	アルファ化米	毛　　布	タ オ ル	ティッシュ	生理用品	紙おむつ	備　　考
	食	枚	枚	個	個	枚	
三　　島	1,000	1,000	1,500	1,500	1,200	860	
豊　　能	1,000	1,000	1,500	1,500	2,400	2,526	
泉　　北	1,000	2,000	1,500	1,500	3,600	4,520	
泉　　南	1,000	1,000	1,500	1,500	0	0	
南　河　内	1,000	1,000	1,500	1,500	2,400	2,526	
中　河　内	1,000	2,000	1,500	1,500	2,400	2,526	
北　河　内	0	2,000	1,500	1,500	2,400	2,526	別途、寝屋川公園にアルファ化米5,000食を備蓄
計	6,000	10,000	10,500	10,500	14,400	15,484	

11　清掃関係

資料11-1　ごみ処理施設

焼　却　場

名　　称　南河内環境事業組合第１清掃工場
所 在 地　富田林市大字甘南備２３４５
処理能力　３００ｔ／日
（平成25年8月現在）

名　　称　南河内環境事業組合第２清掃工場
所 在 地　河内長野市日野１５６４－３
処理能力　１９０ｔ／日
（平成25年8月現在）

資料11-2　市内し尿処理施設

し 尿 処 理 場

名　　称　河内長野市衛生処理場
所 在 地　河内長野市高向２０９２
処理能力　１３２㎥／日
（平成25年8月現在）

12　応援関係

資料12-1　災害時応援協定

官 公 庁

協 定 名	協 定 先	電話番号	締結日	内　　容
災害相互応援協定	中河内及び南河内 9市2町1村 八尾市 東大阪市 富田林市 大阪狭山市 太子町 松原市 河南町 柏原市 羽曳野市 千早赤阪村 藤井寺市	 072-924-3810 06-4309-3130 0721-25-1000 072-366-0011 0721-98-0300 072-337-3151 0721-93-2500 072-972-1529 072-958-1111 0721-72-0081 072-939-1190	H7.8.28 ※H17.2.1 市町合併 による	応援要請に基づく人的・物的支援
災害時における 相互応援協定	五條市	0747-22-4001	H14.7.22	応援要請に基づく人的・物的支援
災害時における 相互応援協定	橋本市	0736-33-1111	H14.7.22	応援要請に基づく人的・物的支援
災害相互応援協定 災害時における 避難者の受け入れにかかる確認書	堺市及び南河内地域 6市2町1村 堺市 富田林市 松原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 太子町 河南町 千早赤阪村	 072-228-7605 0721-25-1000 072-337-3151 072-958-1111 072-939-1190 072-366-0011 0721-98-0300 0721-93-2500 0721-72-0081	H23.9.1 H25.7.1	応援要請に基づく人的・物的支援 避難者の受け入れ支援
災害時における相互応援に関する協定書	多治見市	0752-22-1111	H24.2.27	応援要請に基づく人的・物的支援
米子市及び 河内長野市の 災害時相互応援協定	米子市	0859-23-5328	H24.5.28	応援要請に基づく人的・物的支援
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省 近畿地方整備局	06-6942-1141	H24.10.17	応援要請に基づく人的支援
災害発生時の施設使用に関する協定書	河内長野警察署	0721-54-1234	H25.2.20	河内長野警察署庁舎が損壊した際の代替施設として、市民交流センターを使用する
災害時の人的支援に関する協定	財務省近畿財務局	06-6949-6390	H25.10.4	応援要請に基づく人的支援

物 品 の 供 給

協 定 名	協 定 先	電話番号	締結日	内　　容
災害時における物品の供給協力に関する協定書	河内長野米友会	0721-53-2020	H8.7.8	物品の供給協力
災害時における物品の供給協力に関する協定書	(株)スーパやまもと	0723-37-1300	H8.7.8	物品の供給協力
災害時における物品の供給協力に関する協定書	(株)チェーンストアオークワ	073-425-2481	H8.7.16	物品の供給協力
災害時における物品の供給協力に関する協定書	コーナン商事(株)	072-274-1621	H8.7.24	物品の供給協力
災害時における物品の供給協力に関する協定書	大阪いずみ市民生活協同組合	072-232-5100	H8.7.25 H17.1.21 H20.4.1	物品の供給協力
災害時における物品の供給協力に関する協定書	イズミヤ(株)	06-6657-3323	H8.7.31	物品の供給協力
災害時における物品の供給協力に関する協定書	(株)西友	03-3598-7760	H8.8.2	物品の供給協力
災害時における緊急設備支援に関する協定書	(株)セレスポ	06-6682-8711	H10.1.17 H13.7.10	大災害時に避難所での災害対策に必要なテント設備等を速やかに確保するため
災害時における物品の供給協力に関する協定書	(株)関西スーパーマーケット	072-772-0341	H14.3.1	物品の供給協力
災害時における物品の供給協力に関する協定書	(株)サンプラザ	0721-63-3719	H8.7.26 H19.6.25	物品の供給協力
災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書	Ｊパックス(株)	072-923-1388	H25.6.18	避難所の設営等において必要な物資の調達
災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書	セッツカートン(株)	072-784-6001	H25.6.18	避難所の設営等において必要な物資の調達
災害時における物品の供給協力に関する協定	カネ増製菓㈱	0721-53-5381	H25.8.16	物品の供給協力

応 急 復 旧

協 定 名	協 定 先	電話番号	締結日	内 容
災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	河内長野土木建設協同組合	0721-53-4696	H19.9.5	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業
災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定書	アイシン空調(株)	0721-54-1625	H19.10.25	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業
災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定書	(株)山之内建設	0721-63-0185	H20.3.24	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業
災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定書	(有)緑勢美建	0721-64-0499	H20.3.27	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業
災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	(株)木谷工務店	0721-63-2651	H20.4.9	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業
災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	南大阪建設(株)	0721-63-3687	H20.4.9	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業
災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	(株)建匠	0721-55-6540	H20.4.24	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業
災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	大阪府電気工事工業 羽曳野支部 長野ブロック長 山浦電気商会	0721-52-5095	H20.6.4	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業
災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定書	河内長野造園業組合		H22.6.11	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業

施 設 利 用 等

協 定 名	協 定 先	電話番号	締結日	内 容
災害における緊急対策に関する協定	財団法人自転車センター関西サイクルスポーツセンター	0721-54-3101	H20.4.1	災害時における物品の貸与、施設の使用等に協力を得るため
災害時等における支援協力に関する協定	河内長野ガス(株)	0721-53-3561	H24.5.31	災害時における施設および資機材等の提供他

遺 体 収 容

協 定 名	協 定 先	電話番号	締結日	内　　容
災害時等における協力に関する協定	(株)セルビス(葬儀会館メモリアルホール)	072-223-1199	H22.3.5	多数の被災者(死者も含む)が発生した場合における支援協力
災害時等における協力に関する協定	(株)グリーフサポート(葬儀会館ティア)	0721-53-9200	H22.5.7	多数の被災者(死者も含む)が発生した場合における支援協力

避 難 所 開 設

協 定 名	協 定 先	電話番号	締結日	内　　容
災害時に一時避難所として使用する集会所に関する協定	サニータウン自治会	0721-54-6222	H22.4.1	自治会集会所の一時避難所として使用
覚書	大阪府立長野北高等学校	0721-54-2781	H23.8.10	避難所の鍵の管理に関する覚書
災害時における避難所としての施設使用に関する協定書	清教学園中・高等学校	0721-62-6828	H23.9.21	避難所としての施設使用
災害時における避難所としての施設使用に関する協定書	千代田学園(大阪千代田短期大学/大阪暁光高等学校)	0721-52-4141 0721-53-5281	H23.10.24	避難所としての施設使用
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人博光福祉会(特別養護老人ホーム寿里苑、老人保健施設寿里苑フェリス、寿里苑加賀田デイサービスセンター)	0721-52-3888 0721-62-0700 0721-60-3888	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人楠黄福祉会(特別養護老人ホーム泰昌園)	0721-63-0171	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人天聖会(特定施設入居者生活介護オーパス)	0721-53-5550	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人長野社会福祉事業財団(特別養護老人ホームふれあいの丘、特別養護老人ホームクローバーの丘)	0721-65-1818 0721-60-1100	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営

協 定 名	協 定 先	電話番号	締結日	内　　容
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 聖徳園 （ワークメイト聖徳園）	0721-55-6568	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 生登福祉会 （特別養護老人ホーム生登福祉ケアセンター、美加の台生登福祉ケアセンター）	0721-50-0101 0721-60-0707	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 みなの会 （あまの園）	0721-56-7837	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 あおぞらの会 （ライフサポートあおぞら）	0721-62-8500	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人　生登会 （かわちながの老人保健施設てらもと総合福祉センター）	0721-52-7000	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人 ラポール会 （青山第二病院）	0721-65-0003	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人　仁済会 （滝谷病院）	0721-53-5002	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 慈恵園福祉会 （老人保健施設あかしあ、特別養護老人ホーム慈恵園希望の丘）	0721-56-8500 0721-52-0333	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	（株）チャーム・ケア・ コーポレーション （チャーム河内長野）	0721-69-0531	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	大阪いずみ市民 生活協同組合 （コープアイメゾン河内長野）	0721-60-5011	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 大阪府障害者 福祉事業団 （地域生活総合支援センターきらら）	0721-53-5988	H25.1.24	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営

医 療

協 定 名	協 定 先	電話番号	締結日	内　　容
災害時における 災害対策に関する協定書	独立行政法人 国立病院機構 大阪南医療センター	0721-53-5761	H24.9.24	応急対策及び災害救助の円滑化を図るための協力

情 報

協 定 名	協 定 先	電話番号	締結日	内　　容
災害時等の緊急放送に関する協定	㈱ジェィコムウエスト	06-7897-3006 06-6942-5585 080-5961-0310	H25.7.24	災害時等の緊急放送について
大規模災害発生時の 安否情報確認協定	NTTレゾナント㈱		H25.12.16	J-anpi による安否情報の検索・確認

水 道

協 定 名	協 定 先	電話番号	締結日	内　　容
河内長野市水道事業・ 富田林水道事業の 災害相互応援に関する協定書	富田林市水道事業	0721-25-1000	H22.1.18	相互応援
河内長野市・大阪市水道事業に係る 災害相互応援に関する実施協定書	大阪市水道事業	06-6616-5404	H23.2.16	相互応援
大阪狭山市水道事業・ 河内長野市水道事業の 災害相互応援に関する協定書	大阪狭山市水道事業	072-366-0011	H23.5.31	相互応援

資料12-2　大阪府水道震災対策相互応援協定

大阪広域水道震災対策相互応援協定書

（目的）

第１条 本協定は、大阪府域に地震が発生し水道施設に被害が生じた場合、大阪府地域防災計画に基づき、大阪府域の市町村（大阪市を除く。）の水道事業者、泉北水道企業団、大阪広域水道企業団（以下「各水道事業者」という。）及び大阪府が相互に協力して、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（相互応援体制）

第２条 各水道事業者及び大阪府は、震災時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための相互応援体制として、大阪広域水道震災対策中央本部（以下「中央本部」という。）、大阪広域水道震災対策ブロック本部（以下「ブロック本部」という。）、大阪広域水道震災対策現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。

２　中央本部は、大阪府と連絡を取り合い、協議を行い、相互に協力するものとする。

３　第一項の相互応援体制は、別図のとおりとする。

（中央本部）

第３条 中央本部は、大阪広域水道企業団震災対策本部の構成員、大阪広域水道企業団運営協議会（以下「運営協議会」という。）議長、運営協議会各ブロックの代表者、大阪府健康医療部環境衛生課長、及び中央本部長が指名する者をもって構成する。

２　中央本部長には大阪広域水道企業団副企業長を、中央副本部長には運営協議会議長及び大阪広域水道企業団事業管理部長をもって充てる。

３　中央本部長は中央本部を統括し、中央副本部長はこれを補佐する。

（ブロック本部）

第４条 ブロック本部は、運営協議会各ブロックの主担者、大阪広域水道企業団水道事業所（以下「事業所」という。）の所長、次長及び各課長並びにブロック本部長が指名する者をもって構成する。

２　ブロック本部長には運営協議会各ブロックの代表者を、ブロック副本部長には事業所長を、ブロック本部班長には事業所次長をもって充てる。

３　ブロック本部長はブロック本部を統括し、ブロック副本部長はこれを補佐する。

（現地連絡本部）

第５条 現地連絡本部は、大阪広域水道企業団及び市町村水道等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

２　現地連絡本部長は中央本部長が指名する。

３　現地連絡本部長は現地連絡本部を統括する。

（中央本部等の設置）

第６条　中央本部及びブロック本部は、大阪府域に震度５弱以上の地震が発生した場合は自動的

に設置され、現地連絡本部は、中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

２　前項の場合のほか、震度４以下の地震その他災害の発生又は他府県への応援派遣等に当たり、中央本部は大阪広域水道企業団企業長が、ブロック本部及び現地連絡本部は中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

３　中央本部は大阪広域水道企業団本庁舎に、ブロック本部は事業所に、現地連絡本部は適宜必要な箇所に設置するものとする。

（応援要請）

第７条　応援の要請は、中央本部に対し、応援を受ける水道事業者（以下「被応援事業者」という。）が口頭、電話、電信その他の情報通信手段により行うものとする。

２　前項の場合のほか、被災地が混乱している状況にあって、中央本部会議において応援が必要と判断した場合は、被応援事業者から応援要請があったものとみなす。

３　被応援事業者は、後日速やかに中央本部に文書を送付するものとする。

（費用負担）

第８条　応援に要した費用の負担については、当事者間においてそれぞれ別途協議するものとする。

（実施要領）

第９条　本協定に基づく具体的な震災対策相互応援等の実施については、別途実施要領の定めるところによる。

（情報交換）

第１０条　各水道事業者及び大阪府は、震災対策に留まらず、大規模な事故等想定されるすべての危機について相互に協力し、情報交換を行うものとする。

（その他）

第１１条　本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、各水道事業者及び大阪府で協議するものとする。

平成23年4月1日

「大阪広域水道震災対策中央本部」組織図

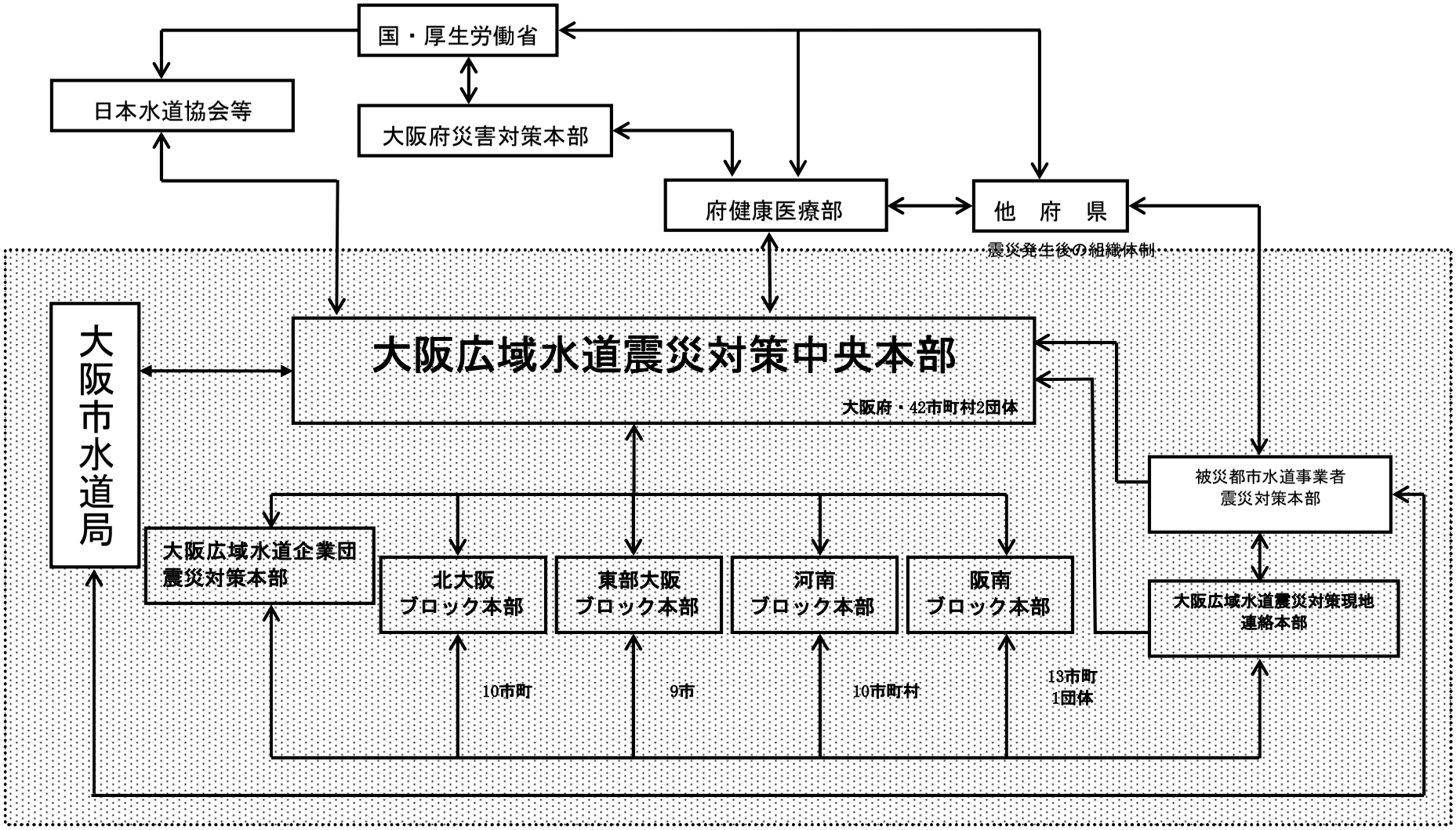

13　建築物関係

資料13-1　耐震安全性の分類

官庁施設に求められる耐震安全性（耐震安全性の分類）

施設の用途	対象施設	耐震安全性の目標		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達のための施設	指定行政機関入居施設 指定地方行政ブロック機関入居施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定地方行政機関入居施設	Ⅰ類	A類	甲類
	指定地方行政機関のうち上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関入居施設	Ⅱ類		
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	Ⅰ類	A類	甲類
	上記以外の病院関係施設	Ⅱ類		
避難所として位置づけられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	Ⅱ類	A類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅰ類	A類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅱ類		
多数のものが利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	Ⅱ類	B類	乙類
その他	一般官庁施設（上記以外のすべての官庁施設）	Ⅲ類	B類	乙類

耐震安全性の目標

構造体の大地震に対する耐震安全性の目標	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材の大地震に対する耐震安全性の目標	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備の大地震に対する耐震安全性の目標	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

出典：官庁施設の総合耐震計画基準

資料13-2　応急仮設住宅建設候補地

１．必要面積

全壊、焼失棟数×0.3×50㎡／１戸＝約　81,000 ㎡

２．候補地

名　　称	面積（㎡）
大師総合運動場	20,900
赤峰市民広場	18,402
下里総合運動場	19,000
天野少年球技場	3,170
松ヶ丘公園	1,700
清見台第１公園	4,550
寺ヶ池公園野球場	8,000
野作第１公園	3,000
南花台第１０公園	3,600
汐の宮公園	1,500
美加の台第１公園	2,100
計	85,922

14　地震被害想定関係

資料14　地震被害想定の概要

１．市の被害想定（中央構造線における地震）

(1) 前提条件

ア．被害想定のフロー

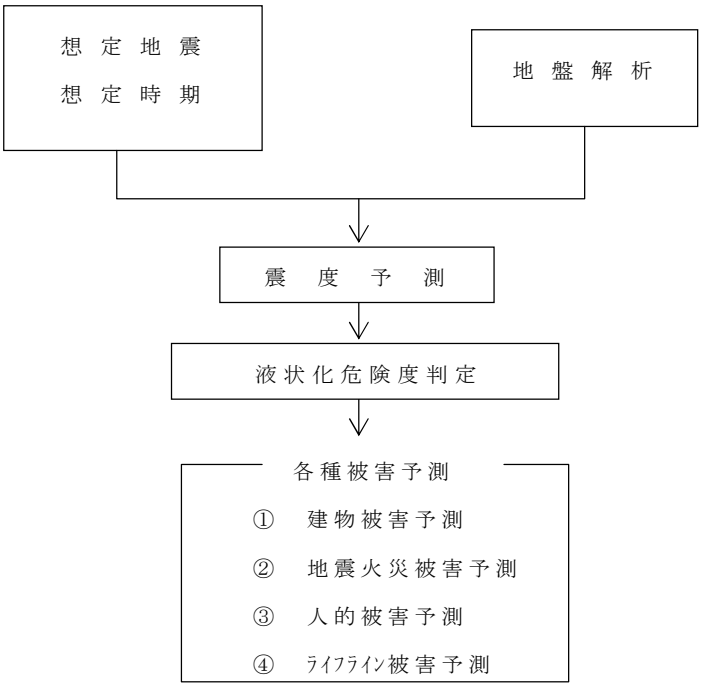

イ．想定地震

●中央構造線における地震

市南部和歌山県境とほぼ並行に位置する活断層である中央構造線による内陸直下型地震を想定した。中央構造線は、根来～■城東断層（新編日本の活断層による活断層No.45,35,30,27）で総延長59.9kmが動いたときの地震を想定した。断層長により地震規模を推定するとマグニチュード7.3となる。

ウ．想定時期

想定時期は、地震火災や人的被害等で影響が大きい「冬季の夕刻（平日）」とした。

エ．地盤解析

地震による地盤の揺れや被害は、地盤の状況によって大きく左右されることが知られている。そこで、精度の高い地震動予測を行うため、市内で実施されたボーリング資料を基に市域を11種類の地盤類に分類し、これらの地盤種を　250m×250mのメッシュで表した。

オ．震度予測

地震波は、地表近くにくると、地表付近の地盤が軟弱であるために増幅される。この増幅される度合いは地盤の状況により異なり、一般に低地が大きく山地が小さい。防災アセスメントでは、市域を区分した地盤種毎に応答計算を行い、地表最大加速度、地表最大速度、地表最大変位を求め、気象庁の計測震度計算法（平成８年）により震度を求めた。

想定地震１では、市域の推定震度は６弱～５弱となった。これによると、市北部で震度が大きく、国道170号周辺の低地で震度６弱となっており、それを囲むように震度が小さくなっている。山間部でも、千早口や天見等の谷底低地で震度６弱となっている。これら震度の大きい地域は、本市の主要な機関、産業、宅地が集中している。

想定地震２では、市域の推定震度は６強～５強であり、想定地震１より震度が大きい。地域別には想定地震１と同じく市北部で震度が大きいが、震度６強の地域はある程度限定される。

カ．液状化危険度判定

液状化とは、地震動によって地盤が液体のようになって砂が吹き出したり流動したりする現象であり、地下埋設物の被害や地盤の不等沈下が発生する。防災アセスメントでは、ボーリング調査結果から、液状化指数（ＰＬ）を算出し、液状化危険度を判定した。一般に液状化は、低地の砂層にみられるものであって、過去の地震被災例をみても、丘陵地、山地で液状化が発生したという記録はほとんど見られない。

想定地震１では、地震動が小さく、市域では液状化の発生度は低い。

想定地震２では、天見川、加賀田川、西除川沿いの低地において、液状化の危険性がある。

想定地震１，２のいずれにおいても、市域の山地部、丘陵部については、液状化の発生度は低いという結果となった。しかし、これらの想定であらわれていないが、丘陵地のため池周辺部において局地的に厚い砂層を有する等、比較的液状化の発生度の高い地盤も存在する。

キ．建物被害予測

建物は、構造により振動特性や耐震性に大きな違いがあるため、本調査では４つの構造（木造、ＲＣ造、Ｓ造、その他の構造）に区分して被害予測を行った。また、それぞれについて、建築年代、階層等の振動特性に影響する項目についても考慮した。

ク．地震火災被害予測

地震によって発生する出火（出火予測）、その出火に対する消防活動、さらに消防活動によって消し止められなかった火災の延焼動態（延焼予測）について予測した。

ケ．人的被害予測

建物被害及び地震火災被害予測結果を基に、死傷者数及び避難所生活者数を推定した。

コ．ライフライン被害予測

本調査では、上水道、下水道、ガス管の地下埋設管及び配電線、電話線の支持物を対象とし、地表最大加速度、ＰＬ値等を基に標準被害率を算出した。

また、標準被害率に延長または本数を乗じることにより被害量を推定した。

(2) 被害想定結果

本市の建物被害、焼失被害、人的被害等を算定した。建物被害では、小山田地区の被害率が最も大きくなった。焼失被害では、設定時期を冬の17時とし、延焼経過24時間における値を示した。これによると、長野地区の焼失率が最も大きくなった。

想定地震		中央構造線
地震の規模（マグニチュード）		7.3
建物総数		41,150棟
建物被害	全壊棟数	2,710棟 （6.6%）
	半壊棟数	11,680棟 （28.4%）
焼失被害	出火点数	２９
	焼失棟数	3,000棟 （7.3%）
総人口		119,810人
人的被害	死者数	720人 （0.6%）
	負傷者数	1,450人 （1.2%）
	避難所生活者数	13,340人 （11.1%）
ライフライン被害 250ｍメッシュでの最大	上水道管	５箇所以上
	下水道管	２～３箇所
	ガス管	３箇所以上
	電力柱	１本未満
	電話柱	１本未満

２．市の被害想定（南海トラフ巨大地震）

「大阪府南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成26年1月）」において、市町村別に被害が最大となると考えられる条件で検討された結果がとりまとめられた。河内長野市における被害想定結果は以下のとおりである。

○ライフライン等施設被害

上水道

給水人口（人）	断水率(%)					
	被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヶ月後	約40日後
111,028	59.2%	26.3%	24.4%	22.6%	6.1%	0.4%

下水道

処理人口（人）	機能支障率(%)				
	被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヶ月後
93,500	3.8%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%

電力

契約軒数	停電率(%)					早期受電困難(%)
	被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヶ月後	
49,397	49.0%	3.5%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%

通信（固定電話）

加入契約者数	復旧対象契約数	不通契約数(%)				
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヶ月後
24,000	21,000	87.5%	4.2%	4.2%	0.0%	0.0%

通信（携帯電話）

携帯電話基地局数	通信状況等									
	被災直後		1日後		4日後		7日後		1ヶ月後	
	停波基地局数	不通ランク	停波基地局数	不通ランク	停波基地局数	不通ランク	停波基地局数	不通ランク	停波基地局数	不通ランク
281	87.0%	A	3.5%	－	2.4%	－	0.0%	－	0.0%	－

○交通施設被害

道路

道路総延長(km)	被害箇所数
407	31

道路閉塞率

道路幅員別延長(km)				道路幅員別閉塞率(%)			道路リンク閉塞率(%)
5.5m以上13.0m未満	3.0m以上5.5m未満	3.0m未満	13.0m未満道路延長合計	5.5m以上13.0m未満	3.0m以上5.5m未満	3.0m未満	
159.8	202.9	26.2	388.9	0.5%	1.6%	3.4%	1.3%

○生活への影響

避難者数

1日後			1週間後			1ヶ月後			約40日後		
避難者数（人）			避難者数（人）			避難者数（人）			避難者数（人）		
	避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外
1,163	698	465	7,358	3,679	3,679	7,186	2,156	5,030	1,163	349	814

帰宅困難者数

帰宅困難者数（人）
4,088

物資

飲料水（ﾘｯﾄﾙ）				食糧（食）				毛布（枚）		
備蓄量	必要量		不足量(7日間)	備蓄量	必要量		不足量(7日間)	備蓄量	必要量	不足量(7日間)
	1～3日間	4～7日間			1～3日間	4～7日間				
117,047	455,809	319,412	658,175	41,528	12,556	105,954	76,983	4,120	2,325	-1,795

医療機能（冬18時（早期避難率低））

転院患者数（人）	医療対応不足数（人）
13	0

○災害廃棄物

災害廃棄物等（冬18時）

災害廃棄物発生量（万ｔ）				
計	揺れ	液状化	急傾斜	火災
2.0	1.5	0.4	0.1	0.0

○その他

エレベーター内閉じ込め

エレベーター設置台数	エレベーター停止台数
312	74

○人的被害・建物被害

建物被害

	揺れによる全壊棟数			半壊棟数		
	全建物	木造	非木造	全建物	木造	非木造
揺れによる建物被害	177	139	38	2,104	1,849	254
液状化による建物被害	49	49	0	107	107	0
急傾斜地崩壊による建物被害	10	8	2	15	10	5

地震火災による建物被害（1%超過確率風速）

揺れによる全壊棟数	
冬18時	夏12時
0	0

○屋外転倒、落下物の発生

ブロック塀・自動販売機等の転倒（ブロック塀）

塀件数				転倒件数				転倒率		
総数	ﾌﾞﾛｯｸ塀	石塀	ｺﾝｸﾘｰﾄ塀	総数	ﾌﾞﾛｯｸ塀	石塀	ｺﾝｸﾘｰﾄ塀	ﾌﾞﾛｯｸ塀	石塀	ｺﾝｸﾘｰﾄ塀
6,476	4,486	981	1,009	1,279	699	430	149	15.6%	43.8%	14.8%

ブロック塀・自動販売機等の転倒（自動販売機）

自動販売機台数	自動販売機転倒件数	転倒率
4,084	562	13.8%

屋外落下物の発生

落下危険物を有する建物棟数	屋外落下物が生じる建物棟数	落下率
17,310	51	0.3%

○人的被害

建物倒壊による被害（合計 ※「揺れによる被害」と「屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害」の合計）

	死者数	負傷者数	重傷者数
夏12時	7	274	26
冬18時	8	285	22

建物倒壊による被害（揺れによる被害）

	死者数			負傷者数			重傷者数		
	全建物内	木造内	非木造内	全建物内	木造内	非木造内	全建物内	木造内	非木造内
夏12時	7	4	3	189	45	144	12	2	10
冬18時	7	6	1	201	126	75	10	5	5

屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害

		死者数	負傷者数	重傷者数
屋内収容物	夏12時	0	22	6
	冬18時	1	22	5
屋内落下物	夏12時	0	23	2
	冬18時	0	23	2
屋内ガラス被害	夏12時	0	40	6
	冬18時	0	39	5
合計	夏12時	0	85	14
	冬18時	1	84	12

急傾斜地崩壊による人的被害

	死者数	負傷者数	重傷者数
夏12時	0	0	0
冬18時	1	1	0

火災による人的被害（1%超過確率風速）

	死者数				負傷者数			重傷者数		
	合計	炎上出火家屋からの逃げ遅れ	倒壊による家屋内の救出困難の閉じ込め	延焼拡大時の逃げまどい	合計	炎上出火家屋からの逃げ遅れ	倒壊による家屋内の救出困難の閉じ込め	合計	炎上出火家屋からの逃げ遅れ	倒壊による家屋内の救出困難の閉じ込め
夏12時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冬18時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による被害

		死者数			負傷者数			重傷者数		
		ﾌﾞﾛｯｸ塀	石塀	ｺﾝｸﾘｰﾄ塀	ﾌﾞﾛｯｸ塀	石塀	ｺﾝｸﾘｰﾄ塀	ﾌﾞﾛｯｸ塀	石塀	ｺﾝｸﾘｰﾄ塀
ﾌﾞﾛｯｸ塀	夏12時	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	冬18時	0	0	0	1	1	0	1	0	0
自動販売機	夏12時	0			0			0		
	冬18時	0			0			0		
屋外落下物	夏12時	0			0			0		
	冬18時	0			0			0		
合計	夏12時	0			0			0		
	冬18時	0			2			1		

揺れによる建物被害

揺れによる建物被害	
夏12時	冬12時
27	34

○参考

1）人口（市内・浸水域）

市内全域	
夜間人口	昼間人口
12,490	92,434

2）建物棟数

市内		
建物棟数	木造棟数	非木造棟数
46,330	29,160	17,170

3）出火件数

出火件数（冬18時）			出火件数（夏12時）		
建物棟数	木造棟数	非木造棟数	建物棟数	木造棟数	非木造棟数
3	0	0	2	0	0

２．府の被害想定

内陸直下型地震及び海溝型地震による被害を想定した。

大阪府地震被害想定の概要

		上町断層帯（A）	上町断層帯（B）	生駒断層帯
地震の規模		マグニチュード(M) 7.5～7.8 計測震度 ５弱～６強	マグニチュード(M) 7.5～7.8 計測震度 ５強～７	マグニチュード(M) 7.3～7.7 計測震度 ４以下～５強
建物全半壊棟数		全壊　449　棟 半壊　881　棟	全壊　1,184　棟 半壊　1,844　棟	全壊　12　棟 半壊　34　棟
出火件数（炎上１日夕刻）		0　件	1　件	0　件
死傷者数		死　者　2　人 負傷者　281　人	死　者　7　人 負傷者　539　人	死　者　0　人 負傷者　10　人
り災者数		5,108　人	10,647　人	189　人
避難所生活者数		1,482　人	3,088　人	55　人
ライフライン	停電	3,331　軒	5,683　軒	0　軒
	ガス供給停止	0　千戸	8　千戸	0　千戸
	電話不通	2,065　加入者	2,065　加入者	1,147　加入者
	水道断水	1.7　万人	3.5　万人	0.8　万人

		有馬高槻断層帯	中央構造線断層帯	東南海・南海地震
地震の規模		マグニチュード(M) 7.3～7.7 計測震度 ４以下～５弱	マグニチュード(M) 7.7～8.1 計測震度 ６弱～６強	マグニチュード(M) 7.9～8.6 計測震度 ４以下～５強
建物全半壊棟数		全壊　0　棟 半壊　0　棟	全壊　1,077　棟 半壊　1,861　棟	全壊　21　棟 半壊　56　棟
出火件数（炎上１日夕刻）		0　件	1　件	0　件
死傷者数		死　者　0　人 負傷者　0　人	死　者　5　人 負傷者　592　人	死　者　0　人 負傷者　15　人
り災者数		1　人	10,715　人	217　人
避難所生活者数		1　人	3,108　人	63　人
ライフライン	停電	0　軒	20,021　軒	0　軒
	ガス供給停止	0　千戸	8　千戸	0　千戸
	電話不通	0　加入者	2,065　加入者	0　加入者
	水道断水	0　万人	4.0　万人	0.1　万人

出典：大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書、平成19年３月、大阪府

15　河内長野市自主防災組織一覧表

資料 15　河内長野市自主防災組織一覧表　　平成 25 年 12 月現在

	組織名	設立年月日
1	南花台自治会・自主防災委員会	H13.10.28
2	サニータウン自治会・自主防災委員会	H14.6.1
3	UR 南花台団地自治会・自主防災委員会	H16.3.28
4	高向自主防災委員会	H17.4.17
5	野作町自治会自主防災組織	H17.6.13
6	上原区自治会自主防災組織	H17.10.1
7	アメニティ長野自主防災組織	H19.6.1
8	清見台自主防災委員会	H20.6.22
9	南ヶ丘自主防災委員会	H20.9.15
10	美加の台自治会自主防災委員会	H20.10.18
11	長野地区町会連合会自主防災組織	H21.1.27
12	楠台自治会自主防災委員会	H21.4.1
13	大矢船自主防災組織	H21.10.1
14	寿町町会自治会自主防災部	H22.7.12
15	下西代連合自治会自主防災組織	H22 年度
16	美加の台自治会連合会防災会	H23.1.9
17	荘園町防災会	H23.4.24
18	河内長野グリーンマンション自主防災会	H23.5.1
19	南貴望ヶ丘自治会防災特別部会	H23.9.1
20	楠町自主防災組織	H24.1.1
21	小山田自治会自主防災組織	H24.1.15
22	三日市町会自主防災委員会	H24.4.1
23	美加の台南自主防災会	H24.4.1
24	流谷地区自主防災組織	H24.5.1
25	北青葉台自治会自主防災委員会	H24.6.3
26	楠ヶ丘自主防災委員会	H24.8.24
27	千代田東和苑自主防災組織	H24.12.1
28	上天見地区自主防災組織	H25.4.1
29	南青葉台防災委員会	H25.4.1
30	喜多ガーデンヒル自治会自主防災組織	H25.4.1
31	北貴望ヶ丘防災会	H25.4.14
32	美加の台南海アーバンパレス自主防災組織	H25.5.26
33	古野区自主防災組織	H25.5.31
34	中片添町自主防災組織委員会	H25.6.16
35	西代区自治会自主防災組織	H25.8.1
36	松ヶ丘連合町会自主防災会	H25.8.4
37	ライオンズマンション自由ヶ丘合同自主防災組織	H25.10.1
38	向野上町会自主防災組織	H25.10.7
39	楠翠台自主防災委員会	H25.11.3
40	旭ヶ丘自主防災委員会	H25.11.24

16　河内長野市防災会議委員名簿

資料16　河内長野市防災会議委員名簿

平成26年３月現在

委員の内訳	役職名	役職名	氏名
会　　長	河内長野市	市長	芝田　啓治
第１号委員			
第２号委員 （定数３人）	大阪府　富田林土木事務所	所長	小笠原　洋一
	大阪府　富田林土木事務所	地域防災監	森口　治
	大阪府　富田林保健所　地域保健課	課長	小川　ひろみ
第３号委員 （定数２人）	大阪府　河内長野警察署	署長	浦田　慶一郎
	大阪府　河内長野警察署　警備課	課長	山下　浩年
第４号委員 （定数）	河内長野市	副市長	向井　一雄
	河内長野市	副市長	田中　満
	河内長野市	総務部長	
	河内長野市	上下水道部長	
	河内長野市	地域福祉部長	
	河内長野市	都市建設部長	
	河内長野市	総合事務局長	
第５号委員	河内長野市　教育長		和田　　栄
第６号委員	河内長野市　消防長		角　俊孝
	河内長野市　消防団	団長	北大宅　伊太郎
第７号委員 （定数７人）	西日本電信電話㈱　大阪支店　設備部	部長	藤原　知孝
	関西電力㈱　羽曳野営業所	所長	吉村　元伸
	南海電気鉄道㈱　河内長野駅	駅長	中谷　晴彦
	(一社)河内長野市医師会	会長	松尾　正氣
	大阪ガス㈱　導管事業部南部地区	保安総括	辻　哲男
	河内長野ガス㈱　供給保安担当	執行役員	山中　一恭
	河内長野市作業所連絡協議会	会長	大谷　多美子
第８号委員	河内長野市自主防災組織連絡協議会	会長	廣瀬　義雄
	神戸大学社会科学系教育府	特命准教授	紅谷　昇平

＜定数＞１号、２号、３号、４号及び７号委員の定数は、それぞれ１人、３人、２人、７人及び７人以内

＜任期＞１～６号委員期限なし、７号委員２年間（補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間）

河内長野市地域防災計画

平成26年4月修正

河内長野市危機管理課

〒586-8501
河内長野市原町一丁目１番１号
0721-53-1111（代表）